

# 事務事業現況調書

相模原市・津久井町・城山町・相模湖町・藤野町

相模原市・津久井町・相模湖町合併協議会

## 事務事業現況調書 目次

### 報告第8号 各種事務事業の取扱いについて（Ｃランク）その3

管理部会	・・・・・・・・・・・・・・・・	1
学校教育部会	・・・・・・・・・・・・・・・・	57
生涯学習部会	・・・・・・・・・・・・・・・・	104
議会部会	・・・・・・・・・・・・・・・・	191
選挙管理委員会部会	・・・・・・・・・・・・・・・・	209
監査委員部会	・・・・・・・・・・・・・・・・	226
農業委員会部会	・・・・・・・・・・・・・・・・	238
会計部会	・・・・・・・・・・・・・・・・	260

**各種事務事業の取扱いについて  
( Cランク ) その3**

管 理 部 会

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		管理部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
6	教育委員会運営事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	教育総務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課
根拠法令等	地方自治法・ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律	地方自治法・ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律	地方自治法・ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律	地方自治法・ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律	地方自治法・ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律
歳出予算額（平成16年度）	9,766千円	674千円	637千円	589千円	875千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的・内容】 教育委員会の運営 教育委員会の会議 ・定例会・・・原則として毎月1回 ・臨時会・・・必要の都度</p> <p>【事業費の主な内訳】 報酬 7,218千円 ・委員長 ①168,000円 / 月 (2,016,000円 / 年) ・委員(3名) ①144,500円 / 月 (1,734,000円 / 年) 負担金、補助及び交付金 110千円 ・県市町村教育委員会連合会負担金 97,000円 ・関東甲信静市町村教育委員会連合会 総会出席負担金 13,000円</p>	<p>【目的・内容】 教育委員会の運営 教育委員会の会議 ・定例会・・・原則として毎月1回 ・臨時会・・・必要の都度</p> <p>【事業費の主な内訳】 報酬 615千円 ・委員長 ①177,000円 / 年 ・職務代理 ①150,000円 / 年 ・委員(2名) ①144,000円 / 年 負担金、補助及び交付金 59千円 ・県市町村教育委員会連合会負担金 16,000円 ・関東甲信静市町村教育委員会連合会 総会出席負担金 18,000円 ・郡地域教育振興協議会負担金 24,800円</p>	<p>【目的・内容】 教育委員会の運営 教育委員会の会議 ・定例会・・・原則として毎月1回 ・臨時会・・・必要の都度</p> <p>【事業費の主な内訳】 報酬 576千円 ・委員長 ①169,000円 / 年 ・委員(3名) ①135,500円 / 年 負担金、補助及び交付金 61千円 ・県市町村教育委員会連合会負担金 17,000円 ・関東甲信静市町村教育委員会連合会 総会出席負担金 15,000円 ・郡地域教育振興協議会負担金 29,200円</p>	<p>【目的・内容】 教育委員会の運営 教育委員会の会議 ・定例会・・・原則として隔月 ・臨時会・・・必要の都度</p> <p>【事業費の主な内訳】 報酬 562千円 ・委員長 ①166,000円 / 年 ・委員(3名) ①132,000円 / 年 負担金、補助及び交付金 27千円 ・県市町村教育委員会連合会負担金 6,000円 ・関東甲信静市町村教育委員会連合会 総会出席負担金 3,000円 ・郡地域教育振興協議会負担金 18,000円</p>	<p>【目的・内容】 教育委員会の運営 教育委員会の会議 ・定例会・・・原則として毎月1回 ・臨時会・・・必要の都度</p> <p>【事業費の主な内訳】 報酬 587千円 ・委員長 ①172,300円 / 年 ・職務代理 ①142,800円 / 年 ・委員(2名) ①135,600円 / 年 費用弁償 102千円 交際費 139千円 食料費 17千円 負担金、補助及び交付金 30千円 ・県市町村教育委員会連合会負担金 15,000円 ・関東甲信静市町村教育委員会連合会 総会出席負担金 15,000円</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		管理部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
7	日直代行員等経費		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	教育総務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課
根拠法令等	日直代行員服務要領				
歳出予算額(平成16年度)	72,341千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 小中学校の施設環境の維持及び管理</p> <p>【内容】 休日等の日直業務を行うため、日直代行員を各小中学校へ1名配置 平日の学校管理等の業務を行うため、学校作業員を配置 ・正規学校作業員61人 ・退職者不補充 ・正規職員のない18校は嘱託職員と非常勤職員の2名配置 ・新設3校については民間委託 新設小学校3校の学校作業員業務、及び日直代行員業務を民間へ委託 (3校以外の学校作業員については、退職者不補充を基本に、再雇用も活用しながら順次民間委託を予定)</p> <p>【基礎数値】 小学校 55校 中学校 27校 ・日直代行員の勤務日 土曜・日曜・祝日・年末年始・開校記念日 ・日直代行員の報酬 日給5,540円 年末年始8,160円 ・予算 日直代行員報酬等 小学校52校 38,282千円 日直代行員報酬等 中学校27校 19,884千円 学校作業員、日直代行員業務委託 新設小学校3校 14,175千円</p>	<p>【目的】 小中学校の施設環境の維持及び管理</p> <p>【内容】 日直代行員制度 該当なし 学校管理業務 ・学校用務員3人 ・退職者不補充 ・正規職員のない3校は非常勤職員の1名と生きがい事業団委託で対応</p> <p>【基礎数値】 小学校 4校 中学校 2校</p>	<p>【目的】 小中学校の施設環境の維持及び管理</p> <p>【内容】 日直代行員制度 該当なし 学校管理業務 ・学校用務員4人 ・退職者不補充 ・正規職員のない8校は非常勤職員1名配置</p> <p>【基礎数値】 小学校 7校 中学校 5校</p>	<p>【目的】 小中学校の施設環境の維持及び管理</p> <p>【内容】 日直代行員制度 該当なし 学校管理業務 ・学校用務員4人 ・退職者不補充 ・正規職員のない1校は非常勤職員1名配置</p> <p>【基礎数値】 小学校 3校 中学校 2校</p>	<p>【目的】 小中学校の施設環境の維持及び管理</p> <p>【内容】 日直代行員制度 該当なし 学校管理業務 ・学校用務員 3名 ・退職者不補充 ・正規職員のない15校は非常勤職員5名配置</p> <p>【基礎数値】 小学校 7校(H16.4.1現在) 中学校 1校</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		管理部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
14	職員の研修		A協議会    B幹事会    C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	教育総務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）	891千円	0千円	0千円	0千円	
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 栄養士、給食調理員、学校作業員、介助員を対象に、それぞれの専門性に応じて必要とされる知識、技能の習得を図るための研修。 その他、管理部内職員を含む専門派遣研修。</p> <p>【内容】 職場専門研修 職種別研修 4回 給食調理員中堅層研修 1回 学校作業員実技研修 2回 安全衛生講習会 2回 専門派遣研修 管理部内職員を対象を含む派遣研修 各種10回</p>	<p>【目的】 給食センター調理員を県等が主催する研修会に参加し、必要とされる知識、技能の習得を図る。特殊学級介助員、補助教員等を対象に、日ごろの業務について確認しあう等の目的のため連絡会議を行う。</p> <p>【内容】 給食センター調理員研修 年間3回程度 連絡会議 ・特殊学級介助員 3回 ・補助教員連絡会議 3回</p>	<p>【目的】 学校用務員を対象に、必要とされる知識、技能の習得を図るための研修。</p> <p>【内容】 職場専門研修 学校用務員実務研修 1回</p>	<p>【目的】 栄養士、給食調理員、学校作業員、介助員を対象に、それぞれの専門性に応じて必要とされる知識、技能の習得を図るための研修。 その他、管理部内職員を含む専門派遣研修。</p> <p>【内容】 職場専門研修 給食調理員研修 1回 介助員研修 3回</p>	<p>【目的】 給食調理員を県等が主催する研修会に参加させ必要とされる知識、技能の習得を図る。特殊学級介助員を対象に、業務の取り組み方に対する指導と連絡会議を行う。</p> <p>【内容】 職場専門研修 給食調理員 1回程度 介助員研修 1回</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		管理部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
7	私立幼稚園教育振興補助金		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	学務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課
根拠法令等	相模原市私立幼稚園教育振興補助金交付要綱	城山町私立幼稚園教育振興補助金交付要綱	津久井町私立幼稚園施設整備費補助金交付要綱		
歳出予算額(平成16年度)	65,900千円	2,360千円	450千円		
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円		
【事務事業の内容】	<p>【目的】 私立幼稚園教育の振興及び私立幼稚園の教育条件の改善を図る。</p> <p>【補助金額】 ・学級割 80,000円 ・幼児数割 3,000円 5月1日、学校基本調査数値による</p> <p>【16年度予算内訳】 学級割 @80,000円×415学級 幼児数割 @3,000円×10,900人 1園平均 1,464千円 1人平均 6千円</p>	<p>【目的】 町内の私立幼稚園の教育の充実を図る</p> <p>【補助金額】 ・均等割 1,000,000円/園 ・園児数割 2,000円/人 6月1日現在の在園在住4、5歳児数</p> <p>【16年度予算内訳】 均等割 @1,000,000円×2園 園児数割 @2,000円×180人 1園平均 1,180千円 1人平均 13千円</p>	<p>【目的】 幼稚園教育の重要性をかんがみ、町内の私立幼稚園の教育の充実を図る。</p> <p>【補助金額】 ・予算に対し、均等割70%、園児割30% で町内2幼稚園に交付する。 6月1日現在の在園在住3、4、5歳児数</p> <p>【16年度予算内訳】 均等割 315,000円 園児割 135,000円 1園平均 225千円 1人平均 2千円</p>	<p>該当なし 町内私立幼稚園 1園</p>	<p>該当なし 町内私立幼稚園はなし。</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	管理部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
8	私立幼稚園運営助成事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	学務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課
根拠法令等	相模原市私立幼稚園預かり保育事業補助金交付要綱・ 相模原市私立幼稚園健康診断事業補助金交付要綱・				
歳出予算額（平成16年度）	56,209千円				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>1. 預かり保育補助金</p> <p>【対象】 預かり保育担当職員を配置し、年間を通じて継続的に希望する園児を対象に1日3時間以上預かり保育のできる体制を整え、1日1時間以上の教育を行う預かり保育の実績のある事業。</p> <p>【16年度予算内訳】 1日の平均預かり保育園児数により補助 A 1人～10人 @900千円×22園 B 11人～20人@1,100千円×16園 C 21人以上 @1,300千円×6園 計 45,500千円 44園</p> <p>2. 私立幼稚園健康診断事業補助金</p> <p>【対象】 市内私立幼稚園設置者が行う健康診断事業（内科検診）について補助</p> <p>【16年度予算内訳】 @500円×10,900人=5,450千円</p> <p>3. 団体運営補助</p> <p>【対象】 市内私立幼稚園団体（3団体あり）に、団体運営経費を対象に加盟園数に応じて補助</p> <p>【16年度予算内訳】 @30,000×45園=1,350千円</p> <p>4. 教育研究県央地区大会補助金</p> <p>【対象】 4年に1回相模原市において開催される大会運営経費の一部を開催地自治体として補助</p> <p>【16年度予算内訳】 840千円</p> <p>5. 治癒証明書発行</p> <p>【対象】 ・認可私立幼稚園の相模原市在住園児（市内在住であれば、市外園でも可） ・対象疾病 百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎、風疹、水痘、咽頭結膜熱、溶連菌感染症、手足口病、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、とびひ、中耳炎</p> <p>【実施方法】 医療機関の請求に基づいて支払</p> <p>【16年度予算内訳】 ・手数料 @840×3,600件=3,024千円 ・証明書印刷 40千円</p> <p>6. 永年勤続者感謝状贈呈 市内私立幼稚園に15年以上勤務している常勤の職員に対し感謝状贈呈 諸費5千円</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		管理部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
9	私立幼稚園障害児教育助成金		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	学務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課
根拠法令等	相模原市私立幼稚園障害児教育補助金交付要綱				
歳出予算額(平成16年度)	10,752千円				
歳入予算額(平成16年度)	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【対象】 障害児検討委員会において統合保育を実施することにより心身の健全な発達を助長できると判断された園児で、市内在住の者</p> <p>【補助対象施設】 市内に設置された私立幼稚園</p> <p>【補助単価】 14,000円/月・人</p> <p>【16年度予算内訳】 @14,000円×12ヶ月×64人</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		管理部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
10	奨学金貸付金		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	学務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課
根拠法令等	相模原市奨学金条例・ 相模原市奨学金条例施行規則・		津久井町育英奨学金貸付基金条例・ 津久井町育英奨学金貸付基金条例施行規則		
歳出予算額（平成16年度）	3,906千円		0千円		
歳入予算額（平成16年度）	0千円		0千円		
【事務事業の内容】	<p>【目的】            修学困難な者に対し、修学を奨励するため、奨学金を貸与することを目的とする。</p> <p>【貸与資格】            (1)本市に居住し、高等学校、中等教育学校（後期課程に限る。）、高等専門学校及び専修学校（高等課程に限る。）に在学する者であること。            (2)経済的理由により就学困難な者であること。            (3)学業を続けようとする意欲のある者であること。            (4)神奈川県その他の公共団体又は公共的団体から奨学金その他これに類する金品を受ける予約又は貸与若しくは給与を受けていない者であること。</p> <p>【貸与金額（月額）】            9,600円（県立高校授業料相当額）            （ただし平成15年度以前に貸与の決定を受けているものは9,300円）</p> <p>【実施状況】            16年度貸与者数：25名（平成16年4月末現在）            15年度貸与者数：28名（平成15年4月末現在）            15年度貸付金額2,697千円</p>	該当なし	<p>【目的】            修学困難な者に対し、修学を奨励するため、奨学金を貸与することを目的とする。</p> <p>【貸与資格】            (1)本町に住所を有する高等学校に在学中の者であること。            (2)経済的理由により高等学校課程の修学が困難で、次に掲げる要件を満たす者でなければならない。            学業成績が優秀であること。            身体強健であること。            強固な意志をもち、性格善良な者であること。</p> <p>【貸与金額（月額）】            10,000円以内で町長が定める額</p> <p>【実施状況】            16年度貸与者数：0名（平成16年4月末現在）            15年度貸与者数：0名（平成15年4月末現在）            15年度貸付金額 0千円</p>	該当なし	該当なし

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		管理部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
11	奨学基金積立金		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	学務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課
根拠法令等	相模原市奨学基金条例・ 相模原市奨学基金条例施行規則		津久井町育英奨学資金貸付基金条例		
歳出予算額（平成16年度）	36千円		1千円		
歳入予算額（平成16年度）	0千円		1千円		
【事務事業の内容】	<p>【目的】 奨学基金に積み立てた使途指定寄付金分（600万円）について、その趣旨を考慮し、当該金額に係る利子相当額を基金に編入するもの。</p> <p>【事業費内訳（積算根拠）】 600万円に対する利子収入相当額 公共債の購入にてにて適用 年利率0.6%</p> <p>【奨学基金現在高（H16.3.31現在）】 24,404,018円</p>	該当なし	<p>【目的】 奨学基金に積み立てた使途指定寄付金分（500万円）について、その趣旨を考慮し、当該金額に係る利子相当額を基金に編入するもの。</p> <p>【事業費内訳（積算根拠）】 500万円に対する利子収入相当額 普通預金にて管理</p> <p>【奨学基金現在高（H16.3.31現在）】 7,331,324円</p>	該当なし	該当なし

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		管理部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
12	中学校課外活動助成金		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	学務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課
根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相模原市補助金等に係る予算の執行に関する規則</li> <li>・中学校課外活動助成金交付要綱</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・城山町補助金等に係る予算の執行に関する規則</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・藤野町立小中学校幼稚園大会出場経費助成要綱</li> </ul>
歳出予算額（平成16年度）	22,562千円	1,900千円			1,334千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円			0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 生徒の積極的な参加を目的とした魅力ある課外活動の場づくりを通し、中学校における生徒の健全育成を図るために助成するもの</p> <p>【対象】 各中学校における課外活動に要する経費（用具等の購入に係る経費・対外試合等に係る経費）</p> <p>【事業予算額】 22,562千円</p> <p>【交付先】 相模原市立中学校の課外活動運営委員会（代表者は校長）27校</p> <p>参考 1校あたりに係る経費 ・中：836千円（27校） 1人あたりに係る経費（H16.5.1現在） ・中：1.5千円（15,379人）</p>	<p>【目的】 生徒の積極的な参加を目的とした魅力ある課外活動の場づくりを通し、中学校における生徒の健全育成を図るために助成するもの</p> <p>【対象】 各中学校における課外活動に要する経費（対外試合等に係る経費）</p> <p>【事業予算額】 1,900千円</p> <p>参考 1校あたりに係る経費 ・中：950千円（2校） 1人あたりに係る経費（H16.5.1現在） ・中：2.9千円（635人）</p>	該当なし	該当なし	<p>【目的】 生徒の積極的な参加を目的とし、スポーツ等を通して生徒の健全育成の場づくりを助成するもの</p> <p>【対象】 中学校における大会等出場経費（対外試合等に係る経費）</p> <p>【事業予算額】 1,334千円</p> <p>（参考） 1校あたりに係る経費 ・中：1,334千円（1校） 1人あたりに係る経費（H16.5.1現在） ・中：4.2千円（313人）</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	管理部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
13	各種教育研究団体補助金	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	学務課 ・相模原市補助金等に係る予算の執行に関する規則	教育総務課 ・城山町補助金等に係る予算の執行に関する規則	教育総務課 ・津久井町補助金等に係る予算の執行に関する規則	教育総務課	教育総務課 ・藤野町予算決算会計規則
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）	9,483千円	268千円	192千円		1,829千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円		0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 教育研究団体の自主的な調査・研究活動の促進を図ることにより、教育内容のより一層の充実・向上を目的とし、運営費等補助金を交付するもの 【補助金分類・事業予算額】 相模原市立小学校校長会補助金：368千円 相模原市立中学校校長会補助金：328千円 相模原市立小学校教頭会補助金：241千円 相模原市立中学校教頭会補助金：115千円 相模原市立小学校教育研究会補助金：2,332千円 相模原市立中学校教育研究会補助金：1,476千円 相模原市立小中学校教育音楽合奏研究会補助金：239千円 相模原市立小中学校視聴覚教育研究会補助金：450千円 相模原市学校図書館協議会補助金：155千円 相模原市中学校体育連盟補助金：3,100千円 相模原市支援教育研究会補助金：90千円 相模原市立学校事務研究協議会補助金：26千円 神奈川県高等学校定通教育振興会補助金：71千円 県央東北地区高等学校定時制通信制教育振興会補助金：292千円 相模原市立小中学校教育連合会補助金：200千円</p> <p>【公共的団体】 相模原市立小学校校長会 相模原市立中学校校長会 相模原市立小学校教頭会 相模原市立中学校教頭会</p>	<p>【目的】 教育研究団体の自主的な調査・研究活動の促進を図ることにより、教育内容のより一層の充実・向上を目的とし、運営費等補助金を交付するもの 【補助金分類・事業予算額】 城山町校長会補助金：158千円 城山町教頭会補助金：30千円 指定校補助金：80千円小学校</p> <p>【公共的団体】 城山町校長会 城山町教頭会</p>	<p>【目的】 教育研究団体の自主的な調査・研究活動の促進を図ることにより、教育内容のより一層の充実・向上を目的とし、運営費等補助金を交付するもの 【補助金分類・事業予算額】 津久井町校長会補助金：53千円 津久井町教頭会補助金：39千円 津久井町研究指定校補助金：50千円（小学校） 津久井町研究指定校補助金：50千円（中学校）</p> <p>【公共的団体】 津久井町小中学校校長会 津久井町小中学校教頭会</p>	該当なし	<p>【目的】 教育研究団体の自主的な調査・研究活動の促進を図ることにより、教育内容のより一層の充実・向上を目的とし、運営費等補助金を交付するもの 【補助金分類・事業予算額】 藤野町校長会補助金：329千円 藤野町教頭会補助金：17千円 藤野町学校事務職員研究会：14千円 藤野町養護部会：16千円 藤野町研究指定校補助金：73千円（小） 藤野町研究指定校補助金：73千円（中） 藤野町視聴覚教育研究会補助金：13千円 神奈川県高等学校定通教育振興会補助金：5千円 県央東北地区高等学校定時制通信制教育振興会補助金：3千円 授業改革補助金（小中学校）：240千円 情報発信補助金（小中学校）：160千円 藤野町障害児交流会：33千円 津久井町地域教育振興会：19千円 町学校経営費補助金：630千円（小） 町学校経営費補助金：204千円（中）</p> <p>【公共的団体】 相模湖町校長会 相模湖町教頭会</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		管理部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
14	各種教育研究大会等分担金		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	学務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課
根拠法令等	相模原市補助金等に係る予算の執行に関する規則				
歳出予算額（平成16年度）	8,142千円	844千円	1,357千円	417千円	805千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 各種教育研究大会の市負担金及び学校分担金等を負担することにより、大会及び研究会の円滑な運営を図り、研究活動の促進・教育の向上を目指す。</p> <p>【負担金分類・事業予算額】 小学校校長会負担金（8件）：1,930千円 中学校校長会負担金（5件）：918千円 小学校教頭会負担金（4件）：990千円 中学校教頭会負担金（4件）：450千円 小学校教育研究会負担金（6件）：118千円 中学校教育研究会負担金（12件）：259千円 視聴覚教育研究会負担金（1件）：82千円 学校図書館協議会負担金（1件）：82千円 中学校体育連盟負担金（2件）：2,211千円 支援教育研究会負担金（7件）：235千円 教育団体関係機関への負担金（1件）：360千円 各種大会等分担金（3件）：507千円</p>	<p>【目的】 各種教育研究大会の町負担金及び学校分担金等を負担することにより、大会及び研究会の円滑な運営を図り、研究活動の促進・教育の向上を目指す。</p> <p>【負担金分類・事業予算額】 小学校校長会負担金（2件）：79千円 中学校校長会負担金（1件）：35千円 小学校教育研究会負担金（3件）：75千円 中学校教育研究会負担金（3件）：121千円 中学校体育連盟負担金（2件）：444千円 教育団体関係機関への負担金（6件）：62千円 各種大会等分担金（2件）：28千円</p> <p>【公共的団体】 津久井郡小学校長会 津久井郡中学校長会</p>	<p>【目的】 各種教育研究大会の町負担金及び学校分担金等を負担することにより、大会及び研究会の円滑な運営を図り、研究活動の促進・教育の向上を目指す。</p> <p>【負担金分類・事業予算額】 小学校校長会負担金（1件）：108千円 中学校校長会負担金（1件）：68千円 小学校教育研究会負担金（5件）：133千円 中学校教育研究会負担金（3件）：225千円 中学校体育連盟負担金（2件）：715千円 教育団体関係機関への負担金（9件）：99千円 各種大会等分担金（1件）：9千円</p> <p>【公共的団体】 津久井郡小学校長会 津久井郡中学校長会</p>	<p>【目的】 各種教育研究大会の町負担金及び学校分担金等を負担することにより、大会及び研究会の円滑な運営を図り、研究活動の促進・教育の向上を目指す。</p> <p>【負担金分類・事業予算額】 郡等 小学校校長会負担金（1件）：62千円 中学校校長会負担金（1件）：35千円 中学校体育連盟負担金（1件）：206千円 教育団体関係機関への負担金（9件）：114千円</p>	<p>【目的】 児童・生徒指導上の今日的問題について理解を深めるとともに、具体的対応について研修し、連携を図っている。</p> <p>【負担金分類・事業予算額】 小学校校長会負担金（2件）：122千円 中学校校長会負担金（2件）：34千円 小学校教育研究会負担金（3件）：105千円 中学校教育研究会負担金（3件）：95千円 中学校体育連盟負担金（1件）：216千円 教育団体関係機関への負担金（6件）：233千円</p> <p>【公共的団体】 津久井郡小学校長会 津久井郡中学校長会</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	管理部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
15	児童生徒指導対策助成金	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	学務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課
根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相模原市補助金等に係る予算の執行に関する規則</li> <li>・相模原市児童生徒指導対策助成金交付要綱</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・城山町補助金等に係る予算の執行に関する規則</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・津久井町補助金等に係る予算の執行に関する規則</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・県費負担教職員及び町臨時職員に対する教育活動経費助成金要綱</li> </ul>
歳出予算額（平成16年度）	3,033千円	1,168千円	486千円	44千円	220千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 児童生徒の問題行動の予防、早期発見及び早期治療を図ることを目的として、児童生徒指導対策に係る経費の一部を助成するもの</p> <p>【対象】 児童生徒指導対策に要する経費（交通費・食糧費・その他）の他、校外学習に係る拝観・入場料金も助成 小学校校長会及び中学校長会に交付</p> <p>【事業予算額】 小学校（55校）：1,228千円 中学校（27校）：1,805千円</p> <p>参考 1校あたりに係る経費 ・小：22千円（55校） ・中：67千円（27校） 1人あたりに係る経費（H16.5.1現在） ・小：0.03千円（35,496人） ・中：0.12千円（15,379人）</p>	<p>【目的】 生徒指導について各学校での指導を充実させるための経費を助成するもの</p> <p>【対象】 生徒指導に要する経費（講師謝礼、指導資料、校外指導）に係る経費を助成</p> <p>【事業予算額】 小学校（4校）：541千円 中学校（2校）：627千円</p> <p>参考 1校あたりに係る経費 ・小：135千円（4校） ・中：314千円（2校） 1人あたりに係る経費（H16.5.1現在） ・小：0.41千円（1,305人） ・中：0.98千円（635人）</p>	<p>【目的】 生徒指導について各学校での指導を充実させるため、5校で研究会を設置し、研究・研修及び情報交換を深め、今後の指導体制の充実を図ることを目的として、研究会の経費を助成するもの</p> <p>【対象】 生徒指導に要する経費（講師謝礼、指導資料、環境美化、郊外指導）に係る経費を助成 町立中学校生徒指導研究会（町小・中学校校長会）に交付</p> <p>【事業予算額】 中学校（5校）：486千円 ・均等割 40% 194千円 ・生徒数割60% 292千円</p> <p>参考 1校あたりに係る経費 ・中：97.2千円（5校） 1人あたりに係る経費（H16.5.1現在） ・中：0.48千円（999人）</p>	<p>【目的】 児童・生徒指導上の今日の問題について理解を深めると共に、具体的対応について研修し、連携を図っている。</p> <p>【対象】 児童・生徒の校外活動時に発生する教職員引率時施設入場料</p> <p>【事業予算額】 小学校（3校）：32千円 中学校（2校）：12千円</p> <p>参考 1校あたりに係る経費 ・小：10.7千円（3校） ・中：6.0千円（2校） 1人あたりに係る経費（H16.5.1現在） ・小：0.06千円（550人） ・中：0.04千円（305人）</p>	<p>【目的】 小中学校が実施する修学旅行（下見含む）、遠足、校外行事の教育活動に係る経費の一部（交通費、入場料等）を県費教職員や町障害児介助員へ助成することにより教育活動を支援する。</p> <p>【対象】 各学校へ配分した予算範囲内における県費教職員及び町臨時職員の入場料等</p> <p>【事業予算額】 小学校（7校）：160千円 中学校（1校）：60千円</p> <p>《参考》 1校あたりに係る経費 ・小：22.8千円（7校） ・中：60.0千円（1校） 1人あたりに係る経費（H16.5.1現在） ・小：0.04千円（572人） ・中：0.19千円（313人）</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		管理部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
16	進路指導対策助成金		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	学務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課
根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相模原市補助金等に係る予算の執行に関する規則</li> <li>・相模原市進路指導対策助成金交付要綱</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・城山町補助金等に係る予算の執行に関する規則</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・津久井町補助金等に係る予算の執行に関する規則</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相模湖町補助金等に係る予算の執行に関する規則</li> </ul>	
歳出予算額（平成16年度）	3,400千円	180千円	630千円	43千円	0千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 中学校において適切な進路指導を行うため、調査研究及び進路指導対策に係る経費の一部を助成するもの</p> <p>【対象】 進路指導対策に要する経費（渉外費・交通費・進路対策委員会に係る経費）を助成 中学校長会に交付（27校分）</p> <p>【事業予算額】 ・総額：3,400千円 ・渉外費：一律 15千円 進路対策委員会への分担金 ：学校割一律5千円 ：学級割 2.5千円×クラス数 交通費：学校割 2～4クラス：85千円 5～6クラス：90千円 7～8クラス：110千円 9クラス～：120千円 3年生のみ対象</p> <p>参考 1校あたりに係る経費 ・中：126千円（27校） 1人あたりに係る経費（H16.5.1現在） ・中：0.22千円（15,379人）</p>	<p>【目的】 中学校において適切な進路指導を行うため、調査研究及び進路指導対策に係る経費を助成するもの</p> <p>【対象】 進路指導対策に要する経費（各学校への研究助成・関係機関の負担金に係る経費）を助成（2校分）</p> <p>【事業予算額】 ・総額：180千円</p> <p>参考 1校あたりに係る経費 ・中：90千円（2校） 1人あたりに係る経費（H16.5.1現在） ・中：0.28千円（635人）</p>	<p>【目的】 中学校において適切な進路指導を行うため、調査研究及び進路指導対策に係る経費を助成するもの</p> <p>【対象】 進路指導対策に要する経費（各学校への研究助成・関係機関の負担金に係る経費）を助成 町立中学校進路指導研究会（町小・中学校校長会）に交付（5校分）</p> <p>【事業予算額】 ・総額：630千円 郡への分担金：均等割 一律 16千円 ：学級割 2.5千円×クラス数 県北協議会分担金等：163千円 学校配分研究費：360千円 3年生のみ対象</p> <p>参考 1校あたりに係る経費 ・中：126千円（5校） 1人あたりに係る経費（H16.5.1現在） ・中：0.63千円（999人）</p>	<p>【目的】 中学校において適切な進路指導を行うため、調査研究及び進路指導対策に係る経費を助成するもの</p> <p>【対象】 進路指導対策に要する経費（各学校への研究助成・関係機関の負担金に係る経費）を助成 町立中学校進路指導研究会（町小・中学校校長会）に交付（2校分）</p> <p>【事業予算額】 ・総額：43千円</p> <p>参考 1校あたりに係る経費 ・中：22千円（2校） 1人あたりに係る経費（H16.5.1現在） ・中：0.14千円（305人）</p>	該当なし

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	管理部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
17	学童及び生徒の通学安全事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	学務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課
根拠法令等	学童通学安全指導員運営要綱・				・藤野町コミュニティバス運行規則 ・藤野町スクールバス運行規則 ・藤野町立中学校生徒の通学費助成要綱 ・町立小学校の統廃合に係る通学手段の基準について ・町立小学校の統廃合に係る通学費助成要綱
歳出予算額（平成16年度）	43,990千円	2,095千円			11,821千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円			0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 通学時における学童の安全確保を図るため、通学路に学童通学安全指導員を配置するとともに、全児童生徒に防犯ブザーを配付する。</p> <p>【指導箇所】 H16年度 102箇所 H15年度末 91箇所</p> <p>【16年度予算内訳】 ・学童通学安全指導員経費 21,990千円 ・学童通学安全経費（防犯ブザー）15,000千円 ・生徒通学安全経費（防犯ブザー）7,000千円</p> <p>【15年度実績】 ・学童通学安全指導員経費 16,132千円 ・学童通学安全経費（防犯ブザー）1,699千円 （新小1のみ）</p>	<p>【目的】 通学時における学童の安全確保を図るため、通学路に学童通学安全指導員を配置する。</p> <p>【指導箇所】 H16年度 3箇所 H15年度末 3箇所</p> <p>【16年度予算内訳】 ・学童通学安全指導員経費 1,325千円 ・湘南小学校公用車運行経費 376千円 ・バス通学費補助金 394千円</p> <p>【15年度実績】 ・学童通学安全指導員経費 1,541千円 ・湘南小学校公用車運行経費 478千円 ・バス通学費補助金 375千円</p> <p>*湘南小学校及び相模が丘中学校のバス通学児童生徒に対して定期代の2分の1を補助。 *湘南小学校に通学する児童に対しては、帰宅時間帯により路線バス利用が不便なため、公用車を配備。</p>	<p>該当なし</p>	<p>該当なし</p>	<p>【目的】 小中学校統廃合事業に伴い、通学距離が大幅に延長することや通学経路の安全確保が困難にあることから遠距離通学児童生徒に対し、路線バス定期代や通学費の助成を行っている。</p> <p>【16年度予算内訳】 *小学校 ・定期支給 2,327千円 ・通学費助成 254千円 *中学校 ・定期支給 8,951千円 ・通学費助成 289千円</p> <p>【15年度実績】 *小学校 ・定期支給 2,537千円 ・通学費助成 196千円 *中学校 ・定期支給 9,789千円 ・通学費助成 94千円</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項				専門部会名
29	各種事務事業の取扱い				管理部会
事務事業番号	事務事業名				協議ランク
18	小・中学校維持管理補修費				A協議会 B幹事会 C専門部会
担当課名	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
根拠法令等	学務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課
歳出予算額（平成16年度）	930,919千円	41,230千円	58,540千円	27,339千円	36,071千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	960千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>1 暗幕・舞台幕購入費</p> <p>【目的】 体育館・視聴覚室等の使用に必要な暗幕・舞台幕を整備するもの</p> <p>【対象】 ・小学校：55校 ・中学校：27校</p> <p>【事業予算額】 暗幕 ・小：2,000千円 ・中：1,100千円 舞台幕 ・小：4,000千円 ・中：2,000千円</p> <p>2 校舎等小破修繕料（再配当）</p> <p>【目的】 日常的に発生する小破損修繕に対応するため、学校に再配当し、概ね200千円以下の修繕を学校長決裁により執行するもの</p> <p>【対象】 ・小学校：55校 ・中学校：27校</p> <p>【事業予算額】 平成6年度以降大規模改修を実施した学校及び平成14年度以降新設された学校 ・小：10,000千円（20校）1校あたり：500千円 ・中：4,500千円（9校）1校あたり：500千円 その他の学校 ・小：31,500千円（35校）1校あたり：900千円 ・中：16,200千円（18校）1校あたり：900千円</p> <p>3 光熱水費・燃料費</p> <p>【目的】 学校を運営するために必要な光熱水費・燃料費の管理・支払処理を行うもの</p> <p>【対象】 ・小学校：55校 ・中学校：27校 区分により、対象外の学校あり</p> <p>【事業予算額】 電気料 ・小：205,886千円 ・中：108,020千円 上下水道料 ・小：297,367千円 ・中：104,410千円 都市ガス ・小：6,219千円 ・中：276千円 プロパンガス ・小：5,357千円 ・中：1,041千円</p>	<p>1 暗幕・舞台幕購入費</p> <p>【目的】 体育館・視聴覚室等の使用に必要な暗幕・舞台幕を整備するもの</p> <p>【対象】 ・小学校：4校 ・中学校：2校</p> <p>【事業予算額】 予算措置なし</p> <p>2 校舎等小破修繕料（再配当）</p> <p>【目的】 日常的に発生する小破損修繕に対応するため、学校に再配当し、概ね100千円以下の修繕を学校長決裁により執行するもの</p> <p>【対象】 ・小学校：4校 ・中学校：2校</p> <p>【事業予算額】 ・その他の学校（学校数割・学級割で再配分） ・小：1,400千円（4校）1校あたり：350千円 ・中：1,100千円（2校）1校あたり：550千円</p> <p>3 光熱水費・燃料費</p> <p>【目的】 学校を運営するために必要な光熱水費・燃料費の管理・支払処理を行うもの</p> <p>【対象】 ・小学校：4校 ・中学校：2校</p> <p>【事業予算額】 電気料 ・小：8,124千円 ・中：7,680千円 上下水道料 ・小：5,920千円 ・中：3,540千円 都市ガス 該当なし プロパンガス ・小：139千円 ・中：116千円</p>	<p>1 暗幕・舞台幕購入費</p> <p>【目的】 体育館・視聴覚室等の使用に必要な暗幕・舞台幕を整備するもの</p> <p>【対象】 ・小学校：7校 ・中学校：5校</p> <p>【事業予算額】 暗幕 ・中：373千円 舞台幕 ・中：821千円</p> <p>2 校舎等小破修繕料（再配当）</p> <p>【目的】 日常的に発生する小破損修繕に対応するため、学校に再配当し、概ね100千円以下の修繕を学校長決裁により執行するもの</p> <p>【対象】 ・小学校：7校 ・中学校：5校</p> <p>【事業予算額】 平成14年度新築校 ・小：49千円（1校）49千円 その他の学校（学校数割・学級割で再配分） ・小：1,951千円（6校）1校あたり：325千円 ・中：2,000千円（5校）1校あたり：400千円</p> <p>3 光熱水費・燃料費</p> <p>【目的】 学校を運営するために必要な光熱水費・燃料費の管理・支払処理を行うもの</p> <p>【対象】 ・小学校：7校 ・中学校：5校</p> <p>【事業予算額】 電気料 ・小：14,150千円 ・中：10,750千円 上下水道料 ・小：9,000千円 ・中：6,500千円 都市ガス 該当なし プロパンガス ・小：350千円 ・中：250千円</p>	<p>1 暗幕・舞台幕購入費</p> <p>【目的】 体育館・視聴覚室等の使用に必要な暗幕・舞台幕を整備するもの</p> <p>【対象】 ・小学校：3校 ・中学校：2校</p> <p>【事業予算額】 予算措置なし</p> <p>2 校舎等小破修繕料（再配当）</p> <p>【目的】 日常的に発生する小破損修繕に対応するため、学校に再配当し、概ね100千円以下の修繕を学校長決裁により執行するもの</p> <p>【対象】 ・小学校：3校 ・中学校：2校</p> <p>【事業予算額】 ・その他の学校（学校数割・学級割で再配分） ・小：600千円（3校）1校あたり：200千円 ・中：600千円（2校）1校あたり：300千円</p> <p>3 光熱水費・燃料費</p> <p>【目的】 学校を運営するために必要な光熱水費・燃料費の管理・支払処理を行うもの</p> <p>【対象】 ・小学校：3校 ・中学校：2校</p> <p>【事業予算額】 電気料 ・小：7,455千円 ・中：5,067千円 上下水道料 ・小：1,859千円 ・中：1,360千円 都市ガス 該当なし プロパンガス ・小：383千円 ・中：507千円</p>	<p>1 暗幕・舞台幕購入費</p> <p>【目的】 体育館・視聴覚室等の使用に必要な暗幕・舞台幕を整備するもの</p> <p>【対象】 ・小学校：7校 ・中学校：1校</p> <p>【事業予算額】 予算措置なし</p> <p>2 校舎等小破修繕料（再配当） 該当なし</p> <p>3 光熱水費・燃料費</p> <p>【目的】 学校を運営するために必要な光熱水費・燃料費の管理・支払処理を行うもの</p> <p>【対象】 ・小学校：7校 ・中学校：1校</p> <p>【事業予算額】 電気料 ・小：8,100千円 ・中：2,904千円 上下水道料 ・小：3,087千円 ・中：1,296千円 都市ガス 該当なし プロパンガス ・小：297千円 ・中：84千円</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	管理部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
18	小・中学校維持管理補修費	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】	<p>灯油（冬期暖房用） ・小： 11,275千円 ・中： 6,600千円 その他燃料（無鉛・混合ガソリン等） ・小： 436千円 ・中： 14千円</p> <p>4 電話料 【目的】 学校に設置しているピンク電話・公衆電話・携帯電話の管理・支払処理を行うもの 【対象】 一般電話 ・小学校：55校 ・中学校：27校 ピンク電話 ・小学校：50校 ・中学校：4校 公衆電話 ・小学校：4校 ・中学校：24校 携帯電話 ・小学校：55校 ・中学校：27校 【事業予算額】 ・小：20,025千円 ・中11,308千円</p> <p>5 カーテン・暗幕・柔道着クリーニング手数料 【目的】 学校で使用しているカーテン・柔道着・暗幕等のクリーニングを行い、その手数料を支払うもの 【対象】 ・小学校：55校 ・中学校：27校 【事業予算額】 カーテン ・小：2,912千円 ・中：1,350千円 暗幕等 ・小：406千円 ・中：180千円 柔道着（中学校のみ） ・中：508千円</p> <p>6 ピアノ調律手数料 【目的】 学校で使用しているピアノ類の調律を行うもの 【対象】 ・小学校：55校 ・中学校：27校 小学校：グランドピアノ 1台 アップライトピアノ 1台 中学校：グランドピアノ 2台 アップライトピアノ 1台 【事業予算額】 グランドピアノ ・小：1,248千円 ・中：1,225千円 アップライトピアノ ・小：549千円 ・中：247千円</p> <p>7 オージオメーター点検校正料 【目的】 小学校4校に設置されたオージオメーターの点検校正を行うもの 【対象】 ・小学校：4校 点検については、年2校ずつ行う 【事業予算額】 ・校正点検費：148千円（1校あたり：74千円）</p> <p>8 ごみ処理手数料 【目的】 学校から大量に排出される個人情報（紙）・除草ごみ・落ち葉を直接清掃工場へ持ち込んだ場合の処分手数料を支払うもの 公用トラックを使用し学校職員が清掃工場へ持ち込む</p>	<p>灯油（冬期暖房用） ・小： 559千円 ・中： 411千円 その他燃料（無鉛・混合ガソリン等） 予算措置なし</p> <p>4 電話料 【目的】 学校に設置しているピンク電話・公衆電話・携帯電話の管理・支払処理を行うもの 【対象】 一般電話 ・小学校：4校 ・中学校：2校 ピンク電話 ・小学校：4校 ・中学校：2校 公衆電話 なし 携帯電話 ・小学校：2校 ・中学校：2校 【事業予算額】 ・小：1,080千円 ・中 684千円</p> <p>5 カーテン暗幕・柔道着等クリーニング手数料 【目的】 学校で使用しているカーテン・柔道着・暗幕等のクリーニングを行い、その手数料を支払うもの 【対象】 ・小学校：4校 ・中学校：2校 【事業予算額】 カーテン・その他 ・小：1,126千円 ・中：150千円 暗幕等 予算措置なし 柔道着（中学校のみ） 該当なし</p> <p>6 ピアノ調律手数料 【目的】 学校で使用しているピアノ類の調律を行うもの 【対象】 ・小学校：4校 ・中学校：2校 小学校：グランドピアノ 2台 中学校：グランドピアノ 2台 【事業予算額】 ・グランドピアノ ・小：152千円 ・中：76千円</p> <p>7 オージオメーター点検校正料 【目的】 小学校4校・中学校2校に設置されたオージオメーターの点検校正を行うもの 【対象】 ・小学校：4校 ・中学校：2校 点検については、毎年行う 【事業予算額】 学校保健課・保健室管理運営費で計上している。</p> <p>8 ごみ処理手数料 【目的】 学校から大量に排出される個人情報（紙）・除草ごみ・落ち葉を直接清掃工場へ持ち込んだ場合の処分手数料を支払うもの 公用トラックを使用し学校職員が清掃工場へ持ち込む</p>	<p>灯油（冬期暖房用） ・小： 800千円 ・中： 765千円 その他燃料（無鉛・混合ガソリン等） 予算措置なし</p> <p>4 電話料 【目的】 学校に設置しているピンク電話・公衆電話・携帯電話の管理・支払処理を行うもの 【対象】 一般電話 ・小学校：7校 ・中学校：5校 【事業予算額】 ・小：1,800千円 ・中：1,640千円</p> <p>5 カーテン・暗幕・柔道着クリーニング手数料 【目的】 学校で使用しているカーテン・柔道着・暗幕等のクリーニングを行い、その手数料を支払うもの 【対象】 ・小学校：7校 ・中学校：5校 【事業予算額】 カーテン・その他 ・小：230千円 ・中：160千円 暗幕等 予算措置なし 柔道着（中学校のみ） 予算措置なし</p> <p>6 ピアノ調律手数料 【目的】 学校で使用しているピアノ類の調律を行うもの 【対象】 ・小学校：7校 ・中学校：5校 小学校：グランドピアノ 全13台 アップライトピアノ 全6台 中学校：グランドピアノ 全11台 アップライトピアノ 全1台 【事業予算額】 グランドピアノ ・小：195千円 ・中：165千円 アップライトピアノ ・小：78千円 ・中：13千円</p> <p>7 オージオメーター点検校正料 【目的】 小学校7校・中学校5校に設置されたオージオメーターの点検校正を行うもの 【対象】 ・小学校：7校 ・中学校：5校 点検については、毎年行う 【事業予算額】 ・小学校：143千円（1台あたり：13千円） ・中学校：91千円（1台あたり：13千円）</p> <p>8 ごみ処理手数料 【目的】 学校から大量に排出される個人情報（紙）・除草ごみ・落ち葉を直接清掃工場へ持ち込んだ場合の処分手数料を支払うもの 公用トラックを使用し学校職員が清掃工場へ持ち込む</p>	<p>灯油（冬期暖房用） ・小： 248千円 ・中： 170千円 その他燃料（無鉛・混合ガソリン等） ・小： 7千円 ・中： 3千円 農機具用・草刈用</p> <p>4 電話料 【目的】 学校に設置しているピンク電話・公衆電話・携帯電話の管理・支払処理を行うもの 【対象】 一般電話 ・小学校：3校 ・中学校：2校 【事業予算額】 ・小：636千円 ・中：492千円</p> <p>5 カーテン・暗幕・柔道着クリーニング手数料 【目的】 学校で使用しているカーテン・柔道着・暗幕等のクリーニングを行い、その手数料を支払うもの 【対象】 ・小学校：3校 ・中学校：2校 【事業予算額】 カーテン・その他 ・小：58千円 ・中：28千円 暗幕等 予算措置なし 柔道着（中学校のみ） 予算措置なし</p> <p>6 ピアノ調律手数料 【目的】 学校で使用しているピアノ類の調律を行うもの 【対象】 ・小学校：3校 ・中学校：2校 小学校：グランドピアノ 全3台 アップライトピアノ 全5台 中学校：グランドピアノ 全4台 アップライトピアノ 全1台 【事業予算額】 グランドピアノ ・小：38千円 ・中：51千円 アップライトピアノ ・小：53千円 ・中：11千円</p> <p>7 オージオメーター点検校正料 【目的】 小学校3校・中学校2校に設置されたオージオメーターの点検校正を行うもの 【対象】 ・小学校：3校 ・中学校：2校 点検については、毎年行う 【事業予算額】 ・小学校：52千円（1台あたり：13千円） ・中学校：26千円（1台あたり：13千円）</p> <p>8 ごみ処理手数料 【目的】 学校から大量に排出される個人情報（紙）・除草ごみ・落ち葉を直接清掃工場へ持ち込んだ場合の処分手数料を支払うもの 公用トラックを使用し学校職員が清掃工場へ持ち込む</p>	<p>灯油 ・小： 882千円 ・中： 290千円 その他燃料（無鉛・混合ガソリン等） 予算措置なし</p> <p>4 電話料 【目的】 学校に設置しているピンク電話・公衆電話・携帯電話の管理・支払処理を行うもの 【対象】 一般電話 ・小学校：7校 ・中学校：1校 【事業予算額】 ・小：2,705千円 ・中：889千円</p> <p>5 カーテン・暗幕・柔道着クリーニング手数料 【目的】 学校で使用しているカーテン・柔道着・暗幕等のクリーニングを行い、その手数料を支払うもの 【対象】 ・小学校：7校 ・中学校：1校 【事業予算額】 ・小：73千円 ・中：5千円 各学校の配分予算内において対応。 15年度決算額から推計。</p> <p>6 ピアノ調律手数料 【目的】 学校で使用しているピアノ類の調律を行うもの 【対象】 ・小学校：7校 ・中学校：1校 小学校：グランドピアノ 全9台 アップライトピアノ 全8台 中学校：グランドピアノ 全2台 アップライトピアノ 全1台 【事業予算額】 ・小：208千円 ・中：42千円</p> <p>7 オージオメーター点検校正料 【目的】 町に3台あるオージオメーターを点検・校正するもの。3台を順番に小中学校で使用。 【対象】 ・小学校：7校 ・中学校：1校 点検は毎年3台のうち1台行なう。 【事業予算額】 教育委員会費 13千円</p> <p>8 ごみ処理手数料 【目的】 学校から大量に排出される一般ゴミを、津久井郡広域行政組合へ依頼し学校専用ゴミ捨て場を確保する。なお、個人情報等のものは、各学校が直接搬入し手数料は町一括して町長部局へ請求される。 公共トラックを使用し学校職員が清掃工場へ持ち込む。</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	管理部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
18	小・中学校維持管理補修費	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】	<p>【対象】 ・小学校：55校 ・中学校：27校 【事業予算額】 ・小：843千円 ・中：685千円</p> <p>9 カーベット清掃委託 【目的】 全校を対象として学校にあるカーベット敷きのスペースの洗浄・清掃を委託するもの 【対象】 ・小学校：55校 ・中学校：27校 【事業予算額】 ・小：1,846千円 ・中：797千円</p> <p>10 資源・塵芥回収等処分委託 【目的】 学校から排出される資源ごみ・産業廃棄物等の回収・処分を委託するもの 【対象】 ・小学校：55校 ・中学校：27校 【事業予算額】 資源回収処分委託：年11回（8月を除く） 資源ごみ（紙類・缶・ビン等）に類する物の回収処分委託 ・小：1,957千円 ・中：624千円 産業廃棄物回収処分委託（金属くず等） ：年2回 産業廃棄物の内、金属くず・木製可燃物の回収処分委託 ・小：4,290千円 ・中：2,172千円 産業廃棄物回収処分委託（その他）：年2回 産業廃棄物の内、廃プラスチック・コンクリートくず・ガラスくず等の回収処分委託 ・小：8,557千円 ・中：4,526千円 塵芥回収処分委託：週3日（月・水・金） 塵芥（紙くず・除草ごみ・落ち葉等）の回収処分委託 ・小：19,562千円 ・中：13,367千円 一袋当たりの重さは5kgまで（単価契約） ごみ処理の有料化（公共施設のごみ処理手数料の減免廃止）に伴う民間回収処分委託 不要薬品・廃液等回収処分委託：年1回 理科室等から排出される不要薬品・廃液等の回収処分委託 ・小：378千円 ・中：662千円 蛍光管・乾電池回収・処分委託：年1回 蛍光管・乾電池の回収処分委託 ・小：1,310千円 ・中：1,073千円 ペットボトル回収処分委託：年1回 給食室から排出されるペットボトルの回収処分委託 ・小：644千円（小学校のみ） リサイクル可能なペットボトルのみ対象</p> <p>11 NHK受信料 【目的】 学校の校長室・職員室・事務室に設置してあるテレビの受信料をNHKに支払うもの 【対象】 ・小学校：55校 ・中学校：27校 対象台数については、各校2台まで 【事業予算額】 ・小：1,641千円 ・中：806千円</p> <p>12 モップ借料 【目的】 体育館・PC教室等の清掃のためのモップを業者から借用するもの</p>	<p>【対象】 ・小学校：4校 ・中学校：2校 【事業予算額】 ・小：480千円 ・中：199千円</p> <p>9 カーベット清掃委託 【目的】 全校を対象として学校にあるカーベット敷きのスペースの洗浄・清掃を委託するもの 【対象】 ・小学校：4校 ・中学校：2校 【事業予算額】 予算措置なし</p> <p>10-1 不燃物・粗大ごみ処理処分手数料 【目的】 学校から排出される不燃物・粗大ごみ等の処分手数料を支払うもの 【対象】 ・小学校：4校 ・中学校：2校 【事業予算額】 不燃物処理手数料（随時） ・小：300千円 ・中：150千円 粗大ごみ処分手数料（随時） ・小：20千円 ・中：22千円</p> <p>10-2 除草・草刈手数料 【目的】 学校の美化を整備するための手数料を支払うもの 【対象】 ・小学校：2校 ・中学校：2校 【事業予算額】 ・小：60千円 ・中：146千円</p> <p>11 NHK受信料 【目的】 学校の校長室・職員室に設置してあるテレビの受信料をNHKに支払うもの 【対象】 ・小学校：4校 ・中学校：2校 対象台数については、各校2台まで 【事業予算額】 ・小：120千円 ・中：45千円</p> <p>12 モップ借料 該当なし</p>	<p>【対象】 ・小学校：7校 ・中学校：5校 【事業予算額】 ・小：630千円 ・中：550千円</p> <p>9 カーベット清掃委託 該当なし</p> <p>10 資源・塵芥回収等処分委託（該当無し） 8. ごみ処理手数料により随時対応のため該当無し。</p> <p>11 NHK受信料 【目的】 学校の校長室・職員室・事務室に設置してあるテレビの受信料をNHKに支払うもの 【対象】 ・小学校：7校 ・中学校：5校 【事業予算額】 ・小：105千円 ・中：75千円</p> <p>12 モップ借料 【目的】 体育館・PC教室等の清掃のためのモップを業者から借用するもの</p>	<p>【対象】 ・小学校：3校 ・中学校：2校 【事業予算額】 ・小：281千円 ・中：108千円</p> <p>9 カーベット清掃委託 【目的】 全校を対象として学校にあるカーベット敷きのスペースの洗浄・清掃を委託するもの 【対象】 ・小学校：3校 ・中学校：2校 【事業予算額】 予算措置なし</p> <p>10 不燃物・粗大ごみ処理処分手数料 【目的】 学校から排出される不燃物・粗大ごみ等の処分手数料を支払うもの 【対象】 ・小学校：3校 ・中学校：2校 【事業予算額】 予算措置なし</p> <p>11 NHK受信料 【目的】 学校の校長室・職員室に設置してあるテレビの受信料をNHKに支払うもの 【対象】 ・小学校：3校 ・中学校：2校 対象台数については、各校2台まで 【事業予算額】 ・小：45千円 ・中：60千円</p> <p>12 モップ借料 【目的】 体育館・PC教室等の清掃のためのモップを業者から借用するもの</p>	<p>【対象】 ・小学校：6校 ・中学校：1校 【事業予算額】 ・小：227千円 ・中：91千円</p> <p>9 カーベット清掃委託 該当なし</p> <p>10 不燃物・粗大ごみ処理処分手数料 【目的】 学校から排出される不燃物・粗大ごみ等の処分手数料を支払うもの 【対象】 ・小学校：7校 ・中学校：1校 【事業予算額】 予算措置なし</p> <p>11 NHK受信料 【目的】 学校の校長室・職員室に設置してあるテレビの受信料をNHKに支払うもの 対象台数については、各校1台まで。 【対象】 ・小学校：7校 ・中学校：1校 【事業予算額】 ・小：105千円 ・中：15千円</p> <p>12 モップ借用 【目的】 体育館清掃のためのモップを業者から借用するもの</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	管理部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
18	小・中学校維持管理補修費	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
<b>【事務事業の内容】</b>	<p><b>【対象】</b> ・小学校：55校 ・中学校：27校 納入本数については、使用場所の種類・面積により積算 <b>【事業予算額】</b> 小：1,900千円 ・中：1,100千円</p> <p>13 学校農園利用料 <b>【目的】</b> 体験学習等を目的に契約している学校農園の固定資産税・都市計画税相当額を土地所有者に支払うもの <b>【対象】</b> ・小学校：17校 ・中学校：1校 <b>【事業予算額】</b> ・小：1,789千円 ・中：1千円 一部、無償賃貸借契約もあり</p> <p>14 印刷機賃借料 <b>【目的】</b> 学校を運営するために印刷機のリース契約を締結し、その賃借料を支払うもの 16年度より、契約期間満了校から順次購入へ切り替えを行う <b>【事業予算額】</b> ・小：334千円（42校分） ・中：48千円（20校分）</p> <p>15 その他維持管理補修費：1,700千円 物品運搬料：360千円 通学路用地借料：1,340千円</p> <p>参考 1校あたりに係る経費 ・小：11,744千円（55校） ・中：10,556千円（27校） 1人あたりに係る経費（H16.5.1現在） ・小：18.2千円（35,496人） ・中：18.5千円（15,379人）</p>	<p>13 学校農園利用料 該当なし</p> <p>14 印刷機等賃借料 <b>【目的】</b> 学校を運営するために印刷機等のリース契約を締結し、その賃借料を支払うもの ファックスについては、契約期間満了校から順次購入へ切り替えを行う <b>【事業予算額】</b> 印刷機 ・小：772千円（4校分） ・中：386千円（2校分） ファックス ・小：6千円（2校分） ・中：3千円（1校分） 複写機 ・小：1,014千円（4校分） ・中：567千円（2校分） 電話機 ・小：536千円（4校分） ・中：91千円（2校分）</p> <p>15 その他維持管理経費 <b>【目的】</b> 学校における適正な環境を確保し、児童生徒の疾病や障害から守るため委託するもの <b>【対象】</b> ・小学校：4校 ・中学校：2校 浄化槽清掃は、小学校：2校、中学校：1校、プール受水槽清掃は、小・中学校とも1校のみ。 高架受水槽清掃 ・小：163千円 ・中：58千円 高架受水槽外観検査 ・小：75千円 ・中：80千円 浄化槽清掃 ・小：510千円 ・中：245千円 プール受水槽清掃 ・小：53千円 ・中：58千円 植木手入れ ・小：950千円 ・中：735千円 窓ガラス清掃 ・小：589千円 ・中：324千円 体育館雨桶清掃（小学校は年1校ずつ、中学校は4年に1校行う） ・小：130千円 ・中：86千円</p> <p>参考 1校あたりに係る経費 ・小：6,069.5千円（4校） ・中：8,476.0千円（2校） 1人あたりに係る経費（H16.5.1現在） ・小：18.6千円（1,305人） ・中：26.7千円（635人）</p>	<p><b>【対象】</b> ・小学校：3校 ・中学校：2校 納入本数については、学校の状況により積算 <b>【事業予算額】</b> 小：75千円 ・中：125千円</p> <p>13 学校農園利用料 該当なし</p> <p>14 印刷機等賃借料 <b>【目的】</b> 学校を運営するために印刷機等のリース契約を締結し、その賃借料を支払うもの <b>【事業予算額】</b> 印刷機 ・小：1,371千円（7校分） ・中：1,253千円（5校分） ファックス ・小：177千円（7校分） ・中：126千円（5校分） シュレッダー ・小：300千円（7校分） ・中：215千円（5校分） 電話機 ・小：593千円（7校分） ・中：548千円（5校分） 拡大プリンタ ・小：123千円（2校分）</p> <p>15 その他維持管理補修費 該当なし <b>【歳入内容】</b> 財産区繰入金（960千円）</p> <p>参考 1校あたりに係る経費 ・小：4,331.4千円（7校） ・中：4,956.0千円（5校） 1人あたりに係る経費（H16.5.1現在） ・小：17.5千円（1,735人） ・中：24.8千円（999人）</p>	<p><b>【対象】</b> ・小学校：3校 ・中学校：2校 納入本数については、使用場所の種類・面積により積算 <b>【事業予算額】</b> 小：162千円 ・中：201千円</p> <p>13 学校農園利用料 該当なし</p> <p>14 印刷機等賃借料 <b>【目的】</b> 学校を運営するために印刷機等のリース契約を締結し、その賃借料を支払うもの ファックスについては、契約期間満了校から順次購入へ切り替えを行う <b>【事業予算額】</b> 印刷機 ・小：347千円（3校分） ・中：231千円（2校分） ファックス ・小：95千円（3校分） ・中：63千円（2校分） 複写機 ・小：347千円（3校分） ・中：231千円（2校分）</p> <p>15 その他維持管理経費 <b>【目的】</b> 学校における適正な環境を確保し、児童生徒の疾病や障害から守るため委託するもの <b>【対象】</b> ・小学校：3校 ・中学校：2校 浄化槽清掃 ・小：1,102千円 ・中：1,012千円 浄化槽維持管理委託料 ・小：265千円 ・中：124千円 貯水槽清掃点検委託料 ・小：348千円 ・中：127千円 水道定期検査料 ・小：55千円 ・中：80千円 植木手入れ ・小：81千円 ・中：27千円 エレベーター保守管理委託料 ・小：1,361千円（3校） ・中：882千円（1校）</p> <p>参考 1校あたりに係る経費 ・小：5,293千円（3校） ・中：5,731千円（2校） 1人あたりに係る経費（H16.5.1現在） ・小：28.9千円（550人） ・中：37.6千円（305人）</p>	<p><b>【対象】</b> ・小学校：7校 ・中学校：1校 <b>【事業予算額】</b> ・小：569千円 ・中：95千円</p> <p>13 学校農園利用料 該当なし</p> <p>14 印刷機等賃借料 <b>【目的】</b> 学校を運営するために印刷機等のリース契約を締結し、その賃借料を支払うもの <b>【事業予算額】</b> 印刷機 ・小：595千円（7校分） ・中：126千円（1校分） 複写機 ・小：516千円（7校分） ・中：108千円（1校分） シュレッダ ・小：19千円（7校分） ・中：3千円（1校分）</p> <p>15 その他維持管理経費 <b>【目的】</b> 学校における適正な環境を確保し、児童生徒の疾病や障害から守るためのもの <b>【事業予算額】</b> 学校警備保障 ・小：3,461千円（7校分） ・中：494千円（1校分） 消防用設備点検 ・小：1,452千円（7校分） ・中：344千円（1校分） 校舎窓ガラス清掃 ・小：465千円（7校分） ・中：129千円（1校分） 貯水槽清掃点検 ・小：240千円（7校分） ・中：40千円（1校分） 浄化槽維持管理 ・小：1,971千円（5校分） ・中：346千円（1校分） 浄化槽清掃点検 ・小：2,757千円（5校分） ・中：615千円（1校分） 電機工作物保安管理 ・小：239千円（2校分） ・中：174千円（1校分）</p> <p>《参考》 1校あたりに係る経費 ・小：27,981千円（7校） ・中：8,090千円（1校） 1人あたりに係る経費（H16.5.1現在） ・小：48.9千円（572人） ・中：25.8千円（313人）</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項					専門部会名				
29	各種事務事業の取扱い					管理部会				
事務事業番号	事務事業名					協議ランク				
19	小・中学校運営費					A協議会 B幹事会 C専門部会				
担当課名	相模原市		城山町		津久井町		相模湖町		藤野町	
根拠法令等	学務課		教育総務課		教育総務課		教育総務課		教育総務課	
歳出予算額（平成16年度）	509,862千円		14,562千円		40,051千円		4,221千円		20,029千円	
歳入予算額（平成16年度）	0千円		0千円		0千円		0千円		0千円	
【事務事業の内容】	<p>1 各種大会参加報償費 【目的】 教育活動の一環として生徒が参加する体育及び文化大会について、その派遣費を支給するもの 【対象】 ・中学校：27校 【事業予算額】 ・小：11,000千円</p> <p>2 消耗品費（学務課分） 【目的】 小・中学校で使用する各種消耗品について、学務課が調達するもの 【対象】 ・小学校：55校 ・中学校：27校 【事業予算額】 卒業証書用筒 ・小：809千円 ・中：704千円 内外教育 ・小：2,248千円 ・中：1,104千円 教務手帳 ・小：2,475千円 ・中：1,411千円 旧JIS天板 ・小：3,100千円 ・中：1,700千円 その他消耗品（クロス表紙・室名札等、各学校に配付するもの） ・小：946千円 ・中：333千円</p> <p>3 印刷製本費（学務課分） 【目的】 小・中学校で使用する各種印刷物について、学務課が調達するもの 【対象】 ・小学校：55校 ・中学校：27校 【事業予算額】 あゆみ・通知表 ・小：3,510千円 ・中：2,460千円 その他印刷物 ・小：779千円 ・中：648千円</p> <p>4 学校運営用消耗品（再配当） 【目的】 小・中学校の運営に必要な消耗品費で、学校に再配当するもの</p>		<p>1 各種大会参加報償費 【目的】 教育活動の一環として生徒が参加する体育及び文化大会について、その派遣費を支給するもの 【対象】 ・小学校：4校 ・中学校：2校 【事業予算額】 ・小：324千円 ・中：260千円</p> <p>2 消耗品費（教育総務課分） 【目的】 小・中学校で使用する各種消耗品について、教育総務課が調達するもの 【対象】 ・小学校：4校 ・中学校：2校 【事業予算額】 617千円</p> <p>3 印刷製本費（教育総務課分） 【目的】 給食費納入通知書兼領収書等 【対象】 ・小学校：4校 ・中学校：2校 【事業予算額】 141千円 小3・4年生を対象とする副読本「わたしたちの津久井」の印刷については、5年に1度のため予算措置なし（次回平成19年度）</p> <p>4 学校運営用消耗品費（再配当） 【目的】 小・中学校の運営に必要な各種消耗品で、学校に再配当するもの</p>		<p>1 各種大会派遣事業補助金 【目的】 教育活動の一環として生徒が参加する体育及び文化大会について、その派遣費を補助するもの 【対象】 ・小学校：7校 ・中学校：5校 【事業予算額】 ・小：20千円 ・中：5,500千円</p> <p>2 消耗品費（教育総務課分） 【目的】 小・中学校で使用する各種消耗品について、学務課が調達するもの 【対象】 ・小学校：7校 ・中学校：5校 【事業予算額】 小（英語辞書）中（卒業証書用筒・印鑑） ・小：306千円 ・中：276千円 内外教育 予算措置なし 教務手帳 予算措置なし 旧JIS天板 予算措置なし その他消耗品 ・小：1,302千円 ・中：1,583千円</p> <p>3 印刷製本費（教育総務課分） 【目的】 小3・4年生を対象とする副読本「わたしたちの津久井」の印刷を行なう。 【対象】 ・小学校：7校 【事業予算額】 5年に1度のため、予算措置無し 次回 平成19年度</p> <p>4 学校運営用消耗品（再配当） 【目的】 小・中学校の運営に必要な消耗品費で、学校に再配当するもの</p>		<p>1 各種大会参加報償費 【目的】 教育活動の一環として生徒が参加する体育及び文化大会について、その派遣費を支給するもの 【対象】 ・小学校：2校 ・中学校：2校 【事業予算額】 ・小：221千円 ・中：1,400千円</p> <p>2 消耗品費（教育総務課分） 【目的】 小・中学校で使用する各種消耗品について、学務課が調達するもの 【対象】 ・小学校：3校 ・中学校：2校 【事業予算額】 卒業証書用筒 予算措置なし 内外教育 予算措置なし 教務手帳 予算措置なし 旧JIS天板 予算措置なし その他消耗品（クロス表紙・室名札等、各学校に配付するもの） 予算措置なし</p> <p>3 印刷製本費（教育総務課分） 【目的】 小3・4年生を対象とする副読本「わたしたちの津久井」の印刷を行なう。 【対象】 ・小学校：3校 【事業予算額】 5年に1度のため、予算措置なし 次回 平成19年度</p> <p>4 学校運営用消耗品（再配当） 【目的】 小・中学校の運営に必要な消耗品費で、学校に再配当するもの</p>		<p>1 各種大会参加報償費 【目的】 教育活動の一環として生徒が参加する体育及び文化大会について、その派遣費を支給するもの 【対象】 ・小学校：7校 ・中学校：1校 【事業予算額】 予算措置なし（但し、町バス利用及び借上バス利用が別にできる場合有り）</p> <p>2 消耗品費（教育総務課分） 【目的】 小・中学校で使用する各種消耗品について、教育総務課が調達するもの 【対象】 ・小学校：7校 ・中学校：1校 【事業予算額】 ・小：871千円 ・中：267千円</p> <p>3 印刷製本費（教育総務課分） 【目的】 小3・4年生を対象とする副読本「わたしたちの津久井」の印刷を行なう。 【対象】 ・小学校：7校 【事業予算額】 5年に1度のため、予算措置なし</p> <p>4 学校運営用消耗品（再配当） 【目的】 小・中学校の運営に必要な消耗品費で、学校に再配当するもの</p>	

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	管理部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
19	小・中学校運営費	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
<b>【事務事業の内容】</b>	<p><b>【対象】</b> ・小学校：55校 ・中学校：27校 <b>【事業予算額】</b> 学校割、児童・生徒数割、学級数割等により積算 ・小：262,410千円 ・中：160,783千円</p> <p>5 学校運営用賄（再配当） <b>【目的】</b> 小・中学校の運営に必要な賄費で、学校に再配当するもの <b>【対象】</b> ・小学校：55校 ・中学校：27校 <b>【事業予算額】</b> 1校当たり15千円 ・小：825千円 ・中：405千円 弁当代不可（来賓用製茶・茶菓子代のみ）</p> <p>6 学校運営用印刷製本費（再配当） <b>【目的】</b> 小・中学校の運営に必要な印刷製本費で、学校に再配当するもの <b>【対象】</b> ・小学校：55校 ・中学校：27校 <b>【事業予算額】</b> 学校割、児童・生徒数割により積算 ・小：14,867千円 ・中：17,981千円</p> <p>7 学校備品修繕（再配当） <b>【目的】</b> 小・中学校の運営に必要な備品修繕料で、学校に再配当するもの <b>【対象】</b> ・小学校：55校 ・中学校：27校 <b>【事業予算額】</b> 学校割、学級割により積算 ・小：9,800千円 ・中：8,146千円</p> <p>8 堆肥運搬料 <b>【目的】</b> 相模原市内の麻布大学で作っている堆肥を小・中学校へ運ぶもの <b>【対象】</b> ・小学校：55校 ・中学校：27校 <b>【事業予算額】</b> ・小：673千円 ・中：145千円</p> <p>9 学校飼育用動物治療費 <b>【目的】</b> 小学校で飼育している小動物が怪我・病気をした場合、動物病院へ治療費を支払うもの <b>【対象】</b> ・小学校：55校 <b>【事業予算額】</b> ・小：600千円</p> <p>参考 1校あたりに係る経費 ・小：5,510千円（55校） ・中：7,660千円（27校） 1人あたりに係る経費（H16.5.1現在） ・小：8.5千円（35,496人） ・中：13.4千円（15,379人）</p>	<p><b>【対象】</b> ・小学校：4校 ・中学校：2校 <b>【事業予算額】</b> 各種消耗品 ・小：6,302千円 ・中：3,413千円 プール用品代等 ・小：382千円 ・中：278千円</p> <p>5 学校運営用賄（再配当） <b>【目的】</b> 小・中学校の運営に必要な賄費で、学校に再配当するもの <b>【対象】</b> ・小学校：4校 ・中学校：2校 <b>【事業予算額】</b> ・小：39千円 ・中：30千円 弁当代不可（来賓用製茶・茶菓子代のみ）</p> <p>6 学校運営用印刷製本費 <b>【目的】</b> 小・中学校の運営に必要な印刷製本費で、学校に再配当するもの <b>【対象】</b> ・小学校：4校 ・中学校：2校 <b>【事業予算額】</b> 指導要録 ・小：10千円 ・中：6千円 その他印刷物 ・小：470千円 ・中：500千円</p> <p>7 学校備品修繕料 <b>【目的】</b> 小・中学校の運営に必要な備品修繕料で、学校に再配当するもの <b>【対象】</b> ・小学校：4校 ・中学校：2校 <b>【事業予算額】</b> ・小：700千円 ・中：650千円</p> <p>8、9は該当なし</p> <p>10 学校運営用使用料及び賃借料 <b>【目的】</b> 小・中学校の運営に必要な使用料及び賃借料で、学校に再配当するもの <b>【対象】</b> ・小学校：4校 ・中学校：2校 <b>【事業予算額】</b> 野外体験教室バス借上料 遠足・修学旅行引率入場料 ・小：350千円 ・中：90千円</p> <p>参考 1校あたりに係る経費 ・小：2,272千円（4校） ・中：2,738千円（2校） 1人あたりに係る経費（H16.5.1現在） ・小：6.9千円（1,305人） ・中：8.6千円（635人）</p>	<p><b>【対象】</b> ・小学校：7校 ・中学校：5校 <b>【事業予算額】</b> 学校割、児童・生徒数割、学級数割等により積算 ・小：15,094千円 ・中：11,785千円</p> <p>5 学校運営用賄（再配当） <b>【目的】</b> 小・中学校の運営に必要な賄費で、学校に再配当するもの <b>【対象】</b> ・小学校：7校 ・中学校：5校 <b>【事業予算額】</b> 学校割・学級割で再配分 ・小：227千円 ・中：171千円 弁当代不可（来賓用製茶・茶菓子代のみ）</p> <p>6 学校運営用印刷製本費（再配当） <b>【目的】</b> 小・中学校の運営に必要な印刷製本費で、学校に再配当するもの <b>【対象】</b> ・小学校：7校 ・中学校：5校 <b>【事業予算額】</b> 学校割、児童・生徒数割により積算 ・小：1,508千円 ・中：1,129千円</p> <p>7 学校備品修繕（再配当） <b>【目的】</b> 小・中学校の運営に必要な備品修繕料で、学校に再配当するもの <b>【対象】</b> ・小学校：7校 ・中学校：5校 <b>【事業予算額】</b> 学校割、学級割により積算 ・小：650千円 ・中：500千円</p> <p>8 堆肥運搬料 該当なし</p> <p>9 学校飼育用動物治療費 該当なし</p> <p>参考 1校あたりに係る経費 ・小：2,729.5千円（7校） ・中：4,188.8千円（5校） 1人あたりに係る経費（H16.5.1現在） ・小：11.0千円（1,735人） ・中：21.0千円（999人）</p>	<p><b>【対象】</b> ・小学校：3校 ・中学校：2校 <b>【事業予算額】</b> 学校割、児童・生徒数割等により積算 ・小：1,400千円 ・中：700千円</p> <p>5 学校運営用賄（再配当） 該当なし</p> <p>6 学校運営用印刷製本費（再配当） <b>【目的】</b> 小・中学校の運営に必要な印刷製本費で、学校に再配当するもの <b>【対象】</b> ・小学校：3校 ・中学校：2校 <b>【事業予算額】</b> ・小：320千円 ・中：180千円</p> <p>7 学校備品修繕（再配当） <b>【目的】</b> 小・中学校の運営に必要な備品修繕料で、学校に再配当するもの <b>【対象】</b> ・小学校：3校 ・中学校：2校 <b>【事業予算額】</b> 予算措置なし</p> <p>8 堆肥運搬料 該当なし</p> <p>9 学校飼育用動物治療費 <b>【目的】</b> 小学校で飼育している小動物が怪我・病気をした場合、動物病院へ治療費を支払うもの <b>【対象】</b> ・小学校：3校 <b>【事業予算額】</b> 予算措置なし</p> <p>参考 1校あたりに係る経費 ・小：647千円（3校） ・中：1,140千円（2校） 1人あたりに係る経費（H16.5.1現在） ・小：3.5千円（550人） ・中：7.5千円（305人）</p>	<p><b>【対象】</b> ・小学校：7校 ・中学校：1校 <b>【事業予算額】</b> 学校割、児童生徒数割により積算 ・小：11,432千円 ・中：4,683千円</p> <p>5 学校運営用賄（再配当） <b>【目的】</b> 小・中学校の運営に必要な賄費で、学校に再配当するもの <b>【対象】</b> ・小学校：7校 ・中学校：1校 <b>【事業予算額】</b> ・小：112千円 ・中：42千円</p> <p>6 学校運営用印刷製本費（再配当） <b>【目的】</b> 小・中学校の運営に必要な印刷製本費で、学校に再配当するもの <b>【対象】</b> ・小学校：7校 ・中学校：1校 <b>【事業予算額】</b> ・小：511千円 ・中：160千円</p> <p>7 学校備品修繕（再配当） <b>【目的】</b> 小・中学校の運営に必要な印刷製本費で、学校に再配当するもの <b>【対象】</b> ・小学校：7校 ・中学校：1校 <b>【事業予算額】</b> ・小：232千円 ・中：150千円</p> <p>8、9は該当なし</p> <p>10 借上げバス代の助成 <b>【目的】</b> 小学校統廃合や路線バス撤退等の藤野町特有の事情から、校外活動事業の支援をする。 <b>【内容】</b> 小学校が校外行事等を実施する場合、各小学校年間63,000円以内において借上げバス代を助成。ただし、町コミュニティバスが利用できる場合はこれを優先とする。 <b>【事業予算額】</b> バス運転手賃金 1,128,000円/円 （バス維持費はまちづくり課） 借上げバス助成金 @63,000円×7校=441,000円</p> <p>《参考》 1校あたりに係る経費 ・小：1,880千円（7校） ・中：5,302千円（1校） 1人あたりに係る経費（H16.5.1現在） ・小：23.0千円（572人） ・中：16.9千円（313人）</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項				専門部会名					
29	各種事務事業の取扱い				管理部会					
事務事業番号	事務事業名				協議ランク					
20	小・中学校教材等整備事業				A協議会 B幹事会 C専門部会					
担当課名	相模原市		城山町		津久井町		相模湖町		藤野町	
根拠法令等	学務課 ・理科教育振興法（11理科教育教具購入費に該当）		教育総務課 ・理科教育振興法（11理科教育教具購入費に該当）		教育総務課		教育総務課		教育総務課	
歳出予算額（平成16年度）	290,715千円		23,375千円		16,833千円		2,230千円		5,225千円	
歳入予算額（平成16年度）	4,000千円		745千円		0千円		0千円		0千円	
【事務事業の内容】	<p>1 児童用図書購入費</p> <p>【目的】 学校図書に整備する児童・生徒用の図書を購入するもの</p> <p>業者は、学校の「図書購入計画表」に基づき受注した図書に、契約付帯条件の台帳、分類・配架ラベル等を貼付の上、納入する</p> <p>【対象】 ・小学校：55校 ・中学校：27校</p> <p>【事務予算額】 ・小：31,360千円 ・中：21,456千円</p> <p>2 ピアノ購入費</p> <p>【目的】 小・中学校の授業に必要なピアノを更新するもの</p> <p>【対象】 ・小学校：55校 ・中学校：27校</p> <p>【事務予算額】 グランドピアノ ・小：3,600千円（3台） ・中：3,600千円（3台） アップライトピアノ ・小：565千円（1台） ・中：2,260千円（4台） 指導用オルガン（小学校のみ） ・小：2,888千円（25台）</p> <p>3 デスクアンプ購入費</p> <p>【目的】 小・中学校の運営に必要なデスクアンプを更新するもの</p> <p>【対象】 ・小学校：1校 年1校ずつの更新</p> <p>【事務予算額】 ・小：800千円</p> <p>4 柔道畳購入費</p> <p>【目的】 中学校の授業に必要な柔道畳を更新するもの</p> <p>【対象】 ・中学校：27校</p> <p>【事務予算額】 ・中：927千円</p>		<p>1 児童用図書購入費</p> <p>【目的】 学校図書に整備する児童・生徒用の図書を購入するもの</p> <p>業者は、教育委員会の「契約・購入スケジュール」に基づき受注した図書に、契約付帯条件の台帳、分類・配架ラベル等を貼付の上、納入する</p> <p>【対象】 ・小学校：4校 ・中学校：2校</p> <p>【事務予算額】 ・小：4,000千円 ・中：1,850千円</p> <p>2 ピアノ購入費</p> <p>【目的】 小・中学校の授業に必要なピアノを更新するもの</p> <p>【対象】 ・小学校：4校 ・中学校：2校</p> <p>【事務予算額】 予算措置無し</p> <p>3 デスクアンプ購入費</p> <p>【目的】 小・中学校の運営に必要なデスクアンプを更新するもの</p> <p>【対象】 ・小学校：4校 ・中学校：2校</p> <p>【事務予算額】 予算措置無し</p> <p>4 柔道畳購入費</p> <p>【目的】 中学校の授業に必要な柔道畳を更新するもの</p> <p>【対象】 ・中学校：2校</p> <p>【事務予算額】 予算措置無し</p>		<p>1 児童用図書購入費</p> <p>【目的】 学校図書に整備する児童・生徒用の図書を購入するもの</p> <p>業者は、学校の「図書購入計画表」に基づき受注した図書に、契約付帯条件の台帳、分類・配架ラベル等を貼付の上、納入する</p> <p>【対象】 ・小学校：7校 ・中学校：5校</p> <p>【事務予算額】 ・小：2,000千円 ・中：1,500千円</p> <p>2 ピアノ購入費</p> <p>【目的】 小・中学校の授業に必要なピアノを更新するもの</p> <p>【対象】 ・小学校：7校 ・中学校：5校</p> <p>【事務予算額】 予算措置なし</p> <p>3 デスクアンプ購入費</p> <p>【目的】 小・中学校の運営に必要なデスクアンプを更新するもの</p> <p>【対象】 ・小学校：7校 ・中学校：5校</p> <p>【事務予算額】 予算措置なし</p> <p>4 柔道畳購入費</p> <p>【目的】 中学校の授業に必要な柔道畳を更新するもの</p> <p>【対象】 ・中学校：5校</p> <p>【事務予算額】 予算措置なし</p>		<p>1 児童用図書購入費</p> <p>【目的】 学校図書に整備する児童・生徒用の図書を購入するもの</p> <p>【対象】 ・小学校：3校 ・中学校：2校</p> <p>【事務予算額】 ・小：210千円 ・中：140千円</p> <p>2 ピアノ購入費</p> <p>【目的】 小・中学校の授業に必要なピアノを更新するもの</p> <p>【対象】 ・小学校：3校 ・中学校：2校</p> <p>【事務予算額】 予算措置なし</p> <p>3 デスクアンプ購入費</p> <p>【目的】 小・中学校の運営に必要なデスクアンプを更新するもの</p> <p>【対象】 ・小学校：3校</p> <p>【事務予算額】 予算措置なし</p> <p>4 柔道畳購入費 該当なし</p>		<p>1 児童用図書購入費</p> <p>【目的】 学校図書に整備する児童・生徒の図書を購入するもの</p> <p>【対象】 ・小学校：7校 ・中学校：1校</p> <p>【事務予算額】 ・小：866千円 ・中：300千円</p> <p>2 ピアノ購入費</p> <p>【目的】 小・中学校の授業に必要なピアノを購入するもの</p> <p>【対象】 ・小学校：7校 ・中学校：1校</p> <p>【事務予算額】 予算措置なし</p> <p>3 デスクアンプ購入費</p> <p>【目的】 小・中学校の運営に必要なデスクアンプを購入するもの</p> <p>【対象】 ・小学校：7校 ・中学校：1校</p> <p>【事務予算額】 予算措置なし</p> <p>4 柔道畳購入費 該当なし</p>	

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	管理部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
20	小・中学校教材等整備事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】	<p>5 児童・生徒用机・椅子購入費</p> <p>【目的】 児童用机・椅子を学務課において整備するもの</p> <p>【対象】 ・小学校：55校 ・中学校：27校</p> <p>【事務予算額】 学校割、学級割、児童・生徒割で積算 旧JIS児童用机（児童割で配布51校） ・小：2,500千円（600台） ・中：1,200千円（360台） 配付数は児童割により積算 新JIS児童用椅子 ・小：12,400千円（2,480脚） ・中：6,900千円（1,470脚）</p> <p>6 教室・職員室用備品購入費</p> <p>【目的】 教室・職員室の管理用備品等を学務課において整備するもの</p> <p>【対象】 ・小学校：55校 ・中学校：27校</p> <p>【事務予算額】 学校割、学級割、児童・生徒割で積算 教室・職員用備品購入費 ・小：14,000千円 ・中：8,500千円 職員室用等備品（椅子更新） ・小：4,500千円（200脚 5校分） ・中：2,300千円（100脚 3校分） その他備品 ・小：7,000千円 ・中：3,159千円 クラス・児童増用備品等に対応</p> <p>7 F F式ストーブ購入費</p> <p>【目的】 普通教室・障害児学級のF F式ストーブを更新・整備するもの</p> <p>【対象】 ・小学校：55校 ・中学校：27校</p> <p>【事務費の内容】 ・小：1,977千円 ・中：970千円</p> <p>8 印刷機購入費</p> <p>【目的】 学校にリース契約で導入している印刷機について、契約期間満了校から各学校における購入に切り替えていくもの</p> <p>【対象】 ・小学校：14台 ・中学校：7台 15年度までのリース契約満了校が対象</p> <p>【事業予算額】 ・小：1,372千円 ・中：686千円 1台あたりの購入限度額：98千円</p> <p>9 準拠教材購入費</p> <p>【目的】 学習指導要領に基づき、教科書発行会社が教科書に準じて作成する指導用教材（準拠教材）を、教科書改訂に伴い、学校の希望により購入する</p> <p>【対象】 ・小学校：55校 ・中学校：27校</p> <p>【事務予算額】 ・小：48,478千円 16年度は小学校のみ対象</p> <p>10 学校教材用備品購入費（再配当）</p> <p>【目的】 小・中学校を運営していくために必要な教材・教員備品を購入する備品購入費で学校に再配当するもの</p>	<p>5 児童・生徒用机・椅子購入費</p> <p>【目的】 児童用机・椅子を教育総務課において整備するもの</p> <p>【対象】 ・小学校：4校 ・中学校：2校</p> <p>【事務予算額】 JIS児童・生徒用机・椅子 ・小：1,072千円（100組） ・中：0千円</p> <p>6 教室・職員室用備品購入費</p> <p>【目的】 教室・職員室の管理用備品等を教育総務課において整備するもの</p> <p>【対象】 ・小学校：4校 ・中学校：2校</p> <p>【事務予算額】 管理用備品購入 ・小：2,306千円 ・中：1,795千円</p> <p>7 F F式ストーブ購入費</p> <p>【目的】 普通教室・障害児学級のF F式ストーブを更新・整備するもの</p> <p>【対象】 ・小学校：4校 ・中学校：2校</p> <p>【事務費の内容】 ・小：290千円 ・中：0千円</p> <p>8 印刷機購入費</p> <p>リースで対応のため該当無し</p> <p>9 準拠教材購入費</p> <p>【目的】 学習指導要領に基づき、教科書発行会社が教科書に準じて作成する指導用教材（準拠教材）を、教科書改訂に伴い、学校の希望により購入する</p> <p>【対象】 ・小学校：4校 ・中学校：2校</p> <p>【事務予算額】 H17予算対応のため該当無し</p> <p>10 学校教材用備品購入費（再配当）</p> <p>【目的】 小・中学校を運営していくために必要な教材・教員備品を購入する備品購入費で学校に再配当するもの</p>	<p>5 児童・生徒用机・椅子購入費</p> <p>【目的】 児童用机・椅子を学務課において整備するもの</p> <p>【対象】 ・小学校：7校 ・中学校：5校</p> <p>【事務予算額】 H16予算措置なし</p> <p>6 教室・職員室用備品購入費</p> <p>【目的】 教室・職員室の管理用備品等を教育総務課において整備するもの</p> <p>【対象】 ・小学校：7校 ・中学校：5校</p> <p>【事務予算額】 一般備品購入 ・小：700千円 ・中：500千円</p> <p>7 F F式ストーブ購入費</p> <p>【目的】 普通教室・障害児学級のF F式ストーブを更新・整備するもの</p> <p>【対象】 ・小学校：6校 ・中学校：5校</p> <p>【事務費の内容】 予算措置無し</p> <p>8 印刷機購入費</p> <p>リースで対応のため該当無し</p> <p>9 準拠教材購入費</p> <p>【目的】 学習指導要領に基づき、教科書発行会社が教科書に準じて作成する指導用教材（準拠教材）を、教科書改訂に伴い、学校の希望により購入する</p> <p>【対象】 ・小学校：7校 ・中学校：5校</p> <p>【事務予算額】 H17予算対応のため該当無し</p> <p>10 学校教材用備品購入費（再配当）</p> <p>【目的】 小・中学校を運営していくために必要な教材・教員備品を購入する備品購入費で学校に再配当するもの</p>	<p>5 児童・生徒用机・椅子購入費</p> <p>【目的】 児童用机・椅子を学務課において整備するもの</p> <p>【対象】 ・小学校：3校 ・中学校：2校</p> <p>【事務予算額】 新JIS児童用机・椅子 ・小：0千円 ・中：281千円</p> <p>6 教室・職員室用備品購入費</p> <p>【目的】 教室・職員室の管理用備品等を教育総務において整備するもの</p> <p>【対象】 ・小学校：3校 ・中学校：2校</p> <p>【事務予算額】 予算措置なし</p> <p>7 F F式ストーブ購入費</p> <p>【目的】 普通教室・障害児学級のF F式ストーブを更新・整備するもの</p> <p>【対象】 ・小学校：3校 ・中学校：2校</p> <p>【事務費の内容】 予算措置なし</p> <p>8 印刷機購入費</p> <p>リースで対応のため該当無し</p> <p>9 準拠教材購入費</p> <p>【目的】 学習指導要領に基づき、教科書発行会社が教科書に準じて作成する指導用教材（準拠教材）を、教科書改訂に伴い、学校の希望により購入する</p> <p>【対象】 ・小学校：3校 ・中学校：2校</p> <p>【事務予算額】 改訂年度のための、該当無し</p> <p>10 学校教材用備品購入費（再配当）</p> <p>【目的】 小・中学校を運営していくために必要な教材・教員備品を購入する備品購入費で学校に再配当するもの</p>	<p>5 児童・生徒用机・椅子購入費</p> <p>【目的】 児童用机・椅子を教育総務課において整備するもの</p> <p>【対象】 ・小学校：7校 ・中学校：1校</p> <p>【事務予算額】 予算措置なし（基本は各校配分予算対応）</p> <p>6 教室・職員室用備品購入費</p> <p>【目的】 教室・職員室の管理用備品等を教育総務において整備するもの</p> <p>【対象】 ・小学校：7校 ・中学校：1校</p> <p>【事務予算額】 予算措置なし</p> <p>7 F F式ストーブ購入費</p> <p>該当なし</p> <p>8 印刷機購入費</p> <p>リースで対応のため該当無し</p> <p>9 準拠教材購入費</p> <p>【目的】 学習指導要領に基づき、教科書発行会社が教科書に準じて作成する指導用教材（準拠教材）を、教科書改訂に伴い、学校の希望により購入する</p> <p>【対象】 ・小学校：7校 ・中学校：1校</p> <p>【事務予算額】 H17年度予算対応のためなし</p> <p>10 学校教材用備品購入費（再配当）</p> <p>【目的】 小・中学校を運営していくために必要な教材・教員備品を購入する備品購入費で学校に再配当するもの</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	管理部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
20	小・中学校教材等整備事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】	<p>【対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>小学校：55校 ・中学校：27校</li> </ul> <p>【事務予算額】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>学校割、学級割、障害児学級分で積算</li> <li>小：56,454千円 ・中：39,892千円</li> <li>児童・生徒用の机・椅子など学務課で執行する管理用備品などを除く</li> </ul> <p>11 理科教材教具購入費</p> <p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>理科教育振興法に基づき、理科教育に関する備品を購入するもの</li> </ul> <p>【対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>小学校：10校 ・中学校：10校</li> <li>年度毎に対象校を選定する</li> </ul> <p>【事業予算額】</p> <p>補助基準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>小学校：取得金額が1組1万円以上の設備</li> <li>中学校：取得金額が1組2万円以上の設備</li> </ul> <p>国庫補助率：1/2</p> <p>対象校決定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>前年度末の現有額を参考に決定</li> </ul> <p>予算額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>小：4,000千円 ・中：4,000千円</li> </ul> <p>12 大規模改修等備品整備費</p> <p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>学校施設課が実施する大規模改修工事に伴い、必要となる管理備品を整備するもの</li> </ul> <p>【対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成16年度：中央小学校</li> </ul> <p>【事務予算額】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>消耗品費：7千円</li> <li>委託料：144千円（環境衛生検査業務委託）</li> <li>備品購入費：2,820千円</li> </ul> <p>参考</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1校あたりに係る経費</li> <li>小：3,543千円（55校）</li> <li>中：3,550千円（27校）</li> <li>1人あたりに係る経費（H16.5.1現在）</li> <li>小：5.5千円（35,496人）</li> <li>中：6.2千円（15,379人）</li> </ul>	<p>【対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>小学校：4校 ・中学校：2校</li> </ul> <p>【事務予算額】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>学校割、人数割で積算</li> <li>教材備品</li> <li>小：3,736千円 ・中：1,778千円</li> <li>児童・生徒用の机・椅子など教育総務課で執行する管理用備品などを除く</li> <li>教育振興費消耗品（教材）</li> <li>小：2,046千円 ・中：1,661千円</li> <li>備品修繕</li> <li>小：700千円 ・中：650千円</li> </ul> <p>11 理科教材教具購入費</p> <p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>理科教育振興法に基づき、理科教育に関する備品を購入するもの</li> </ul> <p>【対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>小学校：4校 ・中学校：2校</li> </ul> <p>【事業予算額】</p> <p>補助基準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>小学校：取得金額が1組1万円以上の設備</li> <li>中学校：取得金額が1組2万円以上の設備</li> </ul> <p>国庫補助率：1/2</p> <p>予算額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>小：494千円 ・中：997千円</li> </ul> <p>12 大規模改修等備品整備費</p> <p>該当無し</p> <p>参考</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1校あたりに係る経費</li> <li>小：3,661千円（4校）</li> <li>中：4,365.5千円（2校）</li> <li>1人あたりに係る経費（H16.5.1現在）</li> <li>小：11.2千円（1,305人）</li> <li>中：13.7千円（635人）</li> </ul>	<p>【対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>小学校：7校 ・中学校：5校</li> </ul> <p>【事務予算額】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>学校割、学級割、障害児学級分で積算</li> <li>教材備品</li> <li>小：3,600千円 ・中：3,800千円</li> <li>児童・生徒用の机・椅子など学務課で執行する管理用備品などを除く</li> <li>教育振興費消耗品（教材）</li> <li>小：451千円 ・中：288千円</li> <li>教育振興費消耗品（一般）</li> <li>小：1,349千円 ・中：1,773千円</li> <li>教材備品修繕</li> <li>小：444千円 ・中：428千円</li> </ul> <p>11 理科教材教具購入費</p> <p>理科教材振興法の適用を受けていないため</p> <p>10 学校教材用備品購入費で対応</p> <p>12 大規模改修等備品整備費</p> <p>該当なし</p> <p>参考</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1校あたりに係る経費</li> <li>小：1,220.6千円（7校）</li> <li>中：1,657.8千円（5校）</li> <li>1人あたりに係る経費（H16.5.1現在）</li> <li>小：4.9千円（1,735人）</li> <li>中：8.3千円（999人）</li> </ul>	<p>【対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>小学校：3校 ・中学校：2校</li> </ul> <p>【事務予算額】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>教材備品購入費</li> <li>小：359千円 ・中：740千円</li> <li>総合的学習・備品購入費</li> <li>小：300千円 ・中：200千円</li> </ul> <p>11 理科教材教具購入費</p> <p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>理科教育振興法に基づき、理科教育に関する備品を購入するもの</li> </ul> <p>【対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>小学校：3校 ・中学校：2校</li> </ul> <p>【事業予算額】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>特に理科教材としての予算措置なし</li> </ul> <p>12 大規模改修等備品整備費</p> <p>該当なし</p> <p>参考</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1校あたりに係る経費</li> <li>小：290千円（3校）</li> <li>中：681千円（2校）</li> <li>1人あたりに係る経費（H16.5.1現在）</li> <li>小：1.6千円（550人）</li> <li>中：4.5千円（305人）</li> </ul>	<p>【対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>小学校：7校 ・中学校：1校</li> </ul> <p>【事務予算額】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>小：2,585千円 ・中：1,474千円</li> </ul> <p>11 理科教材教具購入費</p> <p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>理科教育振興法に基づき、理科教育に関する備品を購入するもの</li> </ul> <p>【対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>小学校：7校 ・中学校：1校</li> </ul> <p>【事業予算額】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>特に理科教材としての予算措置なし</li> </ul> <p>12 大規模改修等備品整備費</p> <p>該当なし</p> <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1校あたりに係る経費</li> <li>小：493千円（7校）</li> <li>中：1,774千円（1校）</li> <li>1人あたりに係る経費（H16.5.1現在）</li> <li>小：6.0千円（572人）</li> <li>中：5.6千円（313人）</li> </ul>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		管理部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
21	小・中学校教科書等購入費		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	学務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課
根拠法令等	相模原市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則・相模原市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の施行規定	城山町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則	津久井町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則	相模湖町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則	藤野町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則
歳出予算額（平成16年度）	24,941千円	2,017千円	2,640千円	971千円	848千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 教師用教科書の購入及び準教科書等の購入</p> <p>【準教科書等の種類】 小学校 体育の学習 中学校 中学体育実技、中学生活と進路</p> <p>【16年度予算内訳】 小学校12,008千円、中学校12,933千円</p> <p>【15年度決算】 小学校18,143千円 中学校12,651千円</p>	<p>【目的】 教師用教科書の購入及び準教科書等の購入</p> <p>【準教科書等の種類】 小学校 道徳、体育 中学校 中学体育実技、中学生活と進路、道徳 きらめき</p> <p>【16年度予算内訳】 小学校1,142千円、中学校875千円</p> <p>【15年度決算】 小学校 830千円、中学校801千円</p>	<p>【目的】 教師用教科書の購入及び準教科書等の購入</p> <p>【準教科書等の種類】 小学校 道徳、体育の学習 中学校 道徳、中学体育実技、中学生活と進路</p> <p>【16年度予算内訳】 小学校1,303千円、中学校1,337千円</p> <p>【15年度決算】 小学校1,673千円 中学校1,376千円</p>	<p>【目的】 教師用教科書の購入及び準教科書等の購入</p> <p>【準教科書等の種類】 小学校 道徳、性教育、体育、読書感想文集 中学校 道徳資料集、体育実技、中学生活と進路、読書感想文集</p> <p>【16年度予算内訳】 小学校542千円、中学校429千円</p> <p>【15年度決算】 小学校542千円 中学校429千円</p>	<p>【目的】 教師用教科書の購入及び準教科書等の購入</p> <p>【準教科書等の種類】 小学校 道徳、体育 中学校 道徳、体育、進路</p> <p>【16年度予算内訳】 小学校361千円、中学校487千円</p> <p>【15年度決算】 小学校351千円、中学校443千円</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	管理部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
22	校外活動助成費	A協議会    B幹事会    C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	学務課	教育総務課	教育総務課	生涯学習課	教育総務課
根拠法令等		・城山町補助金等に係る予算の執行に関する規則			藤野町予算決算会計規則
歳出予算額（平成16年度）	68,645千円	1,500千円	950千円	1,315千円	0千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>1 学校行事等委託料：43,265千円 【目的】 校外活動を通じて、児童・生徒の体力の向上、豊かな感性を養うために実施 【対象】 ・小学校：55校 ・中学校：27校 【事業予算額】 小学校：35,498千円 音楽鑑賞会委託：8,316千円 ・小学5年生が対象 ・相模原市文化会館でオーケストラ演奏鑑賞連合運動会委託：5,368千円 ・小学6年生が対象 ・横山公園陸上競技場で実施 スケート教室委託 21,814千円 ・小学4～6年生を対象（各校3回） ・銀河アリーナスケート場で実施 児童の送迎は借上げ路線バスを使用（1台65名計算） 中学校：7,767千円 演劇教室：7,767千円 ・中学1年生が対象 ・相模原市民会館で実施 生徒の送迎は借上げ路線バスを使用（1台65名計算）</p> <p>2 公共施設使用料：7,165千円 【目的】 学校行事で公共施設を利用する場合に、教育委員会で使用料を負担するもの（公共施設は50%減免） 【対象】 ・小学校：55校 ・中学校：27校 【事業予算額】 ・小：2,466千円 ・中：4,699千円</p> <p>3 その他使用料及び賃借料：18,215千円 【目的】 授業、学校行事等で利用するバス・トラックの使用料を負担するもの 【対象】 ・小学校：55校 ・中学校：27校</p>	<p>1 情操教育推進事業費補助金 【目的】 芸術鑑賞、音楽鑑賞等の校外活動を通じて、生徒の豊かな感性を養うために実施 【対象】 ・中学校：2校 【事業予算額】 中学校：1,500千円</p>	<p>1 学校行事等委託料 該当なし</p> <p>2 公共施設等入場料：155千円 【目的】 学校行事で公共施設等を利用する場合に、教育委員会で入場料を負担するもの 【対象】 ・小学校：7校 ・中学校：5校 【事業予算額】 ・小：105千円 ・中：50千円</p> <p>3 その他使用料及び賃借料：該当なし 【目的】 授業、学校行事等で利用するバス・トラックの使用料を負担するもの 【対象】 ・小学校：1校 ・中学校：1校</p>	<p>1 芸術文化振興事業費 【目的】 芸術文化に直接触れることにより、情操豊かな心を育むよう芸術鑑賞を実施。音楽、古典芸能、演芸の順に毎年行う。 【対象】 ・小学校3校、中学校2校 【事業予算額】 出演者委託料 1,000,000円 送迎バス借上料 315,000円</p>	<p>1 芸術鑑賞会 【目的】 芸術鑑賞、音楽鑑賞等に直接触れることで、情操豊かな心を育む。 【内容】 町内校長会への補助金内での事業で、毎年小学校6年生を対象に芸術鑑賞事業を年1回実施。バスについては、町コミュニティバス利用または借上げバスにて教育委員会に対応。</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	管理部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
22	校外活動助成費	A協議会    B幹事会    C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】	<p>【事業予算額】</p> <p>小学校：17,615千円            市内めぐり用バス運行業務：9,520千円            ・小学校3年生が対象            観光バスを借上げて実施（1台55名計算）            夢の丘小・富士見小・小山小水泳授業送迎用バス運行業務：6,300千円            ・プールのない小学校3校を対象に実施            路線バスを借上げ、横山公園水泳場まで送迎（1台65名計算）            大会等参加バス運行業務：1,275千円            ・市を代表して参加する文化大会への児童送迎用バス            大会等参加器具運搬業務：520千円            ・市を代表して参加する文化大会への楽器等運搬            中学校：600千円            大会等参加器具運搬業務：600千円            ・市を代表して参加する文化大会への楽器等運搬</p> <p>参考            1校あたりに係る経費            ・小：1,011千円（55校）            ・中：484千円（27校）            1人あたりに係る経費            全学年共通事業が少ないため、未算出</p> <p>小学校（H16.5.1現在）            5年生児童数：5,802人（171c1）            6年生児童数：5,761人（173c1）            4～6年生児童数：17,648人（523c1）            中学校（H16.5.1現在）            1年生生徒数：5,200人（145c1）</p>	<p>参考            1校あたりに係る経費            ・中学校：750千円（2校）            1人あたりに係る経費（H16.5.1現在）            ・中学校：2.3千円（635人）</p> <p>小学校（H16.5.1現在）            5年生児童数：215人（7c1）            6年生児童数：218人（7c1）            4～6年生児童数：655人（21c1）            中学校（H16.5.1現在）            1年生生徒数：211人（7c1）</p>	<p>【事業予算額】</p> <p>青野原小・中水泳授業送迎用バス借上げバス借上げ：            ・小：662千円    ・中：133千円            ・プールのない小中学校2校を対象に実施            路線バスを借上げ、小学校は相模原グリーンプール・中学校は町内プールまで送迎（小学校は3台×5日・中学校は1台×3日で積算）</p> <p>参考            1校あたりに係る経費            ・小学校：109.6千円（7校）            ・中学校：36.6千円（5校）            1人あたりに係る経費（H16.5.1現在）            ・小学校：0.4千円（1,735人）            ・中学校：0.2千円（999人）            小学校（H16.5.1現在）            5年生児童数：269人（10c1）            6年生児童数：349人（12c1）            4～6年生児童数：917人（33c1）            中学校（H16.5.1現在）            1年生生徒数：322人（10c1）</p>	<p>参考            1校あたりに係る経費            ・小学校：282.0千円（3校）            ・中学校：234.5千円（2校）            1人あたりに係る経費（H16.5.1現在）            ・小学校：1.5千円（550人）            ・中学校：1.5千円（305人）            小学校（H16.5.1現在）            5年生児童数：92人（4c1）            6年生児童数：121人（4c1）            4～6年生児童数：298人（12c1）            中学校（H16.5.1現在）            1年生生徒数：88人（3c1）</p>	

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名				
29	各種事務事業の取扱い	管理部会				
事務事業番号	事務事業名	協議ランク				
23	要保護及び準要保護児童生徒就学援助費	A協議会    B幹事会    C専門部会				
		相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	学務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課
根拠法令等	学校教育法・ 要保護及び準要保護児童生徒援助費補助金及び特殊・ 教育就学奨励費補助金交付要綱（国）・ 相模原市就学奨励規則・ 相模原市就学奨励金交付事務処理要綱・	学校教育法・ 要保護及び準要保護児童生徒援助費補助金及び特殊・ 教育就学奨励費補助金交付要綱（国）・ 城山町就学援助事務要綱・ 城山町就学援助費事務処理要綱	学校教育法・ 要保護及び準要保護児童生徒援助費補助金及び特殊・ 教育就学奨励費補助金交付要綱（国）・ 津久井町就学援助事務要綱・	学校教育法・ 要保護及び準要保護児童生徒援助費補助金及び特殊・ 教育就学奨励費補助金交付要綱（国）・ 相模湖町就学奨励金交付事務処理要綱・	学校教育法・ 要保護及び準要保護児童生徒援助費補助金及び特殊・ 教育就学奨励費補助金交付要綱（国）・ 藤野町就学援助費事務処理要綱・	
歳出予算額（平成16年度）	292,576千円	10,239千円	14,821千円	2,413千円	1,152千円	
歳入予算額（平成16年度）	115,150千円	2,559千円	3,704千円	697千円	345千円	
【事務事業の内容】	<p>【目的】 経済的理由により就学困難な児童生徒の保護者に対し、奨励金を交付し、就学を奨励する</p> <p>【認定基準】 （１）生活保護が受けられなくなった世帯 （２）市民税所得割分がかららない世帯 （３）市民税・固定資産税・個人事業税のいずれかが減免された世帯 （４）国民健康保険税又は国民年金の掛金金が減免された世帯 （５）児童扶養手当を受けている世帯 （６）生活福祉資金の貸付を受けた世帯 （７）世帯の年間総所得が最低生活費の1.5倍以下の世帯 *最低生活費の算出（相模原市は1級地-2）</p> <p>【平成15年度の実施状況】 *小学校 ・援助対象者 ..... 3,287人 ・決算額 .....201,205千円 *中学校 ・援助対象者 ..... 1,410人 ・決算額 ..... 77,946千円 【申請方法】 学務課又は学校に置いてある申請書に証明書類を添付して、学校に提出する 【申請時期】 在校生 ..... 3月15日頃まで 新入生 ..... 4月15日頃まで 年度の途中から申請した場合は、学校に申請書を提出した月から援助の対象となる 【支給方法】 年3回学期末（8・12・3月）保護者又は校長（委任された場合のみ）の口座に振込む</p>	<p>【目的】 経済的理由により就学困難な児童生徒の保護者に対し、奨励金を交付し、就学を奨励する</p> <p>【認定基準】 （１）生活保護が受けられなくなった世帯 （２）町民税が非課税または減免された世帯 （３）固定資産税・個人事業税のいずれかが減免された世帯 （４）国民健康保険税又は国民年金保険料が減免された世帯 （５）児童扶養手当を受けている世帯 （６）世帯更正貸付資金の貸付を受けた世帯 （７）保護者が日雇労働者である （８）世帯の年間総所得が最低生活費の1.5倍以下の世帯 *最低生活費の算出（城山町は2級地-1）</p> <p>【平成15年度の実施状況】 *小学校 ・援助対象者 ..... 76人 ・決算額 ..... 4,049千円 *中学校 ・援助対象者 ..... 60人 ・決算額 ..... 4,881千円 【申請方法】 教育総務課に置いてある申請書に証明書類を添付して、教育総務課に提出する 【申請時期】 在校生 ..... 3月31日まで 新入生 ..... 4月30日まで 年度の途中から申請した場合は、教育総務課に申請書を提出した月から援助の対象となる 【支給方法】 年2回（10・3月）保護者の口座に振込む</p>	<p>【目的】 経済的理由により就学困難な児童生徒の保護者に対し、奨励金を交付し、就学を奨励する</p> <p>【認定基準】 （１）生活保護が受けられなくなった世帯 （２）市民税所得割分がかららない世帯 （３）市民税・固定資産税・個人事業税のいずれかが減免された世帯 （４）国民健康保険税又は国民年金の掛金金が減免された世帯 （５）児童扶養手当を受けている世帯 （６）生活福祉資金の貸付を受けた世帯 （７）世帯の年間総所得が最低生活費の1.5倍以下の世帯 *最低生活費の算出（津久井町は3級地-1）</p> <p>【平成15年度の実施状況】 *小学校 ・援助対象者 ..... 133人 ・決算額 ..... 7,401千円 *中学校 ・援助対象者 ..... 64人 ・決算額 ..... 5,836千円 【申請方法】 教育総務課に置いてある申請書に証明書類を添付して、教育総務課に提出する 【申請時期】 在校生 ..... 4月30日頃まで 新入生 ..... 4月30日頃まで 年度の途中から申請した場合は、教育総務課に申請書を提出した日から援助の対象となる 【支給方法】 年3回学期末（7・12・3月）保護者又は校長（委任された場合のみ）の口座に振込む</p>	<p>【目的】 経済的理由により就学困難な児童生徒の保護者に対し、奨励金を交付し、就学を奨励する</p> <p>【認定基準】 （１）生活保護が受けられなくなった世帯 （２）市民税所得割分がかららない世帯 （３）市民税・固定資産税・個人事業税のいずれかが減免された世帯 （４）国民健康保険税又は国民年金の掛金金が減免された世帯 （５）児童扶養手当を受けている世帯 （６）生活福祉資金の貸付を受けた世帯 （７）世帯の年間総所得が最低生活費の1.5倍以下の世帯 *最低生活費の算出（相模湖町は3級地-1）</p> <p>【平成15年度の実施状況】 *小学校 ・援助対象者 ..... 29人 ・決算額 ..... 1,696千円 *中学校 ・援助対象者 ..... 12人 ・決算額 ..... 717千円 【申請方法】 教育総務課に置いてある申請書に証明書類を添付して、教育総務課に提出する 【申請時期】 在校生 ..... 5月14日頃まで 新入生 ..... 5月14日頃まで 年度の途中から申請した場合は、教育総務課に申請書を提出した日から援助の対象となる 【支給方法】 年3回学期末（8・12・3月）保護者又は校長（委任された場合のみ）の口座に振込む</p>	<p>【目的】 経済的理由により就学困難な児童生徒の保護者に対し、奨励金を交付し、就学を奨励する</p> <p>【認定基準】 （１）生活保護が受けられなくなった世帯 （２）町民税が非課税または減免された世帯 （３）固定資産税・個人事業税のいずれかが減免された世帯 （４）国民健康保険税または国民年金の掛金金が減免された世帯 （５）児童扶養手当を受けている世帯 （６）世帯更正資金の貸付を受けた世帯 （７）保護者が失業対策事業適格者を有するまたは職業安定所に登録された日雇労働者 （８）経済的理由により児童生徒の欠席日数が多い者 （９）その他 （10）世帯の年間総所得が最低生活費の1.5倍以下の世帯 *最低生活費の算出（藤野町は3級地-1）</p> <p>【平成15年度の実施状況】 *小学校 ・援助対象者..... 17人 ・決算額..... 454千円 *中学校 ・援助対象者..... 6人 ・決算額..... 298千円 【申請方法】 教育総務課に置いてある申請書に証明書類を添付して、教育総務課に提出する 【申請時期】 在校生.....4月30日頃迄 新入生.....4月30日頃迄 年度の途中から申請した場合は、教育総務課に申請書を提出した日から援助の対象となる 【支給方法】 年3回学期末締め保護者又は校長（委任された場合のみ）の口座に振込む</p>	

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	管理部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
23	要保護及び準要保護児童生徒就学援助費	A協議会    B幹事会    C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】	<p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>* 市単独分めんがね購入費援助事業</li> <li>勉学に必要なめんがねを購入することが経済的理由により困難な児童生徒に対し、学習能率と教育成果の向上を図るためにめんがねを給付する。</li> <li>めんがね購入費の援助の限度額は14,000円とし、めんがね購入に伴う視力検査料も援助対象になる。</li> <li>* 平成15年度実施状況</li> <li>・ 援助対象者    244人</li> <li>・ 決算額        3,715千円</li> </ul> <p>【就学援助システムの内容】</p> <p>要保護及び準要保護就学援助事務と障害児学級就学奨励事務のシステムを一本化し、学齢簿マスタ・生活保護（教育扶助）受給者マスタ・住民基本台帳管理マスタ・市民税課税マスタ・児童扶養手当受給者マスタを定期的にLANシステム（庁内ネットワーク）を通して提供を受け管理し、事務処理の合理化、省力化を図り支払の正確性・迅速化を確保し、市民サービスの向上を図る目的のシステムである。</p>				

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	管理部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
24	障害児学級児童生徒就学奨励費	A協議会    B幹事会    C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	学務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課
根拠法令等	要保護及準要保護児童生徒援助費補助金及び特殊教育就学奨励費補助金交付要綱（国） 相模原市障害児教育就学奨励費事務処理要綱	要保護及準要保護児童生徒援助費補助金及び特殊教育就学奨励費補助金交付要綱（国）	要保護及準要保護児童生徒援助費補助金及び特殊教育就学奨励費補助金交付要綱（国）	要保護及準要保護児童生徒援助費補助金及び特殊教育就学奨励費補助金交付要綱（国）	要保護及準要保護児童生徒援助費補助金及び特殊教育就学奨励費補助金交付要綱（国）
歳出予算額（平成16年度）	11,517千円	580千円	1,510千円	69千円	287千円
歳入予算額（平成16年度）	5,686千円	290千円	625千円	30千円	84千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 教育の機会均等の趣旨にのっとり障害児学級への就学の特事情を考慮し、その就学に係る保護者の経済的負担を軽減し、障害児教育の普及奨励を図るため、障害児教育奨励費を交付するものとする。</p> <p>【対象世帯】 相模原市立小学校及び中学校の障害児学級に在籍する児童又は生徒の保護者とする。ただし、要保護及び準要保護児童生徒の保護者は対象とならない。</p> <p>【交付内容】 (1) 収入額が必要額の1.5倍以上2.5倍未満の場合学用品費・学校給食費・校外活動費等を支給する。 (2) 収入額が必要額の2.5倍以上の場合通学費のみ実費額を支給する。</p> <p>【平成15年度実績】 * 小学校 ・ 援助対象者 ..... 107人 ・ 決算額 ..... 3,510千円 * 中学校 ・ 援助対象者 ..... 41人 ・ 決算額 ..... 1,675千円</p> <p>「きこえとことばの教室児童通級費援助事業」</p> <p>【目的】 相模原市立小学校難聴学級及び言語障害学級（きこえとことばの教室）児童の保護者の負担軽減のために、通級に要する費用を援助する。</p> <p>・ 援助対象者 ..... 96人 ・ 決算額 ..... 200千円</p> <p>【システムの内容】 要保護及び準要保護就学援助事務と障害児学級就学奨励事務のシステムを一本化し、学齢簿マスタ・生活保護（教育扶助）受給者マスタ・住民基本台帳管理マスタ・市民税課税マスタ・児童扶養手当受給者マスタを定期的にLANシステム（庁内ネットワーク）を通して提供を受け管理し、事務処理の合理化、省力化を図り支払の正確性・迅速化を確保し、市民サービスの向上を図る目的のシステムである。</p>	<p>【目的】 教育の機会均等の趣旨にのっとり障害児学級への就学の特事情を考慮し、その就学に係る保護者の経済的負担を軽減し、障害児教育の普及奨励を図るため、障害児教育奨励費を交付するものとする。</p> <p>【対象世帯】 城山町立小学校及び中学校の障害児学級に在籍する児童又は生徒の保護者とする。ただし、要保護及び準要保護児童生徒の保護者は対象とならない。</p> <p>【交付内容】 (1) 収入額が必要額の1.5倍以上2.5倍未満の場合学用品費・学校給食費・校外活動費等を支給する。 (2) 収入額が必要額の2.5倍以上の場合通学費のみ実費額を支給する。</p> <p>【平成15年度実績】 * 小学校 ・ 援助対象者 ..... 6人 ・ 決算額 ..... 177千円 * 中学校 ・ 援助対象者 ..... 4人 ・ 決算額 ..... 176千円</p>	<p>【目的】 教育の機会均等の趣旨にのっとり障害児学級への就学の特事情を考慮し、その就学に係る保護者の経済的負担を軽減し、障害児教育の普及奨励を図るため、障害児教育奨励費を交付するものとする。</p> <p>【対象世帯】 津久井町立小学校及び中学校の障害児学級に在籍する児童又は生徒の保護者とする。ただし、要保護及び準要保護児童生徒の保護者は対象とならない。</p> <p>【交付内容】 (1) 収入額が必要額の1.5倍以上2.5倍未満の場合学用品費・学校給食費・校外活動費等を支給する。 (2) 収入額が必要額の2.5倍以上の場合通学費のみ実費額を支給する。</p> <p>【平成15年度実績】 * 小学校 ・ 援助対象者 ..... 22人 ・ 決算額 ..... 707千円 * 中学校 ・ 援助対象者 ..... 7人 ・ 決算額 ..... 410千円</p>	<p>【目的】 教育の機会均等の趣旨にのっとり障害児学級への就学の特事情を考慮し、その就学に係る保護者の経済的負担を軽減し、障害児教育の普及奨励を図るため、障害児教育奨励費を交付するものとする。</p> <p>【対象世帯】 相模湖町立小学校及び中学校の障害児学級に在籍する児童又は生徒の保護者とする。ただし、要保護及び準要保護児童生徒の保護者は対象とならない。</p> <p>【交付内容】 (1) 収入額が必要額の1.5倍以上2.5倍未満の場合学用品費・学校給食費・校外活動費等を支給する。 (2) 収入額が必要額の2.5倍以上の場合通学費のみ実費額を支給する。</p> <p>【平成15年度実績】 * 小学校 ・ 援助対象者 ..... 2人 ・ 決算額 ..... 49千円 * 中学校 ・ 援助対象者 ..... 1人 ・ 決算額 ..... 20千円</p>	<p>【目的】 教育の機会均等の趣旨にのっとり障害児学級への就学の特事情を考慮し、その就学に係る保護者の経済的負担を軽減し、障害児教育の普及奨励を図るため、障害児教育奨励費を交付するものとする。</p> <p>【対象世帯】 藤野町立小学校及び中学校の障害児学級に在籍する児童又は生徒の保護者とする。ただし、要保護及び準要保護児童生徒の保護者は対象とならない。</p> <p>【交付内容】 (1) 収入額が必要額の1.5倍以上2.5倍未満の場合学用品費・学校給食費・校外活動費等を支給する。 (2) 収入額が必要額の2.5倍以上の場合通学費のみ実費額を支給する。</p> <p>【平成15年度実績】 * 小学校 ・ 援助対象者 ..... 6人 ・ 決算額 ..... 103千円 * 中学校 ・ 援助対象者 ..... 3人 ・ 決算額 ..... 101千円</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名																																																														
29	各種事務事業の取扱い		管理部会																																																														
事務事業番号	事務事業名		協議ランク																																																														
25	児童及び生徒の就学		A協議会 B幹事会 C専門部会																																																														
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町																																																												
担当課名	学務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課																																																												
根拠法令等	学校教育法・ 教育基本法・ 相模原市小学校及び中学校に関する条例・ 学校教育法施行細則	学校教育法・ 教育基本法・ 城山町立の中学校等の設置に関する条例・ 学校教育法施行細則	学校教育法・ 教育基本法・ 津久井町小学校及び中学校の設置に関する条例・ 学校教育法施行細則	学校教育法・ 教育基本法・ 相模湖町小学校及び中学校の設置に関する条例・ 学校教育法施行細則	学校教育法・ 教育基本法・ 藤野町小学校及び中学校の設置に関する条例・ 学校教育法施行細則																																																												
歳出予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円																																																												
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円																																																												
【事務事業の内容】	<p>【事務概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市立小中学校の就学事務及び就学相談</li> <li>・就学予定者の把握</li> <li>・就学予定者名簿の作成</li> <li>・学齢簿の編製及び保管</li> <li>・卒業生名簿の保管</li> </ul> <p>【平成15年度就学についての申請等の件数】</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>指定変更</td><td style="text-align: right;">598件</td></tr> <tr><td>区域外就学（協議・承諾）</td><td style="text-align: right;">186件</td></tr> <tr><td>区域外就学（私学等）</td><td style="text-align: right;">672件</td></tr> <tr><td>外国籍</td><td style="text-align: right;">130件</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">275件</td></tr> <tr><td>合計</td><td style="text-align: right;">1861件</td></tr> </table>	指定変更	598件	区域外就学（協議・承諾）	186件	区域外就学（私学等）	672件	外国籍	130件	その他	275件	合計	1861件	<p>【事務概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町立小中学校の就学事務及び就学相談</li> <li>・就学予定者の把握</li> <li>・就学予定者名簿の作成</li> <li>・学齢簿の編製及び保管</li> <li>・卒業生名簿の保管</li> </ul> <p>【平成15年度就学についての申請等の件数】</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>指定変更</td><td style="text-align: right;">17件</td></tr> <tr><td>区域外就学（協議・承諾）</td><td style="text-align: right;">54件</td></tr> <tr><td>区域外就学（私学等）</td><td style="text-align: right;">7件</td></tr> <tr><td>外国籍</td><td style="text-align: right;">1件</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">3件</td></tr> <tr><td>合計</td><td style="text-align: right;">82件</td></tr> </table>	指定変更	17件	区域外就学（協議・承諾）	54件	区域外就学（私学等）	7件	外国籍	1件	その他	3件	合計	82件	<p>【事務概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町立小中学校の就学事務及び就学相談</li> <li>・就学予定者の把握</li> <li>・就学予定者名簿の作成</li> <li>・学齢簿の編製及び保管</li> <li>・卒業生名簿の保管</li> </ul> <p>【平成15年度就学についての申請等の件数】</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>指定変更</td><td style="text-align: right;">19件</td></tr> <tr><td>区域外就学（協議・承諾）</td><td style="text-align: right;">53件</td></tr> <tr><td>区域外就学（私学等）</td><td style="text-align: right;">1件</td></tr> <tr><td>外国籍</td><td style="text-align: right;">1件</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">3件</td></tr> <tr><td>合計</td><td style="text-align: right;">77件</td></tr> </table>	指定変更	19件	区域外就学（協議・承諾）	53件	区域外就学（私学等）	1件	外国籍	1件	その他	3件	合計	77件	<p>【事務概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町立小中学校の就学事務及び就学相談</li> <li>・就学予定者の把握</li> <li>・就学予定者名簿の作成</li> <li>・学齢簿の編製及び保管</li> <li>・卒業生名簿の保管</li> </ul> <p>【平成15年度就学についての申請等の件数】</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>指定変更</td><td style="text-align: right;">4件</td></tr> <tr><td>区域外就学（協議・承諾）</td><td style="text-align: right;">18件</td></tr> <tr><td>区域外就学（私学等）</td><td style="text-align: right;">8件</td></tr> <tr><td>外国籍</td><td style="text-align: right;">0件</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">0件</td></tr> <tr><td>合計</td><td style="text-align: right;">30件</td></tr> </table>	指定変更	4件	区域外就学（協議・承諾）	18件	区域外就学（私学等）	8件	外国籍	0件	その他	0件	合計	30件	<p>【事務概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町立小学校の就学事務及び就学相談</li> <li>・就学予定者の把握</li> <li>・就学予定者名簿の作成</li> <li>・学令簿の編製及び保管</li> <li>・卒業生名簿の保管</li> </ul> <p>【平成15年度就学についての申請等の件数】</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>指定変更</td><td style="text-align: right;">10件</td></tr> <tr><td>区域外就学（協議・承認）</td><td style="text-align: right;">9件</td></tr> <tr><td>区域外就学（私学等）</td><td style="text-align: right;">13件</td></tr> <tr><td>外国籍</td><td style="text-align: right;">0件</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">0件</td></tr> <tr><td>合計</td><td style="text-align: right;">32件</td></tr> </table>	指定変更	10件	区域外就学（協議・承認）	9件	区域外就学（私学等）	13件	外国籍	0件	その他	0件	合計	32件
指定変更	598件																																																																
区域外就学（協議・承諾）	186件																																																																
区域外就学（私学等）	672件																																																																
外国籍	130件																																																																
その他	275件																																																																
合計	1861件																																																																
指定変更	17件																																																																
区域外就学（協議・承諾）	54件																																																																
区域外就学（私学等）	7件																																																																
外国籍	1件																																																																
その他	3件																																																																
合計	82件																																																																
指定変更	19件																																																																
区域外就学（協議・承諾）	53件																																																																
区域外就学（私学等）	1件																																																																
外国籍	1件																																																																
その他	3件																																																																
合計	77件																																																																
指定変更	4件																																																																
区域外就学（協議・承諾）	18件																																																																
区域外就学（私学等）	8件																																																																
外国籍	0件																																																																
その他	0件																																																																
合計	30件																																																																
指定変更	10件																																																																
区域外就学（協議・承認）	9件																																																																
区域外就学（私学等）	13件																																																																
外国籍	0件																																																																
その他	0件																																																																
合計	32件																																																																

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号 29	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 管理部会		
事務事業番号 26	事務事業名 学級編制		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	学務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課
根拠法令等	義務教育標準法	義務教育標準法	義務教育標準法	義務教育標準法	義務教育標準法
歳出予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【事務概要】</p> <p>4月 学級編制認可申請 5月 5月1日現在の児童生徒・学級数報告 9月 学級編制推計報告 1月 学級編制仮査定 3月 学級編制変更報告</p> <p>平成16年5月1日現在児童生徒・学級数 小学校 55校 35,496人 1,113クラス 中学校 27校 15,379人 454クラス</p>	<p>【事務概要】</p> <p>4月 学級編制認可申請 5月 5月1日現在の児童生徒・学級数報告 9月 学級編制推計報告 1月 学級編制仮査定 3月 学級編制変更報告</p> <p>平成16年5月1日現在児童生徒・学級数 小学校 4校 1,305人 51クラス 中学校 2校 635人 24クラス</p>	<p>【事務概要】</p> <p>4月 学級編制認可申請 5月 5月1日現在の児童生徒・学級数報告 9月 学級編制推計報告 1月 学級編制仮査定 3月 学級編制変更報告</p> <p>平成16年5月1日現在児童生徒・学級数 小学校 7校 1,735人 76クラス 中学校 5校 999人 40クラス</p>	<p>【事務概要】</p> <p>4月 学級編制認可申請 5月 5月1日現在の児童生徒・学級数報告 9月 学級編制推計報告 1月 学級編制仮査定 3月 学級編制変更報告</p> <p>平成16年5月1日現在児童生徒・学級数 小学校 3校 550人 27クラス 中学校 2校 305人 14クラス</p>	<p>【事務概要】</p> <p>4月 学級編制認可申請 5月 5月1日現在の児童生徒・学級数報告 9月 学級編制推計報告 1月 学級編制仮報告 3月 学級編制変更報告</p> <p>平成16年5月1日現在児童生徒・学級数 小学校 7校 572人 48クラス 中学校 1校 313人 10クラス</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		管理部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
27	通学区域		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	学務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課
根拠法令等	学校教育法施行令 学校教育法施行細則 相模原市条例学校教育法施行細則	学校教育法施行令 学校教育法施行細則 城山町公立学校学区に関する規則	学校教育法施行令 学校教育法施行細則 津久井町立小学校及び中学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則	学校教育法施行令 学校教育法施行細則 相模湖町立小学校及び中学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則	学校教育法施行令 学校教育法施行細則 学校の指定変更申立の認定基準
歳出予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 通学区域を設定し学校規模の適正化を図る</p> <p>【事務概要】 通学区域の設定及び指定変更許可区域（学校を選択できる区域）の指定</p> <p>【指定変更許可区域箇所数】 小学校 3.5箇所 中学校 3.2箇所</p>	<p>【目的】 通学区域を設定し学校規模の適正化を図る</p> <p>【事務概要】 通学区域の設定及び指定変更許可区域（学校を選択できる区域）の指定</p> <p>【指定変更許可区域箇所数】 小学校 0箇所 中学校 0箇所</p>	<p>【目的】 通学区域を設定し学校規模の適正化を図る</p> <p>【事務概要】 通学区域の設定及び指定変更許可区域（学校を選択できる区域）の指定</p> <p>【指定変更許可区域箇所数】 小学校 0箇所 中学校 0箇所</p>	<p>【目的】 通学区域を設定し学校規模の適正化を図る</p> <p>【事務概要】 通学区域の設定及び指定変更許可区域（学校を選択できる区域）の指定</p> <p>【指定変更許可区域箇所数】 小学校 0箇所 中学校 0箇所</p>	<p>【目的】 通学区域を設定し学校規模の適正化を図る</p> <p>【事務概要】 通学区域の設定及び指定変更許可の基準を定める</p> <p>【指定変更許可区域箇所数】 小学校 0箇所 中学校 0箇所</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		管理部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
31	学校規模の適正化		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	学務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課
根拠法令等	学校教育法施行規則 通学区域のあり方に関する検討会設置要綱				
歳出予算額（平成16年度）	0千円				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 よりよい教育環境をすることや、めざすべき教育目標を達成するため、学校規模の適正化を図る。</p> <p>【事業内容】 平成10年の学校規模適正化懇談会からの提言に基づき、過大規模校と過小規模校の適正化を図る。</p>	該当なし	該当なし	該当なし	<p>【目的】 公共施設の適性化を図る</p> <p>【事業内容】 平成20年度迄に小学校3校態勢を整える 現在、町公共施設等適正配置計画に基づき小学校の統廃合事業を実施中</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		管理部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
32	義務教育事務委託事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	学務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課
根拠法令等			学校教育法	学校教育法	学校教育法
歳出予算額（平成16年度）			940千円	370千円	380千円
歳入予算額（平成16年度）			940千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	該当なし	該当なし	<p>【目的】 学校教育法第31条（学齢児童の教育事務の委託）に基づき本町に隣接する藤野町、相模湖町及び山梨県道志村と教育事務委託契約を締結し、3町村の児童・生徒を受入れる。</p> <p>【内容】 委託児童・生徒数 藤野町 小学生2人、中学生2人 相模湖町 小学生3人、中学生1人 道志村 小学生1人、中学生1人 委託料 児童一人当たり 90,000円/年 生徒一人当たり 100,000円/年 受託校 青根小学校 3人 青野原小学校 3人 青根中学校 3人 青野原中学校 1人</p>	<p>【目的】 学校教育法第31条（学齢児童の教育事務の委託）に基づき本町に隣接する津久井町と教育事務委託契約を締結し、児童・生徒を委託している。</p> <p>【内容】 委託児童・生徒数 津久井町 小学生3人、中学生1人 委託料 児童一人当たり 90,000円/年 生徒一人当たり 100,000円/年 委託校 青野原小学校 3人 青野原中学校 1人</p>	<p>【目的】 学校教育法第31条（学齢児童の教育事務の委託）に基づき本町に隣接する津久井町と教育事務委託契約を締結し、児童・生徒を委託している。</p> <p>【内容】 委託児童・生徒数 津久井町 小学生2名、中学生2名 委託料 児童一人当たり 90,000円/年 生徒一人当たり 100,000円/年 委託校 青根小学校 2名 青根中学校 2名</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	管理部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
6	学校医等公務災害補償費	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	学校保健課	教育総務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課
根拠法令等	市立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例、同施行規則等・	城山町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例、同施行規則等・	津久井町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例等・	相模湖町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例等・	藤野町立学校の学校医・学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例等
歳出予算額（平成16年度）	100千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的、目標】 市条例に基づく学校医等の公務上の災害に対する補償</p> <p>【内容】 学校医、学校歯科医、学校薬剤師数 小学校 学校医 2 0 5名           学校歯科医 9 5名           学校薬剤師 5 5名 計 3 5 5名</p> <p>中学校 学校医 9 7名           学校歯科医 4 3名           学校薬剤師 2 7名 計 1 6 7名 予算額・災害補償費 1 0 0千円</p>	<p>【目的、目標】 町条例に基づく学校医等の公務上の災害に対する補償</p> <p>【内容】 学校医、学校歯科医、学校薬剤師数 小学校 学校医 4名           学校歯科医 4名           学校薬剤師 4名 計 1 2名</p> <p>中学校 学校医 2名           学校歯科医 2名           学校薬剤師 2名 計 6名 予算計上なし</p>	<p>【目的、目標】 町条例に基づく学校医等の公務上の災害に対する補償</p> <p>【内容】 学校医、学校歯科医、学校薬剤師数 小学校 学校医 7名           学校歯科医 7名           学校薬剤師 7名 計 2 1名</p> <p>中学校 学校医 5名           学校歯科医 5名           学校薬剤師 5名 計 1 5名 予算計上なし</p>	<p>【目的、目標】 町条例に基づく学校医等の公務上の災害に対する補償</p> <p>【内容】 学校医、学校歯科医、学校薬剤師数 小学校 学校医 3名           学校歯科医 3名           学校薬剤師 1名 計 7名</p> <p>中学校 学校医 2名           学校歯科医 2名           学校薬剤師 1名 計 5名 予算計上なし</p>	<p>【目的、目標】 町条例に基づく学校医等の公務上の災害に対する補償</p> <p>【内容】 学校医、学校歯科医、学校薬剤師数 小学校 学校医 2名           学校歯科医 2名           学校薬剤師 1名 計 5名</p> <p>中学校 学校医 1名           学校歯科医 1名           学校薬剤師 1名 計 3名 予算計上なし</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名																																																																	
29	各種事務事業の取扱い		管理部会																																																																	
事務事業番号	事務事業名		協議ランク																																																																	
7	児童生徒災害見舞金		A協議会 B幹事会 C専門部会																																																																	
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町																																																															
担当課名	学校保健課	教育総務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課																																																															
根拠法令等	市児童生徒災害見舞金条例、同施行規則	城山町立学校等災害見舞金条例、同施行規則			藤野町立学校等災害見舞金条例、同施行規則																																																															
歳出予算額（平成16年度）	3,131千円	70千円			50千円																																																															
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円			0千円																																																															
【事務事業の内容】	<p>【目的】 学校管理下における児童生徒の負傷、疾病、身体障害又は死亡について、その保護者に対し、見舞金を贈呈する。先例のない災害事例が発生した場合には、学校医、学校歯科医、PTA、校長、保育所長を構成員（8人）とする児童生徒災害見舞金審査委員会を開催する。</p> <p>【内容】 見舞金 怪我等による入院5日以内1万円の入院見舞金 6日以上1日につき2千円の入院見舞金 スポーツ振興センターの障害の程度に準ずる障害がある場合に等級別障害見舞金 怪我による前歯（上下の1番から3番まで）の抜歯又は抜髄の場合に、1本につき5万円の歯科見舞金</p> <p>予算内訳 報酬 126千円 児童生徒災害見舞金審査委員報酬 12,600円×10人 報償費 3,000千円 児童生徒災害見舞金 需要費 5千円（災害見舞金袋）</p> <p>14年度実績</p> <table style="font-size: small;"> <tr><td>小学校</td><td>（千円）</td><td>件</td></tr> <tr><td>医療</td><td>672</td><td>25</td></tr> <tr><td>歯科</td><td>900</td><td>17</td></tr> <tr><td>障害</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td>死亡</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td>特別</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td>計</td><td>1,572</td><td>42</td></tr> <tr><td>中学校</td><td>（千円）</td><td>件</td></tr> <tr><td>医療</td><td>69</td><td>34</td></tr> <tr><td>歯科</td><td>850</td><td>16</td></tr> <tr><td>障害</td><td>1,700</td><td>1</td></tr> <tr><td>死亡</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td>特別</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td>計</td><td>3,248</td><td>51</td></tr> <tr><td>小計</td><td>（千円）</td><td>件</td></tr> <tr><td>医療</td><td>1,370</td><td>59</td></tr> <tr><td>歯科</td><td>1,750</td><td>33</td></tr> <tr><td>障害</td><td>1,700</td><td>1</td></tr> <tr><td>死亡</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td>特別</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td>合計</td><td>4,820</td><td>93</td></tr> </table>	小学校	（千円）	件	医療	672	25	歯科	900	17	障害	0	0	死亡	0	0	特別	0	0	計	1,572	42	中学校	（千円）	件	医療	69	34	歯科	850	16	障害	1,700	1	死亡	0	0	特別	0	0	計	3,248	51	小計	（千円）	件	医療	1,370	59	歯科	1,750	33	障害	1,700	1	死亡	0	0	特別	0	0	合計	4,820	93	<p>【目的】 学校管理下において児童生徒が災害を受けた場合に保護者に対し学校等災害見舞金を支給することにより、学校教育の円滑な実施を図る。</p> <p>【内容】 見舞金の支給について ・医療見舞金 災害により7日以上入院した場合、別に定めた等級に応じた額を支給する。 ・障害見舞金 災害を受け治ったときに、別に定めた障害の等級に応じた額を支給する。 ・弔慰見舞金 災害に起因して1年以内に死亡した場合 1,000,000円</p>	該当なし	該当なし	<p>【目的】 学校管理下において児童生徒が災害を受けた場合に保護者に対し学校等災害見舞金を支給することにより、学校教育及び保育の円滑な実施を図る。</p> <p>【内容】 見舞金の支給 ・医療見舞金 災害により7日以上入院した場合、別に定めた等級に応じた額を支給する。 ・障害見舞金 災害を受け治ったときに、別に定めた障害の等級に応じた額を支給する。 ・弔慰見舞金 災害に起因し、1年以内に死亡した場合 1,000,000円</p>
小学校	（千円）	件																																																																		
医療	672	25																																																																		
歯科	900	17																																																																		
障害	0	0																																																																		
死亡	0	0																																																																		
特別	0	0																																																																		
計	1,572	42																																																																		
中学校	（千円）	件																																																																		
医療	69	34																																																																		
歯科	850	16																																																																		
障害	1,700	1																																																																		
死亡	0	0																																																																		
特別	0	0																																																																		
計	3,248	51																																																																		
小計	（千円）	件																																																																		
医療	1,370	59																																																																		
歯科	1,750	33																																																																		
障害	1,700	1																																																																		
死亡	0	0																																																																		
特別	0	0																																																																		
合計	4,820	93																																																																		

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		管理部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
8	各種教育研究団体補助金		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	学校保健課	教育総務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課
根拠法令等	相模原市学校保健会規約	津久井郡学校保健会会則	津久井郡学校保健会会則	津久井郡学校保健会会則	津久井郡学校保健会会則
歳出予算額（平成16年度）	513千円	9千円	14千円	9千円	7千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 学校保健会 児童生徒の健康を増進するため、学校保健の推進に寄与することを目的とする。</p> <p>学校給食運営協議会 学校給食の趣旨に基づき、学校給食の充実及び円滑な運営を図ることを目的とする。</p> <p>【内容】 学校保健会 小中学校長、小中学校養護教諭、PTA、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、学校給食主任、学校給食栄養士、保健所の各代表者19名で構成し、目標達成のため、次の事業を実施している。 役員会、評議員会、講演会、研究発表会、歯の図画、ポスター、標語等の表彰事業。 補助金額 285千円</p> <p>学校給食運営協議会 小中学校及び教育委員会の関係者で組織し、次の事業を実施している。 物資納入選定委員会、物資選定委員会、献立計画委員会、基準献立作成委員会、原案策定委員会、献立策定小委員会、献立研究小委員会、特別課題検討委員会等の実施。 補助金額 228千円</p> <p>【公共的団体の概要】 相模原市学校保健会補助金 相模原市学校給食運営協議会補助金</p>	<p>【目的】 学校保健会 児童生徒の健康を増進するため、学校保健の推進に寄与することを目的とする。</p> <p>【内容】 津久井郡学校保健会 教育長、小中学校長、小中学校養護教諭、PTA、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、4町教育委員会保健担当、保健所の各代表者17名で構成し、目標達成のため、次の事業を実施している。 委員会、運営委員会、研究協議会、歯の図画、ポスター、標語等の表彰事業。 補助金額 9千円</p> <p>【公共的団体の概要】 津久井郡学校保健会補助金</p>	<p>【目的】 学校保健会 児童生徒の健康を増進するため、学校保健の推進に寄与することを目的とする。</p> <p>【内容】 津久井郡学校保健会 教育長、小中学校長、小中学校養護教諭、PTA、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、4町教育委員会保健担当、保健所の各代表者17名で構成し、目標達成のため、次の事業を実施している。 委員会、運営委員会、研究協議会、歯の図画、ポスター、標語等の表彰事業。 補助金額 14千円</p> <p>【公共的団体の概要】 津久井郡学校保健会補助金</p>	<p>【目的】 学校保健会 児童生徒の健康を増進するため、学校保健の推進に寄与することを目的とする。</p> <p>【内容】 津久井郡学校保健会 教育長、小中学校長、小中学校養護教諭、PTA、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、4町教育委員会保健担当、保健所の各代表者17名で構成し、目標達成のため、次の事業を実施している。 委員会、運営委員会、研究協議会、歯の図画、ポスター、標語等の表彰事業。 補助金額 9千円</p> <p>【公共的団体の概要】 津久井郡学校保健会補助金</p>	<p>【目的】 学校保健会 児童生徒の健康を増進するため、学校保健の推進に寄与することを目的とする。</p> <p>【内容】 津久井郡学校保健会 教育長、小中学校長、小中学校養護教諭、PTA、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、4町教育委員会保健担当、保健所の各代表者17名で構成し、目標達成のため、次の事業を実施している。 委員会、運営委員会、研究協議会、歯の図画、ポスター、標語等の表彰事業。 補助金額 7千円</p> <p>【公共的団体の概要】 津久井郡学校保健会補助金</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	管理部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
9	給食センター施設管理運営事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	学校保健課	教育総務課学校給食センター	学校給食センター	教育総務課	教育総務課
根拠法令等	学校給食法・ 学校給食衛生の基準	学校給食法・ 学校給食衛生の基準	学校給食法・ 学校給食衛生の基準	学校給食法・ 学校給食衛生の基準	
歳出予算額（平成16年度）	48,616千円	15,773千円	12,623千円	25,821千円	
歳入予算額（平成16年度）	0千円	173千円	0千円	0千円	
【事務事業の内容】	<p>【目的】 給食センターの施設を良好に維持するため諸設備の運転、保守、清掃及び検査等を実施する。</p> <p>【内容】 ○給食センター施設数 2場 南部学校給食センター（6校） 清新学校給食センター（5校）</p> <p>○施設維持管理費 22,252千円</p> <p>（手数料） 簡易専用水道検査 1回/年 温排水水質検査 1回/年</p> <p>（委託料） 警備業務委託 12月 廃水処理施設維持管理委託 12月 自動火災報知設備保守委託 衛生害虫駆除委託 ボイラー運転業務委託 12月 自家用電気保守業務委託 12月 プロパンガス気化器保守委託 2回/年 吸気加熱ユニット清掃委託 1回/年 貯水槽清掃委託 2回/年 庁舎清掃委託 12月 煤煙等測定委託 2回/年 余剰汚泥処理委託 60t/年</p> <p>（賃借料） 土地賃借料</p> <p>○施設維持補修費 25,822千円 （物品修繕・施設修繕）</p> <p>○一般事務費 542千円 （旅費・消耗品・燃料・自動車損害保険）</p> <p>センター校への配送方法 （配送業務委託により対象校へ配送）</p>	<p>【目的】 幼児、児童及び生徒の心身の健全な発達や食生活の改善に向け、衛生的で栄養バランスのとれた給食を提供するため、施設の維持管理を図る。</p> <p>【内容】 （歳出） ○給食センター施設数 1場 学校給食センター（1圏・6校） 【フルドライシステム】</p> <p>○施設維持管理費 13,173千円</p> <p>（賃借料） 臨時調理員</p> <p>（手数料） 水道水質検査（室内） 2回/年 水道水質検査（受水層） 1回/年 細菌検査 ごみ処理料</p> <p>（委託料） 警備業務委託 12月 廃水処理施設維持管理業務委託 12月 施設清掃業務委託 3回/年 ボイラー運転業務委託 12月 自家用電気工作物保守業務委託 12月 フード・給排気扇清掃業務委託 1回/年 自動ドア保守業務委託 3回/年</p> <p>（賃借料） モップ賃借料</p> <p>（備品） 調理備品</p> <p>（役務費） 火災保険</p> <p>○施設維持補修費 2,294千円 （物品修繕・施設修繕）</p> <p>○一般事務費 306千円 （旅費・消耗品・燃料・自動車損害保険）</p> <p>配送方法 （配送業務委託により対象校等へ配送）</p> <p>【使用料の概要】 行政財産目的外使用料（職員の駐車場使用料） 173千円</p>	<p>【目的】 給食センターの施設を良好に維持するため諸設備の運転、保守、清掃及び検査等を実施する。</p> <p>【内容】 ○給食センター施設数 1場 津久井町学校給食センター</p> <p>○施設維持管理費 10,547千円</p> <p>（手数料） 浄化槽清掃（厨房汚泥） 10回/年 浄化槽清掃（し尿） 6回/年 ごみ処理 火災保険料</p> <p>（委託料） 警備業務委託 12月 清掃業務委託 3回/年 消防設備保守管理委託 2回/年 電気施設保守管理委託 6回/年 浄化槽保守管理委託 6回/年 自動ドア保守点検委託 2回/年 汚泥処理施設維持管理委託 12月 ボイラー水管理委託 12月 厨房機器保守点検委託 3回/年 ボイラー性能整備委託 1回/年 厨房防虫防除委託 3回/年 地下タンク漏洩検査委託 1回/年 ばい煙等測定業務委託 2回/年 調理室大腸菌消毒委託 3回/年</p> <p>○施設維持補修費 1,367千円 （物品修繕・施設修繕）</p> <p>○一般事務費 709千円 （旅費・消耗品・燃料・自動車損害保険）</p> <p>学校への配送方法 （センター職員により対象校へ配送）</p>	<p>【目的】 委託給食センター（民間委託）の施設を良好に維持するため諸設備の運転、保守、清掃及び検査等を実施する。</p> <p>【内容】 民間委託 調理、運搬、食器清掃・保管、残食の処理、食器の購入</p> <p>○給食センター施設数 1所</p> <p>委託費 195円×消費税×食数(620)×180回</p> <p>委託料合計 22,850千円</p> <p>その他経費計 2,971千円</p> <p>合 計 25,821千円</p> <p>衛生については、津久井保健所と相模原市保健所の指導に沿って実施している。</p>	<p>該当なし</p> <p>自校方式は別に記載。</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	管理部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
10	学校医等報酬	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	学校保健課	教育総務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課
根拠法令等	学校保健法及び同施行令・市教育委員会の非常勤特別職職員の報酬に関する規則	学校保健法及び同施行令・城山町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例	学校保健法及び同施行令・津久井町報酬及び費用弁償に関する条例	学校保健法及び同施行令・相模湖町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例	学校保健法及び同施行令・藤野町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例
歳出予算額（平成16年度）	186,269千円	4,179千円	7,166千円	1,941千円	2,858千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 学校における健康診断、環境衛生検査等各分野ごとに学校医、学校歯科医、学校薬剤師を委嘱し、学校保健の推進体制を確保する。</p> <p>【内容】 学校医数 小学校（55校） 実人数 学校医 205名 113名 （内科医 95名）（77名） （眼科医 55名）（21名） （耳鼻科医 55名）（15名） 学校歯科医 95名 89名 学校薬剤師 55名 55名 計 355名 中学校（27校） 実人数 学校医 97名 85名 （内科医 43名）（43名） （眼科医 27名）（15名） （耳鼻科医 27名）（27名） 学校歯科医 43名 42名 学校薬剤師 27名 27名 計 167名 報酬基準（月額） 学校医、学校歯科医 学校薬剤師 800人以下 30,900円 22,600円 800～1,200人 32,400円 23,300円 1,201～1,500人 34,200円 24,000円 1,501人以上 37,500円 24,900円 複数医（内科、歯科）児童数501人以上、2名配置校40校 支払日：月末 支払方法：口座振込 【予算額】 非常勤特別職員報酬 小学校費 126,857千円 中学校費 59,412千円</p>	<p>【目的】 学校における健康診断、環境衛生検査等各分野ごとに学校医、学校歯科医、学校薬剤師を委嘱し、学校保健の推進体制を確保する。</p> <p>【内容】 学校医数 小学校（4校） 実人数 学校医 4名 2名 学校歯科医 4名 4名 学校薬剤師 4名 2名 計 12名 中学校（2校） 実人数 学校医 2名 2名 学校歯科医 2名 2名 学校薬剤師 2名 2名 計 6名 報酬基準（年額） 学校医、学校歯科医 50人以下 138,100円 104,600円 51～100人 182,000円 137,900円 101～200人 254,000円 192,400円 201～300人 331,800円 251,400円 301～500人 414,100円 313,700円 501～799人 489,500円 370,800円 800人以上 513,200円 388,800円 児童生徒数800人以上から医師2名配置、配置0校 学校薬剤師（1校につき年額） 76,000円 支払日：年度末 支払方法：口座振込 【予算額】 非常勤特別職員報酬 小学校費 2,719千円 中学校費 1,460千円</p>	<p>【目的】 学校における健康診断、環境衛生検査等各分野ごとに学校医、学校歯科医、学校薬剤師を委嘱し、学校保健の推進体制を確保する。</p> <p>【内容】 学校医数 小学校（7校） 実人数 学校医 7名 5名 学校歯科医 7名 6名 学校薬剤師 7名 4名 計 21名 中学校（5校） 実人数 学校医 5名 4名 学校歯科医 5名 5名 学校薬剤師 5名 3名 計 15名 報酬基準（年額） 学校医、学校歯科医 50人以下 138,100円 104,600円 51～100人 182,000円 137,900円 101～200人 254,000円 192,400円 201～300人 331,800円 251,400円 301～500人 414,100円 313,700円 501～799人 489,500円 370,800円 800人以上 513,200円 388,800円 児童生徒数800人以上から医師2名配置 学校薬剤師（1校につき年額） 78,400円 支払日：年度末 支払方法：口座振込 【予算額】 非常勤特別職員報酬 小学校費 4,303千円 中学校費 2,863千円</p>	<p>【目的】 学校における健康診断、環境衛生検査等各分野ごとに学校医、学校歯科医、学校薬剤師を委嘱し、学校保健の推進体制を確保する。</p> <p>【内容】 学校医数 小学校（3校） 学校医 3名 学校歯科医 2名 学校薬剤師 1名 計 5名 中学校（2校） 学校医 2名 学校歯科医 2名 学校薬剤師 1名 計 5名 報酬基準（年額） 学校医、学校歯科医 50人以下 138,100円 104,600円 51～100人 182,000円 137,900円 101～200人 254,000円 192,400円 201～300人 331,800円 251,400円 301～500人 414,100円 313,700円 501～799人 489,500円 370,800円 800人以上 513,200円 388,800円 児童生徒数800人以上から医師2名配置 学校薬剤師（1校につき年額） 42,500円 支払日：年度末 支払方法：口座振込 【予算額】 非常勤特別職員報酬 小学校費 1,080千円 中学校費 861千円</p>	<p>【目的】 学校における健康診断、環境衛生検査等各分野ごとに学校医、学校歯科医、学校薬剤師を委嘱し、学校保健の推進体制を確保する。</p> <p>【内容】 学校医数 小学校（7校） 学校医 2名 学校歯科医 2名 学校薬剤師 1名 計 5名 中学校（1校） 学校医 1名 学校歯科医 1名 学校薬剤師 1名 計 3名 報酬基準（年額） 学校医 学校歯科医 50人以下 138,100円 104,600円 51～100人 182,000円 137,900円 101～200人 254,000円 192,400円 201～300人 331,800円 251,400円 301～500人 414,100円 313,700円 501～799人 489,500円 370,800円 800人以上 513,200円 388,800円 児童生徒数800人以上から医師2名配置 学校薬剤師（1校につき年額） 771千円 支払日：年度末 支払方法：口座振込 【予算額】 非常勤特別職員報酬 小学校費 2,087千円 中学校費 771千円</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	管理部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
11	児童・生徒健康診断事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	学校保健課	教育総務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課
根拠法令等	学校保健法及び同施行令・市児童生徒心臓病検診事業実施要領等	学校保健法及び同施行令・	学校保健法及び同施行令・	学校保健法及び同施行令・	学校保健法及び同施行令・
歳出予算額（平成16年度）	77,260千円	2,341千円	3,355千円	701千円	1,232千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 学校教育の円滑な実施とその成果を確保するため、児童の各種健康診断を実施し、健康の保持増進に務める。</p> <p>【内容】 定期健康診断（内科、眼科、耳鼻科、歯科） 心臓病検診（心音心電図検査・管理委員会判定会・精密検査） 腎疾患管理対策（二次尿検査異常有・精密検査） 肥満対策（一次検査・栄養相談又は精密検査・肥満管理委員会） 尿検査（一次尿検査・二次尿検査） 寄生虫卵検査 結核対策（定期健康診断・ツベルクリン反応検査・X線撮影） 就学時健康診断（各小学校を会場とし市職員及び非常勤職員で運営） 健康手帳の配布 ち癒証明書手数料</p> <p>【対象者】 児童数：35,496名 生徒数：15,380名</p> <p>定期健康診断：全児童・生徒 心臓病検診 スクリーニング：全児童・生徒 心音心電図検査：小学1年生・中学1年生及び転入生 腎疾患管理対策：二次尿検査異常有りの者 肥満対策：ローレル指数1.60以上の小学3年生及び中学1年生で健診を希望する者 尿検査：全児童・生徒 寄生虫卵検査：全児童 結核対策：全児童・生徒 就学時健康診断（各小学校区域内就学対象児童） 健康手帳の配布：小学1年生・中学1年生 ち癒証明書手数料：2,310件×@840</p> <p>【予算額】 小学校費 54,183千円（結核予防経費6,622千円） 中学校費 23,077千円（結核予防経費1,697千円）</p>	<p>【目的】 学校教育の円滑な実施とその成果を確保するため、児童の各種健康診断を実施し、健康の保持増進に務める。</p> <p>【内容】 定期健康診断（内科、眼科、歯科） 心臓病検診（心音心電図検査・精密検査） 尿検査（一次尿検査・二次尿検査） 寄生虫卵検査 結核対策（定期健康診断・ツベルクリン反応検査・X線撮影） 就学時健康診断（保健福祉センターを会場とし町職員及び非常勤職員で運営） 健康手帳の配布 ち癒証明書手数料</p> <p>【対象者】 児童数：1,307名 生徒数：634名</p> <p>定期健康診断：全児童・生徒 心臓病検診 心音心電図検査：小学1年生・中学1年生 尿検査：全児童・生徒 寄生虫卵検査：1年生～3年生の児童 結核対策：全児童・生徒 就学時健康診断（各小学校区域内就学対象児童） 健康手帳の配布：小学1年生・中学1年生 ち癒証明書手数料：160件×@840</p> <p>【予算額】 小学校費 1,541千円（結核予防経費162千円） 中学校費 800千円（結核予防経費98千円）</p>	<p>【目的】 学校教育の円滑な実施とその成果を確保するため、児童の各種健康診断を実施し、健康の保持増進に務める。</p> <p>【内容】 定期健康診断（内科、歯科） 心臓病検診（心音心電図検査・精密検査） 尿検査（一次尿検査・二次尿検査） 寄生虫卵検査 結核対策（定期健康診断・ツベルクリン反応検査・X線撮影） 就学時健康診断（各学校を会場とし町職員で運営） 健康手帳の配布 ち癒証明書手数料</p> <p>【対象者】 児童数：1,768名 生徒数：1,018名</p> <p>定期健康診断：全児童・生徒 心臓病検診 心音心電図検査：小学1年生・中学1年生 尿検査：全児童・生徒 寄生虫卵検査：1年生～3年生の児童 結核対策：全児童・生徒 就学時健康診断（各小学校区域内就学対象児童） 健康手帳の配布：小学1年生・中学1年生 ち癒証明書手数料：333件×@840</p> <p>【予算額】 小学校費 2,221千円（結核予防経費340千円） 中学校費 1,134千円（結核予防経費190千円）</p>	<p>【目的】 学校教育の円滑な実施とその成果を確保するため、児童の各種健康診断を実施し、健康の保持増進に務める。</p> <p>【内容】 定期健康診断（内科、歯科） 心臓病検診（心音心電図検査・精密検査） 尿検査（一次尿検査・二次尿検査） 寄生虫卵検査 結核対策（定期健康診断・ツベルクリン反応検査・X線撮影） 就学時健康診断（各学校を会場とし町職員で運営） 健康手帳の配布 ち癒証明書手数料</p> <p>【対象者】 児童数：550名 生徒数：305名</p> <p>定期健康診断：全児童・生徒 心臓病検診 心音心電図検査：小学1年生・中学1年生 尿検査：全児童・生徒 寄生虫卵検査：1年生～3年生の児童 結核対策：全児童・生徒 就学時健康診断（各小学校区域内就学対象児童） 健康手帳の配布：小学1年生・中学1年生 ち癒証明書手数料：110件×@840</p> <p>【予算額】 小学校費 405千円（結核予防経費11千円） 中学校費 296千円（結核予防経費12千円）</p>	<p>【目的】 学校教育の円滑な実施とその成果を確保するため、児童の各種健康診断を実施し、健康の保持増進に務める。</p> <p>【内容】 定期健康診断（内科、歯科） 心臓病検診（心音心電図検査・精密検査） 尿検査（一次検査・二次検査） 寄生虫卵検査 結核対策（定期健康診断・ツベルクリン反応検査・X線撮影） 就学時健康診断（町内1ヶ所で町職員及び非常勤職員で運営） 健康手帳の配布 ち癒証明書手数料</p> <p>【対象者】 児童数：572名 生徒数：313名</p> <p>定期健康診断：全児童・生徒 心臓病検診 心音心電図検査：小学1年生・中学1年生 尿検査：全児童・生徒 結核対策：全児童・生徒 就学時健康診断（各小学校区域就学対象児童） 健康手帳の配布：小学1年生・中学1年生 ち癒証明書手数料：100件×@840</p> <p>【予算額】 小学校費 775千円（結核予防経費74千円） 中学校費 457千円（結核予防経費28千円）</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		管理部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
12	学校歯科保健事業		A協議会    B幹事会    C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	学校保健課	教育総務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課
根拠法令等	市学校歯科巡回指導実施要領・ 市学校歯科保健実践研究推進事業実施要領・				
歳出予算額（平成16年度）	588千円				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>1. 学校歯科巡回指導事業</p> <p>【目的】 児童の口腔衛生思想の普及を図り、歯科疾患の予防、抑制を進めると共に、健康意識の高揚を図る。</p> <p>【内容】 1 学級1時間を単位とし、保健所の歯科衛生士により、そしゃく、食物からの予防など歯科保健の基本的なことを指導する。</p> <p>【対象】 2年、3年生の全児童</p> <p>【予算】 2 2 8千円</p> <p>2. 学校歯科保健実践研究推進事業</p> <p>【目的】 学校における歯科保健活動の充実を図るため、関係職員の相互連携組織により、永久歯の保護、児童の健康管理について実践研究を行い、その成果を全校に普及する。</p> <p>【内容】 歯科医師会、保健所、教育委員会で検討した歯科保健の研究テーマについて小学校に3年間事業として委託、実践研究を行う。</p> <p>【予算】 委託料    3 6 0千円</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	管理部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
13	学校環境衛生経費	A協議会    B幹事会    C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	学校保健課	教育総務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課
根拠法令等	学校保健法及び同施行令等の施行に伴う実施基準について・ 市立小中学校プール保健衛生管理事業実施要領等・	学校保健法及び同施行令等の施行に伴う実施基準について・ ・ ・	学校保健法及び同施行令等の施行に伴う実施基準について・	学校保健法及び同施行令等の施行に伴う実施基準について・	学校保健法及び同施行令等の施行に伴う実施基準について・
歳出予算額（平成16年度）	33,000千円	648千円	521千円	38千円	203千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 学校における適正な環境を確保し、児童を疾病や障害から守り、教育の円滑な実施を図る。</p> <p>【内容】 プール水質検査委託 小学校5 2校、中学校2 7校 水素イオン濃度、濁度、残留塩素濃度、過マンガン酸カリウム消費量、大腸菌群、一般細菌数（2～3回）、総トリハロメタン濃度（1回） 環境衛生検査委託 ・ 照度検査     黒板照度、教室照度     小学校5 5校、中学校2 7校・各3教室（2回） ・ 空気検査     湿度、相対湿度、気流、落下細菌、二酸化炭素、一酸化炭素、浮遊粉塵     小学校5 5校、中学校2 7校・各3教室（2回） ・ 騒音検査     小学校5 5校、中学校2 7校・各3教室（2回） ・ 空気検査（ホルムアルデヒド、トルエン）     小学校5 2校（新設校除く）、中学校2 7校・各1教室（1回） 便所清掃委託 小学校5 2校、中学校2 7校・ 月1回</p> <p>【予算額】 小学校費 22,024千円 中学校費 10,976千円</p>	<p>【目的】 学校における適正な環境を確保し、児童を疾病や障害から守り、教育の円滑な実施を図る。</p> <p>【内容】 プール水質検査委託 小学校4校、中学校2校 水素イオン濃度、濁度、残留塩素濃度、過マンガン酸カリウム消費量、大腸菌群、一般細菌数（2～3回）、総トリハロメタン濃度（1回） 環境衛生検査委託 ・ 照度検査     黒板照度、教室照度     小学校4校、中学校2校・各3教室（2回） ・ 空気検査     湿度、相対湿度、気流、落下細菌、二酸化炭素、一酸化炭素、浮遊粉塵     小学校4校、中学校2校・各3教室（2回） ・ 空気検査（ホルムアルデヒド、トルエン）     小学校4校、中学校2校・各校2～3教室（1回）</p> <p>【予算額】 小学校費 426千円 中学校費 222千円</p>	<p>【目的】 学校における適正な環境を確保し、児童を疾病や障害から守り、教育の円滑な実施を図る。</p> <p>【内容】 プール水質検査委託 小学校7校、中学校5校 水素イオン濃度、濁度、残留塩素濃度、過マンガン酸カリウム消費量、大腸菌群、一般細菌数（2～3回）、総トリハロメタン濃度（1回） 環境衛生検査委託 ・ 照度検査     黒板照度、教室照度     小学校7校、中学校5校・各3教室（2回） ・ 空気検査     湿度、相対湿度、気流、落下細菌、二酸化炭素、一酸化炭素、浮遊粉塵     小学校7校、中学校5校・各3教室（2回） ・ 空気検査（ホルムアルデヒド、トルエン）     小学校7校、中学校5校・各校2教室（1回）</p> <p>【予算額】 小学校費 286千円 中学校費 235千円</p>	<p>【目的】 学校における適正な環境を確保し、児童を疾病や障害から守り、教育の円滑な実施を図る。</p> <p>【内容】 プール水質検査委託 小学校3校、中学校2校 水素イオン濃度、濁度、残留塩素濃度、過マンガン酸カリウム消費量、大腸菌群、一般細菌数（2回）、総トリハロメタン濃度（1回）</p> <p>【予算額】 小学校費 27千円 中学校費 9千円</p>	<p>【目的】 学校における適正な環境を確保し、児童を疾病や障害から守り、教育の円滑な実施を図る。</p> <p>【内容】 プール水質検査委託 小学校7校、中学校1校 水素イオン濃度、濁度、残留塩素濃度、過マンガン酸カリウム消費量、大腸菌群、一般細菌数（2回）、総トリハロメタン濃度（1回）</p> <p>【予算額】 小学校費 178千円 中学校費 25千円</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	管理部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
14	保健室管理運営費	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	学校保健課	教育総務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課
根拠法令等	学校保健法及び同施行令等の施行に伴う実施基準について。	学校保健法及び同施行令等の施行に伴う実施基準について。	学校保健法及び同施行令等の施行に伴う実施基準について。	学校保健法及び同施行令等の施行に伴う実施基準について。	学校保健法及び同施行令等の施行に伴う実施基準について。
歳出予算額（平成16年度）	20,791千円	945千円	991千円	152千円	361千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 学校における保健活動の円滑な推進を図るため、保健室に必要な設備・備品等の整備に務める。</p> <p>【内容】                      需要費 8,130千円                      消耗品費 7,563千円                      カーテン                      携帯用酸素吸入器                      保健室用消耗品                      保健室用器具                      健康診断用医療器具（消毒委託用）                      物品等修繕料 567千円                      保健室備品修繕                      役務費 2,540千円                      手数料 2,540千円                      寝具類クリーニング代                      ふとんクリーニング代                      ペットまわりカーテンクリーニング代                      オージオメーター定期検査手数料                      委託料 7,169千円                      健康診断用医療器具消毒委託                      計量器定期検査委託                      備品購入費 2,952千円                      保健室充実・更新用備品                      小学校費 14,381千円                      中学校費 6,410千円</p>	<p>【目的】 学校における保健活動の円滑な推進を図るため、保健室に必要な設備・備品等の整備に務める。</p> <p>【内容】                      需要費 381千円                      消耗品費 381千円                      カーテン                      保健室用消耗品                      役務費 266千円                      手数料 90千円                      オージオメーター検査手数料                      使用料及び賃借料 176千円                      健康診断用医療器具リース                      備品購入費 298千円                      保健室充実・更新用備品                      小学校費 648千円                      中学校費 297千円                      クリーニング代は、保健室の単独での予算計上はしていません。小・中学校維持管理補修費で計上している。</p>	<p>【目的】 学校における保健活動の円滑な推進を図るため、保健室に必要な設備・備品等の整備に務める。</p> <p>【内容】                      需要費 776千円                      消耗品費 776千円                      保健室用消耗品                      役務費 0千円                      手数料 0千円                      寝具類クリーニング代                      ふとんクリーニング代                      ペットまわりカーテンクリーニング代                      オージオメーター定期検査手数料                      委託料 215千円                      健康診断用医療器具消毒委託                      計量器定期検査委託                      小学校費 527千円                      中学校費 464千円                      クリーニング代・オージオメーターは、保健室の単独での予算計上はしていません。小・中学校維持管理補修費で計上している。</p>	<p>【目的】 学校における保健活動の円滑な推進を図るため、保健室に必要な設備・備品等の整備に務める。</p> <p>【内容】                      需要費 125千円                      消耗品費 125千円                      保健室用消耗品                      備品購入費 27千円                      小学校費 92千円                      中学校費 60千円</p>	<p>【目的】 学校における保健活動の円滑な推進を図るため、保健室に必要な設備・備品等の整備に務める。</p> <p>【内容】                      原則として各学校が学校配分予算内で必要な消耗品等を購入する。                      需要費 348千円                      消耗品費                      医薬材料費                      手数料 13千円                      寝具類クリーニング代                      オージオメーター定期検査                      小学校費 261千円                      中学校費 100千円                      保健室単独での予算計上はしていません。</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	管理部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
15	児童・生徒災害共済負担金等経費	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	学校保健課	教育総務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課
根拠法令等	独立行政法人日本スポーツ振興センター法、同施行令・	独立行政法人日本スポーツ振興センター法、同施行令・	独立行政法人日本スポーツ振興センター法、同施行令・	独立行政法人日本スポーツ振興センター法、同施行令・	独立行政法人日本スポーツ振興センター法、同施行令
歳出予算額（平成16年度）	56,293千円	1,828千円	2,694千円	837千円	821千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 児童の学校管理下の事故に関して、治療費等の保護者負担の軽減を図るため、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度等に加える。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全国市長会学校賠償補償保険（市に賠償責任が生じた場合の市への補填） （身体賠償 1名につき 1億円 1事故につき 10億円）</li> <li>・ 学校旅行総合保険（児童・生徒の宿泊を伴う旅行中の遭難事故等の費用補填） （身体賠償 1名につき 1千万円 1事故につき 1億円） （財物損壊賠償 1事故につき 5,000万円）</li> <li>・ 学校賠償責任保険（学校に賠償責任が生じた場合の学校への補填）</li> <li>・ 独立行政法人日本スポーツ振興センター（児童・生徒の怪我等の保険治療の自己負担分への補填）</li> </ul> <p>【掛金】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全国市長会学校賠償補償保険掛金 @65.72×50,915人 = 3,346,133円</li> <li>・ 学校旅行総合保険掛金 353,142円</li> <li>・ 学校賠償責任保険掛金 3,066,540円</li> <li>・ 独立行政法人日本スポーツ振興センター掛金 50,915人 44,176,275円</li> </ul> <p>【予算額】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>小学校費 38,690千円</li> <li>中学校費 17,603千円</li> </ul>	<p>【目的】 児童の学校管理下の事故に関して、治療費等の保護者負担の軽減を図るため、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度等に加える。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校旅行総合保険（児童・生徒の宿泊を伴う旅行中の遭難事故等の費用補填） （身体賠償 1名につき 5千万円 1事故につき 10億円） （財物損壊賠償 1事故につき 5,000万円）</li> <li>・ 独立行政法人日本スポーツ振興センター（児童・生徒の怪我等の保険治療の自己負担分への補填）</li> </ul> <p>【掛金】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校旅行総合保険掛金 90,000円</li> <li>・ 独立行政法人日本スポーツ振興センター掛金 1,975人 1,702,565円</li> </ul> <p>【予算額】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>小学校費 1,234千円</li> <li>中学校費 594千円</li> </ul>	<p>【目的】 児童の学校管理下の事故に関して、治療費等の保護者負担の軽減を図るため、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度等に加える。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校旅行総合保険（児童・生徒の宿泊を伴う旅行中の遭難事故等の費用補填） （身体賠償 1名につき 5千万円 1事故につき 10億円） （財物損壊賠償 1事故につき 5,000万円）</li> <li>・ 独立行政法人日本スポーツ振興センター（児童・生徒の怪我等の保険治療の自己負担分への補填）</li> </ul> <p>【掛金】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校旅行総合保険掛金 40,000円</li> <li>・ 独立行政法人日本スポーツ振興センター掛金 2,786人 2,437,750円</li> </ul> <p>【予算額】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>小学校費 1,737千円</li> <li>中学校費 912千円</li> </ul>	<p>【目的】 児童の学校管理下の事故に関して、治療費等の保護者負担の軽減を図るため、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度等に加える。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校旅行総合保険（児童・生徒の宿泊を伴う旅行中の遭難事故等の費用補填） （身体賠償 1名につき 5千万円 1事故につき 10億円） （財物損壊賠償 1事故につき 5,000万円）</li> <li>・ 独立行政法人日本スポーツ振興センター（児童・生徒の怪我等の保険治療の自己負担分への補填）</li> </ul> <p>【掛金】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校旅行総合保険掛金 27,000円</li> <li>・ 独立行政法人日本スポーツ振興センター掛金 865人 744,825円</li> </ul> <p>【予算額】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>小学校費 541千円</li> <li>中学校費 296千円</li> </ul>	<p>【目的】 児童の学校管理下の事故に関して、治療費等の保護者負担の軽減を図るため、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度等に加える。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校旅行総合保険（児童・生徒の宿泊を伴う旅行中の遭難事故等の費用補填） （身体賠償 1名につき 5千万円 1事故につき 10億円） （財物損壊賠償 1事故につき 5,000万円）</li> <li>・ 独立行政法人日本スポーツ振興センター（児童・生徒の怪我等の保険治療の自己負担分への補填）</li> </ul> <p>【掛金】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校旅行総合保険掛金 23,000円</li> <li>・ 独立行政法人日本スポーツ振興センター掛金 885人 772,275円</li> </ul> <p>【予算額】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>小学校費 520千円</li> <li>中学校費 301千円</li> </ul>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		管理部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
17	ランチルーム整備事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	学校保健課	教育総務課学校給食センター	学校給食センター	教育総務課	教育総務課
根拠法令等					
歳出予算額(平成16年度)	2,236千円				
歳入予算額(平成16年度)	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 豊かな給食の実現に向け、余裕教室を利用し、ランチルームの整備を図る。</p> <p>【内容】 異学年との交流給食や給食を通じた教育活動に利用していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 16年度整備計画数 1校 (ランチルーム用備品・消耗品)</li> <li>○ ランチルーム整備数 22校/55校</li> </ul>	<p>該当なし</p> <p>【基礎数値】 ・ランチルーム整備校 小学校：1校/4校 中学校：0校/2校</p>	<p>該当なし</p> <p>【基礎数値】 ・ランチルーム整備校 小学校：1校/7校 中学校：0校/5校</p>	<p>該当なし</p> <p>【基礎数値】 ・ランチルーム整備校 小学校：3校/3校 中学校：0校/2校</p>	<p>該当なし</p> <p>【基礎数値】 ・ランチルーム整備校 小学校：1校/7校 中学校：0校/1校</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	管理部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
18	学校給食施設・設備整備事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	学校保健課	教育総務課学校給食センター	学校給食センター	教育総務課	教育総務課
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）	121829千円				
歳入予算額（平成16年度）	320,577千円				
【事務事業の内容】	<p><b>【概要】</b> 給食施設の老朽化、給食内容の充実、給食施設整備基準の改定等により改築整備を推進するため、学校給食施設設備整備事業計画を策定（平成15年11月策定）</p> <p><b>【基本方針】</b> 1、給食室の新築・改築はドライシステム方式で行う。 2、対象校は既存の単独未改築校17校、及びセンター校11校の合計28校とする。 3、整備事業は、平成16年度から着手し各年度2校の整備を行う。</p> <p><b>【内容】</b> 1、施設整備の推進（学校施設課） 2、食器改善の推進（強化磁器食器） 3、設備品の充実（献立の多様化） 4、衛生管理の充実</p> <p>○平成16年度計画数 単独未改築校の改築整備 1校 センター校の単独校化 1校</p> <p>○概算費用 給食室設置（1校） 150,000千円 厨房機器備品（1校） 60,000千円</p> <p>○単独校化による栄養士の配置 1名</p> <p><b>【補助金等の概要】</b> 補助金 38,877千円 学校給食施設設備補助金 事業債 281,700千円 義務教育施設整備事業債</p>	該当なし （センター方式で実施しているため）	該当なし （センター方式で実施しているため）	該当なし （完全民間委託のため）	<p><b>【概要】</b> 完全給食の実施</p> <p><b>【基本方針】</b> 1、給食室の新築はドライシステム方式で行なう。 2、対象校は、小学校の統廃合で残る3校のうち2校を整備する。 （1校は平成15年度で整備済み） 3、整備事業は、平成19年度に残る1校を整備する。</p> <p><b>【内容】</b> 1、施設整備の推進 2、食器改善の推進 3、設備品の推進 4、衛生管理の充実</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	管理部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
6	小・中学校維持管理補修事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	学校施設課	教育総務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）	778,529千円	30,328千円	35,383千円	19,672千円	19,694千円
歳入予算額（平成16年度）	367千円	0千円	3,020千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 全小中学校の維持管理補修を行う</p> <p>【内容】 維持管理（小167,827千円、中115,975千円） ・検査...飲料水等3項目・延べ353校 ・施設維持管理委託...機械警備委託等26項目・延べ1330校 ・事務作業委託...漏水調査委託 ・土地賃借料...国の土地を借用している学校の賃借料6校 ・仮設校舎賃借料...小学校5校19教室 ・電柱共架料...中学校3校 ・原材料...砂納入 ・維持補修（小303,150千円、中191,577千円） ・修繕...小中学校小破損修繕・小中学校維持管理修繕 ・建設事業委託...改修工事設計委託 ・維持補修工事...計画工事及び一般補修工事 ・原材料...校舎等補修用材料</p> <p>【歳入内容】 防音事業関連維持費助成金...厚木基地周辺の防音校舎の施工を行った学校のその設備を使用した電気料等の補助（温度保持：1校・換気設備：2校） 騒音等常時測定装置設置経費...防衛施設庁が航空機騒音測定用に学校に設置している機器の設置使用料収入（1校2.4千円） 地震計設置経費...東京工業大学が地震計を設置している機器設置使用料（1校1.9千円）</p> <p>【基礎数値】 小学校...5校 中学校...2.7校</p>	<p>【目的】 全小中学校の維持管理補修を行う</p> <p>【内容】 維持管理（小11,414千円、中9,798千円） ・検査...飲料水等 ・施設維持管理委託...機械警備委託等17項目・延べ6校 ・事務作業委託...漏水調査委託 ・原材料...砂等 ・維持補修（小6,006千円、中3,110千円） ・修繕...小中学校小破損修繕・小中学校維持管理修繕 ・建設事業委託...改修工事実施設計及び監理委託 ・維持補修工事...計画工事及び一般補修工事 ・原材料...校舎等補修用材料</p> <p>【基礎数値】 小学校...4校 中学校...2校</p>	<p>【目的】 全小中学校の維持管理補修を行う</p> <p>【内容】 維持管理（小14,625千円、中12,575千円） ・検査...飲料水等 ・施設維持管理委託...機械警備委託等9項目・延べ82校 ・土地賃借料...排水設備用地として民地を借用している学校1校 ・仮設校舎賃借料...中学校1校、特別教室4教室 ・空調設備賃借料 小学校7校 （中学校はリース期間満了により無償譲渡） 設置場所：小中学校いずれも校長室・職員室・保健室 （ただし、串川小のみPCルームにも設置。また、青野原小は全室冷暖房完備） ・原材料...砂等 ・維持補修（小3,327千円、中4,856千円） ・修繕...小中学校小破損修繕・小中学校維持管理修繕 ・建設事業委託...改修工事設計委託 ・維持補修工事...計画工事及び一般補修工事 ・原材料...校舎等補修用材料</p> <p>【歳入内容】 財産区繰入金（3,020千円）</p> <p>【基礎数値】 小学校...7校 中学校...5校</p>	<p>【目的】 全小中学校の維持管理補修を行う</p> <p>【内容】 維持管理（小14,818千円、3,833千円） ・検査...飲料水、浄化槽、小規模受水層 ・施設維持管理委託...機械警備委託等7項目・賃借料2校 ・用地賃借料...小学校2校（小7,683千円） ・維持補修（小821千円、中200千円） ・修繕...小中学校小破損修繕・小中学校維持管理修繕</p> <p>【基礎数値】 小学校...3校 中学校...2校</p>	<p>【目的】 全小中学校の維持管理補修を行う。</p> <p>【内容】 維持管理費（小10,623千円、中1,280千円） ・検査...飲料水等 ・施設維持管理委託...機械警備委託等7項目 ・土地賃借料 1,291千円（3校） ・原材料...砂納入 ・維持補修（小5,300千円、中1,200千円） ・修繕...小中学校小破損修繕・小中学校維持管理修繕</p> <p>【基礎数値】 小学校...7校 中学校...1校</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		管理部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
7	小・中学校環境調査事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	学校施設課	教育総務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）	24,402千円				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】                      学校教育環境を阻害する要因（臭い・音）について、調査、評価を行い、教育環境の向上を図る。</p> <p>【内容】                      阻害要因別に次のことについて行う</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・臭い...麻溝台中学校の普通教室に冷房設備を設置（リース）し、その効果を検証する。</li> <li>・音 ...住宅防音区域内にある窓などの仕様の異なる中学校3校の特別教室1教室に冷房設備を設置（リース）し、測定評価等を行い今後の整備方法等検証する。</li> </ul> <p>【経過】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成12年度...委託調査を行い、阻害する要因のうち「音」、「臭い」が顕著あることが判明</li> <li>・平成13-14年度...音、臭いによる教育環境の阻害の有無について、学校の職員等にアンケート調査を実施し、その把握に努める。</li> <li>・平成16年度...冷房機器の設置を行うとともに、調査検証を図る。</li> </ul>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		管理部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
8	小・中学校屋内運動場改修事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	学校施設課	教育総務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）	92,600千円	12,000千円	3,806千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	3,040千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 建設後20年を目安とし、改築整備を図ってきたが、整備費用がかかり、老朽化が進む一方で整備計画には追いつかない状況である。当面は、早期に必要な最低限の改修を行い改築時期の延伸を図る。</p> <p>【内容】 整備内容...床、内壁、外壁及び照明の改修 【改築の考え方】 建築後40年経過したものについて行う。（国庫補助率1/2となるため）</p> <p>【基礎数値】 対象校数...全82校中54校 整備校数...年5校程度 この改修工事の予算額が国庫補助対象額を下回るため採択されない</p>	<p>【目的】 体育館の効用を維持し、利用環境の改善を図ってきたが、整備費用がかかり、老朽化が進む一方で整備計画には追いつかない状況である。当面は、早期に必要な最低限の改修を行い改築時期の延伸を図る。</p> <p>【内容】 整備内容...雨漏り、床、内壁、外壁及び照明の改修</p> <p>【基礎数値】 対象校数...全6校 整備校数...年1校程度</p>	<p>【目的】 老朽化が進む一方であるが、改修整備ができる状況になく、早期に必要な最低限の改修のみ実施。</p> <p>【内容】 トイレブース・防球ネット等の改修（H16：中学校1校）</p> <p>【歳入内容】 財産区繰入金（3,040千円）</p> <p>【基礎数値】 対象校数...全10校 整備校数...該当なし</p>	<p>【目的】 老朽化が進む一方であるが、改修整備ができる状況になく、早期に必要な最低限の改修のみ実施。</p> <p>【基礎数値】 ・小学校 3校 ・中学校 2校 対象校数...小1校、中1校 整備校数...該当なし</p>	<p>【目的】 老朽化が進む一方であるが、改修整備ができる状況になく、早期に必要な最低限の改修のみ実施。</p> <p>【基礎数値】 対象校数 ・小学校 6校、中学校 1校 整備校数...該当なし</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		管理部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
9	小・中学校校舎耐震補強事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
担当課名	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	学校施設課	教育総務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）	442,620千円		2,750千円	0千円	2,888千円
歳入予算額（平成16年度）	290,862千円		0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p><b>【目的】</b> 児童・生徒の教育環境（安全性）の向上及び防災拠点としての安全性の確保</p> <p><b>【内容】</b> 昭和56年の建築基準法改正以前に設計施工された校舎を対象に、耐震診断結果に基づき必要な工事を行う。</p> <p><b>【手順】</b> I s 値0.7未満の校舎のうち、0.6未満（Cランク）の校舎については、平成17年度で改修完了予定 0.7未満0.6以上（Bランク）の校舎については、平成18年度以降に校舎大規模改修等の工事に併せ実施予定</p> <p><b>【補助金等】</b> 公立学校に係る大規模地震対策関係法令及び地震対策関係法令 ・小学校...157,562千円 ・中学校...0千円（補助対象額未済） 地方財政法（義務教育施設整備事業債） ・小学校...133,300千円 ・中学校...0千円（対象額未済）</p> <p><b>【参考】</b> 小中学校校舎総数 237棟 耐震対象棟数 205棟 要補強棟数 161棟 （Bランク） 34棟 （Cランク） 127棟 Bランク補強済み 12棟 Cランク補強済み 115棟</p> <p>（屋内運動場については15年度で整備済）</p>	<p>該当なし （耐震診断及び補強工事済み）</p> <p><b>【参考】</b> 小中学校校舎総数 9棟 耐震対象棟数 6棟 Bランク補強済み 2棟 Cランク補強済み 2棟</p>	<p><b>【目的】</b> 児童・生徒の教育環境（安全性）の向上及び防災拠点としての安全性の確保</p> <p><b>【内容】</b> 昭和56年の建築基準法改正以前に設計施工された校舎を対象に、耐震診断結果に基づき必要な工事を行う。</p> <p><b>【手順】</b> I s 値0.7未満の校舎のうち、0.6未満（Bランク）の校舎については、平成17年度に改修予定 0.7未満0.6以上（Bランク）の校舎については、未定</p> <p><b>【事業予算額】</b> 小学校耐震診断調査：1校 （新耐震基準で再調査）</p> <p><b>【参考】</b> 小中学校校舎総数 21棟（うち1棟は木造） 小中学校屋体総数 10棟 耐震対象校舎棟数 11棟（うち1棟は木造） 要補強棟数 7棟 （Bランク） 5棟 （Cランク） 1棟 （Dランク） 1棟 Bランク補強済み 1棟 Cランク補強済み 1棟 Dランク補強済み 1棟 耐震診断未実施 2棟（建替計画1棟、木造1棟） （建替計画1棟は、耐力度調査済・木造は劣化診断済 補強の必要あり） 耐震対象屋体棟数 2棟 要補強棟数 1棟</p>	<p><b>【目的】</b> 児童・生徒の教育環境（安全性）の向上及び防災拠点としての安全性の確保</p> <p><b>【内容】</b> 昭和56年の建築基準法改正以前に設計施工された校舎を対象に、耐震診断結果に基づき必要な工事を行う。 ただし、一次診断のみ。</p> <p><b>【手順】</b> I s 値0.7未満の校舎のうち、0.6未満（Cランク）の校舎、0.7未満0.6以上（Bランク）の校舎補強は、未定</p> <p><b>【事業予算額】</b> 予算計上無し</p> <p><b>【参考】</b> 小中学校校舎総数 6棟 小中学校屋体総数 5棟 耐震対象校舎棟数 1棟 要補強棟数 1棟 （Bランク） 0棟 （Cランク） 1棟 Bランク補強済み 0棟 Cランク補強済み 0棟 耐震診断未実施 0棟 耐震対象屋体棟数 0棟 要補強棟数 1棟</p>	<p><b>【目的】</b> 児童・生徒の教育環境（安全性）の向上及び防災拠点としての安全性の確保</p> <p><b>【内容】</b> 昭和56年の建築基準法改正以前に設計施工された校舎を対象に、耐震診断結果に基づき必要な工事を行なう。</p> <p><b>【手順】</b> I s 値0.7未満の校舎のうち、0.6未満（Cランク）の校舎、0.7未満0.6以上（Bランク）の校舎については、6校中平成15年度迄に2校完了、平成18年度に校舎大規模改修等に併せて1校実施予定。あとの学校は閉校するため、実施しない。</p> <p><b>【事業予算額】</b> 小学校耐震診断調査：1校 （新耐震基準で再調査）</p> <p><b>【参考】</b> 小中学校校舎総数 10棟 （うち1棟は木造） 耐震対象棟数 8棟 （Bランク） 0棟 （Cランク） 1棟 Bランク補強済み 0棟 Cランク補強済み 3棟 残り4棟は閉校のため、補強工事は実施しない。</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	管理部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
10	小・中学校校舎等整備事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
担当課名	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
根拠法令等	学校施設課	教育総務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課
歳出予算額（平成16年度）	1,849,831千円	73,508千円	17,000千円	0千円	155,891千円
歳入予算額（平成16年度）	1,388,217千円	9,000千円	0千円	0千円	10,979千円
【事務事業の内容】	<p><b>【目的】</b> 校舎等の維持・保全及び機能向上を図る</p> <p><b>【内容】</b> 校舎改築事業...概ね30年を経過した校舎を対象に改築工事を実施する。 障害児学級整備事業...障害児学級整備を図る。身体障害児用施設整備事業...身体障害児用の施設の整備を図る。 給食室整備事業...小学校の内、センター方式の学校を単独調理施設化及び、ドライ方式への改築 冷暖房設備整備事業...管理諸室（校長室、職員室及び事務室）への空調設備設置 トイレ整備事業...現状の3Kトイレから利用しやすいトイレへの整備（洋式便器、ドライ床等） 維持補修工事...職員用のシャワー室の設置、作業室兼倉庫設置、防球ネット設置等 用地購入事業...土地開発公社が学校用拡張用地を先行取得した物件について、買戻しを行う</p> <p><b>【整備内容・基礎数値】</b> 校舎改築事業...分離新設を図った母体校の整備を優先的に行う（対象小学校3校） 給食室整備事業...単独調理施設化（小学校11校年度1校整備）・改築（年度1校）計年2校整備 冷暖房設備整備事業...小学校55校中50校・中学校27校中25校整備済（16年度未現在） トイレ整備事業...1次整備として校舎改築を行っている134校（小21校、中13校）の1棟縦1系列を整備（1フロア全面改修、残ドライ床改修） 用地購入事業...小学校2校未買戻（16年度中学校1校買戻）</p> <p><b>【歳入】</b> 義務教育諸学校施設費国庫負担法 ・小学校...校舎改築事業...50,546千円 給食室整備事業...32,311千円 冷暖房設備整備事業...5,600千円 トイレ整備事業...14,520千円 ・中学校...冷暖房設備整備事業...2,800千円 トイレ整備事業...2,740千円 地方財政法（義務教育施設整備事業債） ・小学校...校舎改築事業...210,100千円 給食室整備事業...258,200千円 ・中学校...用地購入事業...811,400千円</p>	<p><b>【目的】</b> 校舎等の維持・保全及び機能向上を図る</p> <p><b>【内容】</b> トイレ整備事業...現状の3Kトイレから利用しやすいトイレへの整備（様式便器、ドライ床等） 維持補修工事...給水・消火管漏水工事、屋上防水工事、転落防止柵設置等</p> <p><b>【整備内容・基礎数値】</b> トイレ整備事業...1次整備として校舎改築を行っている14校（小3校、中1校）の1棟縦1系列を整備（1フロア全面改修、ドライ床改修）</p> <p><b>【歳入】</b> 義務教育諸学校施設費国庫負担法 ・小学校...トイレ整備事業...9,000千円</p>	<p><b>【目的】</b> 校舎等の維持・保全及び機能向上を図る</p> <p><b>【内容】</b> 青野原地域教育施設整備事業に基づき、青野原中学校校舎建替予定のため実施設計を行なう。</p> <p><b>【整備内容・基礎数値】</b> 非木造の2階以上または200㎡超建物 小学校：6校（12棟） 中学校：5校（8棟） 木造 小学校：1校（1棟）</p>	<p><b>【目的】</b> 校舎等の維持・保全及び機能向上を図る</p> <p><b>【内容】</b> 校舎改築事業...概ね30年を経過した校舎を対象に改築工事を実施する。 小中学校で30年以上の経過建物はない。 障害児学級整備事業...障害児学級整備を図る。 対象者が入学し、施設に不足がある時のみ行なう。 身体障害児用施設整備事業...身体障害児用の施設の整備を図る。 対象者が入学し、施設に不足がある時のみ行なう。 給食室整備事業...小学校の内、センター方式の学校を単独調理施設化及び、ドライ方式への改築 現在のところ単独への予定無し。 冷暖房設備整備事業...管理諸室（校長室、職員室及び事務室）への空調設備設置 全ての小中学校に完備済み。 トイレ整備事業...現状の3Kトイレから利用しやすいトイレへの整備（洋式便器、ドライ床等） 全ての小中学校に完備済み。 維持補修工事...職員用のシャワー室の設置、作業室兼倉庫設置、防球ネット設置等 予算計上なし。 用地購入事業...土地開発公社が学校用拡張用地を先行取得した物件について、買戻しを行う 該当なし。</p> <p><b>【整備内容・基礎数値】</b> 冷暖房設備整備事業...小学校3校中3校・中学校2校中2校整備済 トイレ整備事業...1次整備として校舎改築を行っている10校（小0校、中0校）の1棟縦1系列を整備（1フロア全面改修、残ドライ床改修） 用地購入事業...小学校2校未買取</p>	<p><b>【目的】</b> 校舎等の維持・保全及び機能向上を図る。</p> <p><b>【内容】</b> 校舎増築事業...小学校の統廃合により不足教室の確保をする。 スクールバス駐車場整備事業...小学校の統廃合により児童の通学手段の確保。 維持修繕工事等...体育館屋根防水工事、防球ネット設置工事、校舎窓ガラス修理等 用地購入事業等...スクールバス駐車場用地として購入する。 <b>【整備内容・基礎数値】</b> 校舎増築事業...小学校の統廃合により不足している2教室分の増築。 スクールバス駐車場整備事業...駐車スペース大型バス2台分 用地購入事業等...小学校用地1校の内の買取補償</p> <p><b>【歳入】</b> 義務教育諸学校施設整備費国庫負担法 ・小学校...校舎増築事業 10,979千円</p> <p><b>【教育施設のバリアフリー化】</b> <b>【目的】</b> 教育施設管理者として、教育施設整備について増改築等の際に「神奈川県福祉のまちづくり条例」等に適合した施設となるようバリアフリーに配慮した施設整備を行う。 <b>《事業概要》</b> 一度に施設整備ができる状況ではないため、改修等の機会をとらえ、整備する。</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		管理部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
11	災害対策用施設整備事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	学校施設課	教育総務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）	2,495千円				
歳入予算額（平成16年度）	1,200千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 災害発生時の救助支援</p> <p>【内容】 災害発生時の避難所となる全小中学校のうち、救護所に指定された24校について、災害救助用のヘリコプターのランドマークを校舎の屋上に設置</p> <p>【基礎数値】 対象校数...24校 実施済校数...19校（平成16年度末）</p> <p>（歳入） 地震防災対策緊急支援事業費補助金 小学校...1,200千円</p>	該当なし	<p>該当なし</p> <p>【参考】 神奈川県ドクターヘリ事業臨時ヘリポート 小学校：1校（鳥屋小学校） 中学校：1校（青根中学校）</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 神奈川県ドクターヘリ事業臨時ヘリポート 中学校：1校（内郷中学校）</p>	該当なし

## 事務事業現況調書

合併協議事項番号 29	合併協議事項 各種事務事業の取扱い	専門部会名 管理部会			
事務事業番号 藤野16	事務事業名 コミュニティバス・スクールバス運行事業	協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	学務課				まちづくり課
根拠法令等					藤野町コミュニティバス運行規則 藤野町スクールバス運行規則
歳出予算額(平成16年度)					5,390千円
歳入予算額(平成16年度)					
【事務事業の内容】	該当なし				<p>1. コミュニティバス運行事業</p> <p>【目的】 町立藤野中学校の生徒のうち、佐野川地内の生徒の通学手段の確保。</p> <p>【内容】 生徒の通学手段の確保 ・上岩～上河原 本数：4本 町立小学校及び中学校の校外行事、大会出場に係る運行。</p> <p>2. スクールバス運行事業</p> <p>【目的】 町立小学校児童のうち、遠距離通学者の足の確保。</p> <p>【内容】 ・南小学校～綱子・伏馬田 本数：3本</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	管理部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
藤野 2 9	構造改革特別区域計画（名倉小）	A協議会    B幹事会    C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名					企画課
根拠法令等					構造改革特別区域法
歳出予算額（平成16年度）					0千円
歳入予算額（平成16年度）					0千円
【事務事業の内容】	該当なし				<p>【目的】 町の特性に応じた規制の特例を受けることにより、地域の活性化を図ることを目的とする。</p> <p>【内容】 少子高齢化傾向と大規模開発に制限を持つ地域性、既存の環境と方針、設備を活かしたまちおこしが望まれる状況から、芸術支援と資源環境保護を柱とする教育を核とした地域の活性化を図る。具体的には、構造改革特区計画認定により、「校地・校舎の自己所有を要しない小学校等設置事業」「構造改革特別区域研究開発学校設置事業」という特例措置を受け、学校法人シュタイナー学園が、平成17年3月末廃校予定の町立名倉小学校の貸与を受け、平成17年4月より、文部科学省の学習指導要領によらない教育を行う学校が開設することになる。</p> <p>・特区認定数    1</p> <p>【参考】 構造改革特区室、評価委員会、関係省庁より進捗状況調査がある。</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項				専門部会名
29	各種事務事業の取扱い				管理部会
事務事業番号	事務事業名				協議ランク
藤野 3 0	廃校利用（旧牧郷小・旧菅井小）				A協議会 B幹事会 C専門部会
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名					企画課
根拠法令等					藤野町公共施設等適正配置計画
歳出予算額（平成16年度）					0千円
歳入予算額（平成16年度）					0千円
【事務事業の内容】	該当なし				<p>【目的】 町立小学校の統廃合により発生する廃校利用について検討する。地域の自主的な取り組みによる利用を優先とし、外部団体の利用も積極的に検討する。廃校舎の利活用により廃校になった学区の地域の活性化を目的とする。</p> <p>【内容】 現在、廃校となった2校の校舎について利活用がなされている。 旧牧郷小学校 利用団体・・・牧郷ラボ（芸術活動団体） 旧菅井小学校 利用団体・・・NPO法人東京シュタイナーシュレ（教育団体）</p> <p>【参考】 ・旧菅井小学校について、平成17年4月からの利用は、新たに行う公募により決定する予定となっている。 ・NPO法人東京シュタイナーシュレは平成16年11月に、学校法人格を取得した。</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		管理部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
藤野 3 1	町立小学校統合		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名					教育総務課
根拠法令等					藤野町立小学校及び中学校の設置に関する条例
歳出予算額（平成16年度）					
歳入予算額（平成16年度）					
【事務事業の内容】	該当なし				<p>【目的】</p> <p>平成14年に策定された「藤野町公共施設等適正配置計画」に基づき、よりよい教育環境整備のため小学校を統合する。</p> <p>【内容】</p> <p>平成14年度現在10校ある町立小学校を平成20年度には3校へ統廃合する。なお、平成16年度現在7校。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・牧野小、牧郷小、篠原小、菅井小南小学校（H15.4.1開校）</li> <li>・日連小、名倉小、吉野小、小淵小 仮称中央小学校（2段階で統合）</li> <li>・沢井小、佐野川小 仮称北小学校（統合予定）</li> </ul>

学校教育部会

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	学校教育部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
7	教職員研修事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	指導課	教育総務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課
根拠法令等					
歳出予算額(平成16年度)	4,407千円				
歳入予算額(平成16年度)	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 教職員が学校経営に必要な専門的内容を習得するために研修を実施する。</p> <p>【内容】 各種教職員研修の実施</p> <p>管理職研修(校長、教頭) 県外委託研修(28人) 県外視察研修(10人) 教員海外派遣研修((3人) 県主催研修への参加 16年度予算内訳</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理職研修講師 52,000円 (2人×2H×@13000)</li> <li>・県外委託研修奨励金 1,820,000円 (28人×@65000)</li> <li>・県外視察研修奨励金 250,000円 (10人×@25000)</li> <li>・教員海外派遣研修奨励金 600,000円 (3人×@200000)</li> <li>・県委託研修負担金 1,519,000円</li> <li>・消耗品等 166,000円</li> </ul>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		学校教育部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
8	学校教育研究事業		A協議会    B幹事会    C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	指導課	教育総務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）	17,139千円	80千円	700千円	0千円	146千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 市及び各学校における教育課題を全校共通の課題としてとらえ、互いに協力して研究、課題説明を行い、教育研究活動全体の充実・発展を図る。</p> <p>【内容】 課題研究推進事業委託 ・フロンティアスクール推進校（2校） コンピュータをはじめとする情報メディアの学習活用を通して、研究を進める。 1,200千円 推進校委託料 @600,000円 × 2校 ・特色ある学校教育研究校（15校） 各学校において研究主題を設定し、創意工夫を生かした特色ある教育、特色ある学校づくりのための研究を進める。 3,750千円 研究校委託料 @250,000円 × 15校 ・創造的教育研究モデル校（2校） 市の主要課題の解明に向けて開発的研究を行う。 800千円 C21 @400,000円 × 2校 ・国際教育実践校（10校） 国際（人的・物的）交流の実践的活動を行う。 2,000千円 @200,000円 × 10校 ・支援教育推進校（2校） 教育課程にどのように取り組んだら良いのか研究を行う。 400千円 @200,000円 × 2校 ・校内研究推進校（51校） 各学校において学校教育目標達成や、学校課題説明及び教師の資質向上に向けた研究を推進する。 7,650千円 @150,000円 × 51校 ・課題研究推進研究 事業委託の上記の対象校を除く学校 全国小学校体育科教育研究会・相模原大会分担金 「第48回全国小学校体育科教育研究会・相模原大会」開催に関わる経費の一部を負担する。 年会費等負担金 1,000千円 研究集録、実践集録の発行 80千円 学校教育研究集録 @360円 × 100冊 = 36,000円 国際教育実践収録 @220円 × 200冊 = 44,000円</p>	<p>【目的】 文部科学省及び国立政策研究所の研究指定により学校における教育課題をとらえ、互いに協力して研究、課題説明を行い、教育研究活動全体の充実・発展を図る。</p> <p>【内容】 課題研究推進事業委託 ・学力向上フロンティアスクール研究指定校 15・16年度指定(1校) 県經由にて学校にて支出経費250,000円 ・教育課程の実施状況に関する自己点検・自己評価に係る研究指定校 16・17年度指定(1校) ・子どもキラキラタイム実践研究指定校 16・17・18年度指定(1校) ・児童・生徒指導研究校（1校）</p>	<p>【目的】 町及び各学校における教育課題について研究を委託し、教育研究活動全体の充実・発展を図る。</p> <p>【内容】 学校図書館運営計画モデル実践校（2校） 公立小学校英会話活動研究委託校（2校）</p>	<p>【目的】 文部科学省及び県の研究指定により学校における教育課題をとらえ、互いに協力して研究、課題説明を行い、教育研究活動全体の充実・発展を図る。</p> <p>【内容】 課題研究推進事業委託 ・学力向上フロンティアスクール研究指定校 14・15・16年度指定(1校) ・いじめ問題総合研究推進指定校 15・16年度指定(1校) ・中学校区児童・生徒指導研究推進地域実践研究指定校 15・16年度指定(3校)</p>	<p>【目的】 町及び各学校における教育課題について研究を委託し、教育研究活動全体の充実・発展を図る。</p> <p>【内容】 ・子どもキラキラタイム実践研究指定校 16・17・18年度指定(1校) ・生徒指導研究校（1校） ・教育課題研究委託校（2校）</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		学校教育部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
9	児童生徒指導推進事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	指導課	教育総務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）	1,583千円	0千円	0千円	0千円	25千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 教師と児童・生徒相互の人的ふれあいを通じて、児童・生徒理解に努め、一人ひとりの人権を尊重するための適切な指導・援助活動を実施し、児童・生徒の全人格的発達を図る。</p> <p>【内容】 中学校区児童・生徒指導推進事業の委託 27中学校区 中学校区を単位とする小・中学校PTA等との具体的な連携を行い、協力指導体制を確立し、地域に根ざした児童・生徒指導を推進する。 実践集録の発行 ③330円×100冊=33,000円 1,550千円 推進事業の委託（学校により額が違う）</p>	<p>【目的】 児童・生徒指導上の諸問題の背景や対応について研究し、一人ひとりの人権を尊重するための適切な指導・援助活動を実施する指導に役立てる。</p> <p>【内容】 町内小・中学校の児童・生徒指導主任による部会及び研修会の開催</p>	<p>【目的】 教師と児童・生徒相互の人的ふれあいを通じて、児童・生徒理解に努め、一人ひとりの人権を尊重するための適切な指導・援助活動を実施し、児童・生徒の全人格的発達を図る。</p> <p>【内容】 児童・生徒担当者会議（年3回）</p>	<p>【目的】 児童・生徒指導上の諸問題の背景や対応について研究し、一人ひとりの人権を尊重するための適切な指導・援助活動を実施する指導に役立てる。</p> <p>【内容】 町内小・中学校の児童・生徒指導主任による部会及び研修会の開催</p>	<p>【目的】 園児・児童・生徒の立場に立って、一人ひとりの個性を伸ばしながら豊かに成長していくことができる校内協力体制の円滑な運営のあり方を研修する。</p> <p>【内容】 園児・児童・生徒担当者研修会（年3回）</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	学校教育部会		
29	各種事務事業の取扱い				
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
11	障害児教育事業	A協議会	B幹事会	C専門部会	
担当課名	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
根拠法令等	指導課	教育総務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課
歳出予算額(平成16年度)	85,611千円	9,650千円	14,509千円	1,538千円	7,372千円
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>障害児教育推進事業</p> <p>【目的】 一人ひとりの障害に応じた教育内容・方法の研究や交流教育の実践的研究等を行い、障害児教育の充実を進める。</p> <p>【内容】 障害児教育研修の実施 障害児教育研修を2回(障害児教育研修1、事例研究1)、専門研修を4回(難3、肢・病1)を実施する。 障害児学級へのコンピュータの配備より個別的な指導を必要とする児童・生徒の学習態度の形成、概念理解の定着等を目指して障害児学級にコンピュータを配備し、障害児教育の充実を図る。 コンピュータ賃借料12年度更新分 13年度更新分 障害児学級を対象に遠足等の共催 外出等の機会が制限される障害児学級の児童・生徒に対し、合同で遠足等の機会を確保すると共に交流の場を提供する。 看護士謝礼 ①13,800円×2名 看護士損害保険料 バス賃料 673,000円 介助員の配置 生活介助を要する児童生徒に対し介助員を配置し、円滑な学級運営を図る。 介助員の配置 年間 延べ 9,369人 時給 1,150円 看護師の配置 年間 述べ 213人 時給 1,270円</p> <p>障害児就学指導事業</p> <p>【目的】 一人ひとりの能力・適性に応じたきめの細かな教育を進めるための教育相談、就学指導体制の整備充実を図り、障害のある児童生徒に対し適切な教育を受ける機会を確保する。</p> <p>【内容】 就学指導相談 就学指導相談員の配置 4名 @151500/月 勤務等週 3日 1日当たり6時間12月勤務 職務 幼稚園・保育園等を巡回訪問し、就学前の障害児の把握、相談、資料収集・作成を行う。</p>	<p>障害児教育推進事業</p> <p>【目的】 一人ひとりの障害に応じた教育内容・方法の研究や交流教育の実践的研究等を行い、障害児教育の充実を進める。</p> <p>【内容】 障害児教育研修の実施 障害児教育研修を2回実施 障害児部会での行事への共催 町内の障害児部会で町マイクロバスの活用により交流会を開催 田植え・宿泊学習・福刈り・買い物等 介助員の配置 生活介助を要する児童生徒に対し介助員を配置し、円滑な学級運営を図る。 介助員の配置(小学校 3人、中学校4人) 年間 延べ 1,414人 時給 890円</p> <p>障害児就学指導事業</p> <p>【目的】 一人ひとりの能力・適性に応じたきめの細かな教育を進めるための教育相談、就学指導体制の整備充実を図り、障害のある児童生徒に対し適切な教育を受ける機会を確保する。</p> <p>【内容】 就学指導相談 (指導主事による) 職務 幼稚園・保育園等を巡回訪問し、就学前の障害児の把握、相談、資料収集・作成を行う。</p> <p>障害児就学指導委員会の設置 就学指導委員会 開催2回(判定) 委員18名(医師1、児童相談所1、学校関係9、教育事務所1、保健福祉事務所1、養護学校1、民生委員1、行政2) 判定会議委員謝礼 @5,700円 2名 2回 医学的診断書代 @5,000円 3件</p>	<p>障害児教育推進事業</p> <p>【目的】 一人ひとりの障害に応じた教育内容・方法の研究や交流教育の実践的研究等を行い、障害児教育の充実を進める。</p> <p>【内容】 介助員の配置 生活介助を要する児童生徒に対し介助員を配置し、円滑な学級運営を図る。 介助員の配置 小学校 8名/中学校 4名 時給 870円</p> <p>障害児就学指導事業</p> <p>【目的】 一人ひとりの能力・適性に応じたきめの細かな教育を進めるための教育相談、就学指導体制の整備充実を図り、障害のある児童生徒に対し適切な教育を受ける機会を確保する。</p> <p>【内容】 就学指導相談(指導主事による) 職務 幼稚園・保育園等を巡回訪問し、就学前の障害児の把握、相談、資料収集・作成を行う。 障害児就学指導委員会の設置 就学指導委員会 開催1回(会議・、判定1回) 委員24名(医師1、児童相談所1、学校関係16、幼稚園1、民生委員児童委員1、行政4) 就学指導委員会委員謝礼 ⑦7,400円 3名(2回)</p>	<p>障害児教育推進事業</p> <p>【目的】 一人ひとりの障害に応じた教育内容・方法の研究や交流教育の実践的研究等を行い、障害児教育の充実を進める。</p> <p>【内容】 障害児教育研修の実施 障害児教育研修を2回実施 (必要な児童生徒のみ)に配置している。 時給 800円 交通費 300円 合計 1,377千円 今年は中学生1名通年 もう1名の中学生は1学期のみ</p> <p>特殊学級費 小学校 計4名、2校 需用費 50千円 使用料 10千円 中学校 計2名、2校 需用費 20千円 使用料 4千円 備品購入費 20千円 負担金 57千円 負担金は、中学生就学旅行介助員負担金</p> <p>障害児学級を対象に遠足等の共催 外出等の機会が制限される障害児学級の児童・生徒に対し、合同で遠足等の機会を確保すると共に交流の場を提供する。 予算 0円</p> <p>障害児就学指導事業</p> <p>【目的】 一人ひとりの能力・適性に応じたきめの細かな教育を進めるための教育相談、就学指導体制の整備充実を図り、障害のある児童生徒に対し適切な教育を受ける機会を確保する。</p> <p>【内容】 就学指導相談 (指導主事による) 職務 幼稚園・保育園等を巡回訪問し、就学前の障害児の把握、相談、資料収集・作成を行う。 障害児就学指導委員会の設置 就学指導委員会 開催2回(判定) 委員23名(医師1、児童相談所1、学校関係12、教育事務所1、保健福祉事務所1、養護学校1、民生委員1、行政2)</p>	<p>障害児教育推進事業</p> <p>【目的】 一人ひとりの障害に応じた教育内容・方法の研究や交流教育の実践的研究等を行い、障害児教育の充実を進める。</p> <p>【内容】 障害児学級交流会の実施 年5回実施 介助員の配置 6,555千円 生活介助を要する児童生徒に対し、介助員を配置し、円滑な学級運営を図る。 小学校 6人 中学校 1人 時給 800円～830円 特殊学級費 805千円 特殊学級数に応じて、各学校へ予算配分し、個々に応じた教材購入等の支援を図る。 小学校 需要費1クラス:20,000円 備品購入1クラス:50,000円 中学校 需要費1クラス:50,000円 備品購入費1クラス:55,000円</p> <p>障害児就学指導事業</p> <p>【目的】 一人ひとりの能力・適性に応じたきめの細かな教育を進めるための教育相談、就学指導体制の整備充実を図り、障害のある児童生徒に対し適切な教育を受ける機会を確保する。</p> <p>【内容】 就学指導相談 (指導主事) 職務 幼稚園・保育園等を巡回訪問し、就学前の障害児の把握、相談、資料収集・作成を行う。 障害児就学指導委員会の設置 就学指導委員会 開催2回(判定) 委員18人(医師1、児童相談所1、学校関係10、教育事務所1、保健福祉事務所1、養護学校1、民生委員1、行政2)</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	学校教育部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
11	障害児教育事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】	<p>障害児就学指導委員会の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 就学指導委員会 開催 5 回（会議・学校実情視察 1 回、判定 4 回） <ul style="list-style-type: none"> <li>委員 2 7 名（医師 8、学識経験者 1、児童相談所 1、学校関係 8、幼稚園 1、保育園 1、行政 7）</li> </ul> </li> <li>・ 就学指導専門部会 開催 1 4 回（学校実情視察 1 回、観察・相談・資料作成 13 回） <ul style="list-style-type: none"> <li>委員 2 3 名（児童相談所 1、学校関係 1 3、幼稚園 1、保育園 1、行政 7）</li> </ul> </li> </ul> <p>就学指導・専門部会各委員謝礼  医学的診断書代 85,250円 130件  きこえとことばの教室通級判定会議の設置  委員 8 名 学校関係者 5、指導主事 3  開催 3 回 きこえとことばの教室通級希望者</p> <p>可否判定  判定会議委員謝礼 81,000円 5 名</p>				

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		学校教育部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
13	水泳授業指導協力者派遣事業		A協議会    B幹事会    C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	指導課	教育総務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）	1,360千円	0千円			
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円			
【事務事業の内容】	<p>【目的】 水泳授業に配慮を要する児童を対象に、水泳授業の実技指導及び介助的指導のための人材を派遣し、授業の充実を図る。</p> <p>【内容】 実施対象校 県費実施校を除く全小学校 指導協力者謝礼 ③3,000円×450回 傷害保険料 10千円</p>	<p>（県費実施事業のみ）</p> <p>【目的】 学校教育における実技指導の充実を図るとともに、安全を確保するため、実技指導に堪能な補助指導者を配置し指導を行なう。</p> <p>【内容】 小学校(4校)での水泳指導 合計12時間</p>	該当なし	該当なし（夏季期間にPTAが行なっている。）	該当なし

## 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		学校教育部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
14	部活動技術指導者派遣事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	指導課	教育総務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）	13,931千円	48千円			
歳入予算額（平成16年度）	3,692千円	0千円			
【事務事業の内容】	<p>【目的】 指導者不足に起因する部活動の沈滞化を防ぐため、地域の人材等による技術指導者を派遣し、部活動の一層の活性化をめざす。</p> <p>【内容】 特殊技能等を要する中学校の部活動に技術指導者を派遣する。 16年度派遣状況（5/1現在） 体育系15部137名 文化系7部29名 合計166名 研修制度 年間3回実施（基礎研修2回・実践研修1回） 16年度予算内訳 指導員謝礼 13,770,000円 （27校×170回×@3,000円） 研修会講師謝礼 44,000円 指導員傷害保険 117,000円</p> <p>【特定財源】 名称：運動部活動外部指導者活動事業補助金 補助率： 1/3</p>	<p>【目的】 指導者不足に起因する部活動の沈滞化を防ぐため、地域の人材等による技術指導者を派遣し、部活動の一層の活性化をめざす。</p> <p>【内容】 特殊技能等を要する中学校の部活動に技術指導者を派遣する。 16年度派遣状況（5/1現在） 体育系2部6名  16年度予算内訳 指導員謝礼 36,000円 （2回×6人×@3,000円） 指導員傷害保険 12,000円</p>	該当なし	該当なし（体育協会が協力している。）	該当なし

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		学校教育部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
15	図書整理員経費		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	指導課	教育総務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）	47,276千円	2,188千円	1,348千円		4,536千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円		4,536千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 図書担当教諭の事務を補佐する図書整理員を小・中学校に配置し、学校図書館の充実を図る。</p> <p>【内容】 小学校55校・中学校27校に週3日図書整理員を配置する。 各校1人配置で年間105日配置 時給 820円</p>	<p>【目的】 図書担当教諭の円滑な図書整備を補佐する巡回図書館司書を小・中学校に派遣し、学校図書館の充実を図る。</p> <p>【内容】 小学校4校・中学校2校に2人の巡回図書館司書を派遣する。 3校に1人 各校年間6.9日程度の配置 時給 810円</p>	<p>【目的】 図書担当教諭の円滑な図書整備を補佐する巡回図書館司書を小・中学校に派遣し、学校図書館の充実を図る。</p> <p>町内小・中学校12校の学校図書館ボランティア140名の指導にあたるための指導員として派遣している。</p> <p>【内容】 小学校7校・中学校5校に1名の学校図書館ボランティア指導員（司書）を派遣する。 小・中12校を巡回し、年間202日派遣 時給 870円</p>	該当なし	<p>【目的】 図書担当教諭の円滑な図書整備を補佐する巡回図書館司書を小・中学校に派遣し、学校図書館の充実を図る。</p> <p>【内容】 平成16年度は緊急雇用対策事業を活用し、町内小・中学校8校を対象に図書整理員を巡回派遣する。年間142日派遣。</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	学校教育部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
16	フロンティアスクール推進事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	指導課	教育総務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課
根拠法令等					
歳出予算額(平成16年度)	620,691千円	45,859千円	33,822千円	12,490千円	18,219千円
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 教育機器の設備や教材の整備を行い、その活用により、学習の個別化、多様化を図る。</p> <p>【内容】 学習用ソフト等の配備 小・中学校のPC教室パソコンのリース(82校分) 中学校のLL機器更新 中学校のLL機器保守 中学校のLL機器修繕 16年度予算内訳 学習用ソフト等 学習用ソフト (@100000×41校) ウイルス対策用ソフト (79校分) 小・中学校のPC教室パソコンのリース(保守含む) 小学校 ・9年度更新分(4校) ・11年度更新分(18校) ・12年度更新分(19校) ・13年度更新分(12校) ・夢の丘小、富士見小分 ・小山小分 中学校 ・9年度更新分(3校) ・10年度更新分(24校) 中学校LL機器リース(保守含む) (1校分、7ヶ月分リース) LL機器保守委託(26校分) LL危機修繕</p>	<p>【目的】 PC教室にPC、教材ソフト、空調設備の整備を行い、その活用により、学習の個別化、多様化を図る。</p> <p>【内容】 小・中学校のPC教室パソコン等のリース(6校分) 小学校PC教室に空調整備(H16は2校分) 小・中学校の校内LAN配線工事 16年度予算内訳 小・中学校のPC教室パソコンのリース(教科用ソフト、保守含む) 小学校 14年度更新分(4校) 14,891千円 中学校 15年度更新分(2校) 16,087千円 小学校 空調整備(川尻小、広田小) 7,482千円 小・中学校の校内LAN配線工事 5,628千円 小・中学校(6校分)消耗品、通信料等 1,771千円</p>	<p>【目的】 教育機器の設備や教材の整備を行い、その活用により、学習の個別化、多様化を図る。</p> <p>【内容】 小・中学校のPC教室パソコンのリース(12校分)  16年度予算内訳 小・中学校のPC教室パソコンのリース(保守含む) 小学校(31,606千円) ・12年度導入分(3校) ・14年度導入分(4校)  中学校(保守のみ)(2,216千円) ・10年度導入分(5校)</p>	<p>【目的】 教育機器の設備や教材の整備を行い、その活用により、学習の個別化、多様化を図る。</p> <p>【内容】 小・中学校のPC教室パソコンのリース(5校分) 情報教育機器維持運営費 小学校 3校分 需用費 210千円 役務費 1085千円 ただし、Bフレッツへの経費は企画財政課が別途計上 使用料 6880千円(リース料) 備品購入費 210千円 中学校 2校分 需用費 150千円 役務費 755千円 ただし、Bフレッツへの経費は企画財政課が別途計上 使用料 3000千円(リース料7ヶ月分) 備品購入費 200千円</p>	<p>【目的】 教育機器の設備や教材の整備を行い、その活用により、学習の個別化、多様化を図る。</p> <p>【内容】 小・中学校のPC教室パソコンのリース *小学校(7校分) ・リース料 10,937千円 ・役務費 150千円 *中学校(1校分) ・リース料 7,119千円 ・役務費 13千円  平成16年度途中より全小中学校Bフレッツ切替済み</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		学校教育部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
17	障害児学級設備整備事業		A協議会    B幹事会    C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	指導課	教育総務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）	4,244千円	0千円	0千円	1,000千円	0千円
歳入予算額（平成16年度）	453千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 障害児学級等障害児に係わる設備の整備を行い、良好な教育環境を保持する。</p> <p>【内容】 障害児学級用開設備品の購入 小学校 4学級 1,600千円 障害児学級用の教材備品 中学校 1学級 400千円 障害児学級用の教材備品 その他の障害児学級用備品 1,400千円 階段昇降機 700千円 障害児用備品</p> <p>【特定財源】 名称；障害児教育設備整備費等補助金 補助率； 1 / 2 小学校分；283千円 中学校分；170千円</p> <p>* 1学級あたりの限度額設定あり</p>	<p>【目的】 障害児学級等障害児に係わる設備の整備を行い、良好な教育環境を保持する。</p> <p>【内容】 今年度備品購入 該当なし</p>	<p>【目的】 障害児学級等障害児に係わる設備の整備を行い、良好な教育環境を保持する。</p> <p>【内容】 該当なし</p> <p>(ただし、翌年度以降整備が必要な場合は、当該年度補正対応で行う。)</p>	<p>【目的】 障害児学級等障害児に係わる設備の整備を行い、良好な教育環境を保持する。</p> <p>【内容】 内郷中学校障害児学級改善工事 工事費 1000千円 立川市養護学校から中学生になったので地域の学校に通わせたいとの保護者の意向に沿って教室を改造した。</p>	<p>【目的】 障害児学級等障害児に係わる設備の整備を行い、良好な教育環境を保持する。</p> <p>【内容】 該当なし (但し、翌年度以降整備が必要な場合は補正予算対応)</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	学校教育部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
22	教育課程推進事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	指導課	教育総務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）	145,029千円	196千円	355千円	30千円	299千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 学習指導要領による教育課程の実施及び教科用図書の採択（小学校）をスムーズに行えるよう対応を図る。</p> <p>【内容】 教科書採択検討委員会委員謝礼 教師用指導書の購入 16年度予算内訳 ・採択検討委員謝礼 8,000円 （2人×2H×@2000） ・教師用指導書 145,000,000円 （17年度使用小学校指導書分、少人数対応分、拠点校教員対応分、学級増対応分） ・教科書採択検討委員会会場使用料 21,000円</p>	<p>【目的】 学習指導要領による教育課程の実施及び教科用図書の採択（小学校）をスムーズに行えるよう対応を図る。</p> <p>【内容】 郡教科書採択協議会負担金 教師用指導書の購入 16年度予算内訳 ・教師用指導書 196,000円 （16年度使用小学校指導書分、少人数対応分）</p>	<p>【目的】 学習指導要領による教育課程の実施及び教科用図書の採択（小学校）をスムーズに行えるよう対応を図る。</p> <p>【内容】 郡教科書採択協議会への負担 教師用指導書の購入 16年度予算内訳 ・郡教科書採択協議会負担金 55,000円 ・教師用指導書（小学校） 300,000円</p>	<p>【目的】 学習指導要領による教育課程の実施及び教科用図書の採択（小学校）をスムーズに行えるよう対応を図る。</p> <p>【内容】 郡教科書採択協議会への負担 教師用指導書の購入 16年度予算内訳 ・郡教科書採択協議会負担金 30,000円 ・教師用指導書（小学校） 0円 教科書変更年度のみ。</p>	<p>【目的】 学習指導要領による教育課程の実施及び教科用図書の採択（小学校）をスムーズに行えるよう対応を図る。</p> <p>【内容】 郡教科書採択協議会への負担 教師用指導書の購入 16年度予算内訳 ・郡教科書採択協議会への負担 30,000円 ・教師用指導書（小学校） 269,000円</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		学校教育部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
23	地域教育力活用事業		A協議会    B幹事会    C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	指導課	教育総務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）	4,763千円			130千円	41千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円			0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 教育課程に位置付けられた教科・領域において、地域に在住する知識・経験の豊かな人を指導協力者として依頼し、教育活動の創意工夫並びに、学習指導、実技指導等の充実を図り、地域と学校の連携を深める。</p> <p>【内容】 小・中学校全校で、1校あたり年間17回（1回90分）地域の人材に指導協力を求め、1回3,000円相当の図書券をお礼として贈る。指導協力者 延べ1,394人 図書券代83,000円×17回×82校=4,182,000円 指導協力者傷害保険料17回×82校...26,000円 指導従事者傷害保険25,000人...550,000円</p> <p>〔事例〕 ・伝統技能や特殊技能等指導 ・田植え、麦刈り、芋掘り等の農業体験 ・講話聴取（戦争・職業・地場産業・昔話等） ・外国人による講話や料理指導教室 伝統文化（琴、華道、茶道等）の指導</p>	<p>該当なし</p> <p>*各学校において、ボランティア(学校によっては登録制等)で対応している。</p>	<p>該当なし</p>	<p>【目的】 教育課程に位置付けられた教科・領域において、地域に在住する知識・経験の豊かな人を指導協力者として依頼し、教育活動の創意工夫並びに、学習指導、実技指導等の充実を図り、地域と学校の連携を深める。</p> <p>【内容】 小・中学校全校で、1校あたり年間15回（1回45分）地域の人材に指導協力を求め、指導協力者は基本的にボランティアで無料で実施している。指導協力者 延べ150人</p> <p>学社連携費 小学校 3校 報償費 30千円 需用費 30千円 中学校 2校 報償費 40千円 需用費 30千円</p>	<p>【目的】 総合的な学習等について、各学校が地域の方に講師（ボランティア）として招いている。その際、傷害保険料分については町で助成金として支出している。</p> <p>16年度予算 ・@370円×110名=40,700円</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		学校教育部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
24	学校評議員事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	指導課	教育総務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課
根拠法令等	相模原市学校評議員設置要綱	城山町立小学校及び中学校の学校評議員設置要綱	津久井町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則	相模湖町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則	藤野町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則
歳出予算額（平成16年度）	1,253千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 学校が地域住民の信頼に応え、家庭や地域と連携協力して子どもの健やかな成長を図るために、特色ある教育活動を展開できるよう「学校評議員」を置く。</p> <p>【内容】 学校評議員は、校長の求めに応じて、次の事項について意見を述べるができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校の目標や計画</li> <li>・特色ある学校づくり</li> <li>・教育活動の実施にあたっての地域との連携</li> <li>・児童・生徒指導に関すること</li> <li>・学校の安全</li> <li>・その他学校教育に関すること</li> </ul> <p>構成 1校あたりの評議員数 5名（小5校・中2校） 16年度予算内訳 1,230千円 （年間3,000円×5人×82校） 23千円（傷害保険料）</p>	<p>【目的】 小・中学校が地域住民の信頼に応え、家庭や地域と連携協力して子どもの健やかな成長を図るために、特色ある教育活動を展開できるよう「学校評議員」を置く。</p> <p>【内容】 学校評議員は、校長の求めに応じて、次の事項について意見を述べるができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校の教育目標や計画</li> <li>・学校の特色づくり</li> <li>・教育活動の実施にあたっての地域との連携</li> <li>・教育課程の対応に関すること</li> <li>・学校の安全</li> <li>・その他学校教育に関すること</li> </ul> <p>構成 1校あたりの評議員数 5名（中1校のみH16.4.1現在実施）</p>	<p>【目的】 学校が地域住民の信頼に応え、家庭や地域と連携協力して子どもの健やかな成長を図るために、特色ある教育活動を展開できるよう「学校評議員」を置く。</p> <p>【内容】 学校評議員は、校長の求めに応じて、次の事項について意見を述べるができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校の目標や計画</li> <li>・特色ある学校づくり</li> <li>・教育活動の実施にあたっての地域との連携</li> <li>・児童・生徒指導に関すること</li> <li>・学校の安全</li> <li>・その他学校教育に関すること</li> </ul> <p>構成 1校あたりの評議員数 3名以上7名以内（小6校・中5校） 16年度予算内訳 傷害保険については16年度から加入した「学校教育の指導協力者災害補償」で対応</p>	<p>【目的】 学校が地域住民等の意向を反映しながらその協力を得て、開かれた学校づくりを推進するため、「学校評議員」を置く。</p> <p>【内容】 学校評議員は、校長の求めに応じて、次の事項について意見を述べることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校の目標や計画</li> <li>・特色ある学校づくり</li> <li>・教育活動の実施にあたっての地域との連携</li> <li>・児童・生徒指導に関すること</li> <li>・学校の安全</li> <li>・その他学校教育に関すること</li> </ul> <p>構成 1校あたりの評議員数 10名程度（小0校・中2校）</p>	<p>【目的】 学校が地域住民等の意向を反映しながら、その協力を得て開かれた学校運営を推進するため「学校評議員」を置く。</p> <p>【内容】 学校評議員は、校長の求めに応じて次の事項について意見を述べることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校の目標や計画</li> <li>・特色ある学校づくり</li> <li>・教育活動の実施にあたっての地域との連携</li> <li>・学校の安全</li> <li>・その他学校教育に関すること</li> </ul> <p>構成 1校あたり3人以上7人以内とする（小：6校、中：1校が実施）</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		学校教育部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
25	外国人英語指導助手小中学校派遣事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	指導課	教育総務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課
根拠法令等					
歳出予算額(平成16年度)	126,287千円	9,755千円	19,588千円	3,240千円	4,587千円
歳入予算額(平成16年度)	130千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 小学校と中学校の外国人英語指導助手（ALT）派遣事業を16年度より外国人英語指導助手小中学校派遣事業として一本化し、市内全中学校に1名のALTを配置し、通年派遣といたうえ、かつ小中学校間で連携をとり、小学校の派遣も15年度と同回数派遣する。</p> <p>【内容】 外国人英語指導助手の派遣 ・職務 学校計画訪問、英字通信発行、英語弁論大会参加、教職員への英語研修等 ・人数 28人（招致4、在住10、委託14） 16年度予算 報酬 52,800千円（14名） 共済費 6,506千円（労働保険・社会保険） 報償費 45千円（研修講師謝礼） 旅費 1,840千円（学校訪問等旅費） 需用費 118千円（教材消耗品等） 委託料 64,978千円（招致・派遣委託）</p> <p>【特定財源】 労働保険被保険者負担金</p>	<p>【目的】 国際時代における英語教育の充実と国際理解の振興に資するため小学校と中学校に外国人英語指導助手（AET）を派遣し、英語教育の充実を図る。</p> <p>各中学校に各1名のAETを通年派遣とし、町内小学校及び町立幼稚園、適応指導教室とも連携をとり調査し派遣する。</p> <p>【内容】 外国人英語指導助手の派遣 ・職務 直接の英語指導援助、校内研修会等の援助、英語教材の作成等校長及び担当教諭、また指導主事の指示による諸活動への協力 ・人数 2人（在住2人） 16年度予算 賃金 8,871千円（2名） 旅費 154千円 使用料及び賃借料 730千円（家賃等）</p>	<p>【目的】 国際化時代における英語教育の充実と国際理解を深めるため、小学校と中学校に外国人英語指導主事助手（ALT）を派遣する。</p> <p>町内5中学校に2名のALTが、町内7小学校に1名のALTが巡回を行っている。</p> <p>【内容】 外国人英語指導主事助手の派遣 ・職務 英語授業の補助及び英語活動の補助 英語教材の作成の補助 スピーチコンテストの審査 その他教育委員会が指示したこと ・人数 3人（有効都市2名・JET1名） 16年度予算 報酬 13,248千円（3名） 共済費 1,490千円（労働保険・社会保険） 旅費 1,795千円（学校訪問等旅費） 需用費 180千円（教材消耗品等） その他 2,875千円（家賃・雑費等）</p>	<p>【目的】 国際時代における英語教育の充実と国際理解の振興に資するため中学校に外国人英語指導助手（AET）を派遣し、英語教育の充実を図る。</p> <p>各中学校に各1名のAETを通年派遣とし、町内小学校及び町立幼稚園、適応指導教室とも連携をとり調査し派遣する。</p> <p>【内容】 外国人英語指導助手の派遣 ・職務 直接の英語指導援助、校内研修会等の援助、英語教材の作成等校長及び担当教諭、また指導主事の指示による諸活動への協力 ・人数 2人（在住2人（相模湖町、藤野町）） 16年度予算 賃金 3,240千円（2名） 中学校 2校 週2日×2名 それぞれの学校へ勤務</p>	<p>【目的】 国際時代における英語教育の充実と国際理解の振興に資するため中学校に外国人英語指導助手（AET）を派遣し、英語教育の充実を図る。</p> <p>中学校に1名のAETを通年派遣し、町内小学校及び幼稚園へも年間数日派遣する。</p> <p>【内容】 外国人英語指導助手の派遣 ・職務 英語授業の補助、教材の作成、幼稚園・小学校・中学校での国際教育の理解と発展、その他教育委員会が指示したこと ・人数 1名（派遣会社委託） 16年度予算 委託料 4,587千円</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		学校教育部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
26	国際交流教育支援事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	指導課	教育総務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）	4,326千円	240千円	8,231千円		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円		
【事務事業の内容】	<p>【目的】 国際化が進展する中で、児童・生徒が諸外国の文化を理解し、国際的視野に立って行動できるよう、諸外国の児童生徒との交流を通して、国際教育を推進する。</p> <p>【内容】 友好都市生徒海外派遣委託 友好関係都市であるトロント市へ生徒を派遣し、交流を行う。 ・ 時期 10/17～10/24予定（9日間） ・ 派遣者 中学生27人、校長1人、教諭2人、引率者（指導課）1人 （引率者1人分は一般事務費で対応） ・ 内容 表敬訪問、ホームステイ、野外体験、派遣市内施設視察、社行会、事前研修、報告会、思い出のしおり作成等 ・ 委託料 4,000千円 生徒27名・教員3名分生徒の自己負担あり（旅費・宿泊費の3割＋食費）事前宿泊研修会（8/27～29の3日間を予定） (2) 姉妹都市教育関係者来日時歓迎式等委託 友好関係都市であるトロント市等から学校訪問などのため来市される方々の受入れを行う。 ・ 委託料 250千円 トロント市中学生来市（4/14～18）トロント高校生職業体験来市（4月～5月中）</p>	<p>【目的】 国際化社会における英語教育の充実と国際理解教育の推進に資するため、アメリカンスクール等との交流や国際芸術等を直接体験し、触れ合うことで国際理解教育の推進を図る。</p> <p>【内容】 アメリカンスクール（アンスクール）との交流事業 町内1小学校で毎年実施 国際交流推進事業 町内小学校4校、中学校2校で実施</p>	<p>【目的】 友好都市との親善を深めるとともに国際感覚の醸成と国際協調の精神を培うことを目的とし、中学生を海外に派遣する。</p> <p>【内容】 中学生海外派遣事業 友好関係都市であるトレイル市へ中学生を派遣し、交流を行う。 ・ 時期 9/13～9/24予定（12日間） ・ 派遣者 中学生22人、引率者3人（校長1人、教諭1人、指導主事1人） ・ 内容 表敬訪問、ホームステイ、学校授業体験、施設視察、事前研修、報告書作成等 ・ 委託料 6,250千円【生徒22名・引率者3名分】生徒の自己負担あり 友好関係都市であるトレイル市から来る学生の受け入れを行う。 ・ 使用料及び賃借料 943千円（バス借上費等） ・ その他 210千円（食糧費、消耗品費等）</p>	該当なし	該当なし

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	学校教育部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
27	海外帰国及び外国人児童生徒教育支援事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	指導課	教育総務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課
根拠法令等					
歳出予算額(平成16年度)	21,467千円	0千円	0千円		
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円		
【事務事業の内容】	<p>【目的】 海外からの帰国児童生徒及び外国人児童生徒に対する教育援助や個別指導等の受入れ体制を整備し、日本での学校生活への適応を図るとともに、海外で身につけた言語や文化等国際性を学校教育の中で生かし、国際教育に資する。</p> <p>【内容】 日本語指導の実施 日本語巡回指導の実施 巡回指導講師17名(教員免許保持者) ・指導方法 市内の学校に在籍する該当児童生徒を対象に1人あたり週1～2回の取出しによる日本語指導を行う。 巡回指導講師報酬 85,970円×延べ2,346回 巡回指導講師旅費(17名) 1,227千円 巡回指導講師用消耗品代 140千円 カウンセリングの実施 日本語指導等協力者の派遣 協力者(母国語に堪能な者) ・勤務等 原則1回2時間単位 ・指導方針、方法 市内の学校に在籍する外国籍生徒のうち生活指導・カウンセリング等の必要な児童・生徒を対象に、学校の要請に基づき週1～2回程度巡回訪問し、担任などと連携して、適応指導を行い援助・協力する。 指導協力者謝礼 85,000×1,200回 6,000千円 指導協力者用消耗品代 34千円 指導協力者損害保険料 22千円 国際教育研修会の実施(1回) 国際教育担当者、巡回指導講師及び日本語指導等協力者に対して研修を実施する。 国際教育研修講師謝礼 30千円</p>	<p>【目的】 海外からの帰国児童・生徒及び外国人児童生徒に対する教育援助や個別指導等の受入れ体制を整備し、日本での学校生活への適応を図るとともに、海外で身につけた言語や文化等国際性を学校教育の中で生かし、国際教育に資する。</p> <p>【内容】 日本語指導及びカウンセリングの実施 ・日本語指導助手の派遣 ・町内の学校に在籍する帰国児童・、カウンセリング等の必要な児童・生徒を対し、学校の要請に基づき指導助手を配置し、 15.16年度は対象者がなし</p>	<p>【目的】 海外からの帰国児童生徒及び外国人児童生徒に対する教育援助や個別指導等の受入れ体制を整備し、日本での学校生活への適応を図るとともに、海外で身につけた言語や文化等国際性を学校教育の中で生かし、国際教育に資する。</p> <p>【内容】 カウンセリングの実施 ・日本語指導助手の派遣(母国語に堪能でなくても可・教育免許なくても可) ・町内の学校に在籍する外国籍生徒のうち生活指導・カウンセリング等の必要な児童・生徒を対象に、学校の要請に基づき指導助手を配置し、担任などと連携して、適応指導を行い援助・協力する。 15.16年度は対象者がいないため予算計上なし</p>	該当なし	該当なし

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		学校教育部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
28	福祉教育推進事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	指導課	教育総務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）	3,752千円				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 実践的な福祉活動を推進し、児童生徒に人間的連帯感を培い、福祉の心を育てる。</p> <p>【内容】 人権・福祉教育実践校の指定 人権・福祉教育実践校委託（小・中学校全校）委託料は学校により異なる 3,750千円 研究委託（82校）傾斜配分、端数調整有り @30,000 × 55校 = 1,650,000円 @70,000 × 23校 = 1,610,000円 @122,500 × 4校 = 490,000円</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	学校教育部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
29	さがみ風っ子文化祭事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	指導課	教育総務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課
根拠法令等					
歳出予算額(平成16年度)	17,990千円	71千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 児童生徒の日頃の学習活動を発表することにより、表現力、創造力を育成し、より豊かな情操を養うとともに、児童生徒の相互鑑賞及び市民との交流を図る。</p> <p>【内容】 第26回『さがみ風っ子文化祭』の実施 さがみ風っ子文化祭委託料 15,924千円 淵野辺公園等会場使用料 2,066千円</p> <p>展示部門 ア.造形「さがみ風っ子展」 期日 10月28日～11月1日 会場 淵野辺公園・女子美アートミュージアム 内容 造形作品展示、開催セレモニー、合評会 イ.統計グラフ展 期日 10月30日～11月1日 会場 相模原球場 ウ.学校給食展 期日 10月30日～11月1日 会場 相模原球場</p> <p>ステージ部門 ア.小学校連合音楽会 期日 10月26日・27日 会場 市民会館ホール イ.中学校英語弁論大会 期日 9月10日 会場 あじさい会館ホール ウ.中学校音楽発表会 期日 10月28日・29日 会場 グリーンホール エ.中学校演劇発表会 期日 10月29日～31日 会場 南市民ホール オ.合同学芸会 期日 11月27日・12月4日 会場 市民会館ホール・グリーンホール カ.器楽合奏大会 期日 10月30日 会場 グリーンホール</p> <p>交流部門 銀河連邦教育交流 ア.子ども特使の派遣 期日:夏季休業中の2泊3日 内容 本市児童を2市2町へ派遣 イ.子ども大使の招請 期日:10月30日～11月1日、2泊3日 内容 2市2町児童を招請、本市児童と宿泊、会議 ウ.ホームページ版「銀河タイムス」の発行、絵画作品の造形展参加</p>	<p>【目的】 児童生徒の日頃の学習活動を発表することにより、表現力、創造力を育成し、より豊かな情操を養うとともに、児童生徒の相互鑑賞及び市民との交流を図る。</p> <p>【内容】 ・郡中学校英語発表大会(郡教育研究会主催) 期日 6月17日 会場 津久井町文化福祉会館 ・郡中学校音楽会(郡教育研究会主催) 期日 11月 会場 相模湖交流センター ・郡中学校意見発表会(郡教育研究会主催) 期日 10月 会場 津久井町文化福祉会館 ・町小学校音楽祭(町校長会主催) 期日及び会場は未定 ・町八木重吉文学賞(詩のコンクール)(教育委員会主催) 期日 10月ごろ</p>	<p>【目的】 児童生徒の日頃の学習活動を発表することにより、表現力、創造力を育成し、より豊かな情操を養うとともに、児童生徒の相互鑑賞及び市民との交流を図る。</p> <p>【内容】 ・郡中学校英語発表大会(郡教育研究会主催) 期日 6月17日 会場 津久井町文化福祉会館 ・郡中学校音楽会(郡教育研究会主催) 期日 11月 会場 相模湖交流センター ・郡中学校意見発表会(郡教育研究会主催) 期日 10月 会場 津久井町文化福祉会館</p>	<p>【目的】 児童生徒の日頃の学習活動を発表することにより、表現力、創造力を育成し、より豊かな情操を養うとともに、児童生徒の相互鑑賞及び市民との交流を図る。</p> <p>【内容】 ・郡中学校英語発表大会(郡教育研究会主催) 期日 6月17日 会場 津久井町文化福祉会館 ・郡中学校音楽会(郡教育研究会主催) 期日 11月 会場 相模湖交流センター ・郡中学校意見発表会(郡教育研究会主催) 期日 10月 会場 津久井町文化福祉会館</p>	<p>【目的】 児童生徒の日頃の学習活動を発表することにより、表現力、創造力を育成し、より豊かな情操を養うとともに、児童生徒の相互鑑賞及び市民との交流を図る。</p> <p>【内容】 ・郡中学校英語発表大会(郡教育研究会主催) 期日 6月17日 会場 津久井町文化福祉会館 ・郡中学校音楽会(郡教育研究会主催) 期日 11月 会場 相模湖交流センター ・郡中学校意見発表会(郡教育研究会主催) 期日 10月 会場 津久井町文化福祉会館</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		学校教育部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
30	人権教育事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	指導課	教育総務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）	712千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 人間尊重の精神を基盤として、差別をなくそうとする意欲と、これを克服する実践力を養い、差別を許さない人間育成を目指す。</p> <p>【内容】 人権移動教室の開催等（県費実施の場合あり） 人権移動教室講師謝礼 ⑧80,000円 資料集の作成 「子どもの権利条約」学習資料リーフレット（児童用）の作成 237千円 各小学校の4学年全生徒に配布 人権研修会の開催 150千円 3校で開催 その他 同和雑誌・資料等の購入、研修会会場使用料 同和教育研修奨励金⑩100,100円×2名】 円 同和雑誌年間購読料</p>	<p>【目的】 人間尊重の精神を基盤として、差別をなくそうとする意欲と、これを克服する実践力を養い、差別を許さない人間育成を目指す。</p> <p>【内容】 人権移動教室の開催等（県費実施）</p>	<p>【目的】 人間尊重の精神を基盤として、差別をなくそうとする意欲と、これを克服する実践力を養い、差別を許さない人間育成を目指す。</p> <p>【内容】 人権移動教室の開催等（県費実施）</p>	<p>【目的】 人間尊重の精神を基盤として、差別をなくそうとする意欲と、これを克服する実践力を養い、差別を許さない人間育成を目指す。</p> <p>【内容】 人権移動教室の開催等（県費実施）</p>	<p>【目的】 人間尊重の精神を基盤として、差別をなくそうとする意欲と、これを克服する実践力を養い、差別を許さない人間育成を目指す。</p> <p>【内容】 人権移動教室の開催等（県費実施）</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		学校教育部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
31	各種相談・指導・訪問事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
担当課名	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
根拠法令等	指導課	教育総務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課
歳出予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 創造的で特色ある相模原教育の推進のため各種相談や指導・訪問を行う。</p> <p>【内容】 計画訪問 新教育課程の趣旨を生かした「特色ある学校づくり」に向けて、新学習指導要領の内容についての理解、授業改善のあり方や各学校が教育活動を推進する上で当面している課題等について協議し、学校教育の充実を図るための支援をする。</p> <p>対象校 市内小・中学校約25校 (3年間で全校を訪問)</p> <p>指導課対応人数 学校教育部長・指導課長・担当課長 指導主事9名(各教科・支援教育担当)</p> <p>日程 全日日程(9:00~17:00) ・学校経営概要等説明 ・授業公開(教職員全員公開) ・研究協議会・全体会・教科別分科会</p> <p>研究校訪問 本市の教育課題の解明をめざす研究校を計画的に訪問し、研究推進の実情を把握するとともに実践上の諸課題について協議し、今後の研究の充実を図るための支援をする。</p> <p>対象校 創造的教育研究モデル校 2校 フロンティアスクール推進校 2校</p> <p>指導課対応人数 担当課長・指導主事9名(各教科担当)</p> <p>日程 全日日程(9:00~17:00) ・研究概要等説明・授業公開 ・研究協議会・全体会・分科会</p> <p>学習指導要請訪問 各学校における校内研究や研修等の充実を図るための支援をする。 各学校からの要請にもとづき、実施する。</p> <p>平成15年度実績 年間要請回数 630回 うち訪問回数 596回</p> <p>生徒指導対応 一人ひとりの児童・生徒の自己実現に向けて、より充実した児童・生徒指導を推進するために相談・連携・調整等を各学校や地域の実態に応じて実施する。</p>	<p>【目的】 豊かな心を持ち、たくましく生きる児童・生徒の育成を期し「城山町 夢・のびやか教育」の推進のため各種相談や指導・訪問を行う。</p> <p>【内容】 計画訪問 新教育課程の趣旨を生かした「特色ある学校づくり」に向けて、新学習指導要領の内容についての理解、授業改善のあり方や各学校が教育活動を推進する上で当面している課題等について協議し、学校教育の充実を図るための支援をする。</p> <p>対象校 &gt; 市内小・中学校6校 &lt;指導課対応人数&gt; 指導主事1名 &lt;日程&gt; *学校からの要望時間に応じて半日程度 ・学校経営概要等説明・授業公開 ・研究協議会・全体会・分科会</p> <p>研究校訪問 本町内の指定研究校を計画的に訪問し、研究推進の実情を把握するとともに実践上の諸課題について協議し、今後の研究の充実を図るための支援をする。</p> <p>&lt;対象校&gt; ・学力向上フロンティアスクール研究指定校 1校 ・教育課程の実施状況自己点検・自己評価に係る研究指定校 1校 ・子どもキラキラタイム実践研究指定校 1校 ・児童・生徒指導研究校 1校 &lt;指導課対応人数&gt; 指導主事1名 &lt;日程&gt; *学校からの要望時間に応じて半日程度 ・研究概要等説明・授業公開 ・研究協議会・全体会・分科会</p> <p>学習指導要請訪問 各学校における校内研究や研修等の充実を図るための支援をする。 各学校からの要請にもとづき、実施する。</p> <p>&lt;平成15年度実績&gt; 年間要請回数 20回 うち訪問回数 18回</p> <p>生徒指導対応 一人ひとりの児童・生徒の自己実現に向けて、より充実した児童・生徒指導を推進するために相談・連携・調整等を各学校や地域の実態に応じて実施する。</p>	<p>【目的】 創造的で特色ある津久井町の教育の推進のため各種相談や指導・訪問を行う。</p> <p>【内容】 研究校訪問 本町の教育課題の解明をめざす研究校を計画的に訪問し、研究推進の実情を把握するとともに実践上の諸課題について協議し、今後の研究の充実を図るための支援をする。</p> <p>対象校 公立小学校英語活動研究委託校 2校 教育課程推薦研究校 2校</p> <p>対応人数 指導主事1名</p> <p>日程 学校の要望時間に応じて ・研究概要等説明・授業公開 ・研究協議会・全体会・分科会</p> <p>学習指導要請訪問 各学校における校内研究や研修等の充実を図るための支援をする。 各学校からの要請にもとづき、実施する。</p> <p>平成15年度実績 年間要請回数 30回 うち訪問回数 20回</p> <p>生徒指導対応 一人ひとりの児童・生徒の自己実現に向けて、より充実した児童・生徒指導を推進するために相談・連携・調整等を各学校や地域の実態に応じて実施する。</p> <p>要請訪問及び情報提供 各小・中学校の児童・生徒指導推進上の諸課題について、相談にあずかり、情報提供及び助言を行う。年間5回 各種関係会議出席 児童相談所、学警連、各教育研究会等の会議に出席し児童・生徒指導関連事項の連絡・調整にあたる。年間20回</p> <p>研究校訪問 本町内の指定研究校を計画的に訪問し、研究推進の実情を把握するとともに実践上の諸課題について協議し、今後の研究の充実を図るための支援をする。</p> <p>&lt;対象校&gt; ・学力向上フロンティアスクール研究指定校 1校 ・いじめ問題総合研究推進校 1校 ・中学校区児童生徒指導推進地域実施研究校 1校</p> <p>支援教育相談対応 教育上個別に配慮を必要としている児童・生徒について、個々の状況や発達段階、能力や適正、教育的ニーズ等に着目し、指導主事が、児童・生徒の観察、保護者面談、担任面談等を行い、対象児のより良い教育環境や支援の方法等についての相談を行う。</p> <p>・障害児学級入級、退級、種別変更に関わる観察・相談(年間約10件)</p>	<p>【目的】 創造的で特色ある相模湖町の教育の推進のため各種相談や指導・訪問を行う。</p> <p>【内容】 学習指導要請訪問 各学校における校内研究や研修等の充実のための支援をする。 各学校からの要請にもとづき、実施する。</p> <p>平成15年度実績 年間要請回数 20回 うち訪問回数 15回</p> <p>生徒指導対応 一人ひとりの児童・生徒の自己実現に向けて、より充実した児童・生徒指導を推進するために相談・連携・調整等を各学校や地域の実態に応じて実施する。</p> <p>研究校訪問 本町内の指定研究校を計画的に訪問し、研究推進の実情を把握するとともに実践上の諸課題について協議し、今後の研究の充実を図るための支援をする。</p> <p>支援教育相談対応 教育上個別に配慮を必要としている児童・生徒について、個々の状況や発達段階、能力や適正、教育的ニーズ等に着目し、指導主事が、児童・生徒の観察、保護者面談、担任面談等を行い、対象児のより良い教育環境や支援の方法等についての相談を行う。</p> <p>・障害児学級入級、退級、種別変更に関わる観察・相談(年間約15件)</p>	<p>【目的】 創造的で特色ある藤野町の教育の推進のため各種相談や指導・訪問を行う。</p> <p>【内容】 学習指導要請訪問 各学校における校内研究や研修等の充実のための支援をする。 各学校からの要請にもとづき、実施する。</p> <p>児童生徒指導対応 一人ひとりの児童・生徒の自己実現に向けて、より充実した児童・生徒指導を推進するために相談・連携・調整等を各学校や地域の実態に応じて実施する。</p> <p>研究校訪問 本町内の指定研究校を計画的に訪問し、研究推進の実情を把握するとともに実践上の諸課題について協議し、今後の研究の充実を図るための支援をする。</p> <p>支援教育相談対応 教育上個別に配慮を必要としている児童・生徒について、個々の状況や発達段階、能力や適正、教育的ニーズ等に着目し、指導主事が、児童・生徒の観察、保護者面談、担任面談等を行い、対象児のより良い教育環境や支援の方法等についての相談を行う。</p> <p>・障害児学級入級、退級、種別変更に関わる観察・相談(年間約15件)</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	学校教育部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
31	各種相談・指導・訪問事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】	<p>要請訪問及び情報提供 各小・中学校の児童・生徒指導推進上の諸課題について、相談にあずかり、情報提供及び助言を行う。年間100回</p> <p>各種関係会議出席 児童相談所、学警連、各教育研究会等の会議に出席し児童・生徒指導関連事項の連絡・調整にあたる。年間50回</p> <p>人権福祉教育要請訪問 教職員に対して、人権問題の本質を正しく認識し、児童・生徒の人権を尊重したかかわりや活動を推進すると共に差別の解消に向けて意欲的に取り組めるように啓発活動を進める。</p> <p>校内研修会の実施 年間40校 参加職員数 約800名 啓発資料の配付 年間20回 外国籍児童生徒対応</p> <p>日本語指導及び学校生活への適応を目指す指導や能力や経験を他の児童生徒に及ぼす啓発教育日本語巡回指導の実施及び国際教室への支援及び相談 ・児童生徒の入学転入時の対応や相談(年間約40回) ・日常の相談への対応(年間約50回)</p> <p>支援教育相談対応 教育上個別に配慮を必要としている児童・生徒について、個々の状況や発達段階、能力や適正、教育的ニーズ等に着目し、指導主事が、児童・生徒の観察、保護者面談、担任面談等を行い、対象児のより良い教育環境や支援の方法等についての相談を行う。</p> <p>障害児学級入級、退級、種別変更等に関わる観察・相談(年間約50件) ・ことばの教室入級に関わる観察・相談(年間約70件) ・配慮の状況確認等についての観察・相談(年間30件) 観察・相談の回数は1ケースにつき、1～数回に及ぶ。</p> <p>教職員研修講師対応 中核市としての教職員研修を充実させ、十分な研修内容を確保するために、生涯学習部総合学習センター実施の研修会の講師として協力する。</p> <p>平成15年度実績 32研修講座(初任者研修、専門研修等) 81名(講師となった指導主事延べ人数)</p>	<p>して実施する。</p> <p>&lt;要請訪問及び情報提供&gt; 各小・中学校の児童・生徒指導推進上の諸課題について、相談にあずかり、情報提供及び助言を行う。(年間20回程度)</p> <p>&lt;各種関係会議出席&gt; 児童相談所、学警連、各教育研究会等の会議に出席し児童・生徒指導関連事項の連絡・調整にあたる。年間10回</p> <p>人権福祉教育要請訪問 教職員に対して、人権問題の本質を正しく認識し、児童・生徒の人権を尊重したかかわりや活動を推進すると共に差別の解消に向けて意欲的に取り組めるように啓発活動を進める。</p> <p>&lt;実施状況&gt; 参加職員数 約50名 外国籍児童生徒対応</p> <p>日本語指導及び学校生活への適応を目指す指導や能力や経験を他の児童生徒に及ぼす啓発教育日本語巡回指導の実施及び国際教室への支援及び相談 *必要に応じ随時実施 *15・16年度対象児童・生徒なし</p> <p>支援教育相談対応 教育上個別に配慮を必要としている児童・生徒について、個々の状況や発達段階、能力や適正、教育的ニーズ等に着目し、指導主事が、児童・生徒の観察、保護者面談、担任面談等を行い、対象児のより良い教育環境や支援の方法等についての相談を行う。</p> <p>障害児学級入級、退級、種別変更等に関わる観察・相談(年間約28件) ・配慮の状況確認等についての観察・相談(年間28件) 観察・相談の回数は1ケースにつき、1～数回に及ぶ。</p> <p>教職員研修講師対応 教職員研修を充実させるため学校等からの依頼研修会の講師として協力する。</p> <p>&lt;平成15年度実績&gt; 3研修講座(初任者研修、専門研修等) 3名(講師となった指導主事延べ人数)</p>			

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		学校教育部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
32	各種検討会		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	指導課	教育総務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課
根拠法令等					
歳出予算額(平成16年度)	0千円				
歳入予算額(平成16年度)	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 本市の教育課題の解明をめざし、各種の検討会を設置し実情を把握するとともに協議し、今後の学校教育のあり方について方向性を検討する。</p> <p>【内容】 中学校学習評価あり方検討会(含む教科別作業部会) ・委員数 38名 ・検討期間 2年間(H16・17) ・開催回数 8回(予定)</p> <p>小・中学校学期制検討会 ・委員数 24名 ・検討期間 2年間(H15・16) ・開催回数 8回(予定)</p> <p>学校支援ボランティア制度検討委員会 ・委員数 20名 ・検討期間 2年間(H15,H16) ・開催回数 年間6回(予定)</p> <p>障害児教育推進プラン検討会 ・委員数 30名 ・検討期間 2年間(H16,H17) ・開催回数 年間10回(予定)</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項				専門部会名
29	各種事務事業の取扱い				学校教育部会
事務事業番号	事務事業名				協議ランク
33	教科用図書採択事務				A協議会 B幹事会 C専門部会
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	指導課	教育総務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課
根拠法令等					
歳出予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 相模原市教育委員会は、県教育委員会が定める採択方針を受け、小学校教科用図書の採択基本方針を定め、それに基づいて実施するものである。</p> <p>【内容】 採択委員会等を設置し、小・中学校及び障害児学級の児童生徒が使用する教科用図書の採択に関する事務 各小・中学校において使用している授業などで使用する教材の把握集約事務 職務 ・小・中学校で使用する教科用図書の採択に関する一切の事務(4年に1回採択)(検討委員会等2回、延べ150名参加) ・市内小中学校の障害児学級において使用する教科書の採択(通称:107条本採択)(毎年採択実施)(延べ40名参加) ・教材の実態について把握するための集約対応(年1回)</p>	<p>【目的】 城山町教育委員会は、教科用図書津久井採択地区(津久井郡4町)において県教育委員会が定める採択方針を受け、小学校教科用図書の採択基本方針を定め調査研究し、それに基づき実施するものである。</p> <p>【内容】 採択委員会等を設置し、小・中学校及び障害児学級の児童生徒が使用する教科用図書の採択に関する事務 各小・中学校において使用している授業などで使用する教材の把握集約事務 職務 ・小・中学校で使用する教科用図書の採択に関する一切の事務(4年に1回採択)(協議会等2回、延べ58名参加) ・町内小中学校の障害児学級において使用する教科書の採択(通称:107条本採択)(毎年採択実施) ・教材の実態について把握するための集約対応(年1回)</p>	<p>【目的】 津久井町教育委員会は、県教育委員会が定める採択方針を受け、小学校教科用図書の採択基本方針を定め、それに基づいて実施するものである。</p> <p>【内容】 採択委員会等を設置し、小・中学校及び障害児学級の児童生徒が使用する教科用図書の採択に関する事務 各小・中学校において使用している授業などで使用する教材の把握集約事務 職務 ・小・中学校で使用する教科用図書の採択に関する一切の事務(4年に1回採択)(検討委員会等2回、延べ58名参加) ・町内小中学校の障害児学級において使用する教科書の採択(通称:107条本採択)(毎年採択実施) ・教材の実態について把握するための集約対応(年1回)</p>	<p>【目的】 相模湖町教育委員会は、県教育委員会が定める採択方針を受け、小学校教科用図書の採択基本方針を定め、それに基づいて実施するものである。</p> <p>【内容】 採択委員会等を設置し、小・中学校及び障害児学級の児童生徒が使用する教科用図書の採択に関する事務 各小・中学校において使用している授業などで使用する教材の把握集約事務 職務 ・小・中学校で使用する教科用図書の採択に関する一切の事務(4年に1回採択)(検討委員会等2回、延べ58名参加) ・町内小中学校の障害児学級において使用する教科書の採択(通称:107条本採択)(毎年採択実施) ・教材の実態について把握するための集約対応(年1回)</p>	<p>【目的】 藤野町教育委員会は、県教育委員会が定める採択方針を受け、小学校教科用図書の採択基本方針を定め、それに基づいて実施するものである。</p> <p>【内容】 採択委員会等を設置し、小・中学校及び障害児学級の児童生徒が使用する教科用図書の採択に関する事務 各小・中学校において使用している授業などで使用する教材の把握集約事務 職務 ・小・中学校で使用する教科用図書の採択に関する一切の事務(4年に1回採択)(検討委員会等2回、延べ58名参加) ・町内小中学校の障害児学級において使用する教科書の採択(通称:107条本採択)(毎年採択実施) ・教材の実態について把握するための集約対応(年1回)</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		学校教育部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
42	学生ボランティア制度		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	指導課	教育総務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）	0千円	0千円			
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円			
【事務事業の内容】	<p>【目的】 多様な教育活動や地域に開かれた学校づくりを進めるために、学校教育への外部支援者の参画を推進していく一環として、大学との連携から、教師を志す学生や高い専門的知識・技能を持った学生が、相模原市内の小・中学校（以下「学校」という）でボランティア活動を行うことにより、一人一人の子どもたちへのきめ細やかな指導とともに、教育活動の一層の活性化を図る。</p> <p>また、学校での教育活動の体験を通して、学生が自己の資質を向上させる機会とする。</p> <p>【内容】 学校支援情報システム（ホームページ）の運営 学校の募集依頼集約 連携大学への募集周知及び連絡調整 連携大学連絡会の開催 連携各大学とのインターンシップ打合せ 他大学学生の応募集約・管理 学校との連絡調整 学生ボランティア研修の実施 ガイドライン冊子の作成</p>	<p>【目的】 多様な教育活動や地域に開かれた学校づくりを進めるために、学校教育への外部支援者の参画を推進していく一環として、大学との連携から、教師を志す学生や高い専門的知識・技能を持った学生が、小・中学校でボランティア活動を行うことにより、一人一人の子どもたちへのきめ細やかな指導とともに、教育活動の一層の活性化を図る。</p> <p>また、学校での教育活動の体験を通して、学生が自己の資質を向上させる機会とする。</p> <p>【内容】 近隣大学と連携し、大学生または大学院生のボランティアを適応指導教室や町内小学校で受け入れている。</p>	該当なし	該当なし	該当なし

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		学校教育部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
6	少人数指導等支援事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	教職員課	教育総務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課
根拠法令等		城山町立小学校の低学年多人数学級補助教員派遣・事業実施要綱			
歳出予算額(平成16年度)	18,137千円	7,669千円			
歳入予算額(平成16年度)	0千円	7,669千円			
【事務事業の内容】	<p>【目的】 入学当初から集団生活に馴染めず、大きな課題を抱える小学新一年生が増加していることから、比較的大規模な学校の新1年に非常勤講師を配置し、小学校生活の第一歩をスムーズな形で迎えられるよう配慮する。</p> <p>【内容】 1学年の学級数が4学級以上かつ当該学年の全学級の児童数が35人以上の学校の新1年に非常勤講師を配置する。</p> <p>【参考】 平成16年度基準該当校数 9校 16年度予算 報酬額 1日勤務 @12,060 半日勤務 @5,970 旅費 市外在住者について、自宅から市内に入るまでの交通費を支給</p>	<p>【目的】 入学当初から集団生活に馴染めず、大きな課題を抱える小学新一年生が増加していることから、低学年多人数学級に対する児童への教科による基礎的・基本的な事項の内容理解及び定着を図るとともに生活指導等による基本的な生活習慣の形成等、学校への適応力を高めるために補助教員を配置する。</p> <p>【内容】 1学年の1学級数の児童数が35以上の学級に非常勤講師を配置する。</p> <p>【参考】 平成16年度対象校数 2校 4学級 16年度予算 賃金 1日@8,400円</p> <p>【歳入・補助金】 緊急地域雇用特別対策事業費</p>	該当なし	該当なし	該当なし

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		学校教育部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
7	教職員互助団体補助		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	教職員課	教育総務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）	32,000千円	365千円	606千円	218千円	312千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 教職員互助団体の福利厚生向上</p> <p>【内容】 教職員互助団体の福利厚生向上を図るため、運営費補助を行なうもの。 補助額は会費同等程度</p> <p>【参考】 平成16年4月1日現在会員数 2418名 平成16年度会費見込額 35500千円</p>	<p>【目的】 教職員互助団体の福利厚生向上</p> <p>【内容】 教職員互助団体の福利厚生向上を図るため、運営費補助を行なうもの。 補助額は1人2800円程度</p> <p>【参考】 平成16年4月1日現在会員数 138名 平成16年度会費見込額 2,010千円</p>	<p>【目的】 教職員互助団体の福利厚生向上</p> <p>【内容】 教職員互助団体の福利厚生向上を図るため、運営費補助を行なうもの。 補助額は1人2,800円程度</p> <p>【参考】 平成16年4月1日現在会員数 214名 平成16年度会費見込額 3,172千円</p>	<p>【目的】 教職員互助団体の福利厚生向上</p> <p>【内容】 教職員互助団体の福利厚生向上を図るため、運営費補助を行なうもの。 補助額は1人2800円程度</p> <p>【参考】 平成16年4月1日現在会員数 78名 平成16年度会費見込額 1,098千円</p>	<p>【目的】 教職員互助団体の福利厚生向上</p> <p>【内容】 教職員互助団体の福利厚生向上を図るため、運営費補助を行なうもの。 補助額は1人2,800円程度</p> <p>【参考】 平成16年4月1日現在会員数 106名 平成16年度会費見込額 1,574千円</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		学校教育部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
8	教職員表彰事務（市表彰）		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	教職員課	教育総務課	教育総務課	総務課	教育総務課
根拠法令等	相模原市職員及び教職員表彰規則	城山町教職員退職に係る表彰規程	津久井町退職教職員感謝状等贈呈内規	相模湖町表彰条例	藤野町表彰条例
歳出予算額（平成16年度）	2,045千円	30千円	34千円	0千円	42千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 退職教職員の長年の勤続の功労を称えるもの</p> <p>【内容】 年度末退職者（定年退職及び勲奨退職）に対し長年の勤続の功労を称えるため、表彰状の授与及び記念品の贈呈を行なう。 表彰の形態：勤続功労表彰 基準 定年退職者又は勲奨退職のうち、勤続15年以上の者</p> <p>【参考】 平成16年度末退職見込数 定年退職 49名 勲奨退職 45名 購入品目 記念品：花瓶 @20,000 記念写真 @1,050 表彰状入 @240 手揚げ袋 @400</p>	<p>【目的】 退職教職員の長年の勤続の功労に感謝の意を表すもの</p> <p>【内容】 退職者（定年退職及び勲奨退職）に対し、本町の学校教育振興、尽力されたものの功労に感謝の意を表わすため、感謝状の授与及び記念品の贈呈を行なう。 表彰の形態：感謝状 基準 定年退職者又は勲奨退職</p> <p>【参考】 平成16年度末退職見込数 定年退職 0名 勲奨退職 3名(見込み) 購入品目 記念品：花瓶等 校長10,000円 その他の教職員等8,000円 表彰状額 2,000円</p>	<p>【目的】 退職教職員の長年の勤続に感謝の意を表すもの</p> <p>【内容】 年度末退職者（定年退職及び勲奨退職）に対し長年の勤続に感謝の意を表わすため、感謝状の授与及び記念品の贈呈を行なう。 表彰の形態：感謝状 基準 定年退職者又は勲奨退職のうち、勤続10年以上の者</p> <p>【参考】 平成16年度末退職見込数 定年退職 1名 勲奨退職 4名 購入品目 記念品：ギフトカタログ @5,000 表彰状額 @1,600 手揚げ袋 @130</p>	<p>【目的】 退職教職員の長年の勤続に感謝の意を表すもの</p> <p>【内容】 年度末校長としての退職者（定年退職）に対し長年の勤続に感謝の意を表わすため、感謝状の授与及び記念品の贈呈を行なう。 表彰の形態：感謝状 基準 校長としての定年退職者</p> <p>【参考】 平成16年度末退職見込数 定年退職 0名 記念品：銀杯 @10,000 表彰状額 @1,400 手揚げ袋 @100 次年度の賀詞交換の時に一般と一緒に行なう。 役場総務課が担当する。</p>	<p>【目的】 退職教職員の長年の勤続に感謝の意を表すもの</p> <p>【内容】 年度末退職者（定年退職及び勲奨退職）に対し、本町の学校教育振興に寄与し業績が顕著なものに意を表すため感謝状の授与及び記念品の贈呈を行なう。 表彰の形態：感謝状 基準：定年退職及び勲奨退職</p> <p>【参考】 平成16年度末退職見込数 定年退職者 6名 勲奨退職 1名 購入品目：カタログギフト @6,000 表彰状額 @2,000</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		学校教育部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
9	教職員健康診断		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	教職員課	教育総務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課
根拠法令等	学校保健法・ 労働安全法・ 相模原市立小中学校教職員定期健康診断実施要領	学校保健法・ 労働安全法・	学校保健法・ 労働安全法	学校保健法・ 労働安全法	学校保健法・ 労働安全法
歳出予算額（平成16年度）	20,572千円	955千円	1,081千円	558千円	1,045千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 学校教育の円滑な実施とその成果を確保するため、教職員の健康の保持増進を図る。</p> <p>【内容】 年1回定期的に健康診断を実施</p> <p>【参考】 16年度定期健康診断受診予定者数 小学校 34歳以下 428人 35歳以上 760人 中学校 34歳以下 119人 35歳以上 567人 検診単価 34歳以下 5,565円 35歳以上 13,167円</p> <p>法定外受診項目 眼底検査 35歳以上 胃部X線検査 35歳以上 大腸ガン検査 全員</p> <p>受診予定者には人間ドック受診予定者を除外している。</p> <p>検診委託機関 (財)結核予防会 検診時期 7月末～8月末 検診回数 4会場 12回</p>	<p>【目的】 学校教育の円滑な実施とその成果を確保するため、教職員の健康の保持増進を図る。</p> <p>【内容】 年1回定期的に健康診断を実施</p> <p>【参考】 16年度定期健康診断受診予定者数 小学校 35人 中学校 30人 検診単価 8,410円 法定外受診項目 胃部X線検査 35歳以上の希望者</p> <p>受診予定者には人間ドック受診予定者を除外している。</p> <p>検診委託機関 (財)神奈川県予防医学協会 検診時期 8月17日 検診回数 1会場 1回</p>	<p>【目的】 学校教育の円滑な実施とその成果を確保するため、教職員の健康の保持増進を図る。</p> <p>【内容】 年1回定期的に健康診断を実施</p> <p>【参考】 16年度定期健康診断受診予定者数 小学校 55人 中学校 60人 検診単価 6,200円 法定外受診項目 胃部X線検査 35歳以上の希望者</p> <p>受診予定者には人間ドック受診予定者を除外している。</p> <p>検診委託機関 未定(入札による) 検診時期 8月17日 検診回数 1会場 1回</p>	<p>【目的】 学校教育の円滑な実施とその成果を確保するため、教職員の健康の保持増進を図る。</p> <p>【内容】 年1回定期的に健康診断を実施</p> <p>小学校 289千円 中学校 269千円 検診機関 県予防医学協会 3町合同 相模原協同病院 町職員合同 どちらかを受ける。</p> <p>【参考】 16年度定期健康診断受診予定者数 小学校 21人 中学校 18人 検診単価 8,410円 法定外受診項目 胃部X線検査 35歳以上の希望者</p> <p>受診予定者には人間ドック受診予定者を除外している。</p> <p>検診委託機関 (財)神奈川県予防医学協会 検診時期 8月17日 検診回数 1会場 1回</p> <p>教職員用の検診日に受診できない教員は、町職員の検診日には受診していただく。 なお、合同での日程等は現在決まっていない。年明けの予定。</p>	<p>【目的】 学校教育の円滑な実施とその成果を確保するため、教職員の健康の保持増進を図る。</p> <p>【内容】 年1回定期的に健康診断を実施</p> <p>小学校 662千円 中学校 383千円 *検診機関 県予防医学協会(3町合同)、未受診の場合は町職員検診で受診可(例年1月下旬)</p> <p>【参考】 16年度定期健康診断受診予定者数 小学校 46人 中学校 22人 検診単価: 8,410円 法定外受診項目 胃部X線検査 35歳以上の希望者</p> <p>受診予定者には人間ドック受診予定者を除外している。</p> <p>検診委託機関 (財)神奈川県予防医学協会 検診時期 8月17日 検診回数 1会場 1回</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		学校教育部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
10	教職員の任免その他の人事の内申		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	教職員課	教育総務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課
根拠法令等	市町村立学校県費負担教職員人事事務の手引き・ (県教委作成)	市町村立学校県費負担教職員人事事務の手引き・ (県教委作成)	市町村立学校県費負担教職員人事事務の手引き・ (県教委作成)	市町村立学校県費負担教職員人事事務の手引き・ (県教委作成)	市町村立学校県費負担教職員人事事務の手 引き(県教委作成)
歳出予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 効率的な教職員の人事事務の執行</p> <p>【内容】 県費負担教職員の採用、異動、育休・産休、臨時 的任用職員・非常勤職員等に係る事務について、 神奈川県に対し内申するもの。</p> <p>【参考】 主な内申実績 平成15年度未人事異動の概要 退職 114名 転出 26名 採用 89名 転入 13名 配置換 344名</p> <p>臨時的任用職員の任用状況 産休代替 21件 育休代替 35件 欠員補充 62件 休職代替 28件 非常勤講師の任用状況 135件</p>	<p>【目的】 効率的な教職員の人事事務の執行</p> <p>【内容】 県費負担教職員の採用、異動、育休・産休、臨時 的任用職員・非常勤職員等に係る事務について、 神奈川県に対し内申するもの。</p> <p>【参考】 主な内申実績 平成15年度末 3名 転出 9名(管内6人、管外3人) 採用 4名 転入 8名 配置換 5名</p> <p>臨時的任用職員の任用状況 産休代替 1件 育休代替 3件 欠員補充 9件 休職代替 3件 非常勤講師の任用状況 6件</p>	<p>【目的】 効率的な教職員の人事事務の執行</p> <p>【内容】 県費負担教職員の採用、異動、育休・産休、臨時 的任用職員・非常勤職員等に係る事務について、 神奈川県に対し内申するもの。</p> <p>【参考】 主な内申実績 平成15年度未人事異動の概要 退職 15名 転出 12名 採用 7名 転入 14名 配置換 18名</p> <p>臨時的任用職員の任用状況 産休代替 1件 育休代替 6件 欠員補充 16件 休職代替 0件 非常勤講師の任用状況 13件</p>	<p>【目的】 効率的な教職員の人事事務の執行</p> <p>【内容】 県費負担教職員の採用、異動、育休・産休、臨時 的任用職員・非常勤職員等に係る事務について、 神奈川県に対し内申するもの。</p> <p>【参考】 主な内申実績 平成15年度未人事異動の概要 退職 6名 転出 4名 採用 4名 転入 5名 配置換 3名</p> <p>臨時的任用職員の任用状況 産休代替 2件 育休代替 2件 欠員補充 5件 休職代替 0件 非常勤講師の任用状況 5件</p>	<p>【目的】 効率的な教職員の人事事務の執行</p> <p>【内容】 県費負担教職員の採用、異動、育休・産 休、臨時的任用職員・非常勤職員等に係る 事務について、神奈川県に対し内申するもの。</p> <p>【参考】 主な内申実績 平成15年度未人事異動の概要 退職 9人 転出 10人 採用 4人 転入 6人 配置換 9人</p> <p>臨時的任用職員の任用状況 産休代替 0件 育休代替 1件 欠員補充 10件 休職代替 0件 非常勤講師の任用状況 4件</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		学校教育部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
11	教職員の昇給、昇格、特別昇給等給与の内申		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	教職員課	教育総務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課
根拠法令等	学校職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則・ ( 県規則 ) ・ 昇給昇格事務実施要領 ( 県教委作成 ) ・ 定期昇給昇格調書記入要領 ( 県教委作成 )	学校職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則・ ( 県規則 ) ・ 昇給昇格事務実施要領 ( 県教委作成 ) ・ 定期昇給昇格調書記入要領 ( 県教委作成 ) ・	学校職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則・ ( 県規則 ) ・ 昇給昇格事務実施要領 ( 県教委作成 ) ・ 定期昇給昇格調書記入要領 ( 県教委作成 ) ・	学校職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則・ ( 県規則 ) ・ 昇給昇格事務実施要領 ( 県教委作成 ) ・ 定期昇給昇格調書記入要領 ( 県教委作成 )	学校職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則・ ( 県規則 ) ・ 昇給昇格事務実施要領 ( 県教委作成 ) ・ 定期昇給昇格調書記入要領 ( 県教委作成 )
歳出予算額 ( 平成16年度 )	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額 ( 平成16年度 )	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 市町村立学校職員の昇給昇格の適正化を図るもの</p> <p>【内容】 教職員の昇給、昇格、特別昇給等については、昇給昇格事務実施要領の規定に基づき市町村教育委員会が内申を行なうこととなっていることから、県の指示する時期に内申を行なうもの。</p>				

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		学校教育部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
12	教職員の服務監督		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	教職員課	教育総務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課
根拠法令等					
歳出予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 学校経営の適正化を図るため、必要に応じ教職員の服務に関し監督を行なう。</p> <p>【内容】 教職員の服務に関し監督を行なうもの</p> <p>【参考】 平成16年4月5日現在 県費負担教職員定数 小学校 1650人 中学校 902人 給食センター 1人 県費負担教職員現員数 小学校 1592人 中学校 843人 給食センター 1人  人事担当指導主事数 3名</p>	<p>【目的】 学校経営の適正化を図るため、必要に応じ教職員の服務に関し監督を行なう。</p> <p>【内容】 教職員の服務に関し監督を行なうもの</p> <p>【参考】 平成16年4月5日現在 県費負担教職員定数 小学校 82人 中学校 54人 給食センター 2人 県費負担教職員現員数 小学校 78人 中学校 50人 給食センター 1人  人事担当指導主事数 0名</p>	<p>【目的】 学校経営の適正化を図るため、必要に応じ教職員の服務に関し監督を行なう。</p> <p>【内容】 教職員の服務に関し監督を行なうもの</p> <p>【参考】 平成16年4月5日現在 県費負担教職員定数 小学校 126人 中学校 100人 給食センター 2人 県費負担教職員現員数 小学校 121人 中学校 97人 給食センター 2人  人事担当指導主事数 0名</p>	<p>【目的】 学校経営の適正化を図るため、必要に応じ教職員の服務に関し監督を行なう。</p> <p>【内容】 教職員の服務に関し監督を行なうもの</p> <p>【参考】 平成16年4月5日現在 県費負担教職員定数 小学校 46人 中学校 37人 県費負担教職員現員数 小学校 44人 中学校 37人  人事担当指導主事数 0名</p>	<p>【目的】 学校経営の適正化を図るため、必要に応じ教職員の服務に関し監督を行なう。</p> <p>【内容】 教職員の服務に関し監督を行なうもの</p> <p>【参考】 平成16年4月5日現在 県費負担教職員定数 小学校 92人 中学校 24人 県費負担教職員現員数 小学校 83人 中学校 19人  人事担当指導主事数 0名</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名																																																																																																																																																																																						
29	各種事務事業の取扱い		学校教育部会																																																																																																																																																																																						
事務事業番号	事務事業名		協議ランク																																																																																																																																																																																						
13	教職員定数の内申		A協議会 B幹事会 C専門部会																																																																																																																																																																																						
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町																																																																																																																																																																																				
担当課名	教職員課	教育総務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課																																																																																																																																																																																				
根拠法令等	市町村立学校教職員定数条例（神奈川県）	市町村立学校教職員定数条例（神奈川県）・		市町村立学校教職員定数条例（神奈川県）	市町村立学校教職員定数条例（神奈川県）																																																																																																																																																																																				
歳出予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円																																																																																																																																																																																				
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円																																																																																																																																																																																				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 適正な学校運営を図るため、一定の基準に従い教職員を配置する。</p> <p>【内容】 学校規模や学校運営上配慮を要する事情等に応じて、年度当初に教職員定数を定める。</p> <p>【参考】 平成16年度教職員定数 小学校 55校 中学校27校</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>小学校</td><td>規定</td><td>規定外</td></tr> <tr><td>校長</td><td>55</td><td>0</td></tr> <tr><td>教諭</td><td>1284</td><td>152</td></tr> <tr><td>養護教諭</td><td>55</td><td>7</td></tr> <tr><td>学校栄養職員</td><td>35</td><td>1</td></tr> <tr><td>事務職員</td><td>55</td><td>7</td></tr> <tr><td>中学校</td><td>規定</td><td>規定外</td></tr> <tr><td>校長</td><td>27</td><td>0</td></tr> <tr><td>教諭</td><td>693</td><td>118</td></tr> <tr><td>養護教諭</td><td>27</td><td>4</td></tr> <tr><td>学校栄養職員</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td>事務職員</td><td>27</td><td>6</td></tr> </table>	小学校	規定	規定外	校長	55	0	教諭	1284	152	養護教諭	55	7	学校栄養職員	35	1	事務職員	55	7	中学校	規定	規定外	校長	27	0	教諭	693	118	養護教諭	27	4	学校栄養職員	0	0	事務職員	27	6	<p>【目的】 適正な学校運営を図るため、一定の基準に従い教職員を配置する。</p> <p>【内容】 学校規模や学校運営上配慮を要する事情等に応じて、年度当初に教職員定数を定める。</p> <p>【参考】 平成16年度教職員定数 小学校 4校 中学校2校</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>小学校</td><td>規定</td><td>規定外</td></tr> <tr><td>校長</td><td>4</td><td>0</td></tr> <tr><td>教諭</td><td>58</td><td>12</td></tr> <tr><td>養護教諭</td><td>4</td><td>0</td></tr> <tr><td>学校栄養職員</td><td>1</td><td>0</td></tr> <tr><td>事務職員</td><td>4</td><td>0</td></tr> <tr><td>中学校</td><td>規定</td><td>規定外</td></tr> <tr><td>校長</td><td>2</td><td>0</td></tr> <tr><td>教諭</td><td>37</td><td>11</td></tr> <tr><td>養護教諭</td><td>2</td><td>0</td></tr> <tr><td>学校栄養職員</td><td>1</td><td>0</td></tr> <tr><td>事務職員</td><td>2</td><td>0</td></tr> </table>	小学校	規定	規定外	校長	4	0	教諭	58	12	養護教諭	4	0	学校栄養職員	1	0	事務職員	4	0	中学校	規定	規定外	校長	2	0	教諭	37	11	養護教諭	2	0	学校栄養職員	1	0	事務職員	2	0	<p>【目的】 適正な学校運営を図るため、一定の基準に従い教職員を配置する。</p> <p>【内容】 学校規模や学校運営上配慮を要する事情等に応じて、年度当初に教職員定数を定める。</p> <p>【参考】 平成16年度教職員定数 小学校 7校 中学校 5校</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>小学校</td><td>規定</td><td>規定外</td></tr> <tr><td>校長</td><td>7</td><td>0</td></tr> <tr><td>教諭</td><td>89</td><td>13</td></tr> <tr><td>養護教諭</td><td>7</td><td>1</td></tr> <tr><td>学校栄養職員 (給食センター)</td><td>2</td><td>0</td></tr> <tr><td>事務職員</td><td>7</td><td>0</td></tr> <tr><td>中学校</td><td>規定</td><td>規定外</td></tr> <tr><td>校長</td><td>5</td><td>0</td></tr> <tr><td>教諭</td><td>68</td><td>16</td></tr> <tr><td>養護教諭</td><td>5</td><td>1</td></tr> <tr><td>学校栄養職員</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td>事務職員</td><td>5</td><td>0</td></tr> </table>	小学校	規定	規定外	校長	7	0	教諭	89	13	養護教諭	7	1	学校栄養職員 (給食センター)	2	0	事務職員	7	0	中学校	規定	規定外	校長	5	0	教諭	68	16	養護教諭	5	1	学校栄養職員	0	0	事務職員	5	0	<p>【目的】 適正な学校運営を図るため、一定の基準に従い教職員を配置する。</p> <p>【内容】 学校規模や学校運営上配慮を要する事情等に応じて、年度当初に教職員定数を定める。</p> <p>【参考】 平成16年度教職員定数 小学校 3校 中学校 2校</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>小学校</td><td>規定</td><td>規定外</td></tr> <tr><td>校長</td><td>3</td><td>0</td></tr> <tr><td>教諭</td><td>33</td><td>3</td></tr> <tr><td>養護教諭</td><td>3</td><td>0</td></tr> <tr><td>学校栄養職員</td><td>1</td><td>0</td></tr> <tr><td>事務職員</td><td>3</td><td>0</td></tr> <tr><td>中学校</td><td>規定</td><td>規定外</td></tr> <tr><td>校長</td><td>2</td><td>0</td></tr> <tr><td>教諭</td><td>24</td><td>7</td></tr> <tr><td>養護教諭</td><td>2</td><td>0</td></tr> <tr><td>学校栄養職員</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td>事務職員</td><td>2</td><td>0</td></tr> </table>	小学校	規定	規定外	校長	3	0	教諭	33	3	養護教諭	3	0	学校栄養職員	1	0	事務職員	3	0	中学校	規定	規定外	校長	2	0	教諭	24	7	養護教諭	2	0	学校栄養職員	0	0	事務職員	2	0	<p>【目的】 適正な学校運営を図るため、一定の基準に従い教職員を配置する。</p> <p>【内容】 学校規模や学校運営上配慮を要する事情等に応じて、年度当初に教職員定数を定める。</p> <p>【参考】 平成16年度教職員定数 小学校 7校 中学校 1校</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>小学校</td><td>規定</td><td>規定外</td></tr> <tr><td>校長</td><td>7</td><td>0</td></tr> <tr><td>教諭</td><td>62</td><td>9</td></tr> <tr><td>養護教諭</td><td>7</td><td>0</td></tr> <tr><td>学校栄養職員</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td>事務職員</td><td>7</td><td>0</td></tr> <tr><td>中学校</td><td>規定</td><td>規定外</td></tr> <tr><td>校長</td><td>1</td><td>0</td></tr> <tr><td>教諭</td><td>16</td><td>5</td></tr> <tr><td>養護教諭</td><td>1</td><td>0</td></tr> <tr><td>学校栄養職員</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td>事務職員</td><td>1</td><td>0</td></tr> </table>	小学校	規定	規定外	校長	7	0	教諭	62	9	養護教諭	7	0	学校栄養職員	0	0	事務職員	7	0	中学校	規定	規定外	校長	1	0	教諭	16	5	養護教諭	1	0	学校栄養職員	0	0	事務職員	1	0
小学校	規定	規定外																																																																																																																																																																																							
校長	55	0																																																																																																																																																																																							
教諭	1284	152																																																																																																																																																																																							
養護教諭	55	7																																																																																																																																																																																							
学校栄養職員	35	1																																																																																																																																																																																							
事務職員	55	7																																																																																																																																																																																							
中学校	規定	規定外																																																																																																																																																																																							
校長	27	0																																																																																																																																																																																							
教諭	693	118																																																																																																																																																																																							
養護教諭	27	4																																																																																																																																																																																							
学校栄養職員	0	0																																																																																																																																																																																							
事務職員	27	6																																																																																																																																																																																							
小学校	規定	規定外																																																																																																																																																																																							
校長	4	0																																																																																																																																																																																							
教諭	58	12																																																																																																																																																																																							
養護教諭	4	0																																																																																																																																																																																							
学校栄養職員	1	0																																																																																																																																																																																							
事務職員	4	0																																																																																																																																																																																							
中学校	規定	規定外																																																																																																																																																																																							
校長	2	0																																																																																																																																																																																							
教諭	37	11																																																																																																																																																																																							
養護教諭	2	0																																																																																																																																																																																							
学校栄養職員	1	0																																																																																																																																																																																							
事務職員	2	0																																																																																																																																																																																							
小学校	規定	規定外																																																																																																																																																																																							
校長	7	0																																																																																																																																																																																							
教諭	89	13																																																																																																																																																																																							
養護教諭	7	1																																																																																																																																																																																							
学校栄養職員 (給食センター)	2	0																																																																																																																																																																																							
事務職員	7	0																																																																																																																																																																																							
中学校	規定	規定外																																																																																																																																																																																							
校長	5	0																																																																																																																																																																																							
教諭	68	16																																																																																																																																																																																							
養護教諭	5	1																																																																																																																																																																																							
学校栄養職員	0	0																																																																																																																																																																																							
事務職員	5	0																																																																																																																																																																																							
小学校	規定	規定外																																																																																																																																																																																							
校長	3	0																																																																																																																																																																																							
教諭	33	3																																																																																																																																																																																							
養護教諭	3	0																																																																																																																																																																																							
学校栄養職員	1	0																																																																																																																																																																																							
事務職員	3	0																																																																																																																																																																																							
中学校	規定	規定外																																																																																																																																																																																							
校長	2	0																																																																																																																																																																																							
教諭	24	7																																																																																																																																																																																							
養護教諭	2	0																																																																																																																																																																																							
学校栄養職員	0	0																																																																																																																																																																																							
事務職員	2	0																																																																																																																																																																																							
小学校	規定	規定外																																																																																																																																																																																							
校長	7	0																																																																																																																																																																																							
教諭	62	9																																																																																																																																																																																							
養護教諭	7	0																																																																																																																																																																																							
学校栄養職員	0	0																																																																																																																																																																																							
事務職員	7	0																																																																																																																																																																																							
中学校	規定	規定外																																																																																																																																																																																							
校長	1	0																																																																																																																																																																																							
教諭	16	5																																																																																																																																																																																							
養護教諭	1	0																																																																																																																																																																																							
学校栄養職員	0	0																																																																																																																																																																																							
事務職員	1	0																																																																																																																																																																																							

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		学校教育部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
14	教職員褒賞・表彰事務（国・県表彰）		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	教職員課	教育総務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課
根拠法令等	栄典・表彰等事務提要（神奈川県）・ 神奈川県教育委員会表彰規則及び同要綱	栄典・表彰等事務提要（神奈川県）・ 神奈川県教育委員会表彰規則及び同要綱	栄典・表彰等事務提要（神奈川県）・ 神奈川県教育委員会表彰規則及び同要綱	栄典・表彰等事務提要（神奈川県）・ 神奈川県教育委員会表彰規則及び同要綱	栄典・表彰等事務提要（神奈川県）・ 神奈川県教育委員会表彰規則及び同要綱
歳出予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 国の栄典制度及び県の表彰制度に基づき、教育に多大な功績を残した者を称え、多年にわたり優良に教職に従事した者を称える。</p> <p>【内容】 褒賞 春秋叙勲 死亡叙勲 高齢者叙勲 県表彰 優良教職員表彰</p>				

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		学校教育部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
15	教職員の公務（通勤）災害		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	教職員課	教育総務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課
根拠法令等	地方公務員災害補償法・相模原市職員公務災害等見舞金条例及び同施行規則	地方公務員災害補償法・	地方公務員災害補償法・	地方公務員災害補償法・	地方公務員災害補償法・
歳出予算額（平成16年度）	500千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 公務上の災害又は通勤による災害を受けた場合に、その災害によって生じた損害を補償し、及び必要な福祉事業を行い、もって本人及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与する。</p> <p>【内容】 公務（通勤）災害の認定及びこれに基づく補償並びに福祉事業は、地方公務員災害補償基金神奈川県支部が取り扱っている。 市ではこれとは別に、公務（通勤）による災害を受けた職員又は遺族に対し、条例に基づき見舞金を支給している。 障害見舞金 500千円～30,000千円 傷病見舞金 10千円～100千円</p>	<p>【目的】 公務上の災害又は通勤による災害を受けた場合に、その災害によって生じた損害を補償し、及び必要な福祉事業を行い、もって本人及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与する。</p> <p>【内容】 公務（通勤）災害の認定及びこれに基づく補償並びに福祉事業は、地方公務員災害補償基金神奈川県支部が取り扱っている。</p>	<p>【目的】 公務上の災害又は通勤による災害を受けた場合に、その災害によって生じた損害を補償し、及び必要な福祉事業を行い、もって本人及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与する。</p> <p>【内容】 公務（通勤）災害の認定及びこれに基づく補償並びに福祉事業は、地方公務員災害補償基金神奈川県支部が取り扱っている。</p>	<p>【目的】 公務上の災害又は通勤による災害を受けた場合に、その災害によって生じた損害を補償し、及び必要な福祉事業を行い、もって本人及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与する。</p> <p>【内容】 公務（通勤）災害の認定及びこれに基づく補償並びに福祉事業は、地方公務員災害補償基金神奈川県支部が取り扱っている。</p>	<p>【目的】 公務上の災害又は通勤による災害を受けた場合に、その災害によって生じた損害を補償し、及び必要な福祉事業を行い、もって本人及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与する。</p> <p>【内容】 公務（通勤）災害の認定及びこれに基づく補償並びに福祉事業は、地方公務員災害補償基金神奈川県支部が取り扱っている。</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		学校教育部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
17	教職員組合に関する事務		A協議会    B幹事会    C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	教職員課 労働組合法	教育総務課 労働組合法	教育総務課 労働組合法	教育総務課 労働組合法	教育総務課 労働組合法
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 労働組合法に基づく労働者団体と使用者である市が対等な立場で労働条件について交渉を行なうことによって、労使双方の調整を行なうもの。</p> <p>【内容】 教職員団体4団体との労使交渉</p> <p>【参考】 本市教職員が加入している教職員組合 湘北教職員組合 学校事務職員労働組合神奈川 神奈川県学校事務労働組合・県央 相模原市立小中学校校長教頭組合</p>	<p>【目的】 労働組合法に基づく労働者団体と使用者である町が対等な立場で労働条件について交渉を行なうことによって、労使双方の調整を行なうもの。</p> <p>【内容】 教職員団体1団体との労使交渉</p> <p>【参考】 本町教職員が加入している教職員組合 湘北教職員組合 津久井郡小中学校校長教頭組合</p>	<p>【目的】 労働組合法に基づく労働者団体と使用者である町が対等な立場で労働条件について交渉を行なうことによって、労使双方の調整を行なうもの。</p> <p>【内容】 教職員団体1団体との労使交渉</p> <p>【参考】 本町教職員が加入している教職員組合 湘北教職員組合 津久井郡小中学校校長教頭組合</p>	<p>【目的】 労働組合法に基づく労働者団体と使用者である町が対等な立場で労働条件について交渉を行なうことによって、労使双方の調整を行なうもの。</p> <p>【内容】 教職員団体1団体との労使交渉</p> <p>【参考】 本町教職員が加入している教職員組合 湘北教職員組合 津久井郡小中学校校長教頭組合</p>	<p>【目的】 労働組合法に基づく労働者団体と使用者である町が対等な立場で労働条件について交渉を行なうことによって、労使双方の調整を行なうもの。</p> <p>【内容】 教職員団体1団体との労使交渉</p> <p>【参考】 本町教職員が加入している教職員組合 湘北教職員組合 津久井郡小中学校校長教頭組合</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		学校教育部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
18	市費負担による非常勤講師の任用		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名		教育総務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課
根拠法令等	相模原市立学校非常勤講師任用に関する要綱				
歳出予算額(平成16年度)	10,983千円				
歳入予算額(平成16年度)	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 市費により非常勤講師を任用することにより、短期の療養休暇等に対する代替教職員を任用し、もって学校の円滑な運営を図る。</p> <p>【内容】 2週間未満の療養休暇、忌引休暇、介護欠勤、また市で実施する研修に参加する場合等で、県費負担による非常勤講師の任用が認められない場合に、市費により非常勤講師を任用する。</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	学校教育部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
19	教職員互助団体に関する事務	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	教職員課	教育総務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 市立小中学校の教職員で組織する「相模原市立学校教職員互助会」の事務局を運営することにより、教職員の福利厚生の上を図る。</p> <p>【内容】 市立小中学校の教職員で組織する互助団体である「相模原市立学校教職員互助会」の事務局を運営している。</p> <p>【参考】 平成16年4月1日現在会員数 2,418名 会費徴収率 基礎月収額の3/1000 教職員互助会役員数 会長以下14名</p> <p>教職員互助会事業 文化事業 体育事業 厚生事業</p> <p>慶弔金の内訳 出産祝金 10,000円 入学祝金 10,000円 卒業祝金 10,000円 結婚祝金 10,000円 銀婚祝金 20,000円 特例給付金 20,000円</p> <p>退会金 在会期間 1年以上2年未満 5,000円 3年以上 100,000円</p> <p>療養見舞金（療養休暇） 5,000円 "（休職） 10,000円 永年勤続慰労金 30,000円</p> <p>互助会事業事故見舞金（死亡見舞金） 100,000円 "（入院見舞金7日～14日） 10,000円 "（入院見舞金15日～29日） 20,000円 "（入院見舞金30日以上） 30,000円 "（通院見舞金7日以上） 5,000円</p>	<p>【目的】 津久井郡内町立小中学校の教職員で組織する「津久井地区教職員互助会」の事務局を運営することにより、教職員の福利厚生の上を図る。</p> <p>【内容】 町立小中学校の教職員で組織する互助団体である「津久井地区教職員互助会」の事務局を運営している。 ただし、事務局職員は、互助会で非常勤職員を1名採用（3日/週）事務を行なっている。</p> <p>【参考】 平成16年4月1日現在会員数 城山町 128名 会費徴収率 基礎月収額の3/1000 教職員互助会役員数 会長以下26名</p> <p>教職員互助会事業 文化事業 体育事業 厚生事業</p> <p>給付金の内訳 出産祝金 7,000円 入学祝金 7,000円</p> <p>療養見舞金 15～29日 5,000円 30～89日 10,000円 90日以上 20,000円 退会金 5年未満 10,000円 5年以上 20,000円 永年勤続慰労金 20年 10,000円 30年 15,000円 弔慰金 10,000円</p>	<p>【目的】 津久井郡内町立小中学校の教職員で組織する「津久井地区教職員互助会」の事務局を運営することにより、教職員の福利厚生の上を図る。</p> <p>【内容】 町立小中学校の教職員で組織する互助団体である「津久井地区教職員互助会」の事務局を運営している。 ただし、事務局職員は、互助会で非常勤職員を1名採用（3日/週）事務を行なっている。</p> <p>【参考】 平成16年4月1日現在会員数 津久井町 207名 会費徴収率 基礎月収額の3/1000 教職員互助会役員数 会長以下26名</p> <p>教職員互助会事業 文化事業 体育事業 厚生事業</p> <p>給付金の内訳 出産祝金 7,000円 入学祝金 7,000円</p> <p>療養見舞金 15～29日 5,000円 30～89日 10,000円 90日以上 20,000円 退会金 5年未満 10,000円 5年以上 20,000円 永年勤続慰労金 20年 10,000円 30年 15,000円 弔慰金 10,000円</p>	<p>【目的】 津久井郡内町立小中学校の教職員で組織する「津久井地区教職員互助会」の事務局を運営することにより、教職員の福利厚生の上を図る。</p> <p>【内容】 町立小中学校の教職員で組織する互助団体である「津久井地区教職員互助会」の事務局を運営している。 ただし、事務局職員は、互助会で非常勤職員を1名採用（3日/週）事務を行なっている。</p> <p>【参考】 平成16年4月1日現在会員数 相模湖町 76名 会費徴収率 基礎月収額の3/1000 教職員互助会役員数 会長以下26名</p> <p>教職員互助会事業 文化事業 体育事業 厚生事業</p> <p>給付金の内訳 出産祝金 7,000円 入学祝金 7,000円</p> <p>療養見舞金 15～29日 5,000円 30～89日 10,000円 90日以上 20,000円 退会金 5年未満 10,000円 5年以上 20,000円 永年勤続慰労金 20年 10,000円 30年 15,000円 弔慰金 10,000円</p>	<p>【目的】 津久井郡内町立小中学校の教職員で組織する「津久井地区教職員互助会」の事務局を運営することにより、教職員の福利厚生の上を図る。</p> <p>【内容】 町立小中学校の教職員で組織する互助団体である「津久井地区教職員互助会」の事務局を運営している。 ただし、事務局職員は、互助会で非常勤職員を1名採用（3日/週）事務を行なっている。</p> <p>【参考】 平成16年4月1日現在会員数 藤野町 106名 会費徴収率 基礎月収額の3/1000 教職員互助会役員数 会長以下26名</p> <p>教職員互助会事業 文化事業 体育事業 厚生事業</p> <p>給付金の内訳 出産祝金 7,000円 入学祝金 7,000円</p> <p>療養見舞金 15～29日 5,000円 30～89日 10,000円 90日以上 20,000円 退会金 5年未満 10,000円 5年以上 20,000円 永年勤続慰労金 20年 10,000円 30年 15,000円 弔慰金 10,000円</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名									
29	各種事務事業の取扱い	学校教育部会									
事務事業番号	事務事業名	協議ランク									
7	野外体験教室活動事業	A協議会    B幹事会    C専門部会									
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町						
担当課名	相模川自然の村野外体験教室	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	社会教育課						
根拠法令等	相模原市立相模川自然の村野外体験教室条例 相模原市立相模川自然の村野外体験教室条例施行規則										
歳出予算額（平成16年度）	19,959千円										
歳入予算額（平成16年度）	0千円										
【事務事業の内容】	<p>【目的】 体験学習や集団宿泊生活を通して、自然や人とふれあうことにより児童生徒の創造性・主体性を培い、もって豊かな心をはくむ教育の推進に寄与すること</p> <p>【内容】 児童生徒の創造性、主体性の育成を図るため、集団宿泊生活及び各種体験活動を支援するために要する経費</p> <p>主な内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">活動指導者謝礼等</td> <td style="text-align: right;">3,000</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">小中学校バス送迎借料</td> <td style="text-align: right;">11,088</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">活動用PCネットワーク リース料</td> <td style="text-align: right; vertical-align: bottom;">1,662</td> </tr> </table>	活動指導者謝礼等	3,000	小中学校バス送迎借料	11,088	活動用PCネットワーク リース料	1,662	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
活動指導者謝礼等	3,000										
小中学校バス送迎借料	11,088										
活動用PCネットワーク リース料	1,662										

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名															
29	各種事務事業の取扱い	学校教育部会															
事務事業番号	事務事業名	協議ランク															
8	野外体験教室管理運営事業	A協議会 B幹事会 C専門部会															
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町												
担当課名	相模川自然の村野外体験教室	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	社会教育課												
根拠法令等	相模原市立相模川自然の村野外体験教室条例 相模原市立相模川自然の村野外体験教室条例施行規則																
歳出予算額(平成16年度)	108,459千円				80千円												
歳入予算額(平成16年度)	0千円				0千円												
【事務事業の内容】	<p>【目的】 体験学習や集団宿泊生活を通して、自然や人とふれあうことにより児童生徒の創造性・主体性を培い、もって豊かな心をはくむ教育の推進に寄与すること</p> <p>【内容】 野外体験教室における運営・各種保守点検委託料、燃料・光熱水費、施設修繕費等に要する経費。</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">(一般財源)</td> <td style="text-align: right;">102,814</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">(特定財源)</td> <td style="text-align: right;">5,645</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">計</td> <td style="text-align: right;">108,459</td> </tr> </table> <p>主な内訳</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">施設等管理運営委託料</td> <td style="text-align: right;">67,293</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">燃料費</td> <td style="text-align: right;">10,050</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">光熱費</td> <td style="text-align: right;">24,960</td> </tr> </table> <p>なお、隣接する経済部所轄の公共の宿「相模川清流の里」については平成18年度に指定管理者制度への移行を予定している。</p> <p>さがみはらネットワークシステム 施設利用検索及び利用予約入力、収納管理等を行っている。</p> <p>【特定財源】 ・使用料 5,446千円 ・雑入 199千円</p>	(一般財源)	102,814	(特定財源)	5,645	計	108,459	施設等管理運営委託料	67,293	燃料費	10,050	光熱費	24,960	該当なし	該当なし	該当なし	<p>【目的】 ジュニアリーダーの集団行動の育成を目的に、青少年指導員が指導する。</p> <p>【内容】 清川村にある青年の家で実施する宿泊研修、自然体験やゲームを通し、資質向上を図る。</p> <p>一般財源 80,000</p> <p>主な内訳 ジュニアリーダー研修負担金 2,600円×15名=39,000円 青少年指導員研修負担金 2,600円×16名=41,600円</p>
(一般財源)	102,814																
(特定財源)	5,645																
計	108,459																
施設等管理運営委託料	67,293																
燃料費	10,050																
光熱費	24,960																

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		学校教育部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
6	青少年・教育相談事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	青少年相談センター	教育総務課	教育研究所	教育総務課	教育総務課
根拠法令等	相模原市立青少年相談センター条例・相模原市青少年教育相談員に関する要綱	城山町教育相談センター条例・城山町教育相談センター条例施行規則	津久井町適応指導教室運営要綱	相模湖町教育相談・適応指導教室運営要綱	藤野町適応指導教室運営要綱
歳出予算額（平成16年度）	124,948千円	3,895千円	0千円	0千円	2,025千円
歳入予算額（平成16年度）	719千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 青少年の健全育成</p> <p>【内容】 青少年の心の成長と心の問題に係る相談業務、市内全市立小・中学校における出張相談業務を行う</p> <p>【対象者】 19歳以下の青少年（市内在住、在勤、在学の幼児、小・中・高校生、有・無職少年）及びその保護者、教員等</p> <p>青少年教育相談員 非常勤特別職員33名 【特定財源名称】 労働保険被保険者負担金</p>	<p>【目的】 小・中学生及び保護者、教育関係者が日々抱える悩みや不安の解消・支援を行う。</p> <p>【内容】 いじめや不登校児童・生徒の問題など、町民の教育全般に関する相談窓口として来庁又は電話、場合によっては学校や自宅に向き相談業務を行う。</p> <p>【対象者】 町内在住、在勤、在学の幼児、小・中学生など及びその保護者、教員等</p> <p>カウンセラー 1人 カウンセラー補助員2人</p>	<p>【目的】 町内教職員及び町民を対象とした相談活動</p> <p>【内容】 児童・生徒の心の成長と心の問題に関わる相談業務を実施するとともに「やまびこ教室（適応指導教室）」を開設し、相談員を配置する。</p> <p>【対象者】 児童・生徒、保護者の相談対応するとともに教員の支援を行う。</p> <p>専任教諭1名（県費）、専任助手4名、スクールカウンセラー7名（うち3名県費）、スクールライフアドバイザー1名（県費）</p>	<p>【目的】 町内教職員及び町民を対象とした相談活動</p> <p>【内容】 児童・生徒の心の成長と心の問題に関わる相談業務を実施するとともに「適応指導教室」を開設し、適応指導教室担当（県費）、教育指導員（県費）を配置している。</p> <p>【対象者】 児童・生徒、保護者の相談対応するとともに教員の支援を行う。</p> <p>適応指導教室担当 1名（県費） 教育指導員 2名（県費） スクールカウンセラー2名（県費）</p>	<p>【目的】 町内教職員及び町民を対象とした相談活動</p> <p>【内容】 児童・生徒の心の成長と心の問題に関わる相談業務を実施するとともに教育指導員（県費）を配置している。</p> <p>【対象者】 児童・生徒、保護者の相談対応するとともに教員の支援を行う。</p> <p>・教育指導員 2名（県費） ・スクールカウンセラー 1名（県費）</p> <p>【不登校法律相談員】 《目的》 藤野町の児童生徒で、不登校である者に対して家庭への訪問等を通じて「適応指導教室」や「学校復帰」などの支援を行う。 《概要》 当初は県費による派遣事業でありましたが、町教育環境充実の視点から単独事業として相談員1名を臨時職員として雇用し、年間140日程を通じて対応している。 《16年度予算》 労働災害保険 12千円 臨時職員賃金 2,013千円</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		学校教育部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
7	ヤングテレホン事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	青少年相談センター	教育総務課	教育研究所	生涯学習課	社会教育課
根拠法令等	相模原市立青少年相談センター条例・相模原市青少年相談センター相談員に関する要綱・				
歳出予算額（平成16年度）	7,786千円	0千円	108千円		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円		
【事務事業の内容】	<p>【目的】 青少年の健全育成</p> <p>【内容】 青少年の悩みや不安等に電話相談による支援を行う</p> <p>【対象者】 19歳以下の青少年(市内在住、在勤、在学の幼児、小・中・高校生、有・無職少年)及びその保護者等</p> <p>受付時間午前8時30分から午後7時まで 青少年相談センター相談員(非常勤特別職員)4名 相談件数 855件</p>	<p>該当なし</p> <p>*教育相談センターにおける相談業務として電話でも受けている。</p> <p>カウンセラー又は適応指導教室専任教諭(県費) 相談件数 2件</p>	<p>【目的】 児童・生徒をはじめ町民の抱える悩み、不安等の電話相談を実施</p> <p>【内容】 悩み、不安等の電話相談による支援を行う</p> <p>【対象者】 児童・生徒をはじめ町民等</p> <p>受付時間午前8時30分から午後5時まで 適応指導教室専任教諭(県費)1名 相談件数 696件</p>	該当なし	該当なし

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		学校教育部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
8	青少年街頭指導・相談事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	青少年相談センター	生涯学習課	教育研究所	生涯学習課	社会教育課
根拠法令等	相模原市立青少年相談センター条例・相模原市青少年相談員及び相模原市青少年相談センター相談員に関する規定				
歳出予算額（平成16年度）	8,872千円				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 青少年の健全育成・非行防止</p> <p>【内容】 青少年相談員とともに街頭指導を実施し、特に問題ある青少年については他機関との連携を図るための相談業務を行う</p> <p>【対象者】 19歳以下の青少年(市内在住、在勤、在学の幼児、小・中・高校生、有・無職少年)</p> <p>街頭指導相談件数 2,336件</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		学校教育部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
9	青少年相談員経費		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	青少年相談センター	生涯学習課	教育研究所	教育総務課課	社会教育課
根拠法令等	相模原市青少年相談員及び青少年相談センター・相談員に関する規定・相模原市青少年相談員に関する要綱				
歳出予算額（平成16年度）	1,410千円				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 地域社会の青少年の健全育成を図り非行化を防止する</p> <p>【内容】 市内各全域に青少年相談員（委嘱配置し、青少年や保護者、地域住民に指導・啓発を行う。</p> <p>【対象者】 19歳以下の青少年（市内在住、在勤、在学の幼児、小・中・高校生、有・無職少年）及びその保護者等</p> <p>青少年相談員 769名</p> <p>【付属機関】 相模原市青少年相談員協議会</p> <p>【補助金名称】 相模原市青少年相談員協議会運営費補助金</p> <p>【補助目的】 青少年相談員の連絡提携によってセンター業務に協力し、青少年をとりまく社会環境の改善及び非行化防止を図る。</p> <p>【補助内容】 運営費補助</p> <p>【補助額】 315千円</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	学校教育部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
10	青少年相談センター運営協議会経費	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	青少年相談センター 相模原市立青少年相談センター運営協議会要綱	教育総務課	教育研究所	教育総務課課	社会教育課
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）	20千円				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 青少年相談センター業務全般の円滑な運営と充実を図る</p> <p>【内容】 相談業務の充実や街頭指導業務の円滑な推進のため関係機関との連絡調整等を行う運営協議会を開催（年間2回）</p> <p>【付属機関】 相模原市立青少年相談センター運営協議会</p> <p>協議会委員数 17名（内民間委員2名） 内訳 学校関係 3 警察 2 国県関係機関 3 市関係機関 9</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		学校教育部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
11	教育相談研究員経費		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	青少年相談センター	教育総務課	教育研究所	教育総務課	教育総務課
根拠法令等	教育相談研究員の職務に関する要綱				
歳出予算額（平成16年度）	595千円				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 本市教職員が教育相談研究を行い、不登校児童生徒対策の一助とするとともに、カウンセリングマインドを備えた教職員を養成</p> <p>【内容】 2年間で教育相談研究を行い、研究成果を公表し、研究内容をまとめ研究収録を製作する。</p> <p>【対象者】 市内小・中学校教職員</p> <p>教育相談研究員 6名 研究収録発行部数 750冊</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		学校教育部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
12	適応指導教室事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	青少年相談センター	教育総務課	教育研究所	教育総務課	教育総務課
根拠法令等	相模原市支援(適応指導)教室運営要綱・相模原市不登校専任相談員設置要綱	城山町適応指導教室の設置及び運営に関する要綱	津久井町適応指導教室運営要綱	相模湖町教育相談・適応指導教室運営要綱	藤野町適応指導教室運営要綱
歳出予算額(平成16年度)	14,321千円	2,562千円	6,473千円	250千円	220千円
歳入予算額(平成16年度)	1,045千円	750千円	750千円	250千円	220千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 不登校児童・生徒の学校復帰を図る</p> <p>【内容】 不登校生徒について通室制の2教室「銀河」「若葉」を設置。不登校児童についてはセンター内で支援を行う。</p> <p>【対象者】 不登校児童・生徒</p> <p>【参考】 不登校専任相談員(非常勤特別職員)6名 「銀河」通室者数 合計49名 「若葉」通室者数 合計40名 小学生適応指導通室児童数 合計8名 (平成15年度)</p> <p>【特定財源名称】 スクーリングサポートネットワーク整備事業委託金</p> <p>【特定財源内容】 不登校児童生徒に対する支援ネットワークの形成及び支援事業</p>	<p>【目的】 不登校児童・生徒の学校復帰を図る</p> <p>【内容】 対人関係や学校生活適応上の悩みや不安など様々な心理的要因による不登校児童・生徒について教育相談センター内の適応指導教室で支援を行う。</p> <p>【対象者】 不登校児童・生徒</p> <p>【参考】 適応指導教員1名(県費) 相談員2名(県費非常勤) 訪問教育相談員1名(町費非常勤) 通室者 小学生1名 中学生12名 合計13名 (平成15年度)</p> <p>【特定財源名称】 スクーリングサポートネットワーク整備事業委託金</p> <p>【特定財源内容】 不登校児童生徒に対する支援ネットワークの形成及び支援事業</p>	<p>【目的】 不登校児童・生徒の学校復帰を図る</p> <p>【内容】 不登校生徒について通室制の教室「やまびこ教室」を設置し支援を行う。</p> <p>【対象者】 不登校児童・生徒</p> <p>【参考】 専任助手3名(町非常勤職員)、訪問相談員1名、小児精神科医1名、臨床心理士1名 「やまびこ教室」通室者数 合計8名 (平成15年度)</p> <p>【特定財源名称】 スクーリングサポートネットワーク整備事業委託金</p> <p>【特定財源内容】 不登校児童生徒に対する支援ネットワークの形成及び支援事業</p>	<p>【目的】 不登校児童・生徒の学校復帰を図る</p> <p>【内容】 不登校生徒について通室制の教室「適応教室」を設置し支援を行う。</p> <p>【対象者】 不登校児童・生徒</p> <p>【参考】 適応指導教員1名(県費) 相談員2名(県費非常勤) 通室者 小学生3名 中学生4名 合計7名 (平成15年度)</p> <p>【特定財源名称】 スクーリングサポートネットワーク整備事業委託金</p> <p>【特定財源内容】 不登校児童生徒に対する支援ネットワークの形成及び支援事業</p>	<p>【目的】 不登校児童・生徒の学校復帰を図る</p> <p>【内容】 不登校児童生徒について通室制の教室「適応教室」を設置し支援を行う。</p> <p>【対象者】 不登校児童・生徒</p> <p>【参考】 適応指導相談員2名(県非常勤) 不登校訪問相談員1名(町非常勤) 通室者 小学校0名 中学校3名 (平成15年度)</p> <p>【特定財源名称】 スクーリングサポートネットワーク整備事業委託金</p> <p>【特定財源内容】 不登校児童生徒に対する支援ネットワークの形成及び支援事業</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		学校教育部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
13	施設維持管理補修事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	青少年相談センター	教育総務課	教育研究所	生涯学習課	教育総務課
根拠法令等	相模原市立青少年相談センター条例				
歳出予算額（平成16年度）	14,425千円	1,065千円			
歳入予算額（平成16年度）	80千円	0千円			
【事務事業の内容】	<p>【目的】 青少年相談センターの維持管理</p> <p>【内容】 施設の維持管理、補修 構造 鉄筋コンクリート2階建 延べ床面積 1563.3㎡</p> <p>【特定財源名称】 青少年相談センター自動販売機光熱水費負担金</p> <p>【特定財源内容】 自動販売機電気料負担金</p>	<p>【目的】 教育相談センターの維持管理</p> <p>【内容】 施設の維持管理、機械警備委託等、補修 構造 鉄筋コンクリート2階建 延べ床面積 250.59㎡</p>	該当なし	該当なし	該当なし

生涯學習部會

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	生涯学習部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
9	社会教育委員経費	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	社会教育課
根拠法令等	社会教育法 附属機関の設置に関する条例 社会教育委員会議規定	社会教育法 社会教育委員に関する条例 社会教育委員の会議に関する規則	社会教育法 津久井町教育委員会事務局及び関係機関の組織等に関する規則 津久井町社会教育委員の任期 費用弁償に関する条例 社会教育委員会会議規則	社会教育法 社会教育委員の設置に関する条例	社会教育法 藤野町社会教育委員に関する条例 藤野町社会教育委員の会議に関する規則
歳出予算額（平成16年度）	1,904千円	688千円	719千円	493千円	647千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 社会教育活動の充実・発展を図るため、社会教育法15条に基づき、社会教育委員をおき、教育委員会の諮問に応じて調査研究し、その結果を答申することのほか、生涯学習社会における社会教育の充実を進めるための研究・協議を行う。 社会教育委員としての資質向上を図るため、視察や研修会を実施するほか、各種大会・研究会へ委員の派遣を行う。</p> <p>【内容】 ○社会教育委員会議定例会の開催 ○関東甲信越静社会教育研究大会、視察研修、県社教連理事会等への参加</p> <p>【参考】 ○事業費の内訳 報酬（非常勤特別職員報酬） @12,600×129回= 1,625,400円 旅費（費用弁償、普通旅費） 180,000円 需用費（食糧費、印刷製本費） 27,000円 使用料及び賃借料（公共施設使用料） 12,000円 負担金、補助及び交付金（年会費等負担金） 59,000円</p> <p>【附属機関】 相模原市社会教育委員 &lt;目的&gt; 社会教育法第17条の規定に基づく社会教育に関する事項について、教育委員会の諮問に応じて調査研究し、その結果を答申し又は意見を建議する &lt;概要&gt; 委員：15名で構成 内訳：学校教育の関係者 3名 社会教育の関係者 8名 家庭教育の向上に資す活動を行う者1名 学識経験者 3名 任期：2年 議長：1名 委員報酬：1回 12,600円 定例会開催：不定期（計5回） その他：関東甲信越静社会教育研究大会、県社教連地区研究会、県社教連理事会等への参加</p>	<p>【目的】 社会教育活動の奨励・推進を図るため、社会教育法15条に基づき、社会教育委員を置き、委員の豊富な知識と経験を町の社会教育行政に反映するとともに社会教育委員としての資質向上を図るため、研修会や各種大会・研究会へ委員の派遣を行う。</p> <p>【内容】 社会教育委員定例会の開催 県及び郡社会教育委員研修会等へ参加</p> <p>【参考】 事業費の内訳 報酬（非常勤特別職員報酬） @6,000×6回×13人×80/100= 374,400円 @6,000×38回 = 228,000円 旅費（費用弁償） 17,000円 需用費（消耗品費） 13,000円 使用料及び賃借料（有料道路通行料） 10,000円 負担金、補助及び交付金 45,000円</p> <p>【附属機関】 城山町社会教育委員 &lt;目的&gt; 社会教育法第17条の規定に基づく社会教育に関する事項について、教育委員会の諮問に応じて調査研究し、その結果を答申し又は意見を建議する &lt;概要&gt; 委員：13名で構成 内訳：学校教育の関係者 1名 社会教育の関係者 8名 学識経験者 4名 任期：2年 議長：1名 委員報酬：1回 6,000円 定例会開催：不定期（計6回） その他：県社教連地区研究会、県社教連理事会等への参加 津久井郡各町社会教育の相互の連携・調整を図るため総会（年1回）、理事会（年3回）、研修会（年2回）開催している。</p>	<p>【目的】 社会教育活動の充実・発展を図るため、社会教育法15条に基づき、社会教育委員をおき、教育委員会の諮問に応じて調査研究し、その結果を答申することのほか、生涯学習社会における社会教育の充実を進めるための研究・協議を行う。 社会教育委員としての資質向上を図るため、研究会へ委員の派遣を行う。</p> <p>【内容】 ○社会教育委員会議定例会の開催 ○県及び郡社会教育委員連絡協議会研修会等への参加</p> <p>【参考】 ○事業費の内訳 報酬（非常勤特別職員報酬） @53,300×1人= 53,300円 @39,500×12人= 474,000円 旅費（費用弁償） 119,000円 需用費（消耗品費） 10,000円 使用料及び賃借料（有料道路通行料） 10,000円 負担金、補助及び交付金 52,000円</p> <p>【附属機関】 津久井町社会教育委員 &lt;目的&gt; 社会教育法第17条の規定に基づく社会教育に関する事項について、教育委員会の諮問に応じて調査研究し、その結果を答申し又は意見を建議する &lt;概要&gt; 委員：13名で構成 内訳：学校教育の関係者 2名 社会教育の関係者 3名 学識経験者 8名 任期：2年 議長：1名 委員報酬：年額 委員長 53,300円 委員 39,500円 定例会開催：不定期（計2回） その他：県社会教育委員連絡協議会地区研究会、県社会教育委員連絡協議会理事会等への参加</p>	<p>【目的】 社会教育法第15条に基づき、「社会教育委員」を委嘱し、社会教育に関する諮問機関として、総合的に計画立案指導等社会教育の基本策定にあたる。生涯学習の推進にあたり主体的に計画、推進に携わるため、研修会、地区研究会を始め、理事会、委員会に参画して、町民の生涯学習の高揚を図る。</p> <p>【内容】 ○社会教育委員会議定例会の開催 ○県及び郡社教連研修会等への参加</p> <p>【参考】 ○事業費の内訳 報酬（非常勤職員報酬） @32,000×13人= 416,000円 旅費（費用弁償） 68,000円 負担金、補助及び交付金 9,000円</p> <p>【附属機関】 相模湖町社会教育委員 &lt;目的&gt; 社会教育法第17条の規定に基づく社会教育に関する事項について、教育委員会の諮問に応じて調査研究し、その結果を答申し又は意見を建議する &lt;概要&gt; 委員：13名で構成 内訳：学校教育の関係者 2名 社会教育の関係者 6名 学識経験者 5名 任期：2年 議長：1名 委員報酬：年額 32,000円 定例会開催：不定期（計5回） その他：県社教連地区研究会、県社教連理事会等への参加</p>	<p>【目的】 社会教育法第15条に基づき、「社会教育委員」を委嘱し、教育委員会の諮問に応じて調査研究・答申し、社会教育の充実を進める。</p> <p>【内容】 社会教育委員会議定例会の開催 県及び郡社会教育委員連絡協議会研修会等への参加</p> <p>【参考】 事業費の内訳 報酬（非常勤職員報酬） @56,000円×1人= 56,000円 @51,000円×9人= 459,000円 旅費（費用弁償）132,000円 (目的) 社会教育法第17条規定に基づく社会教育に関する事項について、教育委員会の諮問に応じて調査研究をし、その結果を答申、または検討。 (概要) 委員 9名で構成 (内訳) 学校教育の関係者 1名 社会教育の関係者 4名 学識経験者 4名 任期 2年 議長 1名 委員報酬 委員長 56,000円 委員 51,000円 定例会開催：不定期（計9回） その他：県社教連地区研究会、県社教連理事会等への参加 成人式、文化祭への参加</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		生涯学習部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
10	生涯学習ルーム運営費(小中学校余裕教室)		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	社会教育課
根拠法令等	相模原市立小学校及び中学校の「生涯学習ルーム」の運営に関する要綱	城山町立小中学校地域開放教室実施要綱			
歳出予算額(平成16年度)	6,799千円	26千円			
歳入予算額(平成16年度)	11千円	0千円			
【事務事業の内容】	<p>【事業の目的】 公民館の補完施設として整備した生涯学習ルーム(小中学校の余裕教室)の維持管理を行う。</p> <p>【事業の内容】</p> <p>1 内容 公民館の補完施設として市内小中学校9校17教室で整備した生涯学習ルームを市民の利用に供する。</p> <p>2 実施校 旭小学校、相武台小学校、上鶴間小学校、光が丘小学校、桜台小学校、弥栄小学校、大野北中学校、大野南中学校、上溝中学校</p> <p>【事業費の内訳】 維持管理用消耗品、修繕費 250,000円 電話料、カーペットクリーニング 389,000円 施設管理・清掃委託 6,160,000円</p> <p>【特定財源の内訳】 公衆電話使用料 11千円</p>	<p>【目的】 学校施設の生涯学習拠点づくりとしての役割を高め、学校と地域の連携及び融合を深めるとともに異世代間の交流、地域住民の学校行事への参加促進を進める。</p> <p>【内容】 町内小学校1校、中学校2校で整備した余裕教室を町民の利用に供する。 実施校 広陵小学校、相模丘中学校、中沢中学校</p> <p>【参考】 事業費の内訳 需用費(消耗品費、燃料費、施設修繕料) 26,000円</p>	該当なし	該当なし	該当なし

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		生涯学習部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
11	社会教育関係団体事務室利用者協議会補助金		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	社会教育課
根拠法令等	相模原市社会教育関係団体事務室運営助成要綱				
歳出予算額(平成16年度)	7,358千円				
歳入予算額(平成16年度)	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 社会教育関係団体の活動推進を図るとともに、団体間の交流促進と事務室の円滑な管理運営を図る。</p> <p>【内容】 事務室の賃借料及び印刷機のリース料について補助を行うもの。</p> <p>協議会構成団体 相模原市立小中学校PTA連絡協議会 相模原市地域婦人団体連絡協議会 相模原市女性学習グループ連絡協議会 相模原市文化協会 相模原市民交響楽団 相模原市民吹奏楽団 相模原市子ども育成連絡協議会 相模原ユースネットワーク 相模原市少年少女合唱団 相模原市少年鼓笛バンド連盟 ボーイスカウト・ガールスカウト相模原連絡協議会 相模原市合唱連盟 相模原市母親クラブ連絡協議会 相模原市青少年指導員連絡協議会 (財)相模原市体育協会</p> <p>【参考】 ・協議会構成団体数 15団体 平成16年補助金額 7,357,800円 &lt;内訳&gt; 年間賃借料 けやき会館 7,338,900円 印刷機賃借料 18,900円</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 町PTA連絡協議会 ・小中学校PTA(6団体) ・くすの木会(幼稚園) 文化協会加入団体 ・24団体 体育協会加入団体 ・専門部会 17団体 ・地域部会 12団体 青少年に関する団体 ・城山の教育を考える会 ・青少年育成団体連絡協議会 *青少年育成会 12団体</p> <p>&lt;参考&gt; 公民館定期利用団体 学習研究に関する団体 ・6団体 生活・芸術。文化に関する団体 ・27団体 舞踏・民謡・音楽に関する団体 ・22団体 体操・武道・レク・ダンスに関する団体 ・33団体</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 社会教育関係団体(9団体) ・町PTA連絡協議会 ・町婦人会連絡協議会 ・町文化協会 ・町子供会育成団体連絡協議会 ・町体育振興会連絡協議会 ・町体育協会 ・鳥屋獅子舞保存会 ・津久井城山を愛する会 ・尾崎行雄を全国に発信する会</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 社会教育関係団体(8団体) ・町PTA連絡協議会 ・町婦人会連絡協議会 ・町文化協会 ・町子供会育成団体連絡協議会 ・町体育振興会 ・町体育協会</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 社会教育関係団体 ・藤野婦人会 ・名倉婦人会 ・町PTA連絡協議会 ・町子供会育成団体連絡協議会 ・吉野育成会 ・小淵育成会 ・沢井育成会 ・日連育成会 ・名倉育成会 ・南育成会 ・佐野川育成会 ・町文化協会 ・祭囃子連合会 ・町体育協会 ・地域スポーツ振興会 ・町青少年育成連絡協議会 ・大川原自治会 ・藤野風の会 ・コアラの会 ・市民の森</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		生涯学習部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
12	人権教育事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	社会教育課・企画課
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）	434千円	95千円	496千円	40千円	140千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 市民の人権・同和問題に対する正しい理解と認識を深め、人権尊重に対する意識の高揚を図るとともに、差別のない社会づくりを推進する。</p> <p>【内容】 人権と差別を考える講座 公民館等を会場に、社会に歴史的に根深く残る同和問題、外国籍市民や、障がいを持つ市民に対する差別の問題、現代の社会情勢の中で緊急かつ重要な問題となっている、いじめや幼児虐待など、人権に関するさまざまな課題について、講演や講習、グループワークなどの形式で学習会を行う。</p> <p>人権・同和に関する講演会 国民的課題である「人権問題」について、「基本的人権の尊重・差別・人権侵害」を考えることを中心として、人権擁護に関する基本的な理解を深め、差別のない明るい社会づくりを推進していく機会とする。</p> <p>【参考】 事業費の内訳 人権と差別を考える講座講師謝礼 120,000円 人権、同和に関する講演会出演謝礼 250,000円 人権、同和に関する講演会看板筆耕謝礼 12,000円 公共施設使用料 235,500円</p> <p>・人権と差別を考える講座実施数 (平成15年度実績) ...11講座実施(343人参加)</p>	<p>【目的】 人権・同和問題に対する正しい理解と知識を高め、明るい町づくりを推進する。</p> <p>【内容】 人権・同和教育講演会 同和、外国籍、障害者、患者等の様々な人権問題について、青少年指導員、体育指導委員、単位PTA、青少年育成団体役員、民生委員、保護司会等を対象に町長部局の同和行政担当課との共催により講演会を年1回開催する。</p> <p>【参考】 講師謝礼等の経費は、同和行政担当課にて計上。 (当該の役割は、テーマの設定、講師の選定、依頼等) 人権啓発ビデオテープの購入 16年度予算額 95千円</p>	<p>【目的】 町民の人権・同和問題に対する正しい理解と認識を深め、人権尊重に対する意識の高揚を図るとともに、差別のない社会づくりを推進する。</p> <p>【内容】 CAPセミナー 町内小中学生及び保護者・教職員を対象に、子どもたちへの暴力を防ぐための人権プログラムを開催する。</p> <p>人権・同和啓発講座 町民を対象に、人権尊重の意識の高揚を図るため、人権・同和教育推進上の課題について講師を招き、講座を開催する。</p> <p>啓発物品を作成(ボールペン、ティッシュ) 役場窓口・文化祭会場・人権週間の街頭活動で配布を行う。</p> <p>人権啓発・学習用ビデオテープ購入 貸し出しを行う。</p> <p>【参考】 事業費の内訳 講師謝礼 120,000円 消耗品・備品購入 309,000円 その他(旅費、負担金等) 67,000円</p> <p>・セミナー及び講座実施数(平成15年度実績) イキイキセミナー 16回実施 592人参加 思いやりコミュニケーション 1回実施 32人参加</p>	<p>全ての住民が平等の原則の基に基本的人権が尊重された差別のない明るい社会を実現するため。</p> <p>【内容】 人権教育研修会 公民館等を会場に学校教育及び社会教育における基本的人権の尊重に関する推進を図るため、町職員、学校職員、社会教育関係団体を対象に実施</p> <p>【参考】 事業費の内訳 講師料 40,000円 (人権啓発活動委託事業 30,000円)</p>	<p>【目的】 町民の人権、同和問題へ対する正しい理解と知識を高め明るい町づくりを推進する</p> <p>【内容】 町職員、教職員、一般町民を対象にした人権講演会を開催する。 講師料 140,000円</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		生涯学習部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
13	美術品等収集事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	社会教育課
根拠法令等	美術品等収集基金条例				
歳出予算額(平成16年度)	6,009千円				
歳入予算額(平成16年度)	512千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 市収蔵美術品等の収集及び購入後の維持管理並びに写真作品の公開による写真文化の振興並びに美術品等収集基金の管理を行う。</p> <p>【内容】 市収蔵美術品等の収集及び購入後の維持管理 ・収蔵美術品等(平成15年度未現在) 購入作品数 絵画52点 彫刻 5点 寄贈作品数 絵画13点 写真 4シリーズ ・購入美術品(平成15年度) なし ・寄贈美術品(平成15年度) 写真 2シリーズ 写真作品の公開 平成15年度 「神奈川文化賞」、「市民文化賞」等を受賞した写真家江成常夫氏の作品を展示公開した。 実施日 平成16年 1月16日～ 2月 8日 会 場 相模原市民ギャラリー 入場者 1,414人 美術品等収集基金 美術品、美術に関する資料その他これらに類するものの収集を円滑かつ効率的に行うために設置している。 ・基金の額 2,000万円 ・15年度未現在高 物品7,170千円 現金93,084千円 合計100,254千円</p> <p>【特定財源の概要】 平成16年度 統計書等売払収入 160,000円 美術品等収集基金繰入金 172,000円 美術品等展示観覧料 180,000円 計 512,000円</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		生涯学習部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
14	JR相模原駅ビル公共施設維持管理事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	社会教育課
根拠法令等					
歳出予算額(平成16年度)	95,564千円				
歳入予算額(平成16年度)	6,310千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 JR相模原駅ビル公共施設の維持管理を行う。</p> <p>【内容】 借受面積1,507㎡ 施設内容 ・相模原市民ギャラリー 美術文化の振興及び生涯学習機会の充実を図る。 展示室357.45㎡ アートスポット33.58㎡ 美術資料コーナー47.22㎡ 会議室52.76㎡ ・市役所相模原駅連絡所 住民票の写し、戸籍謄本、印鑑登録証明書などの交付を行う。 52.75平方m ・消費生活センター 消費生活に関する相談、情報提供などを行う。 80.31㎡</p> <p>【特定財源の概要】 相模原市民ギャラリー使用料 平成16年度 6,310,000円 No6相模原市民ギャラリー使用料を再掲</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		生涯学習部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
15	家庭教育啓発事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	社会教育課
根拠法令等	社会教育法	社会教育法	社会教育法、補助金等に係る予算の執行に関する規則	社会教育法	社会教育法 教育委員会告示
歳出予算額（平成16年度）	940千円	420千円	195千円	133千円	120千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	141千円	0千円	0千円	51千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 家庭教育力啓発のため、子育ての途上にある保護者に対する支援として、家庭教育に関する講座を展開する。</p> <p>【内容】 子育て学習講座 公民館において、家庭教育に関する講座を提供。  家庭教育講座 相模原市立小中学校PTA連絡協議会（市P連）に委託し、市内12のブロック協議会単位で実施。</p> <p>【参考】 説明 金額（円） 子育て学習講座講師謝礼 460,000 家庭教育講座委託 360,000  平成15年度は、10/10国庫補助事業として実施していたが、国の制度変更により、平成16年度については公民館事業については単独事業で継続、PTA委託事業については、県家庭教育推進協議会より市P連が直接国の委託事業を受託・実施する方向で調整中。</p>	<p>【目的】 単位PTAごとの自主的な家庭教育学級の開催に対して補助金を交付することにより、家庭教育力の向上を図る。</p> <p>【内容】 家庭教育学級開催費の補助 町立幼稚園（1園）及び町立小中学校（6校）の単位PTAに家庭教育学級開催に対して補助金を交付する。補助額は、1校（園）60,000円の定額。（県市町村青少年行政推進費補助金を充当。補助率1/2）</p> <p>【参考】 説明 金額（円） （歳入） 県市町村青少年行政推進費補助金 141,000 一般財源 279,000  （歳出） 家庭教育学級開催費補助金 420,000 （（6校+1園）×60,000円）</p>	<p>【目的】 家庭教育力啓発のため、子育ての途上にある保護者に対する支援として、家庭教育に関する講座を展開する。</p> <p>【内容】 家庭脅威学級講座 津久井町立小中学校PTAへの補助事業として実施。</p> <p>【参考】 説明 金額（円） 家庭教育学級開催費補助金 194,400 16,200円×12PTA</p>	<p>【目的】 家庭教育力啓発のため、子育ての途上にある保護者に対する支援として、家庭教育に関する講座を展開する。</p> <p>【内容】 家庭教育学級講座 相模湖町立小中学校PTAへの補助事業として実施。</p> <p>【参考】 説明 金額（円） 家庭教育学級開催費補助金 60,000 10,000円×6PTA</p> <p>【目的】 乳幼児から小学生の保護者を対象に様々な角度から子育てについて学習する場を設営</p> <p>【内容】 子育て学習教室 絵本の読み聞かせについて講演 健康福祉課と共催で実施  家庭教育学級 幼稚園、小学校3校、中学校2校を対象に各1回の講演会等を実施</p> <p>【参考】 説明 金額（円） 子育て支援講演会講師料 10,000 幼児保育ボランティア委託料 3,000 講演会講師謝金 60,000</p>	<p>【目的】 家庭教育力啓発のため、子育ての途上にある保護者に対する支援として、委託金を交付することにより家庭教育力の向上を図る。</p> <p>【内容】 家庭教育学級開催委託 藤野町立小・中学校PTA及び幼稚園 保護者会への開催委託事業として実施。</p> <p>【金額】 40,000円×3団体 120,000円</p> <p>【参考】 （歳入） 県市町村青少年行政推進費補助金 51,000円 一般財源 69,000円</p> <p>【家庭の日推進事業】 【目的】 藤野町民にとりまく社会情勢はめまぐるしく進展し、その活動内容及び行動範囲は日々拡大の一途をたどっている。そこで、集団社会の最小の単位である「家庭」の果たす役割の重要性やぬくもりを見出すため「家庭の日」定め、設定日を11月23日とした。 《制定日》 昭和63年10月28日藤野町教育委員会告示 《内容》 勤労感謝の日のこの日を家庭ぐるみの団楽にあてようという趣旨であるので、「行事のない日」とし、行政では事業を組まないようにし、PRに努めている。</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		生涯学習部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
17	市民文化祭経費		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	社会教育課
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）	5,331千円	761千円	829千円	190千円	320千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】市民が日頃の文化活動の成果を一堂に発表し鑑賞する機会を設けることにより、市民文化の振興と向上を図る。</p> <p>【内容】絵画展・書展・写真展・文芸展・いけばな展・盆栽展・建築文化展・茶会・短歌会・俳句会・川柳会・現代詩の会・市民合唱祭・謡曲大会・吟刺詩舞大会・邦楽演奏会・民謡大会・奇術大会・太鼓祭り・洋舞合同公演・ダンス大会</p> <p>平成15年度</p> <p>募集期間 概ね7月1日～8月31日 開催期間 9月26日～12月23日</p> <p>入場者数 延べ 9,076人 応募者・出演者数 美術部門 327点 文芸部門 506点 いけばな 20点 舞台 1,835人</p> <p>平成16年度予算（単位：千円） 委託料 3,179 施設使用料 1,948 消耗品費 204</p>	<p>【目的】町内に在住、在勤している方が日頃の練習や芸術文化活動の発表の場として、その成果を一堂に集め、展示や鑑賞を行い、文化振興の向上を図るとともに、町民相互の交流を深め、また、魅力ある地域づくりを進める。</p> <p>【内容】 催しの部 民謡、舞踊、体操、コーラス、演奏など 展示の部 絵画、書、短歌、俳句、川柳、写真、手工芸、菊花、切花、生花、郷土資料などの展示、お茶会</p> <p>平成15年度実績</p> <p>募集期間 実行委員募集 7月3日～7月25日 一般参加募集 8月15日～9月30日</p> <p>開催期間 催しの部 10月26日 展示の部 11月1日～3日</p> <p>応募者・出演者数など 催しの部 18団体 185人 展示の部 35団体 1,473人 1,835作品 入場者数 延べ 2,959人</p> <p>平成16年度予算(単位：千円) ○報償費 350 ○需用費 141 ○役務費 13 ○委託料 221 ○使用料及び賃借料 36</p>	<p>【目的】町民が日頃の文化活動の成果を一堂に発表し鑑賞する機会を設けることにより、町民文化の振興と向上を図る。（町内7会場で実施）</p> <p>【内容】 (展示)・・・絵画・彫刻・写真・生花・書 陶芸・短歌・俳句・菊花 (芸能)・・・吹奏楽・創作ダンス・大正琴 舞踊・太極拳・民謡・合唱 ハーモニカ・和太鼓・オカリナ 二胡・ギター・カラオケ・洋舞等</p> <p>【平成15年度】 ・募集期間 概ね8月15日～9月26日 ・開催期間 11月1日～11月23日 ・入場者数 延べ 7,418人 ・応募者・出演者数 展示部門・・・ 3,204点 芸能部門・・・ 763人</p> <p>【平成16年度予算】 ・補助金 780千円 ・印刷製本 36千円 ・消耗品 13千円</p>	<p>【目的】生涯学習活動の成果を展示及び芸能発表の場として文化祭を開催し、文化芸能等への関心を高める。また、公民館を拠点とした公民館活動や自主的活動を助長して、多くの町民が気軽に参加出来るような文化祭としていく。</p> <p>【内容】 (展示)・・・絵画・彫刻・写真・生花・書 陶芸・短歌・俳句・菊花等 (芸能)・・・民謡、舞踊、吟詠、詩吟、合唱、大正琴、体操、等</p> <p>【平成15年度】 ・募集期間 概ね9月1日～10月4日 ・開催期間 11月2日～11月4日 ・入場者数 延べ 2,185人 ・応募者・出演者数 展示部門・・・ 1,000点 芸能部門・・・ 300人</p> <p>【平成16年度予算】 ・需用費 190千円</p>	<p>【目的】町民が日頃から製作活動に取り組んだ作品を一同に展示、又、演奏部門などの発表もある。</p> <p>【内容】 (展示)・・・絵画・彫刻・写真・生花・俳句・書・陶芸・菊花・など (芸能)・・・民謡・舞踊・吟詠・詩吟・体操・合唱、大正琴、など</p> <p>(平成15年度) ・募集期間 9月1日～10月30日 ・開催期間 11月1日～11月3日 ・入場者数 延べ1,000人 ・展示部門 1,000点 ・芸能部門 300人</p> <p>(平成16年度予算) ・補助金 320千円 (文化祭実行委員会へ補助)</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	生涯学習部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
18	音楽等振興事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	社会教育課
根拠法令等	青少年音楽団体活動助成制度実施要綱 音楽コンクール等参加奨励要綱		補助金等に係る予算の執行に関する規則、津久井町 合唱館条例、津久井町合唱館条例施行規則		
歳出予算額（平成16年度）	2,520千円		1,832千円		
歳入予算額（平成16年度）	34千円		15千円		
【事務事業の内容】	<p>市役所ロビーコンサート</p> <p>【目的】 本市音楽文化の振興に寄与する。</p> <p>【内容】 市役所本館1階ロビーを会場とし、相模原音楽家連盟の企画・協力により音楽演奏を行う。 開催回数 年5回（6・8・10・12・2月） 開催時間 平日の概ね午後0時20分から0時40分までの20分間 その他 司会進行、楽器運搬等実施に係る業務は、出演者が行う。（会場設営撤去、控室確保、事前広報は市が行う。） 16年度 委託料 470,000円 消耗品費60,000円</p> <p>【特定財源の概要】 平成16年度 統計書等売払収入 34,000円</p> <p>新磯野音楽団体練習室管理運営事業</p> <p>【目的】 社会教育関係団体として育成支援している3団体（市民吹奏楽団・市民交響楽団・市合唱連盟）や、地域の音楽団体等に練習場所を提供し、本市音楽文化の振興を図る。</p> <p>【内容】 旧磯野台小学校校舎を音楽練習等の場所として提供する。 通年開館 区分；午前・午後・夜間 開放利用団体登録が必要 利用実績（平成15年度） 開館日数330日 利用団体数365団体 施設利用率37% なお、受付管理は、シルバー人材センターに委託している。 16年度予算890,000円</p> <p>青少年音楽団体育成補助金（平成16年度新規事業）</p> <p>【目的】 次代を担う中・高生、大学生等の青少年の音楽団体の活動を支援するため、青少年の音楽団体が演奏会等を行うための練習場の使用料の一部を助成することを目的とする。</p> <p>【内容】 対象となる団体</p>	<p>該当なし</p> <p>○参考 芸術鑑賞会</p> <p>【目的】 町民に身近で質の高い芸術に触れる機会をつくり町音楽文化の振興に寄与する。</p> <p>【内容】 公民館3階の体育室でウッドホールコンサートを行う。 開催回数 年1回（10月下旬） 開催時間 平日午後7時から午後9時まで その他 楽器運搬、設置、司会進行など、実施に係る業務は、委託業者が行う。 会場設営撤去、控室確保、事前広報等は町が行う。</p> <p>平成16年度 ○報償費 7,000円 ○委託料 900,000円</p>	<p>道志川合唱祭開催費補助金</p> <p>【目的】合唱曲「遙かな友に」の歌碑建立を機に合唱を通して町を全国に発信するため、道志川流域で合唱祭を開催するための経費を道志川合唱祭実行委員会へ補助する。</p> <p>【内容】 事業費補助 16年度事業 補助金額 1,200,000円 15年度事業 補助金額 200,000円 （15年度は開催を休止し、検討期間とする予定だったため、検討に要する経費のみ予算上。） 実績 開催日 9月14日（日）10:30～15:10 会場 津久井町合唱館「やまびこホール」周辺 参加合唱団 25団体 参加者数 約800名 内容 合唱発表、全員合唱、物産販売 津久井町合唱館「やまびこホール」</p> <p>【目的】 合唱を中心とする音楽活動を推進する場としての施設提供</p> <p>【内容】 使用料（円） 町民の音楽活動の場として供とする施設に使用料負担を求めるもの。 施設 午前 午後 夜間 全日 ホール 1,050 1,050 1,050 3,150 開館時間 午前9時～午後9時 休館日 12/28～1/4 利用承認 規則、条例に定める他、教育施設として不適切な使用については利用を承認しない。 * 指定管理者制度の導入を検討中</p> <p>特定財源 合唱練習施設使用料（15,000円）</p>	<p>該当なし</p>	<p>該当なし</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	生涯学習部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
18	音楽等振興事業	A協議会    B幹事会    C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 5人以上で市内在住、在勤、在学が60%以上</li> <li>・ 60%以上を中学生～30歳で構成</li> <li>・ 構成員が中学校等の生徒の場合は保護者等が申請人となること</li> <li>・ 申請人名義の振込先口座</li> <li>・ 対象となる活動</li> <li>・ 演奏会などを実施することを目的に対象施設である総合学習センター、グリーンホール相模大野、社のホールはしもと等を利用して前日までに練習する活動</li> <li>・ 他の施設使用料助成制度を利用しない活動</li> </ul> <p>【補助金の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 練習場の使用料(付属設備使用料は除く。)の2分の1で、1回につき15,000円が上限。</li> <li>・ 助成回数は、1団体につき年2回(年2日)が限度。</li> <li>平成16年度予算額 400,000円</li> </ul> <p>各種大会奨励金</p> <p>【目的】</p> <p>市民の音楽等の活動に対する意識高揚を図るため、アマチュアを対象とした音楽等コンクールに参加するものに対し、奨励金を贈呈する。</p> <p>【内容】</p> <p>対象          団体又は個人          対象となるコンクール          関東、全国又は国際規模</p> <p>奨励金の額          個人 コンクールの規模により1万円又は2万円          団体 コンクールの規模及び団体の規模により3万円から20万円まで</p> <p>平成16年度予算額 700,000円</p>				

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		生涯学習部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
19	相模原市民ギャラリー運営事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	社会教育課
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）	20,928千円				
歳入予算額（平成16年度）	1,171千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】</p> <p>市民に優れた美術作品の鑑賞の機会を提供し、本市の芸術文化の更なる振興と充実を図ることを目的として自主企画展を開催する。</p> <p>市収蔵美術展やゆかりの作家展を開催するほか、相模原芸術家協会との共催で本市在住のプロ作家の作品展覧会を開催する。</p> <p>また、本市を中心とした相模野地域の近・現代の美術の流れを、画壇分野を主体に調査研究する。</p> <p>本市及び近隣の美術系の学生連自身が、展覧会を企画し開催するためのワークショップを開催し、翌年に展覧会を開催することによりその成果を発表する。</p> <p>相模原市民ギャラリーの運営に係る経費</p> <p>【内容】（平成15年度）</p> <p>「上田薫～自然その一瞬の輝き」展 11月1日～12月14日</p> <p>さがみはらあーと（市ゆかりの作家展）「オープンスタジオ」展 7月26日～8月24日</p> <p>相模原芸術家協会展「第12回相模原芸術家協会」展 9月5日～16日</p> <p>相模野画壇調査</p> <p>サガミハラエキシビションプログラム 5月参加者募集ポスター掲示 7月ワークショップ開始（おおむね週1回） 企画立案・作家交渉・広報活動など 展覧会開催は、翌年度8月</p> <p>相模原市民ギャラリー運営協議会に関すること 美術専門員に関すること</p> <p>【特定財源の概要】</p> <p>平成16年度</p> <p>相模原市民ギャラリー観覧料 620,000円 No7相模原市民ギャラリー観覧料を再掲 統計書等売払収入 450,000円 労働保険被保険者負担金 91,000円 図書等複写費用 10,000円 計 1,171,000円</p>	該当なし	該当なし	「県立相模湖交流センターの管理・運営に関すること」に別掲	該当なし

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		生涯学習部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
20	公民館館長等経費		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	社会教育課
根拠法令等			津久井町報酬及び費用弁償に関する条例 津久井町立公民館条例		藤野町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例
歳出予算額（平成16年度）	202,665千円		106千円		187千円
歳入予算額（平成16年度）	1,159千円		0千円		0千円
【事務事業の内容】	<p>【内容】</p> <p>相模原市立公民館23館の館長及び副館長等に係る報酬等経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公民館長報酬の支払</li> <li>・公民館副館長報酬の支払</li> <li>・公民館活動推進員報酬の支払</li> <li>・公民館活動推進員雇用に係る社会保険料の支払</li> <li>・公民館長、副館長及び公民館活動推進員の旅費の支払</li> <li>・公民館長、副館長及び公民館活動推進員用消耗品の購入</li> <li>・公民館長視察研修会旅費</li> </ul> <p>【参考】</p> <p>委嘱人数（平成16年4月1日現在）</p> <p>館長・・・23名</p> <p>副館長・・・13名</p> <p>推進員・・・56名</p> <p>館長等の勤務時間等</p> <p>館長・・・月50時間程度 （報酬月額50,000円）</p> <p>副館長・・・月15時間程度 （報酬月額10,100円）</p> <p>推進員・・・週35時間 （報酬月額240,000円）</p> <p>【特定財源内訳】</p> <p>労働保険被保険者負担金 1,159,000円</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】</p> <p>○城山町立公民館 1館</p> <p>人数（平成16年4月1日現在）</p> <p>公民館長・・・1名</p> <p>職員・・・1名</p> <p>いずれも、生涯学習課長と職員で兼務している。</p>	<p>【内容】</p> <p>町内公民館の館長及び公民館主事に係る報酬経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公民館長（1名）報酬の支払 （年額32,300円）</li> <li>・公民館主事（1名）報酬の支払 （年額42,600円）</li> <li>・公民館長、公民館主事の旅費の支払 （31,000円）</li> </ul> <p>【館長等の勤務時間等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・館長・・・会議及び研修会のみ対応</li> <li>・主事・・・会議及び研修会のみ対応</li> </ul>	<p>該当なし</p> <p>【参考】</p> <p>○相模湖町立公民館 2館</p> <p>人数（平成16年4月1日現在）</p> <p>公民館長・・・1名</p> <p>職員・・・1名</p> <p>2館いずれも、生涯学習課長と職員で兼務している。</p>	<p>【内容】</p> <p>沢井公民館・中央公民館・牧野公民館 公民館長 各公民館1名づつ</p> <p>報酬</p> <p>館長 33,600円（年報酬）</p> <p>主事 28,500円（年報酬）</p> <p>・藤野町立佐野川児童館・青少年広場 藤野町佐野川2903 （報酬）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童館長 33,600円×1名 = 33,600円</li> </ul>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		生涯学習部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
21	公民館運営協議会等経費		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	社会教育課
根拠法令等	市公民館条例、市公民館条例施行規則、市補助金等に係る予算の執行に関する規則、市公民館連絡協議会等活動費補助金交付要綱	社会教育法第29条、城山町立公民館条例、城山町立公民館条例規則	社会教育法 津久井町立公民館条例 津久井町報酬及び費用弁償に関する条例	相模湖町立公民館条例	
歳出予算額（平成16年度）	5,750千円	304千円	194千円	230千円	308千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【事業の目的】 公民館運営審議会を廃止し、新たに地域住民がより主体的に運営に参画する公民館運営協議会を設置する。公民館運営協議会の円滑な運営を図るとともに協議会委員等の資質の向上を図る。</p> <p>【補助金名称】 公民館運営協議会等補助金</p> <p>【補助対象経費】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 調査研究に関する経費</li> <li>2 会議に要する経費</li> <li>3 研修に要する経費</li> <li>4 上記の事項に関わる事務的経費</li> <li>5 その他、運営上特に必要な経費</li> </ol> <p>【設置数】 23館</p> <p>【事業費の内訳】 公民館運営協議会等活動費補助金 250,000円×23館=5,750,000円</p>	<p>【事業の目的】 社会教育法第29条及び、城山町立公民館条例に基づき、公民館運営審議会を設置し、公民館における各種事業の企画、実施、その他公民館運営に関する事項を調査、審議する。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○公民館運営審議会委員数 10人</li> <li>○公民館運営審議会会議 年4回</li> <li>○県主催研修会など 年3回</li> </ul> <p>【公民館数】 1館</p> <p>【事業の内訳】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○報酬 318,000円</li> <li>○旅費 17,000円</li> <li>○使用料及び賃借料 5,000円</li> </ul>	<p>【事業の目的】 社会教育法第29条、津久井町立公民館条例に基づき、公民館における各種事業の企画実施について調査する。</p> <p>【委員数及び報酬】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>委員長・・・1名（16,000円）</li> <li>委員・・・12名（14,800円）</li> </ul> <p>社会教育委員が公民館運営委員を兼務</p> <p>【公民館数】 2館</p>	<p>【事業の目的】 公民館に公民館運営審議会をおく。</p> <p>公民館運営審議会</p> <p>【委員報酬】 23,000円/年×10名</p> <p>【公民館数】 2館</p>	<p>【事業の目的】 社会教育法第29条及び藤野町立公民館条例に基づき各事業の企画・実施について検討する。</p> <p>名称：公民館運営審議会 会長8,600円×0.5日×5回×3館 委員 8,100円×0.5日×5回×4人×3館</p> <p>【名称及び位置】 藤野町立佐野川児童館・青少年広場 藤野町佐野川2903</p> <p>【目的】 児童の健全な成長の場を与えると共に地域社会の青少年活動の拠点としてその健康を増進し、情操を豊かにすることを目的としている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○児童館運営委員</li> <li>会 長 4,300円×1人×3回= 12,900円</li> <li>委 員 4,050円×10人×3回= 121,500円</li> </ul>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	生涯学習部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
22	公民館非常勤職員等経費	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	社会教育課
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）	112,846千円	3,288千円	7,382千円	4,546千円	3,403千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p><b>【目的】</b>                      (1) 公民館図書室職員                      公民館図書室における窓口対応、端末操作等の業務を行うため常時1名の図書室職員を配置し、図書室を円滑に機能させることにより、市民サービスの一層の向上を図る。</p> <p>(2) 公民館スタッフ                      公民館では、次の場合に公民館スタッフを任用することにより、公民館事業の充実及び市民サービスの一層の向上を図る。</p> <p style="padding-left: 20px;">公民館職員の出張・会議・研修・振替休日取得により公民館運営に支障が出る場合。                      公民館まつり・文化祭・体育祭・健康まつり等公民館主催事業の準備及び実施時。                      公民館職員が勤務していない夜間や通年開館試行実施日。</p> <p><b>【内容】</b>                      (1) 賃金（非常勤職員賃金）                      市内20公民館に設置されている公民館図書室及び市内23公民館で任用する非常勤一般職員（公民館図書室職員・公民館スタッフ）に係る賃金。</p> <p>(2) 旅費（普通旅費）                      年2回市立図書館等で実施される公民館図書室職員を対象とした会議・研修に係る旅費。</p> <p><b>【参考】</b>                      (1) 非常勤職員の任用状況                      （平成16年4月1日現在）                      公民館図書室職員・・・82名                      （1館あたり約4名）                      公民館スタッフ・・・202名                      （1館あたり約9名）</p> <p>(2) 事業費の内訳                      非常勤職員賃金（112,397,940円）                      公民館図書室職員賃金（時給820円）                      48,489,540円</p>	<p><b>【目的】</b>                      (1) 公民館図書室職員                      公民館図書室における事務や窓口対応等の業務を行うため、4名の交代制勤務による図書室臨時職員を配置し図書室を円滑に機能させることにより、町民サービスの一層の向上を図る。</p> <p><b>【内容】</b>                      (1) 賃金（臨時職員賃金）                      公民館図書室臨時職員に係る賃金。</p> <p><b>【参考】</b>                      (1) 非常勤職員の任用状況                      （平成16年4月1日現在）                      公民館図書室臨時職員・・・4名</p> <p>(2) 事業費の内訳                      公民館図書室臨時職員賃金（3,288,000円）                      ・公民館図書室職員賃金                      （時給平日810円、休日・夜間980円）</p> <p>(3) 賃金の支給方法                      賃金...毎月の勤務状況に応じ翌月16日に生涯学習課で本人の口座へ振込む。また、出勤日数に応じ年2回の特別賃金を支給する。</p> <p>○特別賃金                      40日以上70日未満 10,000円                      70日以上100日未満 20,000円</p>	<p><b>【目的】</b>                      (1) 図書室職員                      書籍の貸し出し、返却業務等の窓口受付業務。</p> <p>(2) 公民館臨時管理人                      施設内外の清掃等。</p> <p><b>【内容】</b>                      (1) 賃金（非常勤職員賃金）                      町内7図書室（公民館2・その他5）及び公民館で採用している非常勤職員（図書室職員・公民館臨時管理人）に係る賃金。</p> <p>(2) 旅費（普通旅費）                      年7回県立図書館で実施される会議、4町で実施する広域利用連絡会議の旅費。</p> <p><b>【参考】</b>                      (1) 非常勤職員の任用状況                      （平成16年4月1日現在）                      ・図書職員・・・11人                      ・公民館・・・1人</p> <p>(2) 事業費の内訳                      ・図書職員賃金（時給870円）                      6,799千円                      ・公民館賃金（時給870円）                      420千円                      ・旅費（広域利用連絡会等）                      163千円</p> <p>(3) 賃金・旅費の支給方法                      ・賃金・・・毎月の勤務状況（生涯学習課へ報告）に応じ、翌月15日に生涯学習課で本人口座へ振込む。                      ・旅費・・・会議・研修が実施され、非常勤職員に旅費を支給するケースが発生した場合、翌月15日に賃金と一緒に本人口座へ振込む。</p>	<p><b>【目的】</b>                      (1) 公民館図書室職員                      公民館図書室における窓口対応、端末操作等の業務を行うため常時1名の図書室職員を配置し、図書室を円滑に機能させることにより、市民サービスの一層の向上を図る。</p> <p>(2) 公民館スタッフ                      公民館では、次の場合に公民館スタッフを任用することにより、公民館事業の充実及び市民サービスの一層の向上を図る。</p> <p style="padding-left: 20px;">公民館職員の出張・会議・研修・振替休日取得により公民館運営に支障が出る場合。                      公民館まつり・文化祭・体育祭・健康まつり等公民館主催事業の準備及び実施時。                      公民館職員が勤務していない夜間や通年開館試行実施日。</p> <p><b>【内容】</b>                      (1) 賃金（非常勤職員賃金）                      市内20公民館に設置されている公民館図書室及び市内23公民館で任用する非常勤一般職員（公民館図書室職員・公民館スタッフ）に係る賃金。</p> <p>(2) 旅費（普通旅費）                      年数回図書館等で実施される公民館図書室職員を対象とした会議・研修に係る旅費。</p> <p><b>【参考】</b>                      (1) 非常勤職員の任用状況                      （平成16年4月1日現在）                      公民館図書室職員・・・4名                      公民館スタッフ・・・4名                      公民館（町職員兼務）                      公民館・・・3名</p> <p>(2) 事業費の内訳                      非常勤職員賃金                      公民館図書室職員賃金 2,204,800円                      休日 7,520円 時給800円                      公民館賃金 2,319,920円                      昼間 7,520円 夜間 時給940円</p>	<p><b>【目的】</b>                      書類の貸し出し、返却業務の窓口受付業務</p> <p><b>【内容】</b>                      (1) 賃金（臨時職員賃金）                      公民館図書室図書臨時職員に係る賃金                      3,664,000円</p> <p><b>【参考】</b>                      (1) 非常勤職員の任用状況                      （平成16年4月1日現在）                      図書室職員 3人                      時給 810円 2名                      780円 1名                      (1)特別賃金                      年2回支給                      15,000円×2回×3人                      (3)支給方法                      毎月の勤務状況に応じ、毎日10日に本人口座へ振込む</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	生涯学習部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
22	公民館非常勤職員等経費	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】	<p>公民館スタッフ賃金(時給780円) 63,908,400円</p> <p>旅費(30,000円) 公民館図書室職員研修会用旅費 30,000円</p> <p>(3)賃金・旅費の支給方法 賃金...毎月の勤務状況(公民館からの生涯学習課へ報告)に応じ翌月20日に生涯学習課で本人の口座へ振込む。 旅費...会議・研修が実施され、非常勤職員に旅費を支給するケースが発生した場合、翌月に公民館で本人の口座へ振込む。</p>			<p>旅費(30,000円) 公民館図書室職員研修会用旅費 10,000円</p> <p>公民館長研修会用旅費 11,000円</p> <p>(3)賃金・旅費の支給方法 賃金...毎月の勤務状況(公民館からの生涯学習課へ報告)に応じ翌月16日に生涯学習課で本人の口座へ振込む。 旅費...会議・研修が実施され、非常勤職員に旅費を支給するケースが発生した場合、翌月10日に現金で支給。</p>	

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		生涯学習部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
23	公民館活動事業		A協議会    B幹事会    C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	社会教育課
根拠法令等	市公民館条例施行規則	社会教育法第29条	社会教育法		藤野町公民館条例同施行規則
歳出予算額(平成16年度)	39,032千円	1,803千円	145千円	75千円	3,674千円
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【事業の目的】 公民館運営の柱である主催事業の実施を23館で行う。</p> <p>【事業の内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 公民館事業(直営)の実施</li> <li>2 公民館事業(委託)の実施</li> <li>3 公民館報の発行(年5回)</li> </ol> <p>【事業費の内訳】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 講座等の講師・保育謝礼等 6,300,000円</li> <li>2 事業用消耗品等 1,324,000円</li> <li>3 講師・事業役員等賄 809,000円</li> <li>4 公民館報の発行等 13,220,000円</li> <li>5 各種事業委託料(各種学級、市民健康まつり、地区体育祭、公民館まつり、各種スポーツ事業等) 15,816,000円</li> <li>6 映画会用フィルム借料、公共施設使用料 1,563,000円</li> </ol> <p>【その他】 相模原市公民館連絡協議会補助金 117,000円 公民館長を構成員とし、「公民館のつどい」の共催等を行っている。</p>	<p>【事業の目的】 公民館の目的として、「実際生活に即した教育・学術及び文化に関する事業を行うことにより、住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与する」とあり、社会情勢や住民ニーズにあった各種講座の開催を行う。</p> <p>【事業の内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 子供向け講座の実施(年12回)</li> <li>2 成人向け講座の実施(年10回)</li> <li>3 夏休みおはなし劇場</li> <li>4 親子芸術鑑賞会(委託)</li> <li>5 IT講習会(委託)</li> <li>6 公民館まつり</li> </ol> <p>【事業費の内訳】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 講座等の講師・保育謝礼等 267,000円</li> <li>2 事業用消耗品等 56,000円</li> <li>3 各種事業委託料 1,480,000円(各種講座、公民館まつり等)</li> </ol>	<p>【事業の目的】 実際生活に即した教育・学術及び文化に関する各種事業を行い、住民の教養の向上、健康の増進を図る。</p> <p>【事業の内容】 成人講座・・・2講座 囲碁将棋大会</p> <p>【事業費の内訳】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 講座等の講師謝礼等 30,000円</li> <li>2 報償費 90,000円</li> <li>3 消耗品等 25,000円</li> </ol>	<p>【事業の目的】 公民館を拠点として、地域コミュニティの形成を目指し、各年齢層を対象に一人ひとりの自主的、自立的な学習の大きな力となるよう実施</p> <p>【事業の内容】 公民館事業(直営)の実施</p> <p>【事業費の内訳】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 講座等の講師・保育謝礼等 40,000円</li> <li>2 事業用消耗品等 15,000円</li> <li>3 講師・事業役員等賄 20,000円</li> </ol>	<p>【事業の目的】 地域の生涯学習の拠点として公民館の各種事業を行い、生活文化の振興、住民福祉の向上に寄与する</p> <p>【事業の内容】 公民館事業の実施 (事業費の内訳)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1、講師謝礼 273,000円</li> <li>2、消耗品費 50,000円</li> <li>3、費用弁償 20,000円</li> <li>4、普通旅費 10,000円</li> <li>5、食糧費 14,000円</li> </ol> <p>【目的】 児童の健全な成長の場を与えと共に地域社会の青少年活動の拠点としてその健康を増進し、情操を豊かにすることを目的としている。</p> <p>【名称及び位置】 藤野町立佐野川児童館・青少年広場 藤野町佐野川2903</p> <p>(報償費)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・講師謝礼 7,000円×6人=42,000円</li> <li>・協力費謝礼 500円/h×4h(1回)×6人=12,000円</li> </ul> <p>(費用弁償) 5,000円 (消耗品) 40,000円 (食糧費) 30,000円 (印刷製本費) 3,000円 (修繕費) 50,000円 (役務費) 111,000円 (委託料) 304,000円 (負担金) 60,000円</p> <p>「使用料の内容」 児童館使用料 36,000円 ・児童館照明使用料 36,000円 計 1,069,000円</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		生涯学習部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
24	公民館施設維持管理補修事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	社会教育課
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）	123,617千円	617千円	34,793千円	13,146千円	1,895千円
歳出予算額（平成17年度）	253千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】</p> <p>独立公民館11館（出張所との併設公民館を除く。）の施設の維持管理及び施設の破損や老朽化に伴う施設修繕に係る経費</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・需用費 73,174千円 消耗品費、燃料費、光熱水費、物品修繕料（印刷機等備品の修繕料）、施設修繕料（空調機修繕費、自動ドア修繕費、ブラインド修繕費等）</li> <li>・役務費 6,003千円 電話料、貯水槽検査料等</li> <li>・委託料 39,153千円 機械警備委託料、空調機保守委託料、高木剪定委託料等</li> <li>・使用料及び賃借料 2,287千円 公民館駐車場賃借料</li> <li>・備品購入費 3,000千円 椅子、冷蔵庫、ホワイトボード等の購入費</li> </ul> <p>【特定財源内訳】 公衆電話使用料 253千円</p>	<p>【目的】</p> <p>公民館開館後20年以上経過し老朽化が進む中修繕箇所も増加傾向にあり、施設維持補修や備品の維持管理、購入などに係る経費。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>需用費 293千円 <ul style="list-style-type: none"> <li>・消耗品費、食料費、備品修繕、施設修繕料</li> </ul> </li> <li>役務費 135千円</li> <li>・ピアノ調律など</li> <li>・公民館総合補償制度掛金(84千円)</li> <li>委託料 53千円 <ul style="list-style-type: none"> <li>・給茶機保守管理</li> </ul> </li> <li>使用料及び賃借料 15千円 <ul style="list-style-type: none"> <li>・テレビ受信料</li> </ul> </li> <li>備品購入費 1,21千円 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ガスオープンレンジの購入費</li> </ul> </li> </ul> <p>役場庁舎に併設のため、光熱水費は、公民館での予算措置なし。</p>	<p>【目的】</p> <p>公民館2館の施設の維持管理及び施設の破損や老朽化に伴う施設修繕に係る経費。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・需用費 11,851千円 消耗品費、燃料費、光熱水費、施設修繕料（自動ドア修繕費）、備品修繕料（マイク等）</li> <li>・役務費 1,087千円 電話料、貯水槽検査料、調律等</li> <li>・委託料 20,524千円 機械警備委託料、空調機運転委託料、音響照明操作委託料等</li> <li>・使用料及び賃借料 841千円 青根公民館用地借料、印刷機借料等</li> <li>・備品購入費 450千円 物置、MD等</li> <li>・原材料費 40千円 工事用原材料費</li> </ul>	<p>【目的】</p> <p>町内公民館2館（分館を含む）の施設の維持管理及び修繕に係る経費</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・需用費 4,113千円 消耗品費、燃料費、光熱水費、施設修繕費等</li> <li>・役務費 1,338千円 電話料、建物災害保険料、公民館総合保険料等</li> <li>・委託料 6,185千円 機械警備委託料、建物管理業務委託料等</li> <li>・使用料及び賃借料 1,510千円 コピー機使用料、印刷機リース料、下水道使用料等</li> </ul>	<p>【目的】</p> <p>公民館施設の維持管理及び修繕に係る経費</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・燃料費（施設） <ul style="list-style-type: none"> <li>沢井公民館 11,900円</li> </ul> </li> <li>・電気料 <ul style="list-style-type: none"> <li>牧野公衆トイレ 24,000円</li> <li>沢井公民館 36,000円</li> </ul> </li> <li>・光熱水費（ガス代） <ul style="list-style-type: none"> <li>沢井公民館 28,000円</li> </ul> </li> <li>・水道料 21,600円</li> <li>・修繕料 80,000円</li> <li>・手数料 16,000円</li> <li>・施設保険料 21,000円</li> <li>・カギ管理委 144,000円</li> <li>・消防用設備保守委託 27,900円</li> <li>・浄化槽管理清掃委託 190,000円</li> <li>・賃借料 <ul style="list-style-type: none"> <li>牧野公衆トイレ 30,000円</li> </ul> </li> <li>・行事補償保険 192,000円</li> <li>・負担金 <ul style="list-style-type: none"> <li>沢井公民館有線組合負担金 3,000円</li> </ul> </li> </ul> <p style="text-align: right;">計 825,400円</p>

## 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		生涯学習部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
28	彫刻のあるまちづくり事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	産業環境課	まちづくり課・社会教育課
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）				265千円	1,178千円
歳入予算額（平成16年度）				0千円	0千円
【事務事業の内容】	該当なし	該当なし	該当なし	<p>【目的】 森と湖の相模湖町に野外彫刻を設置し、明日の文化を担う美しい風景と自然の中で「水と緑と彫刻が生まれるまち」、自然資源を活用した地域の活性化と歩く美術館計画を目指した「野外彫刻のあるまちづくり」を目指す。</p> <p>【内容】 3箇所に野外彫刻を設置</p> <p>【予算内訳】 保険料 265千円</p>	<p>【内容】 「自然と人間の共存と融合」を基本理念に、豊かな創造性と新しい芸術・文化の拠点づくりすすめ、個性あるまちづくり目的とした「ふるさと芸術村構想」の環境整備と景観形成を目的とした野外彫刻を設置し芸術村構想と観光資源としての一翼を担う貴重な資源となっている。</p> <p>【作品数】 36点</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	生涯学習部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
29	県立相模湖交流センターの管理・運営に関すること	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	社会教育課
根拠法令等				神奈川県立相模湖交流センター条例 神奈川県立相模湖交流センター条例施行規則 神奈川県立相模湖交流センター条例運営要綱	
歳出予算額（平成16年度）				115,452千円	
歳入予算額（平成16年度）				115,452千円	
【事務事業の内容】	該当なし	該当なし	該当なし	<p>【目的】 県民文化の向上及び振興を図るため、優れた芸術文化の鑑賞機会の提供や県民文化活動の拠点である文化施設が、利用者に最良の状態で開催できるよう施設の維持管理及び運営に努める。</p> <p>【施設名】 神奈川県立相模湖交流センター</p> <p>【事業内容】 施設の管理運営業務（神奈川県より委託金）</p> <p>【主な委託業務の範囲】 1. 施設の利用承認申請受付に関する業務 2. 施設の維持管理に関する業務（清掃・舞台操作管理・設備保守点検・機械整備・環境衛生・備品の管理業務等）</p> <p>【利用料金】 施設の基本利用料金は次のとおり 多目的ホール 1日 午前 午後 夜 入場料徴収の場合41,000 11,000 14,900 19,300 入場料なしの場合20,500 5,500 7,400 9,700 （土曜・日曜・休日の場合は割高になる） アートギャラリー（平日）（土曜・日曜・休日） 入場料徴収の場合 13,200 14,700 入場料なしの場合 6,600 7,300 レッスン室 1日 午前 午後 夜 5,200 1,400 1,900 2,400 研修室 2時間以内 800 以降30分ごと 200 主催者控室 1日 午前 午後 夜 900 200 300 400 駐車場 1台に付 1時間以内 300 1時間を超え1時間まで 300 以降30分ごとに 150 なお、施設の利用料金は施設管理者の収入となる利用料金制度を導入しているため、予算編成時に利用料金収入見込額を委託料から差引く。</p> <p>【施設の利用実績】（平成15年度） 多目的ホール 248回 36,521人 アートギャラリー 176回 10,437人 レッスン室 160回 935人 研修室 3,777人</p>	該当なし

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	生涯学習部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
29	県立相模湖交流センターの管理・運営に関すること	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】				<p style="text-align: right;">A室 181回 B室 145回 主催者控室 638人 A室 565回 B室 542回</p> <p>【その他】 現在指定管理者制度について県と調整検討中。</p> <p>【特定財源の概要】 神奈川県 115,452千円</p>	

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	生涯学習部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
30	PTA育成費		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	社会教育課
根拠法令等			補助金等に係る予算の執行に関する規則	相模湖町教育委員会補助金及び交付金交付要綱	社会教育関係団体育成・活動補助金交付要綱
歳出予算額（平成16年度）	1,029千円	72千円	90千円	60千円	180千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】</p> <p>1 指導者育成を中心に、PTAに対する支援を進め、各種指導者研修会をはじめ、PTA研究集会と体系的に研究機会を設定し、活性化を図る。</p> <p>2 相模原市立小中学校PTA連絡協議会（市P連）の円滑な活動・運営の支援を行う。</p> <p>【内容】</p> <p>1 相模原市立小中学校PTA連絡協議会（市P連）の育成 市P連に対し、運営補助を行っている。</p> <p>&lt;補助金名称&gt; 相模原市立小中学校PTA連絡協議会補助金</p> <p>&lt;目的及び内容&gt; 市P連の運営に対する補助金</p> <p>&lt;金額&gt; 450千円</p> <p>&lt;その他特記事項&gt; 単位PTAに対する補助金はなし。</p> <p>2 PTA研修会 小中学校PTAの正副会長対象の「PTA研修会」と、各ブロックの委員会委員対象の「ブロック委員研修会」の2回を実施。（庁内講師によるため、予算なし）</p> <p>3 PTA研究会 PTA活動にある身近な問題点を共有し、意見交換等を通じ、今後のPTA活動を研究するため、年1回開催。（市P連への委託事業）</p> <p>4 PTAふれあい事業 PTA活動の中で保護者と児童が体験活動を通じ、ふれあいを深めるとともに、地域及び家庭の教育力の向上をめざし、小学校を単位に開催。（市P連への委託事業）</p> <p>【参考】 平成16年度市P連加入状況 小学校 55校中54校 中学校 27校中26校 合計 82校中80校加入 （会員数 約43,000人）</p>	<p>【目的】</p> <p>1 城山町PTA連絡協議会に補助金を交付し、PTAの円滑な活動・運営を支援する</p> <p>【内容】</p> <p>1 町PTA連絡協議会補助金へ補助金の交付</p> <p>&lt;補助金名称&gt; 町PTA連絡協議会補助金</p> <p>&lt;目的及び内容&gt; 町P連の運営に対する補助金</p> <p>&lt;金額&gt; 72千円</p> <p>&lt;その他特記事項&gt; 単位PTAに対する補助金は家庭教育学級開催費補助金として7校（園）×60千円420千円の補助を行っている。 15家庭教育啓発事業に掲載。</p> <p>1 定例会 年4回実施。</p> <p>2 PTA研修会 小中学校PTA会員及び城山幼稚園PTA会員対象の「町P研修会」と「町母親研修会」の2回を実施。</p> <p>3 PTA交流会 各単位PTAの委員会同士が活動内容や今後の活動計画を持ち寄り、情報交換を行いPTA活動の活性化を図る。各委員会（校外・地区・成人・広報・学級・学年）毎に分散会を開きそれぞれ、テーマを持ち意見交換を行う。年1回実施。</p> <p>【参考】 平成16年度町P連加入状況 小学校 4校中 4校 中学校 2校中 2校 合計 6校中 6校加入 （会員数 約1,664人）</p>	<p>【目的】</p> <p>1 津久井町PTA連絡協議会に補助金を交付し、PTAの円滑な活動・運営を支援する。</p> <p>【内容】</p> <p>1 町PTA連絡協議会の育成、事業補助を行っている。</p> <p>&lt;補助金名称&gt; 町PTA連絡協議会補助金</p> <p>&lt;目的及び内容&gt; 町P連の事業に対する補助金</p> <p>&lt;金額&gt; 90千円</p> <p>&lt;その他特記事項&gt; 単位PTAに対する補助金は家庭教育学級開催費補助金として12校×16,200円194,400円の補助を行っている。 15家庭教育啓発事業に掲載。</p> <p>研修会、研究集会等については町P事業として開催。</p> <p>【参考】 平成16年度町P連加入状況 小学校 7校中 7校 中学校 5校中 5校 合計 12校中 12校加入 （会員数 約2,434人）</p>	<p>【目的】</p> <p>1 各学校におけるPTA活動に対し補助金を交付することにより、学校・家庭・地域が有機的に連携し、明るい町づくりに推進を図る。</p> <p>2 町PTA連絡協議会活動に対し補助金を交付することにより、各単位PTAの活動を側面から支援や協力をしたり、指導助言の役割や町全体のPTA活動のまとめ役を果たす。</p> <p>【内容】</p> <p>1 各単位PTA及び町PTA連絡協議会（町P連）の育成、事業補助を行っている。</p> <p>&lt;補助金名称&gt; 相模湖町立小中学校PTA育成事業補助金 町PTA連絡協議会育成事業補助金</p> <p>&lt;目的及び内容&gt; 各単位PTA及び町P連活動に対する補助金</p> <p>&lt;金額&gt; 60千円</p> <p>&lt;その他特記事項&gt; 単位PTA及び幼稚園保護者の会に対し、家庭教育学級開催費補助金として6校×10,000円60,000円の補助を行っている。 15家庭教育啓発事業に掲載。</p> <p>【参考】 平成16年度町P連加入状況 小学校 3校中 3校 中学校 2校中 2校 合計 5校中 5校加入 （会員数 759人）</p>	<p>【目的】</p> <p>1 藤野町PTA連絡協議会に補助金を交付し、PTAの円滑な活動・運営を支援する。</p> <p>2 充実したPTA活動をサポートするため、研修会を実施するPTAに報償費を助成する。</p> <p>【内容】</p> <p>1 藤野町PTA連絡協議会に補助金を支出 2 単位PTA研修活動に対し報償費を支出</p> <p>【金額】 町P連：60千円 単P補助：各単位PTAに15千円を限度として報償費を支出。 その他特記事項 単位PTA及び幼稚園保護者会に対し、家庭教育学級の開設委託（3校×40千円）を行っている。 また、あいさつ運動推進のモデル地区（1校×30千円）を指定して委託している。</p> <p>【参考】 平成16年度町P加入状況 小学校 7校中 7校 中学区 1校中 1校 合計 8校中 8校 会員数 830人</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項			専門部会名	
29	各種事務事業の取扱い			生涯学習部会	
事務事業番号	事務事業名			協議ランク	
31	地域婦人団体育成費			A協議会 B幹事会 C専門部会	
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	社会教育課
根拠法令等	社会教育法、相模原市補助金等に係る予算の執行に関する規則		社会教育法、補助金等に係る予算の執行に関する規則	相模湖町教育委員会補助金及び交付金交付要綱	社会教育関係団体育成・活動補助金交付要綱
歳出予算額（平成16年度）	408千円		81千円	40千円	70千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円		0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【事業の目的】 地域婦人団体の指導者層及び会員の研修を通して運営の活発化とともに地域に根ざした婦人団体活動の推進を図る。</p> <p>【事業の概要】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>指導者研修会の実施 近隣の市婦連の視察研修会</li> <li>地区別研修会の開催 対象 3地域婦人会（相和、松葉町、橋本地区）</li> <li>地域婦人団体連絡協議会補助金 281,000円</li> </ol> <p>【事業費の内訳】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>地域婦人団体指導者研修会随行旅費 1,800円</li> <li>地区別研修会委託料（3地区） 45,000円</li> <li>地域婦人団体指導者研修会バス借上料 80,000円</li> <li>地域婦人団体連絡協議会補助金 運営費補助、50周年誌発行補助 281,000円</li> </ol>	該当なし（地域婦人団体なし）	<p>【事業の目的】 地域婦人団体の指導者層及び会員の研修を通して運営の活発化とともに地域に根ざした婦人団体活動の推進を図る。</p> <p>【事業の概要】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>町婦人会連絡協議会助成金 81,000円</li> </ol> <p>【事業費の内訳】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>町婦人会連絡協議会助成金 81,000円</li> </ol>	<p>【事業の目的】 地域婦人団体の指導者層及び会員の研修を通して運営の活発化とともに地域に根ざした婦人団体活動の推進を図る。</p> <p>【事業の概要】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>視察研修会 近隣市町村の施設等の視察</li> <li>町内美化活動 町産業環境課に協力をいただき、町内の美化活動を実施。</li> <li>地域婦人団体育成事業補助金（2団体） 40,000円</li> </ol> <p>【事業の内訳】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>地域婦人団体育成事業補助金（2団体） 40,000円</li> </ol>	<p>【事業の目的】 地域婦人団体の指導者層及び会員の研修を通して運営の活発化とともに地域に根ざした婦人団体活動の推進を図る。</p> <p>【事業の概要】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>藤野婦人会 35,000円 名倉婦人会 35,000円</li> </ol>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		生涯学習部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
32	女性グループ育成費		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	社会教育課
根拠法令等	補助金等に係る予算の執行に関する規則				
歳出予算額（平成16年度）	81千円				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 市内の女性学習グループの連絡調整を図り、グループの充実・発展を促す。</p> <p>【内容】 相模原市女性学習グループ連絡協議会への補助金の交付</p> <p>【財政的な影響を把握するための基礎数値】 負担金、補助及び交付金（運営費等補助金） 相模原市女性学習グループ連絡協議会補助金 81,000円</p> <p>【公共的団体】 相模原市女性学習グループ連絡協議会 （社会教育関係団体）</p> <p>&lt;目的&gt; 学習を目的とした市内の女性の自主的なグループ相互の連絡調整をはかり、グループ活動の発展を目的とする。</p> <p>&lt;概要&gt; ・構成団体数：20団体 ・会員数：約200人 ・役員構成：代表1名、副代表2名、書記1名、会計1名 ・主な事業：女性学習グループ研究会の開催、グループ集会の開催、グループ訪問、会報の発行、役員会の開催、学習情報の収集と提供</p> <p>【補助金】 相模原市女性学習グループ連絡協議会補助金</p> <p>&lt;目的&gt; 市内の女性学習グループの連絡調整を図り、グループの充実・発展を促す。</p> <p>&lt;金額&gt; 81,000円</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	生涯学習部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
33	文化団体育成費		A協議会    B幹事会    C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	社会教育課
根拠法令等			補助金等に係る予算の執行に関する規則	相模湖町教育委員会補助金及び交付金交付要綱	社会教育関係団体育成・活動補助金交付要項
歳出予算額（平成16年度）	1,100千円	910千円	81千円	50千円	400千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】市民文化の向上と豊かな市民文化の高揚を市民が自主的に図るため、文化団体の充実を期して助成をするもの。</p> <p>【内容】 相模原市文化協会（文化協会）の育成 文化協会に対し、運営補助を行っている。</p> <p>&lt;補助金名称&gt; 相模原市文化協会補助金</p> <p>&lt;目的及び内容&gt; 文化協会の運営に対する補助金</p> <p>&lt;団体の構成&gt; 俳句、短歌、写真、書道、美術、郷土懇話、華道、謡曲、奇術、茶道、吟剣詩舞、川柳、建築文化、民謡、詩、三曲、洋舞、太鼓、園芸、ダンスの20団体から構成される。</p> <p>相模原市民まつりへの参加 毎年4～5月頃の市民まつりへ参加している。会場使用料は市民まつりの主管課である商業観光課が負担し、その他経費は参加費で賄っているため、予算なし。</p> <p>文化協会祭の運営 毎年7月に4日間程度開催（16年度は38回目）。文化協会の予算から支出。</p> <p>市民文化祭への参画 毎年10～11月くらいにかけて、一般公募を中心に市民が参加する文化祭（16年度は55回目）に、実行委員会として主管団体となるとともに、出展・出演等で参画している。（市民文化祭実行委員会への委託事業）</p> <p>【補助金の概要】 相模原市文化協会補助金 平成15年度1,100,000円 市文化協会は、市内20団体で構成され、市民文化の向上を目的として市民文化祭等各種事業を実施している。 平成16年度加盟団体 20団体 加盟会員数 約5,200名</p>	<p>【目的】城山町文化協会の活動を支援することにより文化の発展や継承がなされ、また地域文化の創造を促進することを目的して助成をするもの。</p> <p>【内容】 城山町文化協会の育成 文化協会に対し、運営補助を行っている。</p> <p>補助金名称 城山町文化協会補助金</p> <p>目的及び内容 文化協会の運営に対する補助金</p> <p>団体の構成 囲碁クラブ、エコー城山、菊花会、玉扇会、郷土研究会、好謡会、自然観察会、秋民会、書道愛好会、城山川俳句の会、城山盆栽会、城山ホタル研究会、玉穂会、地域史研究会、朝陽会、照鈴会、藤愛好会、葉衣会、柳扇会、福前健康体操、祭はやし連絡協議会、なごみ会、ヨーロッパフラー、津久井湖若葉会の24団体から構成される。</p> <p>さつきまつりの開催 毎年6月上旬に文化協会が主催となり、さつきまつりを2日間開催する。 1日目は、さつき等の展示、囲碁大会、お茶会 2日目は、さつき等の展示、舞台発表など</p> <p>町民文化祭への参画 毎年10～11月くらいにかけて、一般公募者を中心に町民が参加する文化祭（16年度は45回目）の協力団体となるとともに、出展・出演等で参画している。</p> <p>○その他町事業への参加 もみじまつり、敬老のつどい等</p> <p>○年1回文化活動事業を実施し会員以外の者も対象に、研修会や地域資源の見学会などを、実施している</p> <p>【参考】 城山町文化協会補助金 平成15年度910,000円 平成16年度加盟団体 24団体 加盟会員数 約800人</p>	<p>【目的】文化団体相互の連絡を図り、地域文化の向上と振興を目的とするために助成するもの。</p> <p>【内容】 津久井町文化協会の育成 文化協会に対し、事業補助を行っている。</p> <p>&lt;補助金名称&gt; 津久井町文化協会助成金</p> <p>&lt;目的及び内容&gt; 文化協会の事業に対する助成金</p> <p>&lt;団体の構成&gt; 書道、短歌、茶道、藤工藝、文化刺繍、染色、俳句、パソコン、創作人形、水墨画、折り紙、囃子、尺八、舞踊、三味線、民謡、箏曲、詩吟、体操、新舞踊の20団体から構成される。</p> <p>文化協会発表会の運営 毎年6月に作品展示及び芸能発表（1日）開催。文化協会の予算から支出</p> <p>【参考】 津久井町文化協会助成金 81,000円 町文化協会は、町内20団体で構成され、地域文化の向上と振興を目的としている。 平成16年度加盟団体 20団体 加盟会員数 524名</p>	<p>【目的】地域に根ざした各種の文化芸術、芸能等を継承し、より一層技術向上につとめ、地域に親しまれ、愛される芸術文化、芸能の振興を図る。</p> <p>【内容】 相模湖町文化協会の育成 文化協会に対し、事業補助を行っている。</p> <p>&lt;補助金名称&gt; 相模湖町文化協会育成事業補助金</p> <p>&lt;目的及び内容&gt; 文化協会の事業に対する補助金</p> <p>&lt;団体の構成&gt; 舞踊、民謡、吟詠、詠歌、体操、コーラス、歌謡、短歌、俳句、茶道、手芸、書道、盆栽、絵画の29団体から構成される。</p> <p>文化協会発表会の運営 毎年4～6月に総会において芸能発表を開催。文化協会の予算から支出</p> <p>町文化祭への参画 毎年11月に開催され、一般公募を中心に町民が参加する文化祭（16年度は37回目）に、実行委員として企画運営をするとともに、出展・出演等で参画している。</p> <p>【参考】 相模湖町文化協会育成事業補助金 50,000円 町文化協会は、町内29団体で構成され、地域文化の向上と振興を目的としている。 平成16年度加盟団体 29団体 加盟会員数 425名</p>	<p>【目的】市民文化の向上と豊かな市民文化の高揚を市民が自主的に図るため、文化団体の充実を期して助成する。</p> <p>【内容】 藤野町文化協会の育成 文化協会に対し運営補助を行っている。</p> <p>補助金名称 藤野町社会教育関係団体育成・活動補助金</p> <p>文化協会の構成 24団体 文化協会の活動 ・町文化祭への参加 ・文化財巡りの実施 ・ふじの音楽祭の開催 舞踊祭の開催等 補助金額 400,000円</p> <p>【参考】 文化祭の開催については文化協会が中心となった実行委員会を組織してそこに補助金（平成16年度は320,000円）を交付して開催している。</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	生涯学習部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
34	音楽関係団体等補助金	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	生涯学習課				社会教育課
根拠法令等					
歳出予算額(平成16年度)	1,944千円				
歳入予算額(平成16年度)	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【名称】社会教育関係団体補助金            【目的】団体の活動の活発化と運営の円滑化を助長し、市民音楽の育成を図ることにより市民文化の振興に寄与する            【内容等】運営費補助            【補助金の概要】            相模原市民吹奏楽団 162,000円            相模原市民交響楽団 162,000円            相模原市合唱連盟 40,000円</p> <p>【名称】市民合同演奏会補助金            【目的】不特定多数の市民に合唱団員として直接参加の機会を提供するため、毎年実行委員会と市教育委員会が共催で開催している演奏会の円滑実施を図り、市民音楽の更なる発揚を促進する            【内容等】事業費補助            【補助金の概要】            市民合同演奏会実行委員会 320,000円</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		生涯学習部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
35	生涯学習推進事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	社会教育課
根拠法令等		城山町社会教育指導員設置規則	補助金等に係る予算の執行に関する規則、津久井町社会教育指導員設置規則	相模湖町生涯学習推進本部設置要綱 相模湖町生涯学習審議会設置規則	藤野町社会教育指導員設置規則
歳出予算額（平成16年度）		175千円	5504千円	143千円	2,300千円
歳入予算額（平成16年度）		0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【津久井町「小中学生向け講座・親子学習講座」について】 相模原市では、公民館及び青少年学習センターで同様の事業を実施している。 【相模湖町「生涯学習審議会」について】 相模原市では、設置していない。</p>	<p>【目的】 生涯学習プランに基づき、ライフステージにそった学習機会を提供すると共に、住民のニーズにあった各種学習講座を行う。 【事業概要】 乳・幼児期の部 ・講座数 15年度 2回（参加者30名） ・内容 子供への暴力防止プログラム ・予算 16年度 53,800円 15年度 64,000円 青少年期・成人期の部 ・講座数 15年度 1回（参加者525名） ・内容 人権に関して町内中学校との共催事業として講演会を実施した。 ・予算 16年度 40,800円 15年度 42,400円 ・講座数 15年度 3回（参加者55人） ・内容 成人男性を主たる目的として料理実習を行う。 ・予算 16年度 80,000円 15年度 80,000円 社会教育指導員 【職務】 社会教育の特定分野についての直接指導、学習相談または、社会教育団体の育成等に当たる。 【勤務時間】 1週間につき3日 午前8時30分から午後5時 【報酬】 城山町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例に基づく。 【任期】 1年。再任は妨げない 【委嘱人数】 2人以内</p>	<p>【目的】 乳幼児とその保護者及び小中学生の生涯学習活動の推進を図る。 【事業概要】 1 小中学生向け講座 ・講座数 16年度10回 15年度8回（参加者180名） ・内容 造形教室、料理教室、年賀状づくり、歴史講座等 ・予算 16年度 153,065円 15年度 145,465円 2 親子学習講座 ・講座数 16年度12回 15年度12回（参加者1,368名） ・内容（15年度実績） わらべうた、公園での交流会、歌のコンサート、キャンプ場での水遊び、運動会、リトミック、リース作り、クリスマス会、人形劇、ドーナツ作り、お父さんとの交流会 ・予算 16年度 280,465円 15年度 320,195円 津久井城山を愛する会 【目的】 津久井郡内の文化遺産である津久井城址の愛護活動と城址文化の向上を図る。 【活動内容】 県立津久井湖城山公園事業への協力 年末年始イルミネーション 登山道の清掃及び草刈り 【補助金額】 90,000円 社会教育指導員 【職務】 社会教育の特定分野についての直接指導、学習相談または、社会教育団体の育成等に当たる。 【勤務時間】 1週間につき3日 午前8時30分から午後5時 【報酬】 月額101,000円 【任期】 1年再任は妨げない 【委嘱人数】 4人 生涯学習課2人、生涯学習センター2人</p>	<p>【目的】 関係諸機関との連携のもとに、それぞれの機関の生涯学習関連事業の総合調整を図ると共に、町民の幅広い参加による生涯学習事業の推進を図る。 ・総合的な学習を視野に入れた生涯学習研修会 ・生涯学習事業の推進を図るための生涯学習審議会 ・行政サービスとしての出前さがみこ ・町民の生涯学習を支援する学校施設開放 ・町立小中学校五校で、子どもにも地域社会にもメリットのある学社連携・融合を推進していく ・学校支援人材バンクの設置。 【事業内容】 生涯学習審議会委員報償費（年1回） 21名 3,000円×21名 63,000円 生涯学習研修会 講師報償費 20,000円 通信費 10,000円 委託費 学社連携・融合推進費（小3校、中2校） 10,000×5校 50,000円 参考 （生涯学習審議会委員は、） 小・中学校長、教育委員会関係者、社会教育団体関係者、社会福祉団体関係者、その他必要と認める者</p>	<p>社会教育指導員 【職務】 社会教育指導層の充実を図るため、特定分野についての直接指導、学習相談または、社会教育団体の育成等に当たる。現在2名の指導員で3公民館、及び児童館事業を担当している。 【勤務時間】 勤務日数は1か月につき、15日。午前8時30分から午後5時 【報酬】 藤野町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例に基づき、月額88,700円。 【任期】 1年。ただし、再任は妨げない 【定数】 2名以内</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		生涯学習部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
6	文化財保護審議会経費		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	生涯学習課文化財保護室	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	社会教育課
根拠法令等	相模原市文化財の保存及び活用に関する条例	城山町文化財保護条例	津久井町文化財保護条例	相模湖町文化財保護条例	藤野町文化財保護条例
歳出予算額（平成16年度）	539千円	279千円	334千円（うち、報酬は212千円は別科目で計上）	199千円	484千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 文化財保護審議会は、教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項を調査審議し、その結果を答申し並びにこれらの事項について、教育委員会に建議する。</p> <p>【内容】 ○文化財保護審議会の審議内容  新たな文化財の指定・登録候補について審議 新たな文化財の指定・登録候補について調査 文化財の指定・登録に係る諮問について審議 文化財の指定・登録に係る答申について審議</p> <p>○開催日数 年4回</p> <p>○委員数 10人 非常勤特別職 報酬 @12,600円/1回</p> <p>○15年度指定・登録 指定 2件 登録 14件</p> <p>【参考】 ○平成16年4月1日現在 市指定文化財 24件 市登録文化財 39件 ○委員数 10人</p> <p>【予算内訳】単位千円 報酬 504 旅費 26 需用費 9（賄費）</p>	<p>【目的】 文化財保護委員は、文化財の指定、保存及び活用、又は指定の解除に関し、教育委員会の諮問に答え、意見を具申し、これに必要な調査研究を行う。（条例第13条）</p> <p>【内容】 文化財保護委員の審議内容 町指定重要文化財等の指定候補についての審議及び指定に係る答申について審議 但し、指定事務が少ないため、会議では主に町文化財保護事業の報告、事業計画の説明等を行っている。 普及啓発事業として生涯学習課が開催している町内選跡等を巡る「文化財めぐり」の講師を務めている。 「城山町の地名」「城山町民具所在目録」「城山町講中調査報告書」「城山町小祠報告書」などの刊行に際し、調査、編集している。</p> <p>開催日数 年4回 委員数 6人 15年度指定件数 なし 平成16年4月1日現在 町指定重要文化財 3件 その他 ・津久井郡文化財保護委員連絡協議会について 城山町、津久井町、相模湖町、藤野町の文化財保護委員を構成員とする津久井郡文化財保護委員連絡協議会がある。</p> <p>内容...会議等4回、委員研修会、県民を対象に郡内の史跡等を巡る「津久井探訪」の開催 事務局...津久井教育事務所 各町助成金総額 16年度60千円</p>	<p>【目的】 文化財保護委員は、町内の文化財の指定、保存及び活用、または指定の解除に関し、教育委員会の諮問に答え、意見を具申し、これに必要な調査研究を行う。</p> <p>【内容】 ○文化財保護委員会の審議内容等 文化財の指定 文化財の保存及び活用 文化財の指定の解除</p> <p>○開催日数 年4回程度</p> <p>○委員数 6人 非常勤職員 報酬@29,000円×6人 ○15年度指定・登録 0件</p> <p>○平成16年4月1日現在 町指定文化財 1件 その他 ・津久井郡文化財保護委員連絡協議会について 城山町、津久井町、相模湖町、藤野町の文化財保護委員を構成員とする津久井郡文化財保護委員連絡協議会がある。</p> <p>内容...会議等4回、委員研修会、県民を対象に郡内の史跡等を巡る「津久井探訪」の開催 事務局...津久井教育事務所 各町助成金総額 16年度50千円</p>	<p>【目的】 文化財保護委員は、町内の文化財の指定、保存及び活用、または指定の解除に関し、教育委員会の諮問に答え、意見を具申し、これに必要な調査研究を行う。</p> <p>【内容】 ○文化財保護委員の審議内容等 文化財の指定 文化財の保存及び活用 文化財の指定の解除</p> <p>○開催日数 年6～7回の会議 ○町指定巡視 年3回 ○委員数 9人 報酬 委員長 53千円/年 委員 46千円/年 平成16年度 費用弁償総額 50千円 ○町指定文化財 9件 ○その他 郡連絡協議会との連携した事業や、町内の「石の文化」研究に尽力している。 各町助成金総額 H16年度 13千円 ・県市町村文化財保護行政連絡会議 2千円 ・郡文化財保護連絡協議会 11千円</p> <p>【予算内訳】単位千円 報酬 174 旅費 20 需用費 4 役務費 1</p>	

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項				専門部会名	
29	各種事務事業の取扱い				生涯学習部会	
事務事業番号	事務事業名				協議ランク	
9	文化財普及事業				A協議会 B幹事会 C専門部会	
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	生涯学習課文化財保護室	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	社会教育課	
根拠法令等	文化財保護法 相模原市文化財の保存及び活用に関する条例	文化財保護法 城山町文化財保護条例	文化財保護法 津久井町文化財保護条例		文化財保護法 藤野町文化財保護条例	
歳出予算額（平成16年度）	2,715千円	48千円	95千円		0千円	
歳入予算額（平成16年度）	100千円	50千円	71千円		0千円	
【事務事業の内容】	<p>【目的】 市民の文化財保護意識の高揚を図るため、文化財を活用した事業の開催や文化財年報の刊行を行う。</p> <p>【内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>民俗芸能と文化財展 ○相模原市民俗芸能大会 相模原市民俗芸能保存協会の加盟団体が、一堂に会し、獅子舞や仕事唄等を広く市民に披露する。 ○出演団体 5団体 ○会場 市あじさい会館ホール ○主管 相模原市民俗芸能保存協会</li> <li>相模原市文化財展 ○郷土の文化遺産（自然や文化）を調査研究している市民団体の、日頃の調査・研究活動の成果を発表する場を提供するとともに、郷土の文化財に係わる講演会を開催する。 ○参加団体 7団体 ○主管 相模原市文化財展実行委員会</li> <li>古民家園事業 神奈川県指定重要文化財「旧青柳寺庫裡」を移築復原した古民家園で年間を通じて、郷土の文化に根ざした事業を行う。 ○文化芸能の発表（琴演奏、俳句等）他4事業</li> <li>文化財ポスター展 神奈川県教育委員会が主催・募集した文化財ポスター作品のうち、相模原市内中学生の作品を展示。 ○市庁舎1階ギャラリースペース ○展示日数 7日</li> <li>遺跡見学会 公共事業工事や史跡保存整備に伴う発掘調査現場において、遺跡見学会を開催。 ○勝坂遺跡見学会 ○田名向原遺跡見学会</li> <li>遺跡資料の公開 公開活用を目的に緊急地域雇用創出特別対策事業において実施された出土品整理の成果を、埋蔵文化財整理室の展示事業の一環として公開。</li> </ol>	<p>【目的】 文化財の活用のため必要な経費を措置し、もって町民の文化的向上に資する。</p> <p>【内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>郷土資料の展示 郷土資料室（城山町立公民館内） 主に町内の考古資料、古文書、写真等の常設展示。町民文化祭に併せて特別展を実施。 年間来室者数 465人（H15年度） 郷土資料保管庫 主に町民より寄贈・収集した民具資料等の常設展示。町民文化祭に併せて一般開放。 年間見学者数 278人（H15年度）</li> <li>しろやま文化財めぐり 町内の文化や文化財にふれることにより、郷土の歴史や文化財への理解を深め、文化・文化財の保護・育成・継承を図る。 主 催 教育委員会・文化財保護委員 開催日 平成15年6月7日</li> <li>第3回考古学講座 一般県民を対象とした考古学の講座 主 催 財団法人かながわ考古学財団・県教育委員会・城山町教育委員会</li> </ol> <p>【特定財源】単位千円 刊行物等売上金50</p> <p>【参考】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>民具に親しむつどい（H15年度） 町の郷土資料保管庫に保管してある明治～昭和期の庶民の道具を一般町民が見学し、また有識者からそれまつわる話を聞く。 参加者 17人</li> <li>国指定史跡川尻石器時代遺跡パンフレットの作成（H15年度） 部数 2,000部</li> <li>遺跡見学会（H15年度） 国指定史跡川尻石器時代遺跡の史跡整備事業に伴う発掘調査現場において、一般対象、町内小学校対象で遺跡見学会を開催。 一般対象 77人 町内小学校 194人</li> </ol>	<p>【目的】 町民の文化財保護意識の高揚を図るため、町内の文化財を紹介する刊行物を発行する。</p> <p>【内容】</p> <p>15年度実績「つくい町の歴史今昔」増刷100部 16年度予定「津久井町歴史地図」増刷1,000部</p> <p>特定財源 町郷土誌等販売収入（71千円）</p>	該当なし	<p>【内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>平成17年度「石の文化研究誌」を発刊すべく調査・研究中</li> <li>文化財案内版の設置（平成15年度実績） 新規設置件数 0件 修繕 0件 （平成16年度） 新規設置件数 0件 修繕 1件 予算 0千円</li> </ol>	

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	生涯学習部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
9	文化財普及事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】	<p>7.文化財リーフレットの作成 新たに指定・登録した文化財のリーフレットを作成。 1件 1000部作成</p> <p>8.文化財年報の作成 文化財年報を作成し、文化財保護の概要をまとめるとともに、市教育委員会で実施した文化財調査及び埋蔵文化財調査報告書等を掲載する。 作成部数 500部</p> <p>9.文化財保護団体の活動 1)相模原市民俗芸能保存協会 ○主な活動 市域に伝わる民俗芸能の保存と後継者の育成に努め、地域文化の向上に寄与するための活動。 ○構成 8団体 1)番田神代神楽保存協会 2)田名八幡宮獅子舞保存会 3)ぼうち唄保存会 4)大沼土窯焼き唄保存会 5)大島諏訪明神獅子舞保存会 6)下九沢御嶽神社獅子舞保存会 7)水郷田名新田名音頭保存会 8)長徳寺盆踊保存会 ○機関紙 「さがみはらの民俗芸能」500部</p> <p>2)相模原市文化財研究協議会 ○主な活動 郷土の文化財について研究し、その愛護と普及に努めるとともに、団体相互の連絡と協力を図る。 ○構成 6団体 1)相模原考古学研究会 2)相武台歴史研究会 3)相原の歴史を語る会 4)大野北郷土の会 5)さがみはら地名の会 6)相模原郷土懇話会 ○機関紙「相模原の自然と文化」300部 ○文化財探訪の実施</p> <p>10.文化財調査・普及員制度の発足 文化財の調査や普及を目的にパートナーシップ型の市民ボランティアを公募し、講習会を行う。 ○調査・普及員講習会の実施 ○15年度登録人数 44名</p> <p>【特定財源】 単位千円 物品売払収入(各種調査書等)100</p> <p>【予算内訳】 単位千円 報償費 343 需用費 1,049 委託料 1,200(文化財普及事業委託) 使用料賃借料 110 備品購入費 13</p>				

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	生涯学習部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
11	スポーツ振興審議会経費	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	スポーツ課	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	社会教育課
根拠法令等	相模原市スポーツ振興審議会規則	城山町スポーツ振興審議会に関する条例	津久井町スポーツ振興審議会設置条例		
歳出予算額（平成16年度）	347千円	120千円	86千円		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円		
【事務事業の内容】	<p>【目的】 スポーツの振興に関する重要事項について、教育委員会の諮問に応じて調査、審議し、結果の答申、意見の建議を行う。</p> <p>【内容】 委員数 10名 任期 2年 委員の内訳 学識経験者 8名 市体育協会関係者 1名 行政機関関係者 1名 委員の身分 非常勤特別職 会議等の開催状況（平成15年度）</p> <p>1月23日 審議事項 （1）相模原市における今後のスポーツ振興方策について</p> <p>3月30日 審議事項 （1）平成16年度（財）相模原市体育団体事業費補助金の交付についての諮問・答申 （2）平成16年度相模原市スポーツ事業の予算概要等について （3）相模原市スポーツ振興計画～地域スポーツ活性化プラン～の策定について</p> <p>【参考】 謝礼@12,600×9名×3日=340,200円 会議室使用料 6,000円</p> <p>【附属機関の説明】 スポーツ振興法第18条に基づく審議会</p>	<p>【目的】 スポーツの振興に関する事項について教育委員会の諮問に応じて調査、審議し、教育委員会に答申、建議を行う。</p> <p>【内容】 委員数 5名 任期 2年 委員の内訳 学識経験者 4名 行政機関関係者 1名 会議等の開催状況（平成15年度）</p> <p>6月24日 審議事項 （1）平成14年度スポーツ施設利用状況について （2）平成15年度スポーツ事業計画について （3）各種スポーツ大会出場奨励金について</p> <p>3月23日 審議事項 （1）しるやま生涯学習21プラン後期基本計画原案について （2）平成15年度スポーツ事業実施結果について （3）小倉こだまプールの利用結果について</p> <p>【参考】 報酬 @6,000×4名×2日=48,000円</p> <p>【附属機関の説明】 スポーツ振興法第18条に基づく審議会</p>	<p>【目的】 教育委員会の諮問に応じて、スポーツの振興に関する事項について調査審議し、これらの事項に関して教育委員会に建議する。</p> <p>【内容】 委員数 5名 任期 2年 委員の内訳 学識関係者 5名 委員の身分 非常勤特別職 会議等の開催状況（平成15年度） 7月11日 審議事項 平成14年度スポーツ事業報告について 平成15年度スポーツ事業計画について 平成15年度スポーツ事業予算について スポーツ審議会の活動について</p> <p>【参考】 報酬 会長@8,000円×1名×2日 =16,000円 委員@7,400円×4名×2日 =59,200円 費用弁償 5名分×2日=4,000円 需用費 消耗品 =6,000円</p> <p>【附属機関の説明】 スポーツ振興法第18条に基づく審議会</p>	該当なし	該当なし

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		生涯学習部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
12	体育指導委員活動推進事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	スポーツ課	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	社会教育課
根拠法令等	スポーツ振興法・相模原市体育指導委員に関する規則	スポーツ振興法 城山町体育指導委員に関する規則	スポーツ振興法、津久井町体育指導委員に関する規則	スポーツ振興法 相模湖町体育指導委員に関する規則	スポーツ振興法 藤野町体育指導委員に関する規則
歳出予算額（平成16年度）	13,326（千円）	3,636千円	1,380千円	593千円	1,636千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p><b>【目的】</b> 体育指導委員が連絡協調を密にし、職務遂行に必要な研修と相互の親睦をはかり、スポーツの振興に寄与することを目的とする。</p> <p><b>【内容】</b> 名称 相模原市体育指導委員連絡協議会</p> <p>活動 各公民館及び体育協会その他関係団体との連絡調整 スポーツに関する調査研究 スポーツ振興のための講習会、研究会等の開催 体育指導委員の指導育成 その他目的を達成するための必要な事業</p> <p>地域との関わり 各委員の所属する地域（公民館単位）で、スポーツ講習会や大会の企画・運営。 自治会等主催の事業への協力。</p> <p>組織の状況 役員（9名）、幹事（23名） その他分掌組織として、総務部、指導部、事業部、広報部の4部会を設置。</p> <p>役員構成 会長1、副会長4、会計2、監査2</p> <p>その他特記事項 定数191名、市内23公民館の各公民館より7～13名選出</p> <p><b>【参考】</b> 報酬 11,119千円 報償費 60千円 旅費 820千円 需用費 460千円 委託料 160千円 使用料等 409千円 負担金等 298千円</p>	<p><b>【目的】</b> スポーツ活動の推進のための組織育成を図り、スポーツの実技指導やスポーツ団体の求めに応じて協力指導、助言を行いスポーツの振興に寄与することを目的とする。</p> <p><b>【内容】</b> 名称 城山町体育指導委員協議会</p> <p>活動 住民の求めに応じてスポーツの実技指導を行う。 住民のスポーツ活動の促進のための組織の育成を図る。 学校・公民館等の教育機関の行うスポーツの行事、事業に関し協力する。 スポーツ団体ソンの他の団体の行うスポーツの行事、事業に関し協力する。 住民一般に対しスポーツの理解を深めること その他目的を達成するための必要な事業</p> <p>自治会との関わり 各委員の所属する自治会が主催するスポーツ事業への協力、指導。</p> <p>組織の状況 役員 3名 その他分掌事務として、ニュースポーツ・編引き・町民マラソンの3つの実行委員会を設置</p> <p>役員構成 会長 1 副会長 2</p> <p>その他特記事項 定数17名 各自治会より1～2名選出</p> <p><b>【参考】</b> 報酬 2,442千円 旅費 109千円 需用費 272千円 役務費 26千円 負担金 787千円</p>	<p><b>【目的】</b> 津久井町体育指導委員相互の協力体制を確立し、資質の向上を図るとともに、津久井町のスポーツ振興に寄与することを目的とする。</p> <p><b>【内容】</b> 名称 津久井町体育指導委員協議会</p> <p>活動 各委員所轄の地域への指導、組織育成。 行政団体等主催のスポーツ事業への協力。 スポーツに関する調査・研究 スポーツの普及・振興のため教室等の開催 体育指導委員の指導育成 その他目的を達成するための必要な事業</p> <p>地域との関わり 各委員の所属する地域や体育振興会が主催するスポーツ事業への協力、指導。</p> <p>組織の状況 役員 3名</p> <p>役員構成 会長 1名 副会長 2名</p> <p>その他特記事項 定数 15名 報酬 7,300円/日</p> <p><b>【参考】</b> 報酬 1,044千円 旅費 100千円 需用費 193千円 役務費 23千円 負担金 20千円*</p>	<p><b>【目的】</b> 相模湖町体育指導委員は、相互に協力体制を確立し、資質の向上を図るとともに、相模湖町のスポーツ振興に寄与することを目的とする。</p> <p><b>【内容】</b> 名称 相模湖町体育指導委員</p> <p>活動 住民の求めに応じてスポーツの実技の指導を行う。 住民のスポーツ活動の促進のための組織の育成を図る。 行政団体等主催のスポーツ行事または事業への協力。 スポーツに関する調査・研究 住民のスポーツ振興のための助言指導を行う。 その他目的を達成するための必要な事業</p> <p>地域との関わり 各委員の所属する地域や体育振興会が主催するスポーツ事業への協力、指導。</p> <p>組織の状況 役員 3名</p> <p>役員構成 委員長 1名 副委員長 2名</p> <p>その他特記事項 定数 15名（任期 2年） 報酬 29,000円/年</p> <p><b>【参考】</b> 報酬 435千円 報償費 11千円 旅費 42千円 需用費 84千円 役務費 14千円 負担金 67千円</p>	<p><b>【目的】</b> 藤野町体育指導委員は、相互に協力体制を確立し、資質の向上を図るとともに、藤野町のスポーツ振興に寄与することを目的とする。</p> <p><b>【内容】</b> 名称 藤野町体育指導委員</p> <p>活動 住民の求めに応じてスポーツ実技の指導を行うこと。 住民のスポーツ活動の促進のための組織の育成を図ること。 学校、公民館などの教育機関その他行政機関の行うスポーツの行事又は事業に関し、求めに応じ協力すること。 住民一般に対し、スポーツについての理解を深めること</p> <p>地域との関わり 各委員の所属する地域や体育振興会が主催するスポーツ事業への協力・指導</p> <p>役員・構成 会長1名 副会長2名 委員12名</p> <p>その他特記事項 定数 15名（任期2年） 報酬 会長 63,000円/年 委員 56,000円/年</p> <p>(参考) H16年度予算額 報酬 1,039千円 旅費 250千円 需要費 280千円 役務費 6千円 負担金 67千円</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	生涯学習部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
13	スポーツ振興に関する事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	スポーツ課	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	社会教育課
根拠法令等	スポーツ振興法第7条 各種実施要綱等	スポーツ振興法第7条 各種実施要綱	スポーツ振興法第7条 各種実施要綱		
歳出予算額（平成16年度）	9,553千円	1,215千円	2,230千円		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円		
【事務事業の内容】	<p>【目的】 市民の健康の保持増進及び体力の向上や生涯スポーツの基盤づくり等を図るため、体育の日記念事業、各種体育大会出場奨励事業、スポーツ教室等を実施する。</p> <p>【内容】 スポーツ振興事業（1,000千円） 総合型地域スポーツクラブの創設に向け、モデル事業を推進する。 体育の日記念事業（424千円） 行事名 ファミリーオリンピック 会場 横山公園陸上競技場 内容 体力測定、記録測定など 相模原市体育指導委員連絡協議会に委託 各種体育大会選手出場奨励事業（2,322千円） 出場する大会の規模等に応じて、奨励金を贈呈。 レクリエーション・スポーツ講習会（174千円） ・ビーチボール講習会 年2回実施（7月、10月予定） ・ニュースポーツの普及 地域体育活動費（920千円） 相模原市公民館連絡協議会に業務を委託し、地域におけるスポーツクラブの育成、組織化、地域の体育振興に必要な事業を実施する。 総合体育館自主事業（1,979千円） 各種スポーツ教室等の実施 卓球教室ほか11教室 北総合体育館自主事業（1,367千円） 各種スポーツ教室等の実施 卓球教室ほか10教室 総合水泳場自主事業（1,367千円） 各種水泳教室の実施 飛込教室ほか6教室 財団法人相模原市体育協会に委託</p>	<p>【目的】 町民の生涯スポーツの振興と技術や体力の向上を図るため、各種体育大会出場奨励事業、スポーツ教室等を実施する。</p> <p>【内容】 各種スポーツ教室（192千円） ・初級者テニス教室 ・サッカーフェスティバル ・水泳教室 ・初中級テニス教室 ニュースポーツの普及（62千円） ・キンボール講習会への派遣及び指導者の養成（体育指導委員） 各種体育大会選手出場奨励事業（60千円） 各種大会へ参加する選手に対し、町民の誇りと町民へのスポーツ意識高揚を期待し、奨励金を贈呈。 （15年度実績） ・全国大会 バウンドテニスほか4競技 ・関東大会 高校バレー ・県内大会 卓球 体育振興奨励金（759千円） 地域自治会への体育振興を目的とした事業に対し、コミュニティ作りの一助とするため奨励金を交付する。</p> <p>【参考】 報償費 60,000 初級テニス講師 4日間 32,000 サッカーフェスティバル講師 25,000 水泳教室講師 5日間 75,000 初中級テニス講師 4日間 需用費 19,149 スポーツ教室消耗品 備品購入費 61,005 キンボール関連備品購入 助成金 759,000 体育振興奨励金</p>	<p>【目的】 町民が自主的・積極的に参加できるスポーツ教室を開催する、またはその団体への補助を行う。</p> <p>【内容】 運動・スポーツを通じた健康づくりを推進するための教室や講座を開催する。 生涯学習部門と健康支援部門との協力体制を確立し、健康維持・増進を促進する環境づくりをすすめる。</p> <p>【内容】 健康づくり講座 自己の体力・健康を把握し、今後の体力・健康の維持・増進に積極的に取組めるよう支援する。 健康のための運動とダイエット講座（143千円） 運動・スポーツ活動をきっかけに、主体的・積極的な健康づくりを推進し生活習慣病や筋力低下を起因とする怪我の予防をする。 ソフトバレーボール教室（25千円） 日ごろの運動不足やストレスの解消をする。仲間づくりへの発展からスポーツの活性化を図る。 津久井町体育振興会連絡協議会（1,870千円） 地域のスポーツ振興を目的とした事業への経費の補助を行う。 町内の体育祭の開催支援</p> <p>【参考】 報償費 12,000円 エアロビックダンス講師 2日間 20,000円 ソフトバレーボール講師 4日間 20,000円 体育祭手話通訳 212,520円 記念品代* 委託料 78,750円 アクアビクス運動講師派遣委託 4日間 15,750円 マットコア運動講師派遣委託 2日間 需用費 15,750円 消耗品 72,000円 指導材料費等 助成金 1,782,000円 7 体育振興会助成金</p>	該当なし	該当なし

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	生涯学習部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
16	各種体育大会等実施事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
担当課名	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	スポーツ課	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	社会教育課
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）	61,845千円	1,854千円	2,001千円	3,545千円	2,212千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p><b>【目的】</b> 市民の体力づくりとスポーツ技術の向上を図るために、財団法人相模原市体育協会へ事業実施の業務委託をするもの。</p> <p><b>【内容】</b> 市民選手権大会（25種目）（19,137千円） 開催月3月～3月 市民の競技力向上を目的に各種競技会を実施 市民体育祭（11種目）（4,507千円） 開催月10月 陸上競技以外は公民館対抗戦 市民の楽しみ、健康、交流を目的としたスポーツ大会 相模原駅伝競走大会（3,345千円） 開催月1月 長距離走の普及発展を目的とした駅伝 7区間40,800m、5区間17,200mの2コース 市民ハイキング（714千円） 開催月10月 ハイキングを楽しみながら自然に親しむ（2泊3日） 市民日帰りハイキング（125千円） 開催月5月 ハイキングを楽しみながら自然に親しむ 市民富士登山（827千円） 開催月8月 富士登山を通して市民の体力づくりと相互の親睦を図る 市民スキー講習会（1,158千円） 開催月1月 スキーの正しい技術と知識を習得する（3泊4日） かながわ・ゆめ国体開催記念スポーツイベント（326千円） 開催月9月 かながわ・ゆめ国体開催を記念し、相模原市で開催した競技について、普及育成を図る かながわ駅伝競走大会選手派遣（655千円） 開催月2月 県主催かながわ駅伝競走大会へ相模原選手団を派遣  県総合体育大会選手派遣（夏季、秋季、冬季）（3,049千円） 開催月8、9、2月</p>	<p><b>【目的】</b> 町民の体力づくりとスポーツ技術の向上を図るため、各種体育事業の実施及び各種大会への町代表選手の派遣を行う。</p> <p><b>【内容】</b> 第4回津久井湖駅伝競走大会（500千円） 開催月11月 生涯スポーツの振興と健全な青少年の育成をめざし、城山・津久井の地域づくりと各種団体の親睦を深める *津久井町と共催  第2回城山町民マラソン大会（200千円） 開催月12月 生涯スポーツの振興と健全な青少年育成及び自己の健康保持・増進を図るとともに、参加者相互の親睦を図る  県総合体育大会選手派遣（745千円） （夏季、秋季、冬季）開催月8、9、2月 県主催総合体育大会へ城山町選手団を派遣  かながわ駅伝競走大会選手派遣（345千円） 開催月2月 県主催かながわ駅伝競走大会へ城山町選手団を派遣  第16回城山町地区対抗親睦綱引き大会（64千円） 開催月10月 *もみじまつりの中で開催 綱引きの普及と町民相互の親睦、地域における仲間作り、健全な心身の成長とスポーツ活動の生活化を目的とする  <b>【参考】</b> 報償費 155,000 需用費等 447,000 役務費 55,000 負担金 505,000  津久井湖駅伝競走大会負担金 500,000 かながわ駅伝競走大会 神奈川陸上競技協会一時登録料 5,000 県総合体育大会選手派遣費 692,000</p>	<p><b>【目的】</b> 町民の日常生活でのスポーツ活動を促進し、体力の維持・向上及び健康増進を図る。 生涯スポーツの振興と健全育成、地域づくりを目指す。</p> <p><b>【内容】</b> 第4回津久井湖駅伝競走大会（500千円） 城山町と共催で実施  第3回新春マラソン大会（291千円）  県総合体育大会選手派遣費助成金（900千円）  かながわ駅伝競走大会選手派遣費助成金（300千円）  <b>【参考】</b> 報償費 138,500円 需用費等 63,000円 役務費 89,000円 負担金 500,000円 津久井湖駅伝競走大会負担金  助成金 910,000円 開催月10月 県総合体育大会選手派遣費助成金 助成金 300,000円 かながわ駅伝競走大会選手派遣費助成金</p>	<p><b>【目的】</b> 町民の日常生活でのスポーツ活動を促進し、体力の維持・向上及び健康増進を図る。 生涯スポーツの振興と健全育成、地域づくりを目指す。</p> <p><b>【内容】</b> 相模湖湖駅伝競走大会（609千円）  相模湖レガッタ（2,448千円）  家族ぐるみハイキング（10千円）  県総合体育大会参加事業（368千円）  かながわ駅伝競走大会参加事業（110千円）  <b>【参考】</b> 職員手当 183,000円 賃金 292,000円 報償費 1,415,000円 需用費 692,000円 役務費 91,000円 使用料等 418,000円 負担金等 454,000円</p>	<p><b>【目的】</b> 町民の日常生活でのスポーツ活動を促進し、体力の維持向上を及び健康増進を図る。 生涯スポーツの振興と健全育成・地域づくりを目指す。</p> <p><b>【内容】</b> やまなみクロスカントリー駅伝競走大会 ・報償費 743,000円 ・消耗品 60,000円 ・食糧費 120,000円 ・手数料 10,000円 ・使用料 212,000円 町民マレットゴルフ大会 ・報償費 10,000円 ・消耗品 20,000円 ・食糧費 21,000円 県総合体育大会参加費負担金 400,000円 かながわ駅伝大会選手派遣 400,000円 各種スポーツ大会保険料 14,000円 陣馬山ハイキング ・消耗品 182,784円 ・賃借料等 20,000円</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名											
29	各種事務事業の取扱い	生涯学習部会											
事務事業番号	事務事業名	協議ランク											
16	各種体育大会等実施事業	A協議会    B幹事会    C専門部会											
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町								
【事務事業の内容】	<p>県主催県総合体育大会へ相模原選手団を派遣              8市親善野球大会選手派遣（188千円）              開催月6月              小田急線沿線8市による野球大会へ相模原選手団を派遣              8市2郡親善陸上競技大会選手派遣（259千円）              開催月7月              相模原市近隣の8市2郡による陸上競技大会へ相模原選手団を派遣</p> <p>【参考】              財団法人相模原市体育協会委託費内訳</p> <table style="margin-left: 20px; border: none;"> <tr><td>事業費</td><td style="text-align: right;">36,117千円</td></tr> <tr><td>事務費</td><td style="text-align: right;">2,264千円</td></tr> <tr><td>人件費</td><td style="text-align: right;">18,815千円</td></tr> <tr><td>消費税</td><td style="text-align: right;">979千円</td></tr> </table> <p>その他              公共施設使用料 2,905千円</p>	事業費	36,117千円	事務費	2,264千円	人件費	18,815千円	消費税	979千円				
事業費	36,117千円												
事務費	2,264千円												
人件費	18,815千円												
消費税	979千円												

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	生涯学習部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
18	(財)相模原市体育協会補助金	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	スポーツ課	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	社会教育課
根拠法令等		城山町社会教育に係る補助金交付要綱		相模湖町教育委員会補助金及び交付金交付要綱	藤野町社会教育登録団体補助金交付要綱
歳出予算額(平成16年度)	90,691(千円)	2,540千円	1,629千円	1,400千円	1,225千円
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 相模原市民のスポーツ活動を振興することを目的とする「財団法人相模原市体育協会」が行う各種事業及び管理運営経費に対し補助金を交付する。</p> <p>【内容】 補助金内訳 ・事業費補助金 21,962千円 市民ウォーキング大会等の体育協会主催事業における開催経費等を助成 ・管理費補助金 8,470千円 体育協会採用職員の人件費等の管理経費を助成 ・派遣職員人件費等補助金 60,259千円 「派遣法」に該当する市からの派遣職員の人件費等を助成</p> <p>財団法人相模原市体育協会の概要</p> <p>【目的】 相模原市民のスポーツ活動を振興し、もって心身ともに健康で明るい市民生活の形成に寄与する。</p> <p>【設立年月日】 平成元年10月26日(昭和29年11月任意団体発足)</p> <p>【設立者】 任意団体であった相模原市体育協会、相模原市</p> <p>【基本財産】 110,020千円(うち相模原市出資金49,000千円〔44.5%〕)</p> <p>【事業内容】 (1) スポーツに関する教室、講演会、競技会等の開催 (2) スポーツ指導者及び審判員の養成 (3) スポーツ団体等に対する助成、その他の支援 (4) スポーツに関する情報の収集及び提供</p>	<p>【目的】 体育団体相互の連絡調整及び町民の体力向上と生涯スポーツの振興に寄与することを目的とする「城山町体育協会」が行う各種事業等に対し補助金を交付する</p> <p>【内容】 補助金内訳 ・団体補助金 1,819千円 加盟 17団体、地域部会 12地区 県総体派遣補助を助成 ・育成事業 375千円 町スポーツ少年団へ活動費を助成 ・運営費 346千円 各種大会等の事業費を助成</p> <p>城山町体育協会の概要</p> <p>【目的】 体育団体相互の連絡調整を図るとともに町民の体力向上と生涯スポーツの振興に寄与する</p> <p>【設立年月日】 昭和63年12月18日</p> <p>【設立者】 14種目団体、城山町</p> <p>【事業内容】 (1) 体育団体の育成と相互の連絡調整を図る (2) 町民の体力向上に関する方策の研究 (3) 各種大会及び講習会等の開催並びに後援 (4) スポーツ振興の宣伝、啓発及び指導奨励 (5) 町体育行政の諮問に応じ、その施策に協力する (6) その他、本協会の目的を達成するために必要な事業</p> <p>【役員の状況】(平成16年4月1日現在) 常任理事15名 (会長1名、副会長2名、理事長1名、副理事長2名、事務局長1名、会計1名、専門部会長1名、専門副部会長2名、地域部会長1</p>	<p>【目的】 体育団体相互の連絡調整及び町民の体力向上と社会体育の振興に寄与することを目的とする「津久井町体育協会」が行う各種事業等に対し補助金を交付する。</p> <p>【内容】 補助金 1,629千円 体育協会が主催するサマーハイキング・スポーツ医学講座等の事業費補助等</p> <p>【設立年月日】 昭和60年12月23日</p> <p>【事業内容】 加盟する体育団体の強化発展と会員相互の連絡調整 町民の体力向上に関する方策の研究 各種大会及び講習会等の開催及び後援 体育振興の宣伝、啓蒙及び指導奨励</p> <p>【役員の状況】 会長1名、副会長2名、理事長1名、副理事長2名、理事12名、事務局長1名、事務局次長1名、監事2名、事務局1名</p> <p>【加盟団体数】 14種目団体</p>	<p>【目的】 体育団体相互の連絡調整を図ると共に町民の体力向上と社会体育の振興に寄与することを目的とする</p> <p>【内容】 補助金1,400千円 体育協会が主催する子どもチャレンジフェスティバル・町民レガッタ・医学講習会等の事業費補助等</p> <p>【設立年月日】 平成2年4月1日</p> <p>【事業内容】 加盟する体育団体の強化発展と会員相互の連絡調整を図る 町民の体力向上に関する方策の研究 各種大会及び講習会等の開催並びに援助 体育振興の宣伝、啓発及び指導奨励 町体育行政の諮問に応じてその施策に協力する 県及び体育行事への参加並びに協力 その他本協会の目的達成のために必要な事業</p> <p>【役員の状況】(平成16年5月1日付け) 会長1名、副会長2名、理事長1名、副理事長2名、理事17名、事務局長1名、監事2名、事務局1名</p> <p>【加盟団体数】 20種目団体 865人</p>	<p>【目的】 体育団体相互の連絡調整を図ると共に体力向上を図ると共に「藤野町体育協会」が行う各種事業に対し、補助金を交付する。</p> <p>【内容】 補助金 1,225千円 (内訳) ・各種目協会事業補助 765千円 ・四町体育協会事業 460千円</p> <p>【設立年月日】 平成2年2月1日</p> <p>【事業内容】 (1) 加盟団体の育成強化と相互の連絡融和を図る (2) 各種体育大会・講習会等の開催及び後援 (3) 体育の普及振興に関する調査研究 (4) 体育運動の宣伝啓発及び指導奨励を図る (5) 藤野町体育行政の施策の推進に協力 (6) 県及び郡の体育行事への参加並びに協力 (7) その他本協会の目的達成に必要な事業</p> <p>【役員の状況】 平成16年4月1日現在 会長 1名 副会長 2名 理事長 2名 副理事長 2名 事務局長 1名 常任理事 25名 事務局次長 1名 会計 2名 監事 2名</p>

## 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	生涯学習部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
18	(財)相模原市体育協会補助金	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】	<p>(5) 相模原市が行うスポーツ事業の受託 (6) 相模原市が設置する社会体育施設の管理運営の受託 (7) その他目的を達成するために必要な事業</p> <p>[ 役員の状況 ] (平成16年4月1日現在) 理事15名 ( 会長1名、副会長2名、常務理事1名、理事11名 ) 常務理事は、市派遣嘱託職員 幹事2名 評議員33名</p> <p>[ 事務局職員の状況 ] (平成16年4月1日現在) 法人採用職員12名 正規職員 (6名・事務) 嘱託職員 (2名・事務、4名・管理) 市派遣職員6名 ( 参事1名、主幹1名、主査1名、主任1名、主事2名 ) 市覚書職員2名 ( 主幹1名、主事1名 )</p> <p>[ 加盟団体数 ] (平成15年5月1日現在) 31種目団体、49,240人</p> <p>法人の性格</p> <p>[ 事業分野の区分 ] スポーツ振興事業を担当する法人 ( 社会教育団体 )</p> <p>[ 財政依存度 ] (平成14年度) ・総収入 558,348千円 ( 100% ) ・市からの収入 451,889千円 ( 80.9% ) 補助金等 87,714千円 ( 15.7% ) 委託料 364,175千円 ( 65.2% ) ・その他収入 9,485千円 ( 1.7% )</p>	<p>名、地域副会長2名、スポーツ少年団担当1名) 幹事3名 (うち1名は生涯学習課長) 理事23名 (専門部会14名、地域部会9名)</p> <p>[ 事務局職員の状況 ] (平成16年4月1日現在) 城山町職員 2名 (副主幹、主事) 非常勤職員 1名</p> <p>[ 加盟団体数 ] (平成15年5月1日現在) 専門部会17種目団体 1、621人 地域部会12地区、地域全体を対象としているため登録人数は把握していない。</p> <p>[ 財政依存度 ] (平成14年度) ・総収入 4,014千円 ( 100% ) ・町からの収入 補助金 2,540千円 ( 63.2% ) ・その他収入 1,474千円 ( 36.7% )</p>			

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号 29	合併協議事項 各種事務事業の取扱い	専門部会名 生涯学習部会			
事務事業番号 19	事務事業名 スポーツ大会等開催・誘致奨励補助金	協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	スポーツ課 スポーツ大会等開催・誘致奨励補助要綱	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	社会教育課
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）	300（千円）				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 高水準の競技技術を紹介することにより、市民の競技力の向上を図るため、全国大会規模等のスポーツ大会等を誘致する市内の団体に交付する補助金</p> <p>【内容】 補助対象 国、地方公共団体、日本体育協会（加盟団体含む）その他これに準ずる団体が、主催する国際大会、全国規模の大会等で、市内の公共的団体が開催し、または誘致するもの。</p> <p>実績 平成11年 第22回全国JOCジュニアオリンピックカップ夏季大会水泳競技（シンクロナイズドスイミング） 補助金額30万円 平成12年度以降実績なし</p> <p>贈呈基準 A（補助金額30万円以内） 国際ランキング10位以内の選手が主になって行われる、全国規模の競技大会、演技会等もしくは、国内の最上位クラスの選手が主になって行われる、全国規模の競技大会、演技会等 B（補助金額20万円以内） A以外の国際規模の競技大会、演技会等もしくは、国内の上位クラスの選手が主になって行われる、全国規模の競技大会、演技会等 C（補助金額10万円以内） A・B以外の全国規模の競技大会、演技会等</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	生涯学習部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
20	スポーツ施設管理事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	スポーツ課	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	社会教育課
根拠法令等	相模原市都市公園条例 相模原市立総合体育館条例 相模原市体育館に関する条例 相模原市立鶴野森体育施設条例 相模原市立総合水泳場条例	城山町スポーツ施設並びにレクリエーション施設の設置及び管理に関する条例 城山町スポーツ施設並びにレクリエーション施設の設置及び管理に関する施行規則	津久井町立総合運動場条例 津久井町立総合運動場施行規則 津久井町串川社会体育館条例 津久井町串川社会体育館条例施行規則 津久井町都市公園条例 津久井町都市公園条例施行規則	相模湖町都市公園条例 相模湖町スポーツ施設の設置及び管理に関する条例 神奈川県立相模湖漕艇場条例 神奈川県立相模湖漕艇場の利用等に関する規則施行規定	藤野町スポーツ施設等の設置及び管理に関する条例 藤野町スポーツ施設等の設置及び管理に関する条例施行規則
歳出予算額（平成16年度）	1,140,466千円	59,749千円	31,306千円	30,144千円	15,535千円
歳入予算額（平成16年度）	173,245千円	9,304千円	5,402千円	3597千円	1452千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 市民のスポーツ活動を促進するため、スポーツ施設を維持、管理する。</p> <p>【内容】 横山公園運動施設 都 陸上競技場、野球場、テニスコート 湘野辺公園運動施設 都 ひばり球場、テニスコート、県立相模原球場 鹿沼公園運動施設 都 野球場、テニスコート 相模台公園運動施設 都 野球場、テニスコート スポーツ広場 野球、ソフトボール、サッカーなどに対応した広場。全10箇所（内4箇所は夜間利用可） 総合体育館 都 大体育室、中体育室、小体育室、剣道場、柔道場、弓道場、トレーニング室、会議室 北総合体育館 都 体育室、剣道・卓球場、柔道場、多目的室、弓道場、トレーニング室、会議室 市体育館 体育室、柔道場、弓道場 総合水泳場 体 メインプール、サブプール、飛込プール、トレーニング室、会議室 銀河アリーナ 都 アイススケート場、プール、トレーニング室 鶴野森体育施設 都 遊泳用プール、幼児用プール、運動場</p> <p>【一部事務組合等】 施設の管理を相模原市都市整備公社 都、相模原市体育協会 体 に委託（特に記載無いものは直接管理）</p> <p>【参考】 委託料 1,074,842 需要費 38,072 使用料及び賃借料 13,860 備品購入費 10,964 その他 2,728</p>	<p>【目的】 根拠法令に基づき、スポーツ施設の維持管理を行う。</p> <p>横山スポーツ広場 野球、ソフトボール、サッカーなどに対応した広場（3面）、倉庫、トイレ</p> <p>中沢スポーツ広場 少年野球、ソフトボール、サッカー（練習のみ）などに対応した広場（1面）、テニスコート（クレー2面）、トイレ、倉庫</p> <p>町民の森テニスコート テニスコート（クレー4面）、トイレ、倉庫</p> <p>町民の森野球場 軟式野球2面（1面は硬式少年野球使用可能）、トイレ、倉庫</p> <p>小倉スポーツ広場 （1）やまびこテニスコート（ナイター照明有り） テニスコート（全天候型5面）、練習用コート（壁打ち1面）、事務室、休憩室、トイレ、倉庫 （2）こだまプール 遊泳用50mプール、スライダープール、幼児用プール、事務室、更衣室、シャワー室、休憩室、トイレ、倉庫</p> <p>原宿公園多目的広場（都市公園） 野球、ホッケー、サッカー、ゲートボールに対応した芝生広場（毎月第2、第4土・日のみ一般開放）、管理棟、トイレ、倉庫</p> <p>【参考】 賃金 8,410千円 需用費 10,313千円 役務費 1,078千円 委託費 24,417千円 その他 15,531千円</p>	<p>【目的】 町民のスポーツ活動の拠点となるスポーツ施設を維持管理する。</p> <p>【内容】 青野原総合運動場 管理棟（事務室、トイレ・更衣室、倉庫）、多目的グラウンド（ナイター照明有り）、テニスコート（クレー） 串川総合運動公園 管理棟（事務室、会議室、トイレ・更衣室、倉庫）、多目的グラウンド、ゲートボール場 国体記念鳥屋スポーツ広場 管理棟（事務室、会議室、トイレ・更衣室、シャワー室、倉庫）、多目的グラウンド（ナイター照明有り） 津久井町総合運動公園 管理棟（事務室、トイレ・更衣室、倉庫）、多目的グラウンド（ナイター照明有り）、テニスコート（ハード・ナイター照明有り） 串川社会体育館 鉄骨造一部2階建 1階 体育場、ステージ、更衣室、管理人室 2階 会議室、和室 その他 小網スポーツ広場 根小屋スポーツ広場 鳥屋スポーツ広場 前戸スポーツ広場</p> <p>【参考】 賃金 6,324千円 人件費 11,288千円 役務費 1,225千円 旅費 6,179千円 その他 6,290千円</p>	<p>【目的】 町民のスポーツ活動の拠点となるスポーツ施設を維持管理する。</p> <p>【内容】 与瀬町民グラウンド 野球、サッカー、ソフトボールなどに対応したグラウンド（ナイター照明有り） 内郷町民グラウンド 野球、サッカー、ソフトボールなどに対応したグラウンド（ナイター照明有り） 武道場 柔道場、剣道場 小原広場 ソフトボールなどに対応した広場 小原プール 大プール（25M）、小プール（8M） 林間総合公園（都市公園） テニスコート（4面、ナイター照明有り）、ゲートボール場（4面）、野球場、管理棟（事務室、会議室、トイレ・更衣室、倉庫） 県立相模湖漕艇場 管理運営棟（事務室、医務室、トレーニング室、記録室他）、艇庫（収容可能数226艇、更衣室、シャワー室）、審判塔（審判判定室、記録室、審判員室）、コース（2,000m 6コース、1,000m 6コース） 現在所有艇数 県艇 112艇 町艇 5艇</p> <p>【参考】 人件費 4,950千円（常勤職員分） 人件費 8,862千円（臨時任用職員分） 賃金 810千円 旅費 12千円 需用費 5,647千円 役務費 566千円（町有艇保険料含む） 委託料 9,085千円 使用料及び賃借料 203千円 公課費 9千円</p>	<p>【目的】 町民のスポーツ活動の拠点となるスポーツ施設を維持管理する。</p> <p>【内容】 藤野町倉庫スポーツ広場 陸上、サッカー（1面）、野球、ソフトボール 2面（1面のみ夜間照明有）に対応したグラウンド テニスコート 3面（3面とも夜間照明有） クライミングボード（ウォール）1面（屋外5m） ゲートボール場 1面 スポーツ広場管理棟 日蓮運動場 野球（少年用）、ソフトボールに対応したグラウンド ゲートボール場（野球またはソフトボールとの併用不可） 吉野イベントパーク マレットゴルフ場（18ホール） 広場（草地） 藤野やまなみ運動公園 ゲートボールコート 1面 牧郷体育館 牧郷クラブハウス 牧郷運動公園</p> <p>【参考】 共済費 48千円 賃金 2,007千円 需要費 4,555千円 役務費 441千円 委託料 7,414千円 使用料及び賃借料 287千円 工事請負費 678千円 備品購入費 50千円 負担金補助及び交付金 55千円</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号 29	合併協議事項 各種事務事業の取扱い	専門部会名 生涯学習部会			
事務事業番号 30	事務事業名 スポーツ施設の整備	協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	スポーツ課	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	社会教育課
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）	0千円				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 高いレベルの競技を市民が観て楽しみ、また、参加して活躍できるスポーツの拠点づくりを進める。</p> <p>【内容】 相模原麻溝公園競技場の整備 主な施設 ア 第一競技場 32,000㎡ 日本陸上競技連盟第2種公認陸上競技場 収容人員 15,000人 イ 第二競技場（補助競技場）17,000㎡ 日本陸上競技連盟第3種公認陸上競技場 ウ 野球場 13,000㎡ 事業スケジュール 16年度 フィールド・トラック整備 17年度 フィールド・トラック整備 18年度 フィールド・トラック供用開始 （第3種陸上競技場） スタンド整備 19年度 スタンド整備 20年度 スタンド整備 21年度 スタンド供用開始（第2種陸上競技場） 以降 夜間照明、電光掲示板、スタンド増設、補助競技場等整備 整備は環境保全部が実施 完成後の管理運営について生涯学習部が担当予定</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	生涯学習部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
33	学校施設開放事業	A協議会    B幹事会    C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	スポーツ課	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	社会教育課
根拠法令等	相模原市立小学校及び中学校体育施設の開放に関する実施要綱 相模原市立学校屋外運動場照明設備使用料条例 相模原市学校プール開放事業実施要綱	町立小学校体育施設使用条例 町立学校体育施設開放規則	町立小、中学校体育施設使用条例 町立小、中学校体育施設使用規程 津久井町立小中学校プール使用規則	相模湖町立小学校及び中学校体育施設の開放に関する条例 相模湖町立小学校及び中学校体育施設の開放に関する条例施行規則	藤野町立小・中学校体育施設等開放規定
歳出予算額（平成16年度）	43,469千円	973千円	3,729千円	1,030千円	2,045千円
歳入予算額（平成16年度）	9,057千円	146千円	454千円	367千円	300千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 市立小中学校の体育施設を休日や夜間等に市に開放し、スポーツの振興を図る。</p> <p>【内容】 学校体育施設開放事業（14,587千円） 小学校55校、中学校27校及び磯野台体育施設の体育館・グラウンド（夜間照明設備を除く）の開放を相模原市学校体育施設開放協議会（運営委員会）等に委託 学校屋外運動場夜間開放事業（9,944千円） 開放期間 4月1日～11月30日 開放時間 平 日：午後7時30分～9時30分、 土・日・休日・夏休み期間中：午後6時30分～9時30分 開放校数 小学校6校、中学校10校 学校プール開放事業（18,938千円） 開放日数 連続10日間 開放校数 市立小学校52校（全54校のうちプールなし2校）</p> <p>【参考】 需用費 3,101千円 委託料 32,918千円 報償費 7,175千円 賃借料 54千円 役務費 18千円 備品費 203千円</p> <p>使用料収入（平成16年度予算） 小学校使用料 3,026千円 中学校使用料 6,031千円</p> <p>【使用料】 学校屋外運動場（75箇所） 無料 学校屋内運動場（80箇所） 無料</p>	<p>【目的】 町立小中学校の体育施設を休日・夜間に開放し、スポーツの振興を図る。</p> <p>【内容】 学校体育施設開放事業（439千円） 小学校4校、中学校2校の体育施設の体育館・グラウンドを開放を行っている。 鍵の貸出し業務は、役場直接並びに近隣の住民に依頼し、手渡しにて行っている。 学校屋外運動場夜間開放事業 開放期間 4月1日～10月31日 開放時間 午後5時00分～9時30分 開放校数 中学校1校 小中学校プール監視業務委託事業（534千円） 夏休み期間中のPTA主催によるプール開放事業に対し、町がプール監視員の派遣委託を行っている。</p> <p>【参考】 謝礼 90千円 需用費 45千円 賃借料 241千円 その他 63千円</p> <p>監視員派遣 534千円</p> <p>【使用料】 学校屋外運動場（6箇所） 無料 学校屋内運動場（6箇所） 有料</p>	<p>【目的】 町立小中学校の体育施設を休日・夜間に開放し、スポーツの振興を図る。</p> <p>【内容】 学校体育施設開放事業 グラウンド3校、体育館7校の体育施設の開放を行っている。 鍵の貸し出し（体育館）は、公共施設（役場・支所）又は近隣の方に協力をいただき、鍵専用のポストを設置し行っている。 学校屋外運動場夜間開放事業 学校施設に夜間照明が設置されていないため、該当無し。 学校プール開放事業 夏やすみプール開放（小中学生対象） 開放日数 12日 開放校数 6校（1地区はプール無し）</p> <p>【参考】 体育施設 報償費 20千円 需用費 294千円 プール開放 委託料 2,827千円 使用料及び賃借料 588千円</p> <p>使用料収入（平成14年度実績） 小学校使用料 275千円 中学校使用料 179千円</p> <p>【使用料】 学校屋外運動場（12箇所） 有料 学校屋内運動場（12箇所） 有料</p>	<p>【目的】 町立小中学校の体育施設及び設備を町民等に開放することにより地域の社会体育の振興を図る。</p> <p>【内容】 学校体育施設開放事業（52千円） 小学校3校、中学校2校の体育施設の体育館の開放を行っている。 鍵は利用団体（登録制）に貸出し、管理をしていただいている。 小学校プール監視業務委託事業（978千円） 夏休み期間中のPTA主催によるプール開放事業に対し、町がプール監視員の派遣委託を行っている。</p> <p>【参考】 需用費 176千円 委託料 854千円（監視業務委託）</p> <p>使用料収入（平成16年度予算） 小学校使用料 257千円 中学校使用料 110千円</p> <p>【使用料】 学校屋外運動場（5箇所） 無料 学校屋内運動場（5箇所） 有料</p>	<p>【目的】 町立小・中学校の体育施設の開放及び設備を開放することにより地域のスポーツ振興を図る。</p> <p>【内容】 学校体育施設開放事業（624千円） 小学校6校、中学校1校の学校体育施設の体育館および学校校庭の貸出しを実施している。 体育館の鍵の貸出しは役場・支所で直接手渡ししが近隣の方に1回につき600円で委託し、鍵の返却ポストを設置して行っている。</p> <p>【使用料】 （町内一般）利用料金 開放料600/1回 電気料200/1h （町内減免団体） 開放料300円/1回 電気料100円/1h （小・中学生） 無料 小学校プール開放事業 夏休みの期間、PTAに開放 利用無料、無償貸与 藤野中学校プール一般開放事業（1,421千円） 夏休み期間一般住民に中学校プールを開放している。 監視業務の委託 利用無料</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	生涯学習部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
7	青少年問題協議会経費		A協議会    B幹事会    C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	青少年課	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	社会教育課
根拠法令等	地方青少年問題協議会法、付属機関の設置に関する条例、相模原市青少年問題協議会規則	地方青少年問題協議会法、城山町青少年問題協議会条例	地方青少年問題協議会法 津久井町青少年問題協議会設置条例 津久井町報酬及び費用弁償に関する条例	地方青少年問題協議会法、相模湖町青少年問題協議会条例	地方青少年問題協議会法 藤野町青少年問題協議会設置条例
歳出予算額（平成16年度）	402千円	125千円	241千円	37千円	55千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 地方青少年問題協議会法第1条及び第2条に基づき、市長の付属機関として、次のことを目的に設置される。 ア 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議すること イ 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること ウ 上記の事項に関し、当該地方公共団体の長及びその区域内にある関係行政機関に対し、意見を述べる</p> <p>【内容】 （構成員） 会長：相模原市長 委員：市議会の議員、関係行政機関の職員、学識経験のある者 20人 （委員任期） 2年 （委員身分） 非常勤特別職 （委員報酬単価） @12600円/回 （年間実施回数） 概ね2回（必要に応じて3回）</p> <p>（主な協議内容） 第1回協議会（平成15年5月30日開催） ・平成15年度青少年健全育成基本方針・重点目標について ・平成15年度相模原市夏季青少年指導要綱について 第2回協議会（平成15年10月27日開催） ・最近の少年犯罪について ・夜間街頭指導・相談状況について 第3回協議会（平成16年2月5日開催） ・「相模原市青少年健全育成計画」（案）について</p> <p>【補助金/交付金等】 （社）神奈川県青少年協会正会員団体会費として、年額5,000円を負担金として支出</p> <p>【予算内訳】 ・報酬費 378,000円（委員報酬として） ・使用料 19,000円（会場使用料として） ・負担金 5,000円（団体会費として）</p>	<p>【目的】 地方青少年問題協議会法第1条に基づき町長の付属機関として、次のことを目的に設置される。 1 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議すること 2 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること 3 上記の事項に関し、当該地方公共団体の長、及びその他区域内にある関係行政機関に対し、意見を述べる</p> <p>【内容】 （構成員） 会長：城山町長 委員：町議会議員、関係行政機関の職員、学識経験のある者 12人 （委員任期） 2年 （委員身分） 非常勤特別職 （委員報酬単価） @6000円/回 （年間実施回数） 概ね2回 （主な協議内容） 第1回協議会（平成15年7月2日開催） ・平成15年度青少年に関する事業について 青少年事業実施計画及び実施状況 平成16年城山町成人式 子ども善行表彰 第2回協議会（平成16年3月10日開催） ・平成15年度青少年事業実施状況 ・平成16年度青少年事業実施計画（案）</p> <p>【補助金/交付金等】 （社）神奈川県青少年協会正会員団体会費として、年額5,000円を会費として支出</p> <p>【予算内訳】 ・報酬 120,000円 ・負担金補助及び交付金 5,000円</p>	<p>【目的】 地方青少年問題協議会法第1条に基づき町長の付属機関として、次のことを目的に設置される。 1 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議すること 2 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること 3 上記の事項に関し、当該地方公共団体の長、及びその他区域内にある関係行政機関に対し、意見を述べる</p> <p>【内容】 （構成員） 会長：津久井町長 委員：次のとおり各1名 学識経験者、津久井町議会議員（2名）、津久井町中学校長、津久井町小学校長、県立津久井高等学校教諭、津久井町教育委員長、津久井町社会教育委員長、津久井町青少年指導員、津久井町PTA連絡協議会、津久井町婦人会連絡協議会、津久井町子ども会育成団体連絡協議会、津久井警察署生活安全課長、津久井町教育研究所長（任期） 2年 （委員報酬単価） @18,100円/年 （年間実施回数） 概ね2回 （主な協議内容） 第1回協議会（平成16年2月27日開催） ・情報化社会の進展に伴う課題について ・今後の取り組みの方向性について</p> <p>【補助金/交付金等】 （社）神奈川県青少年協会正会員団体会費として、年額5,000円を負担金として支出</p>	<p>【目的】 地方青少年問題協議会法第1条に基づき町長の付属機関として、次のことを目的に設置される。 1 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議すること 2 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること 3 上記の事項に関し、当該地方公共団体の長及びその他区域内にある関係行政機関に対し、意見を述べる。</p> <p>【内容】 （構成員） 会長 藤野町長 委員 町議会議員、関係行政機関の職員、学識経験のある者 12名 （委員任期） 2年 （委員身分） 非常勤特別職 （委員報酬単価） @4,050円/回 （年間実施回数） 1回</p> <p>【予算内訳】 ・報酬 36,900円</p>	

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	生涯学習部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
8	青少年健全育成環境づくり事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	青少年課	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	社会教育課
根拠法令等	市青少年健全育成組織補助金交付要綱等		津久井町補助金等の予算の執行に関する規則		
歳出予算額（平成16年度）	7,641千円		161千円		
歳入予算額（平成16年度）	1,350千円		0千円		
【事務事業の内容】	<p>【目的】            青少年の健全育成を進めるために、各地区青少年健全育成組織の育成を行うとともに、家庭、地域、学校の連携強化を図る。また、ポスターの作成など啓発活動を実施する。</p> <p>【事業概要】            記載の実績は平成15年度            1 青少年健全育成組織補助金交付（運営費補助）            平成16年度予算 2,530千円            対象            22公民館区の地区青少年健全育成協議会、相模原市青少年健全育成組織連絡協議会            補助単価            5,000世帯未満@100千円、10,000世帯未満@120千円、10,000世帯以上@140千円、相模原市青少年健全育成組織連絡協議会@70千円            2 地域・子どもふれあい事業補助金交付等            地域・子どもふれあい事業を実施する青少年健全育成組織の事業費補助。            平成16年度予算 3,284千円（補助金2,870千円、傷害保険414千円）            対象            23公民館区の地区青少年健全育成協議会等            補助単価：1事業につき10,000円            実績：延べ212回            参加者：8,877人            3 社会環境健全化活動            社会環境実態調査の実施            市内の貸・販売ビデオ店等の設置件数、自主規制等の状況の調査。            青少年健全育成地域活動事業委託            平成16年度予算 60千円（2地区）            警察署が指定した環境浄化重点地区の青少年健全育成協議会に委託し、非行防止や啓発活動を実施する。年額30,000円。            環境健全化啓発ポスターの作成・配布            平成16年度予算 800千円（650枚×4回）            違反屋外広告物住民参加除却推進事業            4 青少年健全育成啓発活動            青少年健全育成計画の策定            H15年3月に青少年健全育成計画を策定した。今後は、毎年、アクションプランを定め計画を推進する。            夏季青少年指導要綱の制定及び小中学校、青少年健全育成組織等への周知</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】            平成16年5月1日現在世帯数 8,155世帯            公民館数 1館</p>	<p>【目的】            青少年の健全育成を進めるために、各地区青少年健全育成組織の育成を行うとともに、家庭、地域、学校の連携強化を図る。</p> <p>【事業概要】            1 地区健全育成組織補助金交付            青少年健全育成組織の運営費を補助するもの。（平成15年度実績）            補助総額：161,000円            対象：7地区の青少年健全育成組織            @23,000×7地区            2 社会環境健全化活動            社会環境実態調査の実施（平成15年度実績）            市内の貸ビデオ店、販売ビデオ店、カラオケボックス、ゲームセンターの設置件数、各営業に関する自主規制等の状況を調査した。</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】            平成16年5月1日現在世帯数 3,666世帯            公民館数 2館</p>	<p>該当なし</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	生涯学習部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
8	青少年健全育成環境づくり事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】	<p>啓発絵画・作文・標語の募集及び入選作品の表彰等          平成16年度予算 208千円（表彰盾等、消耗品、会場使用料）          啓発ポスター等の作成配布          平成16年度予算 165千円（400枚作成）          啓発標語入選作品の青少年健全育成塔への掲示          平成16年度予算 360千円（市内4箇所）          全国青少年健全育成強調月間啓発横断幕・懸垂幕の掲示          平成16年度予算 117千円（6枚修繕）          相模川流域等危険防止赤旗の設置          平成16年度予算 117千円（150本作成）</p> <p>【補助金/交付金等】          1 運営費補助金          平成15年度事業の実施概要の「1 青少年健全育成組織補助金交付」とおり。          2 事業費補助金          平成15年度事業の実施概要の「2 地域子どもふれあい事業補助金交付」とおり。</p> <p>【関係団体】          1 地区青少年健全育成協議会          相模原市内の公民館区ごとに設置される健全育成組織          2 相模原市青少年健全育成連絡協議会          相模原市内の地区健全育成協議会に関する連絡調整等を行う組織</p> <p>【特定財源内訳】          青少年行政推進費補助金 1,350千円</p>				

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	協議ランク		
29	各種事務事業の取扱い	生涯学習部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
9	青少年指導員活動推進事業	A協議会    B幹事会    C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	青少年課	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	社会教育課
根拠法令等	市青少年指導員に関する規則 県青少年指導員要綱	城山町青少年指導員設置に関する規則、神奈川県青少年指導員要綱	津久井町青少年指導員に関する規則 神奈川県青少年指導員要綱 津久井町報酬及び費用弁償に関する条例	相模湖町青少年指導員設置に関する規則、神奈川県青少年指導員要綱	藤野町青少年指導員設置に関する規則 神奈川県青少年指導員要綱
歳出予算額（平成16年度）	16,662千円	2,156千円	2,423千円	648千円	1,700千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	102千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 青少年指導員の研修やその活動を促進する。</p> <p>【任期】 2年</p> <p>【定員】 183人</p> <p>【内容】 職務 ・青少年団体の指導及び育成 ・青少年の文化及びレクリエーション活動の推進 ・青少年育成のための地域活動の推進 ・青少年の地域社会における生活環境の向上を図る。 ・青少年の指導について関係機関その他団体等との連絡調整を図る。 ・地域社会における青少年の生活について指導助言を行う。 身分・推薦方法 ・非常勤特別職として市教育委員会及び県知事より委嘱。推薦は各公民館長より。 報酬：10,999,000円（年額 60,100円/人） 制服：3,484,600円 ・トレーニングウェア（上）@7,300円/着 ・トレーニングウェア（下）@6,600円/着 ・半そでシャツ @4,700円/着 ・ウィンドブレーカー @7,600円/着 市主催研修 ・キャンプ研修（6月 隔年） ・実技研修（7月 毎年） ・視察研修（11月 隔年） ・講師謝礼 80,000円 ・旅費（日当、宿泊費） 1,135,600円 ・消耗品 110,400円 ・自動車借上げ料 600,000円 その他 ・旅費 218,790円（派遣研修等） ・公共施設使用料（委嘱式、研修） 32,350円</p> <p>【関係団体】 市青少年指導員連絡協議会</p> <p>【その他】 隔年で実施する事業があるため、平成15年度と平成16年度の予算は異なる。（平成16年度の方が多い）</p>	<p>【目的】 青少年指導員の研修や活動を促進する</p> <p>【任期】 2年</p> <p>【定数】 15名</p> <p>【内容】 職務 ・地域社会における青少年の余暇生活を健全にするための諸問題の相談を受け指導助言を行う ・青少年をとりまく社会環境の整備充実をはかる ・青少年の指導について関係機関、団体等との連絡調整をはかる 身分・推薦方法 ・非常勤特別職として町教育委員会及び県知事より委嘱 推薦は町内自治会長 報酬：1,887,000円（@6,300円×延べ299.5日） 制服：243,000円 ・トレーニングウェア（上）@5,712円/着 ・トレーニングウェア（下）@4,515円/着 ・半そでポロシャツ @2,520円/着 ・ウィンドブレーカー（上）@7,140円/着 ・ウィンドブレーカー（下）@4,452円/着 ・帽子 @2,604円/着 旅費（費用弁償）：17,000円 ボランティア事故共済掛金：9,000円</p> <p>【関係団体】城山町青少年指導員連絡協議会</p> <p>【特定財源】 名称：市町村青少年行政推進費補助金 目的：青少年の健全育成のために市町村が行う事業経費への補助 金額：102,000円</p>	<p>【目的】 青少年指導員の研修やその活動を促進する。</p> <p>【任期】 2年</p> <p>【定員】 20人</p> <p>【内容】 職務 ・地域社会における青少年の余暇生活を健全にするための諸問題の相談を受け、指導助言を行うこと。 ・青少年の指導について関係機関・団体との連絡調整をはかること。 ・青少年をとりまく社会環境の整備充実をはかること。 身分・推薦方法 ・非常勤特別職として町教育委員会から任命及び県知事より委嘱。推薦は各地区自治会連絡協議会長より。 報酬：年額33,300円/人 費用弁償：192,600円 制服：20,000円/人（新任の委員のみ） ・ウィンドブレーカー、帽子等 160,000円</p> <p>主催事業等 ・宿泊通学体験事業（5月～6月） 講師等謝礼 48,000円 消耗品費 75,000円 指導材料費 146,250円 送迎バス借上料 78,750円 施設借上料 736,800円</p> <p>・サイクリングツアー on 横浜水道みち（10月） 保健師等謝礼 79,000円 記念品代 42,000円 消耗品費 68,000円 ヘルメット借上料 20,000円</p> <p>その他事業費等 母親クラブ研修会講師謝礼 10,000円 消耗品費 33,570円 印刷製本費 65,000円</p> <p>非行防止街頭指導（7月） 協力事業 津久井湖駅競走大会、津久井町はたちのつどい、新春マラソン大会 その他 ・県青少年指導員大会、県主催研修会等への参加</p>	<p>【目的】 ・地域社会における青少年の自発的活動と、その育成組織活動を推進し、青少年の健全育成をはかるため青少年指導員を置く。</p> <p>【任期】 2年</p> <p>【定員】 15人</p> <p>【内容】 職務 ・地域社会における青少年の余暇生活を健全にするための諸問題の相談を受け、指導助言を行うこと。 ・青少年の指導について関係機関・団体との連絡調整をはかること。 ・青少年をとりまく社会環境の整備充実をはかること。 身分・推薦方法 ・非常勤職員として町教育委員会及び県知事より委嘱。推薦は各小・中学校PTA 他会長より。 報酬：年額29,000円/人 制服：10,000円/人（新任の委員のみ）</p> <p>主催事業等 ・研修会（7月） ・有害図書の実態調査（11月） ・広報紙発行（年1回） その他事業費等 ・少女ドッジボール大会（6月） ・少年サッカー大会（11月）</p> <p>非行防止街頭指導（7・11月） 協力事業 相模湖駅競走大会、相模湖町成人式 相模湖町民レガッタ その他 ・県青少年指導員大会、県主催研修会等への参加</p>	<p>【目的】 青少年指導員の研修やその活動を促進する。</p> <p>【任期】 2年</p> <p>【定員】 20名以内</p> <p>【内容】 職務 (1) 青少年の体験活動の促進 (2) 青少年団体の育成と支援 (3) 青少年に望ましい地域づくり (4) 青少年に関する相談と支援 (5) 青少年に関する調査と情報提供</p> <p>身分・推薦方法 非常勤職員として町教育委員会及び県知事より委嘱・推薦は各小学校長</p> <p>【報酬】 会長 63,000円/年 委員 56,000円/年 制服（くつ、帽子等） 25,000円 新任のみ 主催及び関連事業 ・陣馬山ハイキング ・ジュニアリーダー各事業 ・ビックサマーフェスティバル ・子どもの広場 ・子ども会各種大会審判 ・町駅伝大会 ・非行防止街頭キャンペーン（7月・11月）</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		生涯学習部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
10	青少年関係団体補助金		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	青少年課	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	社会教育課
根拠法令等	市補助金に係る補助金の執行に関する規則	町社会教育に係る補助金交付要綱		町教育委員会補助金及び交付金交付要綱	社会教育団体育成・活動補助金交付要綱
歳出予算額(平成16年度)	3,420千円	746千円		249千円	710千円
歳入予算額(平成16年度)	0千円	252千円		0千円	305千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 青少年関係団体に補助金を支出し、その活動の充実と活性化を図る。</p> <p>【内容】 補助金交付対象団体(平成16年度補助金額) 次の公共的団体に交付する。 ・相模原市子ども会育成連絡協議会(2,412千円) ・相模原市青少年指導員連絡協議会(357千円) ・相模原市青少年鼓笛バンド連盟(333千円) ・相模原ユースネットワーク(90千円) ・相模原市少年少女合唱団育成会(106千円) ・ボーイスカウト・ガールスカウト相模原連絡協議会(122千円) 《総額3,420千円》</p> <p>【補助金/交付金等種別】 青少年団体6団体に対して運営費を補助する。 内訳は内容のとおり。</p> <p>【関係団体】 内容のとおり。</p>	<p>【目的】 青少年健全育成を目的とする団体へ補助金を交付し、自主活動の支援をする。</p> <p>【内容】 補助金交付対象団体(平成16年度補助金額) 次の公共的団体に交付する ・城山町内青少年育成会(12団体)(592千円) 定額45,000円+1人27円×会員数 ・城山町青少年育成団体連絡協議会(104千円) ・城山の教育を考える会(50千円)  城山町青少年育成団体連絡協議会及び城山の教育を考える会は事務局を生涯学習課に置き活動の支援を行っている。</p> <p>【補助金/交付金】 青少年育成関係団体14団体に活動費補助金を交付する 内訳は上記のとおり</p> <p>【関係団体】 上記のとおり</p> <p>【特定財源】 名称:市町村青少年行政推進費補助金 目的:青少年の健全育成のために市町村が行う事業経費への補助 金額:252,000円</p>	<p>該当なし</p> <p>事務事業番号8「青少年健全育成環境づくり事業」で地区健全育成組織への補助金交付を記載</p> <p>(平成15年度実績) ・補助総額 161,000円 @23,000円×7地区 ・対象 町内7地区の青少年健全育成組織</p>	<p>【目的】 青少年健全育成を目的とする団体へ補助金を交付し、活動の推進を図る。</p> <p>【内容】 補助金交付対象団体(平成16年度補助金額) 次の公共的団体に交付する ・相模湖町子ども会育成団体連絡協議会(3団体)(60千円) ・相模湖町単位子ども会育成会活動事業費補助金(21団体)(189千円)</p>	<p>【目的】 社会教育の重要性の鑑み、藤野町教育委員会の所管に属する社会教育関係団体が行う事業及び運営に要する経費の一部を補助する。 青少年健全育成を目的とする団体へ補助金を交付し、活動の推進を図る。</p> <p>【内容】 ・町青少年育成連絡協議会 ・子ども会育成団体連絡協議会 吉野育成会 小淵育成会 沢井育成会 日連育成会 名倉育成会 みなみ育成会 佐野川育成会 ・祭り囃子連合会 ・子どもソフトボール大会実行委員会 ・藤野町麻あげの会 ・コアラの会 ・市民の森</p>

# 事務事業現況調書

<b>合併協議事項番号</b>	<b>合併協議事項</b>		<b>専門部会名</b>		
29	各種事務事業の取扱い		生涯学習部会		
<b>事務事業番号</b>	<b>事務事業名</b>		<b>協議ランク</b>		
13	青少年学習センター施設維持管理事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
<b>担当課名</b>	青少年課	生涯学習課	生涯学習センター	生涯学習課	社会教育課
<b>根拠法令等</b>	相模原市青少年学習センター条例		津久井町生涯学習センター条例		
<b>歳出予算額（平成16年度）</b>	48,684千円		2,758千円		
<b>歳入予算額（平成16年度）</b>	1,760千円		0千円		
<b>【事務事業の内容】</b>	<p><b>【内容】</b></p> <p>1 施設維持管理費          青少年学習センターの施設維持管理・補修等に要する経費</p> <p>2 夜間代行員等経費          常勤職員に代わり窓口事務及び17時以降の施設管理業務を行う非常勤職員の賃金</p> <p>(1)非常勤種別</p> <p>ア 窓口事務          火～日 毎日1人 原則9時～16時          月 2人 8時30分～3時30分          ・10時～17時          *非常勤2人・嘱託1人が交替で勤務</p> <p>イ 夜間管理代行事務          日～土 毎日1人 17時～22時          *非常勤7人が交替で勤務</p> <p>ア・イともに休所日・年末年始は除く</p> <p>(2)賃金等</p> <p>ア 夜間管理代行員 8780/時間          イ 窓口事務 8820/時間          ウ 交通費 8400/日</p> <p><b>【予算内訳】（千円）</b></p> <p>1 施設維持管理費 45,612          (1)需用費 26,223          (光熱水費、修繕費等)</p> <p>(2)役務費 627          (電話料、施設賠償責任保険等)</p> <p>(3)委託料 8,019          (設備保守、清掃業務委託等)</p> <p>(5)使用料 10,643          (用地賃借料等)</p> <p>(6)備品購入費 100</p> <p>2 夜間代行員等経費 3,072          (1)非常勤職員賃金(夜間管理代行事務) 1,573          (延べ353人が勤務。年休付与分も含む)</p> <p>(2)非常勤職員賃金(窓口事務) 1,499          (延べ278人が勤務。年休付与分も含む)</p> <p><b>【特定財源内訳】</b></p> <p>施設使用料 1,689千円          No6青少年学習センター使用料から再掲</p> <p>電話使用料 15千円          自動販売機光熱水費実費負担金 56千円</p>	<p>該当なし</p> <p><b>【参考】</b>          青少年人数(小学校就学から満30歳まで)          7,016人(H16.1.1)</p>	<p><b>【目的】</b>          生涯学習センターの17時以降の窓口業務及び施設管理業務について、臨時職員が行うことにより町財政の適切な運営に資する。</p> <p><b>【内容】</b>          (1)夜間窓口及び施設管理事務          火～日 毎日2人 16時30分～21時30分          夜間管理人4人が2人ずつ交替で勤務          休館日は除く</p> <p><b>【事務手順】</b>          (1)募集要項作成          (2)募集要項配布・広報          (3)面接・決定・通知          (4)勤務日決定・通知          (5)研修実施          (6)各月給与支払事務</p>	<p>該当なし</p> <p><b>【参考】</b>          青少年人数(小学校就学から満30歳まで)          3,195人(H16.1.1)</p>	<p>該当なし</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		生涯学習部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
14	青年海外派遣基金の運用管理		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	青少年課	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	社会教育課
根拠法令等	相模原市青年海外派遣基金条例				
歳出予算額（平成16年度）					
歳入予算額（平成16年度）	51千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】                      青少年の健全育成の一環として、運用収益を青年の海外派遣事業の資金の一部に充てる。</p> <p>【内容】                      15年度末の運用状況                      基金額 16,217,613円                      運用先 5件（地方債4件定期預金1件）                      利息額 51,030円（年額）</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	生涯学習部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
17	青少年学習センター活動自主事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	青少年課 相模原市立青少年学習センター運営協議会要綱	生涯学習課	生涯学習センター	生涯学習課	社会教育課
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）	5,061千円		183千円		
歳入予算額（平成16年度）	350千円		0千円		
【事務事業の内容】	<p>【目的】 次の5点を柱に、様々な目的の下、各事業を計画し、開催要項に明記している</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 青少年の居場所や交流の場の提供</li> <li>・ 青少年の多様な体験学習の場の提供</li> <li>・ 青少年の自己実現・自主活動・社会参加活動の支援</li> <li>・ 青少年指導者の養成、青少年育成団体の支援</li> <li>・ 青少年関係情報の収集、提供</li> </ul> <p>【主催】相模原市教育委員会 (青少年学習センター)</p> <p>【各種事業（平成16年度予定分）】</p> <p>(1) 学級・講座 5事業（延べ11回） (2) 講習会・研修会 5事業（延べ14回） (3) 大会・つどい 6事業（延べ17回） (4) 広報・情報発信 3事業（延べ17回） (5) その他 3事業（延べ6回）</p> <p>【運営協議会】</p> <p>(1) 委員 10名 ・ 学識経験者 ・ 小中学校及び青少年団体関係者 ・ センターを利用している青少年 ・ 市民（公募による）</p> <p>(2) 委員任期 2年 (3) 開催回数 3回程度</p> <p>【関係団体】 運営協議会委員を構成する青少年団体 ・ 相模原市青少年指導員連絡協議会 ・ 相模原市少年鼓笛バンド連盟 ・ 相模原市少年少女合唱団育成会 ・ 相模原市スポーツ少年団</p> <p>【予算内訳】（千円）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 報償費 2,064 ( 研修会・主催事業講師等謝礼、青少年海外派遣参加奨励金、運営委員会委員謝礼等)</li> <li>・ 需用費 1,317 ( 研修用消耗品・贈い等、主催事業用消耗品・贈い等 )</li> <li>・ 役員費 110 ( 看板筆料 )</li> <li>・ 委託料 890 ( 行事委託費 )</li> <li>・ 使用料 680 ( 研修会用施設使用料・主催事業用施設使用料 )</li> </ul> <p>【特定財源内訳】 青少年行政推進費補助金 350千円</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 青少年人数（小学校就学から満30歳まで） 7,016人（H16.1.1）</p>	<p>【目的】 次の5点を柱に、様々な目的のもと、各事業を計画している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 青少年の居場所や交流の場の提供</li> <li>・ 青少年の多様な体験学習の場の提供</li> <li>・ 青少年の自己実現・自主活動・社会参加活動の支援</li> <li>・ 青少年指導者の養成、青少年育成団体の支援</li> <li>・ 青少年関係情報の収集、提供</li> </ul> <p>【主催】 津久井町教育委員会 (生涯学習センター)</p> <p>【事務手順】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 年度当初に各種事業の計画を作成</li> <li>・ 会場、講師、ボランティア等の調整</li> <li>・ 開催要項の作成、開催問い合わせ</li> <li>・ 講師依頼、会場への事務連絡</li> <li>・ 講師謝礼等払い出し事務</li> <li>・ 周知（広報、HP、チラシ、ポスター等）</li> <li>・ 参加者の募集、受付</li> <li>・ 講師等との打ち合わせ</li> <li>・ 必要物品の調達・準備</li> <li>・ 当日（準備、受付、開始、終了、片付け、反省等）</li> <li>・ 講師等への礼状送付</li> <li>・ 講師謝礼等の精算事務</li> <li>・ 事業実績報告</li> </ul> <p>【各種事業（平成16年度予定分）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学級・講座 9事業 延べ15回</li> <li>・ 講習会・研修会 1事業 1回</li> <li>・ 広報・情報発信 1事業</li> </ul> <p>【予算】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 講師謝礼等 132,000円</li> <li>・ 消耗品費等 51,000円</li> </ul>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 青少年人数（小学校就学から満30歳まで） 3,195人（H16.1.1）</p>	<p>該当なし</p>

# 事務事業現況調書

<b>合併協議事項番号</b>	<b>合併協議事項</b>		<b>専門部会名</b>		
29	各種事務事業の取扱い		生涯学習部会		
<b>事務事業番号</b>	<b>事務事業名</b>		<b>協議ランク</b>		
18	青少年学習センター活動団体委託事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
<b>担当課名</b>	青少年課	生涯学習課	生涯学習センター	生涯学習課	社会教育課
<b>根拠法令等</b>					
<b>歳出予算額（平成16年度）</b>	8,016千円				
<b>歳入予算額（平成16年度）</b>	500千円				
<b>【事務事業の内容】</b>	<p><b>【目的】</b> 次の4点を柱に、様々な目的の下、各事業を計画し、開催要項に明記している</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・青少年の居場所や交流の場の提供</li> <li>・青少年の多様な体験学習の場の提供</li> <li>・青少年の自己実現・自主活動・社会参加活動の支援</li> <li>・青少年指導者の養成、青少年育成団体の支援</li> </ul> <p><b>【主催】</b> 相模原市教育委員会（青少年学習センター）</p> <p><b>【内容 16年度予算（15年度参加者数等）】</b></p> <p>(1)相模原市子ども会育成連絡協議会委託分</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども会交歓スポーツ・レクリエーションフェスティバル 2,187,000円（約5,000人）</li> <li>・ジュニアリーグ養成研修会 1,154,000円（826名）</li> <li>・子ども会新聞コケル 129,000円（出展135点）</li> </ul> <p>(2)相模原市少年鼓笛バンド連盟委託分</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ジュニアリーグ養成講習会 273,000円（49名）</li> <li>・ドリル大会 305,000円（約1,500人）</li> <li>・鼓笛まつり 395,000円（約1,000人）</li> </ul> <p>(3)親子ふれあいの広場実行委員会委託分</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・親子ふれあいの広場 1,500,000円（約40,000人）</li> </ul> <p><b>【その他】</b> 委託事業の他に、青少年関係団体（6団体）等の事務局事務等を青少年学習センターで行っており、また研修等の推奨事務も行っている。</p> <p><b>【関係団体】</b> 事業を委託している公共的団体として、次の2団体。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・模原市子ども会育成連絡協議会</li> <li>・相模原市少年鼓笛バンド連盟</li> </ul> <p><b>【予算内訳】（千円）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・報償費 197</li> <li>（研修会講師謝礼、研修会参加報奨金）</li> <li>・旅費 13</li> <li>（研修会随行旅費）</li> <li>・需用費 172</li> <li>（子ども会旗、研修会用印刷費）</li> <li>・委託料 5,943</li> <li>（研修会等委託費、行実実施委託費）</li> <li>・使用料 1,691</li> <li>（研修会施設使用料・主催事業用施設使用料）</li> </ul> <p><b>【特定財源内訳】</b> 青少年行政推進費補助金 500千円</p>	<p>該当なし</p> <p><b>【参考】</b> 青少年人数（小学校就学から満30歳まで） 7,016人（H16.1.1）</p>	<p>該当なし</p> <p><b>【参考】</b> 青少年人数（小学校就学から満30歳まで） 3,195人（H16.1.1）</p>	<p>該当なし</p>	<p>該当なし</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名																																																																													
29	各種事務事業の取扱い	生涯学習部会																																																																													
事務事業番号	事務事業名	協議ランク																																																																													
6	総合学習センター施設利用承認事務	A協議会 B幹事会 C専門部会																																																																													
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町																																																																										
担当課名	総合学習センター	生涯学習課	生涯学習センター	生涯学習課	社会教育課																																																																										
根拠法令等	相模原市立総合学習センター条例 相模原市立総合学習センター条例施行規則		津久井町生涯学習センター条例 津久井町生涯学習センター条例施行規則																																																																												
歳出予算額(平成16年度)	0千円		0千円																																																																												
歳入予算額(平成16年度)	5,523千円		267千円																																																																												
【事務事業の内容】	<p>【目的】 市民の生涯学習活動の場としての施設提供</p> <p>【内容】 使用料(円) 市民の生涯学習活動の場として供する施設に使用料負担を求めるもの(特定財源として施設維持管理に充当)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">午前</th> <th style="text-align: center;">午後</th> <th style="text-align: center;">夜間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大会議室</td> <td style="text-align: right;">3,900</td> <td style="text-align: right;">5,200</td> <td style="text-align: right;">5,200</td> </tr> <tr> <td>セミナールーム</td> <td style="text-align: right;">2,100</td> <td style="text-align: right;">2,800</td> <td style="text-align: right;">2,800</td> </tr> <tr> <td>多目的室</td> <td style="text-align: right;">1,200</td> <td style="text-align: right;">1,600</td> <td style="text-align: right;">1,600</td> </tr> <tr> <td>小会議室1.2.3.4</td> <td style="text-align: right;">600</td> <td style="text-align: right;">800</td> <td style="text-align: right;">800</td> </tr> <tr> <td>和室1.2</td> <td style="text-align: right;">600</td> <td style="text-align: right;">800</td> <td style="text-align: right;">800</td> </tr> </tbody> </table> <p>開館時間 午前9時～午後10時 休所日 原則毎月第3木曜日、12/29～1/3 利用承認 規則、条例に定める他、教育施設として不適切な使用については利用を承認しない</p> <p>電算システム 生涯学習施設予約システム 上記システムの業務端末を用いて、申請受付と現金出納を行っている。</p> <p>【参考】 年間利用件数 4,061件 年間利用者数 71,435人 15年度実績</p>		午前	午後	夜間	大会議室	3,900	5,200	5,200	セミナールーム	2,100	2,800	2,800	多目的室	1,200	1,600	1,600	小会議室1.2.3.4	600	800	800	和室1.2	600	800	800	<p>該当なし</p> <p>参考数値 町内学校数 町立小学校4校 町立中学校2校 町内幼稚園数 町立幼稚園1園 私立幼稚園2園</p>	<p>【目的】 市民の生涯学習活動の場としての施設提供</p> <p>【内容】 使用料(円) 市民の生涯学習活動の場として供する施設に使用料負担を求めるもの(特定財源として施設維持管理費に充当)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th style="text-align: center;">午前</th> <th style="text-align: center;">午後</th> <th style="text-align: center;">夜間</th> <th style="text-align: center;">前日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>集会室A</td> <td style="text-align: right;">520</td> <td style="text-align: right;">520</td> <td style="text-align: right;">730</td> <td style="text-align: right;">1,570</td> </tr> <tr> <td>集会室B</td> <td style="text-align: right;">520</td> <td style="text-align: right;">520</td> <td style="text-align: right;">730</td> <td style="text-align: right;">1,570</td> </tr> <tr> <td>集会室C</td> <td style="text-align: right;">520</td> <td style="text-align: right;">520</td> <td style="text-align: right;">730</td> <td style="text-align: right;">1,570</td> </tr> <tr> <td>会合室A</td> <td style="text-align: right;">520</td> <td style="text-align: right;">520</td> <td style="text-align: right;">730</td> <td style="text-align: right;">1,570</td> </tr> <tr> <td>美術音楽室</td> <td style="text-align: right;">520</td> <td style="text-align: right;">520</td> <td style="text-align: right;">730</td> <td style="text-align: right;">1,570</td> </tr> <tr> <td>和室A</td> <td style="text-align: right;">520</td> <td style="text-align: right;">520</td> <td style="text-align: right;">730</td> <td style="text-align: right;">1,570</td> </tr> <tr> <td>体育館</td> <td style="text-align: right;">1,570</td> <td style="text-align: right;">1,570</td> <td style="text-align: right;">1,570</td> <td style="text-align: right;">3,570</td> </tr> <tr> <td>運動場</td> <td style="text-align: right;">520</td> <td style="text-align: right;">520</td> <td></td> <td style="text-align: right;">1,050</td> </tr> <tr> <td>体育館電気料</td> <td style="text-align: right;">310</td> <td style="text-align: right;">310</td> <td style="text-align: right;">310</td> <td style="text-align: right;">630</td> </tr> </tbody> </table> <p>使用時間を超過した場合の使用料は、当該使用料に4割の額を加算した額とする。</p> <p>開館時間 午前9時～午後9時30分</p> <p>休館日 月曜日、国民の休日(土・日曜日が国民の休日に当たる日を除く)、12/28～1/4</p> <p>利用承認 規則、条例に定める他、教育施設として不適切な使用については利用を承認しない</p> <p>【参考】 年間利用件数 2,849件 年間利用者数 36,003人 15年度実績</p>	施設	午前	午後	夜間	前日	集会室A	520	520	730	1,570	集会室B	520	520	730	1,570	集会室C	520	520	730	1,570	会合室A	520	520	730	1,570	美術音楽室	520	520	730	1,570	和室A	520	520	730	1,570	体育館	1,570	1,570	1,570	3,570	運動場	520	520		1,050	体育館電気料	310	310	310	630	<p>該当なし</p> <p>参考数値 町内学校数 町立小学校3校 町立中学校2校 町内幼稚園数 町立幼稚園1園 私立幼稚園1園</p>	<p>該当なし</p>
	午前	午後	夜間																																																																												
大会議室	3,900	5,200	5,200																																																																												
セミナールーム	2,100	2,800	2,800																																																																												
多目的室	1,200	1,600	1,600																																																																												
小会議室1.2.3.4	600	800	800																																																																												
和室1.2	600	800	800																																																																												
施設	午前	午後	夜間	前日																																																																											
集会室A	520	520	730	1,570																																																																											
集会室B	520	520	730	1,570																																																																											
集会室C	520	520	730	1,570																																																																											
会合室A	520	520	730	1,570																																																																											
美術音楽室	520	520	730	1,570																																																																											
和室A	520	520	730	1,570																																																																											
体育館	1,570	1,570	1,570	3,570																																																																											
運動場	520	520		1,050																																																																											
体育館電気料	310	310	310	630																																																																											

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		生涯学習部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
7	総合学習センター施設運営事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	総合学習センター 相模原市立総合学習センター運営協議会要綱	生涯学習課	生涯学習センター 津久井町生涯学習センター条例	生涯学習課	社会教育課
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）	30,836千円		12,769千円		
歳入予算額（平成16年度）	5,648千円		472千円		
【事務事業の内容】	<p>【目的】 教育施設としての円滑な施設運営と施設維持管理</p> <p>【内容】 窓口業務 生涯学習推進員（非常勤特別職）を中心に、開所日の9～22時まで窓口業務を行っている。</p> <p>維持管理経費（30,666千円） 昭和50年に建設された施設であり、計画的に維持管理を行っている。</p> <p>総合学習センター運営協議会（170千円） センターの円滑な運営に資することを目的に設置し、事業やあり方への助言、提言を頂いている。年3回開催。 委員構成：学識経験者2名、市民公募2名、学校長2名、公民館長1名、他3名</p> <p>特定財源 総合学習センター使用料（5,523千円） No6総合学習センター施設利用承認事務から再掲建物使用料（11千円） 自動販売機高熱水費実費負担金（114千円）</p> <p>【参考】 生涯学習推進員 18名（報酬874,300×12月） 学習相談事業、図書業務 兼務</p> <p>総合学習センター運営協議会委員報酬（166千円） 学識経験者 ①12,600円×2人×3回 他 ②5,000円×6人×3回</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 生涯学習相談員の設置なし。</p>	<p>【目的】 教育施設としての円滑な施設運営と施設維持管理</p> <p>【内容】 窓口業務 夜間管理人により17時～21時30分まで窓口業務を行っている。 維持管理経費 昭和49年に建設され、平成9年に県より移管された施設であるため、計画的に維持管理を行っている。</p> <p>特定財源 生涯学習センター使用料（267千円） コピー使用料（72千円） 自動販売機等電気使用料（133千円）</p> <p>【参考】 夜間管理人 4名（2,757,990円） 17時～21時30分の夜間窓口、施設管理</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 生涯学習相談員の設置なし。</p>	<p>該当なし （参考） 生涯学習相談員の設置なし</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		生涯学習部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
9	市民大学実施事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	総合学習センター	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	社会教育課
根拠法令等	市民大学設置運営要綱 市民大学連絡会議設置要綱 市民大学懇談会設置要綱				
歳出予算額（平成16年度）	6,960千円				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 市内高等教育機関と連携して、市民の学習ニーズと社会が抱える諸課題に基づく、高度な学習機会を提供する。</p> <p>【内容】 事業概要 市内の大学・専門学校と連携して、市民の学習ニーズと社会が抱える諸課題に基づく学習機会を提供する。学校の教授・講師の講義をキャンパス内で受講する。 対象者：15歳以上の市内在住、在勤者。 開催校：8大学2専門学校（相模女子大学、麻布大学、職業能力開発総合大学校、和泉短期大学、和泉福祉専門学校、女子美術大学、北里大学、総合電子専門学校、桜美林大学、青山学院大学）。南部4校は座間市と共催している。各校の特色を生かした31講座を実施予定。 課題：受益者負担について検討中。 要綱設置の会議等 市民大学連絡会議 市民大学を実施する各校と市民、行政で構成する会議。市民大学の運営等について協議するもの。 市民大学懇談会 公募による市民で構成され、市民大学の講座内容に提言、助言をいただくもの。 電算システム システム名「市民大学受講管理システム」 PCを用いて、アクセススペースの受講管理システムを構築している。受講者登録、受講歴の管理、抽選機能、各種統計等。生涯学習情報システムからの申込みデータを取り込める。他システムと連動しない単独のシステム。 【財政的な影響を把握するための基礎数値】 市内の大学数 8大学・大学校 講座数 28講座 受講者数 1,591名 15年度実績 主な予算内訳 講師等謝礼 4,501千円 （講師謝礼 1h 13千円 助手 1回 7千円 学生助手 1h 1千円 保育謝礼 1h 900円） システム賃借料 933千円</p>	該当なし	該当なし	大学と連携した事業は行っておりませんが、帝京大学薬学部の事業に、老人福祉センター〔管轄：健康福祉課〕事業「生きがい大学」が毎年参加しております。	該当なし

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		生涯学習部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
11	教育の調査研究事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	総合学習センター	教育総務課	教育研究所	生涯学習課	教育総務課
根拠法令等			補助金等に係る予算の執行に関する規則		
歳出予算額（平成16年度）	7,460千円	0千円	468千円		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円		
【事務事業の内容】	<p>【目的】 学校教育及び社会教育の向上のための調査、研究とそれらの成果の発表</p> <p>【内容】 研究員研究（3,874千円） 学校、地域社会における教育課題を取り上げ、2か年で研究する。研究員は教員、行政職員、市民等で構成される。平成16年度の研究テーマは8本。研究成果は、研究集録の発行や、教育研究発表大会（下記）での発表を通じ広く公表する。 教育研究発表大会（472千円） 子どもの教育課題に関する調査・研究・教育実践等を発表する。全体会（講演会）と9つの分科会で構成され、平成16年度は8月3日実施予定。市立小中学校教員、行政職員、幼稚園教諭、PTA、市民等広く参加。発表内容は、研究員による研究（上記）、社会教育関係職員や団体による研究・実践、校内研究、個人研究、各種研修報告など。</p> <p>「さがみはら教育」の発行（2,148千円） 教育活動推進上、タイムリーな話題を特集し、アンケート調査によるデータを中心に相模原の実態を伝える冊子を年2回発行している。</p> <p>教育研究論文（966千円） 子どもの教育に関する自主的研究活動を奨励するため論文の募集を行う。論文は各賞の選考を行い、入賞したものには研究助成を行う。また、教育研究発表大会（上記）で発表するとともに、教育研究論文集を発行する。</p> <p>補助金、交付金等 研究発表大会・研究会等研究員出席負担金 8千円 教育研究員（上記）が研究の一環または成果発表のため、研究発表大会に出席するにあたっての負担金</p> <p>【参考】 小学校 55校 中学校 27校 小学校教員数 1,700人 中学校教員数 900人 教育研究員報酬 863千円×35人×12月</p>	該当なし	<p>教育研究助成 教職員の個人研究またはグループ研究の自主研究に対し助成をする。 研究成果を「研究紀要」に掲載。</p> <p>【参考】 小学校 7校 中学校 5校 小学校教員数 124人 中学校教員数 100人</p>	該当なし	該当なし

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		生涯学習部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
12	生涯学習活動の支援事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	総合学習センター	生涯学習課	生涯学習課 生涯学習センター 津久井町町民大学設置要綱	生涯学習課	社会教育課
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）	799千円	325千円	1,782千円	0千円	30千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 社会・経済の変化やライフスタイルの多様化に伴う学習ニーズに対応する。公民館事業が地域（館区）対象であるのに対して、センター事業は全市を対象としている。</p> <p>【内容】 研究機関等開放講座（176千円） 市内の研究機関（宇宙航空研究開発機構宇宙科学研究所、国民生活センター、外務省研修所）と連携し、それぞれの機能と専門性を生かした講座を行う。 講座事業（523千円） 現代的な課題や行政課題を取り上げ、実績が少ないなど試行的な意味合いの事業実施を基本に学習機会を提供する。 障害者向けIT講習会（100千円） ハンディをサポートするソフトを用いて、コンピュータ・インターネット操作に関する講習会を開催する。</p> <p>【参考】 研究機関等開放講座講師謝礼 1時間 16千円（テキスト筆耕含む） 市内の研究機関（国立、独立行政法人） 3箇所</p>	<p>【目的】 現在の社会構造の変化に順応できる知識を身につけ、自らの文化・知識を豊かにして、生きがいのある生活を営むと共に、地域の発展に主体的に取り組むための自己啓発の機会とする。「シニア講座」「歴史講座」「読み聞かせ講座」の3講座を開催。</p> <p>【内容】 シニア講座 ・町内在住、在勤60歳以上対象 ・健康に関すること、移動教室で施設の見学、趣味的な教室等の内容 ・全10回、うち7回出席で修了証を授与 ・15年度実績 受講者 56名 修了証授与者 28名 歴史講座 ・小学生以上対象 ・町内の歴史に関する内容 ・全10回、うち7回出席で修了証を授与 ・15年度実績 受講者 39名 修了証授与者 28名 読み聞かせ講座 初心者コース ・町内在住、在勤者対象 ・本の読み聞かせの技術の習得 ・全7回、うち5回出席で修了証を授与 ・15年度実績 受講者 18名 修了証授与者 17名 中級者コース ・町内在住、在勤者対象（初心者コースの修了証を所有しているか、それに類する活動をしている方） ・本の読み聞かせの技術の習得 ・全4回、うち3回出席で修了証を授与 ・15年度実績 受講者 28名 修了証授与者 26名</p> <p>【参考】 報償費 213千円 需用費 17千円 使用料及び賃借料 95千円</p>	<p>町民大学推進事業（生涯学習課）</p> <p>【目的】 町内では、生涯学習センター、公民館や地域センターなどが学びの場を提供している。「町民大学」は、そうした生涯学習機関のセンター的な機能を果たすとともに、町民の要望に応え、より多くの町民が充実した学習活動を点火して、コミュニティ形成に寄与することを目的とする。このため、専門性を備え、先進的かつ社会的要請の高い内容を学ぶことができる学習の場を提供する。また、教養を高め、自己を豊にする場を提供する。また、町の歴史や自然・文化など、地域資源から学ぶことができる場を提供する。以上3つの事業の基本として「町民大学」を設置する。</p> <p>【内容】 町内の施設を活用し、より専門的・先進的または社会的要請の高い講座等を実施する。 会場 文化福祉会館、生涯学習センター、東京農工大学津久井農場など 内容 パソコン講座、芸術文化講座（源氏物語を読むコースなど）、津久井の歴史講座（後北条氏の歴史コースなど）、科学講座、英語講座など 受講料 すべて有料で実施。 運営 町民大学運営委員会を組織し、運営。</p> <p>【参考】 報償費 180千円 需用費 400千円 負担金、補助及び交付金 800千円</p> <p>【参考】 講座数 7講座42コース 受講者数 778名 15年度実績"</p> <p>生涯学習推進事業（生涯学習センター）</p> <p>【目的】 次の3点を柱に、様々な目的のもと、各事業を計画している ・学習の動機付けとなる機会の提供 ・自己実現・自主活動・社会参加活動の支援 ・生涯学習関係情報の収集、提供</p> <p>【主催】 津久井町教育委員会 （生涯学習センター）</p> <p>【事務手順】</p>	<p>公民館事業で対応</p> <p>【目的】 町内では、公民館や児童館などが、学習活動の支援をおこなっているが、現代的課題について、社会教育課が直接主催して事業を行っている。</p> <p>【内容】 読み聞かせ基礎講座 朗読技術を習得し、家庭や地域で活用したり読み聞かせグループの技術の向上を目的に開催。全7回 60%以上の出席者に修了証書を授与。受講者21名。全員に修了証書授与。参加費500円</p>	

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	生涯学習部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
12	生涯学習活動の支援事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】			<ul style="list-style-type: none"> <li>・年度当初に各種事業の計画を作成</li> <li>・会場、講師、ボランティア等の調整</li> <li>・開催要項の作成、開催伺い、予算</li> <li>・講師依頼、会場への事務連絡</li> <li>・講師謝礼等払い出し事務</li> <li>・周知（広報、HP、チラシ、ポスター等）</li> <li>・参加者の募集、受付</li> <li>・講師等との打ち合わせ</li> <li>・必要物品の調達・準備</li> <li>・当日（準備、受付、開始、終了、片付け、反省等）</li> <li>・講師等への礼状送付</li> <li>・講師謝礼等の精算事務</li> <li>・事業実績報告</li> </ul> <p>【各種自主事業（平成16年度予定分）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学級・講座 21事業 延べ26回</li> <li>・広報・情報発信 1事業</li> </ul> <p>【予算】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・講師謝礼等           322,000円</li> <li>・消耗品費等         61,000円</li> <li>・八ガキ代・保険料   19,000円</li> </ul>		

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		生涯学習部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
13	情報活用推進事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	総合学習センター	教育総務課	教育研究所	教育総務課	教育総務課
根拠法令等	学校間ネットワークの管理及び運用に関する要綱				
歳出予算額（平成16年度）	44,846千円				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 情報収集・発信を展開し、教職員の教育活動をサポートする。インターネット、イントラネットを活用した教育活動を推進する。</p> <p>【内容】 ハード管理運営 学校間イントラネット管理運営(37,460千円) 市立小中学校間のイントラネット用サーバを設置し、保守管理にあたる。このサーバを用いて下記コンテンツを管理運営している。また、各学校のホームページ、教育委員会ホームページも置かれている。 P C ルームコンピュータシステム管理運営(7,386千円) 教員研修用のP C ルームの管理運営(機器のリース)。 コンテンツ管理運営 イントラネット用サーバを用いて、下記のコンテンツを管理運営している。 さがみはらスタディメイト 児童生徒の多様な学習をサポートする学習リンク集(ポータルサイト) T e a c h e r s R o o m 教師の指導をサポートする教師用ホームページ。 子ども情報カレンダー 市各課・機関が主管する子どものための体験活動を中心とした事業紹介を行うサイト。 教育用データベース「学びの広場」 画像・テキスト等のコンテンツをネットワーク配信する検索型データベース。 学校の情報活用支援 コンピュータ活用相談 学校におけるコンピュータ活用や情報教育の推進について、指導主事が随時相談を受けている。 学校ホームページ作成相談 学校ホームページの作成、更新を支援するため、毎週水曜日に指導主事が相談を行っている。 コンピュータ活用支援訪問 希望する学校を指導主事が訪問し、各校の現状・課題を把握し、研修や支援のあり方について情報収集を行うとともに、当面必要な支援を行っている。</p> <p>【参考】 小学校 55校 中学校 27校</p>	該当なし	該当なし	学校教育部会のフロンティアスクール推進事業で記載のみ。	該当なし

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	生涯学習部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
15	教材作成事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	総合学習センター	教育総務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）	14,749千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成16年度）	87千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 各種教育に関わる教材を作成、配付し、児童生徒の学びや家庭教育を支援する。</p> <p>【内容】 副読本の発行（11,672千円） ・社会科副読本「さがみはら」（小学校3・4年生） ・社会科副読本「私たちの相模原」（中学校1年生） ・防災教育副読本「地震-その時わたしたちは」（小学校1,4年、中学校1年） ・性教育読本「さわやか」（小学校1年生保護者） ・情報教育副読本「マイITブック」（中学校1年生） 郷土学習教材（3,077千円） 郷土を教材とし、社会科学習を中心とするビデオ教材を製作する。（電子ベースで提供）</p> <p>特定財源 有償刊行物売払収入 87千円 上記副読本等を市民に有償で配付している。</p> <p>【参考】 児童・生徒数 小学校1年生 6,000人 小学校3年生 6,000人 小学校4年生 6,500人 中学校1年生 5,500人 副読本単価 ・社会科副読本（小学校） 600円 ・社会科副読本指導書（小学校） 2,250円 ・社会科副読本（中学校） 444.3円 ・防災教育副読本 60円 ・性教育読本 370円 ・情報教育副読本 370円</p>	<p>【目的】 各種教育に関わる教材を作成、配付し、児童生徒の学びや家庭教育を支援する。 津久井郡のことを学習するための資料として、「わたしたちの津久井」を作成、配布し社会科学習を支援する。</p> <p>【内容】 副読本の発行 ・社会科副読本「わたしたちの津久井」（小学校3・4年生） 津久井4町で5年に1回共同発行 （14年度 2,000部作成 1,755,600円） （次回は19年度に発行予定）</p> <p>【参考】 児童・生徒数 小学校1年生 269人 小学校3年生 278人 小学校4年生 299人 中学校1年生 322人 （H16.5.1現在）</p>	<p>【目的】 津久井郡のことを学習するための資料として作成、配付し、児童の社会科学習を支援する。</p> <p>【内容】 副読本の発行 ・社会科副読本「わたしたちの津久井」（小学校3・4年生） 津久井4町で5年に1回共同発行 （次回は19年度に発行予定）</p> <p>【参考】 児童・生徒数 小学校1年生 86人 小学校3年生 77人 小学校4年生 85人 中学校1年生 88人 （H16.5.1現在）</p>	<p>【目的】 津久井郡のことを学習するための資料として作成、配付し、児童の社会科学習を支援する。</p> <p>【内容】 副読本の発行 ・社会科副読本「わたしたちの津久井」（小学校3・4年生） 津久井4町で5年に1回共同発行 （次回は19年度に発行予定） ・社会科副読本「ふじのはっけん」（小学校3年生） 4年に1回発行 （次回は18年度に発行予定）</p> <p>【参考】 児童・生徒数 小学校1年生 85人 小学校3年生 77人 小学校4年生 113人 中学校1年生 106人 （H16.5.1現在）</p>	

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		生涯学習部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
16	教育図書資料の収集整理活用事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	総合学習センター	教育総務課	教育研究所	生涯学習課	教育総務課
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）	2,903千円		0千円		
歳入予算額（平成16年度）	0千円		0千円		
【事務事業の内容】	<p>【目的】 学校教育・社会教育等の教育資料の収集整理を行い、情報の調査・研究等への活用を行うとともに、市民利用に供する。</p> <p>【内容】 教育図書(8,300冊)、本市・他機関の教育資料、(37,000点)の収集・閲覧。 本市を中心とした学習指導案、研究物などの収集・閲覧。 図書館電算システムの管理。図書業務システムであり、市立図書館が主管している。</p> <p>【参考】 ・生涯学習推進員 18名(報酬874,300×12月) 窓口業務、学習相談業務 兼務 ・嘱託職員 市費2名(報酬:205,000×12月) 県費2名(報酬:165,000×12月) 学校経営相談兼務</p> <p>嘱託職員報酬は市教育総務課及び高相教育事務所 で予算化</p> <p>・主な予算内訳 図書資料の購入 976千円 図書館システム機器保守管理 1,175千円 目録、合本、マイクロフィルム作成 275千円 その他消耗品 他 477千円</p>	該当なし	<p>【目的】 学校教育・社会教育等の教育資料の収集整理を行い、情報の調査・研究等への活用を行う。</p> <p>【内容】 研究紀要等 238冊 指導資料等 87冊 報告書等 159冊 研究作品集 36冊 教育相談 17冊 記念誌 13冊 ～教育(タイトル) 24冊 風土記 10冊 要覧・統計 134冊 目録等 31冊 総合学習 2冊 その他 12冊</p> <p>県内市町村教育史 34冊 教育資料 64冊 町内小中学校資料 170冊 その他資料 92冊</p> <p>教材教育関係ビデオ920本 教育図書 1,084冊</p>	該当なし	該当なし

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		生涯学習部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
18	教育研究所連盟		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	総合学習センター	教育総務課	教育研究所	教育総務課	教育総務課
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）	228千円		37千円		
歳入予算額（平成16年度）	0千円		0千円		
【事務事業の内容】	<p>【目的】 指導主事の各種大会等における発表のための参加</p> <p>【内容】 全国教育研究所連盟、関東教育研究所連盟、神奈川県教育研究所連盟に参加し、年会費を負担するとともに、研究協議会、発表会に参加する。</p> <p>補助金・交付金(105千円) ・全国教育研究所連盟負担金 加入負担金として 20千円 ・関東教育研究所連盟負担金 加入負担金として 13千円 ・神奈川県教育研究所連盟負担金 加入負担金として 31千円 ・各種研究発表大会出席負担金(11件) 41千円 研究の一環として、また成果発表の場として参加する研究発表大会、研究協議会への参加負担金として</p> <p>【参考】 主な予算内訳 負担金 105千円 旅費 123千円</p> <p>負担金基準 全国教育研究所連盟 ・国、県、政令指定都市 25千円 ・その他 20千円 関東教育研究所連盟 ・国、県、政令指定都市 20千円 ・人口10万人以上の市町村 13千円 ・人口10万人未満の市町村 7千円 神奈川県教育研究所連盟(出資比率) ・県 100(78千円) ・政令指定都市 50 ・人口20万人以上の市町村 40 ・人口20万人未満の市町村 35</p>	該当なし	<p>【目的】 教育研究所研究員の各種大会等における発表のための参加</p> <p>【内容】 神奈川県教育研究所連盟に参加し、年会費を負担するとともに、研究協議会、発表会に参加する。</p> <p>補助金・交付金(37千円) ・神奈川県教育研究所連盟負担金加入負担金 (27千円) ・研究発表大会出席負担金(10千円)</p>	該当なし	該当なし

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		生涯学習部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
20	教職員研修（基本研修）		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	総合学習センター	教育総務課	教育研究所	教育総務課	教育総務課
根拠法令等	地方教育行政の組織及び運営に関する法律 教育公務員特例法 教員研修事業費等補助金交付要綱	地方教育行政の組織及び運営に関する法律 教育公務員特例法	地方教育行政の組織及び運営に関する法律 教育公務員特例法	地方教育行政の組織及び運営に関する法律 教育公務員特例法	地方教育行政の組織及び運営に関する法律 教育公務員特例法
歳出予算額（平成16年度）	1,250千円	0千円	0千円	0千円	20千円
歳入予算額（平成16年度）	480千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 教員個々のライフステージに沿った系統的・重点的な研修</p> <p>【内容】 初任者研修 25日 フォローアップ研修 3日 5年経験者研修 6日 10年経験者研修 18日 15年経験者研修 5日 20年経験者研修 2日 教員研修事業費等補助金 教員研修事業費等補助金交付要綱に基づく、初任者研修、10年経験者研修に対する教育国庫補助金（480千円）。補助率1/2。</p> <p>【参考】 教員数（約） 初任者 90人 2年次 80人 5年経験者 30人 10年経験者 20人 15年経験者 20人 20年経験者 50人 主な予算内訳 講師謝礼 440千円 初任者研修手引書印刷 350千円 消耗品その他 460千円 講師謝礼基準：1時間あたり（総額1,250千円） ・大学教授、弁護士、医師、公認会計士、著名民間専門専門研究者、民間企業経営層 15千円 ・大学助教授、短大教授、民間専門研究者 12千円 ・大学講師、短大助教授、税理士、民間企業部長級、民間技術者、国及び地方公共団体部長級 10千円 ・民間企業課長級、国及び地方公共団体課長級 8千円 ・国及び地方公共団体係長級 5千円 ・小、中、高校 校長 3千円 ・小、中、高校 教頭 2.5千円 ・小、中、高校 教諭 2千円 相模原市講師謝礼基準による</p>	<p>【目的】 教員個々のライフステージに沿った系統的・重点的な研修</p> <p>【内容】 初任者研修 （校内300時間、校外25日のうち町主催2日） 5年経験者研修 12日 10年経験者研修 40日 15年経験者研修 8日 初任者研修の町主催2日以外は県主催</p> <p>【参考】 教員数 初任者 4人 2年次 1人 5年経験者 3人 10年経験者 2人 15年経験者 3人 20年経験者 2人</p>	<p>【目的】 教員個々のライフステージに沿った系統的・重点的な研修</p> <p>【内容】 初任者研修 （校内300時間、校外25日のうち町主催2日） 5年経験者研修 12日 10年経験者研修 40日 15年経験者研修 8日 初任者研修の町主催2日以外は県主催</p> <p>【参考】 教員数 初任者 5人 5年経験者 3人 10年経験者 3人 15年経験者 6人</p>	<p>【目的】 教員個々のライフステージに沿った系統的・重点的な研修</p> <p>【内容】 初任者研修 （校内300時間、校外25日のうち町主催2日） 幼稚園初任者研修 （園内10日、園外10日） 5年経験者研修 12日（本年度対象者なし） 10年経験者研修 40日（ " " ） 15年経験者研修 8日（ " " ） 初任者研修の町主催2日以外は県主催</p> <p>【参考】 教員数 小・中学校初任者 3人 幼稚園初任者 2人 5年経験者 0人 10年経験者 0人 15年経験者 0人</p>	<p>【目的】 教員個々のライフステージに沿った系統的・重点的な研修</p> <p>【内容】 初任者研修 （校内300時間、校外25日のうち町主催2日） 5年経験者研修 12日 10年経験者研修 40日 幼稚園10年経験者研修 （園内10日、園外10日） 15年経験者研修 8日</p> <p>【参考】 教員数 小・中学校初任者 4人 5年経験者 2人 10年経験者 1人 幼稚園10年経験者 1人 15年経験者 3人</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		生涯学習部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
21	学習相談事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	総合学習センター 生涯学習推進員設置要綱	生涯学習課	生涯学習センター	生涯学習課	社会教育課
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）	16,180千円				0千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円				0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 自発的な学習への関心、学びを進める中で抱えた疑問や、生活上の課題の解決</p> <p>【内容】 市民の生涯学習に関わる相談に対応し、支援を行っている。生涯学習推進員が中心に対応。午前9時～午後10時。</p> <p>【参考】 生涯学習推進員 18名（報酬874,300×12月） 窓口業務、図書業務 兼務 相談件数 476件（15年度実績）</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 生涯学習相談員の設置なし。 教育委員会生涯学習課職員が受け付ける学習相談の内容は、サークル紹介等であり、件数は未把握。</p>	<p>【目的】 自発的な学習への関心、学びを進める中で抱えた疑問や、生活上の課題の解決</p> <p>【内容】 町民の生涯学習に関わる相談に対応し、支援を行っている。職員が対応。火曜日～日曜・午前9時～午後5時。</p> <p>【参考】 相談件数 18件（15年度実績）</p>	<p>【目的】 自発的な学習への関心、学びを進める中で抱えた疑問や、生活上の課題の解決</p> <p>【内容】 町民の生涯学習に関わる相談に対応し、支援を行っている。職員が対応。月曜日～金曜・午前9時～午後5時。</p> <p>【参考】 生涯学習相談員の設置なし。 教育委員会生涯学習課職員が受け付ける学習相談の内容は、サークル紹介等であり、件数は未把握。</p>	<p>【目的】 自発的な学習への関心、学びを進める中で抱えた疑問や生活上の課題の解決</p> <p>【内容】 町民の生涯学習に関わる相談に対応し、支援を行っている。職員が対応。 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時</p> <p>（参考）生涯学習相談員の設置なし。 サークル紹介や、講師紹介があるが、件数は未把握。 人材登録名簿作成など</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	生涯学習部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
22	学社融合推進事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	総合学習センター 学社連携・融合推進事業委託要綱	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	社会教育課
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）	144千円		1,418千円	50千円	
歳入予算額（平成16年度）	0千円		0千円	0千円	
【事務事業の内容】	<p>【目的】 学校・家庭・地域社会が一体となって教育に携わるための、具体的な取り組みの推進。</p> <p>【内容】 小・中学校と地域の連携のあり方研究委託 「開かれた学校」と地域の教育力の向上のため、学校と地域の連携・融合のあり方について、学校・公民館等の連絡組織に実践・研究を委託する。 平成16年度は2組織（地域）に委託。</p> <p>【参考】 委託料 1地域 70千円</p>	該当なし	<p>家庭地域教育活性化会議</p> <p>【目的】 子供たちが生き生きと活動できる地域のあり方について、教育的な見地から調査研究を行うとともに、家庭、学校、地域社会の連携について協議し、多様で先導的な学校内、外活動に関する取り組みを行う団体と連携協力し、地域の教育力の活性化を図る。</p> <p>【内容】 家庭地域教育活性化会議 ふれあい子どもシンフォニー 子どもネットつくい刊行</p> <p>【事業費の内訳】 報償費 412,000円 旅費（普通旅費） 10,000円 需用費（消耗品費、食糧費、印刷製本費） 788,000円 使用料及び賃借料（駐車場使用料、有料道路通行料、自動車借上料） 141,000円</p>	<p>学社連携・融合推進事業</p> <p>【目的】 町内の小・中学校5校を対象に、町教育委員会と委託契約を結び、学社連携・融合の在り方を研究し、生涯学習の推進を図る。[平成16年度：1万円×5校]</p> <p>【内容】 各小・中学校毎に、委託契約金の範囲内で、地域の人材・施設や様々な活動主体と連携しながら、地域と一体となって子ども達の教育を行う為の実践・研究を行う。</p>	該当なし

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		生涯学習部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
23	出前講座事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	総合学習センター	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	社会教育課
根拠法令等	相模原市生涯学習まちかど講座実施要綱	城山町生涯学習出前講座実施要綱		相模湖町生涯学習課出前「さがみこ」実施要綱	
歳出予算額（平成16年度）	0千円	0千円		0千円	
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円		0千円	
【事務事業の内容】	<p>【目的】 学習機会の提供、市民と行政のパートナーシップ構築の一助、職員研修の一環という目的で行っている</p> <p>【内容】 事業名「生涯学習まちかど講座」。 市民等の団体が主催する学習機会や学校の授業に市職員が出向いて、市の仕事の説明や専門的な知識を伝える講義を行う。146講座（「知ろう学ぼう介護保険」「高齢者の健康管理」「地域ぐるみの防災活動」等）。 対象：市内の10名以上のグループ</p> <p>【参考】 年間申込み件数 109件 利用者数 3,540名 15年度実績 予算 なし</p>	<p>【目的】 町民の町政に関する理解を深め、意識の向上を図り、もって生涯学習によるまちづくりを推進することを目的とする。</p> <p>【内容】 事業名「生涯学習出前講座」 町民等が主催する、町の仕事について学ぼうとする自主的講座や学校の授業等に町の職員が出向き、町政の説明や専門的知識を生かした話をする。 14ジャンル（まちづくり、税金・保険・年金等） 対象：町内在住・在勤・在学の概ね10以上のグループ</p> <p>【参考】 年間申込み件数 15件 利用者数 925名 15年度実績</p>	該当なし	<p>【目的】 町民への学習機会の提供、町民と行政とのパートナーシップ構築の一助とする。</p> <p>【内容】 事業名 出前「さがみこ」 町民のリクエストに応じて、町職員が設定された会場へ出向き、行政の取り組みや、職員の専門性を生かした話を提供する。 対象：原則として、町内在住・在勤・在学している概ね10以上のグループ等</p>	該当なし

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		生涯学習部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
24	公民館に関する調査研究・研修		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	総合学習センター	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	社会教育課
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）	730千円				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 公民館が抱える諸課題に対応しながら、新体制での運営の円滑化を図り、機能の維持・向上に資する。</p> <p>【内容】 公民館関係職員研修（268千円） 公民館関係職員として必要な知識・能力の習得を図る。</p> <p>基本研修 ・新任公民館職員研修 4回 ・公民館職員基本研修 2回 ・公民館職員実務研修 6回</p> <p>専門研修 ・公民館長研修 1回 ・館長代理・次長研修 1回 特別研修 ・公民館職員課題研修 4回 ・専門派遣研修 12人</p> <p>各種研究会（462千円） 公民館で様々な課題について学習した者が集まり、学習成果の深まりと相互交流を図る。 ・女性学級研究会、高齢者学級研究会、女性学習グループ研究会、公民館のつどい</p> <p>【参考】 公民館数 23館 市職員 35名（うち館長代理 23名） 公民館活動推進員数 57名</p> <p>講師謝礼基準：1時間あたり（総額107千円） ・大学教授、弁護士、医師、公認会計士、著名民間専門専門研究者、民間企業経営層 15千円 ・大学助教授、短大教授、民間専門研究者 12千円 ・大学講師、短大助教授、税理士、民間企業部長級、民間技術者、国及び地方公共団体部長級 10千円 ・民間企業課長級、国及び地方公共団体課長級 8千円 ・国及び地方公共団体係長級 5千円 ・小、中、高校 校長 3千円 ・小、中、高校 教頭 2.5千円 ・小、中、高校 教諭 2千円 相模原市講師謝礼基準による</p> <p>各種研究会委託料 各101千円</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 公民館数 1館</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 公民館数 2館</p>	<p>生涯学習課長が兼務しているため該当しない。</p> <p>【参考】 公民館数 2館</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】公民館数 3館</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		生涯学習部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
25	生涯学習情報化推進事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	総合学習センター	生涯学習課	生涯学習センター	生涯学習課	社会教育課
根拠法令等	相模原市生涯学習情報システム運用に関する要綱				
歳出予算額（平成16年度）	6,450千円		22千円	0千円	
歳入予算額（平成16年度）	0千円		0千円		
【事務事業の内容】	<p>【目的】 情報収集・発信を展開し、市民の生涯学習活動をサポートする</p> <p>【内容】 ハード管理運営 生涯学習サーバ管理運営(5,720千円) 生涯学習システムサーバ(リース)の管理運営。 コンテンツ管理運営 生涯学習情報システムによる情報提供(600千円) システム名「生涯学習情報システム」 「講座・催し物情報」「団体・サークル情報」「施設情報」などを提供している。「講座・催し物情報」は主催課・機関が随時入力している。「団体・サークル情報」は年1回更新のための情報収集を行い、入力している。 生涯学習施設予約システムによる施設予約(130千円) システム名「生涯学習施設予約システム」 市内の公民館(23箇所)と生涯学習施設(3箇所)の予約をインターネット、街頭端末、電話、i-mode等で行うことができるシステムの管理運営を行っている。</p> <p>【参考】 公民館 23館 生涯学習施設 3館 生涯学習ルーム 9校 街頭端末機 55箇所</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 公民館 1館 地域開放教室 3校</p>	<p>【目的】 情報収集・発信を展開し、町民の生涯学習活動をサポートする</p> <p>【内容】 コンテンツ管理運営 生涯学習情報システムによる情報提供(22千円) システム名「生涯学習情報システム」 「講座・催し物情報」「施設情報」などを提供している。「講座・催し物情報」は主管課が随時入力している。 生涯学習情報システム：生涯学習センターホームページを開設しプラネットかながわにリンクしている。</p> <p>【参考】 生涯学習センター 1館 街頭端末機 1箇所</p>	<p>電算システムの導入はしていない。</p> <p>町広報、ホームページにより発信、情報収集</p>	<p>該当なし</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		生涯学習部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
26	教職員研修（基本研修以外）		A協議会 B幹事会 C専門部会		
担当課名	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
根拠法令等	総合学習センター 教育公務員特例法	教育総務課 教育公務員特例法	教育研究所 教育公務員特例法	教育総務課 教育公務員特例法	教育総務課 教育公務員特例法
歳出予算額（平成16年度）	5,055千円	170千円	200千円	10千円	45千円
歳入予算額（平成16年度）	720千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 社会の変化に適切に対応できる教育経営及び教科教育に関わる専門的分野についての研修</p> <p>【内容】 研修 ステップアップ研修 教育課題研修講座（2日）、授業研究講座（5日）、児童生徒理解講座（3日）、教育相談研修講座（3日）、英語教員集中講座（8日） 教科指導研修（9日） 領域等指導研修 道徳研修会（2日）、特別活動（1日）、総合（2日） 情報教育研修 情報教育推進講座（5日）、移動コンピュータ研修講座（45日）、電子メール研修講座（3日）、インターネット管理運用者研修講座（1日）、学校ホームページ作成研修講座（13日）、プレゼンテーション作成研修講座（5日）、デジタルコンテンツ作成研修講座（1日）、学校間イントラネット活用研修講座（4日）、情報教育担当者研修講座（3日） 教育課題研修 今日的教育課題研修講座（8日）、児童生徒指導研修講座（4日）、人権・福祉教育研修講座（2日）、学級経営研修講座（3日）、地域と学校の連携を考える講座（2日） 幼稚園研修（2日） 派遣研修（情報教育） 半年 刊行物 研修講座集録「共鳴」 研修講座の中から特に好評な講座を冊子にまとめて紹介する。</p> <p>教員研修事業費等補助金 教員研修事業費等補助金交付要綱に基づく、英語教員集中講座に対する国庫補助金（720千円）。補助率1/2。 英語教員資質向上研修負担金（語学研修） 民間英語教育事業者に、語学研修として教員を派遣するための負担金。1,270千円</p> <p>【参考】 小学校教員数 約1,700人 中学校教員数 約900人</p> <p>主な予算内訳</p>	<p>【目的】 社会の変化に適切に対応できる教育経営及び教科教育に関わる専門的分野についての研修</p> <p>【内容】 研修 健康教育研修会 1日 夢のびやか教育実践のための研修会 1日 人権・同和教育研修会 1日 障害児教育研修会 2日</p> <p>【参考】 小学校教員数 83人 中学校教員数 55人</p>	<p>【目的】 社会の変化に適切に対応できる教育経営及び教科教育に関わる専門的分野についての研修</p> <p>【内容】 研修 教職員研修（講演・1日） コンピュータ研修（8日）</p>	<p>【目的】 社会の変化に適切に対応できる教育経営及び教科教育に関わる専門的分野についての研修</p> <p>【内容】 研修 児童生徒指導研修 1日 障害児教育研修会 1日 幼児教育研修会 1日 人権・同和教育研修会 1日</p>	<p>【目的】 社会の変化に適切に対応できる教育経営及び教科教育に関わる専門的分野についての研修</p> <p>【内容】 研修 幼児・児童・生徒指導担当者研修会（3回） 教育課程研修会（2回） 社会科学習研修会（1回） 人権教育研修会（1回）*他課と共催</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	生涯学習部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
26	教職員研修（基本研修以外）	A協議会    B幹事会    C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・講師謝礼等 2,117千円</li> <li>・英語教員研修負担金 1270千円</li> <li>・消耗品他 1,668千円</li> <li>・講師謝礼基準：1時間あたり（総額5,055千円）</li> <li>・大学教授、弁護士、医師、公認会計士、著名民間専門専門研究者、民間企業経営層 15千円</li> <li>・大学助教授、短大教授、民間専門研究者 12千円</li> <li>・大学講師、短大助教授、税理士、民間企業部長級、民間技術者、国及び地方公共団体部長級 10千円</li> <li>・民間企業課長級、国及び地方公共団体課長級 8千円</li> <li>・国及び地方公共団体係長級 5千円</li> <li>・小、中、高校 校長 3千円</li> <li>・小、中、高校 教頭 2.5千円</li> <li>・小、中、高校 教諭 2千円</li> <li>相模原市講師謝礼基準による</li> </ul>				

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		生涯学習部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
27	学校教育相談事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	総合学習センター	教育総務課	教育研究所	教育総務課	教育総務課
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）	0千円	0千円		0千円	0千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円		0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 円滑な学校経営、学級経営の支援</p> <p>【内容】 教育実践相談 教員を対象にして、授業実践・校内研究等、教育現場の様々な悩みについて、指導主事が相談を受けている（月～金 随時）。 学校経営相談 校長の職歴をもつ嘱託職員が、教育目標の具現化に向けての経営相談、学校経営上起こりうる諸課題等への相談、支援を行っている。（月～金 午前9時～午後4時）</p> <p>【参考】 嘱託職員 市費2名（報酬@200,500×12月） 県費2名（報酬@165,000×12月） 教育図書業務兼務</p> <p>報酬は、市教育総務課及び県高相教育事務所です算化</p>	<p>該当なし</p> <p>*指導主事等が随時相談を受けている</p>	<p>該当なし</p>	<p>【目的】 円滑な学校経営、学級経営の支援</p> <p>【内容】 教育実践相談 教員を対象にして、授業実践・教育現場の様々な悩みについて、学級経営上起こりうる諸課題等への相談、支援を行っている。（月～金 午前9時～午後4時）</p> <p>指導主事等（県費教育指導員）が随時相談を受けている</p>	<p>該当なし</p> <p>指導主事等（県費負担教育相談員）が随時相談を受けている。</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号 29	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 生涯学習部会		
事務事業番号 6	事務事業名 図書館協議会経費		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	図書館	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	社会教育課
根拠法令等	図書館法・ 相模原市立図書館条例・ 相模原市立図書館条例施行規則				
歳出予算額（平成16年度）	227千円				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 図書館法に基づき設置され、図書館の運営に関し、館長の諮問に応じるほか、図書館の行う図書館奉仕につき館長に意見を述べる。</p> <p>【内訳】 報酬 ・非常勤特別職員報酬 図書館協議会委員報酬 委員 6名 任期 2年 年 3回開催 単価 12,600円</p>	該当なし	<p>該当なし</p> <p>津久井町図書室 条例により設置されている図書館が1施設あるが、図書館法の条件は整備されておらず、実際には地域センターの図書室として運営している。 上記1施設を含めて公民館図書室2、地域センター図書室4、その他2計8施設の図書室を設置している。</p>	該当なし	該当なし

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	生涯学習部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
7	図書館施設維持管理費・施設維持補修費	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	図書館	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	社会教育課
根拠法令等	図書館法				
歳出予算額（平成16年度）	119,553千円				
歳入予算額（平成16年度）	59千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 図書館の施設維持管理の充実を図る。</p> <p>【内訳】                      需要費                      ・消耗品費 施設保守用消耗品等                      ・施設修繕料 施設修繕等                      ・物品等修繕料 施設等小破修繕料                      ・燃料費 プロパン等                      ・光熱水費 電気料、上下水道料                      役務費                      ・電話料 電話料等                      ・手数料 水道検査料、                      ボイラー性能検査料、                      児童コーナーじゅうたんクリーニング代                      ・その他保険料 施設賠償責任保険料                      委託料                      ・事務作業等委託料                      図書館改修事業調査設計委託料                      ・施設等管理運営委託料                      警備及び施設委託、建物清掃委託、                      設備保守機械運転業務委託、                      駐輪場・駐車場整理業務委託等                      ・その他使用料 観葉植物借上料、                      ダストマット借上料                      負担金、補助金及び交付金                      ・光熱水費等負担金 光熱水費等負担金                      ・年会費等負担金 施設維持管理料                      相模原市立図書館、相模大野図書館                      橋本図書館、相武台分館の4館合計</p> <p>【特定財源内訳】                      公衆電話使用料 35千円                      自動販売機光熱水費実費負担金 24千円</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】                      城山町立公民館図書室 1室</p>	<p>該当なし</p> <p>施設維持管理費は、各公民館や地域センター維持管理費で予算計上                      【参考】                      文化福祉会館図書室                      串川ひがし会館図書室                      串川地域センター図書室                      報徳図書館（鳥屋地域センター内）                      青野原図書室（青野原小学校図書室内）                      青根公民館図書室                      尾崎記念館図書室                      小網地域センター図書室</p>	<p>該当なし</p> <p>施設維持管理費は、公民館維持管理費で予算計上                      【参考】                      相模湖町立桂北公民館図書室 1室</p>	<p>該当なし</p> <p>施設維持管理費は、中央市民センターとして予算計上                      【参考】藤野町図書室 1室</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		生涯学習部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
8	視聴覚ライブラリー自主事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	図書館	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	社会教育課
根拠法令等	相模原市立視聴覚ライブラリー条例				
歳出予算額（平成16年度）	44千円				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
【事務事業の内容】	【目的】 視聴覚教材の効果的な活用を図るため、各種講習会を実施する。 【内訳】 報償費 ・謝礼 16ミリ映写機器認定講習会講師謝礼	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		生涯学習部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
9	視聴覚関係団体補助金		A協議会    B幹事会    C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	図書館	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	社会教育課
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）	50千円				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 本市の社会教育、視聴覚教育の発展に寄与する16ミリ映画研究会への運営費補助を行う。</p> <p>【内訳】 負担金、補助及び交付金 ・運営費等補助金 相模原市16ミリ映画研究会補助金</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号 29	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 生涯学習部会		
事務事業番号 10	事務事業名 図書資料充実経費		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	図書館	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	社会教育課
根拠法令等	図書館法	城山町立公民館条例、城山町立公民館条例規則	図書館法	相模湖町立公民館条例 相模湖町立公民館条例施行規則	藤野町図書室条例
歳出予算額（平成16年度）	112,660千円	3,669千円	2,185千円	432千円	2,817千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 図書館の利用者に対する図書や雑誌、紙芝居等の購入により図書館資料の充実を図る。</p> <p>【内訳】</p> <p>需要費 ・消耗品費 閲覧用新聞雑誌等 ・印刷製本費 館種ラベル 委託料 ・事務作業等委託料 図書補強・装備委託等 使用料及び賃借料 ・その他使用料 B・D・S装置賃借料 備品購入費 ・図書購入費 閲覧用図書・紙芝居等 (公民館図書室20館含む) 閲覧用図書 47,710冊 閲覧用紙芝居 490組</p> <p>相模原市立図書館、相模大野図書館、橋本図書館、相武台分館の4館合計</p>	<p>【目的】 図書館の利用者に対する図書や雑誌、紙芝居等の購入により図書館資料の充実を図る。</p> <p>【内訳】</p> <p>需要費 69千円 ・消耗品費 ブックカバー、事務用品等 ・印刷製本費 図書貸出券印刷 備品購入費 3,600千円 ・図書購入費 閲覧用図書・紙芝居等 一般書 18,708冊 児童書 10,976冊 紙芝居 188冊</p> <p>城山町立公民館図書室 1室</p>	<p>【目的】 図書室の利用者に対する図書や雑誌等の購入により図書館資料の充実を図る。</p> <p>【内訳】</p> <p>需要費 ・消耗品費 閲覧用新聞雑誌等 委託料 ・図書装備委託料 備品購入費 ・図書購入費 閲覧用図書 1,100冊 朝日新聞縮刷版 12ヶ月分×1部 日本書籍総目録 1セット×1部</p> <p>公民館、地域センター図書室等の8施設合計</p>	<p>【目的】 図書館の利用者に対する図書や雑誌、紙芝居等の購入により図書館資料の充実を図る。</p> <p>【内訳】</p> <p>需要費 232千円 ・消耗品費 事務用品、閲覧用新聞雑誌等 ・印刷製本費 図書貸出券印刷 備品購入費 200千円 ・図書購入費 閲覧用図書・紙芝居等 130冊</p> <p>相模湖町立桂北公民館図書室 1室</p>	<p>【目的】 図書室は、図書、記録、その他必要な資料を収集し、整理し、保存して一般公衆の利用に供しその教養、調査研究、レクリエーションに資すること。</p> <p>【需要費】</p> <p>・消耗品費 習慣図書購入 24,000円 神奈川新聞 37,200円 ブックカード 12,000円 ブックスタート事業 90,000円 絵本セット購入 30,000円 絵本（差し替え用） 30,000円</p> <p>・備品購入費 書籍 1,400,000円 ビデオ、CD、DVD 90,000円</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	生涯学習部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
11	図書館サービス経費	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	図書館	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	社会教育課
根拠法令等	図書館法		図書館法	相模湖町立公民館条例 相模湖町立公民館条例施行規則	藤野町図書室条例
歳出予算額(平成16年度)	14,332千円		376千円	50千円	38千円
歳入予算額(平成16年度)	2,400千円		0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 市民の読書普及を目的とした講座の開催 CD・ビデオ・CD-ROM等の購入による AV資料の充実 コピーサービスの充実(A4・A3・B4) 1枚10円</p> <p>【内訳】 報償費 ・謝礼 講師謝礼 保育謝礼 朗読者謝礼</p> <p>需要費 ・消耗品費 ビデオクイックケース、 複写料金等 ・印刷製本費 館種ラベル ・物品等修繕費 AV機器修繕 委託料 ・施設等管理運営委託料 AVサービス機器保守点検 ・事務作業等委託費 AV資料装備委託 使用料及び賃借料 ・その他使用料 CD-ROM専用コンピュータ機器賃借料 WEBサイトライセンス料</p> <p>備品購入費 ・図書購入費 録音図書160本 CD700枚 ビデオ310本 CD-ROM31枚 DVD70枚</p> <p>相模原市立図書館、相模大野図書館、 橋本図書館の3館合計</p> <p>【特定財源内訳】 図書等複写費用 2,400千円</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 ○CD・ビデオ・CD-ROM等の購入予定は ない。</p> <p>○平成15年度末の在庫数 ・CD 73枚 ・ビデオ 62本 ・CD-R 0本</p> <p>城山町立公民館図書室 1室</p>	<p>【目的】 市民の読書普及を目的とした事業の開催 読み聞かせボランティア団体の支援 コピーサービスの充実(A4・A3) 1枚10円</p> <p>【内訳】 報償費 ・謝礼 おはなし会時謝礼(4団体) おはなし会ボランティア育成研修師 謝礼 子ども読書週間イベント出演謝礼</p> <p>需要費 ・消耗品費 コピー使用料 (串川ひがし会館図書室)</p>	<p>【目的】 ビデオの購入によるAV資料の充実</p> <p>【内訳】 備品購入費 ・図書購入費 ビデオ 10本</p> <p>相模湖町立柱北公民館図書室 1室</p>	<p>【目的】 生涯学習の拠点として図書室の文化事業 を開催する。</p> <p>○報償費 図書室事業 10,000円×3日=30,000円</p> <p>○一日図書室員(小・中学生体験学習) 500円(図書券)×16人=8,000円</p> <p>○毎月の第1土曜日 AM11時～ 図書室内での「読み聞かせ 会」をボランティアグループが実施して いる。</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		生涯学習部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
12	図書館施設運営費		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	図書館	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	社会教育課
根拠法令等	図書館法	城山町立公民館条例、城山町立公民館条例規則	図書館法、津久井町立報徳図書館設置条例	相模湖町立公民館条例・相模湖町立公民館条例施行規則	藤野町図書室条例同施行規則
歳出予算額（平成16年度）	100,405千円	157千円	372千円	23千円	62千円
歳入予算額（平成16年度）	554千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 図書館奉仕業務全般を通じ、施設運営の充実を図る。 図書館利用相談員の配置 （司書資格を持った特別非常勤職員 4館で合計32名） 市内各図書館、各公民館図書室等の図書その他館への配送業務 県立図書館情報ネットワークに関する業務</p> <p>【内訳】 報酬 ・非常勤特別職員報酬 図書館利用相談員報酬 共済費 ・社会保険料 健康保険料等社会保険料 旅費 ・費用弁償 図書館利用相談員旅費 需要費 ・消耗品費 選書用消耗品等 （公民館図書室20館含む） 印刷製本費 督促状等 役務費 ・電話料 電話料 委託料 ・事務作業等委託料 図書資料等配送委託 県立図書館図書等配送委託 図書ラベル作成委託等 使用料及び賃借料 ・公共施設使用料 社のホール使用料 ・その他使用料 新刊マーク等 負担金、補助及び交付金 44千円 ・県図書館協会分担金 相模原市立図書館、相模大野図書館、橋本図書館、相武台分館の4館合計</p> <p>【特定財源内訳】 労働保険被保険者負担金 554千円</p>	<p>【目的】 図書奉仕業務全般を通じ、施設運営の充実を図る。 ○県立図書館情報ネットワークに関する業務</p> <p>【内訳】 旅費 17千円 ・普通旅費（県立図書館・図書館協会） 129千円 ・通信運搬費 インターネット通信料 11千円 ・県図書館協会分担金</p> <p>城山町立公民館図書室 1室 法政大学多摩図書館利用負担金 100千円</p>	<p>【目的】 図書奉仕業務全般を通じ、施設運営の充実を図る。 町内各図書室の図書その他施設への配送業務 県立図書館情報ネットワークに関する業務</p> <p>【内訳】 役務費 ・通信運搬費 県内図書搬送費 パソコン接続料 電話回線使用料 使用料及び賃借料 ・機械器具借上料 パソコン1台 ファクシミリ2台 負担金、補助及び交付金 10千円 ・県立図書館協会分担金</p> <p>文化福祉会館図書室 串川ひがし会館図書室 串川地域センター図書室 報徳図書館（鳥屋地域センター内） 青野原図書室（青野原小学校図書室内） 青根公民館図書室 尾崎記念館図書室 小網地域センター図書室</p> <p>報徳図書館（実感的には公民館及び地域センター図書室と同様）</p>	<p>【目的】 図書奉仕業務全般を通じ、施設運営の充実を図る。 県立図書館情報ネットワークに関する業務</p> <p>【内訳】 役務費 13千円 ・通信運搬費 県立図書館図書配送料 負担金、補助及び交付金 10千円 ・県立図書館協会分担金</p> <p>相模湖町立桂北公民館図書室 1室</p>	<p>【目的】 図書奉仕業務の全般を通じ、施設運営費の充実を図る。 県立図書館情報ネットワークに関する業務</p> <p>（内訳） ・役務費 29千円 通信運搬費、県立図書館図書配送料 ・負担金 10千円 県立図書館協議会 ・委託料 23千円 複写機保守点検</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号 29	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 生涯学習部会		
事務事業番号 13	事務事業名 図書等複写費用		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	図書館	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	社会教育課
根拠法令等					
歳出予算額(平成16年度)					
歳入予算額(平成16年度)	2,400千円				
【事務事業の内容】	<p>【内訳】 図書館利用者に対する複写サービス。 公文書等の複写費用の額に準じて徴収する。 A4・A3・B4 1枚10円 白黒のみ 複写枚数(年間)240,000枚</p> <p>相模原市立図書館、相模大野図書館、 橋本図書館、相武台分館の4館合計</p> <p>特定財源については、No11図書館サービス経費 から再掲</p>	該当なし	<p>該当なし</p> <p>津久井町図書館のコピーサービスについて 文化福祉会館及び串川ひがし会館図書室の2施設 でコピーの利用可能。 利用料金は次の予算科目で歳入予算を計上</p> <p>会計 01 一般会計 款 18 諸収入 項 05 雑入 目 04 雑入 節 08 共通雑入 細節 01 コピー使用料</p>	<p>【内訳】 図書室利用者に対する複写サービス。 コピー機については、教育委員会事務局内のもの を使用し、公文書等の複写費用の額に準じて 徴収する。 A4・A3・B4・B5 1枚20円 白黒のみ</p> <p>*なお、予算は総務課雑入にて歳入予算を計上</p> <p>*相模湖町立桂北公民館図書室 1室</p>	<p>【内訳】 図書室利用者に対する複写サービス ・公文書等の複写費用の額に準じて徴収する。 B5, A4, B4, A3 白黒 1枚20円</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	生涯学習部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
14	図書館システム経費	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	図書館	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	社会教育課
根拠法令等	図書館法				
歳出予算額(平成16年度)	63,481千円				
歳入予算額(平成16年度)	0千円				
【事務事業の内容】	<p><b>【目的】</b> 市内図書館、公民館図書室等をオンラインネットワークで接続し、図書資料等が相互に利用できる体制の整備及び多様なマルチメディア機器による情報提供サービスの充実にを図る。</p> <p><b>【内容】</b> オンラインネットワーク館数 図書館 3館、分館 1館 公民館図書室20室 類縁機関 3館 電算業務 ・カウンター業務 貸出・返却 予約・リクエスト 利用者登録 利用者検索等 ・資料検索業務 新刊・蔵書検索 ・資料管理業務 発注・受入・検収 資料登録・修正等 ・資料整理業務 蔵書点検 蔵書削除・変更等 ・利用者管理業務 督促処理 利用者除籍等 ・B M業務 ハンデーターミナル ローカル処理等</p> <p><b>需要費</b> ・消耗品費 電算業務用消耗品 マルチメディア消耗品</p> <p><b>役務費</b> ・電話料 テレビ電話使用料</p> <p><b>委託料</b> ・施設等管理委託 マルチメディア機器保守委託 VODコンテンツ保守委託 ・事務作業等委託料 電算システム・機器保守委託 ホームページコンテンツ保守委託</p>	<p>該当なし</p> <p><b>【参考】</b> 城山町立公民館図書室 1室</p>	<p>該当なし</p> <p><b>【参考】</b> 文化福祉会館図書室 串川ひがし会館図書室 串川地域センター図書室 報徳図書館(鳥屋地域センター内) 青野原図書室(青野原小学校図書室内) 青根公民館図書室 尾崎記念館図書室 小網地域センター図書室</p>	<p>該当なし</p> <p><b>【参考】</b> 相模湖町立桂北公民館図書室 1室</p>	<p>該当なし</p> <p><b>【参考】</b> 藤野町図書室 1室</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	生涯学習部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
14	図書館システム経費	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】	<p>プロバイダ変更機器設定委託                      ・システム開発委託料                      図書館電算システム改修委託                      使用料及び賃借料                      ・その他使用料及び賃借料                      電子計算機賃借料                      インターネット使用料</p> <p>相模原市立図書館、相模大野図書館、                      橋本図書館、相武台分館の4館及び                      公民館図書室20室の合計</p>				

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	生涯学習部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
7	博物館協議会	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	博物館	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	社会教育課
根拠法令等	博物館法 相模原市立博物館条例				
歳出予算額(平成16年度)	535千円				
歳入予算額(平成16年度)	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 博物館法第20条第1項の規定及び相模原市立博物館条例第14条の規定に基づき、博物館の運営に関し、館長の諮問に応じ意見をのべる機関として設置する。</p> <p>【設置年月日】 平成7年11月20日</p> <p>【定数】 10人          委員構成 学校教育分野 3人                    社会教育分野 2人                    学識経験者 5人</p> <p>【委員等報酬】 12,600円/1回</p> <p>【任期】 2年</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		生涯学習部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
9	資料収集保存事業		A協議会    B幹事会    C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	博物館	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	社会教育課
根拠法令等					藤野町郷土資料館の設置及び管理等に関する条例
歳出予算額（平成16年度）	5,471千円	585千円			2,818千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円			0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 本市の自然や歴史、文化を理解し、その特徴を把握する上で必要な資料を体系的に広く収集し、分野・種類・性質に応じて分類・整理し適切な保存を図る。</p> <p>【内容】 収集・収蔵資料の整理・分類及び適切な保存を図るための作業を行う。 資料の適正な保存を図るため年2回のくん蒸と年間をとあしての有害生物調査を実施する。 博物館資料の充実を図るため、展示用資料あるいは相模原に関する各種資料を購入する。 博物館資料及び市民の閲覧用として、専門図書などを購入する。</p> <p>【参考】 ・収蔵資料点数 142,869点(H.16.3現在) ・図書等点数 29,704点(H.16.3現在)</p>	<p>【目的】 郷土資料を収集し、分野・種類・性質に応じて分類・整理し適切な保存を図る。また、併せて町史編さん事業で収集した資料を継続して分類・整理し適切な保存を図る。</p> <p>【内容】 郷土資料等活用臨時職員 1名 郷土資料等の収集・保存・展示及び調査研究のため、専門的知識・経験をもつ者を学芸員として採用し、収集・収蔵資料の整理・分類及び適切な保存を図るための作業を行う他、これらの資料を町広報紙に資料紹介し、普及啓発を行う。</p> <p>【参考】 ・収蔵資料点数 9,729点(H16.6現在) ・考古資料 310箱(H16.6現在) ・図書等点数 6,593点(H16.6現在)</p>	該当なし	該当なし	<p>【目的】 博物館法に基づき、郷土の考古、歴史、民俗、自然科学等に関する資料の収集、保管、展示などを行うとともに、これらの郷土資料に関する調査研究と教育普及活動を行い、地域文化の発展に寄与するために資料館を設置する。</p> <p>【内 訳】 ○賃金 ・管理人賃金 994,500円 ・清掃員賃金 229,500円 ○需要費 ・消耗品費 80,000円 ・燃料費 13,000円 ・食糧費 8,000円 ・電気料 78,000円 ・ガス代 20,000円 ・水道代 8,000円 ・修繕料 80,000円 ○役務費 ・郵便料 12,000円 ・電話料 72,000円 ・保険料 49,000円 ○委託料 ・資料館警備委託 51,000円 ○消防設備点検 37,000円 ○借地料及び賃借料 62,000円 ○下水道使用料 7,500円</p> <p>【施設概要】 ・敷地面積 785.24㎡ ・延べ床面積 418.82㎡ ・職員構成(H16.4.1)非常勤4名 ・開館日数 257日(H15年度) ・入館者数 1,046名(H15年度)</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		生涯学習部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
10	資料調査研究事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	博物館	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	社会教育課
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）	3,751千円				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 展示・教育普及等への活用を図るため、地域にかかわる様々な資料を調査研究する。</p> <p>【内容】 学芸各分野(考古・歴史・民俗・地理・地質・動物・植物・天文・情報)において、地域や博物館にかかわる様々な資料の調査・研究を行う。 &lt;主な調査&gt; ・境川流域調査 - 町田市立博物館職員及び外部研究者とともに、流域の調査を行なう。 ・相模川流域地質調査 - 流域の地質を調査し、形成史を明らかにする。 ・緑地植生調査 - 緑地の植生構造を調べる。 調査・研究の成果として、相模原市立博物館研究報告及び調査報告書、資料目録などを発行する。</p> <p>【参考】 ・相模原市立博物館研究報告第14集 750部 ・古淵B遺跡再整理報告書 750部 *いずれも平成16年度作成予定</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	生涯学習部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
11	展示・教育普及事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	博物館	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	社会教育課
根拠法令等					
歳出予算額(平成16年度)	22,859千円				
歳入予算額(平成16年度)	2,030千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 年4回の特別展(特別展・企画展)及び学校資料展(収蔵品展)の開催及び翌年度以降の準備を行うとともに、各分野ごとに年間を通じて講座、教室、講演会等教育普及事業を実施する。</p> <p>【内容】 寄贈資料や収集資料など、博物館収蔵品を中心に、地域の自然や文化について紹介する「収蔵品展」、各学芸分野での調査・研究成果や市民参加による活動成果などを紹介する「企画展」、相模原にとらわれないことなく、最新の情報や話題を取り入れながら、広い視野で様々な資料を紹介する「特別展」を開催する。</p> <p>講演会や講座、教室など、地域をさらに知り、学ぶための普及事業を開催する。 学校教育での博物館の効果的な利用を図るため、「学校と博物館の連携を進める研究会」において連携のあり方を研究、協議する。</p> <p>委員構成 小学校教諭 5名                   中学校教諭 3名 計8名 博物館の各種情報を発信するため、「博物館NEWS」を発行(年4回 各3,500部)する。</p> <p>【参考】 ・特別展等入場者数 51,538名(平成15年度) ・講座等普及事業参加者数 8,006名(平成15年度)</p> <p>【特定財源内訳】 博物館観覧料 900千円 No6博物館観覧料から再掲統計書等 1,130千円</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		生涯学習部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
12	プラネタリウム事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	博物館	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	社会教育課
根拠法令等					
歳出予算額(平成16年度)	62,603千円				
歳入予算額(平成16年度)	14,000千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 プラネタリウムの投影及び全天周映画の上映を行い、天文知識等の普及を図る。</p> <p>【内容】 プラネタリウム一般投影 解説員による星空解説と企画番組(年2番組)で構成し、平日は1回、土日祝日や学校が長期休暇期間は2回行う。 全天周映画 プラネタリウムドームを利用した大型フィルム使用の映画作品を、平日は1回、土日祝日や学校が長期休暇期間は2回上映(年2番組)する。 学習投影 小・中学校や幼稚園、保育園などを対象に、学習活動の一環として団体観覧専用の学習投影を平日行う。</p> <p>【参考】 ・一般投影観覧者数 18,655名(平成15年度) ・全天周映画観覧者数 24,859名(平成15年度) ・学習投影利用者数 10,111名(平成15年度)</p> <p>【特定財源内訳】 博物館観覧料 14,000千円 No6博物館観覧料から再掲</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	生涯学習部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
13	博物館施設維持管理運営事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	博物館	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	社会教育課
根拠法令等					
歳出予算額(平成16年度)	166,615千円				
歳入予算額(平成16年度)	872千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 博物館の施設維持管理、維持補修等に要する経費</p> <p>【内容】 &lt;主な項目及び平成16年度予算&gt; 施設の管理運営上必要な光熱水費(49,870千円) 施設の維持管理上必要な設備保守、清掃その他の業務委託料(102,867千円) 備品購入(496千円) 建物全般、設備機器等に係る修繕料(7,800千円)</p> <p>【参考】 ・施設敷地面積 9,999.48㎡ 延床面積 9,510.24㎡ ・職員構成(H16.4.1) 事務職 6名 学芸員 7名 指導主事 2名 非常勤 4名 計 19名 ・開館日数 302日(平成15年度) ・入館者数 126,120名(平成15年度)</p> <p>【特定財源内訳】 公衆電話使用料 12千円 博物館喫茶室業者電気料等収入 750千円 図書等複写費用 110千円</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号 29	合併協議事項 各種事務事業の取扱い	専門部会名 生涯学習部会			
事務事業番号 14	事務事業名 尾崎号堂記念館の管理運営に関すること	協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	博物館	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	社会教育課
根拠法令等			尾崎号堂記念館の設置及び管理に関する条例、尾崎号堂記念館の設置及び管理に関する条例施行規則、補助金等に係る予算の執行に関する規則		
歳出予算額（平成16年度）			5,417千円		
歳入予算額（平成16年度）			0千円		
【事務事業の内容】	該当なし	該当なし	<p>【目的】 尾崎行雄の生まれの地の屋敷跡を保存し、ゆかりの文献、遺品、その他の資料を展示するとともに、青少年の勉学の殿堂とする。</p> <p>【内容】 展示物や号堂に関する専門的な説明。展示物及び年表等の監修。尾崎号堂記念館の維持管理にかかる事務諸経費。</p> <p>事業費の内訳 ・賃金 1,920,000円 ・管理人賃金 ・報償費 300,000円 ・説明員謝礼 ・需用費 471,000円 ・消耗品、燃料費、印刷製本費、光熱水費、備品修繕料、施設修繕料 ・役員費 211,000円 ・通信運搬費、手数料、火災保険料 ・委託料 315,000円 ・警備委託料、火災報知器点検委託料、浄化槽保守管理委託料</p> <p>尾崎行雄を全国に発信する会 【目的】 郷土の偉人尾崎行雄の文献等を収集し充実を図る。</p> <p>【活動内容】 やまびこ祭り、さくら祭りの資料展示 会報発行（年1回） 尾崎号堂杯青年演説大会主催</p> <p>【補助金額】 270,000円 尾崎号堂杯青年演説大会</p> <p>【目的】 地元中学生や全国の大学生たちの自らの体験を踏まえた内容を演説により発表。</p> <p>【主催】 尾崎行雄を全国に発信する会</p> <p>【補助金額】 2,000,000円</p>	該当なし	該当なし

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		生涯学習部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
15	エコミュージアム推進事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	博物館	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	社会教育課
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）		6,214千円			
歳入予算額（平成16年度）		0千円			
【事務事業の内容】	該当なし	<p>平成13年度に基礎調査を実施し、平成14年度にエコミュージアム基本構想を、平成15年度に基本計画を策定した。この基本計画における目的等は次のとおり。</p> <p>【目的】          自然、歴史・文化、産業等地域資源を保存、復元、活用し、次世代に継承するとともに、新たな文化を創造する。          地域の住民が自ら地域を知り、地域を学ぶことにより、地域に愛着を持つ人を育てる。          地域住民主体の活動を展開することにより、地域に愛着を持ち、地域の連帯感を深め、住みよいまちをつくる。          地域を知り、地域から学んだことを通じて、違う地区の住民同士や世代間、町内と町外の人との交流を深めていく。</p> <p>【内容】          エコミュージアムは、町全体を一つの博物館として捉え、自然環境、歴史・文化遺産、産業遺産等を現地で保存、復元、展示するものである。このエコミュージアムの活動は生涯学習の取組みとして、住民が主体的に係わっていくものである。博物館での一般展示に相当する、いつ来ても町の資源を見ることができる「セルフガイドシステム」と特別展に相当する、企画に参加して町の資源を知る「エコミュージアムツアー」の2つのタイプの仕組みづくりと、これを支え町全体のエコミュージアム活動を推進するコア（中核機能）の活動とする。</p> <p>【期待される効果】          地域住民による地域の学習の促進、地域を知り伝える人材の発掘・育成等の人づくりの促進          自然、歴史・文化、産業等の地域資源の保存、復元、活用と展示          住民主体による地域づくり活動の促進、地域の連帯感、交流の促進等          観光、農業、商業の活性化などが相乗効果により機能発揮されることが期待される。</p> <p>【16年度の事業概要】          エコミュージアム推進計画検討委員会の開催（委員数14人、顧問1人、年3回開催）282千円          ワークショップの開催（約6回）5千円          推進計画の策定（委託）2,891千円          地域資源への解説板の設置（8基）2,448千円          エコミュージアムマップの作成（2,000部）588</p>	該当なし	該当なし	該当なし

## 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		企画部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
藤野32	藤野ふるさと芸術村メッセージ事業（アート・スフィア）		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	生涯学習課				まちづくり課
根拠法令等					藤野ふるさと芸術村メッセージ事業実行委員会設置要綱
歳出予算額（平成16年度）					5,000千円
歳入予算額（平成16年度）					0千円
【事務事業の内容】	該当なし				<p>【目的】 町内在住の作家や住民が主体的に企画する創作活動や展示・発表の機会、交流事業を支援し、住民が質の高い芸術に触れ合う機会を拡大する。</p> <p>【内容】 各団体の集合体である実行委員会を中心に、各団体の創意工夫による作品展示・イベントを企画・実施する。</p> <p>【根拠法令等】 藤野ふるさと芸術村メッセージ事業実行委員会設置要綱</p> <p>【補助金の決定】 藤野ふるさと芸術村メッセージ事業実行委員会にて配分を決定したのに対して交付する。</p>

議 会 部 会

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	議会部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
6	議員報酬等	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	議会事務局庶務課	議会事務局	議会事務局	議会事務局	議会事務局
根拠法令等	相模原市議会議員の報酬、費用弁償等に関する条例 地方公務員等共済組合法	城山町議会議員の報酬、費用弁償等に関する条例 地方公務員等共済組合法	津久井町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例 地方公務員等共済組合法	相模湖町議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例 地方公務員等共済組合法	藤野町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例 地方公務員等共済組合法
歳出予算額（平成16年度）	562,806千円	90,849千円	102,185千円	54,693千円	45,132千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p><b>【議員報酬】</b> 報酬額 議長：779,000円/月 副議長：713,000円/月 委員長：議員と同額 副委員長：議員と同額 議員：670,000円/月×44人</p> <p>報酬支払日：毎月20日</p> <p><b>【期末手当】</b> 支給額 報酬月額に1.45を乗じて得た額に支給割合を乗じて得た額</p> <p>支給割合 6月期 100分の160 12月期 100分の170</p> <p><b>【費用弁償】</b> 内容 議会、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会に出席したとき、又は公務により出張したときに旅費を支給する。</p> <p>鉄道賃及び船賃、航空賃 運賃 車賃 運賃又は実費額</p> <p>日当（1日につき） 派遣地域により日当を支給する。 甲地域：3,300円 乙地域：2,300円 丙地域：1,300円</p> <p>宿泊料（1夜につき） 16,500円を上限とする。</p> <p><b>【議員年金】</b> 市負担分 ・共済会市負担金 標準報酬月額(620,000円)×10.5/100×12月×46人 ・共済会事務負担金 13,000円/年×46人</p>	<p><b>【議員報酬】</b> 報酬額 議長：388,000円/月 副議長：312,000円/月 委員長：議員と同額 副委員長：議員と同額 議員：284,000円/月×14人</p> <p>報酬支払日：毎月16日</p> <p><b>【期末手当】</b> 支給額 報酬月額に1.20を乗じて得た額に支給割合を乗じて得た額</p> <p>支給割合 6月期 100分の245 12月期 100分の245</p> <p><b>【費用弁償】</b> 内容 公務により公共交通機関を利用した場合に実費支給する。 (本会議、委員会に出席した場合の費用弁償の支給なし)</p> <p>日当（1日につき） 支給なし</p> <p>宿泊料（1夜につき） 15,000円</p> <p><b>【議員年金】</b> 町負担分 ・共済会町負担金 標準報酬月額(280,000円)×11.0/100×12月×16人 ・共済会事務負担金 14,700円/年×16人</p>	<p><b>【議員報酬】</b> 報酬額 議長：391,000円/月 副議長：314,000円/月 委員長：292,000円/月×4人（常任委員長 ・議会運営委員長） 副委員長：議員と同額 議員：287,000円/月×12人</p> <p>報酬支払日：毎月16日</p> <p><b>【期末手当】</b> 支給額 報酬月額に1.20を乗じて得た額に支給割合を乗じて得た額</p> <p>支給割合 6月期 100分の230 12月期 100分の245</p> <p><b>【費用弁償】</b> 内容 本会議、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会に出席したとき、又は公務により出張したときに公共交通機関を利用した場合の実費を支給。ただし、自動車その他交通用具を利用する場合は、自宅よりの片道距離の区分に応じて支給する。</p> <p>日当（1日につき） 派遣地域により日当を支給する。 2,200円（津久井町、城山町、相模湖町、藤野町、愛川町、清川村及び山梨県道志村のうち月夜野地区を除く地域）</p> <p>宿泊料（1夜につき） 11,000円</p> <p><b>【議員年金】</b> 町負担分 ・共済会町負担金 標準報酬月額(290,000円)×11.0/100×12月×18人 ・共済会事務負担金 14,700円/年×18人</p>	<p><b>【議員報酬】</b> 報酬額 議長：351,500円/月 副議長：275,500円/月 委員長：議員と同額 副委員長：議員と同額 議員：247,000円/月×10人</p> <p>報酬支払日：毎月末</p> <p><b>【期末手当】</b> 支給額 報酬月額に1.15を乗じて得た額に支給割合を乗じた額から15パーセントを引いた額</p> <p>支給割合 6月期 100分の210 12月期 100分の230</p> <p><b>【費用弁償】</b> 内容 議員が公務を行うため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。</p> <p>日当 なし。 ただし、公共交通機関を利用した場合は実費を支給する。</p> <p>宿泊料（1夜につき） 10,900円</p> <p><b>【議員年金】</b> 町負担分 ・共済会町負担分 標準報酬月額(260,000円)×11.0/100×12月×14人 ・共済会事務負担分 14,700円/年×14人</p>	<p><b>【議員報酬】</b> 報酬額 議長：371,000円/月 副議長：288,000円/月 委員長等：議員と同額 議員：256,000円/月</p> <p>報酬支払日：毎月20日</p> <p><b>【期末手当】</b> 支給額 報酬の月額並びにこれに100分の15を乗じて得た額を加算した合計額</p> <p>支給割合 6月期 100分の210 12月期 100分の230</p> <p><b>【費用弁償】</b> 内容 議員が公務を行うため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。</p> <p>日当 なし。 ただし、公共交通機関を利用した場合は実費を支給する。</p> <p>宿泊料（1夜につき） 10,900円</p> <p><b>【議員年金】</b> 町負担分 ・共済会町負担分 標準報酬月額(260,000円)×11.0/100×12月×14人 ・共済会事務負担分 14,700円/年×14人</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号 29	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 議会部会		
事務事業番号 7	事務事業名 政務調査費		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	議会事務局庶務課	議会事務局	議会事務局	議会事務局	議会事務局
根拠法令等	相模原市議政務調査費の交付に関する条例	城山町議政務調査費の交付に関する条例	津久井町議政務調査費の交付に関する条例		
歳出予算額(平成16年度)	38,640千円	1,920千円	1,728千円	0千円	0千円
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【趣旨】 相模原市議会議員の調査研究に資するため、必要な経費の一部として交付金を交付する。</p> <p>【交付対象】 会派(1人会派を含む) 又は会派に所属しない議員</p> <p>【交付額】 70,000円×12月×46人</p> <p>【交付方法】 ・交付時期：年2回に分け(4月、10月)交付 ・交付方法：口座振込</p> <p>【使途】 ・調査活動費 ・研究研修費 ・資料作成費 ・資料購入費 ・広報費 ・人件費 ・事務費</p> <p>【執行残額の処理】 市へ返還する。</p> <p>【経理書類・調査活動報告書の保管】 会派又は議員が5年間保存する。</p>	<p>【趣旨】 城山町議会議員の調査研究に資するため、必要な経費の一部として交付金を交付する。</p> <p>【交付対象】 会派(1人会派を含む)</p> <p>【交付額】 10,000円/12月×16人</p> <p>【交付方法】 ・交付時期：年1回(4月)交付 ・交付方法：口座振込</p> <p>【使途】 ・調査研究費 ・研修費 ・会議費 ・資料作成費 ・資料購入費 ・広報費 ・事務費</p> <p>【執行残額の処理】 町へ返還する。</p> <p>【経理書類・調査活動報告書の保管】 会派が5年間保存する。</p>	<p>【趣旨】 津久井町議会議員の調査研究に資するため、必要な経費の一部として交付金を交付する。</p> <p>【交付対象】 会派(1人会派を含む)又は議員</p> <p>【交付額】 8,000円/12月×18人</p> <p>【交付方法】 ・交付時期：年1回(4月)交付 ・交付方法：口座振込</p> <p>【使途】 ・調査研究費 ・研修費 ・会議費 ・資料作成費 ・資料購入費 ・広報費 ・事務費</p> <p>【執行残額の処理】 町へ返還する。</p> <p>【経理書類・調査活動報告書の保管】 会派又は議員が5年間保存する。</p>	該当なし	該当なし

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		議会部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
8	議会国際交流		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	議会事務局庶務課	議会事務局	議会事務局	議会事務局	議会事務局
根拠法令等					
歳出予算額(平成16年度)	6,168千円				
歳入予算額(平成16年度)	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 相模原市と友好都市との相互理解及び友好交流を深め、もって議員の国際感覚の高揚と恒久的な世界平和に寄与する。</p> <p>【友好都市】 カナダ・トロント市 中国・無錫市</p> <p>【交流事業】 各友好都市へそれぞれ隔年で、議員団を派遣する。</p> <p>友好訪加団(平成16年度) ・訪問者 : 議員6名、随員職員1名 ・時期(期間) : 7月(8日間)</p> <p>友好訪中団(平成15年度) ・訪問者 : 議員6名、随員職員1名 ・時期(期間) : 10月(7日間)</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		議会部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
6	請願及び陳情		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	議会事務局議事調査課	議会事務局	議会事務局	議会事務局	議会事務局
根拠法令等	相模原市議会会議規則	城山町議会会議規則	津久井町議会会議規則	相模湖町議会会議規則	藤野町議会会議規則
歳出予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【請願】</p> <p>必要事項 表題・趣旨・提出年月日・住所・氏名・代表者印</p> <p>紹介議員 署名又は記名押印</p> <p>提出期限 定例会招集日の前日午後5時までに提出されたものは当該定例会に上程する。又、閉会日の2日前までに提出されたものは当該定例会の最終日に上程し、閉会中継続審査とする。</p> <p>審査方法 本会議上程・説明・委員会付託 委員会審査・採決 本会議へ報告・採決</p> <p>審査結果 採択すべきもの 不採択とすべきもの</p> <p>意見書等 意見書等の提出を求める請願を、全会一致で採択した場合は、審査した委員会委員が意見書等を定例会最終日の本会議に提出する。</p> <p>提出者への通知 本会議での議決結果を議長名で提出者に郵送する。</p> <p>処理経過 採択し、市長等に送付した請願の処理の経過、結果の報告を次年度の決算審査の際に文書で求める。</p> <p>【陳情】 請願と同様に取り扱う。</p> <p>【郵送陳情の取り扱い】 提出者が市外の場合は、原文のコピーを配付するのみのため、審査は行わない。</p>	<p>【請願】</p> <p>必要事項 表題・趣旨・提出年月日・住所・氏名・代表者印</p> <p>紹介議員 署名又は記名押印</p> <p>提出期限 定例会招集日の約1週間前に開催される議会運営委員会の、2日前までに提出されたものは、当該定例会に上程する。以降、会期中に提出されたものは、議会運営委員会の判断による。</p> <p>審査方法 (1) 本会議上程・説明・委員会付託 委員会審査・採決 本会議へ報告・採決 (2) 本会議上程・説明・委員会付託省略・採決 (1、2の審査方法については、議会運営委員会で決定する)</p> <p>審査結果 採択すべきもの 不採択とすべきもの 趣旨採択とすべきもの</p> <p>意見書等 意見書等の提出を求める請願を、全会一致で採択した場合は、審査した委員会委員が意見書等を定例会最終日の本会議に提出する。本会議での議決結果を議長名で提出者に郵送する。</p> <p>提出者への通知 採択し、町長等に送付した請願の処理の経過、結果の報告を文書で求める。</p> <p>【陳情】 請願と同様に取り扱う。</p> <p>【郵送陳情の取り扱い】 持参の場合と同様に取り扱う。</p>	<p>【請願】</p> <p>必要事項 表題・趣旨（邦文による）・提出年月日・住所・氏名・代表者印</p> <p>紹介議員 記名押印</p> <p>提出期限 定例会招集日の1週間前の議会運営委員会までに提出されたものは当該定例会に上程する。以降、会期中に提出されたものは議会運営委員会の判断による。</p> <p>審査方法 本会議上程・説明・委員会付託 委員会審査・採決 本会議へ報告・採決</p> <p>審査結果 採択すべきもの 不採択とすべきもの 趣旨採択とすべきもの （一部採択とすべきもの）</p> <p>意見書等 意見書等の提出を求める請願を全会一致で採択した場合は、審査した委員会委員が意見書等を定例会最終日の本会議に提出する。</p> <p>提出者への通知 本会議での議決結果を議長名で提出者に郵送する。</p> <p>処理経過 採択し、町長等に送付した請願の処理の経過、結果の報告を文書で求める。</p> <p>【陳情】 請願と同様に取り扱う。</p> <p>【郵送陳情の取り扱い】 提出者が町外の場合、議会運営委員会の判断により、原文のコピーを配付するのみのため、審査を行わない場合もある。</p>	<p>【請願】</p> <p>必要事項 表題・趣旨（邦文による）・提出年月日・住所・氏名・代表者印</p> <p>紹介議員 記名押印</p> <p>提出期限 議会運営委員会前日までに提出されたものは当該定例会に上程する。</p> <p>審査方法 本会議上程・委員会付託 委員会審査・採決 本会議へ報告・採決</p> <p>審査結果 採択すべきもの 不採択とすべきもの 趣旨採択とすべきもの</p> <p>意見書等 意見書等の提出を求める請願を過半数以上の賛成で採択した場合は、審査した委員会委員が意見書等を本会議に提出する。</p> <p>提出者への通知 本会議での議決結果を議長名で提出者に郵送する。</p> <p>処理経過 採択し、町長等に送付した請願の処理の経過、結果の報告を文書で求める。</p> <p>【陳情】 請願と同様に取り扱う。</p> <p>【郵送陳情の取り扱い】 持参の場合と同様</p>	<p>【請願】</p> <p>必要事項 邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日、請願者の住所及び氏名（法人の場合にはその名称及び代表者の氏名）を記載し押印</p> <p>紹介議員 署名又は記名押印</p> <p>提出期限 定例会招集日一週間前に行われる議会運営委員会3日前までに提出されたものは当該定例会に上程する。</p> <p>審査方法 本会議上程・委員会付託 委員会審査・採決 本会議へ報告・採決 委員会への付託は議会の議決で省略できる</p> <p>審査結果 採択とすべきもの 不採択とすべきもの 趣旨採択とすべきもの</p> <p>意見書等 意見書等の提出を求める請願を過半数以上の賛成で採択した場合は、審査した委員会委員が意見書等を本会議に提出する。</p> <p>提出者への通知 本会議での議決結果を議長名で提出者に通知。</p> <p>処理経過 採択し、町長等に送付した請願の処理経過、結果の報告を文書で求める場合もある。</p> <p>【陳情】 請願と同様に取り扱う。</p> <p>【郵送陳情の取り扱い】 持参の場合と同様</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	議会部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
8	議会報の発行	A協議会    B幹事会    C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	議会事務局議事調査課	議会事務局	議会事務局	議会事務局	議会事務局
根拠法令等	相模原市議会報発行規程	城山町議会だより編集委員会規程	津久井町議会だより編集要綱 津久井町議会だよりモニター設置要綱		
歳出予算額（平成16年度）	13,850千円	1,230千円	1,185千円	1,071千円	1,328千円
歳入予算額（平成16年度）	620千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】市議会の活動状況を広く市民に周知し、議会及び市政に対する理解を深めるために発行する。</p> <p>【特定財源の概要】 ・身体障害者福祉費補助金：620,000円</p> <p>【発行回数】 ・定例号 年4回（定例会終了後概ね1か月後に発行。タブロイド判8ページ。各号上限印刷部数：223,000部） ・臨時号1回（臨時会後に発行。タブロイド判2ページ。上限印刷部数：224,000部）</p> <p>【配布対象】 市内全戸配布</p> <p>【配布方法】（部数の数値は平成16年5月発行号） ・新聞折込：215,540部 ・郵送：1,710部（新聞未購読世帯は郵送。市民から広聴広報課に申し込まれた希望者のデータを基に送付） ・鉄道13駅及び公民館等の市内公共施設68か所に配置</p> <p>【点字版・録音版】 ・点字版50部と録音版140組（テープ）の作成</p> <p>【予算】 ・印刷製本費：5,821,000円 ・委託料：8,029,000円（内訳） 新聞折込：6,703,130円 郵送業務：152,245円 点字版：510,450円 録音版：662,550円</p> <p>【編集の方法】 ・議会事務局で原稿・割付け案を作成し、議会運営委員会で割付け案を承認 ・編集委員会の設置なし</p> <p>【縮刷版の作成】 ・50号ずつにまとめて、昭和55年度と平成5年度（第二集）に縮刷版を発行した。</p>	<p>【目的】町議会の活動状況を広く町民に周知し、議会に対する理解を深めるために発行する。</p> <p>【特定財源の概要】 ・歳入予算なし</p> <p>【発行回数】 ・定例号 年4回（定例会の翌々月の1日に発行。A4判2色刷り・再生紙14～16ページ。各号上限印刷部数：6,900部） ・臨時号を議員改選時に発行。（A4判2色刷り・4ページ。上限印刷部数：6,900部）</p> <p>【配布対象】 町内全戸配布</p> <p>【配布方法】（部数の数値は平成16年5月発行号） ・自治会経由各戸配布（広報「ふりにーず」と同時配布のため、町民課町民情報班に配布を依頼）：6,545部 ・自治会未加入世帯については、町民課情報コーナー等に備え付け、希望者に配布 ・町公共機関、JR橋本駅、町内金融機関、町内コンビニエンスストアなどに配置</p> <p>【点字版・録音版】 ・録音版2組（テープ）の作成・貸出し</p> <p>【予算】 ・印刷製本費：1,221,000円 ・消耗品費 9,000円</p> <p>【編集の方法】 ・原稿の一部を当該議員に依頼し、残りの原稿と割付けを議会事務局が作成した後、議会だより編集委員会で確定する。 ・議会だより編集委員会（任意：委員6名）</p> <p>【縮刷版の作成】 なし</p>	<p>【目的】町議会の活動状況を広く町民に周知し、議会に対する理解を深めるために発行する。</p> <p>【特定財源の概要】 ・歳入予算なし</p> <p>【発行回数】 ・定例号 年4回（定例会の翌々月の1日に発行。A4判・再生紙14～16ページ。各号上限印刷部数：9,000部） ・臨時号を議員改選時に発行。（A4判4ページ。上限印刷部数：9,000部）</p> <p>【配布対象】 町内全戸配布</p> <p>【配布方法】（部数の数値は平成16年5月発行号） ・自治会経由各戸配布（広報「さみこ」と同時配布のため企画財政課広報班に配布を依頼）：3,059部 ・自治会未加入世帯については、企画財政課に備え付け希望者に配布 ・その他町公共機関（会館・診療所・駅等）16か所に配置</p> <p>【点字版・録音版】 なし</p> <p>【予算】 ・印刷製本費：1,071,000円</p> <p>【編集の方法】 ・事務局で一部を原稿・割り付けをし、残りを編集委員会で原稿・割り付け・校正をする。 ・議会だより編集委員会を設置（委員7名）</p> <p>【縮刷版の作成】 なし</p>	<p>【目的】町議会の活動状況を広く町民に周知し、議会に対する理解を深めるために発行する。</p> <p>【特定財源の概要】 ・歳入予算なし</p> <p>【発行回数】 ・定例号 年4回（定例会の翌々月の1日に発行。A4判・12ページ。印刷部数：3,400部） ・臨時号を議員改選時に発行。（A4判4ページ。印刷部数3,450部）</p> <p>【配布対象】 自治会員の全戸へ配布</p> <p>【配布方法】 ・自治会経由各戸配布（広報「ふじの」と同時配布のため企画課に配布を依頼）：3,253部（10月19日現在） ・自治会未加入世帯については役場玄関ロビー、議会事務局、各支所に備え付け希望者に配布 ・その他町公共機関（診療所、駅、温泉、バスターミナル等）に配置</p> <p>【点字版・録音版】 なし</p> <p>【予算】 ・印刷製本費 1,328,513円（写真現像代6,300円を含む）</p> <p>【編集の方法】 ・議会だより特別委員会を設置（委員5名） ・同委員会でほとんどの原稿を作成（原稿の一部は当該議員、町民等に依頼）、計4回の編集会議を実施し、レイアウト、校正等行う。（議会事務局は補佐的）</p> <p>【縮刷版の作成】 なし</p>	

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	議会部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
9	本会議	A協議会	B幹事会	C専門部会	
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	議会議務局議事調査課	議会議務局	議会議務局	議会議務局	議会議務局
根拠法令等	相模原市議会定例会に関する条例 相模原市議会定例会に関する規則 相模原市議会会議規則 相模原市議会傍聴規則	城山町議会定例会条例 城山町議会会議規則 城山町議会傍聴規則	津久井町議会定例会の回数を定める条例 津久井町議会の定例会の招集時期を定める規則 津久井町議会の議決すべき事件を定める条例 津久井町議会会議規則 津久井町議会傍聴規則	相模湖町議会定例会条例 相模湖町議会定例会規則 相模湖町議会会議規則 相模湖町議会傍聴規則	藤野町議会の定例会の回数を定める条例 藤野町議会定例会規則 藤野町議会会議規則 藤野町議会傍聴規則
歳出予算額（平成16年度）	8,872千円	6,097千円	1,218千円	490千円	715千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【本会議場の位置】 相模原市役所内</p> <p>【定例会の回数】 回数 4回 招集月(呼称) 2月(3月定例会) 6月(6月定例会) 8月(9月定例会) 11月(12月定例会)</p> <p>【定例会の本会議の主な運営】 第1日 提出議案の一括説明 第2日 提出議案に対する一括質疑(呼称は総括質疑)・委員会付託・請願陳情委員会付託 第3日 委員会審査報告・表決・一般質問 第4日 一般質問 第5日 一般質問・意見書等</p> <p>【会議時間】 午前9時30分から午後5時</p> <p>【議案の審査方法】 委員会付託が原則</p> <p>【予算・決算の審査方法】 予算、補正予算、決算ともに、各常任委員会へ所管部分ごとに完全分割付託を行う。本会議への報告は、各委員長が順次続けて行い、その後会計ごとに採決を行う。</p> <p>【総括質疑】 対象案件 定例会初日に説明を受け、委員会付託を行う議案 質疑者 会派代表者。ただし無所属議員も質疑ができる。 質疑順位 通告順 質疑時間 会派代表は概ね1時間(答弁含まず) 無所属議員は20分(答弁含まず) 質疑回数 3回</p> <p>【一般質問】 質問順位 通告順。ただし、議長の調整もある。</p>	<p>【本会議場の位置】 城山町役場内</p> <p>【定例会の回数】 回数 4回 招集月(呼称) 3月(3月定例会) 6月(6月定例会) 9月(9月定例会) 12月(12月定例会)</p> <p>【定例会の本会議の主な運営】 第1日 提出議案の説明・表決(当初予算・決算・新規条例等を除く) 請願陳情委員会付託 第2日 当初予算・決算・新規条例委員会付託 第3日 委員会審査報告・表決・一般質問 第4日 一般質問・意見書等</p> <p>【会議時間】 午前9時30分から午後5時</p> <p>【議案の審査方法】 当初予算・決算・新規条例・請願・陳情の一部については委員会付託</p> <p>【予算・決算の審査方法】 当初予算、決算は、提案の都度特別委員会を設置し、会計ごとに付託する。補正予算は、本会議で各会計ごとに説明、質疑、討論、採決を行う。本会議へは、特別委員長が報告し、報告に対する質疑、討論の後、各会計ごとに採決する。</p> <p>【総括質疑】 なし</p> <p>【一般質問】 質問順位 通告順 質問時間 70分 質問回数 制限なし(1問1答)</p> <p>【表決方法】 起立採決。ただし、簡易採決を行う場合もある。</p>	<p>【本会議場の位置】 津久井町役場内</p> <p>【定例会の回数】 回数 4回 招集月(呼称) 3月(3月定例会) 6月(6月定例会) 9月(9月定例会) 12月(12月定例会)</p> <p>【定例会の本会議の主な運営】 第1日 提出議案(当初予算・決算等を除く)ごとに説明、質疑、討論、表決 第2日 委員会審査報告(質疑・表決)・一般質問 第3日 一般質問・委員会審査報告(質疑・表決)・意見書等 (但し3月定例会の第2日以降は、次のとおり) (第2日 予算提案(町長所信表明)) (第3日 予算総括質疑・予算特別委員会付託) (第4日 一般質問) (第5日 一般質問・予算特別委員会審査報告(質疑・討論・表決・意見書等))</p> <p>【会議時間】 午前10時から午後5時</p> <p>【議案の審査方法】 当初予算・決算・新規条例・請願・陳情については委員会付託</p> <p>【予算・決算の審査方法】 当初予算、決算は、提案の都度特別委員会を設置し、一括付託する。補正予算は、本会議で各会計ごとに説明、質疑、討論、採決を行う。本会議へは、特別委員長が報告し、報告に対する質疑、討論の後、各会計ごとに採決する。</p> <p>【総括質疑】 対象案件 当初予算、決算 質疑者 議員(通告者)</p>	<p>【本会議場の位置】 相模湖町役場内</p> <p>【定例会の回数】 回数 4回 招集月(呼称) 3月(3月定例会) 6月(6月定例会) 9月(9月定例会) 12月(12月定例会)</p> <p>【定例会の本会議の主な運営】 第1日 陳情付託 提出議案(条例、補正予算等)の質疑、表決 第2日 委員会審査報告(質疑・表決) 意見書提出 提出議案質疑、表決 一般質問 (3月議会は予算の提案説明、9月議会は決算表決) 第3日 一般質問 (3月議会は予算の質疑・表決)</p> <p>【会議時間】 6、12月議会は2日間 3、9月議会は3日間</p> <p>【会議時間】 午前10時から午後5時</p> <p>【議案の審査方法】 特別会計当初予算、請願・陳情については委員会付託</p> <p>【予算・決算の審査方法】 特別会計当初予算は、各常任委員会へ付託する。一般会計当初予算、補正予算、決算は、本会議で各会計ごとに質疑、討論、採決を行う。本会議へは、常任委員長が報告し、委員長報告に対する質疑の後、各会計ごとに採決する。</p>	<p>【本会議場の位置】 藤野町役場内</p> <p>【定例会の回数】 回数 4回 招集月(呼称) 3月(3月定例会) 6月(6月定例会) 9月(9月定例会) 12月(12月定例会)</p> <p>【定例会の本会議の主な運営】 第1日 日程説明 提出議案説明、質疑、討論、表決、請願・陳情付託 第2日 委員会審査報告(質疑・表決) 提出議案説明、質疑、討論、表決 意見書提出 第3日 一般質問 印は2日目は限らない(3日目の場合もある)</p> <p>【会議時間】 午前9時30分から午後5時</p> <p>【議案の審査方法】 請願・陳情については委員会付託。陳情の場合、省略もある。予算・決算・条例については委員会付託の場合もある。</p> <p>【予算・決算の審査方法】 すべての予算(特別会計は一括審議の場合もある)・決算とも、本会議で各会計ごとに質疑、討論・採決を行う。(委員会付託の場合もある)</p> <p>【総括質疑】 なし</p> <p>【一般質問】 質問順位 通告順 質問時間 制限なし 質問回数 3回</p> <p>【表決方法】 起立又は挙手による採決。(簡易採決も行うことができる)</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号 29	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 議会部会		
事務事業番号 9	事務事業名 本会議		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】	<p>質問時間 1人20分を会派所属議員数に応じて会派に割り当てる。(答弁含まず) 質問回数 3回</p> <p>【表決方法】 起立採決。ただし、簡易採決を行う場合もある。</p> <p>【委員会付託を省略する案件】 人事・専決処分の承認・意見書・その他委員会付託をする暇のないもの</p> <p>【説明のための出席者】 市長・助役・教育長・収入役・部長・執行機関の事務局長・総務課長</p> <p>【議員派遣】 議員が公務で派遣される場合、副議長として対外的な会議に出席する場合等に議決</p> <p>【本会議での報告事項等】 監査報告・外部監査報告・専決処分の報告・公社等経営状況説明書・基金運用状況書・継続費精算報告・継続費繰越計算書・繰越明許費繰越計算書・事故繰越し繰越計算書・先行建築報告</p> <p>【臨時会】 5月臨時会では、常任委員会委員の選任等を行う。</p> <p>【議案配付】 定例会告示日の翌日、議員控室等に配付</p> <p>【傍聴】 一般傍聴席 90席 受付方法 傍聴券を交付 資料 貸与10部（日程等は配付）</p> <p>【本会議中継】 市役所本庁舎内での生中継（映像）</p> <p>【会議録】 速記法により会議録を作成し、印刷 製本後、議員等へ配付</p> <p>【会議録検索】 対象会議録 本会議録 利用対象者 市民(インターネット対応)・議員・職員</p> <p>【議決事項の追加指定】 なし</p> <p>【電算システムの概要】 本会議の会議録をインターネットで検索・閲覧するシステム 開発委託先 (株)会議録研究所</p>	<p>【委員会付託を省略する案件】 当初予算・決算・新規条例・請願・陳情・その他議会運営委員会の決定によるもの以外は委員会へ付託していない。</p> <p>【説明のための出席者】 町長・助役・教育長・収入役・部長・課長・執行機関の事務局長</p> <p>【議員派遣】 議員が公務で派遣される場合、副議長として対外的な会議に出席する場合等に議決</p> <p>【本会議での報告事項】 監査報告、専決処分報告、公社経営状況説明書、継続費繰越計算書及び継続費清算書、繰越明許費繰越計算書及び事故繰越計算書、その他の行政報告</p> <p>【臨時会】 常任委員会の任期に合わせ議会役職改選のための臨時会を招集する。</p> <p>【議案配付】 定例会告示日に各議員（自宅）に職員が配付</p> <p>【傍聴】 一般傍聴席 40席（記者席兼用7席） 受付方法 傍聴券を交付 資料 日程表・一般質問要旨を配付</p> <p>【本会議中継】 町役場別館2階B会議室に生中継（映像）</p> <p>【会議録】 委託により調製し、各議員等へ配付</p> <p>【会議録検索】 対象会議録 本会議録 利用対象者 町民（インターネット対応）</p> <p>【電算システムの概要】 本会議の会議録をインターネットで検索・閲覧するシステム 開発委託先 神戸総合速記（株）</p>	<p>質疑順位 通告順 質疑時間 制限なし 質疑回数 3回</p> <p>【一般質問】 質問順位 通告順 質問時間 制限なし 質問回数 3回</p> <p>【表決方法】 起立採決。ただし、簡易採決を行う場合もある。</p> <p>【委員会付託を省略する案件】 当初予算・決算・新規条例・請願・陳情・その他議会運営委員会の決定によるもの以外は委員会へ付託していない。</p> <p>【説明のための出席者】 町長・助役・教育長・収入役・総務課長・議案等に関係する担当課長及び執行機関の事務局長</p> <p>【議員派遣】 議員が公務で派遣される場合、副議長として対外的な会議に出席する場合等に議決</p> <p>【本会議での報告事項】 法第180条の専決処分、町開発公社の事業及び収支決算、継続費繰越計算書及び継続費清算書、繰越明許費繰越計算書及び事故繰越計算書、その他の行政報告</p> <p>【臨時会】 常任委員会の任期に合わせ議会役職改選のための臨時会を招集する。</p> <p>【議案配付】 本会議に上程される日の1週間前に各議員（自宅）に職員が配付</p> <p>【傍聴】 一般傍聴席 34席 受付方法 受付順に傍聴席を指定 資料 日程表・一般質問要旨・座席表を配付</p> <p>【本会議中継】 町役場3階会議室に音声のみ</p> <p>【会議録】 委託により調製し、各議員等へ配付</p> <p>【会議録検索】 対象会議録 本会議録は町政情報コーナー、各支所等で閲覧可能 利用対象者 町民、その他</p> <p>【議決事項の追加指定】 （地方自治法第96条第2項関係） ・津久井町総合計画（基本計画）に関すること</p>	<p>【総括質疑】 なし</p> <p>【一般質問】 質問順位 通告順 質問時間 50分 質問形式 一問一答</p> <p>【表決方法】 挙手採決または起立採決。ただし、簡易採決を行う場合もある。</p> <p>【委員会付託を省略する案件】 当初予算・決算・新規条例・請願・陳情・その他議会運営委員会の決定によるもの以外は委員会へ付託していない。</p> <p>【説明のための出席者】 町長・助役・教育長・総務課長・議案等に関係する担当課長及び執行機関の課長</p> <p>【議員派遣】 議員が公務で派遣される場合、副議長として対外的な会議に出席する場合等に議決</p> <p>【本会議での報告事項】 監査報告、専決処分報告、公社経営状況説明書、継続費繰越計算書及び継続費清算書、繰越明許費繰越計算書及び事故繰越計算書、その他の行政報告</p> <p>【臨時会】 常任委員会の任期に合わせ議会役職改選のための臨時会を招集する。</p> <p>【議案配付】 本会議に上程される日の1週間前に各議員（自宅）に職員が配付</p> <p>【傍聴】 一般傍聴席 26席 受付方法 受付簿に住所・氏名を記入 資料 日程表・一般質問とりまとめ表を配付</p> <p>【本会議中継】 なし</p> <p>【会議録】 委託により調製し、各議員等へ配付</p> <p>【会議録検索】 対象会議録 本会議録は町政情報コーナー、公民館等で閲覧可能 利用対象者 町民、その他</p>	<p>【委員会付託を省略する案件】 予算・決算・条例・請願・陳情・そのほか議会運営委員会の決定によるもの以外は委員会へ付託していない。</p> <p>【説明のための出席者】 町長・助役・教育長・収入役・部長・課長・執行機関の事務局長</p> <p>【議員派遣】 議員が公務で派遣される場合、副議長として対外的な会議に出席する場合等に議決</p> <p>【本会議での報告事項】 監査報告・専決処分の報告・開発公社経営状況説明書・継続費繰越計算書及び継続費清算書・繰越明許費繰越計算書及び事故繰越計算書・その他の行政報告</p> <p>【臨時会】 なし</p> <p>【議案配付】 本会議に上程される日の1週間前に各議員（自宅）に職員が配付</p> <p>【傍聴】 一般傍聴席 25席 報道関係者席 6席 身体障害者席（車椅子用） 1席 受付方法 受付簿に住所・氏名・年齢を記入 資料 日程表・一般質問取りまとめ表</p> <p>【本会議中継】 なし</p> <p>【会議録】 委託により調整</p> <p>【会議録検索】 対象会議録 本会議は町政情報コーナー、議会事務局で閲覧可能 利用対象者 町民、そのほか</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	議会部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
10	常任委員会	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	議会事務局議事調査課	議会事務局	議会事務局	議会事務局	議会事務局
根拠法令等	相模原市議会委員会条例 相模原市議会会議規則 相模原市議会委員会傍聴規程	城山町議会委員会条例 城山町議会会議規則	津久井町議会委員会条例 津久井町議会会議規則	相模湖町議会委員会条例 相模湖町議会会議規則	藤野町議会委員会条例 藤野町議会会議規則
歳出予算額（平成16年度）	3,301千円	350千円	98千円	0千円	571千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【委員会・定数・所管事項】 総務委員会(定数9) 秘書課、企画部、総務部、財務部、会計課、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員及び固定資産評価審査委員会の所管に属する事務に關すること並びに他の委員会の所管に属さない事項</p> <p>民生委員会(定数9) 保健福祉部及び市民部の所管に属する事務に關すること</p> <p>環境経済委員会(定数9) 経済部、環境保全部、環境事業部、消防本部及び農業委員会の所管に属する事務に關すること</p> <p>建設委員会(定数9) 都市部、建築部及び土木部の所管に属する事務に關すること</p> <p>文教委員会(定数10) 教育委員会の所管に属する事務に關すること</p> <p>【委員の任期】 1年</p> <p>【開催方法】 1日1委員会。1日で終わらない場合は翌日開催</p> <p>【開会時間】 午前9時30分</p> <p>【審査方法】 審査順序 議案(条例・事件・補正予算・当初予算・決算) 請願 陳情 審査方法 説明 質疑 討論 採決 表決方法 起立採決 継続審査案件 次定例会の委員会で審査</p> <p>【説明のための出席者】 助役以下課長級以上の職員</p>	<p>【委員会・定数・所管事項】 総務常任委員会(定数6) 総務部、会計班、監査委員、選挙管理委員会及び固定資産評価審査委員会の所管に属する事務に關すること並びに他の委員会の所管に属さない事項</p> <p>文教民生常任委員会(定数5) 民生環境部及び教育委員会の所管に属する事務に關すること</p> <p>建設経済常任委員会(定数5) 経済部、環境保全部、環境事業部、消防本部建設経済部及び農業委員会の所管に属する事務に關すること</p> <p>【委員の任期】 2年</p> <p>【開催方法】 1日1委員会。1日で終わらない場合は散会し、別日程とする。</p> <p>【開会時間】 午前9時30分</p> <p>【審査方法】 審査順序 議案 請願 陳情 審査方法 説明 質疑 討論 採決 表決方法 挙手採決 継続審査案件 閉会中及び次定例会の委員会で審査</p> <p>【説明のための出席者】 案件毎に出席要求に対する執行部からの回答による。</p> <p>【委員会室】 役場別館A会議室</p> <p>【傍聴】 傍聴者の有無に関わらず、委員会の冒頭、委員会に諮る。 傍聴席 10席程度 資料 希望者に貸与(日程は配付)</p>	<p>【委員会・定数・所管事項】 総務常任委員会(定数6：実数5(議長が辞任)) 合併対策室、企画政策室、総務課、財務課、税務課、防災課、町民課、契約検査課、会計課、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、及び固定資産評価審査委員会事務局の所管に属する事務に關すること並びに他の委員会の所管に属さない事項</p> <p>社会文教常任委員会(定数6) 健康福祉課、保険年金課、児童福祉課、環境課、及び教育委員会の所管に属する事務に關すること</p> <p>産業建設常任委員会(定数6) 都市計画課、産業経済課、建設課、上下水道課、及び農業委員会事務局の所管に属する事務に關すること</p> <p>【委員の任期】 2年</p> <p>【開催方法】 通常1日2委員会まで。当日審査等が終わらない場合は、散会し、別日程とする。</p> <p>【開会時間】 午前10時</p> <p>【審査方法】 審査順序 議案(新規条例) 請願 陳情 所管事務調査 審査方法 説明 質疑(討論) 採決 表決方法 起立採決。ただし、挙手、簡易採決を行う場合もある。 継続審査案件 閉会中、及び次定例会の委員会で審査</p> <p>【説明のための出席者】 助役(教育長)以下の職員</p> <p>【委員会室】 第1、第2会議室</p>	<p>【委員会・定数・所管事項】 総務民生常任委員会(定数6) 企画財政課、総務課、合併推進課、会計課、選挙管理委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会、町民課、健康福祉課、こども課及び議会事務局に關する事項並びに他の常任委員会の所管に属さない事項</p> <p>文教産業建設常任委員会(定数6) 教育委員会、産業環境課、都市整備課、下水道課及び農業委員会に關する事項</p> <p>【委員の任期】 2年</p> <p>【開催方法】 1日2委員会まで。当日審査等が終わらない場合は、散会し、別日程とする。</p> <p>【開会時間】 午前9時30分</p> <p>【審査方法】 審査順序 請願 陳情 特別会計当初予算 審査方法 説明 質疑 採決 表決方法 挙手採決 継続審査案件 閉会中の委員会で審査</p> <p>【説明のための出席者】 助役・課長</p> <p>【委員会室】 第1、第2委員会室</p> <p>【傍聴】 傍聴希望者がある場合、委員会の冒頭、委員長に諮る。 傍聴席 必要に応じて設ける 資料 希望者に委員長の許可を得て写しを配布</p>	<p>【委員会・定数・所管事項】 総務民生常任委員会(定数7) 企画広報、庶務、財務、防災消防、税務、厚生、保健衛生等に關する事項並びに他の委員会の所管に属さない事項</p> <p>建設文教常任委員会(定数7) 農林、商工、観光、土木建設、教育等に關する事項</p> <p>【委員の任期】 2年</p> <p>【開催方法】 規定なし。通常1日2委員会。当日審査が終わらない場合は散会し、別日程とする。</p> <p>【開会時間】 規定なし</p> <p>【審査方法】 審査順序 議案 請願 陳情 審査方法 説明 質疑(討論) 採決 表決方法 挙手採決 継続審査案件 閉会中及び次定例会の委員会で審査</p> <p>【説明のための出席者】 案件ごとに出席要求に対する執行部からの回答による。</p> <p>【委員会室】 4階 委員会室</p> <p>【傍聴】 議員のほか、委員長の許可(委員会に諮る)を得た者が傍聴することができる。 (委員長が必要があるときは傍聴人の退場を命ずることができる) 傍聴席 必要に応じて設ける 資料 配布しない</p> <p>【記録】 職員(書記)が会議録を一部作成</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	議会部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
10	常任委員会	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】	<p>【委員会室】 3委員会室</p> <p>【傍聴】 傍聴者の有無に関わらず、委員会の冒頭、委員会に諮る。 傍聴席 第1委員会室 35席 第2委員会室 21席 資料 貸与10部（日程は配付）</p> <p>【記録】 速記者により会議録を1部作成</p> <p>【視察】 所管事項調査のため、年1回県外視察を行う。 予算額 1人90,000円</p>	<p>【記録】 録音テープにより会議録を2部作成（委託）</p> <p>【視察】 所管事項調査のため、年1回県外視察を行う。 予算額 1人当たり2泊3日（宿泊費及び交通費）</p>	<p>【傍聴】 傍聴希望者がある場合、委員会の冒頭、委員会に諮る。 傍聴席 必要に応じて設ける 資料 希望者に委員長の許可を得て写しを配布</p> <p>【記録】 職員（書記）が会議録を1部作成</p> <p>【視察】 審査、調査の必要に応じ委員を派遣（宿泊を伴わない）。 予算額 1人2,200円</p>	<p>【記録】 職員（書記）が会議録を1部作成</p> <p>【視察】 予算計上なし</p>	<p>【視察】 必要に応じ所管事務調査のため、年1回県外視察を行う。 予算額 1人当たり1泊2日 10,900円×14人=152,600円 バス借上げ料（2台分）418,950円 計 571,550円</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		議会部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
11	特別委員会		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	議会事務局議事調査課	議会事務局	議会事務局	議会事務局	議会事務局
根拠法令等	相模原市議会委員会条例 相模原市議会会議規則 相模原市議会委員会傍聴規程	城山町議会委員会条例 城山町議会会議規則	津久井町議会委員会条例 津久井町議会会議規則 津久井町議会議員の政治倫理に関する条例	相模湖町議会委員会条例 相模湖町議会会議規則	藤野町議会委員会条例 藤野町議会会議規則
歳出予算額（平成16年度）	0千円	350千円	169千円	53千円	0千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【委員会・定数・付議事件】 基地対策特別委員会（定数11） 基地対策について</p> <p>交通問題特別委員会（定数11） 新交通システムを含む市内交通網の整備について</p> <p>少子・高齢化対策特別委員会（定数11） 少子・高齢化に伴う諸問題に係る対策について</p> <p>防災対策特別委員会（定数11） 地震等大規模災害対策等について</p> <p>合併問題特別委員会（定数17） 合併問題等に関する調査研究について</p> <p>【委員の任期】 付議事件の審査終了まで</p> <p>【開会時間】 午前9時30分</p> <p>【活動方法】 付議事件に関する調査活動等を行う。</p> <p>【説明のための出席者】 助役以下課長級以上の職員</p> <p>【傍聴】 傍聴者の有無に関わらず、委員会の冒頭、委員会に諮る。 資料 貸与10部（日程は配付）</p> <p>【記録】 速記者により会議録を1部作成</p> <p>【視察】 必要の都度行う。ただし宿泊を伴わない。 予算額 1人10,000円</p>	<p>【委員会・定数・付議事件】 市町村合併調査特別委員会（定数8） 市町村合併に関する調査について</p> <p>「役場庁舎事務室等連続無断侵入」及び「下水道使用料徴収問題」検査特別委員会（定数7） 役場庁舎事務室等連続無断侵入及び下水道使用料徴収問題に関する検査について（地方自治法98条）</p> <p>【委員の任期】 付議事件の審査終了まで</p> <p>【開会時間】 午前9時30分</p> <p>【活動方法】 付議事件に関する調査活動等を行う。</p> <p>【説明のための出席者】 案件毎に出席要求に対する執行部からの回答による。</p> <p>【傍聴】 傍聴者の有無に関わらず、委員会の冒頭、委員会に諮る。 資料 希望者に貸与（日程は配付）</p> <p>【記録】 録音テープにより会議録を2部作成（委託）</p> <p>【視察】 必要の都度行う。（当初予算計上なし）</p>	<p>【委員会・定数・付議事件】 ダム対策特別委員会（定数8） 水質、河川の保全や湖岸対策など諸問題に関する審査</p> <p>行財政改革特別委員会（定数8） 行財政改革、地方分権に関する審査</p> <p>市町村合併問題特別委員会（定数16） 市町村合併に関する審査</p> <p>バス問題特別委員会（定数8） 公共交通対策に関する審査</p> <p>政治倫理調査特別委員会（定数8） 津久井町議会議員の政治倫理に関する条例第5条第2項に基づく調査及び審査</p> <p>議会だより特別委員会（定数7） 議会だよりに関する審査</p> <p>【委員の任期】 付議事件の審査終了まで</p> <p>【開会時間】 午前10時</p> <p>【活動方法】 付議事件に関する審査活動等を行う。</p> <p>【説明のための出席者】 助役以下の職員</p> <p>【傍聴】 傍聴希望者がある場合、委員会の冒頭、委員会に諮る。 資料 希望者に委員長の許可を得て写しを配布</p> <p>【記録】 職員（書記）が会議録を1部作成</p> <p>【視察】 審査、調査の必要に応じ委員を派遣（宿泊を伴わない）。 予算額 1人2,200円</p>	<p>【委員会・定数・付議事件】 市町村合併調査特別委員会（定数12） 市町村合併に関する審査</p> <p>【委員の任期】 付議事件の審査終了まで</p> <p>【開会時間】 午前9時30分</p> <p>【活動方法】 付議事件に関する審査活動等を行う。</p> <p>【説明のための出席者】 助役・課長</p> <p>【傍聴】 傍聴希望者がある場合、委員会の冒頭、委員長に諮る。 資料 希望者に委員長の許可を得て写しを配布</p> <p>【記録】 職員（書記）が会議録を1部作成</p> <p>【視察】 バス借上げ料 52,500円</p>	<p>【委員会・定数・付議事件】 議会だより特別委員会（定数5） 議会だよりの編集・発行について</p> <p>町公共施設等適正配置計画特別委員会（定数7） 町公共施設等の適正配置計画について</p> <p>1市4町合併特別委員会（定数13） 1市4町の合併について</p> <p>【委員の任期】 付議事件の審査終了まで（議会だよりは2年）</p> <p>【開会時間】 規定なし</p> <p>【活動方法】 付議事件に関する調査活動等を行う。</p> <p>【説明のための出席者】 案件ごとに出席要求に対する執行部からの回答による。</p> <p>【傍聴】 議員のほか、委員長の許可（委員会に諮る）を得たものが傍聴することができる。（委員長は必要があるときは傍聴人の退場を命ずることができる） 資料 配布しない</p> <p>【記録】 職員（書記）が会議録を一部作成</p> <p>【視察】 今年度はいずれの特別委員会も行わない</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		議会部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
12	議会運営委員会		A協議会 B幹事会 C専門部会		
担当課名	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
根拠法令等	議会事務局議事調査課 相模原市議会委員会条例 相模原市議会会議規則 相模原市議会委員会傍聴規程	議会事務局 城山町議会委員会条例 城山町議会会議規則	議会事務局 津久井町議会委員会条例 津久井町議会会議規則	議会事務局 相模湖町議会委員会条例 相模湖町議会会議規則	議会事務局 藤野町議会委員会条例 藤野町議会会議規則
歳出予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	285千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p><b>【構成】</b> 委員選出要件 所属議員3人以上の会派 条例定数 13人以内 現行定数 8人 正副議長 常時出席 代理出席 議案等審査以外は可能</p> <p><b>【委員以外の議員の扱い】</b> 2人会派・無所属議員はオブザーバーとして出席し、発言は委員会の許可を得て行う。資料は配付。傍聴議員にも資料は貸与</p> <p><b>【任期】</b> 1年</p> <p><b>【協議事項】</b> 議会の運営に関する事項 ・会期に関する事 ・議事日程に関する事 ・議事の進行に関する事 ・議席の指定（変更）に関する事 ・委員付託に関する事 ・議事において行う選挙、選任に関する事 ・議会の関係の条例及び規則並びに内規等に関する事 ・意見書、決議その他議員の提出する議案の取り扱いに関する事 ・特別委員会の設置に関する事 ・請願及び陳情の取り扱いに関する事 ・その他議事運営に関する事項 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項 ・議会及び議員にかかわる条例、請願、陳情等。ただし、議員の報酬等に関する条例は、例外として総務委員会に付託 議長の諮問に関する事項 ・議場の秩序維持に関する事 ・執行機関の附属機関等の議会選出委員の選考に関する事 ・市議会報の発行に関する事 ・議会関係各種会議、行事等に関する事 ・その他議長が必要と認めた事項</p>	<p><b>【構成】</b> 委員選出要件 特になし 条例定数 6人 現行定数 6人 正副議長 常時出席（議長のみ） 代理出席 不可能</p> <p><b>【委員以外の議員の扱い】</b> 委員会条例の定めるところによる。</p> <p><b>【任期】</b> 2年</p> <p><b>【協議事項】</b> 議会の運営に関する事項 ・会期に関する事 ・議事日程に関する事 ・議事の進行に関する事 ・発言の取り扱いに関する事 ・委員付託に関する事 ・議会において行う選挙、選任に関する事 ・議会関係の条例及び規則並びに内規等に関する事 ・意見書、決議その他議員の提出する議案の取り扱いに関する事 ・特別委員会の設置に関する事 ・請願及び陳情の取り扱いに関する事 ・議員の辞任に関する事 ・懲罰事犯の取り扱いに関する事 ・その他議事運営に関する事項 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項 ・議会及び議員にかかわる条例案等の提出 議長の諮問に関する事項 ・議場の秩序維持に関する事 ・その他議長が必要と認めた事項</p>	<p><b>【構成】</b> 委員選出要件 副議長は委員となる 条例定数 7人 現行定数 7人 正副議長 常時出席（副議長は委員として出席） 代理出席 不可能</p> <p><b>【委員以外の議員の扱い】</b> 会議規則に定めるところによる。</p> <p><b>【任期】</b> 2年</p> <p><b>【協議事項】</b> 議会の運営に関する事項 ・会期に関する事 ・議事日程に関する事 ・議事の進行に関する事 ・発言の取り扱いに関する事 ・委員付託に関する事 ・議会において行う選挙、選任に関する事 ・議会関係の条例及び規則並びに内規等に関する事 ・意見書、決議その他議員の提出する議案の取り扱いに関する事 ・特別委員会の設置に関する事 ・請願及び陳情の取り扱いに関する事 ・議員の辞任に関する事 ・懲罰事犯の取り扱いに関する事 ・その他議事運営に関する事項 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項 ・議会及び議員にかかわる条例案等の提出 議長の諮問に関する事項 ・議場の秩序維持に関する事 ・議会関係各種会議、行事等に関する事 ・その他議長が必要と認めた事項</p>	<p><b>【構成】</b> 委員選出要件 各常任委員長は委員となる 条例定数 4人 現行定数 4人 正副議長 常時出席 代理出席 不可能</p> <p><b>【委員以外の議員の扱い】</b> 委員会条例に定めるところによる。</p> <p><b>【任期】</b> 2年</p> <p><b>【協議事項】</b> 議会の運営に関する事項 ・会期に関する事 ・議事日程に関する事 ・議事の進行に関する事 ・発言の取り扱いに関する事 ・委員付託に関する事 ・議会において行う選挙、選任に関する事 ・議会関係の条例及び規則並びに内規等に関する事 ・意見書、決議その他議員の提出する議案の取り扱いに関する事 ・特別委員会の設置に関する事 ・請願及び陳情の取り扱いに関する事 ・議員の辞任に関する事 ・懲罰事犯の取り扱いに関する事 ・その他議事運営に関する事項 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項 ・議会及び議員にかかわる条例案等の提出 議長の諮問に関する事項 ・議場の秩序維持に関する事 ・議会関係各種会議、行事等に関する事 ・その他議長が必要と認めた事項</p>	<p><b>【構成】</b> 委員選出要件 各常任委員長は委員となる 条例定数 5人 現行定数 5人 正副議長 常時出席 代理出席 不可能</p> <p><b>【委員以外の議員の扱い】</b> 会議規則に定めるところによる。</p> <p><b>【任期】</b> 2年</p> <p><b>【協議事項】</b> 議会の運営に関する事項 ・会期に関する事 ・議事日程に関する事 ・議事の進行に関する事 ・発言の取り扱いに関する事 ・委員付託に関する事 ・議会において行う選挙、選任に関する事 ・議会関係の条例及び規則並びに内規等に関する事 ・意見書、決議その他議員の提出する議案の取り扱いに関する事 ・特別委員会の設置に関する事 ・請願及び陳情の取り扱いに関する事 ・議員の辞任に関する事 ・懲罰事犯の取り扱いに関する事 ・その他議事運営に関する事項 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項 ・議会及び議員にかかわる条例案等の提出 議長の諮問に関する事 ・議場の秩序維持に関する事 ・議会関係各種会議、行事等に関する事 ・その他議長が必要と認めた事項</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	議会部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
12	議会運営委員会	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】	<p>【運営方法】 採決の前提として、出席委員全員の合意を得るよう最大限の努力をする。 委員会で決定した事項は、法的効力を有するもの以外についても、遵守をする。</p> <p>【附属機関等の選出基準】 原則として法令等で定めのあるもの以外、選出しない。</p> <p>【傍聴】 傍聴者の有無に関わらず、委員会の冒頭、委員会に諮る。 資料 貸与10部（日程は配付）</p> <p>【記録】 発言等を記載した会議録のほかに、決定事項等のみを記載した結果を作成</p> <p>【視察】 議会運営に関する調査のため、年1回県外視察を行う。 予算額 1人70,000円</p>	<p>【運営方法】 採決の前提として、出席委員全員の合意を得るよう最大限の努力をする。 委員会で決定した事項は、法的効力を有するもの以外についても、遵守をする。</p> <p>【附属機関等の選出基準】 原則として法令等で定めのあるもの以外、選出しない。</p> <p>【傍聴】 傍聴希望者がある場合、委員会の冒頭、委員会に諮る。 資料 希望者に貸与（日程は配付）</p> <p>【記録】 職員（書記）が会議報告書を作成</p> <p>【視察】 必要に応じ、委員を派遣（当初予算計上なし）</p>	<p>【運営方法】 採決の前提として、出席委員全員の合意を得るよう最大限の努力をする。 委員会で決定した事項は、法的効力を有するもの以外についても、遵守する。</p> <p>【附属機関等の選出基準】 （議会全員協議会にて選出）</p> <p>【傍聴】 傍聴希望者がある場合、委員会の冒頭、委員会に諮る。 資料 希望者に委員長の許可を得て写しを配布</p> <p>【記録】 職員（書記）が会議録を1部作成</p> <p>【視察】 審査、調査の必要に応じ委員を派遣（宿泊を伴わない）。 予算額 1人2,200円</p>	<p>【運営方法】 採決の前提として、出席委員全員の合意を得るよう最大限の努力をする。 委員会で決定した事項は、法的効力を有するもの以外についても、遵守する。</p> <p>【附属機関等の選出基準】 議会運営委員会及び全員協議会にて選出</p> <p>【傍聴】 傍聴希望者がある場合、委員会の冒頭、委員長に諮る。 資料 希望者に委員長の許可を得て写しを配布</p> <p>【記録】 職員（書記）が会議録を1部作成</p> <p>【視察】 予算計上なし</p>	<p>【運営方法】 採決の前提として、出席委員全員の合意を得るよう最大限の努力をする。 委員会で決定した事項は、法的効力を有するもの以外についても遵守する。</p> <p>【附属機関等の選出基準】 議会運営委員会及び議会全員協議会にて選出。</p> <p>【傍聴】 議員のほか、委員長の許可（委員会に諮る）を得た者が傍聴することができる。 （委員長が必要があるときは傍聴人の退場を命ずることができる） 資料 配布しない</p> <p>【記録】 職員（書記）が会議録を一部作成</p> <p>【視察】 議会運営に係る調査のため、年1回視察を行う。 予算 1泊2日正副議長含む7人 10,900円×7=70,300円 バス借上げ料 209,475円 計285,774円</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	議会部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
13	任意の協議組織	A協議会    B幹事会    C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	議会事務局庶務課、議事調査課	議会事務局	議会事務局	議会事務局	議会事務局
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【全員協議会】</p> <p>協議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・議決対象とならない重大な事柄について</li> <li>・突発的に発生した重大な事件、事故等について</li> <li>・将来的に大きな影響を与える施策等について</li> <li>・その他議員が必要とする事項について</li> </ul> <p>運営方法</p> <p>議長が招集し、座長を務める。市長等の出席を求め、協議案件について質疑等を行う。</p> <p>傍聴 許可しない</p> <p>記録</p> <p>速記者により会議録を1部作成</p> <p>【代表者会議】</p> <p>位置付け</p> <p>会派代表者による協議組織（会派は所属議員2人以上）</p> <p>協議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・初議会の運営に関する1回目の協議</li> <li>・各会派間で調整が必要な事項等</li> </ul> <p>運営方法</p> <p>議長が招集する。</p> <p>傍聴 許可しない</p> <p>記録</p> <p>事務局職員による要約筆記</p> <p>【部会】</p> <p>位置付け</p> <p>委員会委員による協議組織</p> <p>協議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・議決の対象とならない、所管事項にかかわる事柄について</li> <li>・突発的に発生した所管事項にかかわる事件、事故等について</li> <li>・将来的に影響を与える所管事項にかかわる施策等について</li> <li>・その他委員が必要とする事項について</li> </ul> <p>運営方法</p> <p>協議案件について質疑等を行う。</p> <p>傍聴 許可しない</p> <p>記録</p> <p>速記者により会議録を1部作成</p>	<p>【全員協議会】</p> <p>協議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・議決の対象とならない重大な事柄について</li> <li>・突発的に発生した事件、事故等について</li> <li>・将来的に大きな影響を与える施策等について</li> <li>・議会の役職について</li> <li>・議席の指定（変更）について</li> <li>・執行機関の附属機関等の議会選出委員の選考について</li> <li>・その他議長が必要と認める事柄について</li> </ul> <p>運営方法</p> <p>議長が招集し、座長を務める。必要に応じ町長等の出席を求め、協議案件について質疑等を行う。</p> <p>傍聴 非公開</p> <p>記録</p> <p>記録は取らない</p> <p>【代表者会議】</p> <p>該当なし</p> <p>【部会】</p> <p>該当なし</p> <p>【議会活性化検討委員会】</p> <p>委員選出方法</p> <p>会派比例代表により組織（委員数7人）</p> <p>協議事項</p> <p>議会の活性化に関する事項</p> <p>運営方法</p> <p>委員長が召集</p> <p>傍聴 原則非公開</p> <p>記録</p> <p>職員（書記）が会議報告書を作成</p>	<p>【全員協議会】</p> <p>協議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・議決の対象とならない重大な事柄について</li> <li>・突発的に発生した事件、事故等について</li> <li>・将来的に大きな影響を与える施策等について</li> <li>・議会の役職について</li> <li>・議席の指定（変更）について</li> <li>・執行機関の附属機関等の議会選出委員の選考について</li> <li>・議員の報酬等に関する事柄について</li> <li>・その他議長が必要と認める事柄について</li> </ul> <p>運営方法</p> <p>議長が招集し、座長を務める。必要に応じ町長等の出席を求め、協議案件について質疑等を行う。</p> <p>傍聴 公開を原則（議長の判断による）</p> <p>記録</p> <p>記録は取らない（確認事項は、議長の管理のもとに保存し、閲覧、公表はしていない）</p> <p>【代表者会議】</p> <p>該当なし</p> <p>【部会】</p> <p>該当なし</p>	<p>【全員協議会】</p> <p>協議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・議決の対象とならない重大な事柄について</li> <li>・突発的に発生した事件、事故等について</li> <li>・将来的に大きな影響を与える施策等について</li> <li>・議会の役職について</li> <li>・議席の指定（変更）について</li> <li>・執行機関の附属機関等の議会選出委員の選考について</li> <li>・議員の報酬等に関する事柄について</li> <li>・その他議長が必要と認める事柄について</li> </ul> <p>運営方法</p> <p>議長が招集し、座長を務める。必要に応じ町長等の出席を求め、協議案件について質疑等を行う。</p> <p>傍聴 公開を原則（議長の判断による）</p> <p>記録</p> <p>記録は取らない</p> <p>【代表者会議】</p> <p>該当なし</p> <p>【部会】</p> <p>該当なし</p>	<p>【全員協議会】</p> <p>協議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・議決の対象とならない重大な事柄について</li> <li>・突発的に発生した事件、事故等について</li> <li>・将来的に大きな影響を与える施策等について</li> <li>・議会の役職について</li> <li>・議席の指定（変更）について</li> <li>・執行機関の附属機関等の議会選出委員の選考について</li> <li>・議員の報酬等に関する事柄について</li> <li>・その他議長が必要と認める事柄について</li> </ul> <p>運営方法</p> <p>議長が招集し座長を務める。（議運の委員長が座長を務める場合もある）必要に応じ町長等の出席を求め、協議案件について質疑等を行う。</p> <p>傍聴 非公開</p> <p>記録</p> <p>事務局職員による要約筆記（非公開）</p> <p>【代表者会議】 該当なし</p> <p>【部会】 該当なし</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号 29	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 議会部会		
事務事業番号 14	事務事業名 委任専決事項		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	議会事務局議事調査課 地方自治法	議会事務局 地方自治法	議会事務局 地方自治法	議会事務局 地方自治法	議会事務局 地方自治法
根拠法令等					
歳出予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【委任専決事項】            工事請負契約について、議決契約金額の1割以内の変更契約を締結すること(3億円未満)            法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で、当該決定にかかる額が1,000,000円以下のもの(交通事故に関するもので自動車損害賠償保障法の適用を受けるものは同法に規定する当該保険金額の最高額の範囲内)            目的物の価額が1,000,000円以下の事件について訴えの提起、和解、調停を行うこと            住居表示又は土地区画整理事業の実施に伴い、公の施設及び機関の位置の表示の変更に係る条例改正を行うこと            法令の改正又は廃止に伴い、条例中の当該法令の題名、条項又は用語を引用する規定を整理する場合で、必然的に改正を要し、独自の判断をする余地がないときに限り、当該条例の改正を行うこと</p>	<p>【委任専決事項】            地方自治法第96条第1項第12号の規定するもののうち、軽易と認められるもの            法律上町の義務に属する1件の金額100万円以下の損害賠償の額を決定すること            工事又は製造の請負契約について、議決契約金額の500万円以内の変更契約を締結すること</p>	<p>【委任専決事項】            工事請負契約について、議決契約金額の1割以内の変更契約を締結すること            交通事故に関する和解及び公務災害の損害賠償額が1,000,000円未満のもの            学校給食費、町営住宅使用料、簡易水道使用料及び上水道使用料に関する滞納金(債権)について、民事訴訟法(平成8年法律第109号)第383条の規定による支払督促の申立てにより履行を請求する場合で、同法第395条の規定に基づく督促異議の申立てにより、町が行う訴えの提起及びその和解に関すること            前項の規定による滞納金(債権)について、民事訴訟法第368条の規定による少額訴訟により、町が行う訴えの提起及びその和解に関すること</p>	<p>【委任専決事項】            工事請負契約について、議決契約金額の1割以内の変更契約を締結すること            交通事故に関する和解及び公務災害の損害賠償額が1,000,000円未満のもの</p>	<p>【委任専決事項】            工事請負契約の変更で契約変更金額が1,000万円を超えない変更契約を締結すること            交通事故の和解に関する100万円以下の額を決定すること            法律上町の義務に属する1件の金額100万円以下の損害賠償の額を決定すること</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		議会部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
15	議会刊行物		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	議会事務局庶務課、議事調査課	議会事務局	議会事務局	議会事務局	議会事務局
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）	1,190千円				
歳入予算額（平成16年度）	74千円				
【事務事業の内容】	<p>【議会刊行物】</p> <p>「市政の概要」 内容：議会活動の充実に資することを目的に、市政全般について、前年度に実施した施策・事業の概略と成果を中心に掲載。 発行数：240部×年1回 配布先：議員、図書館等 有償刊行物として販売している。</p> <p>「調査時報」 内容：議会活動の充実に資することを目的に、本市と人口規模が類似している都市の予算、決算や地方自治の動向等を中心に調査編集。 調査対象市：30市 発行数：200部×年4回 配布先：議員、調査対象市等</p> <p>「議会月報」 内容：議会活動の充実に資することを目的に、各議員から依頼された調査事項（理事者側からの回答等）を中心に掲載。 発行回数：原則月1回 1回の発行部数：60部 配布先：議員等</p> <p>「議会史」 内容：明治22年の市制町村制施行時から昭和54年までの約90年間を対象に掲載。 「資料編」2巻、「記述編」2巻、「年表編」1巻の全5巻。 発行年月：平成3年3月～8年3月 発行部数：各1,000部 有償刊行物として販売している。</p> <p>「議会関係例規集」 内容：議会に関連する条例、規則等のハンドブックとして作成。 発行頻度：4年毎（改選期） 発行部数：100部 配布先：議員等</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	議会部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
15	議会刊行物	A協議会    B幹事会    C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】	<p>「議会パンフレット」            内容：議会の運営等を市民に理解してもらうため、議会のあらし等について掲載。            発行頻度：4年毎（改選期）            発行部数：3,000部            配布先：傍聴者、議場見学者等</p> <p>【歳出内訳】（印刷製本費）            市政の概要：610千円            調査時報：580千円</p> <p>【特定財源の概要】            物品売払収入            市政の概要、議会史の売払収入：74千円</p>				

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	議会部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
藤野 3 4	秋山村・上野原町・藤野町議会議員懇談会	A協議会    B幹事会    C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名					議会事務局
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）					0千円
歳入予算額（平成16年度）					0千円
【事務事業の内容】	該当なし				<p>【規約等】 なし（幹事は3町村が順に行う）</p> <p>【歴史】 昭和47年2月21日より</p> <p>【目的】 隣接3町村要望活動、親善スポーツ大会、懇談</p> <p>【出席者】 全議員、町長</p> <p>【内容】 ・座長は3議長があたり、町村長からも意見を求める。 ・懇談を主とするが要望事項等を持ち寄り協議する。ただし、結論は出さない。 ・親善ソフトボール大会（近年は親善グランドゴルフ大会）</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		議会部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
藤野 3 5	全国森林環境・水源税創設促進議員連盟		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名					議会事務局
根拠法令等					全国森林環境・水源税創設促進議員連盟規約
歳出予算額（平成16年度）					41千円
歳入予算額（平成16年度）					0千円
【事務事業の内容】	該当なし				<p>【目的】 森林の持つ公益的な機能と役割を広く国民に訴え森林環境・水源税創設の早期実現を目指すとともに、関係市町村の振興を図る。</p> <p>【内容】 市町村林政を強化し、山村を健全な状態に維持するための財政措置として「全国森林環境・水源税（仮称）の創設に向けて、全国森林環境・水源税促進連盟と一層の連携強化を図り、その早期実現のため次のような事業を行う。 ・政府をはじめ関係当局に対する要望活動 と、国民の理解を得るための運動 ・全国市町村議長会での採択実現のための要望活動 ・各都道府県未加入市町村議会に対する加入促進・組織拡大運動 ・そのほか、本連盟の目的達成のために必要な事業 ・定期総会及び正副会長会議・理事会等の開催</p> <p>【負担金】 20,000円</p> <p>【同連盟に係る当町の予算】 負担金 20,000円 旅費 10,900円×2名</p>

選挙管理委員会部会

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		選挙管理委員会部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
6	選挙管理委員会運営費		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局
根拠法令等	公職選挙法第5条	公職選挙法第5条	公職選挙法第5条	公職選挙法第5条	公職選挙法第5条
歳出予算額(平成16年度)	9,889千円	435千円	459千円	432千円	530千円
歳入予算額(平成16年度)	190千円		5千円		0千円
【事務事業の内容】	<p>1 目的 選挙管理委員会事務局の運営</p> <p>2 内容 選挙管理委員会事務局の運営に要する経費 事務局定数 13人 歳入 190千円(在外選挙人委託金)</p> <p>3 事務事業 選挙管理委員の報酬</p> <p>各種会議等の旅費 全国市区選連、全国市区選連関東支部、県市選連、県央選挙事務連絡協議会への出席旅費</p> <p>委員会の交際費</p> <p>消耗品の購入費等</p> <p>通知等の郵送料</p> <p>定時登録時のデータ入力費</p> <p>選挙関係システムのリース料</p> <p>各種選挙関係連合会等への負担金</p>	<p>1 目的 選挙管理委員会事務局の運営</p> <p>2 内容 選挙管理委員会事務局の運営に要する経費 事務局定数 3人(兼務3人)</p> <p>3 事務事業 選挙管理委員の報酬</p> <p>各種会議等の旅費 県会議等への出席旅費</p> <p>委員会の交際費</p> <p>消耗品の購入費等</p> <p>通知等の郵送料</p> <p>検察審査会への賛助金</p>	<p>1 目的 選挙管理委員会事務局の運営</p> <p>2 内容 選挙管理委員会事務局の運営に要する経費 事務局定数 1人(発令なし)(兼務13人) 歳入 5千円(在外選挙人委託金)</p> <p>3 事務事業 選挙管理委員の報酬及び費用弁償</p> <p>各種会議等の旅費 県選挙管理委員会主催会議への旅費等</p> <p>委員会の交際費</p> <p>消耗品の購入費等</p> <p>横浜検察審査会への負担金</p>	<p>1 目的 選挙管理委員会事務局の運営</p> <p>2 内容 選挙管理委員会事務局の運営に要する経費 事務局定数 3人(兼務3人)</p> <p>3 事務事業 選挙管理委員の報酬及び費用弁償</p> <p>各種会議等の旅費 県選挙管理委員会主催会議への旅費等</p> <p>消耗品の購入費等</p> <p>横浜検察審査会への負担金</p>	<p>1 目的 選挙管理委員会事務局の運営</p> <p>2 内容 選挙管理委員会事務局の運営に要する経費 事務局定数 4人(兼務4人)</p> <p>3 事務事業 選挙管理委員の報酬及び費用弁償</p> <p>各種会議等の旅費 県選挙管理委員会主催会議への旅費等</p> <p>消耗品の購入費等</p> <p>通知等郵送料</p> <p>横浜検察審査会への負担金</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		選挙管理委員会部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
7	選挙啓発経費		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局
根拠法令等	公職選挙法第261条の2	公職選挙法第261条の2	公職選挙法第261条の2	公職選挙法第261条の2	公職選挙法第261条の2
歳出予算額(平成16年度)	1,296千円	303千円	311千円	40千円	50千円
歳入予算額(平成16年度)					
【事務事業の内容】	<p>1 目的 選挙時以外の選挙啓発を図る</p> <p>2 内容 選挙時以外の選挙啓発にかかる経費 明るい選挙推進協議会委員数 約130人</p> <p>3 事務事業 常時啓発にかかる旅費</p> <p>ポスターコンクール実施のための経費 県のコンクールにあわせて市でも実施 秋の明るい選挙推進大会時に表彰</p> <p>街頭啓発物品の購入</p> <p>新成人にバスカードを郵送(毎月)</p> <p>啓発カレンダーの作成 ポスターコンクール入選作品を使用し、作成</p> <p>街頭啓発活動に使用したはっぴのクリーニング</p> <p>明るい選挙推進協議会へ補助金交付</p>	<p>1 目的 選挙時以外の選挙啓発を図る</p> <p>2 内容 選挙時以外の選挙啓発にかかる経費 明るい選挙推進協議会委員数 13人</p> <p>3 事務事業 常時啓発にかかる旅費</p> <p>街頭啓発物品の購入</p> <p>新有権者成人式啓発記念品購入</p> <p>明るい選挙推進協議会へ補助金交付</p>	<p>1 目的 選挙時以外の選挙啓発を図る</p> <p>2 内容 選挙時以外の選挙啓発にかかる経費 明るい選挙推進協議会委員数 約19人</p> <p>3 事務事業 明るい選挙推進協議会に係る会議等の旅費</p> <p>街頭啓発物品の購入</p> <p>新有権者成人式啓発物品の購入</p> <p>明るい選挙推進協議会へ補助金交付</p>	<p>1 目的 選挙時以外の選挙啓発を図る</p> <p>2 内容 選挙時以外の選挙啓発にかかる経費 明るい選挙推進協議会委員 23人</p> <p>3 事務事業 明るい選挙推進協議会に係る会議等の旅費</p> <p>街頭啓発物品の購入</p> <p>新有権者成人式啓発物品の購入</p> <p>明るい選挙推進協議会へ補助金交付</p>	<p>1 目的 選挙時以外の選挙啓発を図る</p> <p>2 内容 選挙時以外の選挙啓発にかかる経費 明るい選挙推進協議会委員 13人</p> <p>3 事務事業 明るい選挙推進協議会に係る会議等の旅費</p> <p>街頭啓発物品の購入</p> <p>新有権者成人式啓発物品の購入</p> <p>明るい選挙推進協議会へ補助金交付</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	選挙管理委員会部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
8	投票事務費	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局
根拠法令等	公職選挙法第263条、第264条	公職選挙法第263条、第264条	公職選挙法第263条、第264条	公職選挙法第263条、第264条	公職選挙法第263条、第264条
歳出予算額（平成16年度）	47,128千円	8,620千円	19,570千円	6,070千円	6,070千円
歳入予算額（平成16年度）	24,324千円	4,014千円	9,701千円	2,828千円	2,828千円
【事務事業の内容】	<p>1 目的 選挙における投票事務の執行</p> <p>2 内容 選挙における投票事務に関する経費</p> <p>3 基礎数値 平成16年度執行</p> <p>平成16年7月 参議院議員通常選挙 平成17年1月 市長選挙</p> <p>9 3 投票区</p> <p>投票事務従事者</p> <p>参議院議員通常選挙 780人 市長選挙 595人</p> <p>参議院議員通常選挙執行経費 24,324千円</p> <p>4 事務事業 投票管理者・立会人の報酬</p> <p>臨時投票事務従事者の賃金</p> <p>投票事務にかかる旅費</p> <p>&lt; 需用費 &gt;</p> <p>投票事務にかかる消耗品の購入 候補者氏名等掲示の印刷 投票用紙等の印刷（市長選挙） 投票所にかかる物品・施設等の修繕</p> <p>&lt; 役務費 &gt;</p> <p>投票速報事務 臨時電話回線の付設 携帯電話の利用 臨時投票事務従事者・投票立会人への連絡（郵便） 投票所にかかる賠償責任保険への加入</p> <p>&lt; 委託料 &gt;</p> <p>投票所にかかる仮設スロープの設置・撤去 開封機の保守点検 投票所で使用したビニールマットの洗浄 投票所で使用した投票箱の点検・清掃</p>	<p>1 目的 選挙における投票事務の執行</p> <p>2 内容 選挙における投票事務に関する経費</p> <p>3 基礎数値 平成16年度執行</p> <p>平成16年6月 町長・町議会議員補欠選挙 平成16年7月 参議院議員通常選挙</p> <p>9 投票区</p> <p>投票事務従事者</p> <p>町長・町議会議員補欠選挙 75人 参議院議員通常選挙 75人</p> <p>参議院議員通常選挙執行経費 4,014千円</p> <p>4 事務事業 投票管理者・立会人の報酬</p> <p>投票事務従事者の手当</p> <p>&lt; 報償費 &gt;</p> <p>投票事務従事者謝礼（管理職）</p> <p>&lt; 需用費 &gt;</p> <p>投票事務にかかる消耗品の購入 候補者氏名等掲示の印刷</p> <p>&lt; 役務費 &gt;</p> <p>投票速報事務 携帯電話の利用 投票立会人への連絡</p> <p>&lt; 郵便 &gt;</p> <p>入場整理券の送付等</p>	<p>1 目的 選挙における投票事務の執行</p> <p>2 内容 選挙における投票事務に関する経費</p> <p>3 基礎数値 平成16年度執行</p> <p>平成16年7月 参議院議員通常選挙 平成16年11月 町長選挙</p> <p>1 9 投票区</p> <p>投票事務従事者</p> <p>参議院議員通常選挙 138人 町長選挙 120人</p> <p>参議院議員通常選挙執行経費 9,701千円</p> <p>4 事務事業 投票管理者・立会人の報酬</p> <p>臨時投票事務従事者の賃金</p> <p>投票事務にかかる旅費</p> <p>&lt; 需用費 &gt;</p> <p>投票事務にかかる消耗品の購入 候補者氏名等掲示の印刷 投票用紙等の印刷（町長選挙） 投票所にかかる物品・施設等の修繕</p> <p>&lt; 役務費 &gt;</p> <p>投票速報事務 携帯電話の利用 臨時投票事務従事者・投票立会人への連絡</p> <p>&lt; 郵便 &gt;</p> <p>入場整理券の送付等</p>	<p>1 目的 選挙における投票事務の執行</p> <p>2 内容 選挙における投票事務に関する経費</p> <p>3 基礎数値 平成16年度執行</p> <p>平成16年7月 参議院議員通常選挙 平成16年10月 町長選挙</p> <p>4 投票区</p> <p>投票事務従事者</p> <p>参議院議員通常選挙 50人 町長選挙 43人</p> <p>参議院議員通常選挙執行経費 2,828千円</p> <p>4 事務事業 投票管理者・立会人の報酬</p> <p>臨時投票事務従事者の賃金</p> <p>投票事務にかかる旅費</p> <p>&lt; 需用費 &gt;</p> <p>投票事務にかかる消耗品の購入 候補者氏名等掲示の印刷 投票用紙等の印刷（町長選挙） 投票所にかかる物品・施設等の修繕</p> <p>&lt; 役務費 &gt;</p> <p>投票速報事務 携帯電話の利用</p> <p>&lt; 郵便 &gt;</p> <p>入場整理券の送付等</p> <p>&lt; 使用料及び賃借料 &gt;</p>	<p>1 目的 選挙における投票事務の執行</p> <p>2 内容 選挙における投票事務に関する経費</p> <p>3 基礎数値 平成16年度執行</p> <p>平成16年7月 参議院議員通常選挙</p> <p>1 2 投票区</p> <p>投票事務従事者</p> <p>参議院議員通常選挙 57人</p> <p>参議院議員通常選挙執行経費 3,869千円</p> <p>4 事務事業 投票管理者・立会人の報酬</p> <p>臨時投票事務従事者の賃金</p> <p>投票事務にかかる旅費</p> <p>&lt; 需用費 &gt;</p> <p>投票事務にかかる消耗品の購入 候補者氏名等掲示の印刷 投票所にかかる物品・施設等の修繕</p> <p>&lt; 役務費 &gt;</p> <p>投票速報事務 臨時電話の利用</p> <p>&lt; 郵便 &gt;</p> <p>入場整理券の送付等</p> <p>&lt; 使用料及び賃借料 &gt;</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	選挙管理委員会部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
8	投票事務費	A協議会    B幹事会    C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】	選挙物品等の配送 当日投票管理システム運用準備・後処理 <使用料及び賃借料> 投票事務にかかるタクシーの使用 (投票箱の運搬) 投票所の借用 投票所にかかる長机・椅子・暖房器具等の借用 当日投票管理システムに使用するパソコン借用	<使用料及び賃借料> 投票所の電話機借用 8 箇所 投票所のエアコン借用 2 箇所	<使用料及び賃借料> 投票所の借用		

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名				
29	各種事務事業の取扱い	選挙管理委員会部会				
事務事業番号	事務事業名	協議ランク				
9	開票事務費	A協議会 B幹事会 C専門部会				
		相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局
根拠法令等	公職選挙法第263条、第264条	公職選挙法第263条、第264条	公職選挙法第263条、第264条	公職選挙法第263条、第264条	公職選挙法第263条、第264条	公職選挙法第263条、第264条
歳出予算額（平成16年度）	6,064千円	4,410千円	5,084千円	1,839千円	1,776千円	1,776千円
歳入予算額（平成16年度）	4,046千円	1,980千円	3,825千円	1,217千円	1,776千円	1,776千円
【事務事業の内容】	<p>1 目的 選挙における開票事務の執行</p> <p>2 内容 選挙における開票事務に関する経費</p> <p>3 基礎数値 平成16年度執行 平成16年7月 参議院議員通常選挙 平成17年1月 市長選挙</p> <p>1 開票区 開票事務従事者 参議院議員通常選挙 761人 市長選挙 306人</p> <p>参議院議員通常選挙執行経費 4,046千円</p> <p>4 事務事業 開票管理者・開票立会人の報酬 開票事務従事者の旅費</p> <p>&lt; 需用費 &gt; 開票事務にかかる消耗品の購入 候補者分類表の陽画焼付 開票事務物品の修繕 暖房器具用燃料の購入</p> <p>&lt; 役務費 &gt; 開票所への臨時電話の付設</p> <p>&lt; 委託料 &gt; 開票所への電気配線の付設 投票用紙計数機の保守点検</p> <p>&lt; 使用料及び賃借料 &gt; 開票所の借用 開票事務従事者の宿泊対応（ふとん借用等） 開票事務にかかる長機の借用 パソコン・プリンター、物品搬送トラック借用 暖房器具の借用（市長選挙）</p> <p>&lt; 備品購入費 &gt; 分類欄の購入</p>	<p>1 目的 選挙における開票事務の執行</p> <p>2 内容 選挙における開票事務に関する経費</p> <p>3 基礎数値 平成16年度執行 平成16年6月 町長・町議会議員補欠選挙 平成16年7月 参議院議員通常選挙</p> <p>1 開票区 開票事務従事者 町長・町議会議員補欠選挙 62人 参議院議員通常選挙 79人</p> <p>参議院議員通常選挙執行経費 1,980千円</p> <p>4 事務事業 開票管理者・開票立会人の報酬 開票事務従事者の手当</p> <p>&lt; 報償費 &gt; 開票事務従事者謝礼（管理職）</p> <p>&lt; 需用費 &gt; 開票事務にかかる消耗品の購入</p> <p>&lt; 役務費 &gt; 開票所への臨時電話の付設 投票用紙計数機の保守点検</p> <p>&lt; 委託料 &gt;</p> <p>&lt; 使用料及び賃借料 &gt;</p> <p>&lt; 備品購入費 &gt;</p>	<p>1 目的 選挙における開票事務の執行</p> <p>2 内容 選挙における開票事務に関する経費</p> <p>3 基礎数値 平成16年度執行 平成16年7月 参議院議員通常選挙 平成16年11月 町長選挙</p> <p>1 開票区 開票事務従事者 参議院議員通常選挙 109人 町長選挙 58人</p> <p>参議院議員通常選挙執行経費 3,825千円</p> <p>4 事務事業 開票管理者・開票立会人の報酬 開票事務従事者の旅費</p> <p>&lt; 需用費 &gt; 開票事務にかかる消耗品の購入 開票事務物品の修繕 暖房器具用燃料の購入</p> <p>&lt; 役務費 &gt; 開票所への臨時電話の付設 開票所への電気配線の付設 投票用紙計数機の保守点検</p> <p>&lt; 使用料及び賃借料 &gt; 開票所の借用 開票事務にかかる長機の借用</p> <p>&lt; 備品購入費 &gt; 投票用紙計数機の購入</p>	<p>1 目的 選挙における開票事務の執行</p> <p>2 内容 選挙における開票事務に関する経費</p> <p>3 基礎数値 平成16年度執行 平成16年7月 参議院議員通常選挙 平成16年10月 町長選挙</p> <p>1 開票区 開票事務従事者 参議院議員通常選挙 40人 町長選挙 33人</p> <p>参議院議員通常選挙執行経費 1,217千円</p> <p>4 事務事業 開票管理者・開票立会人の報酬 開票事務従事者の旅費</p> <p>&lt; 需用費 &gt; 開票事務にかかる消耗品の購入</p> <p>&lt; 委託料 &gt; 投票用紙計数機の保守点検</p> <p>&lt; 使用料及び賃借料 &gt;</p> <p>&lt; 備品購入費 &gt;</p>	<p>1 目的 選挙における開票事務の執行</p> <p>2 内容 選挙における開票事務に関する経費</p> <p>3 基礎数値 平成16年度執行 平成16年7月 参議院議員通常選挙</p> <p>1 開票区 開票事務従事者 参議院議員通常選挙 43人</p> <p>参議院議員通常選挙執行経費 1,776千円</p> <p>4 事務事業 開票管理者・開票立会人の報酬 開票事務従事者の旅費</p> <p>&lt; 需用費 &gt; 開票事務にかかる消耗品の購入</p> <p>&lt; 役務費 &gt;</p> <p>&lt; 委託料 &gt; 投票用紙計数機の保守点検</p> <p>&lt; 使用料及び賃借料 &gt;</p> <p>&lt; 備品購入費 &gt;</p>	

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名				
29	各種事務事業の取扱い	選挙管理委員会部会				
事務事業番号	事務事業名	協議ランク				
10	選挙公報発行費	A協議会 B幹事会 C専門部会				
		相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局
根拠法令等	公職選挙法第263条、第264条	公職選挙法第263条、第264条	公職選挙法第263条、第264条	公職選挙法第263条、第264条	公職選挙法第263条、第264条	公職選挙法第263条、第264条
歳出予算額（平成16年度）	9,680千円	1,951千円	1,586千円	477千円	137千円	
歳入予算額（平成16年度）	7,749千円	407千円	629千円	257千円	137千円	
【事務事業の内容】	<p>1 目的 選挙における選挙公報の発行</p> <p>2 内容 選挙における選挙公報発行に関する経費</p> <p>3 基礎数値 平成16年度執行 平成16年7月 参議院議員通常選挙 平成17年1月 市長選挙 選挙公報印刷 235,000部 新聞未購読世帯 2,400世帯 参議院議員通常選挙執行経費 7,749千円</p> <p>4 事務事業 &lt;需用費&gt; 選挙公報発行にかかる消耗品の購入 選挙公報原稿用紙の印刷（市長選挙） 選挙公報の印刷 &lt;役務費&gt; 選挙公報を新聞未購読世帯へ郵送 &lt;委託料&gt; 選挙公報の新聞折込 新聞未購読世帯にかかる選挙公報郵送準備（封入） 選挙公報の独自寮への配送（35箇所）</p>	<p>1 目的 選挙における選挙公報の発行</p> <p>2 内容 選挙における選挙公報発行に関する経費</p> <p>3 基礎数値 平成16年度執行 平成16年6月 町長・町議会議員補欠選挙 平成16年7月 参議院議員通常選挙 選挙公報印刷 9,000部 新聞未購読世帯 500世帯 参議院議員通常選挙執行経費 407千円</p> <p>4 事務事業 &lt;需用費&gt; 選挙公報発行にかかる消耗品の購入 選挙公報原稿用紙の印刷（町長・議員選挙） 選挙公報の印刷 &lt;役務費&gt; 選挙公報の新聞折込</p>	<p>1 目的 選挙における選挙公報の発行</p> <p>2 内容 選挙における選挙公報発行に関する経費</p> <p>3 基礎数値 平成16年度執行 平成16年7月 参議院議員通常選挙 平成16年11月 町長選挙 選挙公報印刷 12,300部 新聞未購読世帯 新聞配達店で全戸配布 参議院議員通常選挙執行経費 629千円</p> <p>4 事務事業 &lt;需用費&gt; 選挙公報発行にかかる消耗品の購入 選挙公報原稿用紙の印刷（町長選挙） 選挙公報の印刷 &lt;委託料&gt; 選挙公報の新聞折込</p>	<p>1 目的 選挙における選挙公報の発行</p> <p>2 内容 選挙における選挙公報発行に関する経費</p> <p>3 基礎数値 平成16年度執行 平成16年7月 参議院議員通常選挙 平成16年10月 町長選挙 選挙公報印刷 4,000部 新聞未購読世帯 公共施設等へ配置 参議院議員通常選挙執行経費 257千円</p> <p>4 事務事業 &lt;需用費&gt; 選挙公報発行にかかる消耗品の購入 選挙公報原稿用紙の印刷（町長選挙） 選挙公報の印刷 &lt;委託料&gt; 選挙公報の新聞折込</p>	<p>1 目的 選挙における選挙公報の発行</p> <p>2 内容 選挙における選挙公報発行に関する経費</p> <p>3 基礎数値 平成16年度執行 平成16年7月 参議院議員通常選挙 新聞未購読世帯 公共施設等へ配置 参議院議員通常選挙執行経費 137千円</p> <p>4 事務事業 &lt;需用費&gt; 選挙公報発行にかかる消耗品の購入 選挙公報の印刷 &lt;委託料&gt; 選挙公報の新聞折込</p>	

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	選挙管理委員会部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
11	ポスター掲示場経費	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局
根拠法令等	公職選挙法第263条、第264条	公職選挙法第263条、第264条	公職選挙法第263条、第264条	公職選挙法第263条、第264条	公職選挙法第263条、第264条
歳出予算額（平成16年度）	23,758千円	2,855千円	4,730千円	1,434千円	1,311千円
歳入予算額（平成16年度）	15,511千円	1,346千円	3,281千円	925千円	1311千円
【事務事業の内容】	<p>1 目的 選挙におけるポスター掲示場の設置</p> <p>2 内容 選挙におけるポスター掲示場設置にかかる経費</p> <p>3 基礎数値 平成16年度執行 平成16年7月 参議院議員通常選挙 平成17年1月 市長選挙 ポスター掲示場数 708箇所 参議院議員通常選挙 2段17区画 市長選挙 2段7区画 参議院議員通常選挙執行経費 15,511千円</p> <p>4 事務事業 &lt;需用費&gt; ポスター掲示場事務にかかる消耗品の購入 土地借用地者への謝礼（物品） ポスター掲示場設置図面の作成（陽画焼付） &lt;役務費&gt; 土地借用承諾書の返信用切手の購入 ポスター掲示板賠償責任保険への加入 &lt;委託料&gt; ポスター掲示板製作、設置、管理、撤去業務の委託</p>	<p>1 目的 選挙におけるポスター掲示場の設置</p> <p>2 内容 選挙におけるポスター掲示場設置にかかる経費</p> <p>3 基礎数値 平成16年度執行 平成16年6月 町長・町議会議員補欠選挙 平成16年7月 参議院議員通常選挙 ポスター掲示場数 59箇所 町長選挙 2段5区画 町議会議員補欠選挙 2段5区画 参議院議員通常選挙 3段17区画 参議院議員通常選挙執行経費 1,346千円</p> <p>4 事務事業 &lt;需用費&gt; ポスター掲示場事務にかかる消耗品の購入 土地借用地者への謝礼（物品） ポスター掲示場設置図面の作成 &lt;役務費&gt; 土地借用承諾書の返信用切手の購入 &lt;委託料&gt; ポスター掲示場設置、撤去業務の委託</p>	<p>1 目的 選挙におけるポスター掲示場の設置</p> <p>2 内容 選挙におけるポスター掲示場設置にかかる経費</p> <p>3 基礎数値 平成16年度執行 平成16年7月 参議院議員通常選挙 平成16年11月 町長選挙 ポスター掲示場数 118箇所 参議院議員通常選挙 3段17区画 町長選挙 2段5区画 参議院議員通常選挙執行経費 3,281千円</p> <p>4 事務事業 &lt;需用費&gt; ポスター掲示場事務にかかる消耗品の購入 土地借用地者への謝礼（物品） &lt;委託料&gt; ポスター掲示板製作、設置、管理、撤去業務の委託</p>	<p>1 目的 選挙におけるポスター掲示場の設置</p> <p>2 内容 選挙におけるポスター掲示場設置にかかる経費</p> <p>3 基礎数値 平成16年度執行 平成16年7月 参議院議員通常選挙 平成16年10月 町長選挙 ポスター掲示場数 32箇所 参議院議員通常選挙 2段17区画 町長選挙 2段5区画 参議院議員通常選挙執行経費 925千円</p> <p>4 事務事業 &lt;報償費&gt; 土地借用地者への謝礼 &lt;需用費&gt; ポスター掲示場事務にかかる消耗品の購入 ポスター掲示板購入 &lt;委託料&gt; ポスター掲示板設置、撤去業務の委託</p>	<p>1 目的 選挙におけるポスター掲示場の設置</p> <p>2 内容 選挙におけるポスター掲示場設置にかかる経費</p> <p>3 基礎数値 平成16年度執行 平成16年7月 参議院議員通常選挙 ポスター掲示場数 75箇所 参議院議員通常選挙 2段17区画 参議院議員通常選挙執行経費 1,311千円</p> <p>4 事務事業 &lt;報償費&gt; 土地借用地者への謝礼 &lt;需用費&gt; ポスター掲示場事務にかかる消耗品の購入 ポスター掲示板購入 &lt;委託料&gt; ポスター掲示板設置、撤去業務の委託</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	選挙管理委員会部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
12	選挙啓発費	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局
根拠法令等	公職選挙法第263条、第264条	公職選挙法第263条、第264条	公職選挙法第263条、第264条	公職選挙法第263条、第264条	公職選挙法第263条、第264条
歳出予算額（平成16年度）	9,939千円	280千円	528千円	183千円	88千円
歳入予算額（平成16年度）	2,021千円	119千円	94千円	104千円	88千円
【事務事業の内容】	<p>1 目的 選挙の啓発を図る</p> <p>2 内容 選挙における選挙啓発にかかる経費</p> <p>3 基礎数値 平成16年度執行 平成16年7月 参議院議員通常選挙 平成17年1月 市長選挙 参議院議員通常選挙執行経費 2,021千円</p> <p>4 事務事業 &lt;需用費&gt; 選挙啓発にかかる消耗品の購入 横断幕、懸垂幕の設置 公用車への啓発シール貼付 選挙啓発の記録写真の撮影 - 市長選挙独自の啓発 ・バスフロント幕の設置依頼（神奈中） ・幼児向け紙風船、ゴム風船での啓発 ・啓発ポスターの作成 ・啓発シールの作成 &lt;役務費&gt; 啓発ポスターの郵送（市長選挙） 選挙啓発にかかるハッピーのクリーニング &lt;委託料&gt; 電光ニュースでの啓発 FM放送を使つての啓発 啓発ポスターの梱包・配送業務の委託 （参議） - 市長選挙独自の啓発 啓発イベント業務の委託</p>	<p>1 目的 選挙の啓発を図る</p> <p>2 内容 選挙における選挙啓発にかかる経費</p> <p>3 基礎数値 平成16年度執行 平成16年6月 町長・町議会議員補欠選挙 平成16年7月 参議院議員通常選挙 参議院議員通常選挙執行経費 119千円</p> <p>4 事務事業 &lt;需用費&gt; 選挙啓発にかかる消耗品の購入 公用車への啓発シール貼付 選挙啓発の記録写真の撮影 - 町長選挙独自の啓発 ・懸垂幕の設置 ・啓発用うちわの作成</p>	<p>1 目的 選挙の啓発を図る</p> <p>2 内容 選挙における選挙啓発にかかる経費</p> <p>3 基礎数値 平成16年度執行 平成16年7月 参議院議員通常選挙 平成16年11月 町長選挙 参議院議員通常選挙執行経費 94千円</p> <p>4 事務事業 &lt;需用費&gt; 選挙啓発にかかる消耗品の購入 横断幕、懸垂幕の設置 公用車への啓発シール貼付 - 町長選挙独自の啓発 ・啓発ポスターの作成</p>	<p>1 目的 選挙の啓発を図る</p> <p>2 内容 選挙における選挙啓発にかかる経費</p> <p>3 基礎数値 平成16年度執行 平成16年7月 参議院議員通常選挙 平成16年10月 町長選挙 参議院議員通常選挙執行経費 104千円</p> <p>4 事務事業 &lt;需用費&gt; 選挙啓発にかかる消耗品の購入 懸垂幕の作成 公用車への啓発シール作成</p>	<p>1 目的 選挙の啓発を図る</p> <p>2 内容 選挙における選挙啓発にかかる経費</p> <p>3 基礎数値 平成16年度執行 平成16年7月 参議院議員通常選挙 参議院議員通常選挙執行経費 88千円</p> <p>4 事務事業 &lt;需用費&gt; 選挙啓発にかかる消耗品の購入 懸垂幕の作成 公用車への啓発シール作成</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	選挙管理委員会部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
13	その他の選挙執行経費	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局
根拠法令等	土地改良法・ 農業委員会等に関する法律				
歳出予算額（平成16年度）	86千円				
歳入予算額（平成16年度）	86千円				
【事務事業の内容】	<p>1 目的 公職選挙法以外に定められた選挙の執行</p> <p>2 内容 相模川左岸土地改良区総代選挙にかかる選挙経費 農業委員会委員選挙にかかる選挙経費</p> <p>3 基礎数値 ・相模川左岸土地改良区総代選挙 任期満了日 平成16年10月8日 相模川左岸土地改良区総代選挙執行経費 86千円 ・農業委員会委員選挙 任期満了日 平成17年7月19日 選挙委員数 20人 名簿登載者数 3,773人（H16.3.31現在）</p> <p>4 事務事業 投票管理者・投票立会人の報酬 選挙事務会議への出張旅費 投票事務従事者の旅費</p>	<p>1 目的 公職選挙法以外に定められた選挙の執行</p> <p>2 内容 農業委員会委員選挙にかかる選挙経費</p> <p>3 基礎数値 ・農業委員会委員選挙 任期満了日 平成18年4月30日 選挙委員数 8人（定数11人） 名簿登載者数 564人（H16.3.31現在） ・川尻財産区議会議員選挙 任期満了日 平成19年7月11日 議員数 8人 ・中沢財産区議会議員選挙 任期満了日 平成19年7月11日 議員数 7人</p>	<p>1 目的 公職選挙法以外に定められた選挙の執行</p> <p>2 内容 農業委員会委員選挙にかかる選挙経費</p> <p>3 基礎数値 ・農業委員会委員選挙 任期満了 平成18年5月9日 選挙委員数 16人 名簿登載者数 1,464人 （H16.3.31現在）</p>	<p>1 目的 公職選挙法以外に定められた選挙の執行</p> <p>2 内容 農業委員会委員選挙にかかる選挙経費</p> <p>3 基礎数値 ・農業委員会委員選挙 任期満了 平成18年12月31日 選挙委員数 10人 名簿登載者数 745人 （H16.3.31現在）</p>	<p>1 目的 公職選挙法以外に定められた選挙の執行</p> <p>2 内容 農業委員会委員選挙にかかる選挙経費</p> <p>3 基礎数値 ・農業委員会委員選挙 任期満了 平成18年9月19日 選挙委員数 11人 名簿登載者数 891人 （H16.3.31現在）</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		選挙管理委員会部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
15	条例、規則等の取扱い		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）					
歳入予算額（平成16年度）					
【事務事業の内容】	<p>1 目的 選挙管理委員会に関する条例、規則等の制定・改廃を行う。</p> <p>2 内容 公職選挙法令執行規程など選挙管理委員会に関する条例、規則等の制定・改廃に関する事務</p> <p>3 条例、規則等の数・内容          条例 4          ポスター掲示場設置、選挙公報、公費負担          規程 10          委員会、公印、情報公開条例施行、個人情報保護条例施行、公職選挙法令執行、ポスター掲示場、公費負担条例施行、投票立会人報酬額、検査審査員候補者選定          事務局職員の職務に専念する事務の特例</p> <p>告示 1 訓令 1</p>	<p>1 目的 選挙管理委員会に関する条例、規則等の制定・改廃を行う。</p> <p>2 内容 公職選挙法令執行規程など選挙管理委員会に関する条例、規則等の制定・改廃に関する事務</p> <p>3 条例、規則等の数・内容          条例 2          ポスター掲示場設置、選挙公報          規程 6          委員会、情報公開条例施行、公職選挙法令執行、ポスター掲示場、選挙公報の発行、検査審査員候補者選定</p> <p>告示 4 訓令 0</p>	<p>1 目的 選挙管理委員会に関する条例、規則等の制定・改廃を行う。</p> <p>2 内容 公職選挙法令執行規程など選挙管理委員会に関する条例、規則等の制定・改廃に関する事務</p> <p>3 条例、規則等の数・内容          条例 3          ポスター掲示場設置、選挙公報、農業委員会の選挙による委員の定数及び選挙区の設置          規程 8          委員会、情報公開条例施行、個人情報保護条例施行、公職選挙法令執行、ポスター掲示場、投票立会人報酬額、検査審査員候補者選定          選挙公報発行</p> <p>告示 2 訓令 1</p>	<p>1 目的 選挙管理委員会に関する条例、規則等の制定・改廃を行う。</p> <p>2 内容 公職選挙法令執行規程など選挙管理委員会に関する条例、規則等の制定・改廃に関する事務</p> <p>3 条例、規則等の数・内容          条例 3          ポスター掲示場設置、選挙公報、記号式投票          規程 8          委員会、情報公開条例施行、個人情報保護条例施行、公職選挙法令執行、ポスター掲示場、投票立会人報酬額、記号式投票、選挙公報発行</p> <p>告示 訓令</p>	<p>1 目的 選挙管理委員会に関する条例、規則等の制定・改廃を行う。</p> <p>2 内容 公職選挙法令執行規程など選挙管理委員会に関する条例、規則等の制定・改廃に関する事務</p> <p>3 条例、規則等の数・内容          条例 3          ポスター掲示場設置、選挙公報、記号式投票          規程 6          委員会、公印、公職選挙法令執行、ポスター掲示場、記号式投票、選挙公報発行</p> <p>告示 訓令</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号 29	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 選挙管理委員会部会		
事務事業番号 16	事務事業名 諸証明の発行		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）					
歳入予算額（平成16年度）					
【事務事業の内容】	<p>1 目的 選挙管理委員会に関し、諸証明を交付する。</p> <p>2 内容 選挙管理委員会に関する諸証明の交付</p> <p>3 諸証明の種類 ・ 選挙人名簿登録証明書 ・ 郵便等投票証明書</p>	<p>1 目的 選挙管理委員会に関し、諸証明を交付する。</p> <p>2 内容 選挙管理委員会に関する諸証明の交付</p> <p>3 諸証明の種類 ・ 選挙人名簿登録証明書 ・ 郵便等投票証明書</p>	<p>1 目的 選挙管理委員会に関し、諸証明を交付する。</p> <p>2 内容 選挙管理委員会に関する諸証明の交付</p> <p>3 諸証明の種類 ・ 選挙人名簿登録証明書 ・ 郵便等投票証明書</p>	<p>1 目的 選挙管理委員会に関し、諸証明を交付する。</p> <p>2 内容 選挙管理委員会に関する諸証明の交付</p> <p>3 諸証明の種類 ・ 選挙人名簿登録証明書 ・ 郵便等投票証明書</p>	<p>1 目的 選挙管理委員会に関し、諸証明を交付する。</p> <p>2 内容 選挙管理委員会に関する諸証明の交付</p> <p>3 諸証明の種類 ・ 選挙人名簿登録証明書 ・ 郵便等投票証明書</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号 29	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 選挙管理委員会部会		
事務事業番号 17	事務事業名 選挙人名簿等の調整並びに縦覧及び閲覧		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）					
歳入予算額（平成16年度）					
【事務事業の内容】	<p>1 目的 選挙人名簿に関する事務の執行</p> <p>2 内容 &lt;選挙人名簿等の調整&gt;</p> <p>登録の要件 (1) 年齢満20歳以上の日本国民である。 (2) 引き続き3ヵ月以上、その市区町村の住民基本台帳に登録されている者である。</p> <p>登録の時期 ・定時登録 毎年3、6、9、12月の各月1日を基準日として、その翌日に登録。 ・選挙時登録 選挙のつど基準日及び登録日を定めて登録。</p> <p>登録の抹消 選挙人名簿に登録されている人が、次の事項に該当したとき、名簿から抹消する。 (1) 死亡、または日本国籍を喪失したとき。 (2) 転出したときはすぐには抹消せず、転出したことを表示しておいて、転出日から4ヶ月を経過したときに抹消する。 (3) 登録の際に、登録されるべき者でなかったときは、ただちに抹消する。</p> <p>いずれの場合も、選挙システム（電算）によって処理をしている。</p> <p>&lt;名簿の縦覧&gt; 縦覧期間は、以下のとおり 定時登録 登録月の3日から7日までの5日間 選挙時登録 その都度、別に定める期間。</p> <p>選挙システム（電算）により打ち出された選挙人名簿抄本を投票区ごとに作成し、縦覧に対応。</p> <p>&lt;選挙人名簿の閲覧&gt; 独自の閲覧に関する事務処理要綱により、一定の範囲内で閲覧を認めている。</p>	<p>1 目的 選挙人名簿に関する事務の執行</p> <p>2 内容 &lt;選挙人名簿等の調整&gt;</p> <p>登録の要件 (1) 年齢満20歳以上の日本国民である。 (2) 引き続き3ヵ月以上、その市区町村の住民基本台帳に登録されている者である。</p> <p>登録の時期 ・定時登録 毎年3、6、9、12月の各月1日を基準日として、その翌日に登録。 ・選挙時登録 選挙のつど基準日及び登録日を定めて登録。</p> <p>登録の抹消 選挙人名簿に登録されている人が、次の事項に該当したとき、名簿から抹消する。 (1) 死亡、または日本国籍を喪失したとき。 (2) 転出したときはすぐには抹消せず、転出したことを表示しておいて、転出日から4ヶ月を経過したときに抹消する。 (3) 登録の際に、登録されるべき者でなかったときは、ただちに抹消する。</p> <p>いずれの場合も、選挙システム（電算）によって処理をしている。</p> <p>&lt;名簿の縦覧&gt; 縦覧期間は、以下のとおり 定時登録 登録月の3日から7日までの5日間 選挙時登録 その都度、別に定める期間。</p> <p>選挙システム（電算）により打ち出された選挙人名簿抄本を投票区ごとに作成し、縦覧に対応。</p> <p>&lt;選挙人名簿の閲覧&gt; 独自の閲覧に関する事務処理要綱により、一定の範囲内で閲覧を認めている。</p>	<p>1 目的 選挙人名簿に関する事務の執行</p> <p>2 内容 &lt;選挙人名簿等の調整&gt;</p> <p>登録の要件 (1) 年齢満20歳以上の日本国民である。 (2) 引き続き3ヵ月以上、その市区町村の住民基本台帳に登録されている者である。</p> <p>登録の時期 ・定時登録 毎年3、6、9、12月の各月1日を基準日として、その翌日に登録。 ・選挙時登録 選挙のつど基準日及び登録日を定めて登録。</p> <p>登録の抹消 選挙人名簿に登録されている人が、次の事項に該当したとき、名簿から抹消する。 (1) 死亡、または日本国籍を喪失したとき。 (2) 転出したときはすぐには抹消せず、転出したことを表示しておいて、転出日から4ヶ月を経過したときに抹消する。 (3) 登録の際に、登録されるべき者でなかったときは、ただちに抹消する。</p> <p>いずれの場合も、選挙システム（電算）によって処理をしている。</p> <p>&lt;名簿の縦覧&gt; 縦覧期間は、以下のとおり 定時登録 登録月の3日から7日までの5日間 選挙時登録 その都度、別に定める期間。</p> <p>選挙システム（電算）により打ち出された選挙人名簿抄本を投票区ごとに作成し、縦覧に対応。</p> <p>&lt;選挙人名簿の閲覧&gt; 一定の範囲内で閲覧を認めている。</p>	<p>1 目的 選挙人名簿に関する事務の執行</p> <p>2 内容 &lt;選挙人名簿等の調整&gt;</p> <p>登録の要件 (1) 年齢満20歳以上の日本国民である。 (2) 引き続き3ヵ月以上、その市区町村の住民基本台帳に登録されている者である。</p> <p>登録の時期 ・定時登録 毎年3、6、9、12月の各月1日を基準日として、その翌日に登録。 ・選挙時登録 選挙のつど基準日及び登録日を定めて登録。</p> <p>登録の抹消 選挙人名簿に登録されている人が、次の事項に該当したとき、名簿から抹消する。 (1) 死亡、または日本国籍を喪失したとき。 (2) 転出したときはすぐには抹消せず、転出したことを表示しておいて、転出日から4ヶ月を経過したときに抹消する。 (3) 登録の際に、登録されるべき者でなかったときは、ただちに抹消する。</p> <p>いずれの場合も、選挙システム（電算）によって処理をしている。</p> <p>&lt;名簿の縦覧&gt; 縦覧期間は、以下のとおり 定時登録 登録月の3日から7日までの5日間 選挙時登録 その都度、別に定める期間。</p> <p>選挙システム（電算）により打ち出された選挙人名簿抄本を投票区ごとに作成し、縦覧に対応。</p> <p>&lt;選挙人名簿の閲覧&gt; 一定の範囲内で閲覧を認めている。</p>	<p>1 目的 選挙人名簿に関する事務の執行</p> <p>2 内容 &lt;選挙人名簿等の調整&gt;</p> <p>登録の要件 (1) 年齢満20歳以上の日本国民である。 (2) 引き続き3ヵ月以上、その市区町村の住民基本台帳に登録されている者である。</p> <p>登録の時期 ・定時登録 毎年3、6、9、12月の各月1日を基準日として、その翌日に登録。 ・選挙時登録 選挙のつど基準日及び登録日を定めて登録。</p> <p>登録の抹消 選挙人名簿に登録されている人が、次の事項に該当したとき、名簿から抹消する。 (1) 死亡、または日本国籍を喪失したとき。 (2) 転出したときはすぐには抹消せず、転出したことを表示しておいて、転出日から4ヶ月を経過したときに抹消する。 (3) 登録の際に、登録されるべき者でなかったときは、ただちに抹消する。</p> <p>いずれの場合も、選挙システム（電算）によって処理をしている。</p> <p>&lt;名簿の縦覧&gt; 縦覧期間は、以下のとおり 定時登録 登録月の3日から7日までの5日間 選挙時登録 その都度、別に定める期間。</p> <p>選挙システム（電算）により打ち出された選挙人名簿抄本を投票区ごとに作成し、縦覧に対応。</p> <p>&lt;選挙人名簿の閲覧&gt; &lt;選挙人名簿の閲覧&gt;</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		選挙管理委員会部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
18	投票及び開票区域		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）					
歳入予算額（平成16年度）					
【事務事業の内容】	<p>1 目的 選挙における投票区・開票区を定める</p> <p>2 内容 選挙にかかる投票区・開票区の新設・分割・廃止等に関する事務</p> <p>3 基礎数値 現在 投票区 93 開票区 1</p> <p>4 事務事業 &lt;投票区事務&gt; 投票区の見直し 投票区については、8,000人を超える投票区について、選挙前に見直し。 投票区の設定 投票所までの距離、投票区人口、投票所の確保などを考慮し、地元要望（地域としてのまとまりを優先）などを総合的に判断し、新設・分割・廃止等を委員会で決定する。 変更等の周知 変更が生じた場合、地元への回覧、広報などを通じ、広く投票区の変更を周知する。</p> <p>&lt;開票区事務&gt; 開票区の設定 開票区については、開票事務の効率化や選挙全体の事務を考慮し、決定する。 県に意見書提出 変更が生じた場合、県に意見書を提出し、告示をうける。</p>	<p>1 目的 選挙における投票区・開票区を定める</p> <p>2 内容 選挙にかかる投票区・開票区の新設・分割・廃止等に関する事務</p> <p>3 基礎数値 現在 投票区 9 開票区 1</p> <p>4 事務事業 &lt;投票区事務&gt; 投票区の見直し 投票区については、6,000人を超える投票区について、選挙前に見直し。 投票区の設定 投票所までの距離、投票区人口、投票所の確保などを考慮し、地元要望（地域としてのまとまりを優先）などを総合的に判断し、新設・分割・廃止等を委員会で決定する。 変更等の周知 変更が生じた場合、地元への回覧、広報などを通じ、広く投票区の変更を周知する。</p> <p>&lt;開票区事務&gt; 開票区の設定 開票区については、開票事務の効率化や選挙全体の事務を考慮し、決定する。 県に意見書提出 変更が生じた場合、県に意見書を提出し、告示をうける。</p>	<p>1 目的 選挙における投票区・開票区を定める</p> <p>2 内容 選挙にかかる投票区・開票区の新設・分割・廃止等に関する事務</p> <p>3 基礎数値 現在 投票区 19 開票区 1</p> <p>4 事務事業 &lt;投票区事務&gt; 投票区の見直し 投票区については、3,000人を超える投票区について、選挙前に見直し。 投票区の設定 投票所までの距離、投票区人口、投票所の確保などを考慮し、地元要望（地域としてのまとまりを優先）などを総合的に判断し、新設・分割・廃止等を委員会で決定する。 変更等の周知 変更が生じた場合、地元への回覧、広報などを通じ、広く投票区の変更を周知する。</p> <p>&lt;開票区事務&gt; 開票区の設定 開票区については、開票事務の効率化や選挙全体の事務を考慮し、決定する。 県に意見書提出 変更が生じた場合、県に意見書を提出し、告示をうける。</p>	<p>1 目的 選挙における投票区・開票区を定める</p> <p>2 内容 選挙にかかる投票区・開票区の新設・分割・廃止等に関する事務</p> <p>3 基礎数値 現在 投票区 4 開票区 1</p> <p>4 事務事業 &lt;投票区事務&gt; 投票区の見直し 投票区については、4,000人を超える投票区について、選挙前に見直し。 投票区の設定 投票所までの距離、投票区人口、投票所の確保などを考慮し、地元要望（地域としてのまとまりを優先）などを総合的に判断し、新設・分割・廃止等を委員会で決定する。 変更等の周知 変更が生じた場合、地元への回覧、広報などを通じ、広く投票区の変更を周知する。</p> <p>&lt;開票区事務&gt; 開票区の設定 開票区については、開票事務の効率化や選挙全体の事務を考慮し、決定する。 県に意見書提出 変更が生じた場合、県に意見書を提出し、告示をうける。</p>	<p>1 目的 選挙における投票区・開票区を定める</p> <p>2 内容 選挙にかかる投票区・開票区の新設・分割・廃止等に関する事務</p> <p>3 基礎数値 現在 投票区 12 開票区 1</p> <p>4 事務事業 &lt;投票区事務&gt; 投票区の見直し 投票区の設定 投票所までの距離、投票区人口、投票所の確保などを考慮し、地元要望（地域としてのまとまりを優先）などを総合的に判断し、新設・分割・廃止等を委員会で決定する。 変更等の周知 変更が生じた場合、地元への回覧、広報などを通じ、広く投票区の変更を周知する。</p> <p>&lt;開票区事務&gt; 開票区の設定 開票区については、開票事務の効率化や選挙全体の事務を考慮し、決定する。 県に意見書提出 変更が生じた場合、県に意見書を提出し、告示をうける。</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		選挙管理委員会部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
19	期日前投票及び不在者投票		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局
根拠法令等	公職選挙法第263条、第264条	公職選挙法	公職選挙法第263条、第264条	公職選挙法第263条、第264条	公職選挙法第263条、第264条
歳出予算額（平成16年度）	24,504千円	728千円	1,317千円		
歳入予算額（平成16年度）	18,587千円	454千円	948千円	486千円	486千円
【事務事業の内容】	<p>1 目的 選挙における期日前投票及び不在者投票事務の執行</p> <p>2 内容 選挙における期日前投票及び不在者投票事務の執行にかかる経費</p> <p>3 基礎数値 期日前・不在者投票場所数 13箇所 参議院議員通常選挙執行経費 18,587千円</p> <p>4 事務事業 &lt;期日前投票制度&gt; 制度の内容 この制度は、従来の不在者投票のうち、名簿登録地の市区町村の選挙管理委員会で行う投票について、選挙期日前であっても、選挙期日と同じように投票を行うことができる（投票用紙を直接投票箱に入れることができる）仕組み。 投票期間 選挙期日の公示日又は告示日の翌日から選挙期日の前日までの間。 投票場所 拠点会場 3箇所（法律と同じ日程で実施） 出張所 10箇所（投・開票日がある週の平日：午前9時～午後5時） 事務の内容は、期日前投票所の選定 システム回線の付設 従事者等の選任 実施 概ね、以上の内容である。 &lt;不在者投票制度&gt; 以下の3種類の不在者投票がある。</p>	<p>1 目的 選挙における期日前投票及び不在者投票事務の執行</p> <p>2 内容 選挙における期日前投票及び不在者投票事務の執行にかかる経費</p> <p>3 基礎数値 期日前・不在者投票場所数 1箇所 参議院議員通常選挙執行経費 454千円</p> <p>4 事務事業 &lt;期日前投票制度&gt; 制度の内容 この制度は、従来の不在者投票のうち、名簿登録地の市区町村の選挙管理委員会で行う投票について、選挙期日前であっても、選挙期日と同じように投票を行うことができる（投票用紙を直接投票箱に入れることができる）仕組み。 投票期間 選挙期日の公示日又は告示日の翌日から選挙期日の前日までの間。 投票場所 拠点会場 1箇所（法律と同じ日程で実施） 事務の内容は、期日前投票所の選定 従事者等の選任 実施 概ね、以上の内容である。 &lt;不在者投票制度&gt; 以下の3種類の不在者投票がある。</p>	<p>1 目的 選挙における期日前投票及び不在者投票事務の執行</p> <p>2 内容 選挙における期日前投票及び不在者投票事務の執行にかかる経費</p> <p>3 基礎数値 期日前・不在者投票場所数 1箇所 参議院議員通常選挙執行経費 948千円</p> <p>4 事務事業 &lt;期日前投票制度&gt; 制度の内容 この制度は、従来の不在者投票のうち、名簿登録地の市区町村の選挙管理委員会で行う投票について、選挙期日前であっても、選挙期日と同じように投票を行うことができる（投票用紙を直接投票箱に入れることができる）仕組み。 投票期間 選挙期日の公示日又は告示日の翌日から選挙期日の前日までの間。 投票場所 津久井町文化福祉会館1階ロビー（法律と同じ日程で実施） 事務の内容は、期日前投票所の選定 従事者等の選任 事務従事者への説明会の開催 実施 概ね、以上の内容である。 &lt;不在者投票制度&gt; 以下の3種類の不在者投票がある。</p>	<p>1 目的 選挙における期日前投票及び不在者投票事務の執行</p> <p>2 内容 選挙における期日前投票及び不在者投票事務の執行にかかる経費</p> <p>3 基礎数値 期日前・不在者投票場所数 1箇所 参議院議員通常選挙執行経費 486千円</p> <p>4 事務事業 &lt;期日前投票制度&gt; 制度の内容 この制度は、従来の不在者投票のうち、名簿登録地の市区町村の選挙管理委員会で行う投票について、選挙期日前であっても、選挙期日と同じように投票を行うことができる（投票用紙を直接投票箱に入れることができる）仕組み。 投票期間 選挙期日の公示日又は告示日の翌日から選挙期日の前日までの間。 投票場所 相模湖町役場1階会議室（法律と同じ日程で実施） 事務の内容は、期日前投票所の選定 従事者等の選任 事務従事者への説明会の開催 実施 概ね、以上の内容である。 &lt;不在者投票制度&gt; 以下の3種類の不在者投票がある。</p>	<p>1 目的 選挙における期日前投票及び不在者投票事務の執行</p> <p>2 内容 選挙における期日前投票及び不在者投票事務の執行にかかる経費</p> <p>3 基礎数値 期日前・不在者投票場所数 1箇所 参議院議員通常選挙執行経費 486千円</p> <p>4 事務事業 &lt;期日前投票制度&gt; 制度の内容 この制度は、従来の不在者投票のうち、名簿登録地の市区町村の選挙管理委員会で行う投票について、選挙期日前であっても、選挙期日と同じように投票を行うことができる（投票用紙を直接投票箱に入れることができる）仕組み。 投票期間 選挙期日の公示日又は告示日の翌日から選挙期日の前日までの間。 投票場所 藤野町役場3階会議室（法律と同じ日程で実施） 事務の内容は、期日前投票所の選定 従事者等の選任 事務従事者への説明会の開催 実施 概ね、以上の内容である。 &lt;不在者投票制度&gt; 以下の3種類の不在者投票がある。</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	選挙管理委員会部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
19	期日前投票及び不在者投票	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】	<p>選挙人名簿登録地以外の市区町村選挙管理委員会 で不在者投票を行う場合 病院・老人ホーム等の指定施設で不在者投票を 行う場合 郵便等による不在者投票を行う場合</p> <p>いずれも投票の流れは、まず、 選挙管理委員会に投票用紙の交付を請求 他市町村の選挙管理委員会・指定施設・自宅で 投票 投票済の投票用紙を選挙管理委員会へ送付</p>	<p>選挙人名簿登録地以外の市区町村選挙管理委員会 で不在者投票を行う場合 病院・老人ホーム等の指定施設で不在者投票を 行う場合 郵便等による不在者投票を行う場合</p> <p>いずれも投票の流れは、まず、 選挙管理委員会に投票用紙の交付を請求 他市町村の選挙管理委員会・指定施設・自宅で 投票 投票済の投票用紙を選挙管理委員会へ送付</p>	<p>選挙人名簿登録地以外の市区町村選挙管理委員会 で不在者投票を行う場合 病院・老人ホーム等の指定施設で不在者投票を 行う場合 郵便等による不在者投票を行う場合</p> <p>いずれも投票の流れは、まず、 選挙管理委員会に投票用紙の交付を請求 他市町村の選挙管理委員会・指定施設・自宅で 投票 投票済の投票用紙を選挙管理委員会へ送付</p>	<p>選挙人名簿登録地以外の市区町村選挙管理委員 会で不在者投票を行う場合 病院・老人ホーム等の指定施設で不在者投票を 行う場合 郵便等による不在者投票を行う場合</p> <p>いずれも投票の流れは、まず、 選挙管理委員会に投票用紙の交付を請求 他市町村の選挙管理委員会・指定施設・自宅で 投票 投票済の投票用紙を選挙管理委員会へ送付"</p>	<p>&lt;不在者投票制度&gt; 以下、3種類の不在者投票がある。</p> <p>選挙人名簿登録地以外の市区町村 選挙管理委員会 選挙管理委員会 で不在者投票を行う場合 病院・老人ホーム等の指定施設で不 在者投票を行う場合 郵便等による不在者投票を行う場合</p> <p>いずれも投票の流れは、まず、 選挙管理委員会に投票用紙の交付 を請求 他市町村の選挙管理委員会・指定 施設・自宅で投票 投票済の投票用紙を選挙管理委員 会へ送付"</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号 29	合併協議事項 各種事務事業の取扱い	専門部会名 選挙管理委員会部会			
事務事業番号 20	事務事業名 直接請求	協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局
根拠法令等	地方自治法第74条、同法第74条の2、同法第74条の3、同法第74条の4	地方自治法第74条、同法第74条の2、同法第74条の3、同法第74条の4	地方自治法第74条、同法第74条の2、同法第74条の3、同法第74条の4	地方自治法第74条、同法第74条の2、同法第74条の3、同法第74条の4	地方自治法第74条、同法第74条の2、同法第74条の3、同法第74条の4
歳出予算額（平成16年度）					
歳入予算額（平成16年度）					
【事務事業の内容】	<p>1 目的 直接請求があった場合の事務執行</p> <p>2 内容 直接請求制度は地方自治法に定められており、地方公共団体に属する住民が発動する基本権で地方自治に限られる。 請求には次の種類がある。</p> <p>直接請求制度の種類 (1) 条例制定（改廃）の請求 (2) 監査の請求 (3) 議会の解散請求 (4) 議会の議員及び長の解職請求 (5) 主要公務員の解職請求</p> <p>請求のながれ (1) 請求代表者証明書の申請及び交付 (2) 署名の収集 (3) 署名簿の提出（選挙管理委員会へ） (4) 署名簿の審査（選挙管理委員会で選挙人名簿との照合等） (5) 署名簿の返付後、長へ本請求をする。 (6) 長は議案を市議会に付議をする。 (7) 議会の審議の結果を長は請求代表者に通知及び公表する。</p>	<p>1 目的 直接請求があった場合の事務執行</p> <p>2 内容 直接請求制度は地方自治法に定められており、地方公共団体に属する住民が発動する基本権で地方自治に限られる。 請求には次の種類がある。</p> <p>直接請求制度の種類 (1) 条例制定（改廃）の請求 (2) 監査の請求 (3) 議会の解散請求 (4) 議会の議員及び長の解職請求 (5) 主要公務員の解職請求</p> <p>請求のながれ (1) 請求代表者証明書の申請及び交付 (2) 署名の収集 (3) 署名簿の提出（選挙管理委員会へ） (4) 署名簿の審査（選挙管理委員会で選挙人名簿との照合等） (5) 署名簿の返付後、長へ本請求をする。 (6) 長は議案を市議会に付議をする。 (7) 議会の審議の結果を長は請求代表者に通知及び公表する。</p>	<p>1 目的 直接請求があった場合の事務執行</p> <p>2 内容 直接請求制度は地方自治法に定められており、地方公共団体に属する住民が発動する基本権で地方自治に限られる。 請求には次の種類がある。</p> <p>直接請求制度の種類 (1) 条例制定（改廃）の請求 (2) 監査の請求 (3) 議会の解散請求 (4) 議会の議員及び長の解職請求 (5) 主要公務員の解職請求</p> <p>請求のながれ (1) 請求代表者証明書の申請及び交付 (2) 署名の収集 (3) 署名簿の提出（選挙管理委員会へ） (4) 署名簿の審査（選挙管理委員会で選挙人名簿との照合等） (5) 署名簿の返付後、長へ本請求をする。 (6) 長は議案を町議会に付議をする。 (7) 議会の審議の結果を長は請求代表者に通知及び公表する。</p>	<p>1 目的 直接請求があった場合の事務執行</p> <p>2 内容 直接請求制度は地方自治法に定められており、地方公共団体に属する住民が発動する基本権で地方自治に限られる。 請求には次の種類がある。</p> <p>直接請求制度の種類 (1) 条例制定（改廃）の請求 (2) 監査の請求 (3) 議会の解散請求 (4) 議会の議員及び長の解職請求 (5) 主要公務員の解職請求</p> <p>請求のながれ (1) 請求代表者証明書の申請及び交付 (2) 署名の収集 (3) 署名簿の提出（選挙管理委員会へ） (4) 署名簿の審査（選挙管理委員会で選挙人名簿との照合等） (5) 署名簿の返付後、長へ本請求をする。 (6) 長は議案を町議会に付議をする。 (7) 議会の審議の結果を長は請求代表者に通知及び公表する。</p>	<p>1 目的 直接請求があった場合の事務執行</p> <p>2 内容 直接請求制度は地方自治法に定められており、地方公共団体に属する住民が発動する基本権で地方自治に限られる。 請求には次の種類がある。</p> <p>直接請求制度の種類 (1) 条例制定（改廃）の請求 (2) 監査の請求 (3) 議会の解散請求 (4) 議会の議員及び長の解職請求 (5) 主要公務員の解職請求</p> <p>請求のながれ (1) 請求代表者証明書の申請及び交付 (2) 署名の収集 (3) 署名簿の提出（選挙管理委員会へ） (4) 署名簿の審査（選挙管理委員会で選挙人名簿との照合等） (5) 署名簿の返付後、長へ本請求をする。 (6) 長は議案を町議会に付議をする。 (7) 議会の審議の結果を長は請求代表者に通知及び公表する。</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		選挙管理委員会部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
21	検察審査員候補者		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局
根拠法令等	検察審査会法第10条	検察審査会法第10条	検察審査会法第10条	検察審査会法第10条	検察審査会法第10条
歳出予算額（平成16年度）					
歳入予算額（平成16年度）					
【事務事業の内容】	<p>1 目的 検察審査員候補者を選定する。</p> <p>2 内容 選挙人名簿からくじで抽出された検察審査員候補者を選定し、横浜検察審査会へ送付する。</p> <p>3 事務事業 選挙人名簿（投票区ごとの名簿順）の番号により、検察審査会より割り当てられた員数の倍数を候補者予定者としてくじで選出 選出された予定者の資格を調査したあと、さらにくじを行い、候補者名簿を調製する。 その名簿を検察審査会へ送付する。</p>				

# 監査委員部会

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号 29	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 監査委員部会																																																																				
事務事業番号 6	事務事業名 監査委員費		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会																																																																				
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町																																																																		
担当課名	監査委員事務局	監査委員事務局	監査委員事務局	監査委員事務局	監査委員事務局																																																																		
根拠法令等	地方自治法・ 相模原市監査委員条例・ 相模原市監査委員職務執行規程	地方自治法・ 城山町監査委員条例・ 城山町監査委員職務執行規程	地方自治法・ 津久井町監査委員条例・ 津久井町監査委員職務執行規程	地方自治法・ 相模湖町監査委員条例・ 相模湖町監査委員職務執行規程・	地方自治法・ 藤野町監査委員条例 藤野町監査委員事務局の組織及び運用等に関する規程																																																																		
歳出予算額（平成16年度）	4,197千円	606千円	1,066千円	414千円	434千円																																																																		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円																																																																		
【事務事業の内容】	<p>【目的】 監査委員の監査事務に要する経費</p> <p>【内容】 監査委員費の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>報酬</td><td style="text-align: right;">3,409千円</td></tr> <tr><td>旅費</td><td style="text-align: right;">309千円</td></tr> <tr><td>交際費</td><td style="text-align: right;">40千円</td></tr> <tr><td>需用費(消耗品費)</td><td style="text-align: right;">25千円</td></tr> <tr><td>役務費</td><td style="text-align: right;">5千円</td></tr> <tr><td>負担金、補助及び交付金</td><td style="text-align: right;">409千円</td></tr> </table> <p>*代表監査委員は常勤特別職のため上記報酬額に含まれていません。</p> <p>負担金、補助及び交付金の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>全国都市監査委員会年会費負担金</td><td style="text-align: right;">236千円</td></tr> <tr><td>関東都市監査委員会年会費負担金</td><td style="text-align: right;">37千円</td></tr> <tr><td>神奈川県都市監査委員会年会費負担金</td><td style="text-align: right;">128千円</td></tr> <tr><td>全国都市監査委員会事務研修会出席負担金</td><td style="text-align: right;">8千円</td></tr> </table>	報酬	3,409千円	旅費	309千円	交際費	40千円	需用費(消耗品費)	25千円	役務費	5千円	負担金、補助及び交付金	409千円	全国都市監査委員会年会費負担金	236千円	関東都市監査委員会年会費負担金	37千円	神奈川県都市監査委員会年会費負担金	128千円	全国都市監査委員会事務研修会出席負担金	8千円	<p>【目的】 監査委員の監査事務に要する経費</p> <p>【内容】 監査委員費の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>報酬</td><td style="text-align: right;">519千円</td></tr> <tr><td>旅費</td><td style="text-align: right;">13千円</td></tr> <tr><td>需用費(消耗品費)</td><td style="text-align: right;">24千円</td></tr> <tr><td>負担金、補助及び交付金</td><td style="text-align: right;">50千円</td></tr> </table> <p>負担金、補助及び交付金の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>神奈川県町村等監査委員協議会負担金</td><td style="text-align: right;">50千円</td></tr> </table>	報酬	519千円	旅費	13千円	需用費(消耗品費)	24千円	負担金、補助及び交付金	50千円	神奈川県町村等監査委員協議会負担金	50千円	<p>【目的】 監査委員の監査事務に要する経費</p> <p>【内容】 監査委員費の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>報酬</td><td style="text-align: right;">872千円</td></tr> <tr><td>旅費</td><td style="text-align: right;">91千円</td></tr> <tr><td>交際費</td><td style="text-align: right;">5千円</td></tr> <tr><td>需用費(消耗品費)</td><td style="text-align: right;">48千円</td></tr> <tr><td>負担金、補助及び交付金</td><td style="text-align: right;">50千円</td></tr> </table> <p>負担金、補助及び交付金の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>神奈川県町村監査委員協議会負担金</td><td style="text-align: right;">50千円</td></tr> </table>	報酬	872千円	旅費	91千円	交際費	5千円	需用費(消耗品費)	48千円	負担金、補助及び交付金	50千円	神奈川県町村監査委員協議会負担金	50千円	<p>【目的】 監査委員の監査事務に要する経費</p> <p>【内容】 監査委員費の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>報酬</td><td style="text-align: right;">317千円</td></tr> <tr><td>旅費</td><td style="text-align: right;">23千円</td></tr> <tr><td>需用費(消耗品費)</td><td style="text-align: right;">5千円</td></tr> <tr><td>負担金、補助及び交付金</td><td style="text-align: right;">50千円</td></tr> </table> <p>負担金、補助及び交付金の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>神奈川県町村監査委員協議会負担金</td><td style="text-align: right;">50千円</td></tr> <tr><td>先進地行政視察負担金</td><td style="text-align: right;">5千円</td></tr> </table>	報酬	317千円	旅費	23千円	需用費(消耗品費)	5千円	負担金、補助及び交付金	50千円	神奈川県町村監査委員協議会負担金	50千円	先進地行政視察負担金	5千円	<p>【目的】 監査委員の監査事務に要する経費</p> <p>【内容】 監査委員費の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>報酬</td><td style="text-align: right;">313千円</td></tr> <tr><td>旅費</td><td style="text-align: right;">31千円</td></tr> <tr><td>需用費(消耗品費)</td><td style="text-align: right;">27千円</td></tr> <tr><td>負担金、補助及び交付金</td><td style="text-align: right;">60千円</td></tr> </table> <p>負担金、補助及び交付金の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>神奈川県町村監査委員協議会負担金</td><td style="text-align: right;">50千円</td></tr> <tr><td>先進地行政視察負担金</td><td style="text-align: right;">10千円</td></tr> </table>	報酬	313千円	旅費	31千円	需用費(消耗品費)	27千円	負担金、補助及び交付金	60千円	神奈川県町村監査委員協議会負担金	50千円	先進地行政視察負担金	10千円
報酬	3,409千円																																																																						
旅費	309千円																																																																						
交際費	40千円																																																																						
需用費(消耗品費)	25千円																																																																						
役務費	5千円																																																																						
負担金、補助及び交付金	409千円																																																																						
全国都市監査委員会年会費負担金	236千円																																																																						
関東都市監査委員会年会費負担金	37千円																																																																						
神奈川県都市監査委員会年会費負担金	128千円																																																																						
全国都市監査委員会事務研修会出席負担金	8千円																																																																						
報酬	519千円																																																																						
旅費	13千円																																																																						
需用費(消耗品費)	24千円																																																																						
負担金、補助及び交付金	50千円																																																																						
神奈川県町村等監査委員協議会負担金	50千円																																																																						
報酬	872千円																																																																						
旅費	91千円																																																																						
交際費	5千円																																																																						
需用費(消耗品費)	48千円																																																																						
負担金、補助及び交付金	50千円																																																																						
神奈川県町村監査委員協議会負担金	50千円																																																																						
報酬	317千円																																																																						
旅費	23千円																																																																						
需用費(消耗品費)	5千円																																																																						
負担金、補助及び交付金	50千円																																																																						
神奈川県町村監査委員協議会負担金	50千円																																																																						
先進地行政視察負担金	5千円																																																																						
報酬	313千円																																																																						
旅費	31千円																																																																						
需用費(消耗品費)	27千円																																																																						
負担金、補助及び交付金	60千円																																																																						
神奈川県町村監査委員協議会負担金	50千円																																																																						
先進地行政視察負担金	10千円																																																																						

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号 29	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 監査委員部会		
事務事業番号 7	事務事業名 条例、規則等の取扱い		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	監査委員事務局	監査委員事務局	監査委員事務局	監査委員事務局	監査委員事務局
根拠法令等	相模原市監査委員条例・	城山町監査委員条例・	津久井町監査委員条例	相模湖町監査委員条例	藤野町監査委員条例
歳出予算額（平成16年度）					
歳入予算額（平成16年度）					
【事務事業の内容】	<p>【内容】 相模原市監査委員条例（昭和46年6月21日条例第21号）第5条で、「監査委員に関し必要な事項は、監査委員が協議して定める」とこととしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相模原市監査委員事務局規程（昭和46年6月30日監査委員告示第2号）</li> <li>・相模原市監査委員職務執行規程（平成3年6月29日監査委員告示第3号）</li> <li>・相模原市監査委員公印規程（昭和53年9月1日監査委員告示第2号）</li> <li>・相模原市情報公開条例施行規程（昭和61年6月30日監査委員告示第2号）</li> <li>・相模原市個人情報保護条例施行規程（平成5年4月1日監査委員告示第1号）</li> </ul>	<p>【内容】 城山町監査委員条例（昭和30年9月28日条例第16号）第9条で、「監査委員に関し必要な事項は、監査委員が協議して定める」とこととしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・城山町監査委員事務局の組織及び運営に関する規程（平成12年6月16日監査委員告示第2号）</li> <li>・城山町監査委員職務執行規程（平成12年6月16日監査委員告示第1号）</li> <li>・城山町監査委員公印規程（平成元年3月1日監査委員告示第1号）</li> <li>・城山町情報公開条例施行規程（平成13年9月25日監査委員告示第1号）</li> <li>・城山町監査委員が保有する個人情報に関する城山町個人情報保護条例施行規程（平成12年6月16日監査委員告示3号）</li> <li>・城山町監査委員事務局文書管理規程（平成12年6月13日監査委員訓令第1号）</li> <li>・城山町監査委員事務局職員服務規程（平成12年9月14日監査委員訓令第2号）</li> </ul>	<p>【内容】 津久井町監査委員条例（平成10年3月16日条例第1号）第4条で、「監査委員に関し必要な事項は、監査委員が協議して定める」とこととしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・津久井町監査委員事務局の組織及び運用等に関する規程（平成9年3月31日監査委員告示第2号）</li> <li>・津久井町監査委員職務執行規程（平成9年3月31日監査告示第1号）</li> <li>・津久井町監査委員公印規程（平成9年3月31日監査告示第3号）</li> <li>・津久井町情報公開条例施行規程（平成14年12月25日監査告示第1号）</li> <li>・津久井町監査委員が保有する個人情報の保護に係る津久井町個人情報保護条例施行規程（平成10年3月31日監査告示2号）</li> <li>・津久井町監査委員事務局職員倫理規程（10年6月30日監査委員訓令第1号）</li> </ul>	<p>【内容】 相模湖町監査委員条例（平成14年3月19日条例第12号）第3条で、「監査委員に関し必要な事項は、監査委員が協議して定める」とこととしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相模湖町監査委員事務局規程（平成14年3月29日監査委員告示第2号）</li> <li>・相模湖町監査委員職務執行規程（平成14年3月29日監査委員告示第1号）</li> <li>・相模湖町情報公開条例施行規程（平成13年6月1日監査告示第1号）</li> <li>・相模湖町個人情報保護条例施行規程（平成13年6月29日監査告示2号）</li> </ul>	<p>【内容】 藤野町監査委員条例（昭和30年11月7日条例第33号）第9条で、「監査委員に関し必要な事項は、監査委員が協議して定める」とこととしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・藤野町監査委員事務局の組織及び運用等に関する規程（平成11年3月31日監査委員告示第2号）</li> <li>・藤野町監査委員公印規程（平成6年7月1日監査委員告示第1号）</li> </ul>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号 29	合併協議事項 各種事務事業の取扱い	専門部会名 監査委員部会																																																																																	
事務事業番号 8	事務事業名 職員の人事及び給与	協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会																																																																																	
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町																																																																														
担当課名	監査委員事務局	監査委員事務局	監査委員事務局	監査委員事務局	監査委員事務局																																																																														
根拠法令等	地方自治法・ 相模原市監査委員条例・ 相模原市監査委員職務執行規程・ 相模原市監査委員事務局規程	地方自治法・ 城山町監査委員条例・ 城山町監査委員職務執行規程・ 城山町監査委員事務局の組織及び運営に 関する規程	地方自治法・ 津久井町監査委員条例・ 津久井町監査委員職務執行規程・ 津久井町監査委員事務局の組織及び運用等に 関する規程	地方自治法・ 相模湖町監査委員条例・ 相模湖町監査委員職務執行規程・ 相模湖町監査委員事務局規程	地方自治法・ 藤野町監査委員条例・ 藤野町監査委員事務局の組織及び運用等に 関する規程																																																																														
歳出予算額(平成16年度)																																																																																			
歳入予算額(平成16年度)																																																																																			
【事務事業の内容】	<p>【目的】 監査委員の定数及び給与並びに事務局の組織及び給与</p> <p>【根拠法令】 監査委員の給与・報酬及び事務局職員の給与は、次の条例で定めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>相模原市市長等常勤の特別職の給与及び旅費に関する条例</li> <li>相模原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例</li> <li>相模原市一般職の給与に関する条例</li> </ul> <p>【内容】 監査委員の定数 ・ 識見委員 定数 2名 ・ 議会選出委員 定数 2名</p> <p>監査委員の給与及び報酬 ・ 識見委員(常勤) 640,000円 / 月額給与 ・ 識見委員(非常勤) 155,000円 / 月額報酬 ・ 議会選出委員 64,500円 / 月額報酬</p> <p>事務局組織</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>局長(部長級)</td><td style="text-align: right;">1名</td></tr> <tr><td>次長(課長級)</td><td style="text-align: right;">1名</td></tr> <tr><td>主幹(併任、課長級)</td><td style="text-align: right;">1名</td></tr> <tr><td>副主幹</td><td style="text-align: right;">6名</td></tr> <tr><td>主査</td><td style="text-align: right;">3名</td></tr> <tr><td>主任</td><td style="text-align: right;">1名</td></tr> <tr><td>計</td><td style="text-align: right;">13名</td></tr> </table> <p>事務局職員の給与</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>給料</td><td style="text-align: right;">62,741千円</td></tr> <tr><td>職員手当</td><td style="text-align: right;">40,612千円</td></tr> <tr><td>共済費</td><td style="text-align: right;">14,835千円</td></tr> <tr><td>計</td><td style="text-align: right;">118,188千円</td></tr> </table>	局長(部長級)	1名	次長(課長級)	1名	主幹(併任、課長級)	1名	副主幹	6名	主査	3名	主任	1名	計	13名	給料	62,741千円	職員手当	40,612千円	共済費	14,835千円	計	118,188千円	<p>【目的】 監査委員の定数及び給与並びに事務局の組織及び給与</p> <p>【根拠法令】 監査委員の給与・報酬及び事務局職員の給与は、次の条例で定めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>城山町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例</li> <li>城山町職員の給与に関する条例</li> </ul> <p>【内容】 監査委員の定数 ・ 識見委員 定数 1名 ・ 議会選出委員 定数 1名</p> <p>監査委員の給与及び報酬 ・ 識見委員(非常勤) 280,900円 / 年額報酬 ・ 議会選出委員 237,700円 / 年額報酬</p> <p>事務局組織</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>局長(課長級)</td><td style="text-align: right;">1名(兼務)</td></tr> <tr><td>副主幹</td><td style="text-align: right;">2名(兼務 1名)</td></tr> <tr><td>計</td><td style="text-align: right;">3名(兼務 2名)</td></tr> </table> <p>事務局職員の給与</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>給料</td><td style="text-align: right;">4,810千円</td></tr> <tr><td>職員手当</td><td style="text-align: right;">3,784千円</td></tr> <tr><td>共済費</td><td style="text-align: right;">943千円</td></tr> <tr><td>計</td><td style="text-align: right;">9,537千円</td></tr> </table>	局長(課長級)	1名(兼務)	副主幹	2名(兼務 1名)	計	3名(兼務 2名)	給料	4,810千円	職員手当	3,784千円	共済費	943千円	計	9,537千円	<p>【目的】 監査委員の定数及び給与並びに事務局の組織及び給与</p> <p>【根拠法令】 監査委員の給与・報酬及び事務局職員の給与は、次の条例で定めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>津久井町報酬及び費用弁償に関する条例</li> <li>津久井町職員の給与に関する条例</li> </ul> <p>【内容】 監査委員の定数 ・ 識見委員 定数 1名 ・ 議会選出委員 定数 1名</p> <p>監査委員の給与及び報酬 ・ 識見委員(非常勤) 44,000円 / 月額報酬 ・ 議会選出委員 28,600円 / 月額報酬</p> <p>事務局組織</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>局長(参事級)</td><td style="text-align: right;">1名</td></tr> <tr><td>代理(係長兼務)</td><td style="text-align: right;">1名</td></tr> <tr><td>計</td><td style="text-align: right;">2名</td></tr> </table> <p>事務局職員の給与</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>給料</td><td style="text-align: right;">10,406千円</td></tr> <tr><td>職員手当</td><td style="text-align: right;">8,214千円</td></tr> <tr><td>共済費</td><td style="text-align: right;">2,620千円</td></tr> <tr><td>計</td><td style="text-align: right;">21,240千円</td></tr> </table>	局長(参事級)	1名	代理(係長兼務)	1名	計	2名	給料	10,406千円	職員手当	8,214千円	共済費	2,620千円	計	21,240千円	<p>【目的】 監査委員の定数及び給与並びに事務局の組織及び給与</p> <p>【根拠法令】 監査委員の給与・報酬及び事務局職員の給与は、次の条例で定めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>相模湖町報酬及び費用弁償に関する条例</li> <li>相模湖町職員の給与に関する条例</li> </ul> <p>【内容】 監査委員の定数 ・ 識見委員 定数 1名 ・ 議会選出委員 定数 1名</p> <p>監査委員の給与及び報酬 ・ 識見委員(非常勤) 180,000円 / 年額報酬 ・ 議会選出委員 137,000円 / 年額報酬</p> <p>事務局組織</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>局長(参事級兼務)</td><td style="text-align: right;">1名</td></tr> <tr><td>主任主事(兼務)</td><td style="text-align: right;">1名</td></tr> <tr><td>計</td><td style="text-align: right;">2名</td></tr> </table> <p>事務局職員の給与</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>給料</td><td style="text-align: right;">2,503千円</td></tr> <tr><td>職員手当</td><td style="text-align: right;">1,555千円</td></tr> <tr><td>共済費</td><td style="text-align: right;">481千円</td></tr> <tr><td>計</td><td style="text-align: right;">4,539千円</td></tr> </table>	局長(参事級兼務)	1名	主任主事(兼務)	1名	計	2名	給料	2,503千円	職員手当	1,555千円	共済費	481千円	計	4,539千円	<p>【目的】 監査委員に關し必要な事項を定める。</p> <p>【根拠法令】 監査委員の給与・報酬及び事務局職員の給与は、次の条例で定めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>藤野町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例</li> <li>藤野町職員の給与に関する条例</li> </ul> <p>【内容】 監査委員の定数 ・ 識見委員 定数 1名 ・ 議会選出委員 定数 1名</p> <p>監査委員の給与及び報酬 ・ 識見委員(非常勤) 173,400円 / 年額報酬 ・ 議会選出委員 138,700円 / 年額報酬</p> <p>事務局組織</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>局長(課長級兼務)</td><td style="text-align: right;">1名</td></tr> <tr><td>主幹(兼務)</td><td style="text-align: right;">1名</td></tr> <tr><td>計</td><td style="text-align: right;">2名</td></tr> </table> <p>事務局職員の給与</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>給料</td><td style="text-align: right;">4,699千円</td></tr> <tr><td>職員手当</td><td style="text-align: right;">3,431千円</td></tr> <tr><td>共済費</td><td style="text-align: right;">1,174千円</td></tr> <tr><td>計</td><td style="text-align: right;">9,304千円</td></tr> </table>	局長(課長級兼務)	1名	主幹(兼務)	1名	計	2名	給料	4,699千円	職員手当	3,431千円	共済費	1,174千円	計	9,304千円
局長(部長級)	1名																																																																																		
次長(課長級)	1名																																																																																		
主幹(併任、課長級)	1名																																																																																		
副主幹	6名																																																																																		
主査	3名																																																																																		
主任	1名																																																																																		
計	13名																																																																																		
給料	62,741千円																																																																																		
職員手当	40,612千円																																																																																		
共済費	14,835千円																																																																																		
計	118,188千円																																																																																		
局長(課長級)	1名(兼務)																																																																																		
副主幹	2名(兼務 1名)																																																																																		
計	3名(兼務 2名)																																																																																		
給料	4,810千円																																																																																		
職員手当	3,784千円																																																																																		
共済費	943千円																																																																																		
計	9,537千円																																																																																		
局長(参事級)	1名																																																																																		
代理(係長兼務)	1名																																																																																		
計	2名																																																																																		
給料	10,406千円																																																																																		
職員手当	8,214千円																																																																																		
共済費	2,620千円																																																																																		
計	21,240千円																																																																																		
局長(参事級兼務)	1名																																																																																		
主任主事(兼務)	1名																																																																																		
計	2名																																																																																		
給料	2,503千円																																																																																		
職員手当	1,555千円																																																																																		
共済費	481千円																																																																																		
計	4,539千円																																																																																		
局長(課長級兼務)	1名																																																																																		
主幹(兼務)	1名																																																																																		
計	2名																																																																																		
給料	4,699千円																																																																																		
職員手当	3,431千円																																																																																		
共済費	1,174千円																																																																																		
計	9,304千円																																																																																		

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号 29	合併協議事項 各種事務事業の取扱い	専門部会名 監査委員部会			
事務事業番号 9	事務事業名 監査計画	協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	監査委員事務局	監査委員事務局	監査委員事務局	監査委員事務局	監査委員事務局
根拠法令等	地方自治法・ 相模原市監査委員条例・ 相模原市監査委員職務執行規程・ 相模原市監査委員事務局規程	地方自治法・ 城山町監査委員条例・ 城山町監査委員職務執行規程・ 城山町監査委員事務局の組織及び運営に関する規程	地方自治法・ 津久井町監査委員条例・ 津久井町監査委員職務執行規程・ 津久井町監査委員事務局の組織及び運用に関する規程・ 津久井町監査基準	地方自治法・ 相模湖町監査委員条例・ 相模湖町監査委員職務執行規程・ 相模湖町監査委員事務局規程	地方自治法・ 藤野町監査委員条例・ 藤野町監査委員事務局の組織及び運用に関する規程
歳出予算額（平成16年度）					
歳入予算額（平成16年度）					
【事務事業の内容】	<p>【目的】 監査等を効率的かつ効果的に実施するため、年間監査計画を策定し、監査等の種類ごとに実施計画を作成する。</p> <p>年間監査計画書 ・策定日   毎年1月下旬 ・内容   ア 基本方針   イ 実施方針及び手続   ウ 監査日程</p> <p>個別監査実施計画 ・作成日   監査日2ヶ月前 ・内容   ア 監査実施日   イ 調査期間   ウ 対象課又は対象団体並びに対象事務・工事名</p>	<p>【目的】 監査等を効率的かつ効果的に実施するため、監査基準に基づき、年間監査計画を策定し、監査等の種類ごとに実施計画を作成する。</p> <p>年間監査計画書 ・策定日   毎年12月下旬 ・内容   ア 基本方針   イ 実施方針及び手続   ウ 監査日程</p> <p>個別監査実施計画 ・作成日   毎年12月下旬年間計画と同時に作成   個別の通知等は監査日約2ヶ月前に通知 ・内容   ア 監査実施日   イ 調査期間   ウ 対象課又は対象団体並びに対象事務・工事名</p>	<p>【目的】 監査等を効率的かつ効果的に実施するため、監査基準に基づき、年間監査計画を策定し、監査等の種類ごとに実施計画を作成する。</p> <p>年間監査計画書 ・策定日   毎年2月上旬 ・内容   ア 基本方針   イ 実施方針及び手続   ウ 監査日程</p> <p>個別監査実施計画 ・作成日   毎年2月上旬年間計画と同時に作成   個別の通知等は監査日約2ヶ月前に通知 ・内容   ア 監査実施日   イ 調査期間   ウ 対象課又は対象団体並びに対象事務・工事名</p>	<p>【目的】 監査等を効率的かつ効果的に実施するため、監査基準に基づき、年間監査計画を策定し、監査等の種類ごとに実施計画を作成する。</p> <p>年間監査計画書 ・策定日   毎年2月上旬 ・内容   ア 基本方針   イ 実施方針及び手続   ウ 監査日程</p> <p>個別監査実施計画 ・作成日   毎年2月上旬年間計画と同時に作成   個別の通知等は監査日約1ヶ月前に通知 ・内容   ア 監査実施日   イ 調査期間   ウ 対象課</p>	<p>【目的】 監査等を効率的かつ効果的に実施するため、監査基準に基づき、年間監査計画を策定し、監査等の種類ごとに実施計画を作成する。</p> <p>年間監査計画書 ・策定日   毎年3月上旬 ・内容   ア 基本方針   イ 実施方針及び手続   ウ 監査日程</p> <p>個別監査実施計画 ・作成日   毎年3月上旬年間計画と同時に作成   個別の通知等は監査日約1ヶ月前に通知 ・内容   ア 監査実施日   イ 調査期間   ウ 対象課</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名							
29	各種事務事業の取扱い		監査委員部会							
事務事業番号	事務事業名		協議ランク							
10	定期監査		A協議会 B幹事会 C専門部会							
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町					
担当課名	監査委員事務局		監査委員事務局		監査委員事務局					
根拠法令等	地方自治法・ 相模原市監査委員条例・ 相模原市監査委員職務執行規程・ 相模原市監査委員事務局規程		地方自治法・ 城山町監査委員条例・ 城山町監査委員職務執行規程・ 城山町監査委員事務局の組織及び運営に関する規程		地方自治法・ 津久井町監査委員条例・ 津久井町監査委員職務執行規程・ 津久井町監査委員事務局の組織及び運用等に関する規程					
歳出予算額（平成16年度）										
歳入予算額（平成16年度）										
【事務事業の内容】	【目的】 地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査  【内容】 実施時期 毎月（ただし、8月を除く。）  対象部局 市長事務局 12部100課 保育園 18園 出張所 12所 議会事務局 1部2課 教育委員会 3部16課 公民館 23館 小学校 55校 中学校 27校 選挙管理委員会事務局 1部 公平委員会事務局 1課 監査委員事務局 1部 農業委員会事務局 1部 消防 1部12課 分署 12署 消防分団 9分団56部 水防倉庫 7箇所 防災備蓄倉庫 7箇所  サイクル 部及びこれに準ずるものを単位として2年で全ての部が一巡するように実施している。 ただし、小中学校等については、次のとおり実施している。  小学校・中学校 5年(毎回16校抽出) 保育園 6年(毎回6園抽出) 公民館 6年(毎回3～4館抽出) 出張所 6年(毎回4所抽出) 分署等 毎回15箇所抽出		【目的】 地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査  【内容】 実施時期 4月から翌年3月まで  対象部局 町長事務局 16課・班 保育所 2所  議会事務局 1部 教育委員会 2課  給食センター 1所 公民館 1館 小学校 4校 中学校 2校 選挙管理委員会事務局 1部 監査委員事務局 1部 農業委員会事務局 1部  サイクル 課及びこれに準ずるものを単位として全て毎年実施している。  経済課は川尻・中沢財産区会計を含む 保育所は福祉推進課の時に実施 給食センター・小中学校は教育総務課の時に実施 公民館は生涯学習課の時に実施		【目的】 地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査  【内容】 実施時期 毎月（ただし、8月を除く。）  対象部局 町長事務局 21課 保育所 7所 支所 4所 出張所 1所 議会事務局 1部 教育委員会 2課 生涯学習センター 1館 給食センター 1所 公民館 2館 小学校 7校 中学校 5校 選挙管理委員会事務局 1部 監査委員事務局 1部 農業委員会事務局 1部  サイクル 課及びこれに準ずるものを単位として全て毎年実施している。 ただし、小中学校等については、2年に1回実施している。  保育所は児童福祉課の時に実施 公民館は生涯学習課の時に実施		【目的】 地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査  【内容】 実施時期 10月から3月  対象部局 町長事務局 11課 議会事務局 1部 教育委員会 2課 選挙管理委員会事務局 1部 監査委員事務局 1部 農業委員会事務局 1部  サイクル 課及びこれに準ずるものを単位として全て毎年実施している。		【目的】 地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査  【内容】 実施時期 10月から3月  対象部局 町長事務局 9課1館 議会事務局 1部 教育委員会 2課 選挙管理委員会事務局 1部 監査委員事務局 1部 農業委員会事務局 1部  サイクル 課及びこれに準ずるものを単位として全て毎年実施している。	

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号 29	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 監査委員部会		
事務事業番号 11	事務事業名 随時監査		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	監査委員事務局	監査委員事務局	監査委員事務局	監査委員事務局	監査委員事務局
根拠法令等	地方自治法・相模原市監査委員条例・相模原市監査委員職務執行規程・相模原市監査委員事務局規程	地方自治法・城山町監査委員条例・城山町監査委員職務執行規程・城山町監査委員事務局の組織及び運営に関する規程	地方自治法・津久井町監査委員職務執行規程・津久井町監査委員事務局の組織及び運用等に関する規程	地方自治法・相模湖町監査委員職務執行規程・相模湖町監査委員事務局規程	地方自治法・藤野町監査委員事務局の組織及び運用等に関する規程
歳出予算額(平成16年度)					
歳入予算額(平成16年度)					
【事務事業の内容】	<p>【目的】 地方自治法第199条第2項、同条第5項、同条第7項及び同法第235条の2第2項の規定により行う監査は、随時監査とし、必要があると認めるときに行うものとする。</p> <p>【内容】 (1) 行政(事務)監査 地方自治法第199条第2項の規定に基づく監査</p> <p>実施方法 独立監査実施方式 監査テーマ 年1回テーマを設定し実施する。 実施時期 毎年2月 調査期間 職員による準備調査期間は、監査月前の約5ヶ月間。 調査員 2名(専任)</p> <p>(2) 財政援助団体等監査 地方自治法第199条第7項の規定に基づく監査</p> <p>実施方法 財政援助を与えている団体(補助金等500万円以上の団体)、出資団体(資本金等1/4以上の出資団体)及び公の施設の管理受託団体から選定基準に基づき年2~3団体抽出して実施。なお、所管課も併せて監査する。 実施時期 10月、2月 調査期間 職員による準備調査期間は、監査月前の約1ヶ月間。 調査員 3名(専任)</p> <p>(3) 工事監査 地方自治法第199条第5項の規定に基づく監査</p> <p>実施方法 契約金額130万円以上の工事から対象工事を抽出し、年2回(社)日本技術士会に調査を委託して行う。 実施時期 11月及び2月 調査員 1名(兼任)</p> <p>(4) 公金の収納等の監査 地方自治法第235条の2第2項に基づく監査 実施事例なし</p>	<p>【目的】 地方自治法第199条第2項、同条第5項、同条第7項及び同法第235条の2第2項の規定により行う監査は、随時監査とし、必要があると認めるときに行うものとする。</p> <p>【内容】 (1) 行政(事務)監査 地方自治法第199条第2項の規定に基づく監査</p> <p>実施方法 定期監査並行随時方式 監査テーマ 定期監査時必要があると認められるときに、その事務を対象に実施する。 実施時期 定期監査時 調査期間 定期監査と同時期 調査員 事務局1名</p> <p>(2) 財政援助団体等監査 地方自治法第199条第7項の規定に基づく監査</p> <p>実施方法 財政援助を与えている団体(補助金等500万円以上の団体)、出資団体(資本金等1/4以上の出資団体)から選定基準に基づき年1団体抽出して実施。 実施時期 10月 調査期間 職員による準備調査期間は、監査月前の約2週間。 調査員 事務局1名</p> <p>(3) 工事監査 地方自治法第199条第5項の規定に基づく監査 実施事例なし</p> <p>(4) 公金の収納等の監査 地方自治法第235条の2第2項に基づく監査 実施事例なし</p>	<p>【目的】 地方自治法第199条第2項、同条第5項、同条第7項及び同法第235条の2第2項の規定により行う監査は、随時監査とし、必要があると認めるときに行うものとする。</p> <p>【内容】 (1) 行政(事務)監査 地方自治法第199条第2項の規定に基づく監査</p> <p>実施方法 定期監査並行随時方式 監査テーマ 定期監査時必要があると認められるときに、その事務を対象に実施する。 実施時期 定期監査時 調査期間 定期監査と同時期 調査員 事務局2名</p> <p>(2) 財政援助団体等監査 地方自治法第199条第7項の規定に基づく監査</p> <p>実施方法 財政援助を与えている団体(補助金等100万円以上の団体)、出資団体(資本金等1/4以上の出資団体)から選定基準に基づき年2団体抽出して実施。 実施時期 12月 調査期間 職員による準備調査期間は、監査月前の約1ヶ月間。 調査員 事務局2名</p> <p>(3) 工事監査 地方自治法第199条第5項の規定に基づく監査 実施事例なし</p> <p>(4) 公金の収納等の監査 地方自治法第235条の2第2項に基づく監査 実施事例なし</p>	<p>【目的】 地方自治法第199条第2項、同条第5項、同条第7項及び同法第235条の2第2項の規定により行う監査は、随時監査とし、必要があると認めるときに行うものとする。</p> <p>【内容】 (1) 行政(事務)監査 地方自治法第199条第2項の規定に基づく監査</p> <p>実施方法 定期監査並行随時方式 監査テーマ 定期監査時必要があると認められるときに、その事務を対象に実施する。 実施時期 定期監査時 調査期間 定期監査と同時期 調査員 事務局2名</p> <p>(2) 財政援助団体等監査 地方自治法第199条第7項の規定に基づく監査 実施事例なし</p> <p>(3) 工事監査 地方自治法第199条第5項の規定に基づく監査 実施事例なし</p> <p>(4) 公金の収納等の監査 地方自治法第235条の2第2項に基づく監査 実施事例なし</p>	

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号 29	合併協議事項 各種事務事業の取扱い	専門部会名 監査委員部会			
事務事業番号 12	事務事業名 出納検査	協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	監査委員事務局	監査委員事務局	監査委員事務局	監査委員事務局	監査委員事務局
根拠法令等	地方自治法・ 相模原市監査委員条例・ 相模原市監査委員職務執行規程・ 相模原市監査委員事務局規程	地方自治法・ 城山町監査委員条例・ 城山町監査委員職務執行規程・ 城山町監査委員事務局の組織及び運営に関する規程	地方自治法・ 津久井町監査委員条例・ 津久井町監査委員職務執行規程・ 津久井町監査委員事務局の組織及び運用等に関する規程	地方自治法・ 相模湖町監査委員条例・ 相模湖町監査委員職務執行規程・ 相模湖町監査委員事務局規程	地方自治法・ 藤野町監査委員条例・ 藤野町監査委員事務局の組織及び運用等に関する規程
歳出予算額（平成16年度）					
歳入予算額（平成16年度）					
【事務事業の内容】	<p>【目的】 地方自治法第235条の2第1項の規定に基づく検査</p> <p>【内容】 実施内容 毎月収入役の保管する現金の出納を検査する。 検査日 原則、毎月28日 実施方法 前月分の財務諸表の収支計算、関係諸帳簿の計数及び指定金融機関の預金残高帳簿の正否並びに支出命令の適否を検査する。 調査期間 支出命令の検査については約3週間、財務諸表等の検査については2日 調査員 支出命令については全員、財務諸表等については2名</p>	<p>【目的】 地方自治法第235条の2第1項の規定に基づく検査</p> <p>【内容】 実施内容 毎月収入役の保管する現金の出納を検査する。 検査日 原則、毎月末日 実施方法 前月分の財務諸表の収支計算、関係諸帳簿の計数及び指定金融機関の預金残高帳簿の正否並びに支出命令の適否を検査する。 調査期間 支出命令及び財務諸表等の検査については約2日 調査員 事務局1名</p>	<p>【目的】 地方自治法第235条の2第1項の規定に基づく検査</p> <p>【内容】 実施内容 毎月収入役の保管する現金の出納を検査する。 検査日 原則、毎月25日 実施方法 前月分の財務諸表の収支計算、関係諸帳簿の計数及び指定金融機関の預金残高帳簿の正否並びに支出命令の適否を検査する。 調査期間 支出命令及び財務諸表等の検査については約1週間 調査員 事務局2名</p>	<p>【目的】 地方自治法第235条の2第1項の規定に基づく検査</p> <p>【内容】 実施内容 毎月助役の保管する現金の出納を検査する。 検査日 原則、毎月25日 実施方法 前月分の財務諸表の収支計算、関係諸帳簿の計数及び指定金融機関の預金残高帳簿の正否並びに支出命令の適否を検査する。 調査期間 支出命令及び財務諸表等の検査については約1週間 調査員 事務局2名</p>	<p>【目的】 地方自治法第235条の2第1項の規定に基づく検査</p> <p>【内容】 実施内容 毎月収入役の保管する現金の出納を検査する。 検査日 原則、毎月23日 実施方法 前月分の財務諸表の収支計算、関係諸帳簿の計数及び指定金融機関の預金残高帳簿の正否並びに支出命令の適否を検査する。 調査期間 支出命令及び財務諸表等の検査については約1週間 調査員 事務局2名</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	監査委員会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
13	決算審査	A協議会    B幹事会    C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	監査委員事務局	監査委員事務局	監査委員事務局	監査委員事務局	監査委員事務局
根拠法令等	地方自治法・相模原市監査委員条例・相模原市監査委員職務執行規程・相模原市監査委員事務局規程	地方自治法・城山町監査委員条例・城山町監査委員職務執行規程・城山町監査委員事務局の組織及び運用に関する規程	地方自治法・津久井町監査委員職務執行規程・津久井町監査委員事務局の組織及び運用に関する規程	地方自治法・相模湖町監査委員職務執行規程・相模湖町監査委員事務局規程	地方自治法・藤野町監査委員事務局の組織及び運用に関する規程
歳出予算額（平成16年度）					
歳入予算額（平成16年度）					
【事務事業の内容】	<p><b>【目的】</b> 地方自治法第233条第2項の規定に基づく決算審査及び同法241条第5項の規定に基づく基金の運用状況審査</p> <p><b>【内容】</b> 実施方法 市長から提出された各会計歳入歳出決算書、同歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び基金の運用状況を示す書類を審査する。 決算認定 9月議会、8月上旬に決算審査意見書を市長に提出。 調査期間 職員による準備調査は7月(約3週間) 調査員 全職員 会計区分及び基金の種類</p> <p>会計区分(7会計) ・一般会計 ・国民健康保険事業特別会計 ・下水道事業特別会計 ・老人保健医療事業特別会計 ・自動車駐車場事業特別会計 ・介護保険事業特別会計 ・母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計</p> <p>基金の種類(15基金) ・用品調達基金 ・財政調整基金 ・奨学基金 ・青年海外派遣基金 ・土地開発基金 ・社会福祉基金 ・美術品等収集基金 ・みどりのまちづくり基金 ・緑地保全基金 ・広場基金 ・公共料金支払基金 ・国際交流基金 ・市街地整備基金 ・青年起業教育育成基金 ・介護保険給付費支払準備基金</p>	<p><b>【目的】</b> 地方自治法第233条第2項の規定に基づく決算審査及び同法241条第5項の規定に基づく基金の運用状況審査</p> <p><b>【内容】</b> 実施方法 町長から提出された各会計歳入歳出決算書、同歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び基金の運用状況を示す書類を審査する。 決算認定 9月議会、8月下旬に決算審査意見書を町長に提出。 調査期間 職員による調査は7月(約2週間) 実施審査 監査員による審査。8月上旬4日間 調査員 事務局1名 会計区分及び基金の種類</p> <p>会計区分(7会計) ・一般会計 ・国民健康保険事業特別会計 ・下水道事業特別会計 ・老人保健医療事業特別会計 ・介護保険特別会計 ・川尻財産区特別会計 ・中沢財産区特別会計</p> <p>基金の種類(14基金) ・財政調整基金 ・減債基金 ・開発行為に伴う公共施設整備基金 ・文教福祉施設等建設基金 ・みどりのまちづくり基金 ・ふるさと創生事業基金 ・地域福祉基金 ・文化センター等建設事業基金 ・土地開発基金 ・国民健康保険診療報酬等支払準備基金 ・国民健康保険高額療養費貸付基金 ・介護保険給付費支払基金 ・川尻財産区基金 ・中沢財産区基金</p>	<p><b>【目的】</b> 地方自治法第233条第2項の規定に基づく決算審査及び同法241条第5項の規定に基づく基金の運用状況審査</p> <p><b>【内容】</b> 実施方法 町長から提出された各会計歳入歳出決算書、同歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び基金の運用状況を示す書類を審査する。 決算認定 9月議会、8月下旬に決算審査意見書を町長に提出。 調査期間 職員による調査は7月(約2週間) 実施審査 監査員による審査。8月上旬4日間 調査員 事務局2名 会計区分及び基金の種類</p> <p>会計区分(13会計) ・一般会計 ・下水道事業特別会計 ・国民健康保険事業特別会計 ・老人保健医療事業特別会計 ・簡易水道特別会計 ・介護保険特別会計 ・学校給食事業特別会計 ・三井財産区特別会計 ・中野財産区特別会計 ・串川財産区特別会計 ・鳥屋財産区特別会計 ・青野原財産区特別会計 ・青根林野特別会計</p> <p>基金の種類(24基金) ・財政調整基金 ・減債基金 ・有英奨学貸付基金 ・公共施設整備基金 ・交通災害基金 ・高額療養費貸付基金 ・地域福祉基金 ・中道志川トラスト基金 ・コミュニティと緑の環境づくり基金 ・ふるさと文化振興基金 ・身体障害者福祉基金 ・道志ダム関連地域環境整備基金 ・国民健康保険出産費資金貸付基金 ・官が瀬ダム道志水道水環境整備基金 ・介護保険給付費支払準備基金 ・診療報酬等支払準備基金 ・簡易水道特別会計財政調整基金 ・三井財産区特別会計財政調整基金 ・中野財産区特別会計財政調整基金 ・串川財産区特別会計財政調整基金 ・鳥屋財産区特別会計財政調整基金 ・青野原財産区特別会計財政調整基金 ・青根林野特別会計財政調整基金</p>	<p><b>【目的】</b> 地方自治法第233条第2項の規定に基づく決算審査及び同法241条第5項の規定に基づく基金の運用状況審査</p> <p><b>【内容】</b> 実施方法 町長から提出された各会計歳入歳出決算書、同歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び基金の運用状況を示す書類を審査する。 決算認定 9月議会、8月下旬に決算審査意見書を町長に提出。 調査期間 職員による調査は7月(約2週間) 実施審査 監査員による審査。8月上旬・中旬5日間 調査員 事務局2名 会計区分及び基金の種類</p> <p>会計区分(6会計) ・一般会計 ・下水道事業特別会計 ・国民健康保険特別会計 ・老人保健医療特別会計 ・介護保険医療特別会計 ・相模湖町・藤野町介護認定審査会特別会計</p> <p>基金の種類(10基金) ・財政調整基金 ・減債基金 ・町営住宅建設基金 ・義務教育施設整備費積立基金 ・ふるさと創生事業基金 ・かおる文化とつるおいの町づくり基金 ・地域福祉基金 ・千木良公民館建設費積立基金 ・土地開発基金 ・国民年金印紙購入基金</p>	<p><b>【目的】</b> 地方自治法第233条第2項の規定に基づく決算審査及び同法241条第5項の規定に基づく基金の運用状況審査</p> <p><b>【内容】</b> 実施方法 町長から提出された各会計歳入歳出決算書、同歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び基金の運用状況を示す書類を審査する。 決算認定 9月議会、8月下旬に決算審査意見書を町長に提出。 調査期間 職員による調査は7月(約2週間) 実施審査 監査員による審査。8月上旬・中旬5日間 調査員 事務局2名 会計区分及び基金の種類</p> <p>会計区分(17会計) ・一般会計 ・国民健康保険(事業勘定)特別会計 ・国民健康保険(施設勘定)特別会計 ・老人保健医療特別会計 ・介護保険医療特別会計 ・簡易水道特別会計 ・下水道事業特別会計 ・農業集落排水特別会計 ・やまなみ温泉特別会計 ・町営バス特別会計 ・吉野財産区会計 ・小淵財産区会計 ・沢井財産区会計 ・日蓮財産区会計 ・名倉財産区会計 ・牧野財産区会計 ・佐野川財産区会計</p> <p>基金の種類(11基金) ・財政調整基金 ・町債償還基金 ・地域福祉基金 ・文化福祉施設建設基金 ・住宅建設基金 ・学校建築基金 ・教育振興基金 ・土地開発基金 ・国保支払準備基金 ・介護保険給付費支払基金 ・やまなみ温泉施設整備基金</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号 29	合併協議事項 各種事務事業の取扱い	専門部会名 監査委員部会			
事務事業番号 14	事務事業名 請求監査	協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	監査委員事務局	監査委員事務局	監査委員事務局	監査委員事務局	監査委員事務局
根拠法令等	地方自治法・ 相模原市監査委員条例・ 相模原市監査委員職務執行規程・ 相模原市監査委員事務局規程	地方自治法・ 城山町監査委員条例・ 城山町監査委員職務執行規程・ 城山町監査委員事務局の組織及び運営に関する規程	地方自治法・ 津久井町監査委員条例・ 津久井町監査委員職務執行規程・ 津久井町監査委員事務局の組織及び運用等に関する規程	地方自治法・ 相模湖町監査委員条例・ 相模湖町監査委員職務執行規程・ 相模湖町監査委員事務局規程	地方自治法・ 藤野町監査委員条例・ 藤野町監査委員事務局の組織及び運用等に関する規程
歳出予算額（平成16年度）					
歳入予算額（平成16年度）					
【事務事業の内容】	<p>【目的】 地方自治法75条及び同法第242条第1項の規定に基づく監査</p> <p>【内容】 (1) 住民監査請求監査 地方自治法第242条第1項の規定に基づく住民監査請求監査</p> <p>請求件数 平成15年度に2件あり (平成16年度に2件あり) 調査員 3名(専任)</p> <p>(2) 事務監査請求監査 地方自治法第75条の規定に基づく請求監査</p> <p>実施事例なし</p>	<p>【目的】 地方自治法75条及び同法第242条第1項の規定に基づく監査</p> <p>【内容】 (1) 住民監査請求監査 地方自治法第242条第1項の規定に基づく住民監査請求監査</p> <p>請求件数 平成15年度は無し (平成16年度に2件あり) 調査員 事務局1名</p> <p>(2) 事務監査請求監査 地方自治法第75条の規定に基づく請求監査</p> <p>実施事例なし</p>	<p>【目的】 地方自治法75条及び同法第242条第1項の規定に基づく監査</p> <p>【内容】 (1) 住民監査請求監査 地方自治法第242条第1項の規定に基づく住民監査請求監査</p> <p>請求件数 平成15年度は無し (平成16年度に1件あり) 調査員 事務局2名</p> <p>(2) 事務監査請求監査 地方自治法第75条の規定に基づく請求監査</p> <p>実施事例なし</p>	<p>【目的】 地方自治法75条及び同法第242条第1項の規定に基づく監査</p> <p>【内容】 (1) 住民監査請求監査 地方自治法第242条第1項の規定に基づく住民監査請求監査</p> <p>請求件数 平成15年度及び16年度は無し 調査員 事務局2名</p> <p>(2) 事務監査請求監査 地方自治法第75条の規定に基づく請求監査</p> <p>実施事例なし</p>	<p>【目的】 地方自治法75条及び同法第242条第1項の規定に基づく監査</p> <p>【内容】 (1) 住民監査請求監査 地方自治法第242条第1項の規定に基づく住民監査請求監査</p> <p>請求件数 平成15年度及び16年度は無し 調査員 事務局2名</p> <p>(2) 事務監査請求監査 地方自治法第75条の規定に基づく請求監査</p> <p>実施事例なし</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号 29	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 監査委員部会		
事務事業番号 15	事務事業名 要求監査		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	監査委員事務局	監査委員事務局	監査委員事務局	監査委員事務局	監査委員事務局
根拠法令等	地方自治法・相模原市監査委員条例・相模原市監査委員職務執行規程・相模原市監査委員事務局規程	地方自治法・城山町監査委員条例・城山町監査委員職務執行規程・城山町監査委員事務局の組織及び運営に関する規程	地方自治法・津久井町監査委員職務執行規程・津久井町監査委員事務局の組織及び運用等に関する規程	地方自治法・相模湖町監査委員職務執行規程・相模湖町監査委員事務局規程	地方自治法・藤野町監査委員事務局の組織及び運用等に関する規程
歳出予算額（平成16年度）					
歳入予算額（平成16年度）					
【事務事業の内容】	<p>【目的】 地方自治法第98条第2項、同法第199条第6項、同法第235条の2第2項及び同法第243条の2第3項に基づく監査。</p> <p>【内容】 (1) 議会からの事務に関する要求監査 地方自治法第98条第2項に基づく監査 平成14年度、15年度とも、監査実施事例なし</p> <p>(2) 長からの事務執行に関する要求監査 地方自治法第199条第6項に基づく監査 平成14年度、15年度とも、監査実施事例なし</p> <p>(3) 長からの公金の収納等の要求監査 地方自治法第235条の2第2項に基づく監査 平成14年度、15年度とも、監査実施事例なし</p> <p>(4) 長から職員の賠償責任に関する要求監査 地方自治法第243条の2第3項に基づく監査 平成14年度、15年度とも、監査実施事例なし</p>	<p>【目的】 地方自治法第98条第2項、同法第199条第6項、同法第235条の2第2項及び同法第243条の2第3項に基づく監査。</p> <p>【内容】 (1) 議会からの事務に関する要求監査 地方自治法第98条第2項に基づく監査 平成14年度、15年度とも、監査実施事例なし</p> <p>(2) 長からの事務執行に関する要求監査 地方自治法第199条第6項に基づく監査 平成14年度、15年度とも、監査実施事例なし</p> <p>(3) 長からの公金の収納等の要求監査 地方自治法第235条の2第2項に基づく監査 平成14年度、15年度とも、監査実施事例なし</p> <p>(4) 長から職員の賠償責任に関する要求監査 地方自治法第243条の2第3項に基づく監査 平成14年度、15年度とも、監査実施事例なし</p>	<p>【目的】 地方自治法第98条第2項、同法第199条第6項、同法第235条の2第2項及び同法第243条の2第3項に基づく監査。</p> <p>【内容】 (1) 議会からの事務に関する要求監査 地方自治法第98条第2項に基づく監査 平成14年度、15年度とも、監査実施事例なし</p> <p>(2) 長からの事務執行に関する要求監査 地方自治法第199条第6項に基づく監査 平成14年度、15年度とも、監査実施事例なし</p> <p>(3) 長からの公金の収納等の要求監査 地方自治法第235条の2第2項に基づく監査 平成14年度、15年度とも、監査実施事例なし</p> <p>(4) 長から職員の賠償責任に関する要求監査 地方自治法第243条の2第3項に基づく監査 平成14年度、15年度とも、監査実施事例なし</p>	<p>【目的】 地方自治法第98条第2項、同法第199条第6項、同法第235条の2第2項及び同法第243条の2第3項に基づく監査。</p> <p>【内容】 (1) 議会からの事務に関する要求監査 地方自治法第98条第2項に基づく監査 平成14年度、15年度とも、監査実施事例なし</p> <p>(2) 長からの事務執行に関する要求監査 地方自治法第199条第6項に基づく監査 平成14年度、15年度とも、監査実施事例なし</p> <p>(3) 長からの公金の収納等の要求監査 地方自治法第235条の2第2項に基づく監査 平成14年度、15年度とも、監査実施事例なし</p> <p>(4) 長から職員の賠償責任に関する要求監査 地方自治法第243条の2第3項に基づく監査 平成14年度、15年度とも、監査実施事例なし</p>	<p>【目的】 地方自治法第98条第2項、同法第199条第6項、同法第235条の2第2項及び同法第243条の2第3項に基づく監査。</p> <p>【内容】 (1) 議会からの事務に関する要求監査 地方自治法第98条第2項に基づく監査 平成14年度、15年度とも、監査実施事例なし</p> <p>(2) 長からの事務執行に関する要求監査 地方自治法第199条第6項に基づく監査 平成14年度、15年度とも、監査実施事例なし</p> <p>(3) 長からの公金の収納等の要求監査 地方自治法第235条の2第2項に基づく監査 平成14年度、15年度とも、監査実施事例なし</p> <p>(4) 長から職員の賠償責任に関する要求監査 地方自治法第243条の2第3項に基づく監査 平成14年度、15年度とも、監査実施事例なし</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号 29	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 監査委員部会		
事務事業番号 16	事務事業名 報告の徴取等		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	監査委員事務局	監査委員事務局	監査委員事務局	監査委員事務局	監査委員事務局
根拠法令等	地方自治法・ 相模原市監査委員条例・ 相模原市監査委員職務執行規程・ 相模原市監査委員事務局規程	地方自治法・ 城山町監査委員条例・ 城山町監査委員職務執行規程・ 城山町監査委員事務局の組織及び運営に関する規程	地方自治法・ 津久井町監査委員条例・ 津久井町監査委員職務執行規程・ 津久井町監査委員事務局の組織及び運用等に関する規程	地方自治法・ 相模湖町監査委員条例・ 相模湖町監査委員職務執行規程・ 相模湖町監査委員事務局規程	地方自治法・ 藤野町監査委員事務局の組織及び運用等に関する規程
歳出予算額（平成16年度）					
歳入予算額（平成16年度）					
【事務事業の内容】	<p>【目的】 地方自治法施行令第168条の4第1項に基づく検査の結果の報告、同法第125条に基づく採択請願の処理等並びに同法第199条第10項の規定による市の組織及び運営の合理化に資するための意見及び同法第252条の38第4項(同法第252条の39第14項、同法第252条の40第6項、同法第252条の41第6項及び同法第252条の42第6項において準用する場合を含む。)の規定に基づく意見の提出</p> <p>【内容】 (1) 収入役による指定金融機関等の検査 地方自治法施行令第168条の4第3項に基づき収入役による指定金融機関等に対する検査の結果につき、報告を求める。 平成15年度の事業実績 平成16年2月に、9金融機関（郵便局を含む）の支店における市税等公金収納事務取扱状況について抽出調査を行った結果の報告があった。 (2) 採択請願の処理 地方自治法第125条による請願の処理等を行う。 平成15年度の事業実績 該当事項なし (3) その他意見の提出 地方自治法第199条第10項及び同法第252条の38第4項に基づく意見の提出 平成15年度の事業実績 該当事項なし</p>	<p>【目的】 地方自治法施行令第168条の4第1項に基づく検査の結果の報告、同法第125条に基づく採択請願の処理等並びに同法第199条第10項の規定による町の組織及び運営の合理化に資するための意見及び同法第252条の38第4項(同法第252条の39第14項、同法第252条の40第6項、同法第252条の41第6項及び同法第252条の42第6項において準用する場合を含む。)の規定に基づく意見の提出</p> <p>【内容】 (1) 収入役による指定金融機関等の検査 地方自治法施行令第168条の4第3項に基づき収入役による指定金融機関等に対する検査の結果につき、報告を求める。 平成15年度の事業実績 該当事項なし (2) 採択請願の処理 地方自治法第125条による請願の処理等を行う。 平成15年度の事業実績 該当事項なし (3) その他意見の提出 地方自治法第199条第10項及び同法第252条の38第4項に基づく意見の提出 平成15年度の事業実績 該当事項なし</p>	<p>【目的】 地方自治法施行令第168条の4第1項に基づく検査の結果の報告、同法第125条に基づく採択請願の処理等並びに同法第199条第10項の規定による町の組織及び運営の合理化に資するための意見及び同法第252条の38第4項(同法第252条の39第14項、同法第252条の40第6項、同法第252条の41第6項及び同法第252条の42第6項において準用する場合を含む。)の規定に基づく意見の提出</p> <p>【内容】 (1) 収入役による指定金融機関等の検査 地方自治法施行令第168条の4第3項に基づき収入役による指定金融機関等に対する検査の結果につき、報告を求める。 平成15年度の事業実績 平成16年1月に、指定金融機関における公金収納事務取扱状況について調査を行った結果の報告があった。 (2) 採択請願の処理 地方自治法第125条による請願の処理等を行う。 平成15年度の事業実績 該当事項なし (3) その他意見の提出 地方自治法第199条第10項及び同法第252条の38第4項に基づく意見の提出 平成15年度の事業実績 該当事項なし</p>	<p>【目的】 地方自治法施行令第168条の4第1項に基づく検査の結果の報告、同法第125条に基づく採択請願の処理等並びに同法第199条第10項の規定による町の組織及び運営の合理化に資するための意見及び同法第252条の38第4項(同法第252条の39第14項、同法第252条の40第6項、同法第252条の41第6項及び同法第252条の42第6項において準用する場合を含む。)の規定に基づく意見の提出</p> <p>【内容】 (1) 助役による指定金融機関等の検査 地方自治法施行令第168条の4第3項に基づき助役による指定金融機関等に対する検査の結果につき、報告を求める。 平成15年度の事業実績 該当事項なし (2) 採択請願の処理 地方自治法第125条による請願の処理等を行う。 平成15年度の事業実績 該当事項なし (3) その他意見の提出 地方自治法第199条第10項及び同法第252条の38第4項に基づく意見の提出 平成15年度の事業実績 該当事項なし</p>	<p>【目的】 地方自治法施行令第168条の4第1項に基づく検査の結果の報告、同法第125条に基づく採択請願の処理等並びに同法第199条第10項の規定による町の組織及び運営の合理化に資するための意見及び同法第252条の38第4項(同法第252条の39第14項、同法第252条の40第6項、同法第252条の41第6項及び同法第252条の42第6項において準用する場合を含む。)の規定に基づく意見の提出</p> <p>【内容】 (1) 収入役による指定金融機関等の検査 地方自治法施行令第168条の4第3項に基づき収入役による指定金融機関等に対する検査の結果につき、報告を求める。 平成15年度の事業実績 該当事項なし (2) 採択請願の処理 地方自治法第125条による請願の処理等を行う。 平成15年度の事業実績 該当事項なし (3) その他意見の提出 地方自治法第199条第10項及び同法第252条の38第4項に基づく意見の提出 平成15年度の事業実績 該当事項なし</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号 29	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 監査委員部会		
事務事業番号 17	事務事業名 外部監査		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	監査委員事務局	監査委員事務局	監査委員事務局	監査委員事務局	監査委員事務局
根拠法令等	地方自治法・ 相模原市監査委員条例・ 相模原市監査委員職務執行規程・ 相模原市監査委員事務局規程・ 相模原市外部監査契約に基づく監査に関する条例	地方自治法・ 城山町監査委員条例・ 城山町監査委員職務執行規程・ 城山町監査委員事務局の組織及び運営に関する規程・ 城山町外部監査契約に基づく監査に関する条例			
歳出予算額（平成16年度）					
歳入予算額（平成16年度）					
【事務事業の内容】	<p>【目的】 地方自治法に定められた法定事務及び同法第252条の33の規定に基づく外部監査人への協力</p> <p>【内容】 外部監査人が監査を実施するにあたって、事務局は外部監査人補助者に関する協議等の法定事務を行うとともに、外部監査人が行う監査の適正かつ円滑な遂行に協力するため、代表監査委員の指示を受けて、監査の事務に支障のない範囲内で外部監査人に協力する。</p> <p>外部監査人補助者に関する協議 平成15年度実績 3回 平成16年度実績 1回</p> <p>外部監査人への協力 随時</p> <p>* 外部監査契約は、市長事務局の行政改革推進課で事務処理をしている。</p>	<p>【目的】 地方自治法に定められた法定事務及び同法第252条の33の規定に基づく外部監査人への協力</p> <p>【内容】 外部監査人が監査を実施するにあたって、事務局は外部監査人補助者に関する協議等の法定事務を行うとともに、外部監査人が行う監査の適正かつ円滑な遂行に協力するため、代表監査委員の指示を受けて、監査の事務に支障のない範囲内で外部監査人に協力する。</p> <p>平成16年度より制度化</p> <p>* 外部監査契約は、総務部総務課で事務処理をしている。</p>	該当なし	該当なし	該当なし

農業委員会部会

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項				専門部会名
29	各種事務事業の取扱い				農業委員会部会
事務事業番号	事務事業名				協議ランク
7	農地転用受理済等証明交付に関する事務				A協議会 B幹事会 C専門部会
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	農業委員会事務局	農業委員会事務局	農業委員会事務局	農業委員会事務局	農業委員会事務局
根拠法令等	租税特別措置法・農地法・相模原市手数料条例	租税特別措置法・農地法・城山町手数料徴収条例	租税特別措置法・農地法・津久井町手数料徴収条例	租税特別措置法・農地法・相模湖町手数料徴収条例	租税特別措置法・農地法・藤野町手数料徴収条例
歳出予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	千円
歳入予算額（平成16年度）	6千円	6千円	4千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【内容】</p> <p>相統税の納税猶予に関する適格者証明</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 根拠法令等：租税特別措置法</li> <li>○ 決定権者：会長</li> <li>○ 受付：随時</li> <li>○ 標準処理期間：2週間</li> <li>○ 手続書類</li> <li>証明願、特例適用農地の明細、遺産分割協議書写し、評価証明、都市計画証明書又は納税猶予の特例適用の農地等該当証明書（生産緑地を申請する場合）、農業相続人の現況（所有農地面積、耕作従事日数、世帯内農業従事者、農機具保有状況の調査）、筆の一部の場合は測量図</li> <li>○ 調査方法：事務局職員2名で現地の状況のみ確認する。</li> <li>○ 実績：平成15年度 15件</li> </ul> <p>引き続き農業経営を行っている旨の証明</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 根拠法令等：租税特別措置法</li> <li>○ 決定権者：会長</li> <li>○ 受付：随時</li> <li>○ 標準処理期間：1週間</li> <li>○ 手続書類：証明願、特例農地の明細</li> <li>○ 調査方法：事務局職員と会長、農地専門委員長、地区担当委員で現地の状況を確認する。</li> <li>○ 実績：平成15年度 0件</li> </ul> <p>耕作証明</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 根拠法令等：農地法</li> <li>○ 決定権者：事務局長</li> <li>○ 受付：随時</li> <li>○ 標準処理期間：1～2週間</li> <li>○ 手続書類：証明願</li> <li>○ 調査方法等：事務局職員2名で、申請された所有農地につき耕作されているか確認する</li> <li>所有農地の耕作されている部分について証明書を交付。</li> <li>○ 実績：平成15年度 14件</li> </ul> <p>農地転用許可済み、届出済み証明書</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 決定権者：事務局長</li> <li>○ 受付：随時</li> <li>○ 標準処理期間：約10分</li> <li>○ 手続書類：証明願</li> <li>○ 調査方法等：農地台帳システムにより検索する。</li> </ul>	<p>【内容】</p> <p>相統税の納税猶予に関する適格者証明</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 根拠法令等：租税特別措置法</li> <li>○ 決定権者：会長</li> <li>○ 受付：随時</li> <li>○ 標準処理期間：1週間</li> <li>○ 手続書類</li> <li>証明願、特例適用農地の明細、遺産分割協議書写し、評価証明、又は納税猶予の特例適用の農地等該当証明書</li> <li>○ 調査方法：事務局職員と会長、農地専門委員長、地区担当委員で現地の状況を確認する。</li> <li>○ 実績：平成15年度 4件</li> </ul> <p>引き続き農業経営を行っている旨の証明</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 根拠法令等：租税特別措置法</li> <li>○ 決定権者：会長</li> <li>○ 受付：随時</li> <li>○ 標準処理期間：1週間</li> <li>○ 手続書類：証明願、特例農地の明細</li> <li>○ 調査方法：事務局職員と会長、農地専門委員長、地区担当委員で現地の状況を確認する。</li> <li>○ 実績：平成15年度 0件</li> </ul> <p>耕作証明</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 根拠法令等：農地法</li> <li>○ 決定権者：事務局長</li> <li>○ 受付：随時</li> <li>○ 標準処理期間：1～2週間</li> <li>○ 手続書類：証明願</li> <li>○ 調査方法等：事務局職員2名で、申請された所有農地につき耕作されているか確認する</li> <li>所有農地の耕作されている部分について証明書を交付。</li> <li>○ 実績：平成15年度 7件</li> </ul> <p>農地転用許可済み、届出済み証明書</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 決定権者：事務局長</li> <li>○ 受付：随時</li> <li>○ 標準処理期間：約20分</li> <li>○ 手続書類：証明願</li> <li>○ 調査方法等：受付台帳により確認し、証明書を作成する。</li> </ul>	<p>【内容】</p> <p>相統税の納税猶予に関する適格者証明</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 根拠法令等：租税特別措置法</li> <li>○ 決定権者：会長</li> <li>○ 受付：随時</li> <li>○ 標準処理期間：1週間</li> <li>○ 手続書類</li> <li>証明願、特例適用農地の明細、遺産分割協議書写し、評価証明、又は納税猶予の特例適用の農地等該当証明書</li> <li>○ 調査方法：事務局職員と地区担当委員で現地の状況を確認する。</li> <li>○ 実績：平成15年度 1件</li> </ul> <p>引き続き農業経営を行っている旨の証明</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 根拠法令等：租税特別措置法</li> <li>○ 決定権者：会長</li> <li>○ 受付：随時</li> <li>○ 標準処理期間：1週間</li> <li>○ 手続書類：証明願、特例農地の明細</li> <li>○ 調査方法：事務局職員と地区担当委員で現地の状況を確認する。</li> <li>○ 実績：平成15年度 0件</li> </ul> <p>耕作証明</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 根拠法令等：農地法</li> <li>○ 決定権者：事務局長</li> <li>○ 受付：随時</li> <li>○ 標準処理期間：1～2週間</li> <li>○ 手続書類：証明願</li> <li>○ 調査方法等：事務局職員と地区担当委員で、申請された所有農地につき耕作されているか確認する</li> <li>所有農地の耕作されている部分について証明書を交付。</li> <li>○ 実績：平成15年度 1件</li> </ul> <p>農地転用許可済み、届出済み証明書</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 決定権者：事務局長</li> <li>○ 受付：随時</li> <li>○ 標準処理期間：約20分</li> <li>○ 手続書類：証明願</li> <li>○ 調査方法等：受付台帳により確認し、証明書を作成する。</li> </ul>	<p>【内容】</p> <p>相統税の納税猶予に関する適格者証明</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 根拠法令等：租税特別措置法</li> <li>○ 決定権者：会長</li> <li>○ 受付：随時</li> <li>○ 標準処理期間：2週間</li> <li>○ 手続書類</li> <li>証明願、特例適用農地の明細、遺産分割協議書写し、評価証明、納税猶予の特例適用の農地等該当証明書</li> <li>○ 調査方法：事務局職員2名と会長、地区担当委員で現地の状況を確認する。</li> <li>○ 実績：平成15年度 0件</li> </ul> <p>引き続き農業経営を行っている旨の証明</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 根拠法令等：租税特別措置法</li> <li>○ 決定権者：会長</li> <li>○ 受付：随時</li> <li>○ 標準処理期間：1週間</li> <li>○ 手続書類：証明願、特例農地の明細</li> <li>○ 調査方法：事務局職員2名と会長、地区担当委員で現地の状況を確認する。</li> <li>○ 実績：平成15年度 0件</li> </ul> <p>耕作証明</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 根拠法令等：農地法</li> <li>○ 決定権者：事務局長</li> <li>○ 受付：随時</li> <li>○ 標準処理期間：2週間</li> <li>○ 手続書類：証明願</li> <li>○ 調査方法等：事務局職員2名と会長、地区担当委員で、申請された所有農地につき耕作されているか確認する</li> <li>所有農地の耕作されている部分について証明書を交付。</li> <li>○ 実績：平成15年度 0件</li> </ul> <p>農地転用許可済み、届出済み証明書</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 決定権者：事務局長</li> <li>○ 受付：随時</li> <li>○ 標準処理期間：約20分</li> <li>○ 手続書類：証明願</li> <li>○ 調査方法等：受付台帳により確認し、証明書を作成する。</li> </ul>	<p>【内容】</p> <p>相統税の納税猶予に関する適格者証明</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 根拠法令等：租税特別措置法</li> <li>○ 決定権者：会長</li> <li>○ 受付：随時</li> <li>○ 標準処理期間：2週間</li> <li>○ 手続書類</li> <li>証明願、特例適用農地の明細、遺産分割協議書写し、評価証明、納税猶予の特例適用の農地等該当証明書</li> <li>○ 調査方法：事務局職員と会長、地区担当委員で現地の状況を確認する。</li> <li>○ 実績：平成15年度 0件</li> </ul> <p>引き続き農業経営を行っている旨の証明</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 根拠法令等：租税特別措置法</li> <li>○ 決定権者：会長</li> <li>○ 受付：随時</li> <li>○ 標準処理期間：1週間</li> <li>○ 手続書類：証明願、特例農地の明細</li> <li>○ 調査方法：事務局職員と会長、地区担当委員で現地の状況を確認する。</li> <li>○ 実績：平成15年度 0件</li> </ul> <p>耕作証明</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 根拠法令等：農地法</li> <li>○ 決定権者：事務局長</li> <li>○ 受付：随時</li> <li>○ 標準処理期間：1～2週間</li> <li>○ 手続書類：証明願</li> <li>○ 調査方法等：事務局職員と会長、地区担当委員で、申請された所有農地につき耕作されているか確認する</li> <li>所有農地の耕作されている部分について証明書を交付。</li> <li>○ 実績：平成15年度 0件</li> </ul> <p>農地転用許可済み、届出済み証明書</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 決定権者：事務局長</li> <li>○ 受付：随時</li> <li>○ 標準処理期間：約20分</li> <li>○ 手続書類：証明願</li> <li>○ 調査方法等：受付台帳により確認し、証明書を作成する。</li> </ul>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名																																											
29	各種事務事業の取扱い	農業委員会部会																																											
事務事業番号	事務事業名	協議ランク																																											
7	農地転用受理済等証明交付に関する事務	A協議会 B幹事会 C専門部会																																											
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町																																								
<b>【事務事業の内容】</b>	<p>○ 実績 平成15年度 580件</p> <p>買受適格証明</p> <p>○ 決定権者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農地の権利移動の許可に関わるものは農業委員会又は県知事</li> <li>・ 農地の転用の許可に関わるものは県知事届出に関わるものは事務局長</li> </ul> <p>○ 受付：届出に関わる証明は随時。許可にかかわる証明は毎月10日締め切り</p> <p>○ 標準処理期間：届出に関わる証明は5日。許可にかかわる証明は約2ヶ月</p> <p>○ 手続書類：証明願、その他は、届出及び許可に必要な書類</p> <p>○ 実績 平成15年度</p> <table style="margin-left: 20px; border: none;"> <tr><td>3条</td><td>3件</td></tr> <tr><td>5条</td><td>2件</td></tr> <tr><td>5条届出</td><td>14件</td></tr> </table> <p><b>【特定財源】</b></p> <p>名称 農地転用受理等証明手数料 内容 農地法許可、届出済み等の証明交付手数料 金額 平成16年度予算 6千円</p> <table style="margin-left: 20px; border: none;"> <tr><th>証明の種類</th><th>手数料徴収</th></tr> <tr><td>有料1件(300円)</td><td></td></tr> </table> <p>平成15年度実績</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 相続税の納税猶予に関する適格者証明 無料 15件</li> <li>○ 引き続き農業経営を行っている旨の証明 無料 30件</li> <li>○ 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明 無料 21件</li> <li>○ 耕作証明 無料 14件</li> <li>○ 農地転用許可・届出済み証明 公的機関に提出 無料 560件 その他 有料(300円) 20件</li> <li>○ 買受適格証明 無料 19件</li> </ul> <p><b>【農家台帳システム】</b></p> <p>管理形態 農業委員会事務局単独のパソコンで管理 保守管理 業者委託(ソフト、ハードの保守) データ更新 農家台帳システムのデータと固定資産、住民基本台帳情報との照合を年2回実施 活用状況 農地基本台帳作成、農業委員会委員選挙人名簿登録申請事務、農地法許可・届出処理事務、許可・受理済証明書作成、議案書</p>	3条	3件	5条	2件	5条届出	14件	証明の種類	手数料徴収	有料1件(300円)		<p>○ 実績：平成15年度 20件</p> <p>買受適格証明</p> <p>○ 決定権者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農地の権利移動の許可に関わるものは農業委員会又は県知事</li> <li>・ 農地の転用の許可に関わるものは県知事届出に関わるものは事務局長</li> </ul> <p>○ 受付：随時</p> <p>○ 標準処理期間：随時処理 (農地転用に係る買受適格証明 実績なし)</p> <p>○ 手続書類：証明願、その他は、届出及び許可に必要な書類</p> <p>○ 実績：平成15年度</p> <table style="margin-left: 20px; border: none;"> <tr><td>3条</td><td>0件</td></tr> <tr><td>5条</td><td>0件</td></tr> <tr><td>5条届出</td><td>0件</td></tr> </table> <p><b>【特定財源】</b></p> <p>名称 農業委員会証明手数料 内容 農地法許可、届出済み等の証明交付手数料 金額 平成16年度予算 6千円</p> <table style="margin-left: 20px; border: none;"> <tr><th>証明の種類</th><th>手数料徴収</th></tr> <tr><td>有料1件(300円)</td><td></td></tr> </table> <p>平成15年度実績</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 相続税の納税猶予に関する適格者証明 有料 4件</li> <li>○ 引き続き農業経営を行っている旨の証明 有料 0件</li> <li>○ 耕作証明 無料 7件</li> <li>○ 農地転用許可・届出済み証明 有料 18件 その他 無料 2件</li> <li>○ 買受適格証明 無料 0件</li> </ul>	3条	0件	5条	0件	5条届出	0件	証明の種類	手数料徴収	有料1件(300円)		<p>○ 実績：平成15年度 22件</p> <p>買受適格証明</p> <p>○ 決定権者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農地の権利移動の許可に関わるものは農業委員会又は県知事</li> <li>・ 農地の転用の許可に関わるものは県知事</li> </ul> <p>○ 受付：毎月15日まで</p> <p>○ 標準処理期間：農業委員会総会の議案とするため20日程度</p> <p>○ 手続書類：証明願、その他は許可に必要な書類</p> <p>○ 実績：平成15年度</p> <table style="margin-left: 20px; border: none;"> <tr><td>3条</td><td>0件</td></tr> <tr><td>5条</td><td>0件</td></tr> </table> <p><b>【特定財源】</b></p> <p>○ 名称 諸証明交付手数料 ○ 内容 農地法許可証明、農地法許可申請証明受理 ○ 金額 平成16年度予算 4千円</p> <table style="margin-left: 20px; border: none;"> <tr><th>証明の種類</th><th>手数料徴収</th></tr> <tr><td>有料1件(300円)</td><td></td></tr> </table> <p>平成15年度実績</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 相続税の納税猶予に関する証明 有料 0件</li> <li>○ 引き続き農業経営を行っている旨の証明 無料 0件</li> <li>○ 耕作証明 無料 1件</li> <li>○ 農地転用許可証明 有料 18件</li> <li>○ 農地転用申請受理証明 有料 4件 その他 無料 2件</li> <li>○ 買受け適格者証明 無料 0件</li> </ul>	3条	0件	5条	0件	証明の種類	手数料徴収	有料1件(300円)		<p>○ 実績 平成15年度 2件</p> <p>買受適格証明</p> <p>○ 決定権者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農地の権利移動の許可に関わるものは農業委員会又は県知事</li> <li>・ 農地の転用の許可に関わるものは県知事</li> </ul> <p>○ 受付：随時</p> <p>○ 標準処理期間：随時処理 (農地転用に係る買受適格証明 実績なし)</p> <p>○ 手続書類：証明願、その他は、届出及び許可に必要な書類</p> <p>○ 実績 平成15年度</p> <table style="margin-left: 20px; border: none;"> <tr><td>3条</td><td>0件</td></tr> <tr><td>5条</td><td>0件</td></tr> <tr><td>5条届出</td><td>0件</td></tr> </table> <p><b>【各証明については、すべて無料(予算措置なし)】</b></p> <p>平成15年度実績</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 相続税の納税猶予に関する適格者証明 無料 0件</li> <li>○ 引き続き農業経営を行っている旨の証明 無料 0件</li> <li>○ 耕作証明 無料 0件</li> <li>○ 農地転用許可・届出済み証明 無料 10件 その他(転用事実確認願) 無料 28件</li> <li>○ 買受適格証明 無料 2件</li> </ul>	3条	0件	5条	0件	5条届出	0件	<p>○ 手続書類：証明願</p> <p>○ 調査方法等：受付台帳により確認し、証明書を作成する。</p> <p>○ 実績 平成15年度 2件</p> <p>買受適格証明</p> <p>○ 決定権者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農地の権利移動の許可に関わるものは農業委員会又は県知事</li> <li>・ 農地の転用の許可にかかわるものは県知事</li> </ul> <p>○ 受付：随時</p> <p>○ 標準処理期間：随時処理</p> <p>○ 手続書類：証明願、その他は、届出及び許可に必要な書類</p> <p>○ 実績 平成15年度</p> <table style="margin-left: 20px; border: none;"> <tr><td>3条</td><td>1件</td></tr> <tr><td>5条</td><td>1件</td></tr> <tr><td>5条届出</td><td>0件</td></tr> </table> <p><b>【各証明については、すべて無料(予算措置なし)】</b></p> <p>平成15年度実績</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 相続税の納税猶予に関する適格者証明 無料 0件</li> <li>○ 引き続き農業経営を行っている旨の証明 無料 0件</li> <li>○ 耕作証明 無料 0件</li> <li>○ 農地転用許可・届出済み証明 無料 10件 その他(転用事実確認願) 無料 28件</li> <li>○ 買受適格証明 無料 2件</li> </ul>	3条	1件	5条	1件	5条届出	0件
3条	3件																																												
5条	2件																																												
5条届出	14件																																												
証明の種類	手数料徴収																																												
有料1件(300円)																																													
3条	0件																																												
5条	0件																																												
5条届出	0件																																												
証明の種類	手数料徴収																																												
有料1件(300円)																																													
3条	0件																																												
5条	0件																																												
証明の種類	手数料徴収																																												
有料1件(300円)																																													
3条	0件																																												
5条	0件																																												
5条届出	0件																																												
3条	1件																																												
5条	1件																																												
5条届出	0件																																												

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	農業委員会部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
9	農地基本台帳の整備	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	農業委員会事務局	農業委員会事務局	農業委員会事務局	農業委員会事務局	農業委員会事務局
根拠法令等	農業委員会等に関する法律	農業委員会等に関する法律	農業委員会等に関する法律	農業委員会等に関する法律	農業委員会等に関する法律
歳出予算額（平成16年度）	999千円	24千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成16年度）	63千円	12千円	12千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 農地の保全及び利用関係を調整し、農業諸施策の基礎資料とするため、農地基本台帳を整備する。</p> <p>【内容】 基準日 毎年8月1日 対象 107㌶以上の農地を耕作する市内農家 記載項目 ・ 世帯主及び世帯員の氏名、生年月日、続柄、世帯主の住所 ・ 所有農地の地番、地目、地積 ・ 利用集積による貸し借りのある農地の地番、地目、地積</p> <p>【手順】 固定資産、住民基本台帳情報との照合によるデータ更新 農家ごとに農家台帳システムから出力</p> <p>【基礎数値】 平成15年度実績 2,142戸</p> <p>【特定財源】 名称 農業委員会費交付金 63千円 内容 農地基本台帳の整備に対する交付金</p> <p>【農家台帳システム】 管理形態 農業委員会事務局単独のパソコンで管理 保守管理 業者委託（ソフト、ハードの保守） データ更新 農家台帳システムのデータと固定資産、住民基本台帳情報との照合を年2回実施 活用状況 農地基本台帳作成、農業委員会委員選挙人名簿登録申請事務、農地法許可・届出処理事務、許可・受理済証明書作成、議案書作成</p>	<p>【目的】 農地の保全及び利用関係を調整し、農業諸施策の基礎資料とするため、農地基本台帳を整備する。</p> <p>【内容】 基準日 毎年8月1日 対象 107㌶以上の農地を耕作する町内農家 記載項目 ・ 世帯主及び世帯員の氏名、生年月日、続柄、世帯主の住所 ・ 所有農地の地番、地目、地積 ・ 利用集積による貸し借りのある農地の地番、地目、地積</p> <p>【手順】 固定資産台帳情報、農地転用台帳との照合による更新 死亡者等情報による一部の住基照合 農家ごとに農家台帳票を修正 照合、更新等は手作業による</p> <p>【基礎数値】 平成15年度実績 389戸</p> <p>【特定財源】 名称 農業委員会費交付金 12千円 内容 農地基本台帳の整備に対する交付金（農業委員会事務局費対応）</p> <p>台帳類が手帳帳票のため、電算化が必要（システムの統一と住基・固定情報の使用確認方法の調整も必要）。</p>	<p>【目的】 農地の保全及び利用関係を調整し、農業諸施策の基礎資料とするため、農地基本台帳を整備する。</p> <p>【内容】 基準日 3年1回 1月1日 対象 107㌶以上の農地を耕作する町内農家 記載項目 ・ 世帯主及び世帯員の氏名、生年月日、続柄、世帯主の住所 ・ 所有農地の地番、地目、地積 ・ 利用集積による貸し借りのある農地の地番、地目、地積</p> <p>【手順】 固定資産台帳情報、農地転用台帳との照合による更新 死亡者等情報による一部の住基照合 農家ごとに農家台帳票を修正 照合、更新等は手作業による</p> <p>【基礎数値】 平成15年度実績 1,181戸</p> <p>【特定財源】 名称 農業委員会費交付金 12千円</p> <p>内容 農地基本台帳の整備に対する交付金（農業委員会事務局費対応）</p> <p>【農家台帳】 管理形態 紙媒体で管理 保守管理 特になし データ更新 3年に1回更新（農地転用許可がおりた際は随時書き込み） 本年度更新予定であったが、財政事情により来年度へ持ち越し 活用状況 農地基本台帳作成、農業委員会委員選挙人名簿登録申請事務、農地法許可・届出処理事務</p>	<p>【目的】 農地の保全及び利用関係を調整し、農業諸施策の基礎資料とするため、農地基本台帳を整備する。</p> <p>【内容】 基準日 打ち出し時 対象 町内農地（田、畑） 記載項目 ・ 世帯主及び世帯員の氏名、生年月日、続柄、世帯主の住所 ・ 所有農地の地番、地目、地積</p> <p>【手順】 固定資産、住民基本台帳情報との照合によるデータ打ち出し 所有者ごとに出力</p> <p>【基礎数値】 平成15年度実績 368戸 （選挙人名簿登録戸数）</p> <p>【特定財源】 使用なし</p> <p>【農家台帳】 管理形態 紙媒体で管理 保守管理 特になし データ更新 3年に1回更新（農地転用許可がおりた際は随時書き込み） 本年度更新予定であったが、財政事情により来年度へ持ち越し 活用状況 農地基本台帳作成、農業委員会委員選挙人名簿登録申請事務、農地法許可・届出処理事務</p>	<p>【目的】 農地の保全及び利用関係を調整し、農業諸施策の基礎資料とするため、農地基本台帳を整備する。</p> <p>【内容】 基準日 打ち出し時 対象 町内農地（田、畑） 記載項目 ・ 世帯主及び世帯員の氏名、生年月日、続柄、世帯主の住所 ・ 所有農地の地番、地目、地積</p> <p>【手順】 固定資産、住民基本台帳情報との照合によるデータ打ち出し 所有者ごとに出力</p> <p>【基礎数値】 平成15年度実績 441戸 （選挙人名簿登録戸数）</p> <p>【特定財源】 使用なし</p> <p>【農家台帳】 管理形態 紙媒体で管理 保守管理 特になし データ更新 随時書き込み 農地転用許可がおりるごとに随時書き込み 活用状況 農地基本台帳作成、農業委員会委員選挙人名簿登録申請事務、農地法許可・届出処理事務</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	農業委員会部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
10	農地違反転用対策に関する事務	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	農業委員会事務局	農業委員会事務局	農業委員会事務局	農業委員会事務局	農業委員会事務局
根拠法令等	農地法	農地法	農地法		
歳出予算額（平成16年度）	93千円	201千円	230千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>農地パトロール</p> <p>【目的】 市街化調整区域内農地をパトロールすることにより、農地の利用状況を把握し、農地違反転用の防止を図る。</p> <p>【内容】 業務従事者 再任用職員 2名 実施日数・時間 週4日 7時間45分 / 1日 業務内容 ○ 農用地巡回パトロール 週1回 ○ 農用地の一筆ごとの現況調査 ○ 違反転用の状況調査 ○ 違反転用是正指導の補助</p> <p>【歳出予算】 93千円 需用費 45千円 役務費 48千円 再任用職員給与等は別途</p> <p>農地違反転用等対策会議</p> <p>【目的】 農地違反転用の是正の推進及び未然防止の対策を策定する。</p> <p>【内容】 構成 対策会議 助役・市関係部長・神奈川県・県警生活安全課長 専門部会 関係部の次長、課長 指導班 関係課担当者 開催回数 対策会議及び専門部会 2回 / 年 検討会議 指導班 随時 合同調査、合同是正指導、検討会議</p>	<p>「事業該当なし・関連事業 概要あり」 農地パトロール</p> <p>【目的】 市街化調整区域内農地をパトロールすることにより、農地の利用状況を把握し、農地違反転用の防止を図る。</p> <p>【内容】 ○ 農用地巡回パトロール、一筆ごとの現況調査、違反転用地の状況調査 ・・・情報提供等による確認調査実施 ○ 違反転用是正指導 ・・・農振、県担当と調整、是正指導実施</p> <p>農地違反転用等対策会議 設置されてない</p> <p>城山町環境保全に関する条例(空地の適正管理)事業の概要</p> <p>【内容】 町内全域を調査し、空地等管理不良状態の地については近隣の生活環境を損なうことのないよう、雑草等の草刈等必要な措置指導(往復はがき)を行い、管理の推進及び管理の不良状態の解消を図る。 ・・・年1回(11月末)実施 県農政部・農業改良普及センター・消防本部 ・町及び調査員(農業委員)で実施 ・・・調査員は町より委託され賃金支給している</p> <p>【調査結果】 山林(1筆・541㎡)、田(12筆・4693㎡)、畑(44筆・25884㎡)、宅地(16筆・2146㎡) ・・・計 73筆 33265㎡(枯草繁茂) 通報・苦情処理件数 ・・・H15年度 31件</p> <p>【歳出予算】 27千円 (賃金27,000円) はがき代等の役務費は農政負担</p> <p>「空き地」が対象のため、農地以外の管理指導等が含まれ所管の調整が必要</p> <p>荒廃農地対策等活動の概要</p> <p>【内容】遊休農地を利用した体験農業等を実施し荒廃地化を減らすための委員活動。 ・お米の学校(稲作3反) 苗の関係で中止 ・そばの栽培とそば打ち(そば2反) ・ひまわり植栽(景観用1反) 地権者、農業委員協力による共同実施</p> <p>【歳出予算】 17.4千円(消耗品費)</p>	<p>「事業該当なし・関連事業 概要あり」 農地パトロール</p> <p>【目的】 町内農地をパトロールすることにより、農地の利用状況を把握し、農地違反転用の防止を図る。</p> <p>【内容】 ○ 農用地巡回パトロール、一筆ごとの現況調査、違反転用地の状況調査 ・・・遊休農地調査と兼ねて実施。情報提供等による確認調査実施 ○ 違反転用是正指導 ・・・農振、県担当と調整、是正指導実施</p> <p>農地違反転用等対策会議 設置されてない</p> <p>遊休農地(荒廃地)調査事業の概要</p> <p>【内容】 町内全域の農地を調査し、管理不良状態の土地については近隣の生活環境を損なうことのないよう、雑草等の草刈等必要な措置指導(往復はがき)を行い、管理の推進及び管理の不良状態の解消を図る。 ・・・年2回(7月、11月末)実施 県農政部・消防本部・郡農協・町及び農業委員で実施 賃金支給していない。</p> <p>【調査結果】 342筆 18861㎡(枯草繁茂) 通報・苦情処理件数 H15年度1件</p> <p>【歳出予算】 43千円 はがき代等の役務費は農政負担</p> <p>遊休農地景観対策等事業の概要</p> <p>【内容】遊休農地を利用した景観作物を栽培し荒廃地化を減らすための委員活動。 ・コスモス栽培(2反) ・ひまわり植栽(景観用1反) 農業委員単独による実施</p> <p>【歳出予算】 230千円(種代等)</p>	<p>「事業該当なし・関連事業 概要あり」 農地パトロール</p> <p>【目的】 農地をパトロールすることにより、農地の利用状況を把握し、農地違反転用の防止を図る。</p> <p>【内容】 ○ 農用地巡回パトロール、一筆ごとの現況調査、違反転用地の状況調査 実施体制は取れていない。情報提供等による確認調査実施 ○ 違反転用是正指導 農振、県担当と調整、是正指導</p> <p>農地違反転用等対策会議 設置されてない</p> <p>荒廃農地対策等活動の概要</p> <p>【内容】遊休農地を利用した景観作物植栽を実施し荒廃地を減らすため活動。 ・コスモス植栽 賛助会費費の一部を積立、活動費に充てている。平成15年度実績約4万円(種代等)</p> <p>・ひまわり植栽 県農業委員会連合会事業</p>	<p>「事業該当なし・関連事業 概要あり」 農地パトロール</p> <p>【目的】 農地をパトロールすることにより、農地の利用状況を把握し、農地違反転用の防止を図る。</p> <p>【内容】 ○ 農用地巡回パトロール、一筆ごとの現況調査、違反転用地の状況調査 実施体制は取れていない。情報提供等による確認調査実施 ○ 違反転用是正指導 農振、県担当と調整、是正指導</p> <p>農地違反転用等対策会議 設置されてない</p> <p>荒廃農地対策等活動の概要</p> <p>【内容】遊休農地を利用した景観作物植栽を実施し荒廃地を減らすため活動。 ・ブルーベリー植栽 H13年度より実施。 農業委員による除草・肥培管理を実施</p> <p>・ひまわり植栽 県農業委員会連合会事業</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		農業委員会部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
11	国有農地等の維持管理及び登記事務		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	農業委員会事務局	農業委員会事務局	農業委員会事務局	農業委員会事務局	農業委員会事務局
根拠法令等	農地法	農地法	農地法	農地法	農地法
歳出予算額（平成16年度）	203千円	62千円	100千円	99千円	153千円
歳入予算額（平成16年度）	160千円	62千円	100千円	98千円	146千円
【事務事業の内容】	<p>【内容】</p> <p>国有財産整理簿の調製、整理          国有財産（神奈川県は土地のみ）の整理簿の作成及び修正。売渡、売払、地積更正等により変更が生じた場合には修正する。</p> <p>貸付条件履行状況調査          農耕貸付地及び転用貸付地については毎年、未貸付地については隔年で、県の担当職員と現況調査を行う。          ・平成15年度の場合、提出締め切りは11月未であった。</p> <p>農耕貸付 13件（17筆）          転用貸付 6件（15筆）          未貸付 4件（4筆）</p> <p>国有財産の貸付に関する事          国有財産の貸付申込書、名義変更願、解約申込書等を県へ経由する。</p> <p>国有農地の売り渡しに関する事          国有農地の買受申込書の受付及び総会での審議及び県への書類送付。</p> <p>農地の買収に関する事          買収令書の縦覧</p> <p>【特定財源】          名称          農業経営基盤強化措置事務委託金 62千円</p> <p>【歳出予算】          需用費 62千円</p>	<p>【内容】</p> <p>国有財産整理簿の調製、整理          国有財産（神奈川県は土地のみ）の整理簿の作成及び修正。売渡、売払、地積更正等により変更が生じた場合には修正する。</p> <p>貸付条件履行状況調査          農耕貸付地及び転用貸付地については毎年、未貸付地については隔年で、県の担当職員と現況調査を行う。          （貸付地 1件3筆 ・ 未貸付地 0件）          ・平成15年度の場合、提出締め切りは11月未であった。</p> <p>国有財産の貸付に関する事          国有財産の貸付申込書、名義変更願、解約申込書等を県へ経由する。</p> <p>国有農地の売り渡しに関する事          国有農地の買受申込書の受付及び総会での審議及び県への書類送付。</p> <p>農地の買収に関する事          買収令書の縦覧</p> <p>【特定財源】          名称          農業経営基盤強化措置事務委託金 62千円</p> <p>【歳出予算】          需用費 62千円</p>	<p>【内容】</p> <p>国有財産整理簿の調製、整理          国有財産（神奈川県は土地のみ）の整理簿の作成及び修正。売渡、売払、地積更正等により変更が生じた場合には修正する。</p> <p>貸付条件履行状況調査          農耕貸付地及び転用貸付地については毎年、未貸付地については隔年で、県の担当職員と現況調査を行う。          （貸付地 9件12筆 未貸付地 35件）          ・平成15年度の場合、提出締め切りは11月未であった。</p> <p>国有財産の貸付に関する事          国有財産の貸付申込書、名義変更願、解約申込書等を県へ経由する。</p> <p>国有農地の売り渡しに関する事          国有農地の買受申込書の受付及び総会での審議及び県への書類送付。</p> <p>農地の買収に関する事          買収令書の縦覧</p> <p>【特定財源】          名称          農業経営基盤強化措置事務費交付金 100千円</p> <p>【歳出予算】          賃金 55千円          旅費 4千円          需用費 35千円          役務費 6千円</p>	<p>【内容】</p> <p>国有財産整理簿の調製、整理          国有財産（神奈川県は土地のみ）の整理簿の作成及び修正。売渡、売払、地積更正等により変更が生じた場合には修正する。</p> <p>貸付条件履行状況調査          農耕貸付地及び転用貸付地については毎年、未貸付地については隔年で、県の担当職員と現況調査を行う。          ・平成15年度の場合、提出締め切りは11月未であった。</p> <p>農耕貸付 5件（5筆）          未貸付 7件（7筆）</p> <p>国有財産の貸付に関する事          国有財産の貸付申込書、名義変更願、解約申込書等を県へ経由する。</p> <p>国有農地の売り渡しに関する事          国有農地の買受申込書の受付及び総会での審議及び県への書類送付。</p> <p>農地の買収に関する事          買収令書の縦覧</p> <p>【特定財源】          名称          農業経営基盤強化措置特別会計事務費交付金 98千円</p> <p>【歳出予算】          旅費 7千円          需用費 42千円          使用料及び賃借料 50千円</p>	<p>【内容】</p> <p>国有財産整理簿の調製、整理          国有財産（神奈川県は土地のみ）の整理簿の作成及び修正。売渡、売払、地積更正等により変更が生じた場合には修正する。</p> <p>貸付条件履行状況調査          農耕貸付地及び転用貸付地については毎年、未貸付地については隔年で、県の担当職員と現況調査を行う。          ・平成15年度の場合、提出締め切りは11月未であった。</p> <p>農耕貸付 10件（10筆）          未貸付 13件（13筆）</p> <p>国有財産の貸付に関する事          国有財産の貸付申込書、名義変更願、解約申込書等を県へ経由する。</p> <p>国有農地の売り渡しに関する事          国有農地の買受申込書の受付及び総会での審議及び県への書類送付。</p> <p>農地の買収に関する事          買収令書の縦覧</p> <p>【特定財源】          名称          農業経営基盤強化措置特別会計事務費交付金 146千円</p> <p>【歳出予算】          旅費 11千円          需用費 135千円          郵便料 7千円</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名																																																																																																																																																																																							
29	各種事務事業の取扱い	農業委員会部会																																																																																																																																																																																							
事務事業番号	事務事業名	協議ランク																																																																																																																																																																																							
12	農業者年金事務	A協議会 B幹事会 C専門部会																																																																																																																																																																																							
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町																																																																																																																																																																																				
担当課名	農業委員会事務局	農業委員会事務局	農業委員会事務局	農業委員会事務局	農業委員会事務局																																																																																																																																																																																				
根拠法令等	独立行政法人農業者年金基金法	独立行政法人農業者年金基金法	独立行政法人農業者年金基金法	独立行政法人農業者年金基金法	独立行政法人農業者年金基金法																																																																																																																																																																																				
歳出予算額（平成16年度）	186千円	87千円	124千円	99千円	99千円																																																																																																																																																																																				
歳入予算額（平成16年度）	180千円	87千円	100千円	97千円	89千円																																																																																																																																																																																				
【事務事業の内容】	<p>【内容】 独立行政法人農業者年金基金より事務の委託を受け、農業者年金の被保険者及び受給者台帳の整備、保管並びに裁定請求、受給者現況届等の受付事務を行う。</p> <p>【基礎数値】 農業者年金加入状況（H16.4.1現在）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="text-align: left;">区 分</th> <th style="text-align: right;">受給者数（人）</th> </tr> <tr> <td>被保険者</td> <td style="text-align: right;">10</td> </tr> <tr> <td>受給権発生者(待期者)</td> <td style="text-align: right;">24</td> </tr> <tr> <td>経営移譲年金受給者</td> <td style="text-align: right;">4</td> </tr> <tr> <td>農業者老齢年金受給者</td> <td style="text-align: right;">249</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">計</td> <td style="text-align: right;">287</td> </tr> </table> <p>平成15年度届出等事務処理件数</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="text-align: left;">区 分</th> <th style="text-align: right;">件 数</th> </tr> <tr> <td>新規加入</td> <td style="text-align: right;">0</td> </tr> <tr> <td>経営移譲裁定請求</td> <td style="text-align: right;">0</td> </tr> <tr> <td>老齢年金裁定請求</td> <td style="text-align: right;">8</td> </tr> <tr> <td>特例脱退一時金裁定請求</td> <td style="text-align: right;">2</td> </tr> <tr> <td>死亡届</td> <td style="text-align: right;">19</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">計</td> <td style="text-align: right;">29</td> </tr> </table> <p>平成16年度予算</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>旅費</td> <td style="text-align: right;">25千円</td> </tr> <tr> <td>消耗品</td> <td style="text-align: right;">161千円</td> </tr> </table> <p>【特定財源】</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>名称</td> <td>農業者年金業務受託手数料</td> </tr> <tr> <td>内容</td> <td>農業委員会が行う農業者年金業務に対する独立行政法人農業者年金基金からの業務受託手数料</td> </tr> </table>	区 分	受給者数（人）	被保険者	10	受給権発生者(待期者)	24	経営移譲年金受給者	4	農業者老齢年金受給者	249	計	287	区 分	件 数	新規加入	0	経営移譲裁定請求	0	老齢年金裁定請求	8	特例脱退一時金裁定請求	2	死亡届	19	計	29	旅費	25千円	消耗品	161千円	名称	農業者年金業務受託手数料	内容	農業委員会が行う農業者年金業務に対する独立行政法人農業者年金基金からの業務受託手数料	<p>【内容】 独立行政法人農業者年金基金より事務の委託を受け、農業者年金の被保険者及び受給者台帳の整備、保管並びに裁定請求、受給者現況届等の受付事務を行う。</p> <p>【基礎数値】 農業者年金加入状況（H16.4.1現在）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="text-align: left;">区 分</th> <th style="text-align: right;">受給者数（人）</th> </tr> <tr> <td>被保険者</td> <td style="text-align: right;">2</td> </tr> <tr> <td>受給権発生者(待期者)</td> <td style="text-align: right;">2</td> </tr> <tr> <td>経営移譲年金受給者</td> <td style="text-align: right;">2</td> </tr> <tr> <td>農業者老齢年金受給者</td> <td style="text-align: right;">28</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">計</td> <td style="text-align: right;">34</td> </tr> </table> <p>平成15年度届出等事務処理件数</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="text-align: left;">区 分</th> <th style="text-align: right;">件 数</th> </tr> <tr> <td>新規加入</td> <td style="text-align: right;">0</td> </tr> <tr> <td>経営移譲裁定請求</td> <td style="text-align: right;">0</td> </tr> <tr> <td>老齢年金裁定請求</td> <td style="text-align: right;">2</td> </tr> <tr> <td>特例脱退一時金裁定請求</td> <td style="text-align: right;">2</td> </tr> <tr> <td>死亡届</td> <td style="text-align: right;">3</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">計</td> <td style="text-align: right;">5</td> </tr> </table> <p>平成16年度予算</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>旅費</td> <td style="text-align: right;">5千円</td> </tr> <tr> <td>消耗品</td> <td style="text-align: right;">82千円</td> </tr> </table> <p>【特定財源】</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>名称</td> <td>農業者年金業務受託手数料</td> </tr> <tr> <td>内容</td> <td>農業委員会が行う農業者年金業務に対する独立行政法人農業者年金基金からの業務受託手数料</td> </tr> </table> <p>受託手数料に対し執行予算化されていない。 (農業委員関係経費に充当)</p> <p>事業立て予算化調整が必要。</p>	区 分	受給者数（人）	被保険者	2	受給権発生者(待期者)	2	経営移譲年金受給者	2	農業者老齢年金受給者	28	計	34	区 分	件 数	新規加入	0	経営移譲裁定請求	0	老齢年金裁定請求	2	特例脱退一時金裁定請求	2	死亡届	3	計	5	旅費	5千円	消耗品	82千円	名称	農業者年金業務受託手数料	内容	農業委員会が行う農業者年金業務に対する独立行政法人農業者年金基金からの業務受託手数料	<p>【内容】 独立行政法人農業者年金基金より事務の委託を受け、農業者年金の被保険者及び受給者台帳の整備、保管並びに裁定請求、受給者現況届等の受付事務を行う。</p> <p>【基礎数値】 農業者年金加入状況（H16.4.1現在）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="text-align: left;">区 分</th> <th style="text-align: right;">受給者数（人）</th> </tr> <tr> <td>被保険者</td> <td style="text-align: right;">13</td> </tr> <tr> <td>受給権発生者(待期者)</td> <td style="text-align: right;">3</td> </tr> <tr> <td>経営移譲年金受給者</td> <td style="text-align: right;">28</td> </tr> <tr> <td>農業者老齢年金受給者</td> <td style="text-align: right;">65</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">計</td> <td style="text-align: right;">93</td> </tr> </table> <p>平成15年度届出等事務処理件数</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="text-align: left;">区 分</th> <th style="text-align: right;">件 数</th> </tr> <tr> <td>新規加入</td> <td style="text-align: right;">0</td> </tr> <tr> <td>経営移譲裁定請求</td> <td style="text-align: right;">0</td> </tr> <tr> <td>老齢年金裁定請求</td> <td style="text-align: right;">2</td> </tr> <tr> <td>特例脱退一時金裁定請求</td> <td style="text-align: right;">1</td> </tr> <tr> <td>死亡届</td> <td style="text-align: right;">2</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">計</td> <td style="text-align: right;">5</td> </tr> </table> <p>平成16年度予算</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>賃 金</td> <td style="text-align: right;">56千円</td> </tr> <tr> <td>旅 費</td> <td style="text-align: right;">12千円</td> </tr> <tr> <td>消耗品</td> <td style="text-align: right;">49千円</td> </tr> <tr> <td>役員費</td> <td style="text-align: right;">7千円</td> </tr> </table> <p>【特定財源】</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>名称</td> <td>農業者年金業務受託手数料</td> </tr> <tr> <td>内容</td> <td>農業委員会が行う農業者年金業務に対する独立行政法人農業者年金基金からの業務受託手数料</td> </tr> </table>	区 分	受給者数（人）	被保険者	13	受給権発生者(待期者)	3	経営移譲年金受給者	28	農業者老齢年金受給者	65	計	93	区 分	件 数	新規加入	0	経営移譲裁定請求	0	老齢年金裁定請求	2	特例脱退一時金裁定請求	1	死亡届	2	計	5	賃 金	56千円	旅 費	12千円	消耗品	49千円	役員費	7千円	名称	農業者年金業務受託手数料	内容	農業委員会が行う農業者年金業務に対する独立行政法人農業者年金基金からの業務受託手数料	<p>【内容】 独立行政法人農業者年金基金より事務の委託を受け、農業者年金の被保険者及び受給者台帳の整備、保管並びに裁定請求、受給者現況届等の受付事務を行う。</p> <p>【基礎数値】 農業者年金加入状況（H16.4.1現在）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="text-align: left;">区 分</th> <th style="text-align: right;">受給者数（人）</th> </tr> <tr> <td>被保険者</td> <td style="text-align: right;">2</td> </tr> <tr> <td>受給権発生者(待期者)</td> <td style="text-align: right;">0</td> </tr> <tr> <td>経営移譲年金受給者</td> <td style="text-align: right;">18</td> </tr> <tr> <td>農業者老齢年金受給者</td> <td style="text-align: right;">17</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">計</td> <td style="text-align: right;">37</td> </tr> </table> <p>平成15年度届出等事務処理件数</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="text-align: left;">区 分</th> <th style="text-align: right;">件 数</th> </tr> <tr> <td>新規加入</td> <td style="text-align: right;">0</td> </tr> <tr> <td>経営移譲裁定請求</td> <td style="text-align: right;">0</td> </tr> <tr> <td>老齢年金裁定請求</td> <td style="text-align: right;">1</td> </tr> <tr> <td>特例脱退一時金裁定請求</td> <td style="text-align: right;">0</td> </tr> <tr> <td>死亡届</td> <td style="text-align: right;">0</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">計</td> <td style="text-align: right;">1</td> </tr> </table> <p>平成16年度予算</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>旅費</td> <td style="text-align: right;">9千円</td> </tr> <tr> <td>消耗品</td> <td style="text-align: right;">90千円</td> </tr> </table> <p>【特定財源】</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>名称</td> <td>農業者年金業務受託手数料</td> </tr> <tr> <td>内容</td> <td>農業委員会が行う農業者年金業務に対する独立行政法人農業者年金基金からの業務受託手数料</td> </tr> </table>	区 分	受給者数（人）	被保険者	2	受給権発生者(待期者)	0	経営移譲年金受給者	18	農業者老齢年金受給者	17	計	37	区 分	件 数	新規加入	0	経営移譲裁定請求	0	老齢年金裁定請求	1	特例脱退一時金裁定請求	0	死亡届	0	計	1	旅費	9千円	消耗品	90千円	名称	農業者年金業務受託手数料	内容	農業委員会が行う農業者年金業務に対する独立行政法人農業者年金基金からの業務受託手数料	<p>【内容】 独立行政法人農業者年金基金より事務の委託を受け、農業者年金の被保険者及び受給者台帳の整備、保管並びに裁定請求、受給者現況届等の受付事務を行う。</p> <p>【基礎数値】 農業者年金加入状況（H16.4.1現在）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="text-align: left;">区 分</th> <th style="text-align: right;">受給者数（人）</th> </tr> <tr> <td>被保険者</td> <td style="text-align: right;">0</td> </tr> <tr> <td>受給権発生者(待期者)</td> <td style="text-align: right;">0</td> </tr> <tr> <td>経営移譲年金受給者</td> <td style="text-align: right;">15</td> </tr> <tr> <td>農業者老齢年金受給者</td> <td style="text-align: right;">21</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">計</td> <td style="text-align: right;">36</td> </tr> </table> <p>平成15年度届出等事務処理件数</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="text-align: left;">区 分</th> <th style="text-align: right;">件 数</th> </tr> <tr> <td>新規加入</td> <td style="text-align: right;">0</td> </tr> <tr> <td>経営移譲裁定請求</td> <td style="text-align: right;">0</td> </tr> <tr> <td>老齢年金裁定請求</td> <td style="text-align: right;">0</td> </tr> <tr> <td>特例脱退一時金裁定請求</td> <td style="text-align: right;">0</td> </tr> <tr> <td>死亡届</td> <td style="text-align: right;">1</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">計</td> <td style="text-align: right;">1</td> </tr> </table> <p>平成16年度予算</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>旅費</td> <td style="text-align: right;">12千円</td> </tr> <tr> <td>消耗品</td> <td style="text-align: right;">21千円</td> </tr> <tr> <td>コピー代</td> <td style="text-align: right;">20千円</td> </tr> <tr> <td>郵便料</td> <td style="text-align: right;">6千円</td> </tr> <tr> <td>機械借上料</td> <td style="text-align: right;">30千円</td> </tr> </table> <p>【特定財源】</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>名称</td> <td>農業者年金業務受託手数料</td> </tr> <tr> <td>内容</td> <td>農業委員会が行う農業者年金業務に対する独立行政法人農業者年金基金からの業務受託手数料</td> </tr> </table>	区 分	受給者数（人）	被保険者	0	受給権発生者(待期者)	0	経営移譲年金受給者	15	農業者老齢年金受給者	21	計	36	区 分	件 数	新規加入	0	経営移譲裁定請求	0	老齢年金裁定請求	0	特例脱退一時金裁定請求	0	死亡届	1	計	1	旅費	12千円	消耗品	21千円	コピー代	20千円	郵便料	6千円	機械借上料	30千円	名称	農業者年金業務受託手数料	内容	農業委員会が行う農業者年金業務に対する独立行政法人農業者年金基金からの業務受託手数料
区 分	受給者数（人）																																																																																																																																																																																								
被保険者	10																																																																																																																																																																																								
受給権発生者(待期者)	24																																																																																																																																																																																								
経営移譲年金受給者	4																																																																																																																																																																																								
農業者老齢年金受給者	249																																																																																																																																																																																								
計	287																																																																																																																																																																																								
区 分	件 数																																																																																																																																																																																								
新規加入	0																																																																																																																																																																																								
経営移譲裁定請求	0																																																																																																																																																																																								
老齢年金裁定請求	8																																																																																																																																																																																								
特例脱退一時金裁定請求	2																																																																																																																																																																																								
死亡届	19																																																																																																																																																																																								
計	29																																																																																																																																																																																								
旅費	25千円																																																																																																																																																																																								
消耗品	161千円																																																																																																																																																																																								
名称	農業者年金業務受託手数料																																																																																																																																																																																								
内容	農業委員会が行う農業者年金業務に対する独立行政法人農業者年金基金からの業務受託手数料																																																																																																																																																																																								
区 分	受給者数（人）																																																																																																																																																																																								
被保険者	2																																																																																																																																																																																								
受給権発生者(待期者)	2																																																																																																																																																																																								
経営移譲年金受給者	2																																																																																																																																																																																								
農業者老齢年金受給者	28																																																																																																																																																																																								
計	34																																																																																																																																																																																								
区 分	件 数																																																																																																																																																																																								
新規加入	0																																																																																																																																																																																								
経営移譲裁定請求	0																																																																																																																																																																																								
老齢年金裁定請求	2																																																																																																																																																																																								
特例脱退一時金裁定請求	2																																																																																																																																																																																								
死亡届	3																																																																																																																																																																																								
計	5																																																																																																																																																																																								
旅費	5千円																																																																																																																																																																																								
消耗品	82千円																																																																																																																																																																																								
名称	農業者年金業務受託手数料																																																																																																																																																																																								
内容	農業委員会が行う農業者年金業務に対する独立行政法人農業者年金基金からの業務受託手数料																																																																																																																																																																																								
区 分	受給者数（人）																																																																																																																																																																																								
被保険者	13																																																																																																																																																																																								
受給権発生者(待期者)	3																																																																																																																																																																																								
経営移譲年金受給者	28																																																																																																																																																																																								
農業者老齢年金受給者	65																																																																																																																																																																																								
計	93																																																																																																																																																																																								
区 分	件 数																																																																																																																																																																																								
新規加入	0																																																																																																																																																																																								
経営移譲裁定請求	0																																																																																																																																																																																								
老齢年金裁定請求	2																																																																																																																																																																																								
特例脱退一時金裁定請求	1																																																																																																																																																																																								
死亡届	2																																																																																																																																																																																								
計	5																																																																																																																																																																																								
賃 金	56千円																																																																																																																																																																																								
旅 費	12千円																																																																																																																																																																																								
消耗品	49千円																																																																																																																																																																																								
役員費	7千円																																																																																																																																																																																								
名称	農業者年金業務受託手数料																																																																																																																																																																																								
内容	農業委員会が行う農業者年金業務に対する独立行政法人農業者年金基金からの業務受託手数料																																																																																																																																																																																								
区 分	受給者数（人）																																																																																																																																																																																								
被保険者	2																																																																																																																																																																																								
受給権発生者(待期者)	0																																																																																																																																																																																								
経営移譲年金受給者	18																																																																																																																																																																																								
農業者老齢年金受給者	17																																																																																																																																																																																								
計	37																																																																																																																																																																																								
区 分	件 数																																																																																																																																																																																								
新規加入	0																																																																																																																																																																																								
経営移譲裁定請求	0																																																																																																																																																																																								
老齢年金裁定請求	1																																																																																																																																																																																								
特例脱退一時金裁定請求	0																																																																																																																																																																																								
死亡届	0																																																																																																																																																																																								
計	1																																																																																																																																																																																								
旅費	9千円																																																																																																																																																																																								
消耗品	90千円																																																																																																																																																																																								
名称	農業者年金業務受託手数料																																																																																																																																																																																								
内容	農業委員会が行う農業者年金業務に対する独立行政法人農業者年金基金からの業務受託手数料																																																																																																																																																																																								
区 分	受給者数（人）																																																																																																																																																																																								
被保険者	0																																																																																																																																																																																								
受給権発生者(待期者)	0																																																																																																																																																																																								
経営移譲年金受給者	15																																																																																																																																																																																								
農業者老齢年金受給者	21																																																																																																																																																																																								
計	36																																																																																																																																																																																								
区 分	件 数																																																																																																																																																																																								
新規加入	0																																																																																																																																																																																								
経営移譲裁定請求	0																																																																																																																																																																																								
老齢年金裁定請求	0																																																																																																																																																																																								
特例脱退一時金裁定請求	0																																																																																																																																																																																								
死亡届	1																																																																																																																																																																																								
計	1																																																																																																																																																																																								
旅費	12千円																																																																																																																																																																																								
消耗品	21千円																																																																																																																																																																																								
コピー代	20千円																																																																																																																																																																																								
郵便料	6千円																																																																																																																																																																																								
機械借上料	30千円																																																																																																																																																																																								
名称	農業者年金業務受託手数料																																																																																																																																																																																								
内容	農業委員会が行う農業者年金業務に対する独立行政法人農業者年金基金からの業務受託手数料																																																																																																																																																																																								

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	農業委員会部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
13	農業委員会広報誌の発行	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	農業委員会事務局 相模原市「農業のうごき」発行に関する規程	農業委員会事務局	農業委員会事務局	農業委員会事務局	農業委員会事務局
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）	683千円		360千円		
歳入予算額（平成16年度）	0千円		0千円		
【事務事業の内容】	<p>【目的】 市農政及び農業に係る情報について農業者に周知することにより、市農政及び農業に対する理解と営農意欲の増進を図り、農業者の経営環境の向上、農地の保全及び都市農業の振興に資する。</p> <p>【内容】 名称 「農業のうごき」 発行 年4回（5月、7月、10月、1月） 規格 A4版、4ページ （うちカラー2ページ） 発行部数 4,300部 配付対象 市内農家</p> <p>【送付手順】 広報誌を市農協みどり組合ごとに必要数封入し、市農協支店あて送付 市農協支店からみどり組合長に送付し、みどり組合長が各農家に配布</p> <p>【公共的団体】 相模原市農業協同組合みどり組合 相模原市農業協同組合支店管内の地区ごとの組合員による組織</p>	該当事業なし	<p>【目的】 町農委及び農業に係る情報について農業者に周知することにより、町農委及び農業に対する理解と営農意欲の増進を図り、農業者の経営環境の向上、農地の保全及び都市農業の振興に資する。</p> <p>【内容】 名称 「農業のだより」 発行 年2回（11月、3月） 規格 A4版、6ページ （全ページカラー） 発行部数 1200部 配付対象 町内農家</p> <p>【配布手順】 広報誌を農業委員ごとに必要数封入し、農業委員に配布し、農業委員等が各農家に配布</p>	該当事業なし	該当事業なし

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	農業委員会部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
16	選挙人名簿登載申請書の受理及び審査に関する事務	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	農業委員会事務局	農業委員会事務局	農業委員会事務局	農業委員会事務局	農業委員会事務局
根拠法令等	農業委員会等に関する法律	農業委員会等に関する法律	農業委員会に関する法律	農業委員会等に関する法律	農業委員会等に関する法律
歳出予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【内容】 農業委員会委員選挙人名簿の調製を行うため、選挙権を有する者の申請により選挙人の資格を審査し、農業委員会の意見を付して市選挙管理委員会に送付する。</p> <p>・平成16年農業委員会委員選挙人名簿登載者数 男 2,312人 女 1,461人 計 3,773人 戸数 2,064戸</p> <p>【手順】 農家台帳システムにより対象者を把握 申請書を市農協14支店を経由して、みどり組合長が各農家に配布 (みどり組合に所属していない対象者は郵便により送付、回収) 各農家の申請書をみどり組合長が取りまとめ、市出張所を経由して受理 選挙人の資格を審査 農業委員会総会で決定 市選挙管理委員会に送付</p> <p>【公共的団体】 相模原市農業協同組合みどり組合 相模原市農業協同組合支店管内の地区ごとの組合員による組織</p> <p>【農家台帳システム】 管理形態 農業委員会事務局単独のパソコンで管理 保守管理 業者委託(ソフト、ハードの保守) データ更新 農家台帳システムのデータと固定資産、住民基本台帳情報との照合を年2回実施 活用状況 農地基本台帳作成、農業委員会委員選挙人名簿登載申請事務、農地法許可・届出処理事務、許可・受理済証明書作成、議案書作成</p>	<p>【内容】 農業委員会委員選挙人名簿の調製を行うため、選挙権を有する者の申請により選挙人の資格を審査し、農業委員会の意見を付して町選挙管理委員会に送付する。</p> <p>・平成16年農業委員会委員選挙人名簿登載者数 男 340人 女 279人 計 619人 戸数 274戸</p> <p>【手順】 農家台帳により対象者を把握 申請書を町選管が各対象農家に郵送配布 対象者は郵便等により送付して受理 選挙人の資格を審査 農業委員会総会で決定 町選挙管理委員会に送付</p>	<p>【内容】 農業委員会委員選挙人名簿の調製を行うため、選挙権を有する者の申請により選挙人の資格を審査し、農業委員会の意見を付して町選挙管理委員会に送付する。</p> <p>・平成16年農業委員会委員選挙人名簿登載者数 男 985人 女 439人 計 1,464人 戸数 848戸</p> <p>【手順】 農家台帳により対象者を把握 申請書を町選管が各対象農家に郵送配布 対象者は郵便等により送付して受理 選挙人の資格を審査 農業委員会総会で決定 町選挙管理委員会に送付</p>	<p>【内容】 農業委員会委員選挙人名簿の調製を行うため、選挙権を有する者の申請により選挙人の資格を審査し、農業委員会の意見を付して町選挙管理委員会に送付する。</p> <p>・平成16年農業委員会委員選挙人名簿登載者数 男 415人 女 330人 計 745人 戸数 360戸</p> <p>【手順】 農家基本台帳により対象者を把握 申請書を町選管が各対象農家に農政連絡員を通じて配布 対象者は農政連絡員を通じ申請書を提出 農業委員会事務局受理 選挙人の資格を審査 農業委員会総会で決定 町選挙管理委員会に送付</p>	<p>【内容】 農業委員会委員選挙人名簿の調製を行うため、選挙権を有する者の申請により選挙人の資格を審査し、農業委員会の意見を付して町選挙管理委員会に送付する。</p> <p>・平成16年農業委員会委員選挙人名簿登載者数 男 526人 女 365人 計 891人 戸数 441戸</p> <p>【手順】 農家基本台帳により対象者を把握 申請書を町選管が各対象農家に配布 対象者は申請書を農業委員会事務局に提出 農業委員会事務局受理 選挙人の資格を審査 農業委員会総会で決定 町選挙管理委員会に送付</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	農業委員会部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
20	委員会の権限に属する各種の建議及び答申	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	農業委員会事務局 農業委員会等に関する法律	農業委員会事務局 農業委員会等に関する法律	農業委員会事務局 農業委員会等に関する法律	農業委員会事務局 農業委員会等に関する法律	農業委員会事務局 農業委員会等に関する法律
根拠法令等					
歳出予算額（平成16年度）	34千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 農業者の経営安定、担い手の育成及び農地の確保・保全に係る農業施策を講じ、もって本市農業の一層の振興を図るため、県知事及び市長への建議を行なう。</p> <p>【内容】 県知事への建議内容については、農政対策特別小委員会が原案を作成し、総会で決定する。市長への建議内容については、市内8箇所の市農協支店で行なわれる、「農政懇談会」で農業者から出された意見や要望などを取りまとめ、原案を農業委員の全員協議会で審議した上で、9月の総会で決定後同日市長へ建議する。</p> <p>【基礎数値】 出席農業者数 167人（15年度） 140人（14年度）</p>	<p>【目的】 農業者の経営安定、担い手の育成及び農地の確保・保全に係る農業施策を講じ、もって本町農業の一層の振興を図るため、県知事への建議を行なう。</p> <p>【内容】 県知事への建議内容については、事務局が原案を作成し、総会で審議決定する。</p>	<p>【目的】 農業者の経営安定、担い手の育成及び農地の確保・保全に係る農業施策を講じ、もって本町農業の一層の振興を図るため、県知事への建議を行なう。</p> <p>【内容】 県知事への建議内容については、事務局が原案を作成し、総会で審議決定する。</p>	<p>【目的】 農業者の経営安定、担い手の育成及び農地の確保・保全に係る農業施策を講じ、もって本町農業の一層の振興を図るため、県知事への建議を行なう。</p> <p>【内容】 県知事への建議内容については、事務局が原案を作成し、総会で審議決定する。</p>	<p>【目的】 農業者の経営安定、担い手の育成及び農地の確保・保全に係る農業施策を講じ、もって本町農業の一層の振興を図るため、県知事への建議を行なう。</p> <p>【内容】 県知事への建議内容については、事務局が原案を作成し、総会で審議決定する。</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	農業委員会部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
22	農地等の権利移動の許可及び農地転用許可に関する事務	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	農業委員会事務局	農業委員会事務局	農業委員会事務局	農業委員会事務局	農業委員会事務局
根拠法令等	農地法	農地法	農地法	農地法	農地法
歳出予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【内容】</p> <p>農地法第3条に規定する耕作目的で農地を売買又は賃借する場合の農業委員会又は県知事の許可に関する事務 〔手続きの概要〕 事前相談、申請受付け、調査、農業委員会での審議。県知事への送付。許可証の交付。 〔実績〕 平成15年度 11件</p> <p>農地法第4条に規定する農地の転用の許可（市街化調整区域）に関する事務。 〔手続きの概要〕 事前相談、申請受付け、調査、農業委員会での審議。県知事への送付。許可証の交付。転用事実の確認及びその証明。 〔実績〕 平成15年度 32件</p> <p>農地法第5条に規定する権利移動を伴う農地の転用許可（市街化調整区域）に関する事務。 〔手続きの概要〕 事前相談、申請受付け、調査、農業委員会での審議。県知事への送付。許可証の交付。転用事実の確認及びその証明。 〔実績〕 平成15年度 52件</p> <p>市街化調整区域内の農地法第4条に規定する農地の転用及び農地法第5条に規定する権利移動を伴う農地の転用の届出に関する事務 〔手続きの概要〕 届出受付け、書類審査、受理通知書交付。 〔実績〕 平成15年度 878件</p> <p>【事務処理方法等】 神奈川県農地法関係事務提要に定めるところによる。</p> <p>【神奈川県窓口】 県央農政事務所</p> <p>【農家台帳システム】 管理形態 農業委員会事務局単独のパソコンで管理 保守管理 業者委託（ソフト、ハードの保守）</p>	<p>【内容】</p> <p>農地法第3条に規定する耕作目的で農地を売買又は賃借する場合の農業委員会又は県知事の許可に関する事務 〔手続きの概要〕 事前相談、申請受付け、調査、農業委員会での審議。県知事への送付。許可証の交付。 〔実績〕 平成15年度 2件</p> <p>農地法第4条に規定する農地の転用の許可（市街化調整区域）に関する事務。 〔手続きの概要〕 事前相談、申請受付け、調査、農業委員会での審議。県知事への送付。許可証の交付。転用事実の確認及びその証明。 〔実績〕 平成15年度 7件</p> <p>農地法第5条に規定する権利移動を伴う農地の転用許可（市街化調整区域）に関する事務。 〔手続きの概要〕 事前相談、申請受付け、調査、農業委員会での審議。県知事への送付。許可証の交付。転用事実の確認及びその証明。 〔実績〕 平成15年度 14件</p> <p>市街化調整区域内の農地法第4条に規定する農地の転用及び農地法第5条に規定する権利移動を伴う農地の転用の届出に関する事務 〔手続きの概要〕 届出受付け、書類審査、受理通知書交付。 〔実績〕 平成15年度 31件</p> <p>【事務処理方法等】 神奈川県農地法関係事務提要に定めるところによる。</p> <p>【神奈川県窓口】 県津久井行政センター</p>	<p>【内容】</p> <p>農地法第3条に規定する耕作目的で農地を売買又は賃借する場合の農業委員会又は県知事の許可に関する事務 〔手続きの概要〕 事前相談、申請受付け、調査、農業委員会での審議。県知事への送付。許可証の交付。 〔実績〕 平成15年度 15件</p> <p>農地法第4条に規定する農地の転用の許可に関する事務。 〔手続きの概要〕 事前相談、申請受付け、調査、農業委員会での審議。県知事への送付。許可証の交付。転用事実の確認及びその証明。 〔実績〕 平成15年度 19件</p> <p>農地法第5条に規定する権利移動を伴う農地の転用許可に関する事務。 〔手続きの概要〕 事前相談、申請受付け、調査、農業委員会での審議。県知事への送付。許可証の交付。転用事実の確認及びその証明。 〔実績〕 平成15年度 43件</p> <p>市街化調整区域内の農地法第4条に規定する農地の転用及び農地法第5条に規定する権利移動を伴う農地の転用の届出に関する事務 〔手続きの概要〕 都市計画法の線引きがされていないため実績なし</p> <p>【事務処理方法等】 神奈川県農地法関係事務提要に定めるところによる。</p> <p>【神奈川県窓口】 県津久井行政センター</p>	<p>【内容】</p> <p>農地法第3条に規定する耕作目的で農地を売買又は賃借する場合の農業委員会又は県知事の許可に関する事務 〔手続きの概要〕 事前相談、申請受付け、調査、農業委員会での審議。県知事への送付。許可証の交付。 〔実績〕 平成15年度 2件</p> <p>農地法第4条に規定する農地の転用の許可に関する事務。 〔手続きの概要〕 事前相談、申請受付け、調査、農業委員会での審議。県知事への送付。許可証の交付。転用事実の確認及びその証明。 〔実績〕 平成15年度 8件</p> <p>農地法第5条に規定する権利移動を伴う農地の転用許可に関する事務。 〔手続きの概要〕 事前相談、申請受付け、調査、農業委員会での審議。県知事への送付。許可証の交付。転用事実の確認及びその証明。 〔実績〕 平成15年度 24件</p> <p>市街化調整区域内の農地法第4条に規定する農地の転用及び農地法第5条に規定する権利移動を伴う農地の転用の届出に関する事務 〔手続きの概要〕 都市計画法の線引きがされていないため実績なし</p> <p>【事務処理方法等】 神奈川県農地法関係事務提要に定めるところによる。</p> <p>【神奈川県窓口】 県津久井地区行政センター</p> <p>【農家台帳】 管理形態 紙媒体で管理（許可されたものは該当番に記入） 紙媒体は3年ごとに更新（打ち出しを業者委託）</p>	<p>【内容】</p> <p>農地法第3条に規定する耕作目的で農地を売買又は賃借する場合の農業委員会又は県知事の許可に関する事務 〔手続きの概要〕 事前相談、申請受付け、調査、農業委員会での審議。県知事への送付。許可証の交付。 〔実績〕 平成15年度 9件</p> <p>農地法第4条に規定する農地の転用の許可に関する事務。 〔手続きの概要〕 事前相談、申請受付け、調査、農業委員会での審議。県知事への送付。許可証の交付。転用事実の確認及びその証明。 〔実績〕 平成15年度 11件</p> <p>農地法第5条に規定する権利移動を伴う農地の転用許可に関する事務。 〔手続きの概要〕 事前相談、申請受付け、調査、農業委員会での審議。県知事への送付。許可証の交付。転用事実の確認及びその証明。 〔実績〕 平成15年度 20件</p> <p>市街化調整区域内の農地法第4条に規定する農地の転用及び農地法第5条に規定する権利移動を伴う農地の転用の届出に関する事務 都市計画法の線引きがされていないため実績なし</p> <p>【事務処理方法等】 神奈川県農地法関係事務提要に定めるところによる。</p> <p>【神奈川県窓口】 県津久井地区行政センター</p> <p>【農家台帳】 管理形態 紙媒体で管理 （許可があるごとに随時更新）</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	農業委員会部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
23	農地等の交換分合に関する事務	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	農業委員会事務局	農業委員会事務局	農業委員会事務局	農業委員会事務局	農業委員会事務局
根拠法令等	農地法	農地法	農地法	農地法	農地法
歳出予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【内容】 各法令が定めるところによる交換分合計画の策定等及び付随する事務</p> <p>平成15年度 取扱い件数なし</p>				

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		農業委員会部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
24	農地等の相隣関係の紛争の調停に関する事務		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	農業委員会事務局	農業委員会事務局	農業委員会事務局	農業委員会事務局	農業委員会事務局
根拠法令等	農地法	農地法	農地法	農地法	農地法
歳出予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【内容】 農地法第43条の2に規定による農地の利用関係の紛争についての和解の仲介。</p> <p>平成15年度 取扱い件数なし</p> <p>○ 農地等紛争あっせん委員 3名 ・ 選出方法 会長が総会にはかり選任 ・ 任期 1年</p>	<p>【内容】 農地法第43条の2に規定による農地の利用関係の紛争についての和解の仲介。</p> <p>平成15年度 取扱い件数なし</p> <p>○ 農地等紛争あっせん委員 3名 ・ 選出方法 会長が総会にはかり選任 ・ 任期 事業終了まで</p>	<p>【内容】 農地法第43条の2に規定による農地の利用関係の紛争についての和解の仲介。</p> <p>平成15年度 取扱い件数なし</p> <p>○ 農地等紛争あっせん委員 3名 ・ 選出方法 会長が総会にはかり選任 ・ 任期 事業終了まで</p>	<p>【内容】 農地法第43条の2に規定による農地の利用関係の紛争についての和解の仲介。</p> <p>平成15年度 取扱い件数なし</p> <p>○ 農地等紛争あっせん委員 3名 ・ 選出方法 会長が総会にはかり選任 ・ 任期 事業終了まで</p>	<p>【内容】 農地法第43条の2に規定による農地の利用関係の紛争についての和解の仲介。</p> <p>平成15年度 取扱い件数なし</p> <p>○ 農地等紛争あっせん委員 3名 ・ 選出方法 会長が総会に諮り選任 ・ 任期 事業終了まで</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	農業委員会部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
31	農業経営基盤強化促進法に関する事務	A協議会 B幹事会 C専門部会			
担当課名	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
根拠法令等	農業委員会事務局 農地法・ 農業経営基盤強化促進法・ 相模原市農地移動適正化あっせん基準	農業委員会事務局 農地法・ 農業経営基盤強化促進法・ 城山町農地移動適正化あっせん基準	農業委員会事務局 農地法・ 農業経営基盤強化促進法・ 津久井町農地移動適正化あっせん基準	農業委員会事務局 農地法・ 農業経営基盤強化促進法・ 相模湖町農用地等移動適正化あっせん基準	農業委員会事務局 農地法・ 農業経営基盤強化促進法・ 相模湖町農用地等移動適正化あっせん基準
歳出予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	【内容】	【内容】	【内容】	【内容】	【内容】
	<p>認定農業者等に農用地を集積するため、権利の設定、移転に関する事務で農業委員会の権限に属する事務及び市長の権限に属する事務の一部を農業委員会に委任する規則の定める事務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 利用権設定申出書受付・受理 （窓口は市農政課）毎月10日締め切り</li> <li>○ 申出書の受理 農政課から「農用地利用集積計画作成申出書」を受け取る。</li> <li>○ 「農用地利用集積計画」作成（農業委員会総会の議案書） 農地台帳システムにて入力。</li> <li>○ 「農用地利用集積計画」を農政課に送付。</li> <li>○ 農政課から農業委員会に「農用地利用集積計画」の決定依頼がある。</li> <li>○ 農業委員会総会で審議・決定後、農政課に「農用地利用集積計画」の決定の回答。</li> <li>○ 公告（農政課）写しを農業委員会に送付してもらう。</li> </ul> <p>農業経営基盤強化促進法第21条に規定する農地の所有権移転に係る囑託登記事務 平成15年度取扱なし</p> <p>農地保有合理化のため農地等の権利移動のあっせん「相模原市農地移動適正化あっせん基準」に基づき、認定農業者等に行う。</p> <p style="text-align: right;">平成15年度取扱件数 68件</p> <p>【公共的団体】 農地保有合理化法人 農業経営基盤強化促進法第7条の承認を受けた法人で、農地保有合理化事業を行う。 ・ 農地保有合理化事業：農地売買等事業、農地信託等事業、新規就農者への研修等（担当 相模原市農協同組合営農センター）</p> <p>【農家台帳システム】 管理形態 農業委員会事務局単独のパソコンで管理 保守管理 業者委託（ソフト、ハードの保守）</p>	<p>認定農業者等に農用地を集積するため、権利の設定、移転に関する農業委員会事務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 利用権設定申出書受付・受理 （窓口は町経済課）事前調整を要す</li> <li>○ 「農用地利用集積計画」町経済課作成</li> <li>○ 経済課から農業委員会に「農用地利用集積計画」の決定依頼がある。</li> <li>○ 農業委員会総会で審議・決定後、経済課に「農用地利用集積計画」の決定の回答。</li> <li>○ 公告（経済課）</li> </ul> <p>農業経営基盤強化促進法第21条に規定する農地の所有権移転に係る囑託登記事務 平成15年度取扱なし</p> <p>農地保有合理化のため農地等の権利移動のあっせん「城山町農地移動適正化あっせん基準」に基づき、認定農業者等に行う。</p> <p style="text-align: right;">平成15年度取扱件数 4件</p> <p>【公共的団体】 農地保有合理化法人 農業経営基盤強化促進法第7条の承認を受けた法人で、農地保有合理化事業を行う。 ・ 農地保有合理化事業：農地売買等事業、農地信託等事業、新規就農者への研修等（担当（社）神奈川県農業公社）</p>	<p>認定農業者等に農用地を集積するため、権利の設定、移転に関する農業委員会事務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 利用権設定申出書受付・受理 （窓口は農業委員会）事前調整を要す</li> <li>○ 農業委員会総会で審議・決定後、産業経済課に「農用地利用集積計画」の策定依頼</li> <li>○ 「農用地利用集積計画」町産業経済課作成</li> <li>○ 公告（経済課）</li> <li>○ 産業経済課から「農用地利用集積計画」の策定した旨の通知</li> </ul> <p style="text-align: center;">平成15年度取扱件数 8件</p> <p>農業経営基盤強化促進法第21条に規定する農地の所有権移転に係る囑託登記事務 平成15年度取扱なし</p> <p>農地保有合理化のため農地等の権利移動のあっせん「津久井町農地移動適正化あっせん基準」に基づき、認定農業者等に行う。</p> <p style="text-align: right;">平成15年度取扱件数 0件</p> <p>【公共的団体】 農地保有合理化法人 農業経営基盤強化促進法第7条の承認を受けた法人で、農地保有合理化事業を行う。 ・ 農地保有合理化事業：農地売買等事業、農地信託等事業、新規就農者への研修等（担当（社）神奈川県農業公社）</p>	<p>認定農業者等に農用地を集積するため、権利の設定、移転に関する農業委員会事務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 農用地利用集積計画申請書受付・受理 事前調整を要す</li> <li>○ 「農用地利用集積計画書」町産業環境課作成</li> <li>○ 産業環境課から農業委員会に「農用地利用集積計画書」の決定依頼がある。</li> <li>○ 農業委員会総会で審議・決定後、産業環境課に「農用地利用集積計画書」の決定の回答。</li> <li>○ 公告（産業環境課）</li> </ul> <p style="text-align: center;">平成15年度取扱件数 3件</p> <p>農業経営基盤強化促進法第21条に規定する農地の所有権移転に係る囑託登記事務 平成15年度取扱なし</p> <p>農地保有合理化のため農地等の権利移動のあっせん「相模湖町農用地等移動適正化あっせん基準」に基づき、認定農業者等に行う。</p> <p style="text-align: right;">平成15年度取扱件数 0件</p> <p>【公共的団体】 農地保有合理化法人 農業経営基盤強化促進法第7条の承認を受けた法人で、農地保有合理化事業を行う。 ・ 農地保有合理化事業：農地売買等事業等（担当（社）神奈川県農業公社）</p>	<p>認定農業者等に農用地を集積するため、権利の設定、移転に関する農業委員会事務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 農用地利用集積計画申請書受付・受理 事前調整を要す</li> <li>○ 「農用地利用集積計画書」事前調整を要す</li> <li>○ 「農用地利用集積計画書」まちづくり課作成</li> <li>○ まちづくり課から農業委員会に「農用地利用集積計画書」の決定依頼がある。</li> <li>○ 農業委員会総会で審議・決定後、まちづくり課に「農用地利用集積計画書」の決定の回答。</li> <li>○ 公告（まちづくり課）</li> </ul> <p style="text-align: center;">平成15年度取扱件数 3件</p> <p>農業経営基盤強化促進法第21条に規定する農地の所有権移転に係る囑託登記事務 平成15年度取扱なし</p> <p>農地保有合理化のため農地等の権利移動のあっせん「藤野町農用地等移動適正化あっせん基準」に基づき、認定農業者等に行う。</p> <p style="text-align: right;">平成15年度取扱件数 0件</p> <p>【公共的団体】 農地保有合理化法人 農業経営基盤強化促進法第7条の承認を受けた法人で、農地保有合理化事業を行う。 ・ 農地保有合理化事業：農地売買等事業等（担当（社）神奈川県農業公社）</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	農業委員会部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
32	農業生産法人に関する事務	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	農業委員会事務局	農業委員会事務局	農業委員会事務局	農業委員会事務局	農業委員会事務局
根拠法令等	農地法	農地法	農地法	農地法	農地法
歳出予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 農業生産法人が、農地法第2条第7項の要件を欠くことのないよう留意し、健全な農業経営の推進を図る。</p> <p>【内容】 日常業務の中で、農業生産法人の活動を把握するとともに、法人から毎年提出されることとなっている、報告書の内容をチェックし、要件の充足状況を確認する。</p> <p>【基礎数値】 現在の状況 ・株式会社形態の農業生産法人 2社 ・有限会社形態の農業生産法人 2社</p>	<p>【目的】 農業生産法人が、農地法第2条第7項の要件を欠くことのないよう留意し、健全な農業経営の推進を図る。</p> <p>【内容】 日常業務の中で、農業生産法人の活動を把握するとともに、法人から毎年提出されることとなっている、報告書の内容をチェックし、要件の充足状況を確認する。</p> <p>【基礎数値】 現在の状況 ・株式会社形態の農業生産法人 0社 ・有限会社形態の農業生産法人 0社</p> <p style="text-align: center;">事務取扱の実績なし</p>	<p>【目的】 農業生産法人が、農地法第2条第7項の要件を欠くことのないよう留意し、健全な農業経営の推進を図る。</p> <p>【内容】 日常業務の中で、農業生産法人の活動を把握するとともに、法人から毎年提出されることとなっている、報告書の内容をチェックし、要件の充足状況を確認する。</p> <p>【基礎数値】 現在の状況 ・株式会社形態の農業生産法人 0社 ・有限会社形態の農業生産法人 0社</p> <p style="text-align: center;">事務取扱の実績なし</p>	<p>【目的】 農業生産法人が、農地法第2条第7項の要件を欠くことのないよう留意し、健全な農業経営の推進を図る。</p> <p>【内容】 日常業務の中で、農業生産法人の活動を把握するとともに、法人から毎年提出されることとなっている、報告書の内容をチェックし、要件の充足状況を確認する。</p> <p>【基礎数値】 現在の状況 ・株式会社形態の農業生産法人 0社 ・有限会社形態の農業生産法人 0社</p> <p style="text-align: center;">事務取扱の実績なし</p>	<p>【目的】 農業生産法人が、農地法第2条第7項の要件を欠くことのないよう留意し、健全な農業経営の推進を図る。</p> <p>【内容】 日常業務の中で、農業生産法人の活動を把握するとともに、法人から毎年提出されることとなっている、報告書の内容をチェックし、要件の充足状況を確認する。</p> <p>【基礎数値】 現在の状況 ・株式会社形態の農業生産法人 0社 ・有限会社形態の農業生産法人 0社</p> <p style="text-align: center;">事務取扱の実績なし</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		農業委員会部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
33	生産緑地法に関する事務		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	農業委員会事務局	農業委員会事務局	農業委員会事務局	農業委員会事務局	農業委員会・まちづくり課
根拠法令等	生産緑地法				
歳出予算額（平成16年度）	0千円				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【内容】</p> <p>生産緑地のあっせん 市農政課から照会。地区農業委員に問い合わせ結果を回答する。</p> <p>生産緑地法第8条に関する事務 市都市計画課から照会。農地法上の判断を記載し、回答する。</p> <p>生産緑地法施行規則第4条に関する事務 市土地利用調整課から照会。面談、診断書の内容等から判断し回答する。</p> <p>生産緑地追加指定に関する事前照会 市都市計画課から照会。農業委員、事務局職員により現地を確認し、良好な営農を継続しているか判断し、回答する。</p>	「生産緑地」指定がないため、事業該当なし	「生産緑地」指定がないため、事業該当なし	「生産緑地」指定がないため、事業該当なし	「生産緑地」指定がないため、事業該当なし

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	農業委員会部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
34	農業委員会委員報酬	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	農業委員会事務局	農業委員会事務局	農業委員会事務局	農業委員会事務局	農業委員会事務局
根拠法令等	農業委員会等に関する法律	農業委員会等に関する法律	農業委員会等に関する法律	農業委員会等に関する法律	農業委員会等に関する法律
歳出予算額（平成16年度）	14,250千円	1,693千円	4,781千円	2,110千円	2,110千円
歳入予算額（平成16年度）	1,200千円	500千円	680千円	450千円	477千円
【事務事業の内容】	<p>【内容】</p> <p>委員報酬(月額)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会 長     86,000円(1人)</li> <li>・ 会長職務代理者 56,500円(1人)</li> <li>・ 一 般     47,500円(22人)</li> </ul> <p>支払日 毎月委員会実施日(概ね25日前後)</p> <p>支払方法 本人希望による(H16年度は全員口座振込み)</p> <p>期末手当 なし</p> <p>【特定財源】</p> <p>名称 農業委員会費交付金 1,200千円 内容 委員手当に対する交付金</p>	<p>【内容】</p> <p>委員報酬(年額)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会 長     186,000円(1人)</li> <li>・ 会長職務代理者 157,000円(1人)</li> <li>・ 一 般     150,000円(9人)</li> </ul> <p>支払日 半期,年度終了後の2回(概ね25日前後)</p> <p>支払方法 全員口座振込み</p> <p>期末手当 なし</p> <p>【特定財源】</p> <p>名称 農業委員会交付金 500千円 内容 委員手当てに対する交付金</p>	<p>【内容】</p> <p>委員報酬(年額)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会 長     258,000円(1人)</li> <li>・ 会長職務代理者 223,000円(1人)</li> <li>・ 一 般     215,000円(20人)</li> </ul> <p>支払日 半期,年度終了後の2回(概ね25日前後)</p> <p>支払方法 全員口座振込み</p> <p>期末手当 なし</p> <p>【特定財源】</p> <p>名称 農業委員会交付金 680千円 内容 委員手当てに対する交付金</p>	<p>【内容】</p> <p>委員報酬(年額)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会 長     172,000円(1人)</li> <li>・ 会長職務代理者 144,000円(1人)</li> <li>・ 一 般     138,000円(13人)</li> </ul> <p>支払日 半期,年度終了後の2回(概ね25日前後)</p> <p>支払方法 全員口座振込み</p> <p>期末手当 なし</p> <p>【特定財源】</p> <p>名称 農業委員会交付金 450千円 内容 委員手当てに対する交付金</p>	<p>【内容】</p> <p>委員報酬(年額)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会 長     175,400円(1人)</li> <li>・ 会長職務代理者 145,800円(1人)</li> <li>・ 一 般     137,700円(11人)</li> </ul> <p>支払日 半期,年度終了後の2回(概ね25日前後)</p> <p>支払方法 全員現金にて支給</p> <p>期末手当 なし</p> <p>【特定財源】</p> <p>名称 農業委員会交付金 477千円 内容 委員手当てに対する交付金</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		農業委員会部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
35	農業委員会委員活動（視察、研修等）		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	農業委員会事務局		農業委員会事務局		農業委員会事務局
根拠法令等	農地法・ 農業委員会等に関する法律		農地法・ 農業委員会等に関する法律		農地法・ 農業委員会等に関する法律
歳出予算額（平成16年度）	954千円	35千円	131千円	170千円	214千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 行政視察の実施や農業委員大会への参加などの機会を通して、農業委員としての資質の向上、知識の修得を図り、農業委員活動に資する。</p> <p>【内容】 農業先進地への行政視察 農業委員大会への参加 和解の仲介についての研修会への参加 地区連合会主催の研修会への参加</p>	<p>【目的】 行政視察の実施や農業委員大会への参加などの機会を通して、農業委員としての資質の向上、知識の修得を図り、農業委員活動に資する。</p> <p>【内容】 農業先進地への行政視察 農業委員大会への参加 和解の仲介についての研修会への参加 地区連合会主催の研修会への参加</p> <p>事業立て予算がないため、委員関係費で対応（日当廃止、実費交通費等の費用弁償のみ）</p> <p style="text-align: center;">・旅費 19千円 ・消耗品費 16千円</p>	<p>【目的】 行政視察の実施や農業委員大会への参加などの機会を通して、農業委員としての資質の向上、知識の修得を図り、農業委員活動に資する。</p> <p>【内容】 農業先進地への行政視察 農業委員大会への参加 和解の仲介についての研修会への参加 地区連合会主催の研修会への参加 農地部会・農振部会研修会</p> <p>事業立て予算がないため、委員関係費で対応（日当、実費交通費等の費用弁償）</p> <p style="text-align: center;">・旅費 46千円 ・自動車借上料 74千円 ・負担金 11千円</p>	<p>【目的】 行政視察の実施や農業委員大会への参加などの機会を通して、農業委員としての資質の向上、知識の修得を図り、農業委員活動に資する。</p> <p>【内容】 農業先進地への行政視察 農業委員大会への参加 和解の仲介についての研修会への参加 地区連合会主催の研修会への参加</p> <p>・旅費 120千円 ・使用料及び賃借料 50千円 （マイクロバス借り上げ）</p>	<p>【目的】 行政視察の実施や農業委員大会への参加などの機会を通して、農業委員としての資質の向上、知識の修得を図り、農業委員活動に資する。</p> <p>【内容】 農業先進地への行政視察 農業委員大会への参加 和解の仲介についての研修会への参加 地区連合会主催の研修会への参加</p> <p>・旅費 149千円 ・使用料及び賃借料 50千円 （マイクロバス借り上げ） ・通送料 5千円 ・負担金 10千円</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		農業委員会部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
36	農業委員会会議		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	農業委員会事務局	委員委員会事務局	農業委員会事務局	農業委員会事務局	農業委員会事務局
根拠法令等	農業委員会等に関する法律	農業委員会等に関する法律	農業委員会等に関する法律・津久井町農業委員会会議規則	農業委員会等に関する法律	農業委員会等に関する法律
歳出予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 農業委員会の所管事項について、検討、審議及び決定等を行うため、総会及びその他の会議を開催する。</p> <p>【内容】 総会 農地法、農業経営基盤強化促進法に係る議案、その他総会の決定事項とされている議案についてその可否を決定する。 毎月1回開催 農業委員全員</p> <p>農政対策特別小委員会 県知事建議、市長建議に係る事項など農政関係事項について審議する。 年2回程度開催 11名</p> <p>農地対策特別小委員会 農地関係事項について審議する。 随時開催 11名</p> <p>農地等紛争あっせん委員会 農地等の利用関係等のあっせん、紛争の防止等についての処理を行なう。 随時開催 3名</p> <p>全員協議会 市長建議の内容についての審議その他必要事項について審議する。 年1回開催 農業委員</p>	<p>【目的】 農業委員会の所管事項について、検討、審議及び決定等を行うため、総会及びその他の会議を開催する。</p> <p>【内容】 総会 ・ 農地法、農業経営基盤強化促進法に係る議案、その他総会の決定事項とされている議案についてその可否を決定する。 ・ 県知事建議に係る事項など農政関係事項について審議する。 ・ 農地関係事項について審議する。 毎月1回開催 農業委員全員</p> <p>農地等紛争あっせん委員会 農地等の利用関係等のあっせん、紛争の防止等についての処理を行なう。 随時開催 3名</p> <p>臨時会 臨時案件についての審議その他必要事項について審議する。 必要に応じ開催 農業委員全員</p>	<p>【目的】 農業委員会の所管事項について、検討、審議及び決定等を行うため、総会及びその他の会議を開催する。</p> <p>【内容】 総会 ・ 農地法、農業経営基盤強化促進法に係る議案、その他総会の決定事項とされている議案についてその可否を決定する。 ・ 県知事建議に係る事項など農政関係事項について審議する。 ・ 農地関係事項について審議する。 毎月1回開催 農業委員全員</p> <p>農地等紛争あっせん委員会 農地等の利用関係等のあっせん、紛争の防止等についての処理を行なう。 随時開催 3名</p> <p>臨時会 臨時案件についての審議その他必要事項について審議する。 必要に応じ開催 農業委員全員</p>	<p>【目的】 農業委員会の所管事項について、検討、審議及び決定等を行うため、総会及びその他の会議を開催する。</p> <p>【内容】 総会 ・ 農地法、農業経営基盤強化促進法に係る議案、その他総会の決定事項とされている議案についてその可否を決定する。 ・ 県知事建議に係る事項など農政関係事項について審議する。 ・ 農地関係事項について審議する。 毎月1回開催 農業委員全員</p> <p>農地等紛争あっせん委員会 農地等の利用関係等のあっせん、紛争の防止等についての処理を行なう。 随時開催 3名（会長、地区委員、事務局）</p> <p>臨時総会 臨時案件についての審議その他必要事項について審議する。 必要に応じ開催 農業委員全員</p>	

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	農業委員会部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
37	小作地に関する事務	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	農業委員会事務局	農業委員会事務局	農業委員会事務局	農業委員会事務局	農業委員会事務局
根拠法令等	農地法	農地法	農地法	農地法	農地法
歳出予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【内容】</p> <p>賃貸借の解約等の県知事の許可に係わる事務(法20条第1項) 実績なし</p> <p>合意解約(法20条)の通知の受理 平成15年度 9件 平成14年度 10件</p> <p>小作料の標準額の設定・改定 ○ 平成12年度改定 田 15,000円 畑 14,000円 ○ 平成17年度見直し予定</p> <p>小作料の減額の勧告 実績なし</p> <p>小作地の状況の縦覧 8月1日現在状況を9月1日～9月30日の期間で縦覧(法定)</p>	<p>【内容】</p> <p>賃貸借の解約等の県知事の許可に係わる事務(法20条第1項) 実績なし</p> <p>合意解約(法20条)の通知の受理 平成15年度 0件 平成14年度 0件</p> <p>小作料の標準額の設定・改定 ○ 平成13年度改定 田 10,000円 畑 9,000円 ○ 平成16年度見直し 現行額で据え置き予定</p> <p>小作料の減額の勧告 実績なし</p> <p>小作地の状況の縦覧 8月1日現在状況を9月1日～9月30日の期間で縦覧(法定)</p>	<p>【内容】</p> <p>賃貸借の解約等の県知事の許可に係わる事務(法20条第1項) 実績なし</p> <p>合意解約(法20条)の通知の受理 平成15年度 0件 平成14年度 1件</p> <p>小作料の標準額の設定・改定 ○ 平成13年度改定 田 8,000円 畑 9,000円 ○ 平成16年度見直し 現行額で据え置き予定</p> <p>小作料の減額の勧告 実績なし</p> <p>小作地の状況の縦覧 8月1日現在状況を9月1日～9月30日の期間で縦覧(法定)</p> <p>台帳補正が不完全のため、縦覧に供していない。</p>	<p>【内容】</p> <p>賃貸借の解約等の県知事の許可に係わる事務(法20条第1項) 実績なし</p> <p>合意解約(法20条)の通知の受理 平成15年度 0件 平成14年度 0件</p> <p>小作料の標準額の設定・改定 ○ 平成13年度改定 田 6,100円 畑 5,100円 ○ 平成16年度見直し 現行額で据え置き予定</p> <p>小作料の減額の勧告 実績なし</p> <p>小作地の状況の縦覧 8月1日現在状況を9月1日～9月30日の期間で縦覧(法定)</p>	<p>【内容】</p> <p>賃貸借の解約等の県知事の許可に係わる事務(法20条第1項) 実績なし</p> <p>合意解約(法20条)の通知の受理 平成15年度 0件 平成14年度 0件</p> <p>小作料の標準額の設定・改定 ○ 平成13年度改定 田 7,500円 畑 7,500円 ○ 平成16年度見直し 現行額で据え置き予定</p> <p>小作料の減額の勧告 実績なし</p> <p>小作地の状況の縦覧 8月1日現在状況を9月1日～9月30日の期間で縦覧(法定)</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		農業委員会部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
38	農地造成に関する事務		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	農業委員会事務局		農業委員会事務局		農業委員会事務局
根拠法令等	相模原市農地造成工事指導要綱・ 神奈川県農地造成に係わる農地転用事務処理要綱		城山町農地改良工事指導要綱・ 神奈川県農地造成に係わる農地転用事務処理要綱		相模湖町農地造成指導要領・ 神奈川県農地造成に係わる農地転用事務処理要綱・ 神奈川県農地造成に係わる農地転用事務処理要綱
歳出予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 適正な農地造成工事の指導を行うことにより優良農地の保全を図る。</p> <p>【内容】 農地造成者から申請を受け、審査及び指導を行う。 相模原市農地造成指導要綱の適用範囲 ○ 工事期間 概ね3ヶ月以内 ○ 盛土高・切土高・掘削の深さ 概ね1メートル以内 ○ 造成区域面積 概ね1,000平方メートル以内  相模原市農地造成指導要綱の適用範囲を超えるものは、神奈川県農地造成に係わる農地転用事務処理要綱の適用を受ける。</p> <p>【実績】 平成15年度 20件</p> <p>【農家台帳システム】 管理形態 農業委員会事務局単独のパソコンで管理 保守管理 業者委託（ソフト、ハードの保守）</p>	<p>【目的】 適正な農地造成工事の指導を行うことにより優良農地の保全を図る。</p> <p>【内容】 農地造成者から申請を受け、審査及び指導を行う。 城山町農地改良工事指導要綱の適用範囲 ○ 工事期間 概ね3ヶ月以内 ○ 盛土高・切土高・掘削の深さ 概ね1メートル以内 ○ 造成区域面積 概ね1,000平方メートル以内  城山町農地改良工事指導要綱の適用範囲を超えるものは、神奈川県農地造成に係わる農地転用事務処理要綱の適用を受ける。</p> <p>【実績】 平成15年度 0件</p>	<p>【目的】 適正な農地造成工事の指導を行うことにより優良農地の保全を図る。</p> <p>【内容】 農地造成者から申請を受け、審査及び指導を行う。 神奈川県農地造成に係わる農地転用事務処理要綱(軽易な農地造成)の適用を受ける。 ○ 工事期間 概ね3ヶ月以内 ○ 盛土高・切土高・掘削の深さ 概ね1メートル以内 ○ 造成区域面積 概ね1,000平方メートル以内  相模湖町農地造成指導要領の適用範囲を超えるものは、神奈川県農地造成に係る農地転用事務処理要綱の適用を受ける。</p> <p>【実績】 平成15年度 0件</p>	<p>【目的】 適正な農地造成工事の指導を行うことにより優良農地の保全を図る。</p> <p>【内容】 農地造成者から申請を受け、審査及び指導を行う。 相模湖町農地造成指導要領の適用範囲 ○ 工事期間 概ね3ヶ月以内 ○ 盛土高・切土高・掘削の深さ 概ね1メートル以下 ○ 造成区域面積 概ね1,000平方メートル以内  相模湖町農地造成指導要領の適用範囲を超えるものは、神奈川県農地造成に係る農地転用事務処理要綱の適用を受ける。</p> <p>【実績】 平成15年度 0件</p>	<p>【目的】 適正な農地造成工事の指導を行うことにより優良農地の保全を図る。</p> <p>【内容】 農地造成者から申請を受け、審査及び指導を行う。 神奈川県農地造成に係わる農地転用事務処理要綱(軽易な農地造成)の適用を受ける。 ○ 工事期間 概ね3ヶ月以内 ○ 盛土高・切土高・掘削の深さ 概ね1メートル以内 ○ 造成区域面積 概ね1,000平方メートル以内</p> <p>【実績】 平成15年度 0件</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	農業委員会部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
39	他法令に基づく農地の現況照会等に関する事務	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	農業委員会事務局	農業委員会事務局	農業委員会事務局	農業委員会事務局	農業委員会事務局
根拠法令等	不動産登記法・民事執行法・国税徴収法・租税特別措置法	不動産登記法・民事執行法・国税徴収法・租税特別措置法	不動産登記法・民事執行法・国税徴収法・租税特別措置法	不動産登記法・民事執行法・国税徴収法・租税特別措置法	不動産登記法・民事執行法・国税徴収法・租税特別措置法
歳出予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【内容】</p> <p>登記官照会 地目変更登記申請における、農地法の扱いの照会事務 ・現地調査 事務局職員のみ2名により、農地が非農地かを確認する。必要に応じて地区農業委員に確認してもらう。 非農地で転用許可のない場合は農知事に農地法の取扱について照会を行なう。 〔実績〕 平成15年度 10件</p> <p>農地の時効取得を原因とする所有権移転登記申請に係る事務 ・現地調査 事務局職員のみ2名により、農地が非農地かを確認する。必要に応じて地区農業委員に確認してもらう。 ・神奈川県への報告事務 〔実績〕 平成15年度 1件</p> <p>裁判官照会 競売における、農地法の扱いの照会事務 ・現地調査 事務局職員のみ2名により、農地が非農地かを確認する。必要に応じて地区農業委員に確認してもらう。 非農地で転用許可のない場合は農知事に農地法の取扱について照会を行なう。 〔実績〕 平成15年度 19件</p> <p>国税調査官照会 公売における、農地法の扱いの照会事務 ・現地調査 事務局職員のみ2名により、農地が非農地かを確認する。必要に応じて地区農業委員に確認してもらう。 非農地で転用許可のない場合は農知事に農地法の取扱について照会を行なう。 〔実績〕 平成15年度 3件</p> <p>相続税の納税猶予に係る特例適用農地等の利用状況の確認現地調査：事務局職員のみ2名により調査、その時点で耕作されているかどうか確認する。疑義がある場合には地区農業委員に確認してもらう。 〔実績〕 平成15年度 28件</p>	<p>【内容】</p> <p>登記官照会 地目変更登記申請における、農地法の扱いの照会事務 ・現地調査 事務局職員のみ2名により、農地が非農地かを確認する。必要に応じて地区農業委員に確認してもらう。 非農地で転用許可のない場合は農知事に農地法の取扱について照会を行なう。 〔実績〕 平成15年度 0件</p> <p>農地の時効取得を原因とする所有権移転登記申請に係る事務 ・現地調査 事務局職員のみ2名により、農地が非農地かを確認する。必要に応じて地区農業委員に確認してもらう。 ・神奈川県への報告事務 〔実績〕 平成15年度 0件</p> <p>裁判官照会 競売における、農地法の扱いの照会事務 ・現地調査 事務局職員のみ2名により、農地が非農地かを確認する。必要に応じて地区農業委員に確認してもらう。 非農地で転用許可のない場合は農知事に農地法の取扱について照会を行なう。 〔実績〕 平成15年度 0件</p> <p>国税調査官照会 公売における、農地法の扱いの照会事務 ・現地調査 事務局職員のみ2名により、農地が非農地かを確認する。必要に応じて地区農業委員に確認してもらう。 非農地で転用許可のない場合は農知事に農地法の取扱について照会を行なう。 〔実績〕 平成15年度 0件</p> <p>相続税の納税猶予に係る特例適用農地等の利用状況の確認現地調査：事務局職員のみ2名により調査、その時点で耕作されているかどうか確認する。疑義がある場合には地区農業委員に確認してもらう。 〔実績〕 平成15年度 0件</p>	<p>【内容】</p> <p>登記官照会 地目変更登記申請における、農地法の扱いの照会事務 ・現地調査 地区農業委員と事務局職員2名により、農地が非農地かを確認する。 非農地で転用許可のない場合は農知事に農地法の取扱について照会を行なう。 〔実績〕 平成15年度 0件</p> <p>農地の時効取得を原因とする所有権移転登記申請に係る事務 ・現地調査 地区農業委員と事務局職員2名により、農地が非農地かを確認する。 ・神奈川県への報告事務 〔実績〕 平成15年度 1件</p> <p>裁判官照会 競売における、農地法の扱いの照会事務 ・現地調査 地区農業委員と事務局職員2名により、農地が非農地かを確認する。 非農地で転用許可のない場合は農知事に農地法の取扱について照会を行なう。 〔実績〕 平成15年度 3件</p> <p>国税調査官照会 公売における、農地法の扱いの照会事務 ・現地調査 地区農業委員と事務局職員2名により、農地が非農地かを確認する。 非農地で転用許可のない場合は農知事に農地法の取扱について照会を行なう。 〔実績〕 平成15年度 0件</p> <p>相続税の納税猶予に係る特例適用農地等の利用状況の確認現地調査：事務局職員のみ2名により調査、その時点で耕作されているかどうか確認する。疑義がある場合には地区農業委員に確認してもらう。 〔実績〕 平成15年度 0件</p>	<p>【内容】</p> <p>登記官照会 地目変更登記申請における、農地法の扱いの照会事務 ・現地調査 事務局職員、農業委員3名により、農地が非農地かを確認する。 非農地で転用許可のない場合は農知事に農地法の取扱について照会を行なう。 〔実績〕 平成15年度 1件</p> <p>農地の時効取得を原因とする所有権移転登記申請に係る事務 ・現地調査 事務局職員、農業委員3名により、農地が非農地かを確認する。 ・神奈川県への報告事務 〔実績〕 平成15年度 0件</p> <p>裁判官照会 競売における、農地法の扱いの照会事務 ・現地調査 事務局職員、農業委員3名により、農地が非農地かを確認する。 非農地で転用許可のない場合は農知事に農地法の取扱について照会を行なう。 〔実績〕 平成15年度 0件</p> <p>国税調査官照会 公売における、農地法の扱いの照会事務 ・現地調査 事務局職員、農業委員3名により、農地が非農地かを確認する。 非農地で転用許可のない場合は農知事に農地法の取扱について照会を行なう。 〔実績〕 平成15年度 0件</p> <p>相続税の納税猶予に係る特例適用農地等の利用状況の確認現地調査：事務局職員、農業委員3名より調査、その時点で耕作されているかどうか確認する。 〔実績〕 平成15年度 0件</p>	<p>【内容】</p> <p>登記官照会 地目変更登記申請における、農地法の扱いの照会事務 ・現地調査 事務局職員のみで、農地が非農地かを確認。必要に応じて、地区担当委員に確認を依頼。 非農地で転用許可のない場合は農知事に農地法の取扱について照会。 〔実績〕 平成15年度 2件</p> <p>農地の時効取得を原因とする所有権移転登記申請に係る事務 ・現地調査 事務局職員のみで、農地が非農地かを確認。必要に応じて、地区担当委員に確認を依頼。 ・神奈川県への報告事務 〔実績〕 平成15年度 0件</p> <p>裁判官照会 競売における農地法の扱いの照会事務 ・現地調査 事務局職員のみで、農地が非農地かを確認。必要に応じて、地区担当委員に確認を依頼。 非農地で転用許可のない場合は農知事に農地法の取扱について照会。 〔実績〕 平成15年度 2件</p> <p>国税調査官照会 公売における農地法の扱いの照会事務 ・現地調査 事務局職員のみで、農地が非農地かを確認。必要に応じて、地区担当委員に確認を依頼。 非農地で転用許可のない場合は農知事に農地法の取扱について照会。 〔実績〕 平成15年度 0件</p> <p>相続税の納税猶予に係る特例適用農地等の利用状況の確認現地調査：事務局職員、会長、担当地区委員により調査、その時点で耕作されているかどうか確認。 〔実績〕 平成15年度 0件</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	農業委員会部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
40	市民農園に関する事務	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	農業委員会事務局	農業委員会事務局	農業委員会事務局	農業委員会事務局	農業委員会事務局
根拠法令等	特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律・市民農園整備促進法	特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律・市民農園整備促進法	特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律・市民農園整備促進法	特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律・市民農園整備促進法	特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律・市民農園整備促進法
歳出予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【内容】 市等が市民農園等を指定する場合の決定、承認。</p> <p>【手続きの方法】 承認依頼受付（毎月10日締め切り） 内容審査、議案書作成 農業委員会総会にて審議、承認 承認通知を送付</p> <p>・平成15年度取扱い件数 5件 市民農園 4件（市農政課） 中高年ホームファーマー 1件 （神奈川県農政事務所）</p>	<p>【内容】 町等が市民農園等を指定する場合の決定、承認。</p> <p>【手続きの方法】 承認依頼受付（毎月15日締め切り） 内容審査、議案書作成 農業委員会総会にて審議、承認 承認通知を送付</p> <p>・平成15年度取扱い件数 2件 町農業体験事業（大豆栽培とみそ加工）1件（町経済課） 中高年ホームファーマー 1件 （神奈川県津久井地区行政センター）</p>	<p>【内容】 町等が市民農園等を指定する場合の決定、承認。</p> <p>【手続きの方法】 承認依頼受付（毎月15日締め切り） 内容審査、議案書作成 農業委員会総会にて審議、承認 承認通知を送付</p> <p>・平成15年度取扱い件数 2件 中高年ホームファーマー2件 （神奈川県津久井地区行政センター）</p>	<p>【内容】 町等が市民農園等を指定する場合の決定、承認。</p> <p>【手続きの方法】 承認依頼受付（毎月15日締め切り） 内容審査、議案書作成 農業委員会総会にて審議、承認 承認通知を送付</p> <p>今まで実績なし</p>	<p>【内容】 町等が市民農園等を指定する場合の決定、承認。</p> <p>【手続きの方法】 承認依頼受付（毎月15日締め切り） 内容審査、議案書作成 農業委員会総会にて審議、承認 承認通知を送付</p> <p>今まで実績なし</p>

会 計 部 会

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号 29	合併協議事項 各種事務事業の取扱い				専門部会名 会計部会
事務事業番号 6	事務事業名 収入事務				協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会
担当課名	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
根拠法令等	会計課 地方自治法・ 相模原市会計規則	会計班 地方自治法・ 城山町会計規則	会計課 地方自治法・ 津久井町予算決算会計規則	会計課 地方自治法・ 相模湖町予算決算会計規則	収入役室 地方自治法 藤野町予算決算会計規則
歳出予算額（平成16年度）					
歳入予算額（平成16年度）					
【事務事業の内容】	<p>（窓口収納）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指定金融機関（横浜銀行）及び、収納代理金融機関（日本郵政公社を除く）で収納された収納金（窓口収納）は、各収納代理金融機関ごとの取りまとめ店が取りまとめ、指定金融機関総括店の相模原駅前支店に送金（原則収納日の翌日）する。</li> <li>日本郵政公社で収納された収納金（窓口収納）は、取扱種別ごとの日本郵政公社口座（口座名義は、相模原市収入役）に振り分けられ、相模原郵便局が各口座に入金された合計額の小切手を作成し会計課に持ち込む。</li> <li>指定金融機関及び、収納代理金融機関（日本郵政公社を除く）は、取り扱い手数料は無料。</li> <li>日本郵政公社は、取り扱い手数料は有料（担当課）</li> </ul> <p>（口座収納）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>口座振替による収納は、月1回 会計課窓口で、各収納代理金融機関の取りまとめ店にMTを受け渡す。</li> <li>口座振替における収納金は、各収納代理金融機関（日本郵政公社を除く）の取りまとめ店が取りまとめ、指定金融機関総括店の相模原駅前支店に送金する。</li> <li>引落し結果MTは、各収納代理金融機関の取りまとめ店が会計課に持ち込む。</li> <li>日本郵政公社分の口座振替における収納金は、窓口収納と同様に取扱種別ごとの日本郵政公社口座に振り分けられ、相模原郵便局が小切手を作成し会計課に持ち込む。</li> <li>口座振替依頼書のデータ入力作業は、会計課が行う。</li> <li>指定金融機関及び、収納代理金融機関（日本郵政公社を除く）への口座振替手数料（担当課）は、1件当たり7.5円を上期、下期の2回に分けて支払う。日本郵政公社は、1件10円</li> </ul> <p>（納付書消込）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指定金融機関の横浜銀行相模原駅前支店から納付書（納入済通知書）等を受け取る。</li> <li>OCR納付書は、会計課でOCR読み取りを行い消込データを作成する。</li> <li>パンチ納付書は、納税課が消込データを作成する。消し込み作業は、毎日行う。</li> </ul> <p>（日計表）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指定金融機関からの残高報告書を毎日徴し、会計課では各会計毎の残高を集計した日計表を毎日作成している。</li> </ul>	<p>（窓口収納）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指定金融機関（津久井郡農業協同組合）、指定代理金融機関（横浜銀行）及び、収納代理金融機関（日本郵政公社を除く）で収納された収納金（窓口収納）は、各指定、収納代理金融機関ごとの取りまとめ店が取りまとめ、それぞれの津久井町収入役口座に入金する。各収納代理金融機関は、収入日計書に納付書（納付済通知書）等を添えて指定金融機関総括店の川尻支所に収入日計表を送付（原則収納日の翌日）する。</li> <li>日本郵政公社で収納された収納金納付書は指定金融機関役場派出所に送付され、それにもとづき派出所で収入日計表を作成する。</li> <li>指定金融機関、指定代理及び収納代理金融機関（日本郵政公社を除く）は、取り扱い手数料は無料。日本郵政公社は有料。（担当課）</li> </ul> <p>（口座収納）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>口座振替による収納は月1回（担当課） 収納課で、各指定、収納代理金融機関の取りまとめ店に向き、MTで依頼する。</li> <li>口座振替における収納金は各指定・収納代理金融機関（日本郵政公社を除く）の取りまとめ店が取りまとめ、指定金融機関総括店の川尻支所に収入日計表を送付する。</li> <li>引落し結果MTは、各指定代理・収納代理金融機関の取りまとめ店に収納課が出向き受け取る。</li> <li>日本郵政公社分の口座振替における収納金は、窓口収納と同様に引落しし結果を派出所へ送付する。</li> <li>口座振替依頼書のデータ入力作業は、収納課が行う。指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関（日本郵政公社を除く）への口座振替手数料（担当課）は1件当たり21円を年2回（10月、4月）に分けて支払う。日本郵政公社は1件10円</li> </ul> <p>（納付書消込）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指定金融機関の津久井郡農業協同組合川尻支所から納付書（納入済通知書）等を担当課で受け取る。</li> <li>OCR納付書は、収納課でOCR読み取りを行い消込データを作成する。パンチ納付書も収納課が消込データを作成する。消込作業は、毎日行う。</li> </ul> <p>（日計表）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指定金融機関から各金融機関の収入日計表を毎日徴し、会計班では各会計毎の残高を集計した日計表を毎日作成している。</li> </ul>	<p>（窓口収納）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指定金融機関（津久井郡農業協同組合）及び、収納代理金融機関で収納された収納金（窓口収納）は、各収納代理金融機関ごとの取りまとめ店が取りまとめ、それぞれの津久井町収入役口座に入金する。各収納代理金融機関は、収入日計書に納付書（納付済通知書）等を添えて指定金融機関総括店の中野支所に送付する。</li> <li>指定金融機関及び、収納代理金融機関（日本郵政公社を除く）は、取り扱い手数料は無料。</li> <li>日本郵政公社は、取り扱い手数料は有料（担当課）</li> </ul> <p>（口座収納）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>口座振替による収納は、月1回、担当課が、各収納代理金融機関の取りまとめ店にMTを受け渡す。引落し結果MTは、各収納代理金融機関の取りまとめ店が担当課に持ち込む。</li> <li>口座振替依頼書の作成は、各担当課が行う。</li> <li>指定金融機関及び、収納代理金融機関への口座振替手数料（担当課）は、1件当たり20円を年2回支払う。日本郵政公社は1件10円、毎月支払う。</li> </ul> <p>（公金回収）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>必要に応じて各収納代理金融機関から小切手の発行をし、指定金融機関に持ち込む。</li> </ul> <p>（納付書消込）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指定金融機関の津久井郡農業協同組合役場内派出所から納付書（納入済通知書）等を受け取る。日計表の決裁後、各担当に納付書を配布し、担当課にて消し込みを行う。</li> </ul> <p>（日計表）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指定金融機関からの残高報告書を毎日徴し、会計課では指定金融機関作成の各会計毎の残高を集計した日計表の検査（決裁）を行う。</li> </ul>	<p>（窓口収納）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指定金融機関（津久井郡農業協同組合）、指定代理金融機関及び、収納代理金融機関で収納された収納金（窓口収納）は、各金融機関ごとの取りまとめ店が取りまとめ、それぞれの藤野町収入役口座に入金する。各金融機関は、収入日計表に納付書（納付済通知書）等を添えて指定金融機関総括店の藤野支所もしくは役場内派出所に送付する。</li> <li>日本郵政公社で収納された収納金は、日本郵政公社の藤野町収入役口座に入金される。納付書（納付済通知書）等は収入役室に送付され、収入役室職員が週に2回吉野郵便局にて払戻しし収入日計表を作成して指定金融機関役場派出所に現金を持ち込む。</li> <li>指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関は、取扱手数料は無料。</li> <li>日本郵政公社は、有料。（担当課）</li> </ul> <p>（口座収納）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>口座振替による収納は、月1回、担当課が、指定金融機関、指定代理金融機関及び、日本郵政公社（吉野郵便局）にFD若しくは口座振替納付書を持参し、依頼する。</li> <li>口座振替における収納金は、各指定、指定代理金融機関の取りまとめ店がとりまとめ、それぞれの藤野町収入役口座に入金する。引落結果FDは各指定、指定代理金融機関から担当課へ送付（一部担当課が回収あり）され、口座振替済報告書は収入日計表に添えて指定金融機関総括店の藤野支所もしくは役場派出所に送付する。</li> <li>日本郵政公社分の口座振替による収納金は、窓口収納と同様に藤野町収入役口座に入金される。口座振替済報告書は窓口収納分の納付済通知書と同様の取り扱いをし、引落結果FDは担当課へ送付する。</li> <li>指定金融機関及び、指定代理金融機関への口座振替手数料（担当課）は、1件当たり21円を年2回支払う。日本郵政公社は、1件当たり10円を毎月支払う。</li> </ul> <p>（公金回収）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>必要に応じて、各指定代理、収納代理金融機関から口座振込小切手の発行により、指定金融機関へ送金、持ち込む。</li> </ul> <p>（納付書消込）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指定金融機関の津久井郡農業協同組合役場内派出所から各金融機関の収入日計表と納付書（納付済通知書）等を受け取る。日計表の決裁後、各担当に納付書を配布し、担当課にて消し込みを行う。</li> </ul> <p>（日計表）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指定金融機関の津久井郡農業協同組合役場内派出所から各金融機関の収入日計表を毎日徴し収入役室では財務会計システムにより各会計毎の残高集計した日計表を毎日作成している。</li> </ul>	

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号 29	合併協議事項 各種事務事業の取扱い	専門部会名 会計部会			
事務事業番号 7	事務事業名 支出事務	協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	会計課	会計班	会計課	会計課	収入役室
根拠法令等	地方自治法 相模原市会計規則	地方自治法 城山町会計規則	地方自治法 津久井町予算決算会計規則	地方自治法 相模湖町予算決算会計規則	地方自治法 藤野町予算決算会計規則
歳出予算額（平成16年度）					
歳入予算額（平成16年度）					
【事務事業の内容】	<p>支払事務</p> <p>（口座振込による支払い）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・口座振込データをパソコン使用したデータ転送により、依頼をする。</li> <li>振込先口座情報は、マスタ登録してある債権者情報を使用する。</li> <li>データ作成は、支出命令書の支払希望日の4営業日前に作成を行い、3営業日前に依頼。</li> <li>・口座振込指令書による依頼</li> <li>予算執行票の希望予定日の1営業日前に依頼を行う。</li> <li>・口座振込データMT、FDによる依頼</li> <li>予算執行課が、MT、FDの作成を行い依頼をする。（職員給与、非常勤賃金、各福祉手当等）</li> </ul> <p>（納付書、振込用紙による支払い）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・予算執行票の支払希望日の1営業日前に依頼を行う。</li> </ul> <p>（窓口での現金支払い）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・横浜銀行相模原市役所出張所の窓口で受領する。</li> </ul> <p>（資金前渡等）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・50万円以上の受領、金種がある場合は、受領日の2営業前までに総括店に連絡を行う。</li> </ul> <p>（支払日）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市役所営業日かつ金融機関営業日の毎日、支払いを行っている。</li> </ul>	<p>支払事務</p> <p>（口座振込による支払い）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・口座振込データをパソコン仕様にしたデータでFDに写し依頼する。</li> <li>振込先口座情報は、債権者登録情報を使用する。</li> <li>データ作成は、支出命令書の支払希望日の5営業日前に作成を行い、4営業日前に本所に依頼。</li> <li>・口座振替支払通知書による依頼</li> <li>希望支出予定日の2営業日前に依頼を行う。</li> <li>・口座振込データFDによる依頼</li> <li>予算執行課（総務課）がFDの作成を行い依頼する。（職員給与）</li> </ul> <p>（納付書、振込用紙による依頼）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支払期日の2営業日前に川尻支所に依頼を行う。</li> </ul> <p>（窓口での現金支払い）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・津久井郡農業協同組合城山町役場出張所の窓口で受領する。</li> </ul> <p>（資金前渡等）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受領日の1営業前までに出張所職員に依頼をする。</li> </ul> <p>（支払日）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・役場営業日かつ金融機関営業日の毎日、支払いを行っている。</li> </ul>	<p>支払事務</p> <p>（口座振込による支払い）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定期口座払（月6回、5日おき）、随時振込（随時に支払）、その他払（緊急の支払）による支払。</li> <li>振込先口座情報は、財務会計システムによる債権者登録情報を使用する。</li> <li>・口座振込データFDによる依頼</li> <li>定期の口座払については、会計課でFDの作成を行い依頼を行う。6営業日前にFDを作成し、送付する。職員給与、児童手当の支払は、担当課FDを作成する。</li> <li>・口座振込依頼書による依頼</li> <li>随時振込・その他払については口座振込依頼書により、支払予定日の2営業日前に依頼を行う。</li> </ul> <p>（納付書、振込用紙による支払い）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支払予定日の2営業日前に依頼を行う。</li> <li>・公共料金支払基金による運用管理は行っていないので、全て納付書による支払となる。</li> </ul> <p>（窓口での現金支払い）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・津久井郡農業協同組合中野支所役場内派出所の窓口で受領する。（資金前渡等）</li> <li>受領日の1営業日前までに総括店に連絡を行う。</li> </ul> <p>（支払日）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・役場営業日かつ金融機関営業日の毎日、支払いを行っている。</li> </ul> <p>（支払通知）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・口座振込通知書・支払通知書を作成し、債権者に支払内容を通知する。</li> </ul>	<p>支払事務</p> <p>（口座振込による支払い）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各課起票の伝票をもとに、口座振込依頼書を会計課にて作成し、指定金融機関に2営業日前に振込み依頼をする。</li> <li>・口座振込データMTによる依頼</li> <li>予算執行課が、MTの作成を行い依頼をする。（職員給与のみ）</li> <li>（納付書、振込用紙による支払い）</li> <li>・支払希望日の2営業日前に依頼を行う。</li> </ul> <p>（窓口での現金支払い）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・津久井郡農業協同組合相模湖町役場内出張所の窓口で受領する。</li> </ul> <p>（支払日）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・役場営業日かつ金融機関営業日の毎月5の付く日（土日の場合、月曜日とする）に、支払いを行っている。</li> </ul> <p>（納付書、振込用紙による支払い）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支払日の2日前に津久井郡農協藤野町役場内派出所に依頼する。</li> </ul> <p>（窓口での現金支払い）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・津久井郡農協藤野町役場内派出所の窓口で受領する。</li> </ul> <p>（支払日）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定期支払日は、毎月10日、20日、月末日で、支払日が休日の場合は金融機関の前営業日。</li> </ul> <p>（支払通知）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・口座振込通知書を作成し、債権者に支払内容を通知する。（通知を希望する債権者のみ）</li> </ul>	

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		会計部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
8	指定金融機関等		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	会計課	会計班	会計課	会計課	収入役室
根拠法令等	地方自治法・相模原市会計規則	地方自治法・城山町会計規則	地方自治法・津久井町予算決算会計規則・津久井町公金管理運用会議設置要綱	地方自治法・相模湖町予算決算会計規則	地方自治法・藤野町予算決算会計規則
歳出予算額（平成16年度）					
歳入予算額（平成16年度）					
【事務事業の内容】	<p>(指定金融機関等の検査) 公金取扱状況検査実施</p> <p>1. 検査対象 指定金融機関総括店については、毎年実施。その他については、取扱高、検査実績を考慮して選定随時検査は、必要の都度実施</p> <p>2. 検査時期 平成16年度は16年11月・12月に実施</p> <p>3. 検査方法 (1) 公金受入簿記載内容 (2) 収入原符（収入控票）の領収日 (3) 収入原符（収入控票）の整理編てつ (4) 公金受入簿と収入原符（収入控票）との照合等 (5) 前期前納付報奨金の取扱い (6) 延滞金の収納 (7) 収納金の口座より生じた利子 (8) その他必要な事項</p> <p>指定金融機関等の指定については、財務課が担当</p> <p>(資金運用) 歳計現金、基金等の安全かつ適切な運用を目的とし、収入役、担当部長を構成員とした資金会議で定めた資金運用基準に基づき、資金を運用している。 なお、各課・機関より毎月20日までに翌月の収支予定表及び年間及び上・下半期収支予定表の提出を受け、これに前年の実績を考慮して、資金計画を立案している。</p>	<p>(指定金融機関等の検査) 公金取扱状況検査実施</p> <p>1. 検査対象 指定金融機関総括店、その他金融機関を順次選定 随時検査は、必要の都度実施</p> <p>2. 検査時期 未定</p> <p>3. 検査方法 (1) 公金受入簿記載内容 (2) 収入原符（収入控票）の領収日 (3) 収入原符（収入控票）等の整理 (4) 公金受入簿と収入原符（収入控票）との照合等 (5) 延滞金、督促手数料の収納 (6) その他必要な事項</p> <p>指定金融機関等の指定については、財務課が担当</p> <p>(資金運用) 歳計現金、基金等の安全かつ適切な運用のため予算に基づき、収入役及び財務課と協議をして運用を行っている。 各課より毎月20日までに、翌月200万以上の支出がある場合、支出予定表の提出、年間収支予定表を財務課が作成。 歳計現金に不足が生じたときは、収入役が町長と協議し基金の繰替運用を行う。</p>	<p>(指定金融機関等の検査) 公金取扱状況について検査を実施</p> <p>1. 検査対象 指定金融機関総括店については、毎年実施。収納代理金融機関については、取扱高等を考慮して選定。</p> <p>2. 検査時期 平成16年度は16年11月を予定</p> <p>3. 検査事項 (1) 公金の収納事務及び収納金の振替事務の取扱い (2) 小切手の支払、送金払、口座振替払、繰替払その他公金の支払事務の取扱い (3) 公金の預金状況 (4) 帳簿及び証拠書類の整理 (5) その他必要な事項</p> <p>指定金融機関等の指定については、財務課が担当</p> <p>(資金運用) 公金管理・運用指針を円滑に実施するため、収入役、関係課長を構成員とした公金管理運用会議を設置し、計画に基づき資金を運用している。 なお、財務課より年間収支予定表の提出を受け、これに前年の実績を考慮して、資金計画を立案している。</p>	<p>(指定金融機関等の検査) 公金取扱状況検査実施</p> <p>1. 検査対象 指定金融機関・収納代理金融機関</p> <p>2. 検査方法 納付書・伝票と日計表を照合し、検査する。また、毎月月初めに各金融機関の通帳記帳を行い通帳と日計表の残高の検査を行う。</p> <p>指定金融機関等の指定については、町長が行なう</p> <p>(資金運用) 歳計現金、基金等の安全かつ適切な運用を目的とし、助役と会計課が調整の上、資金を運用している。</p> <p>(資金運用) 歳計現金、基金等の安全かつ適切な運用を行うため、収入役と財政担当課が協議をして運用を行っている。</p>	<p>(指定金融機関等の検査) 公金取扱状況検査実施</p> <p>1. 検査対象 指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関</p> <p>2. 検査方法 日計表と納付書及び伝票等との照合と共に、各金融機関の預金通帳残高と日計表との照合等により検査を行う。</p> <p>指定金融機関等の指定については、財政担当課が担当する。</p> <p>(資金運用) 歳計現金、基金等の安全かつ適切な運用を行うため、収入役と財政担当課が協議をして運用を行っている。</p>

# 事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		会計部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
9	公共料金支払基金の運用管理		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	会計課	会計班	会計課	会計課	収入役室
根拠法令等	相模原市公共料金支払基金条例 相模原市公共料金支払基金施行規則				
歳出予算額（平成16年度）					
歳入予算額（平成16年度）					
【事務事業の内容】	<p>公共料金の支払事務を円滑かつ効率的に行うため（予算執行票の削減、審査事務の負担軽減）、公共料金支払基金を設置している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共料金支払基金（3億円）を原資とし、口座引落しでの支払いを行う。</li> <li>・1ヶ月間の引落し結果をもとに施設管理課の歳出予算から公共料金支払基金への振り替えをバッチ処理により行う。</li> <li>・公共料金の種類は、電気料金、ガス料金、上下水道料金、電信電話料金、放送受信料</li> </ul>	現在実施していない。	該当なし 公共料金の支払は、全て納付書によって支払を行っている。	基金からの公共料金の口座引き落としはしておりません。納付書（請求書）による支払いをしています。	<p>基金の設置はありませんが、口座引落での支払いは実施しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各会計毎の口座（一般会計については口座引落専用の口座）から口座引落しでの支払いを行う。</li> <li>・2ヶ月間の引き落とし明細を各担当課へ配布し、支出伝票の提出を求め財務会計システムへ登録する。</li> <li>・口座引落を行っている公共料金は、電気料金、電話料金、上下水道料金で、一部納付書による支払をしています。</li> </ul>